

平成 26 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

本白書は再生紙を使用しております。

はじめに 今後発生が予測される大規模災害への対応と消防防災体制の強化 ～東日本大震災の教訓を生かす～

特集1 緊急消防援助隊の機能強化

1▶ 南海トラフ地震、首都直下地震等に備えた大幅増隊	2
（1）消火・救助・救急体制の強化	2
（2）指揮体制の強化	2
（3）後方支援体制の強化	2
2▶ 石油コンビナート災害に対応するためドラゴンハイパー・コマンドユニットの創設	2
3▶ 機動力の強化	3
（1）統合機動部隊の新設	3
（2）津波・大規模風水害対策車両等の配備	3
4▶ 後方支援体制の充実	4
（1）拠点機能形成車両の配備	4
（2）救助活動等拠点施設の整備	4
5▶ 通信支援体制の整備	5
（1）通信支援小隊の新設	5
（2）情報収集・伝達体制の強化	5
6▶ 自衛隊、警察等との連携促進	7

特集2 消防団等地域防災力の充実強化

1▶ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立	9
（1）消防団の現状と課題	9
（2）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立	10
2▶ 法律制定を受けた消防庁における取組状況	11
（1）消防団充実強化対策本部の設置	11
（2）消防団への加入促進	11
（3）消防団員の処遇の改善	13
（4）装備の充実強化	13
（5）教育・訓練の充実・標準化	13
3▶ 充実強化に向けた今後の取組	14
（1）消防審議会中間答申	14
（2）「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」（平成26年8月29日開催）	15
4▶ その他引き続き実施すべき施策	16
（1）女性の入団推奨	16
（2）全国女性消防団員活性化大会の開催	16
（3）全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰の実施	16
（4）消防団員入団促進キャンペーンの全国展開	16
（5）消防団活動のPR	17
（6）機能別団員及び機能別分団など消防団組織・制度の多様化方策の導入	17
（7）消防団員確保の支援体制の構築	18
（8）全国消防操法大会の開催	18

特集3 最近の大規模自然災害・火災爆発事故への対応及びこれを踏まえた消防防災体制の整備

1	伊豆大島の土砂災害を踏まえた危機管理体制及び訓練の充実	19
	(1) 災害の概要	19
	(2) 政府の対応及び消防機関の活動	19
	(3) 災害を踏まえた地方公共団体の危機管理体制及び訓練の充実	21
2	広島市の土砂災害を踏まえた災害リスク情報の的確な提供の推進	23
	(1) 災害の概要	23
	(2) 政府の対応及び消防機関の活動	23
	(3) 災害を踏まえた災害リスク情報の的確な提供の推進	27
3	御嶽山噴火災害への対応	28
	(1) 災害の概要	28
	(2) 政府の対応及び消防機関の活動	28
	(3) 火山噴火に関して緊急的に行う主な被害防止対策	31
4	福岡市の有床診療所火災を踏まえた有床診療所・病院火災対策の推進	32
	(1) 福岡県福岡市診療所火災の概要	32
	(2) 全国の有床診療所・病院に対する実態調査の概要	32
	(3) 有床診療所・病院における今後の火災対策のあり方	32
5	最近の爆発事故等を踏まえた石油コンビナート等における災害対策の推進	33
	(1) 石油コンビナート等における最近の事故の状況	33
	(2) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議	33
	(3) 石油コンビナート等の防災体制の強化	34
	(4) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	34

第1章 災害の現況と課題

第1節 火災予防	35
[火災の現況と最近の動向]	35
1 出火状況	37
(1) 1日当たり132件の火災が発生	37
(2) 建物火災は全火災の52.1%	37
(3) 冬季・春季の火災による損害額が多い	37
(4) 出火率は3.7件/万人	37
(5) 火災の覚知は119番通報、初期消火は消火器	38
2 火災による死者の状況	38
(1) 火災による死者の状況	38
(2) 建物火災による死者の状況	43
(3) 住宅火災による死者の状況	45
3 火災による損害額	47
4 出火原因	47
(1) 「放火」による火災が17年連続して第1位	47
(2) 「たばこ」による火災の61.5%は、不適当な場所への放置によるもの	48
(3) 「こんろ」による火災の56.4%は消し忘れによるもの	48

(4) 着火物は前年と同様「枯草」が第1位	50
5 火災種別ごとの状況	50
(1) 建物火災	50
(2) 林野火災	53
(3) 車両火災	55
(4) 船舶火災	55
(5) 航空機火災	55
[火災予防行政の現況]	56
1 住宅防火対策の現況	56
2 防火対象物	57
3 防火管理制度	57
(1) 防火管理者	57
(2) 統括防火管理者	59
(3) 防火対象物定期点検報告制度	59
4 防災管理制度	60
(1) 防災管理者	60
(2) 統括防災管理者	60
5 立入検査と違反是正	60
(1) 立入検査と違反是正の現況	60
(2) 新「適マーク制度」の運用開始	62
(3) 違反対象物の公表制度の運用開始	62
6 消防用設備等	63
(1) 消防同意の現況	63
(2) 消防用設備等の設置の現況	63
(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者	65
(4) 防災規制	65
(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制	66
7 消防用機械器具等の検定等	66
(1) 検定	66
(2) 自主表示	67
8 消防用設備等に係る技術基準の性能規定	67
9 火災原因調査の現況	68
10 製品火災対策の推進	69
11 屋外イベント会場の防火対策の推進	70
[火災予防行政の課題]	70
1 住宅防火対策の推進	70
2 違反是正の実効性向上	70
3 比較的小規模な施設に適した自動消火設備の技術開発の促進	70
4 高齢者・障がい者、外国人来訪者等に配慮した防火安全対策	71
(1) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討	71
(2) 防火安全対策ガイドライン	71
5 防災物品の性能確保等	71
第2節 危険物施設等における災害対策	72
[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]	72

1	火災事故	72
	(1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害	72
	(2) 危険物施設における火災事故の発生要因	73
	(3) 無許可施設における火災事故	73
	(4) 危険物運搬中の火災事故	73
	(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故	74
2	流出	74
	(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害	74
	(2) 危険物施設における流出事故の発生要因	74
	(3) 無許可施設における流出事故	74
	(4) 危険物運搬中の流出事故	74
	[危険物行政の現況]	75
1	危険物規制	75
	(1) 危険物規制の体系	75
	(2) 危険物規制の最近の状況	76
	(3) 危険物施設の現況	77
	(4) 危険物取扱者	77
	(5) 事業所における保安体制の整備	79
	(6) 保安検査	79
	(7) 立入検査及び措置命令	80
2	石油パイプラインの保安	80
	(1) 石油パイプライン事業の保安規制	80
	(2) 石油パイプラインの保安の確保	80
	[危険物行政の課題]	81
	(1) 官民一体となった事故防止対策の推進	81
	(2) 科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進	81
	(3) 屋外タンク貯蔵所の安全対策	81
第3節	石油コンビナート災害対策	82
	[石油コンビナート災害の現況と最近の動向]	82
1	事故件数と被害	82
2	事故の特徴	82
	(1) 特定事業所区分別事故件数	82
	(2) 特定事業所の業態別事故件数	82
	[石油コンビナート災害対策の現況]	83
1	石油コンビナート等特別防災区域の現況	83
2	道府県・消防機関における防災体制	83
	(1) 防災体制の確立	83
	(2) 災害発生時の応急対策	83
	(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備	84
3	特定事業所における防災体制	85
	(1) 自衛防災組織等の設置	85
	(2) 大容量泡放射システムの配備	85
	(3) 自衛防災体制の充実	86
4	事業所のレイアウト規制	86

(1) レイアウト規制	86
(2) 新設等の届出等の状況	86
5 その他の災害対策	86
(1) 災害応急体制の整備	86
(2) 防災緩衝緑地等の整備	87
[石油コンビナート災害対策の課題]	87
1 石油コンビナートにおける災害対策の推進	87
(1) 東日本大震災を踏まえた石油コンビナートの地震・津波対策	87
(2) 特定事業所における防災体制の充実強化	87
(3) 大容量泡放射システムの効果的な活用	88
2 石油備蓄基地への対応	88
第4節 林野火災対策	89
[林野火災の現況と最近の動向]	89
[林野火災対策の現況]	89
1 林野火災特別地域対策事業	89
2 広域応援・空中消火による消防活動	89
(1) 広域応援・空中消火体制の整備	89
(2) 空中消火の実施状況	89
3 その他の対策	90
(1) 出火防止対策の徹底	90
(2) 林野火災用消防施設等の整備	90
[林野火災対策の課題]	90
第5節 風水害対策	92
[風水害の現況と最近の動向]	92
1 平成25年中の主な風水害	92
(1) 鳥根県及び山口県の大雨による被害等の状況	92
(2) 8月9日からの東北地方を中心とする大雨による被害等の状況	93
(3) 台風第18号による被害等の状況	93
(4) 台風第26号による被害等の状況（伊豆大島土砂災害）	93
2 平成26年1月から10月までの主な風水害（第1-5-3表）	94
(1) 台風第8号及び梅雨前線の影響に伴う7月6日からの大雨等による被害等の状況	94
(2) 台風第12号及び台風第11号に伴う大雨等による被害等の状況	94
(3) 8月15日から8月26日にかけての大雨等による被害等の状況	94
(4) 台風第18号に伴う大雨による被害等の状況	95
(5) 台風第19号に伴う大雨・暴風等による被害等の状況	96
[風水害対策の現況]	96
1 風水害対策の概要	96
2 避難勧告等の発令・伝達	97
(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改定・作成	97
(2) 放送事業者との連携体制の整備	98
(3) 情報収集・伝達体制の整備	98
3 避難体制の整備、避難行動要支援者対策	98
(1) 避難行動要支援者の支援体制の整備	98
(2) 指定緊急避難場所等の周知徹底及び安全確保等	98

4	災害危険箇所に対する措置	99
5	防災訓練の実施、防災知識の普及啓発等	99
6	災害別対策	99
	（1）洪水	99
	（2）土砂災害	100
	（3）高潮	101
	（4）竜巻・突風	101
	[風水害対策の課題]	101
1	避難勧告等に係る発令基準の策定支援	101
2	避難行動要支援者の支援対策の推進	101
第6節 震災対策		102
	[地震災害の現況と最近の動向]	102
	国内の地震災害	102
	[震災対策の現況]	102
1	震災対策の推進	102
	（1）東海地震対策	104
	（2）南海トラフ地震対策	104
	（3）首都直下地震対策	105
	（4）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策	106
	（5）中部圏・近畿圏直下地震対策	107
	（6）その他	107
2	地方公共団体における震災対策	109
	（1）地域防災計画（震災対策編等）の作成状況	109
	（2）震災時等における相互応援協定等の締結状況	109
	（3）備蓄物資・備蓄倉庫等の状況	110
	（4）震災対策施設等の整備事業	110
	（5）震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況	110
	（6）津波対策の実施状況	110
	[震災対策の課題]	111
1	耐震化の一層の推進	111
2	南海トラフ地震・首都直下地震などへの対策、津波対策の推進	111
第7節 原子力災害対策		112
	[原子力災害等の現況と最近の動向]	112
1	原子力施設の現況と主な事故	112
2	東京電力福島第一原子力発電所事故への対応	112
	[原子力災害対策の現況]	114
1	原子力施設等の防災対策	114
2	関係地方公共団体における原子力災害対策	114
3	消防機関における活動対策	114
	（1）マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布	114
	（2）放射性物質事故対応資機材の整備等	114
	（3）消防職員に対する教育・訓練等	114
	[原子力災害対策等の課題]	115
1	福島原発事故を踏まえた今後の取組	115

(1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援	115
(2) 放射性物質事故対応資機材の検討	115
(3) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等	115
(4) 福島第一原発において活動した消防職員の長期的な健康管理	115
2 ▶ 原子力発電所等における消防体制の充実	115
3 ▶ 放射性物質等事故対応能力の向上	116
第8節 その他の災害対策	117
[火山災害対策]	117
1 ▶ 平成25年以降の主な火山活動の動向	117
(1) 桜島	117
(2) 西之島	117
(3) 口永良部島	117
(4) 御嶽山	117
2 ▶ 火山災害対策の現況	118
(1) 国における火山災害対策	118
(2) 地方公共団体における火山災害対策	119
3 ▶ 火山災害対策の課題	120
[雪害対策]	120
1 ▶ 雪害の現況と最近の動向	120
2 ▶ 雪害対策の現況	120
3 ▶ 雪害対策の課題	121
(1) 除雪作業における対策	121
(2) 雪崩等に対する適切な避難勧告等の発令・伝達	121
(3) 避難体制	121
(4) 防災体制の確立	121
(5) 住民、車両ドライバー等への迅速・的確な情報提供について	121
[地下施設等の災害対策]	122
1 ▶ 地下施設等の災害の現況と最近の動向	122
2 ▶ 地下施設等の災害対策の現況	122
(1) 鉄道トンネル	122
(2) 道路トンネル	122
(3) 大深度地下空間	123
3 ▶ 地下施設等の災害対策の課題	123
[ガス災害対策]	123
1 ▶ ガス災害の現況と最近の動向	123
(1) 事故の発生件数	123
(2) ガス事故による死傷者数	124
(3) 自損行為によるガス事故	124
2 ▶ ガス災害対策の現況	124
3 ▶ ガス災害対策の課題	125
[毒物・劇物等の災害対策]	125
1 ▶ 毒物・劇物等災害の現況と最近の動向	125
2 ▶ 毒物・劇物等災害対策の現況	125
3 ▶ 毒物・劇物等災害対策の課題	126

(1) 実態の把握及び指導	126
(2) 危険物災害等情報支援体制の充実	126
[海上災害対策]	126
1 海上災害の現況と最近の動向	126
2 海上災害対策の現況	126
3 海上災害対策の課題	126
[航空災害対策]	127
1 航空災害の現況と最近の動向	127
2 航空災害対策の現況	127
3 航空災害対策の課題	127

第2章 消防防災の組織と活動

第1節 消防体制	128
1 消防組織	128
(1) 常備消防機関	128
(2) 消防団	128
2 消防防災設備・施設等	130
(1) 消防車両等の整備	130
(2) 消防隊員用個人防火装備	130
(3) 消防通信施設	131
(4) 消防水利	132
3 消防財政	133
(1) 市町村の消防費	133
(2) 市町村消防費の財源	133
(3) 都道府県の防災費	135
(4) 消防庁予算額	135
4 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の改正	138
(1) 消防力の整備指針	138
(2) 消防水利の基準	140
5 規制改革等への対応	140
(1) 規制改革への取組	140
(2) 構造改革特区に係る取組	140
(3) 総合特区制度に係る取組	140
第2節 市町村消防の広域化	142
1 広域化の推進の概要	142
2 広域化の推進の背景	142
(1) 市町村消防の状況	142
(2) 広域化の推進の枠組み	143
(3) 広域化のメリットと課題	144
3 関係機関の取組	145
(1) 消防庁の取組	145
(2) 都道府県の取組	146

(3) 市町村の取組	146
(4) 平成25年度以降の取組	147
(5) 消防吏員の階級の基準の一部訂正	147
4 ▶ 広域化の進捗状況	147
(1) これまでの広域化実績	147
(2) 今後の広域化見込み	147
第3節 消防職団員の活動	152
1 ▶ 活動状況	152
2 ▶ 公務による死傷者の状況	152
(1) 公務による死傷者の状況	152
(2) 全国消防殉職者慰霊祭	153
3 ▶ 勤務条件	153
(1) 消防職員の勤務条件等	153
(2) 消防団員の処遇改善	155
4 ▶ 安全衛生体制の整備	157
(1) 安全衛生体制	157
(2) 消防団員の安全対策	158
(3) 惨事ストレス対策	158
(4) 事故事例の情報収集等	159
5 ▶ 消防表彰等	159
(1) 国の栄典	159
(2) 内閣総理大臣表彰	159
(3) 総務大臣表彰	160
(4) 消防庁長官表彰	160
(5) 賞じゅつ金	161
(6) 退職消防団員報償	161
(7) 消防庁長官感謝状	161
(8) その他	161
第4節 教育訓練体制	164
1 ▶ 消防職団員の教育訓練	164
2 ▶ 職場教育	164
3 ▶ 消防学校における教育訓練	164
(1) 消防学校の設置状況	164
(2) 教育訓練の種類	164
(3) 教育訓練の実施状況	165
(4) 教職員の状況	165
4 ▶ 消防大学校における教育訓練及び技術的援助	166
(1) 施設・設備	166
(2) 教育訓練の実施状況	166
(3) 消防学校等に対する技術的援助	168
(4) 自主防災組織に関する調査・研究	168
5 ▶ その他の教育訓練	168
(1) 救急救命士の養成	168
(2) 指導救命士の養成	168

6	防災教育の普及	169
	(1) 地域における防災教育の推進	169
	(2) 教育訓練体制の充実強化	169
第5節	救急体制	170
1	救急業務の実施状況	170
	(1) 救急出動の状況	170
	(2) 傷病程度別搬送人員の状況	171
	(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況	171
	(4) 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況	171
	(5) 現場到着所要時間の状況	172
	(6) 病院収容所要時間の状況	172
	(7) 救急隊員による応急処置等の状況	173
2	救急業務の実施体制	173
	(1) 救急業務実施市町村数	173
	(2) 救急隊数及び救急隊員数	173
	(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移	175
	(4) 救急自動車数	175
	(5) 高速自動車国道等における救急業務	176
3	消防と医療の連携促進	177
	(1) 救急搬送における医療機関の受入状況	177
	(2) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準	177
	(3) 救急医療体制	178
4	救急業務高度化の推進	179
	(1) 救急業務に携わる職員の教育の推進	179
	(2) 救急救命士の処置範囲の拡大	179
	(3) メディカルコントロール体制の充実	180
	(4) 救急用資器材等の整備	180
	(5) 救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用	180
	(6) 一般市民に対する応急手当の普及	181
	(7) 救急業務におけるICTの活用	182
5	救急業務を取り巻く課題	183
	(1) 救急需要増への対応	183
	(2) 緊急度判定体系の構築	183
	(3) 電話による救急相談事業の推進	184
	(4) 心肺機能停止傷病者の救命率等	184
	(5) 熱中症対策	185
	(6) 新型インフルエンザ等感染症対策	187
第6節	救助体制	188
1	救助活動の実施状況	188
	(1) 救助活動件数及び救助人員の状況	188
	(2) 事故種別ごとの救助活動の状況	188
2	救助活動の実施体制	189
	(1) 救助隊数及び救助隊員数	189
	(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況	190

3	全国消防救助技術大会の実施	190
4	救助体制の課題	191
	(1) 体制の整備	191
	(2) 車両及び資機材の整備	191
	(3) 救助技術の高度化等	192
第7節 航空消防防災体制		193
1	航空消防防災体制の現況	193
2	今後の取組	196
	(1) 航空消防防災体制の整備	196
	(2) 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて	197
第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊		198
1	消防の広域応援体制	198
	(1) 消防の相互応援協定	198
	(2) 消防広域応援体制の整備	198
2	緊急消防援助隊	199
	(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化	199
	(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画	202
	(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備	204
	(4) 緊急消防援助隊の活動	206
	(5) 緊急消防援助隊の訓練	212
	(6) 今後の取組	213
第9節 国と地方公共団体の防災体制		215
1	国と地方の防災組織等	215
	(1) 防災組織	215
	(2) 災害対策基本法の改正	215
	(3) 消防庁の防災体制	215
2	地域防災計画	216
	(1) 地域防災計画の修正	216
	(2) 地区防災計画の策定等	216
	(3) 広域防災応援体制	216
3	防災訓練の実施	217
4	防災体制の整備の課題	218
	(1) 地方防災会議の一層の活用	218
	(2) 地域防災計画の見直しの推進	218
	(3) 実効性のある防災体制の確保	218
	(4) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定及び避難行動要支援者の避難対策の推進	219
	(5) 罹災証明書の交付業務の実施体制確保	219
第10節 消防防災の情報化の推進		220
1	被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立	220
2	災害に強い消防防災通信ネットワークの整備	220
	(1) 消防防災通信ネットワークの概要	222
	(2) 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備	224
3	情報処理システムの活用	225
	(1) 災害時対応支援システムの導入と活用	225

(2) 各種統計報告オンライン処理システム	226
4 情報化の今後の展開	226
(1) 消防防災通信ネットワークの充実強化	226
(2) 消防防災業務の業務・システムの最適化	228

第3章 国民保護への対応

第1節 国民保護への取組	229
1 国民保護法の成立	229
(1) 国民保護法の制定経緯	229
(2) 国民保護法の目的	229
2 国民保護法に基づく国民の保護に関する措置の概要	229
(1) 住民の避難に関する措置	230
(2) 避難住民等の救援に関する措置	231
(3) 武力攻撃災害への対処に関する措置	231
(4) その他の措置等	231
3 消防庁等の役割	231
(1) 消防庁の役割	231
(2) 地方公共団体と消防の役割	231
4 基本指針・国民保護計画	232
(1) 基本指針	232
(2) 消防庁国民保護計画	232
(3) 都道府県国民保護計画	232
(4) 市町村国民保護計画	232
5 主な課題と取組等	233
(1) Jアラートによる迅速な情報伝達	233
(2) 市町村における避難実施要領のパターンの作成	234
(3) 安否情報システムの運用	234
(4) 訓練	236
(5) 地方公共団体職員の研修・普及啓発	236
(6) 地方公共団体における体制整備	237
(7) 特殊標章等	237
6 テロ対策	237
(1) 体制の整備	237
(2) テロ災害に対応するための資機材の整備	238
(3) 消防機関に対する危機管理教育訓練の充実強化	238
第2節 北朝鮮ミサイル発射事案への対応について	239
(1) 事前通報が為されたミサイル発射事案	239
(2) 事前通報がないミサイル発射事案	240

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

[防火防災意識の高揚].....	242
1 ▶ 全国火災予防運動等.....	242
(1) 全国火災予防運動.....	242
(2) 文化財防火デー（1月26日）.....	243
(3) 全国山火事予防運動（平成26年3月1日～3月7日）.....	243
(4) 車両火災予防運動（平成26年3月1日～3月7日）.....	243
(5) 消防記念日（3月7日）.....	244
2 ▶ 危険物安全週間.....	244
3 ▶ 防災知識の普及啓発.....	244
[住民等の自主防災活動].....	245
1 ▶ コミュニティにおける自主防災活動.....	245
(1) コミュニティにおける自主防災活動の促進.....	245
(2) 自主防災組織等.....	245
2 ▶ 事業所の自主防災体制.....	248
3 ▶ 災害時のボランティア活動.....	248
[災害に強い安全なまちづくり].....	249
1 ▶ 防災基盤等の整備.....	249
(1) 公共施設等の耐震化.....	249
(2) 防災施設等の整備.....	249
(3) 震度情報ネットワークの整備.....	249
(4) 防災拠点の整備.....	249

第5章 国際的課題への対応

[国際緊急援助].....	252
1 ▶ 設立の経緯.....	252
2 ▶ 派遣体制.....	252
3 ▶ 派遣実績.....	253
[国際協力・国際交流].....	255
1 ▶ アジア国際消防防災フォーラムの開催.....	255
2 ▶ 開発途上諸国からの研修員受入れ.....	255
(1) 課題別研修の実施.....	255
(2) 国別研修の実施.....	255
(3) 各国への情報提供等.....	256
3 ▶ 技術協力.....	256
4 ▶ 国際交流.....	256
[基準・認証制度の国際化への対応].....	256
1 ▶ 消防用機械器具等の国際規格の現況.....	256
2 ▶ 規格の国際化への対応.....	256
[地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）].....	256
1 ▶ ハロン消火剤等の放出抑制について.....	256

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

[研究・開発の推進].....	258
1 消防庁における当面の重点研究開発目標.....	258
2 消防研究センター.....	258
3 消防防災科学技術研究推進制度.....	258
4 消防機関における研究開発.....	259
[消防研究センターにおける研究開発等].....	259
1 消防防災に関する研究.....	259
(1) 消防活動の安全確保のための研究開発.....	259
(2) 危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究.....	261
(3) 大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発.....	263
(4) 多様化する火災に対する安全確保に関する研究.....	264
(5) 災害対応のための消防ロボットの研究開発.....	267
2 火災原因調査等及び災害・事故への対応.....	269
(1) 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等.....	269
(2) 災害・事故への対応.....	270
3 研究成果をより広く役立てるために.....	270
(1) 一般公開.....	270
(2) 全国消防技術者会議.....	271
(3) 消防防災研究講演会.....	271
(4) 調査技術会議.....	271
(5) 消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰.....	271
(6) 施設見学.....	271
[競争的資金による産学官連携の推進].....	271
[消防機関の研究等].....	272
[消防防災科学技術の研究の課題].....	273

附属資料索引

附属資料1 東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等（平成26年9月1日現在）.....	275
附属資料2 消防防災施設災害復旧費補助金対象施設.....	286
附属資料3 消防防災設備災害復旧費補助金対象設備.....	286
附属資料4 平成25年度及び平成26年度における法令の制定（消防庁関係分）.....	287
附属資料5 平成25年中の主な火災.....	288
附属資料6 都道府県別火災損害状況.....	289
附属資料7 月別火災損害状況.....	292
附属資料8 出火原因別火災損害状況.....	293
附属資料9 主な出火原因の推移（上位10位）.....	294
附属資料10 昭和21年以降の火災損害状況.....	295

附属資料11	昭和21年以降の大火記録	297
附属資料12	昭和21年以降の火災損害比較	298
附属資料13	月別の火災による死傷者発生状況	299
附属資料14	時間帯別の出火件数及び死者数	300
附属資料15	死に至った経過と年齢別の死者発生状況	299
附属資料16	火災による年齢別・性別死者発生状況	301
附属資料17	用途別の主な火災事例	302
附属資料18	火災種別ごとの死者発生状況	303
附属資料19	建物構造別・死因別死者発生状況	303
附属資料20	時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等除く）	303
附属資料21	放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額	303
附属資料22	建物用途別及び階層別の死者の発生状況	304
附属資料23	建物火災の火元建物用途別の損害状況	305
附属資料24	防火管理に関する命令等（消防法第8条及び第8条の2）の状況	306
附属資料25	防火対象物に関する命令等（消防法第5条、第5条の2及び第5条の3）の状況	306
附属資料26	消防用設備等に関する措置命令等（消防法第17条の4）の状況	307
附属資料27	昭和23年以降の風水害等の記録	308
附属資料28	平成25年自然災害による都道府県別被害状況	309
附属資料29	関東大地震以後の主な地震災害	311
附属資料30	平成20年以降の主な地震による被害状況	312
附属資料31	都道府県別市町村消防組織一覧	313
附属資料32	消防機関数と消防職団員数の推移	314
附属資料33	自主防災組織の都道府県別結成状況	315
附属資料34	危険物施設数の推移	316
附属資料35	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）	317
附属資料36	危険物施設の火災及び流出事故件数の推移（過去20年）	318
附属資料37	危険物施設における火災発生原因の推移（過去15年）	319
附属資料38	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況	320
附属資料39	主な石油コンビナート災害	322
附属資料40	救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数	323
附属資料41	救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員	324
附属資料42	都道府県別救急業務実施状況	325
附属資料43	都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表	326
附属資料44	都道府県別救助活動件数及び救助人員	327
附属資料45	国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況	328
附属資料46	国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況	329
附属資料47	世界主要都市の火災状況	330
附属資料48	衛星通信ネットワーク地球局整備状況	331
附属資料49	市町村防災行政無線通信施設整備状況	332
附属資料50	Jアラート受信機の整備状況及び情報伝達手段の自動起動が可能な市町村の状況 （都道府県別）	333
附属資料51	「規制改革推進のための3か年計画」以前の主な規制緩和・改革事項（消防庁分）	334
附属資料52	「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」個別施策（消防庁分）	335
附属資料53	規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定）（消防庁分）	336

附属資料54	規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）（消防庁分）	336
附属資料55	「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針 （平成24年4月3日閣議決定）（消防庁分）	337
附属資料56	構造改革特区において実施することができる特例措置（消防庁分）	337
附属資料57	構造改革特区において実施し、全国展開することとなった規制の特例措置（消防庁分）	337
附属資料58	全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（消防庁分）	338
附属資料59	総合特別区域の第一次指定対象区域に係る協議の状況（消防庁分）	339
附属資料60	総合特別区域の第三次指定対象区域に係る協議の状況（消防庁分）	339

図表索引

※本白書に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

はじめに

- 1 表 人的被害及び住家被害の状況（平成26年9月1日現在）
- 2 表 消防職員、消防団員、消防施設等の被害の状況（平成26年9月1日現在）
- 1 図 緊急消防援助隊出動人員の推移
- 2 図 「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」の内容
- 3 図 「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」の内容

特集1

- 特集1－1 表 緊急消防援助隊の6,000隊への大幅増隊…………… 2
- 特集1－1 図 ヘリサットシステム概要図…………… 6
- 特集1－2 図 緊急消防援助隊動態情報システムの概要図…………… 6
- 特集1－3 図 動態情報システム可搬型端末機器の画面表示例…………… 6
- 特集1－4 図 支援情報共有ツールの画面表示例…………… 6
- 特集1－5 図 航空運用調整班の概要…………… 8

特集2

- 特集2－1 図 消防団員の被雇用者化の推移…………… 9
- 特集2－2 図 消防団員の年齢構成比率の推移…………… 10
- 特集2－3 図 女性消防団員数の推移…………… 10
- 特集2－4 図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要…………… 11
- 特集2－5 図 平成26年4月25日付け総務大臣書簡…………… 12
- 特集2－6 図 消防団協力事業所表示制度…………… 13
- 特集2－7 図 消防団の新たな装備基準…………… 14
- 特集2－8 図 消防団員に対する教育訓練基準の見直し…………… 14
- 特集2－9 図 第27次消防審議会「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」について…………… 15
- 特集2－10 図 救命講習を行う女性消防団員…………… 16
- 特集2－11 図 消防団員募集ポスター…………… 16
- 特集2－12 図 消防団員募集リーフレット…………… 16
- 特集2－13 図 機能別団員及び機能別分団の概要…………… 17

特集3

- 特集3－1 表 活動規模（延べ人数）…………… 19
- 特集3－2 表 自衛隊輸送機による隊員等の輸送…………… 20
- 特集3－1 図 地方公共団体における総合的な危機管理体制に関する調査…………… 22
- 特集3－2 図 市町村長による危機管理の要諦…………… 23
- 特集3－3 図 実践的な防災訓練がもたらす効果…………… 24
- 特集3－4 図 実践的な防災訓練の実施に向けて…………… 25
- 特集3－3 表 活動規模（延べ人数）…………… 26
- 特集3－4 表 活動規模（延べ人数）…………… 29
- 特集3－5 表 防火対象物数・規模別・スプリンクラー設備設置状況…………… 32
- 特集3－6 表 最近の重大事故…………… 33

第1章

第1節	第1-1-1図	火災の推移と傾向図	35
	第1-1-1表	火災の状況	36
	第1-1-2表	1日当たり及び1件当たりの火災の状況	37
	第1-1-3表	出火件数の構成比率	37
	第1-1-4表	四季別出火状況	37
	第1-1-5表	出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	38
	第1-1-6表	都道府県別出火率	38
	第1-1-2図	火災覚知方法別出火件数	39
	第1-1-7表	初期消火における消防用設備等の使用状況	39
	第1-1-3図	火災による死傷者数の推移	40
	第1-1-8表	都道府県別の火災による死者の状況	40
	第1-1-4図	月別の火災による死者発生状況	41
	第1-1-5図	時間帯別火災100件あたりの死者発生状況	41
	第1-1-9表	火災による死因別死者発生状況の推移	41
	第1-1-6図	火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	42
	第1-1-7図	火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	42
	第1-1-8図	年齢別・性別放火自殺者等発生状況	43
	第1-1-9図	建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況	43
	第1-1-10表	火災による死傷者の発生状況	44
	第1-1-10図	建物用途別の死者発生状況	44
	第1-1-11図	死因別の死者発生状況	44
	第1-1-12図	住宅火災の件数及び死者の推移（放火自殺者等を除く。）	45
	第1-1-13図	住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	46
	第1-1-14図	住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）	46
	第1-1-15図	住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）	46
	第1-1-16図	時間帯別住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）発生状況	47
	第1-1-17図	住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）	47
	第1-1-18図	火災による損害額の推移	48
	第1-1-19図	主な出火原因別の火災による損害額	48
	第1-1-20図	失火による出火件数	49
	第1-1-21図	主な出火原因別の出火件数	49
	第1-1-11表	放火及び放火の疑いによる火災の損害状況	49
	第1-1-12表	たばこによる火災の損害状況	50
	第1-1-13表	こんろによる火災の損害状況	50
	第1-1-22図	放火及び放火の疑いによる火災件数の推移	50
	第1-1-23図	放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件あたりの損害額	51
	第1-1-14表	主な着火物別出火件数	51
	第1-1-24図	建物火災の月別火災件数	52
	第1-1-15表	火元建物の構造別損害状況	52
	第1-1-25図	建物火災の火元建物用途別の状況	52
	第1-1-16表	建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数	53
	第1-1-17表	建物火災の主な出火原因と経過	53

第1-1-18表	建物火災の放水開始時間別焼損状況	53
第1-1-26図	建物火災の鎮火所要時間別1件当たり焼損状況	54
第1-1-19表	林野火災の状況	54
第1-1-27図	林野火災の月別出火件数	54
第1-1-20表	林野火災の焼損面積段階別損害状況	55
第1-1-21表	林野火災の主な出火原因と経過	55
第1-1-22表	車両火災の状況	55
第1-1-23表	車両火災の主な出火原因と経過	55
第1-1-24表	船舶火災の状況	56
第1-1-25表	航空機火災の状況	56
第1-1-26表	住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率（平成26年6月1日時点） （標本調査のため、各数値は一定の誤差を含む。）	56
第1-1-27表	防火対象物数	57
第1-1-28表	全国の防火管理実施状況	58
第1-1-29表	全国の共同防火管理実施状況	59
第1-1-30表	全国の防災管理等実施状況	61
第1-1-31表	全国の共同防災管理実施状況	62
第1-1-32表	立入検査実施状況	63
第1-1-33表	命令の状況	63
第1-1-34表	特定違反対象物の改善状況の推移	63
第1-1-35表	消防同意処理状況	64
第1-1-36表	全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び 自動火災報知設備の設置状況	64
第1-1-37表	消防設備士の数	65
第1-1-38表	防災防火対象物数及び防災物品の使用状況	66
第1-1-39表	検定申請状況	67
第1-1-40表	特殊消防用設備等の認定件数：合計50件	68
第1-1-41表	最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応	69
第1-1-28図	最近5年間の製品火災の調査結果の推移	69
第2節		
第1-2-1図	危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移	72
第1-2-2図	危険物施設における火災事故発生件数と被害状況	73
第1-2-3図	危険物施設別火災事故発生件数	73
第1-2-4図	出火原因物質別火災事故発生件数	73
第1-2-5図	発生原因別火災事故発生件数	74
第1-2-6図	着火原因別火災事故発生件数	74
第1-2-7図	危険物施設における流出事故発生件数と被害状況	75
第1-2-8図	危険物施設別流出事故発生件数	75
第1-2-9図	流出物質別流出事故発生件数	75
第1-2-10図	発生原因別流出事故発生件数	76
第1-2-11図	規制の体系	77
第1-2-1表	危険物施設数の推移	78
第1-2-12図	危険物施設数の状況	78
第1-2-13図	危険物施設の規模別構成比	78
第1-2-14図	危険物取扱者試験実施状況	79

	第1-2-2表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳	79
	第1-2-15図	危険物施設等に関する措置命令等の推移	80
第3節	第1-3-1図	石油コンビナート事故発生件数の推移	82
	第1-3-1表	石油コンビナート事故発生状況	83
	第1-3-2表	特定事業所区分別一般事故件数	83
	第1-3-2図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	84
	第1-3-3図	レイアウト事業所の新設等の届出及び確認の状況	86
第4節	第1-4-1図	空中消火の実施状況	90
第5節	第1-5-1表	平成25年、平成24年の風水害被害	92
	第1-5-1図	風水害による被害状況の推移	92
	第1-5-2表	平成25年中の主な風水害による被害状況等	92
	第1-5-3表	平成26年中の主な風水害による被害状況等	96
	第1-5-2図	避難勧告等の具体的な発令基準を策定している市町村の割合	100
第6節	第1-6-1表	最大震度別地震発生状況の推移	102
	第1-6-2表	平成25年1月から平成26年10月までの国内の主な地震災害 (震度5強以上)	102
	第1-6-3表	大規模地震対策の概要	103
	第1-6-1図	東海地震に関連する情報と防災対応	104
	第1-6-2図	東海地震と東南海・南海地震	105
	第1-6-3図	この400年間における南関東の大きな地震	106
	第1-6-4表	中部圏・近畿圏直下地震に係る被害想定	107
	第1-6-4図	ISOにより国際標準化が決定した「津波に関する統一標識」の図記号 (ISO20712-1:2008)	109
	第1-6-5表	地方公共団体と民間団体等との応援協定の締結状況	110
	第1-6-6表	主な備蓄物資の状況	110
	第1-6-7表	震災対策施設等整備事業費	110
	第1-6-8表	都道府県における震災対策訓練の実施状況	111
	第1-6-9表	市区町村における震災対策訓練の実施状況	111
第7節	第1-7-1図	我が国の主な原子力施設立地地点	112
	第1-7-1表	平成7年(1995年)以降の原子力施設における主な事故	113
第8節	第1-8-1表	噴火警戒レベルとキーワード、とるべき防災対応	118
	第1-8-1図	トンネル内車両・施設火災件数の推移	122
	第1-8-2図	ガス事故の態様別発生件数	123
	第1-8-3図	ガス事故の発生場所別件数	124
	第1-8-4図	ガス事故による態様別死傷者数	124
	第1-8-5図	毒物・劇物による事故の内訳	125
	第1-8-6図	消防活動阻害物質に係る届出施設の状況	125
	第1-8-2表	主要港湾における消防機関の出動状況	126
第2章			
第1節	第2-1-1表	市町村の消防組織の現況	128
	第2-1-1図	消防職団員数の推移	129
	第2-1-2図	消防本部の設置方式の内訳	130
	第2-1-2表	消防車両等の保有数	130
	第2-1-3図	119番通報件数(通報内容別)	131

	第2-1-4図	119番通報件数（回線区分別）	131
	第2-1-3表	消防水利（主な人工水利）の整備数	132
	第2-1-5図	通信施設等の状況	132
	第2-1-4表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに 1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移	133
	第2-1-5表	市町村消防費の性質別歳出決算額の推移	133
	第2-1-6表	市町村消防費決算額の財源内訳	134
	第2-1-7表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	134
	第2-1-8表	市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行（予定）額の推移	135
	第2-1-9表	都道府県の普通会計歳出決算額と防災費歳出決算額等の推移	136
	第2-1-10表	平成26年度消防庁予算の内訳	136
	第2-1-6図	平成26年度消防庁予算の概要	137
第2節	第2-2-1図	消防本部数と常備化率	143
	第2-2-2図	非常備町村一覧	143
	第2-2-3図	改正後の消防組織法による市町村の消防の広域化の推進スキーム	144
	第2-2-4図	広域化のメリット	145
	第2-2-5図	消防の広域化に対する財政措置（平成26年度）	146
	第2-2-6図	市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正のポイント	148
	第2-2-7図	平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（平成26年6月1日現在）	149
	第2-2-8図	消防指令業務の共同運用のイメージ	151
第3節	第2-3-1表	消防職団員の出動及び出向状況	152
	第2-3-1図	消防職員及び消防団員の公務による死者数の推移	153
	第2-3-2図	消防職員及び消防団員の公務による負傷者数の推移	153
	第2-3-2表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数	153
	第2-3-3表	消防本部における交替制勤務体制	154
	第2-3-4表	勤務体制別消防吏員数	154
	第2-3-5表	消防職員委員会の審議結果	154
	第2-3-6表	平成24年度に消防職員委員会において審議された意見の実施状況	155
	第2-3-7表	各年度の消防職員委員会開催状況	155
	第2-3-8表	各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果	155
	第2-3-9表	市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令の概要	155
	第2-3-10表	消防団員報酬等の地方交付税算入額	156
	第2-3-11表	補償基礎額改定状況	156
	第2-3-12表	消防協力者等の死傷者数の推移	156
	第2-3-13表	退職報償金支給額	157
	第2-3-14表	消防基金の公務災害補償費の支払状況	157
	第2-3-3図	安全管理マニュアル策定状況（平成26年10月1日現在）	158
	第2-3-15表	叙勲	159
	第2-3-16表	褒章	160
	第2-3-17表	内閣総理大臣表彰	160
	第2-3-18表	総務大臣表彰	160
	第2-3-19表	消防庁長官の定例表彰	160
	第2-3-20表	消防庁長官の随時表彰	161
	第2-3-21表	消防関係の各分野における表彰	162

	第2-3-22表	消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧	163
第4節	第2-4-1表	消防職員を対象とする教育訓練の実施状況	165
	第2-4-2表	消防団員を対象とする教育訓練の実施状況	165
	第2-4-3表	消防学校教職員数	165
	第2-4-4表	教育訓練実施状況	167
第5節	第2-5-1表	救急出場件数及び搬送人員の推移	170
	第2-5-2表	救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員	170
	第2-5-3表	救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況	171
	第2-5-4表	救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況	171
	第2-5-1図	急病に係る疾病分類別搬送人員の状況	172
	第2-5-2図	救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況	172
	第2-5-3図	救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況	172
	第2-5-4図	救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移	173
	第2-5-5表	救急隊員が行った応急処置等の状況	174
	第2-5-6表	救急業務実施市町村数の推移	174
	第2-5-5図	救急業務実施形態の内訳	175
	第2-5-6図	救急隊数の推移	175
	第2-5-7図	救急隊員数の推移	176
	第2-5-8図	救急救命士運用隊の推移	176
	第2-5-9図	救急救命士の推移	177
	第2-5-7表	医療機関への受入照会回数4回以上の事案の推移	178
	第2-5-8表	現場滞在時間30分以上の事案の推移	178
	第2-5-10図	救急業務において活用されるICTのイメージ	182
	第2-5-11図	救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推計（2000年～2025年）	183
	第2-5-12図	心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の 1ヵ月後生存率及び社会復帰率	185
	第2-5-13図	一般市民により除細動が実施された件数の推移	185
	第2-5-9表	一般市民による応急手当の実施の有無	186
	第2-5-10表	夏期の全国の熱中症による救急搬送状況	186
第6節	第2-6-1表	救助活動件数及び救助人員の推移	188
	第2-6-1図	事故種別救助活動件数の状況	189
	第2-6-2図	事故種別救助人員の状況	189
	第2-6-2表	事故種別救助出動及び活動の状況	189
	第2-6-3表	救助活動のための救助器具等の保有状況及び救助隊が搭乗する車両	191
	第2-6-4表	主な車両及び資機材の配備状況（無償使用によるもの）	192
第7節	第2-7-1図	消防防災ヘリコプターの保有状況	193
	第2-7-2図	消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（平成21～25年）	194
	第2-7-1表	緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び 救助・救急搬送人員数（平成21～25年）	195
	第2-7-3図	消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（平成21～25年）	195
	第2-7-4図	消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（平成25年）	196
第8節	第2-8-1表	「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく 広域航空応援の出動実績（過去20年間）	199
	第2-8-2表	平成15年消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化	200

	第2-8-1 図	平成20年消防組織法改正の概要	201
	第2-8-2 図	都道府県知事の出動指示権	201
	第2-8-3 図	消防応援活動調整本部の組織	202
	第2-8-4 図	緊急消防援助隊の部隊編成	203
	第2-8-5 図	緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン	204
	第2-8-3 表	平成26年度緊急消防援助隊登録状況	205
	第2-8-6 図	緊急消防援助隊登録部隊の推移	206
	第2-8-7 図	「緊急消防援助隊基本計画」の改正について（H26-H30の第3期計画）	207
	第2-8-4 表	消防組織法第50条の無償使用制度による主な配備車両等	208
	第2-8-5 表	緊急消防援助隊の出動実績	209
	第2-8-6 表	緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況	213
第9節	第2-9-1 表	都道府県・市区町村における防災訓練の実施状況	218
第10節	第2-10-1 図	火災・災害等即報の概要	220
	第2-10-2 図	消防防災通信ネットワークの概要	221
	第2-10-3 図	映像伝送システムの概要	223
	第2-10-4 図	ヘリコプターテレビ電送システム受信エリア及び関連設備等	223
	第2-10-5 図	ヘリコプターからの直接衛星通信システムの整備	224
	第2-10-6 図	簡易型地震被害想定システムの画面表示例	225
	第2-10-7 図	住民への多様な情報伝達に関する組み合わせのイメージ	227
	第2-10-8 図	防災行政無線のデジタル化の概要	228
第3章			
第1節	第3-1-1 図	国民の保護に関する措置の仕組み	230
	第3-1-2 図	Jアラートの概要	233
	第3-1-3 図	Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有状況 （手段数別）	234
	第3-1-4 図	Jアラートの全国一斉情報伝達訓練において自動起動訓練を行った 情報伝達手段の状況	235
	第3-1-5 図	安否情報の流れ（関係機関相関イメージ）	235
	第3-1-1 表	平成26年度国民保護共同訓練	236
	第3-1-6 図	特殊標章	237
第2節	第3-2-1 表	消防庁の対応	241
第4章			
	第4-1 図	生き埋めや閉じ込められた際の救助	246
	第4-2 図	自主防災組織の推移	246
	第4-3 図	防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況	250
	第4-1 表	防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（都道府県別）	251
第5章			
	第5-1 図	国際緊急援助の概要	252
	第5-2 図	派遣までの流れ	253
	第5-1 表	訓練実施場所及び実施期間	253
	第5-2 表	国際消防救助隊の派遣状況	254
第6章			
	第6-1 表	消防庁における当面の重点研究開発目標	259
	第6-2 表	消防研究センターにおける平成23年度からの研究開発課題	260

第6-1図	消防車、救助工作車、救急車のプロトタイプ車両	261
第6-2図	偵察用無人ヘリコプター	261
第6-3図	偵察用無人ヘリコプターからの偵察映像例	261
第6-4図	広域版地震被害想定システムによる被害推計事例 (平成25年4月に発生した淡路島付近を震源とする地震)	264
第6-5図	火災延焼シミュレーションを使った防災講話とその後のスタンドパイプを 使った放水訓練の様子、平成25年9月	264
第6-6図	実験の様子	267
第6-7図	加熱中の様子	267
第6-8図	40分間加熱し、その後40分間放置した際の様子	267
第6-9図	開発する消防ロボットシステムのイメージ	268
第6-3表	火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧 (平成25年4月以降に調査を実施したもの)	269
第6-4表	採択研究テーマ名一覧	272
第6-5表	応募件数、採択件数等の推移	272
第6-6表	消防機関の研究部門等の概要	273

写真索引

写真1	緊急消防援助隊の消火活動（東日本大震災・宮城県気仙沼市）	1
写真2	緊急消防援助隊の救助活動（東日本大震災・宮城県気仙沼市）	1
写真3	被災地へ出動中の緊急消防援助隊（東日本大震災・岩手県大槌町）	1
写真4	消防防災ヘリコプターによる救助活動（東日本大震災・宮城県気仙沼市）	1
写真5	平成15年北海道苫小牧市で発生した出光興産（株）北海道製油所での原油貯蔵タンク火災	3
写真6	平成23年千葉県市原市で発生したコスモ石油（株）千葉製油所での火災	3
写真7	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	3
写真8	津波・大規模風水害対策車両等	4
写真9	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での小型水陸両用バギー、重機の活用状況 （平成26年8月23日・広島市）（岡山市消防局提供）	4
写真10	拠点機能形成車両と大型エアートント	4
写真11	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での拠点機能形成車両の活用状況（平成26年8月22日・広島市） （松山市消防局提供）	4
写真12	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での無線中継車の活用状況 （平成26年8月24日・広島市）（福山地区消防組合消防局提供）	5
写真13	ヘリサットアンテナの搭載状況（消防庁ヘリコプター5号機）	5
写真14	現地合同指揮所における関係機関間の活動調整（緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練）	7
写真15	岩手県災害対策本部ヘリ運用調整班の状況（平成23年3月13日・岩手県庁） （岩手県防災航空隊提供）	7
写真16	消防団のホームページ	17
写真17	伊豆大島上空からの被害状況	19
写真18	大島町災害対策本部会議（平成25年10月25日・大島町）	20
写真19	緊急消防援助隊による夜間活動（平成25年10月17日・大島町）（横浜市消防局提供）	20
写真20	消防団による重機を活用した活動支援（平成25年10月19日・大島町） （横浜市消防局提供）	20
写真21	C-1輸送機から降りる消防車両（平成25年10月19日・大島町）	21
写真22	広島市安佐南区上空からの被害状況（国土地理院提供）	24
写真23	消防庁職員による現地活動支援の状況（平成26年8月28日・広島市）	25
写真24	家屋倒壊現場における活動（平成26年8月21日・広島市）（岡山市消防局提供）	25
写真25	重機による活動（平成26年8月27日・広島市）（岡山市消防局提供）	26
写真26	小型水陸両用バギーによる活動（平成26年8月29日・広島市）（岡山市消防局提供）	26
写真27	ヘリによる救助活動（平成26年8月20日・広島市）（広島市消防局提供）	27
写真28	現地合同指揮所の状況（平成26年8月27日・広島市）	27
写真29	御嶽山の噴火状況	28
写真30	消防庁長官による消防隊員の激励（平成26年10月9日・王滝村・八海山荘）	29
写真31	火山ガスを検知する救助隊（平成26年9月28日・御嶽山黒沢口登山道） （名古屋市消防局提供）	29
写真32	無線中継車による現地映像の送信（平成26年10月11日・王滝村）（長野市消防局提供）	30
写真33	バスケット担架等を用いた搬送（平成26年9月28日・御嶽山王滝口登山道） （東京消防庁提供）	30

写真34	自衛隊の大型ヘリコプターによる救助隊の輸送 (平成26年10月11日・御嶽山二ノ池)(東京消防庁提供) ……………	30
写真35	「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の様子 ……………	34
写真36	ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シール……………	77
写真37	大容量泡放射システムによる放水訓練(大阪・和歌山広域共同防災協議会) ……………	85
写真38	兵庫県赤穂市の林野火災(平成26年5月)この火災の影響により高速道路が通行止めとなった (兵庫県消防防災航空隊提供) ……………	91
写真39	空中消火を実施する広島県防災ヘリコプター(広島県防災航空隊提供) ……………	91
写真40	緊急消防援助隊の夜間救助活動(横浜市消防局提供) ……………	93
写真41	消防団が重機を活用し、緊急消防援助隊を支援(横浜市消防局提供) ……………	93
写真42	平成26年台風第11号の被災現場(高知県四万十町)……………	99
写真43	平成26年広島県の土砂災害の被災現場(広島県広島市)……………	100
写真44	平成25年9月2日の埼玉県越谷市の竜巻被害(埼玉県越谷市提供)……………	101
写真45	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での広島市消防団の活動 ……………	129
写真46	情報システムを活用したシミュレーション訓練……………	166
写真47	実火災体験型訓練施設を活用した消防活動訓練……………	166
写真48	模擬家屋を燃焼させて実施する火災原因調査……………	166
写真49	複数の課程で実施する多数傷病者対応訓練……………	166
写真50	特殊災害対応自動車……………	190
写真51	特殊災害対応自動車の積載資機材(可搬型化学剤検知・同定装置) ……………	190
写真52	特別高度工作車……………	190
写真53	大型除染システム搭載車……………	190
写真54	重機及び重機搬送車……………	190
写真55	大規模震災用高度救助車……………	190
写真56	消防庁ヘリコプター1号機「JA01FD」(東京消防庁)……………	194
写真57	消防庁ヘリコプター2号機「JA02FD」(京都市消防局)……………	194
写真58	消防庁ヘリコプター3号機「JA03FD」(埼玉県)……………	194
写真59	消防庁ヘリコプター4号機「JA04FD」(宮城県)……………	194
写真60	消防庁ヘリコプター5号機「JA05FD」(高知県)……………	194
写真61	災害映像配信卓……………	223
写真62	消防庁衛星車載局車……………	223
写真63	化学剤検知器……………	238
写真64	生物剤検知器……………	238
写真65	除染シャワー……………	238
写真66	陽圧式化学防護服……………	238
写真67	秋季全国火災予防運動ポスター……………	242
写真68	春季全国火災予防運動ポスター……………	243
写真69	第60回文化財防火デー【島根県出雲市・出雲大社】(写真提供:文化庁)……………	243
写真70	平成26年度危険物安全週間推進ポスター……………	244
写真71	住宅用火災警報器の設置促進のため、高齢者宅を訪問 うるま市女性防火クラブ (沖縄県うるま市消防本部提供)……………	247
写真72	少年消防クラブ交流会の様子……………	247
写真73	幼年消防クラブの活動の様子(宮城県登米市提供)……………	248

写真74	救出した母子に対して黙祷を捧げる救助隊員 (平成20年5月中国四川省における大地震災害) ……………	253
写真75	パダン市街地における懸命の搜索活動 (平成21年10月インドネシア西スマトラ州における大地震災害) ……………	253
写真76	CTVビルにおける懸命の搜索活動 (平成23年2月ニュージーランド南島における大地震災害) …	253

はじめに 今後発生が予測される大規模災害への対応と消防防災体制の強化 ～東日本大震災の教訓を生かす～

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、死者・行方不明者が約2万名、住家における全壊が約13万棟、半壊が約27万棟に被害が及び、それは戦後最大の自然災害の脅威とも呼べるものであった（1表）。

被災地の消防職団員は、地震発生直後から、自らの身の危険を顧みることなく避難誘導や防御活動に従事するなどして、津波によって300名近くにのぼる消防職団員が命を失った（2表）。また、消防職団員自らも被災者でありながら、献身的に消防活動に当たり、多くの命を救った。

1表 人的被害及び住家被害の状況（平成26年9月1日現在）

人的被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
死者：19,074名	5,115名	10,496名	3,352名
行方不明者：2,633名	1,132名	1,271名	226名
【参考】（死者・行方不明者：21,707名）			
負傷者：6,219名	211名	4,145名	183名

住家被害	うち岩手県	うち宮城県	うち福島県
全壊：127,361棟	19,107棟	82,992棟	21,224棟
半壊：273,268棟	6,609棟	155,122棟	73,764棟
一部破損：762,277棟	18,827棟	224,158棟	161,139棟

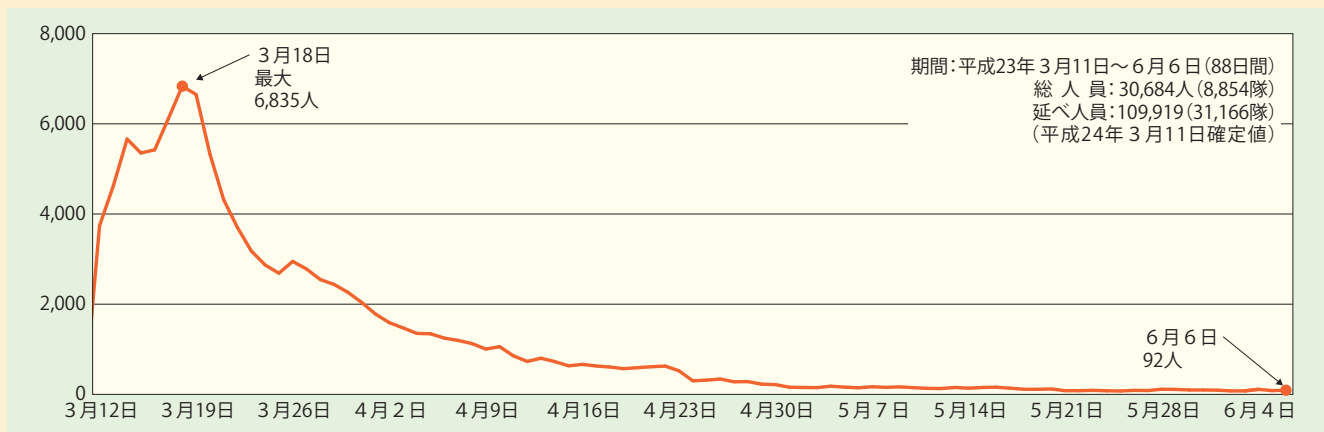
2表 消防職員、消防団員、消防施設等の被害の状況（平成26年9月1日現在）

消防職員	死者・行方不明者：27名
建物被害（全壊、半壊又は一部破損）	消防本部・消防署：143棟、分署・出張所：161棟
車両被害（利用不可）	88台

消防団員	死者・行方不明者：254名
建物被害（使用不可）	消防団拠点施設（詰所等）：419箇所
車両等被害（使用不能）	車両：252台

全国の消防からは、地震発生後直ちに緊急消防援助隊が駆けつけ、被災地において約3万人が活動し、地元の消防本部等と協力し、約5,000名の救助を行うとともに、事故を起こした福島第一原子力発電所3号機に対する放水活動や、大規模コンビナート火災に対する消火活動など、様々な場面で活躍し、被災地の住民に大きな安心を与えるという役割を果たした（1図）。

1図 緊急消防援助隊出動人員の推移



一方で、東日本大震災は、消防行政に多くの教訓を残した。

平成23年6月に発足した第26次消防審議会では、平成24年1月30日に「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」（2図）が、また平成25年6月11日に「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」（3図）が行われた。これらの答申においては、南海トラフ地震や首都直下地震といった従来想定していた規模を超える震災に対応するための緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制のあり方や、予防・救急等個別分野における広域的な対応、大規模・多様化する災害（豪雪・火山災害等）に対する消防機関の対応等について提言されている。

2図 「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」の内容

<基本的な考え方>

東日本大震災における被害や応急活動等を踏まえ抽出した課題に対する詳細な調査・検討を行い、今後の国民の安心・安全の確保のため、消防本部、消防団、自主防災組織などの充実による消防防災体制の整備を目指す必要がある。

1. 地震・津波対策の推進と地域総合防災力の充実・強化について

防災活動の検証等を通じて、今後の大規模地震に備え、地域における総合的な地震・津波対策を確立する必要がある。地域防災計画の見直し項目や必要な対策は主として以下のとおり。

- ・市町村におけるハザードマップ等の見直し、避難施設・経路の点検・耐震化、備蓄物資の点検・見直し、防災教育の充実、実践的な避難訓練の実施
- ・防災行政無線の整備促進、災害情報伝達手段の多様化（Jアラート、コミュニティFM、緊急速報メール等）

2. 消防職団員の活動のあり方等について

消防職団員は今回の大震災でその活動を高く評価された一方で、安全対策等に課題を残した。下記の事項を中心に、今回の活動の検証を行い、大規模災害時における対応を講じる必要がある。

- ・消防職団員の活動のあり方（消防本部の効果的な初動活動、連携のあり方等）の検討、安全対策の推進、装備の充実、惨事ストレス対策の強化
- ・団員数の確保など地域コミュニティの核としての消防団の充実強化
- ・救急搬送体制の強化
- ・消防部隊間や関係機関との連携を含め、救助活動のあり方について検証・検討

3. 緊急消防援助隊の効果的な運用・施設整備等のあり方について

東日本大震災での活動を踏まえ、今後の大規模地震において効果的・効率的な活動を行うため、主として以下の主な観点から今回の活動の検証を行い、対応を講じる必要がある。

- (1) 長期に及ぶ消防応援活動への対応
 - ・後方支援活動に必要な人員や資機材、燃料などを搬送する車両の配備
 - ・より効果的な後方支援部隊の運用のあり方などの検証
 - ・長期にわたる活動を支える後方活動拠点施設の整備に関する検討
- (2) 消防力の確実かつ迅速な被災地への投入
 - ・航空機による人員・資機材の投入手法の検討（関係機関との連携を含む。）
 - ・緊急消防援助隊の出動計画の見直し（広範囲の被害を想定）
 - ・消防庁及び緊急消防援助隊相互間の情報共有・収集体制の強化

4. 民間事業者における地震・津波対策について

東日本大震災を踏まえた以下のような対応が必要である。

- (1) 危険物施設等の地震・津波対策のあり方について
 - ・危険物施設における配管の耐震性能等の再確認や災害時の緊急停止措置等
 - ・石油コンビナート施設における地震及び津波の発生頻度に応じた対策（応急措置の準備等）の実施
- (2) 防火・防災管理体制の強化等について
 - ・大規模・高層の建築物をはじめとする建築物における防火・防災管理体制の強化等に関する検討
 - ・建築物の耐震性の向上及び消防用設備等の耐震対策の促進

1. 緊急消防援助隊等の出動計画や受援体制等のあり方

- 南海トラフ地震や首都直下地震のような巨大災害に対しては、緊急消防援助隊の拡大も視野に、体制の強化を図るとともに、想定される被害規模に即した出動計画の整備が必要。
- 出動体制の整備のみならず、航空部隊の受け入れに係る地上支援をはじめとした、受援体制に関する計画の整備が必要。その計画に基づき、車両・資機材等の受援側への整備及びその手法の検討が必要。
- 災害時の情報収集・共有のため、通信手段の整備やICT×G空間（地理空間情報等）を活用し被害シミュレーションを行う技術の開発・導入等が必要。

2. 予防・救急等個別事務の共同処理のあり方

- 市町村消防の広域化を原則としつつ、広域化に時間を要する地域においても、次善の策として、個別事務の広域的対応を推進することが必要。
 - ・消防指令業務：共同運用の推進による広域的な消防指令システムの整備、人員配置の適正化等
 - ・救急業務：円滑な搬送・受入のためのICTを活用したリアルタイムでの情報共有等
 - ・予防業務：業務量の増加に対応するための事務委託や消防本部間の職員派遣等

3. 多様化する災害（豪雪・火山災害等）に対する消防機関の対応のあり方

- 豪雪や火山災害などに対しては、地域の実情に応じて異なる対応がなされている現状を踏まえ、以下のような対応が必要。
 - ・消防の任務の範囲について、それぞれの地域で、「自助・共助・公助」の役割分担を踏まえて、検討し、地域防災計画等で明確化。
 - ・消防の任務とされたものについては、資機材整備や教育・訓練等を推進。

また、その他に大規模災害時の初動活動や、消火、救急、救助、消防団の安全対策などそれぞれの個別の分野で東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の対応について様々な検討が行われた。

さらに、近年では、多くの被害が生じる大規模な風水害や火山災害、多数の犠牲者が発生した火災事故も全国各地で起きており、これらの災害も踏まえて、国土強靱化に資する取組の推進が求められている。

今後、消防庁としては、東日本大震災を含めた自然災害や火災事故における教訓をもとに、隊数の大幅増隊や車両の整備等による緊急消防援助隊の機能強化（特集1参照）、消防団員の加入促進や消防団の装備の充実強化を通じた地域の防災力の充実強化（特集2参照）、地方公共団体の危機管理体制及び訓練の充実、災害リスク情報の的確な提供の推進、有床診療所・病院火災対策の推進、石油コンビナート等における災害対策の推進（以上、特集3参照）など、消防防災体制の充実強化に努め、国民の命を守る消防防災行政を進めていくこととしている。

緊急消防援助隊の機能強化

東日本大震災では、発災日から88日間にわたり、延べ約3万1,000隊、約11万人の緊急消防援助隊が消防・救助活動に尽力し、5,064人の人命を救助した。

南海トラフでは、過去100年から150年程度の周期でマグニチュード8クラスの海溝型地震が発生しており、東海、東南海、南海地震の3つの地震源が同時あるいは、一定の時間差をもって動くことによる地震が発生している。東海地震の領域は発生から160年が経過しており、切迫性が指摘され、東南海・南海地震は前回地震から60余年が経過していることから、今世紀前半にもこの地域での地震の発生が懸念されている。また、マグニチュード7クラスの首都直下地震が関東大震災のような海溝型の地震に先立って数回発生することも予想されており、その切迫性が指摘されている。

こうした切迫する南海トラフ地震及び首都直下地震等の大規模災害への対応を強化するため、緊急消防援助隊について、消防組織法第50条の規定に基づく無償使用制度^{*1}及び国庫補助金を活用した車両・資機材の整備、訓練を通じた運用強化を図るとともに、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画」（以下「基本計画」



緊急消防援助隊の消火活動
(東日本大震災・宮城県気仙沼市)



緊急消防援助隊の救助活動
(東日本大震災・宮城県気仙沼市)



被災地へ出動中の緊急消防援助隊
(東日本大震災・岩手県大槌町)



消防防災ヘリコプターによる救助活動
(東日本大震災・宮城県気仙沼市)

*1 無償使用制度：緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率的なものについて、大規模・特殊災害時における国の責任を果たすため、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させるもの

という。)を平成26年度から平成30年度末までの第3期計画として改正し、緊急消防援助隊の機能強化を進めているところであり、その概要は以下のとおりである。

1. 南海トラフ地震、首都直下地震等に備えた大幅増隊

東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震等に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、平成30年度末までの目標登録隊数をおおむね4,500隊規模からおおむね6,000隊規模に増強することとしている(特集1-1表)。

(1) 消火・救助・救急体制の強化

災害時に迅速性が重要となる消火及び延焼防止活動、倒壊家屋及び津波浸水地域での救助活動、傷病者の救急搬送及び広域医療搬送活動等の体制を充実強化するため、消火・救助・救急の主要3小隊を合計1,100隊増強することとしている。

(2) 指揮体制の強化

南海トラフ地震のような広域的な災害において、緊急消防援助隊の指揮支援隊が大幅に不足することから、指揮支援隊を20隊増強、都道府県大隊が複

数の地域に分かれて活動することが想定されているため、都道府県大隊指揮隊を50隊増強することとしている。

(3) 後方支援体制の強化

東日本大震災の経験を踏まえ、長期に及ぶ活動を想定した後方支援体制の確立が不可欠であることから、後方支援の充実を図るため、後方支援小隊を160隊増強することとしている。

2. 石油コンビナート災害に対応するためドラゴンハイパー・コマンドユニットの創設

平成15年十勝沖地震で発生した出光興産(株)北海道製油所原油貯蔵タンク火災や、平成23年東日本大震災では、東北から関東にかけ複数の石油コンビナート等特別防災区域内の危険物施設等や特定防災施設等で火災等が発生し、石油等のサプライチェーンの途絶など経済的にも大きな影響を与えた。

このように、エネルギー・産業基盤で爆発・火災が発生した場合、周辺地域に危険を及ぼすだけでなく、石油等の不足により、我が国の国民生活に長期にわたって深刻な影響が生じることになる。サプライチェーンを維持し、復旧・復興を円滑に進めるためにも、エネルギー・産業基盤の災害を最小限に抑えることが重要であり、そのための消防力を更に強

特集1-1表 緊急消防援助隊の6,000隊への大幅増隊

区 分	任 務	平成26年 4月現在	平成25年度末 目標	平成30年度末 目標	備 考
指揮支援隊	速やかに被災地に赴き、市町村長等の支援活動を実施	42隊	おおむね 40隊	おおむね 60隊 (+20)	増強
統合機動部隊指揮隊	迅速に先遣出動し、緊急度の高い消防活動及び後続隊の活動のための情報収集を実施			おおむね 50隊 (+50)	新設
エネルギー・産業基盤 災害即応部隊指揮隊	石油タンク火災等のエネルギー・産業基盤災害に特化した災害対応を実施			おおむね 12隊 (+12)	新設
都道府県大隊指揮隊	都道府県隊を統括、活動を管理	112隊	おおむね 110隊	おおむね 160隊 (+50)	増強
消火小隊	消火活動を実施	1,649隊	おおむね1,700隊	おおむね2,500隊 (+800)	増強
救助小隊	要救助者の検索、救助活動を実施	423隊	おおむね 430隊	おおむね 480隊 (+50)	増強
救急小隊	救急活動を実施	1,057隊	おおむね1,000隊	おおむね1,250隊 (+250)	増強
後方支援小隊	輸送活動や補給活動等を実施	761隊	おおむね 630隊	おおむね 790隊 (+160)	増強
通信支援小隊	通信確保の支援活動を実施			おおむね 50隊 (+50)	新設
航空小隊	航空機を用いた消防活動を実施	75隊	おおむね 70隊	おおむね 80隊 (+10)	増強
水上小隊	消防艇を用いた消防活動を実施	18隊	おおむね 20隊	おおむね 20隊 (±0)	
特殊災害小隊	特殊災害に対応するための消防活動を実施	272隊	おおむね 260隊	おおむね 300隊 (+40)	増強
特殊装備小隊	特別な装備を用いた消防活動を実施	376隊	おおむね 340隊	おおむね 380隊 (+40)	増強
合計 ※重複(おおむね100隊)を除く。		4,694隊	おおむね4,500隊	おおむね6,000隊 (+1,500)	



平成15年北海道苫小牧市で発生した出光興産（株）北海道製油所での原油貯蔵タンク火災



平成23年千葉県市原市で発生したコスモ石油（株）千葉製油所での火災



大型放水砲搭載
ホース延長車

大容量送水ポンプ車

※写真は、現時点のイメージ

エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム

化しなければならない。

このため、石油コンビナート・化学プラント等のエネルギー・産業基盤の被災に備え、特殊災害の対応に特化した部隊であるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を新設し、平成30年度末までに全国12地域に部隊配備を予定している。

この部隊は、従来の大型化学消防車・高所放水車・泡原液搬送車に加え、大規模爆発等の消火・延焼防止のための長時間大容量放水による消火活動を行うために新たに開発された、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムを中核として構成される。

平成26年度は、千葉県市原市消防局及び三重県四日市市消防本部にドラゴンハイパー・コマンドユニットを設置し、このエネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムを配備する予定である。

また、地理空間情報を活用し、人が近づけない現場でも近接して放水・情報収集活動を行う消防ロボットを研究開発するなど、順次高次化を図ることとしている。

3. 機動力の強化

（1）統合機動部隊の新設

東日本大震災においては、各都道府県の多くの消防本部から大規模な部隊出動がなされたが、集合時間に時間を要し、また、部隊全体での移動では給油や休息等にも時間を要したという事例も見られた。このような教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の初動対応をより迅速・的確にするため、統合機動部隊を新設する。

本部隊は、大規模災害発生後、被災地に緊急・先遣的に出動し、特に緊急度の高い消火・救助・救急活動を展開するとともに、後続部隊の活動に資する情報収集・提供を行うことを任務とするものである。

部隊の構成は、基本的に同一消防本部の緊急消防援助隊登録隊の中から、消防庁長官が定める基準に基づき、指揮支援隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊等活動目的に適合した隊を指定し、50名程度の隊員で部隊を編成することとし、平成30年度末までに各都道府県に1部隊、全国でおおむね50部隊を編成する予定である。

統合機動部隊は、災害発生時における迅速な出動が求められることから、部隊の編成、集結や参集の方法等について、都道府県や消防本部等と検討・調整を進めているところである。

（2）津波・大規模風水害対策車両等の配備

南海トラフ地震等で発生が懸念されている大規模な津波災害のほか、近年多発している土砂災害等においても、緊急消防援助隊は、浸水や土砂が堆積した悪路や通信が途絶した環境下における活動が想定

される。

そこで、浸水地域での機動力を強化し、現場等での救助活動を効果的に行うため、小型水陸両用バギー等の救助資機材を積載した津波・大規模風水害対策車両を平成25年度から順次配備している。また、がれき除去や道路の啓開など、救助隊等と連携した効果的な救助活動を行うため、重機及び重機搬送車をこれまでに19台配備している。



津波・大規模風水害対策車両

小型水陸両用バギー



ゴムボート



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での小型水陸両用バギー、重機の活用状況
(平成26年8月23日・広島市)
(岡山市消防局提供)

なお、津波・大規模風水害対策車両、重機及び重機搬送車は、平成26年8月豪雨による広島市土砂災害に出動し、高い機動力を活かした小型水陸両用バギーによる隊員及び資機材の輸送、重機による土砂の除去などをそれぞれ実施した。

4. 後方支援体制の充実

(1) 拠点機能形成車両の配備

南海トラフ地震等では、緊急消防援助隊は東日本大震災以上に厳しい環境下で長期にわたり活動することが想定される。

そこで、大型エアートtent、発動発電機、冷房機、暖房機、寝具、トイレ、シャワー、浄水器、調理器具、情報通信機器等の資機材を積載し、100人規模の宿営が可能で、被災地での長期にわたる消防応援活動を支える拠点機能を形成するための特殊車両（拠点機能形成車両）を平成25年度から配備している。

(2) 救助活動等拠点施設の整備

南海トラフ地震のような被災地が極めて広範囲にわたる災害では、道路が寸断され、部隊が陸路を使



拠点機能形成車両



大型エアートtent



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での拠点機能形成車両の活用状況
(平成26年8月22日・広島市)
(松山市消防局提供)

用して出動することが困難となるおそれがある。また、部隊が使用する車両の燃料を確保することが極めて困難となり、活動に支障を生じるおそれもある。

こうした場合に備え、平成26年度からは消防防災施設整備費補助金の補助対象として、ヘリコプター離着陸場、資機材保管施設及び自家給油施設から構成される救助活動等拠点施設を加え、救助隊が自律的に救助活動を行える拠点施設の整備を促進している。

5. 通信支援体制の整備

(1) 通信支援小隊の新設

東日本大震災の被災地域において、大規模かつ長期的な公衆通信の輻輳・途絶が見られ、緊急消防援助隊の情報収集・伝達や部隊運用に大きな影響をもたらしたところである。また、関係機関間での活用のための防災相互波^{*2}が必ずしも十分に活用されておらず、関係機関間のコミュニケーションに支障が生じた。

大規模災害現場では、このように厳しい通信環境下で、緊急消防援助隊のみならず、多様な関係機関が活動することから、消防・救急無線、防災無線（地上系及び衛星系）、防災相互波、衛星携帯電話、一般回線電話等の通信回線を状況に応じて使い分け、音声、テキストデータ、映像データを総合的に活用

し、効果的に関係各所に必要な情報を伝達するといった、災害に強い多重的な通信確保と有効活用が求められる。

このため、災害に強い通信機能を保有し、被災地での通信確保のための支援活動を行う通信支援小隊を新設し、全国に50隊配備することとしている。通信支援小隊については、様々な通信機能を有する設備、資機材が必要であることから、無償使用制度により配備している無線中継車を活用して、整備を進める予定である。

(2) 情報収集・伝達体制の強化

ア ヘリサットシステム

大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の派遣に係る必要規模や装備、進出場所について、消防庁で判断するために、迅速に被害状況を把握することが重要である。このためにも、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した広域的な災害情報収集体制の強化を図ることが必要である。

消防庁では、無償使用制度を活用して、消防庁ヘリコプターの整備を進めている。併せて、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステム（ヘリコプター衛星通信システム。特集1-1図）の搭載を進めており、地上の受信設備に頼らず、リアルタイムの映像伝送が可能となる情報伝送体制の整備を進め、大規模災害発生時における緊急消防援助隊派遣の迅速化に取り組んでいる。



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での無線中継車の活用状況

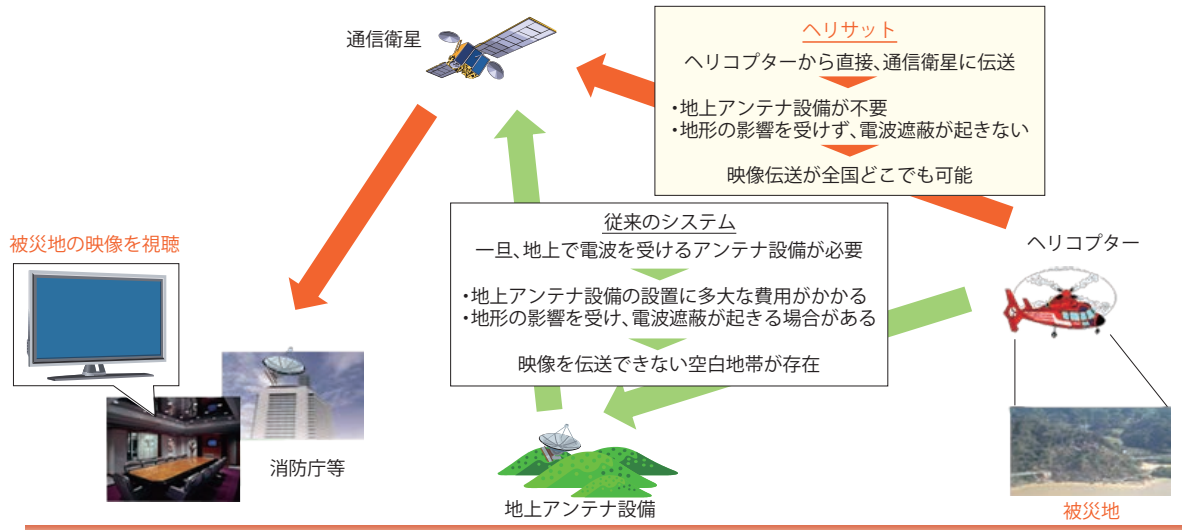
(平成26年8月24日・広島市)
(福山地区消防組合消防局提供)



ヘリサットアンテナの搭載状況
(消防庁ヘリコプター5号機)

*2 防災相互波（防災相互通信用無線）：地震災害、コンビナート災害等の大規模災害に備え、災害現場において消防、警察、海上保安庁等の各防災関係機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等の防災関係機関で導入されている。

特集1-1図 ヘリサットシステム概要図



特集1-2図 緊急消防援助隊動態情報システムの概要図



特集1-3図 動態情報システム可搬型端末機器の画面表示例



特集1-4図 支援情報共有ツールの画面表示例

支援情報共有ツール(一部)

日時	種別	施設・地名	情報	発信者
2014/11/06 08:52	災害	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	東京消防庁 茨城県 茨城県 茨城県	東京消防庁
2014/11/06 08:18	災害	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県
2014/11/06 08:33	災害	長野県 長野県	長野県 長野県 長野県 長野県	長野県 長野県 長野県 長野県
2014/11/06 08:36	災害	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県
2014/11/06 08:28	災害	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県
2014/11/06 07:56	災害	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県
2014/11/06 07:23	災害	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県
2014/11/06 07:05	災害	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県
2014/11/06 06:32	災害	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県
2014/11/06 06:30	災害	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県	茨城県 茨城県 茨城県 茨城県

て、緊急消防援助隊動態情報システムを整備し、専用アプリケーションを搭載した可搬型端末機器（タブレット型パソコン）等の通信機器を指揮支援部隊登録消防本部及び各都道府県の代表消防本部に配備している（特集1-2図及び特集1-3図）。

また、被害情報、道路情報、燃料補給可能場所情報等の文字情報を共有する簡易な手段として、支援情報共有ツールを整備し、可搬型端末機器のほか、インターネット環境が整っているパソコン等を使用して、情報共有を図っている（特集1-4図）。

これらのシステムは、定期的に全国規模の基本操作訓練を実施するとともに、毎年実施している緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の際に、情報収集・伝達手段として積極的に活用し、実災害時における各部隊の円滑かつ効果的な活動に資するよう、取扱いの習熟を図っている。

イ 緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール

出動した緊急消防援助隊の部隊位置、動態状況、被害情報等を地図上で視覚的に共有する手段とし

ウ ヘリコプター動態管理システム

ヘリコプター動態管理システムは、ヘリコプター

の位置情報の把握だけではなく、地上から文字メッセージや目的地をヘリコプターに伝送するシステムである。

大規模災害時に際し、消防庁において出動機体の選定を迅速に行えるよう、点検予定などの平時動態及び自管内や広域応援で出動中といった災害時動態双方の入力が可能となる機能拡張を図っている。平成26年11月1日現在、76機の消防防災ヘリコプターのうち41機に搭載されている。

6. 自衛隊、警察等との連携促進

緊急消防援助隊は人命に直結する消火、救助、救急活動を展開するものであるが、他の関係機関もそれぞれの任務に従い、災害応急対策活動を展開している。

大規模災害の現場においてはマンパワーや資機材等の資源が限られていることから、自衛隊、警察、DMAT等の関係機関がそれぞれの特性について相互理解を深め、人命救助に向けて連携することが重要である。

このため、各関係機関の特性や保有資機材等を活かし、最大限の応急対策活動を実施できる体制を構築するため、平成8年度（1996年度）から全国を6ブロックに分け、毎年各ブロックにおいて合同訓練を行い、連携した部隊輸送、道路啓開、防災相互波を活用した情報共有、現地合同指揮所の設置・運用による活動調整等の具体的な課題についての訓練を実施し、連携活動能力の向上を図っているところ

である。

平成27年度には、南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に備えた対応力強化に向けて、5年に1度の全国合同訓練を千葉県において実施する予定であり、関係機関間の連携強化を重要課題として、取り組むこととしている。

これまでの訓練を活かし、平成25年10月に発生した台風第26号による伊豆大島土砂災害では、離島への出動であったため、大規模な車両及び資機材の投入が困難な状況であったが、自衛隊輸送機の支援及び民間の船舶を活用するなど、関係機関と連携し、迅速な部隊投入を実施した。また、平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害では、山頂付近における救助活動であったことから、急峻な山道での体力の消耗や疲労による事故を防ぐため、自衛隊ヘリコプターの支援により救助隊員の輸送を実施した。

また、大規模災害等発生時には、緊急消防援助隊航空小隊をはじめ、関係機関の多数のヘリコプターが被災地に集結することから、ヘリベース^{*3}の決定、活動区域、任務分担等について調整し、効率的な運航を図る必要がある。

岩手県・宮城県では、東日本大震災発災以前から、航空運用調整班の設置が定められており、東日本大震災の際、緊急消防援助隊航空小隊の受入れ、関係機関を含めたヘリコプターの活動区域、任務分担等について円滑な運用調整が図られた。消防庁では、こうした活動実績を踏まえ、各都道府県における地域防災計画等の各種計画に、航空運用調整班を災害



現地合同指揮所における関係機関間の活動調整
(緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練)

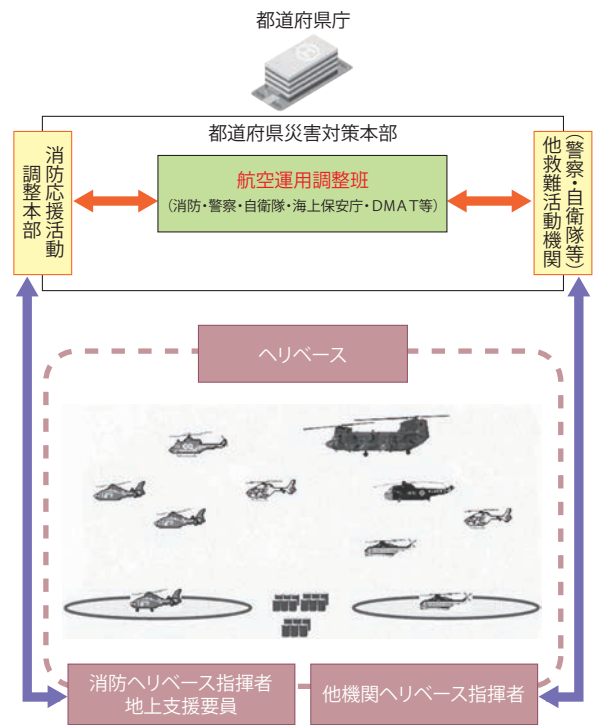


岩手県災害対策本部ヘリ運用調整班の状況
(平成23年3月13日・岩手県庁)
(岩手県防災航空隊提供)

*3 ヘリベース：災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備が可能な拠点であり、通常、空港、ヘリポート、自衛隊基地等に設置する。

対策本部に位置付けるよう、「緊急消防援助隊航空部隊に係る受援計画の作成又は見直し等について」（平成25年9月10日付け消防広第162号）を发出し、推進を図っている（特集1-5図）。

特集1-5図 航空運用調整班の概要



消防団等地域防災力の充実強化

1. 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立

(1) 消防団の現状と課題

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき参加し、消防・防災活動を行っており、地域の安全確保のために果たす役割は極めて大きい。

東日本大震災をはじめ、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生した際には、多くの消防団員が出動している。消防団員は、災害防御活動や住民の避難支援、被災者の救出・救助などの活動を行い、大きな成果を上げており、地域住民からも高い期待が寄せられている。

また、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模地震の発生が懸念されており、消防団を中核とした地域の総合的な防災力の向上が求められている。さらに、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」においては、消防団は避難住民の誘導などの役割を担うこととされている。

このように、消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安心・安全の確保

のために果たす役割はますます大きくなっているが、全国の多くの消防団では、社会環境の変化を受けて様々な課題を抱えている。

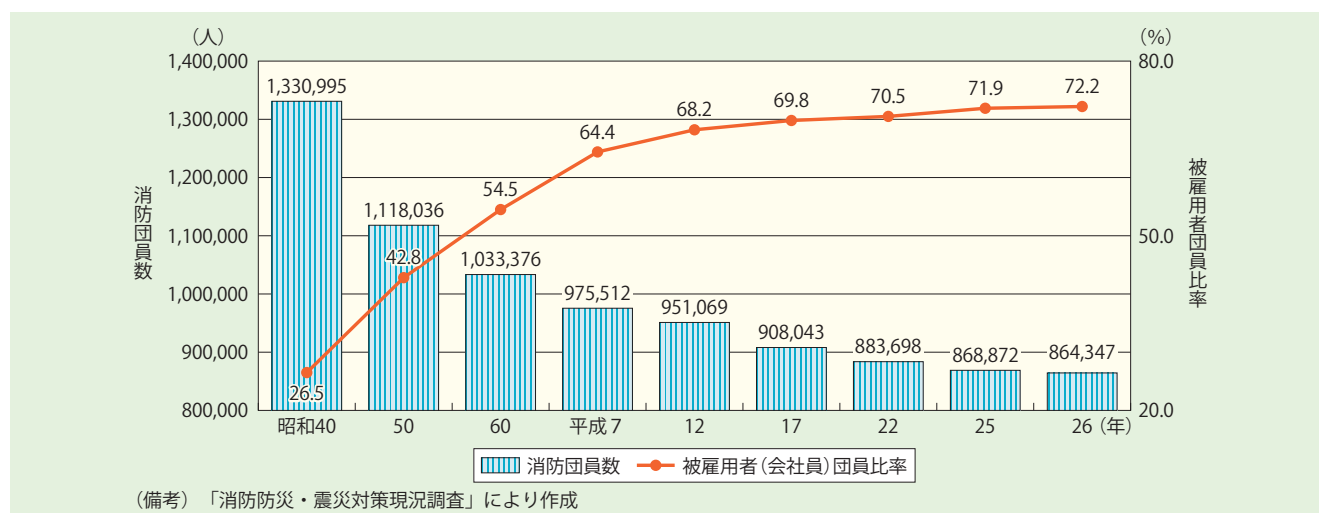
ア 消防団員数の減少

消防庁では、平成15年12月の消防審議会答申を踏まえ、消防団員数を全国で100万人以上（うち女性消防団員数10万人以上）確保することを目標としており、消防団員確保の全国的な運動を展開してきたが、消防団員数は年々減少しており、平成26年4月1日現在、10年前の平成16年4月1日現在の91万9,105人に比べ5万4,758人、6.0%減少し、86万4,347人となっていることから、消防団員の減少に歯止めをかけ、増加させる必要がある（特集2-1図）。

イ 消防団員の被雇用者化

消防団員に占める被雇用者団員の割合は、平成26年4月1日現在、10年前の平成16年4月1日現在の69.8%に比べ2.4ポイント増加し、72.2%となっており、消防団員の被雇用者の割合が高い水準で推移していることから、事業所の消防団活動への協力と理解を求めていく必要がある（特集2-1図）。

特集2-1図 消防団員の被雇用者化の推移



ウ 消防団員の平均年齢の上昇

消防団員の平均年齢は、平成26年4月1日現在、10年前の平成16年4月1日現在の37.4歳に比べ2.5歳上昇し、39.9歳となっており、毎年少しずつではあるが、消防団員の平均年齢の上昇が進んでいることから、若者や大学生・専門学校生の入団促進を図っていく必要がある（特集2-2図）。

エ 女性の採用

女性消防団員数は、平成26年4月1日現在、10年前の平成16年4月1日現在の1万3,148人に比べ8,536人、64.9%増えて、2万1,684人となっており、消防団員総数が減少する中、その数は年々増加している（特集2-3図）。

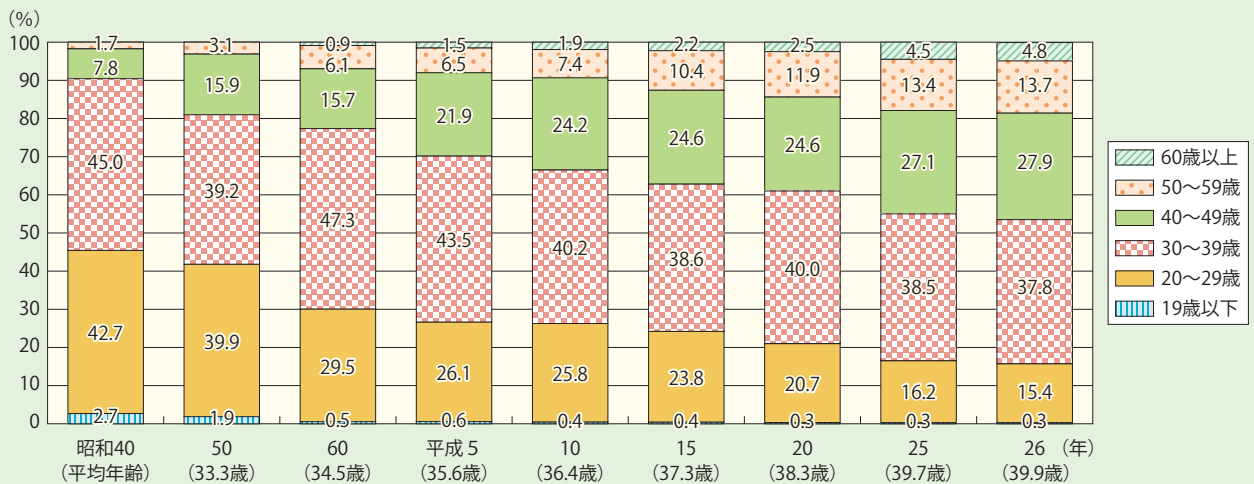
しかしながら、女性消防団員がいる消防団は全消防団の61.6%にとどまっている。近年、火災予防

の啓発や応急手当指導等の女性消防団員の役割はますます高まってきており、平成26年8月豪雨による広島市土砂災害においても、広島市の女性消防団員が避難所の運営支援活動等に従事し、高い評価を受けた。女性消防団員がいない消防団では今後、入団に向けた積極的な取組が必要である。

（2）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の成立

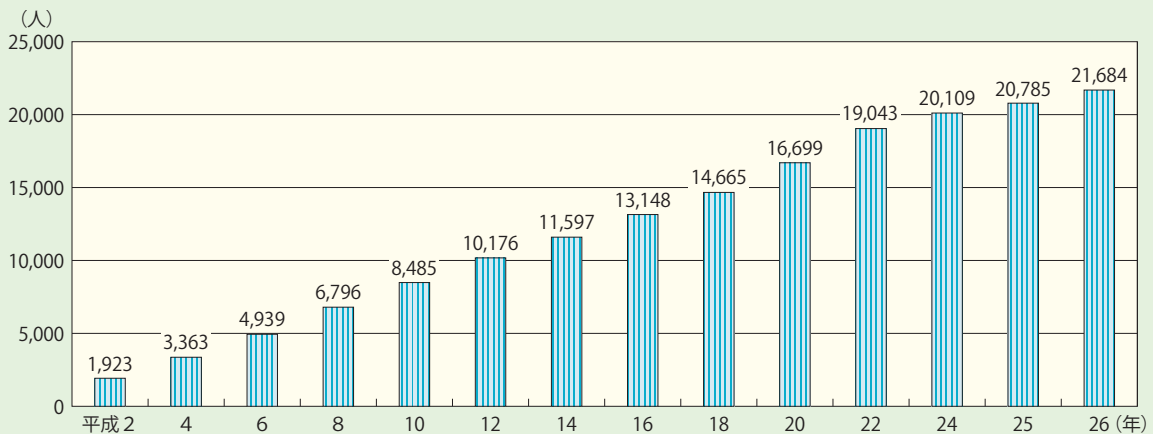
平成25年12月、議員立法により「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）（以下「消防団等充実強化法」という。）が成立した。この法律は、東日本大震災をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少

特集2-2図 消防団員の年齢構成比率の推移



（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 昭和40、昭和50年は「60歳以上」の統計が存在しない。また、昭和40年は平均年齢の統計が存在しない。

特集2-3図 女性消防団員数の推移



（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

特集2-4図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

2. 基本的施策

（1）消防団の強化

- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発（9条）
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善（13条）
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

（2）地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることにかんがみ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資するために制定された。

この法律においては、〔1〕地域防災力の充実強化に関する計画の策定、〔2〕全ての市町村に置かれるようになり、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、〔3〕国及び地方公共団体による消防団への加入の促進、〔4〕公務員の兼職の特例、〔5〕事業者・大学等の協力、〔6〕消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団の活動の充実強化、〔7〕地域における防災体制の強化について規定されている（特集2-4図）。

2. 法律制定を受けた消防庁における取組状況

（1）消防団充実強化対策本部の設置

消防団等充実強化法を受け、消防庁では平成25年12月24日に、「消防団充実強化対策本部」を設置

し、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実等について、地方公共団体への支援・働きかけを行っている。

（2）消防団への加入促進

ア 総務大臣書簡の発出

平成25年11月8日及び平成26年4月25日の2度にわたり、総務大臣から都道府県知事及び市区町村長あてに、消防団入団促進に関する書簡を送付し、地方公務員等をはじめとした消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などについて依頼を行った（特集2-5図）。

イ 事業者の協力

被雇用者団員の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠であるため、平成18年度より導入を促進している「消防団協力事業所表示制度」の普及及び自治体による事業所への支援策の導入促進を図っている（特集2-6図）。

特別の休暇制度を設けて勤務時間中の消防団活動に便宜を図ったり、従業員の入団を積極的に推進する等の協力は、地域の防災体制の充実に資すると同

消防団の更なる充実について

拝啓

貴職におかれましては、地域住民の安心・安全確保のために日々御尽力されていることに、心より敬意を表します。

昨年十一月八日には、消防団員数の減少に歯止めをかけるため、消防団員の確保、特に地方公務員の入団促進の取組に、より一層の御尽力をお願いする書簡を出させていただきました。これまでの御対応に感謝申し上げます。

さて、昨年十二月には「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立したことを受け、総務省は、消防団の充実強化に全力を挙げて取り組んでおります。

消防団の処遇改善につきましては、政令改正により、本年四月から退職報償金を一律五万円引き上げることといたしましたので、各市町村におかれましては的確な措置をお願いします。また、多くの市町村で報酬・手当の支給額が交付税単価を下回る現状であることから、この点を踏まえて適切に予算措置等を講ずるよう、引き続きの御対応をお願いします。

消防団の装備につきましては、本年二月七日に消防団の装備の基準を抜本的に改正し、トランシーバーやライフジャケットなどの安全装備品の充実を図るとともに、この改正に対応して、装備に対する地方交付税を大幅に増額しました。また、消防学校の教育訓練の基準を本年三月二十八日に改正し、消防団中堅幹部の現場指揮の対応能力の向上を図るカリキュラムとしております。

今年度は、消防団発足百二十周年の年であり、特に、

減少を続ける消防団員の確保は現下の最重要課題であります。これまで、女性や大学生など幅広い層への働きかけや機能別団員・分団制度の導入、消防団協力事業所表示制度の活用、地方公務員の入団促進等について取り組んでいただいております。本年二月には、多くの消防団員を増加させた消防団や、消防団活動において特に顕著な功績をあげた消防団など二十二消防団に、私からの感謝状を贈呈させていただきました。

本年度は、昨年成立した新法の実質的なスタートの年です。この法律の趣旨を踏まえ、私としても、消防行政の充実にも更なる努力をしておりますので、より一層、貴職の御協力をいただきますよう、何卒、よろしくお願いいたします。

敬具

平成二十六年四月二十五日

総務大臣

新藤義孝

都道府県知事 殿

(※市区町村長に対するものも同内容)

時に、事業所が地域社会の構成員として防災に貢献する取組であり、当該事業所の信頼の向上につながるものである。

また、平成25年12月13日、日本郵便株式会社に対し、消防団活動への参加促進を依頼するとともに、平成26年1月24日、各地方公共団体に対し、郵便局への働きかけを依頼した。

ウ 大学等の協力

平成25年12月19日、文部科学省と連携し、大学等に対し、大学生の加入促進、大学による適切な修学上の配慮等について働きかけを依頼した。

エ 消防団員となる公務員の兼職の認め・職務専念義務の免除

消防団等充実強化法第10条において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられ、公務員から消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、任命権者は職務の遂行に著しい支障が

あるときを除き、これを認めなければならないとされ、また、職務専念義務の免除について、国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図る観点から、柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとされた。

国家公務員については、消防団等充実強化法第10条第1項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令（平成26年政令第206号）等が制定されたところであり、消防庁は各府省庁に対し、特例規定の適切な運用及び国家公務員の消防団への加入促進について働きかけている。

また、地方公共団体に対し、地方公務員についても、国家公務員制度における取扱いを踏まえた適切な対応を求めるとともに、消防団への加入促進について働きかけている。

オ 総務大臣からの感謝状の授与

平成26年6月24日、平成26年4月1日現在の消

特集2-6図 消防団協力事業所表示制度

事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながるにより、地域における防災体制が一層充実する仕組み。

総務省消防庁が交付する表示証
(ゴールドマーク)



市町村等が交付する表示証
(シルバーマーク)



消防団協力事業所表示制度導入状況等
(平成26年4月1日現在)

※調査対象:1,720市町村

- 表示制度を導入している市町村 1,046市町村(60.8%)
- 消防団協力事業所数

市町村協力事業所数	10,425事業所
消防庁協力事業所数	741事業所

自治体による支援策の実施状況(平成26年4月1日現在)

〈都道府県 23府県〉

- ①減税 2府県
 - ・法人事業税等の減税(長野、静岡)
- ②入札 20府県
 - ・入札参加資格の加点
 - ・総合評価落札方式の加点 など(青森、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、富山、石川、福井、長野、静岡、島根、山口、徳島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島)
- ③その他 6府県
 - ・県知事感謝状の贈呈(山梨、長野、兵庫、徳島)
 - ・中小企業制度融資(島根)
 - ・認証地域貢献企業からの物品調達(京都)

〈市町村 152市町村〉

- ①入札 149市町村
 - ・入札参加資格の加点
 - ・総合評価落札方式の加点 など
- ②その他 4市
 - ・消防団協力事業所報償金(秋田県能代市)
 - ・消火器の無償提供(愛知県豊田市)
 - ・広報誌広告掲載料の免除(新潟県糸魚川市)
 - ・協力事業所の表彰(鹿児島県垂水市)

防団員数の速報値を取りまとめ、消防団員数が相当数増加した団体等19の消防団に対して総務大臣から感謝状を授与した。

(3) 消防団員の処遇の改善

ア 退職報償金の引上げ

平成26年4月1日、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第56号)の施行に伴い、消防団員に支給される退職報償金を全階級一律5万円(最低支給額20万円)の引上げた。

イ 報酬及び出動手当の引上げ

消防団員の年額報酬及び出動手当について、活動に応じた適切な支給を地方公共団体に働きかけるとともに、特に支給額の低い市町村に対し引上げを要請した。

その結果、平成25年4月1日現在で27団体あった無報酬団体については、平成27年度に解消される見込みとなった。

(4) 装備の充実強化

ア 装備の基準の改正

平成26年2月7日、東日本大震災等の教訓を踏まえ、「消防団の装備の基準」を改正し、トランシーバー等の双方向通信機器やライフジャケット等の安全装備品等を盛り込むとともに、地方交付税措置の大幅な拡充を行った(特集2-7図)。

イ 救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の整備

平成25年度補正予算及び平成26年度当初予算により、消防団及び消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等を整備し、訓練を実施することとしている。

(5) 教育・訓練の充実・標準化

平成26年3月28日、消防団において分団長等の現場の指揮を行う者に対し、火災時の延焼拡大防止措置や倒壊家屋からの救助、避難誘導、地域防災指導等の災害の種別ごとに、安全管理を含めた実践的な知識及び技術を習得するため、「消防学校の教育

特集2-7図 消防団の新たな装備基準

装備基準の改正目的

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助活動用資機材等の消防団の装備を充実するよう、「消防団の装備の基準」(消防庁告示)を改正。(平成26年2月7日公布)

主な改正内容

- **双方向の情報伝達が可能な情報通信機器の充実(トランシーバー)**
災害現場での情報共有のため双方向の通信手段を確保する観点から、全ての消防団員に双方向通信用機器(トランシーバー等)を配備
- **消防団員の安全確保のための装備の充実(安全靴、ライフジャケット等)**
風水害等の災害現場での活動時の安全を確保するため、安全靴(救助用半長靴)、ライフジャケット、防塵マスク等の装備を全ての消防団員に配備
- **救助活動用資機材の充実(チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等)**
救助活動等に必要の自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、油圧ジャッキ、投光器等の救助活動用資機材を全ての分団に配備

訓練の基準」を改正し、消防団員に対する幹部教育のうち、中級幹部科を指揮幹部科として拡充強化した(特集2-8図)。

また、消防学校に対し、救助資機材を搭載した消防ポンプ車両等を計画的に整備することにより、消防団員の教育・訓練を支援することとしている。

3. 充実強化に向けた今後の取組

(1) 消防審議会中間答申

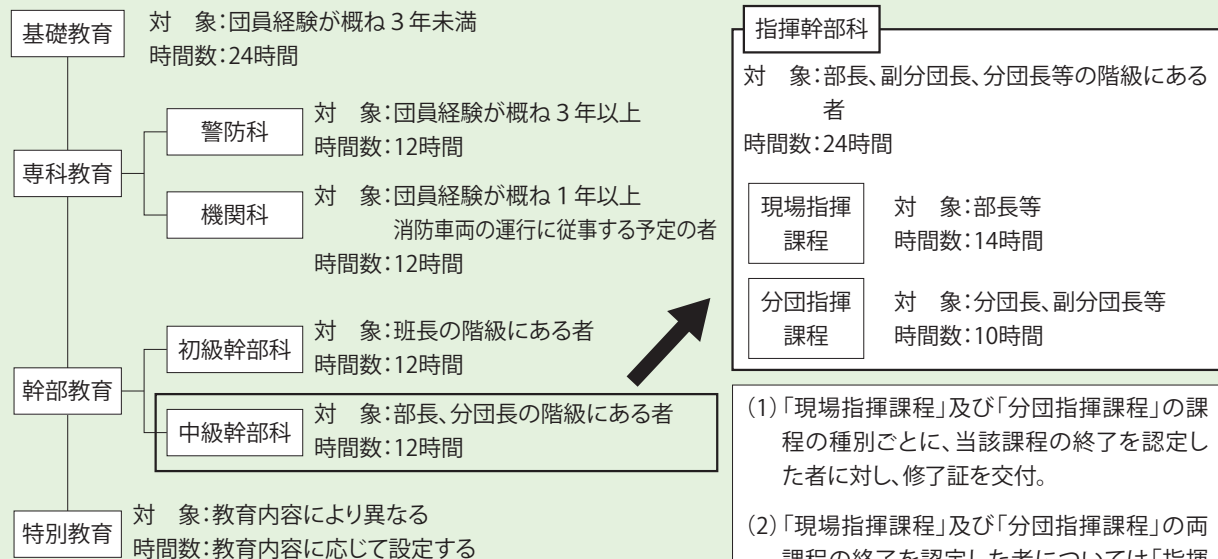
消防庁は、平成26年1月に発足した第27次消防審議会に対して、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」について諮問し、消防審議会

特集2-8図 消防団員に対する教育訓練基準の見直し

改正目的

平成25年12月13日に公布・施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受け、消防団の現場のリーダーの教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」(消防庁告示)を改正。(平成26年3月28日公布)

改正概要



〈中間答申の位置付け〉

平成25年12月の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立を踏まえ、消防団への加入の促進を始めとする消防団の基盤の強化のうち取組が特に急がれる事項を中心として、中間答申を取りまとめ。

〈主な提言内容〉

消防団への加入促進

被用者

- 「消防団協力事業所表示制度」の未導入市町村(1,720団体中約670)に対する**制度導入**の徹底 ※交付事業所数:10,425
- 長野県及び静岡県で導入されている**消防団協力事業所に対する税制優遇措置**の全国への普及、国の支援策の検討
- 消防団協力事業所等に対する地方公共団体の入札における優遇制度を全国に普及
- **在勤者の入団を認めていない市町村**において入団を認めるよう改めて全国に徹底
- **自衛消防組織の要員等**に対する消防団への加入の働きかけ

女性

- 女性のいない消防団(全体の約40%)等における女性入団の更なる促進

大学生等

- **通学先の市町村**でも入団を可能とするよう働きかけ
- 消防団に所属する大学生等への**就職活動用の推薦状等の発出**を市町村に対し働きかけ

シニア世代

- **退職消防職団員による大規模災害発生時限定の機能別分団の創設**等の推進

地域における消防団活動に対する理解の促進

- **消防団員に対し身分証ともなるカードを発行**し、店舗等での提示により、**消防団員が優遇を受けられる仕組み**の展開

地域防災力の充実強化に関する国民運動の展開

- 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」を契機として、国民の各界・各層の参画による**国民会議体を構築し、国民運動を展開**するとともに、ブロックごとの大会の開催を促進

において、消防団の強化の在り方及び地域防災力の強化の進め方について調査審議が行われてきたところ、平成26年7月3日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方に関する中間答申」が出された(特集2-9図)。

この中間答申においては、国及び各地方公共団体その他の関係主体は、消防団への加入の促進、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善及び消防団員の教育訓練の改善により消防団の強化を図るとともに、地域における防災体制の強化を図ることにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に総合的・計画的に取り組むべきとされ、早急に取り組むべき事項についてまとめられた。消防庁においては、この中間答申を踏まえて、今後の消防団を中核とした地域防災力充実強化の施策に着実に反映させていくこととしている。

(2) 「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」
(平成26年8月29日開催)

地域防災力は、消防団をはじめ、住民、自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブ等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力することによって確保されるものであり、官民を挙げてその充実強化を図る必要がある。

消防団等充実強化法の成立を踏まえ、日本消防協会の主催により、民間事業者をはじめ勤めている方、若者や女性など、国民各界各層の幅広い参加を得て、平成26年8月29日に「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」が開催された。今後は、このような取組が各地域に展開されるよう施策を実施することとしている。

4. その他引き続き実施すべき施策

(1) 女性の入団推奨

地域の安心・安全の確保に対する住民の関心の高まりなどの要因により、消防団活動も多様化し、住宅用火災警報器の設置促進、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等においては、特に女性消防団員の活躍が期待されている。年々増加している女性消防団員を更に増加させるため、女性消防団員10万人の確保を目指して女性の入団を推奨している。

いまだ女性消防団員のいない市町村に対しては、入団に向けた積極的な取組を求めている。

(2) 全国女性消防団員活性化大会の開催

平成26年11月14日、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めるため、千葉県浦安市において、全国女性消防団員活性化大会を開催した。

特集2-10図 救命講習を行う女性消防団員



(3) 全国消防団員意見発表会・消防団等地域活動表彰の実施

地域における活動を推進するとともに、若手・中堅消防団員や女性消防団員の士気の高揚を図るため、全国各地で活躍する若手・中堅消防団員や女性消防団員による意見発表会を開催し、あわせて、

- ・地域に密着した模範となる活動を行っている消防団
- ・消防団員の確保について特に力を入れている消防団
- ・大規模災害時等において顕著な活動を行った消防団

に対する表彰などを実施し、その内容を取りまとめ、全国に提供している。

(4) 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多い状況を踏まえ、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、1月から3月を「消防団員入団促進キャンペーン」の期間として位置付け、消防団員募集ポスターやリーフレットの作成・配布を行い、消防団員募集についての積極的な広報の全国的な展開を図っている（特集2-11図、特集2-12図）。

特集2-11図 消防団員募集ポスター



特集2-12図 消防団員募集リーフレット



(5) 消防団活動のPR

ア 「消防団のホームページ」の運用

消防庁における最新施策や最新情報等を掲載し、



消防団のホームページ

消防団活動のPRに努めている。

(URL : <http://www.fdma.go.jp/syobodan/>)

イ 雑誌等を活用した広報

特に女性や若者をターゲットとした「雑誌広告」等を活用し、消防団への理解促進及び入団促進の広報に努めている。

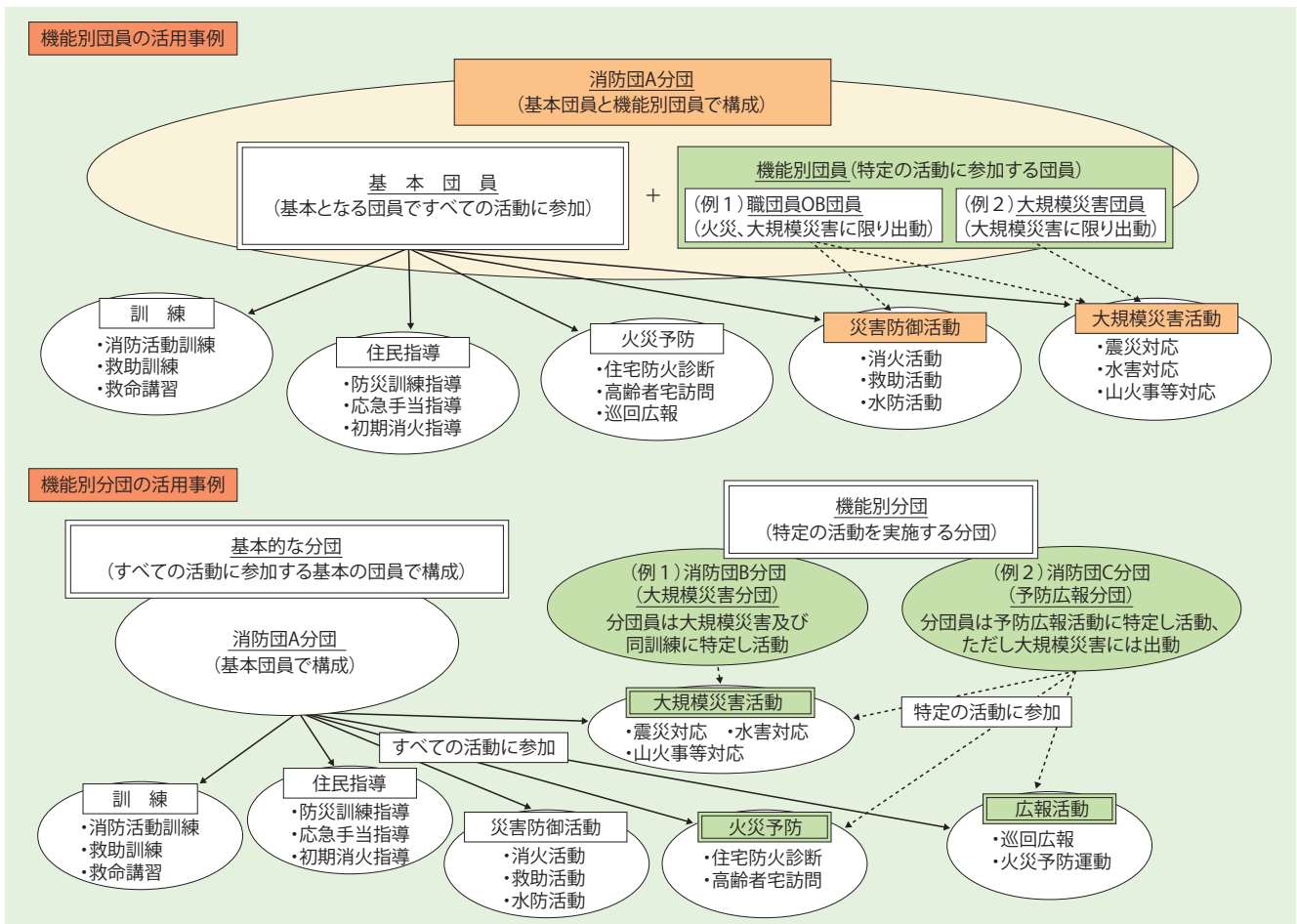
(6) 機能別団員及び機能別分団など消防団組織・制度の多様化方策の導入

すべての災害・訓練に出動する消防団員(以下「基本団員」という。)を基本とした現在の制度を維持した上で、必要な消防団員の確保に苦慮している各市町村が実態に応じて選択できる制度として、次の多様化方策を導入した(特集2-13図)。

ア 機能別団員(特定の活動、役割のみに参加する団員)制度

入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害対応等に参加する制度である。

特集2-13図 機能別団員及び機能別分団の概要



イ 機能別分団（特定の活動、役割を実施する分団）制度

特定の役割、活動を実施する分団・部を設置し、所属団員は当該活動及び大規模災害対応等を実施する制度である。

ウ 休団制度

消防団員が出張、育児等で長期間にわたり、活動することができない場合、消防団員の身分を保持したまま一定期間の活動休止を消防団長が承認する制度である。休団中の大規模災害対応、休団期間の上限は各消防団で規定し、休団中は報酬の不支給、退職報償金の在職年数不算入が可能である。

エ 多彩な人材を採用・活用できる制度

条例上の採用要件として年齢・居住地等を制限している場合は、条例の見直しにより幅広い層の人材

が入団できる環境の整備を図ったり、年間を通じての募集・採用の実施が必要である。

（7）消防団員確保の支援体制の構築

消防団員の減少に歯止めを掛けるために、消防団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を地方公共団体に派遣し、消防団員の確保の具体的な助言、情報提供等を行う「消防団員確保アドバイザー派遣制度」を平成19年4月から運用しており、平成26年11月現在、29人のアドバイザー（うち女性11人）が全国で活躍している。

（8）全国消防操法大会の開催

平成26年11月8日、消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、東京臨海広域防災公園において、第24回全国消防操法大会を開催した。

最近の大規模自然災害・火災爆発事故への対応 及びこれを踏まえた消防防災体制の整備

1. 伊豆大島の土砂災害を踏まえた危機管理体制及び訓練の充実

(1) 災害の概要

平成25年10月11日に発生した台風第26号は、同月16日明け方に大型で強い勢力のまま伊豆諸島北部を通過し、三陸沖で温帯低気圧になった。

東京都大島町（伊豆大島）では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降るなど、24時間雨量が824ミリに達する記録的な大雨となった。この影響により、大規模な土石流が発生し、死者40名、行方不明者3名という甚大な被害が発生した。

(2) 政府の対応及び消防機関の活動

ア 政府全体の対応

政府では、平成25年10月16日午前7時06分に官邸に情報連絡室を設置した。同日午前9時には安倍内閣総理大臣から、被害状況の把握、救助活動、災害応急対策等に関する指示が発せられ、午前11時30分には、関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況、各省庁の対応状況等について情報共有を行った。

その後、台風第27号の接近を踏まえて、関係省



伊豆大島上空からの被害状況

庁と大島町が一体となった迅速かつ的確な災害応急対策の実施を目的として、10月19日午後2時、大島町役場に内閣府官房審議官（防災担当）を室長とする現地災害対策室を設置した（同年10月28日に現地連絡調整室となり、10月31日に閉室）。

イ 消防庁の対応

消防庁では、台風第26号の接近に備え、平成25年10月15日午後6時00分に「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置、翌16日午前10時00分には、伊豆大島における土砂災害の状況を踏まえ、消防庁次長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」に改組し、東京都、大島町及び大島町消防本部に対して適切な対応及び被害状況の報告を求めるとともに、情報収集を実施した。

その後、同日午前11時55分に東京都知事から消防組織法に基づき応援要請を受け、1都4県の知事（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県）に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。

また、発災直後から延べ8人の消防庁職員を大島町災害対策本部に派遣し、被害状況の確認、緊急消防援助隊に関する調整等を実施した。

ウ 緊急消防援助隊の活動

活動概要は以下のとおりである（特集3-1表）。

(ア) 派遣期間

平成25年10月16日から同年10月31日まで（16日間）

(イ) 活動規模

a 479隊 2,055人

特集3-1表 活動規模（延べ人数）

緊急消防援助隊	活動規模
東京消防庁指揮支援隊	17隊 51人
埼玉県大隊（1消防本部、埼玉県防災航空隊）	49隊 266人
千葉県大隊（1消防本部）	62隊 236人
神奈川県大隊（2消防本部）	275隊 1,163人
静岡県大隊（7消防本部、静岡県消防防災航空隊）	76隊 339人
合計（12消防本部、2県消防防災航空隊）	479隊 2,055人

b 活動規模のピーク

33隊 145人（平成25年10月20日）

(ウ) 主な活動内容

a 指揮支援部隊は、大島町災害対策本部において情報収集を実施した。また、消防をはじめ自衛隊や警察などの関係機関で構成する調整会議において、活動エリアの区割りなど他機関との調整を実施した。

b 航空部隊は、上空からの被害情報の収集、隊



大島町災害対策本部会議
(平成25年10月25日・大島町)



緊急消防援助隊による夜間活動
(平成25年10月17日・大島町)
(横浜市消防局提供)



消防団による重機を活用した活動支援
(平成25年10月19日・大島町)
(横浜市消防局提供)

員及び資機材の輸送を実施した。

c 陸上部隊は、土砂災害現場における被害情報の収集、行方不明者の捜索及び救出活動を実施した。

エ 東京消防庁・東京都大島町消防応援協定に基づく応援

活動概要は以下のとおりである。

(ア) 出動期間

平成25年10月16日から同年11月8日まで（24日間）

(イ) 活動規模

a 全体（延べ人数）

東京消防庁 2,645人

b 活動規模のピーク

東京消防庁 150人（平成25年10月18日）

(ウ) 主な活動内容

a 航空部隊は、島外への救急搬送、隊員及び資機材の輸送を実施した。

b 陸上部隊は、土砂災害現場における被害情報の収集、行方不明者の捜索及び救出活動を実施した。

オ 地元消防機関の活動

大島町消防本部及び消防団は、台風接近に備え、平成25年10月16日午前1時から警戒態勢とし、災害発生後は、被害情報の収集を行うとともに、行方不明者の捜索、救出及び救急搬送を実施した。また、消防団は重機を活用し、緊急消防援助隊等の活動を支援した。

カ 関係機関との連携

被災地が離島（伊豆大島）であったことから、緊急消防援助隊等の出動にあたり、航空自衛隊の輸送機（C-1及びC-130H）の支援により、迅速に隊員、車両及び資機材を投入した（特集3-2表）。

特集3-2表 自衛隊輸送機による隊員等の輸送

輸送日	部隊	輸送内容
10月16日	東京消防庁	車両2台、隊員21人
10月17日	神奈川県大隊	車両4台、隊員13人
10月19日	静岡県大隊	車両3台、隊員13人
	埼玉県大隊	車両1台、隊員2人
10月20日	東京消防庁	車両2台
	神奈川県大隊	車両1台、隊員2人
	埼玉県大隊	隊員6人
(合計)	1都3県	車両13台、隊員57人



C-1 輸送機から降りる消防車両
(平成25年10月19日・大島町)

また、活動については、自衛隊や警察などの関係機関から延べ2万人を超える隊員が派遣されたが、活動エリアを分担するなど消防と連携し、行方不明者の捜索、救出活動等を実施した。

(3) 災害を踏まえた地方公共団体の危機管理体制及び訓練の充実

伊豆大島で発生した土砂災害の報道においては、市町村の初動対応における課題について指摘がなされた。

自然災害等の危機管理事態発生時において、地方公共団体、とりわけ市町村の対応の適否は、時には住民の命に直結することになる。

市町村を含めた地方公共団体の総合的な危機管理体制については、平成25年度に消防庁において調査を実施した(特集3-1図)。

これにより、市町村の危機対応の能力には、市町村間で大きな差があることが判明したところである。

これらのことを踏まえ、消防庁では、平成26年度から新たに市町村長を対象とした防災・危機管理トップセミナーを実施するのをはじめ、防災・危機管理担当者を対象とした研修を強化するなど、市町村に対する支援を充実させることとしている。

ア 防災・危機管理トップセミナーの開催

市町村の危機対応の能力の最も大きな決定要因が、危機が発生した場合に陣頭指揮をとることが求められる市町村長のリーダーシップであることを踏まえ、消防庁では、平成26年度から新たに、市町村長を対象とした防災・危機管理トップセミナーを実施している。

平成26年6月4日には、全国より約190人の市

長参加の下に、内閣府とともに「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催した。地域の防災について訓練を重ねることや、非常時にはトップである市長が全責任を負う覚悟で陣頭指揮をとることが重要であることなどを周知したほか、過去の災害に際し、陣頭指揮に当たった経験を持つ市長等を招き、講演を行った。

防災・危機管理トップセミナーの開催に当たっては、災害等の危機事態において、市町村長の心構えやどのような行動をとるべきかなどを「市町村長の危機管理の要諦」(特集3-2図)として、テキストにまとめている。これまでの市町村長の災害対応における成功した事例、失敗した事例とともに、災害を経験した市町村長の体験談を多く盛り込んだ内容となっている。

また、都道府県においても、市町村長を対象とした「都道府県防災・危機管理トップセミナー」を、福井県を皮切りに順次開催している。各都道府県は、市長会及び町村会の会議等に併せて開催するなど、関係機関と連携を図りながら実施している。

イ 防災・危機管理研修会の実施

危機事態発生時において、地方公共団体の職員は普段の業務とは異なる危機対応業務を、時間的な猶予がない中で処理することを余儀なくされる。危機対応の経験がない職員は、研修を繰り返すことによって、危機への意識を高め、対応能力を高めていくことが重要である。

このため、消防庁では、地方公共団体における危機管理担当職員等の危機対応の能力の向上を図るため、平成26年度より、全国各地において、「防災・危機管理研修会」を開催し、都道府県及び市町村の危機管理担当職員等が防災・危機管理の基礎知識等を速やかに習得できるよう取り組んでいる。

ウ 実践的な防災訓練の普及

危機が発生した時に適切な対応ができるには、日ごろから過酷な事態における対応について議論を重ねるとともに、実践的な訓練を定期的に行うことが重要である。

消防庁では、実践的な防災訓練の普及に向け、地方公共団体の行う防災訓練について、他の地方公共団体のモデルとなる事例の調査を行った。地方公共団体等に対して情報提供を行うことにより、防災訓

特集3-1図 地方公共団体における総合的な危機管理体制に関する調査

I 危機管理組織

○危機管理専門幹部の配置

※「危機管理専門幹部」とは、全庁的または部局横断的な取り組みを行う必要があるような危機管理事案の対応を主たる業務とし、事案発生時には首長を補佐する部長または部次長(局制の場合は局長または部長)以上に相当する職員を指します。
(例)…「危機管理監」、「防災局長」、「危機管理対策部長」、「理事(危機管理担当)」等

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	市区合計
配置している	100%	100%	79%	63%	83%	29%	36%
配置していない	0%	0%	21%	38%	17%	71%	64%

○危機管理担当部署の組織規模

※危機管理担当部署とは全庁的または部局横断的な取組を行う必要がある危機管理事案が発生した場合に、主たる業務として、全庁的な連絡調整を担当する部署を指します。

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
課・室レベル以上で設置	100%	100%	95%	90%	100%	64%	19%	11%	41%
局・部レベルで設置	47%	75%	26%	33%	39%	6%			5%
課・室レベルで設置	53%	25%	69%	58%	61%	58%	19%	11%	36%
係・班レベルで設置	0%	0%	5%	8%	0%	26%	40%	21%	30%
部署としては設置せず専任職員を配置			0%	0%	3%	0%	2%	5%	4%
部署としては設置せず兼任職員を配置			0%	0%	0%	0%	7%	36%	63%

II 危機管理事案発生時の体制

○危機管理担当部署における宿日直体制

※消防による宿日直体制に加え、危機管理担当部署において実施しているもの(複数回答)

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
職員により対応している	94%	40%	19%	13%	91%	21%	40%	58%	34%
危機管理担当部署の職員により対応している	89%	40%	10%	5%	35%	7%	14%	27%	13%
危機管理担当部署以外の職員により対応している	55%	25%	12%	8%	83%	19%	37%	53%	31%
職員以外の人員により対応している(外部委託・守衛等)	21%	25%	69%	60%	22%	78%	67%	42%	68%

○職員参集訓練の実施状況及び訓練対象

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
年に複数回実施	6%	25%	2%	5%	4%	3%	3%	1%	3%
年に1回実施	49%	25%	33%	50%	57%	38%	29%	30%	34%
実施していない	45%	50%	62%	45%	39%	58%	68%	69%	63%
対訓練									
基本的に全職員を対象としている	23%	40%	67%	36%	14%	59%	76%	86%	66%
危機管理担当部署の職員など、特定の職員	77%	60%	33%	64%	86%	41%	24%	14%	34%

※「実施状況」については、上記以外の頻度で行っている団体もあるため、必ずしも総数とは一致しない。

III 危機管理担当部署職員の経験年数と研修の実施状況

○危機管理担当部署職員の経験年数別割合

職員の経験年数	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
0年以上～2年未満	56%	61%	64%	59%	61%	58%	52%	51%	57%
2年以上～4年未満	28%	22%	23%	25%	26%	26%	27%	29%	26%
4年以上～6年未満	8%	7%	8%	9%	10%	10%	11%	7%	10%
6年以上～8年未満	3%	3%	2%	3%	2%	3%	5%	3%	3%
8年以上～10年未満	1%	1%	2%	1%	1%	2%	1%	2%	1%
10年以上	4%	5%	1%	2%	1%	2%	5%	7%	3%

○危機管理担当部署職員を対象とした危機管理に係る研修等の実施状況

	都道府県	指定都市	中核市	特例市	特別区	一般市	町	村	市町村合計
各種講演・研究会等への参加	94%	95%	90%	95%	91%	88%	88%	80%	88%
各種防災システム端末の操作研修	89%	95%	86%	90%	87%	78%	75%	64%	76%
危機発生要因のある施設・避難施設の視察	66%	75%	57%	60%	65%	45%	36%	31%	41%
配属時に行う危機管理研修	49%	75%	26%	30%	61%	15%	10%	8%	14%
定期的な危機管理研修	83%	85%	50%	45%	61%	34%	27%	21%	31%
危機対応機関(消防等)での危機管理研修	64%	85%	62%	40%	30%	26%	23%	21%	26%

1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断(意思決定)する、⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援等に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身につける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合(または発生が予想される場合)は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎(災害対策本部設置予定場所)に駆けつける。
- (2) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りに行く。

4 避難勧告等の的確な発令

- (1) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援等の要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。

練全体の底上げを図ることを目的とし、平成26年3月に報告書をまとめている。報告書は、モデルとなる防災訓練を実施している20の市区町村及び地域へのヒアリングに基づき、実践的な防災訓練がもたらす効果や実施に向けた留意点等をまとめた内容となっている(特集3-3図、特集3-4図)。

2. 広島市の土砂災害を踏まえた災害リスク情報の的確な提供の推進

(1) 災害の概要

日本付近に前線が停滞し、暖かく非常に湿った空気が流れ込み、平成26年8月19日夜から翌20日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となり、安佐北区三入では1時間降水量101ミリ、3時間降水量217.5ミリを観測するなど観測史上最大の値を記録した。

この影響により、広島市安佐北区及び安佐南区では、同月20日未明に複数箇所土砂災害が発生し、死者74名、負傷者44名(平成26年10月20日午後2時時点の消防庁被害報)という甚大な被害が発生

した。

(2) 政府の対応及び消防機関の活動

ア 政府全体の対応

政府では、平成26年8月20日午前4時20分に官邸に情報連絡室を設置した。同日午前6時30分には安倍内閣総理大臣から、災害応急対策、住民の避難支援、大雨等に関する情報提供、被害の拡大防止等に関する指示が発せられ、午前9時には関係省庁による連絡会議を、午前10時には関係省庁災害対策会議を開催し、被害状況、各省庁の対応状況等について情報共有を行った。また、午前11時15分には情報連絡室を官邸連絡室に改組、翌21日午後3時には官邸対策室に改組し、体制の強化を図った。

その後、8月22日午前9時、土砂災害の発生から2日経過後もなお、行方不明者が多数おり、救助活動が長期化する事態が生じていることを踏まえ、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づき、平成26年(2014年)8月豪雨非常災害対策本部を格上げ設置するとともに、広島県に、西村内閣府副大臣を本部長とする非常災害現地対策本部を設置する

特集3-3図 実践的な防災訓練がもたらす効果

■実災害時の被害の軽減

- 避難訓練を重ねてきた地域において、震災時に地区ごとに編成した班が避難誘導と安否確認を訓練どおりに行ったことで、犠牲者を最小限に食い止めることができた。(気仙沼市)
- 避難訓練を毎年繰り返し実施してきたことで、避難情報の伝達手段や避難場所の認知等、基礎的な部分の定着を図ることができたため、H23の豪雨災害時も、警戒情報の呼びかけと住民の早めの避難により、人的被害は生じなかった。(見附市)

■自主防災組織など住民組織の活性化

- 一人で避難することが難しい高齢者が多い地域事情を踏まえ、「1人では逃げず、必ず3人以上で逃げる」という方針の訓練を自主防災組織や消防団を中心に10年以上も継続して実施してきた結果、避難行動がより徹底され、地域の防災力が保たれている。(土佐清水市下川口浦地区)

■住民の防災意識の醸成

- 実災害に即した訓練を継続したことにより、地域の防災に対する意識の向上が図られ、これまで5,000人規模であった訓練参加者が、最近では、市人口の1/4に相当する10,000人規模の訓練参加者を維持している。(見附市)
- 訓練対象となった重里地区は広い集落なので小集落ごとに避難場所を地域の方々が選定し、避難行動を行い、安否確認を行うなど、避難意識の強化を図ることができている。(十津川村)

■市町村長及び職員の災害対処能力の強化

- 総合防災訓練の関係者会議のほかに、災害対策本部の本部班・情報庶務班の図上シミュレーション訓練(市長・副市長等含む)などを開催することにより、防災担当職員のみならず、市長や職員全体が防災意識を高め、災害対処能力を強化することができた。(ふじみ野市)

■関係機関との連携強化

- 島内での孤立が発生し、道路交通網や通常の通信手段が寸断される状況のもとで住民を適切に避難させることを目的とし、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、通信事業者(地元FM)等が連携して、訓練に参加した。避難や搬送に加え、被害情報の収集や避難指示の伝達においても、関係機関が連携し、役割を確認しながら訓練が実施された。(奄美市)

■災害応急対策のマニュアル等への反映

- 市内全避難所を開設した避難所運営訓練を実施したことにより、多数の避難者の受入れに対する課題を検証した結果、様式の簡素化を図るなど、避難所運営体制の改善につなげた。(ふじみ野市)
- 高校生が、地域防災の担い手として、避難所開設時の受付、炊き出し等の活動に関する可能性を見出すことができた。(上富田町)

「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」(平成26年3月)より

ことを決定した(現地対策本部については、同年9月9日に現地連絡調整室となり、9月19日に閉室)。

被災者の生活支援を広島県及び広島市と連携して迅速かつ的確に進めるため、8月25日、現地対策本部に「被災者支援チーム」を設置した。また、広島県、広島市及び現地対策本部が、現地における課題解決を迅速かつ包括的に進めるため、「8.20 土砂災害応急復旧連絡会議」を翌26日に設置した。

イ 消防庁の対応

消防庁では、平成26年8月20日午前4時30分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室(第1次応急体制)」を設置、同日午前8時30分には国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部(第2次応急体制)」に改組し、広島県、広島市及び広島市消防局に対して適切な対応及び被害状況の報告を求めるなど、情報収集を実施した。

その後、同日午後0時30分に広島県知事から消防組織法に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を受

け、消防庁長官が1府3県の知事(大阪府、鳥取県、岡山県、高知県)に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。翌21日午後7時30分には、救助体制を強化するため、新たに3県の知事(島根県、山口県、愛媛県)に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。

同月22日午前9時00分には、災害対策基本法に基づき、政府に「平成26年(2014年)8月豪雨非



広島市安佐南区上空からの被害状況
(国土地理院提供)

特集3-4図 実践的な防災訓練の実施に向けて

○実践的な防災訓練に関するポイント

企画準備	参加人数や規模にとらわれることなく、より実践的な訓練を志向し、訓練の方法、日時、場所等を十分検討していくこと
	過去に地域で起きた災害の状況や教訓を、記録や調査などを通じて積極的に掘り起こし、訓練に生かしていくこと
住民参画	地域住民が避難場所の選定や避難方法の検討などに企画段階から主体的に参画し、訓練内容に反映させること
	地域住民自身の主体的な取組を把握するとともに、さらにその取組を参考にして、他の地域に広げていくこと
想定・シナリオ	地域の地理的条件や人口構成などを考慮し、地域の実情にきめ細かく対応した訓練内容にしていくこと
	「訓練できないことは、本番ではできない」ということを鑑み、訓練の内容は実災害時の動きに即したものとすること
	訓練実施の時間帯を昼間以外に実施することなど様々な想定を試行し、訓練がマンネリ化しないよう工夫すること
関係機関	災害時に関係機関や団体等にすぐに必要な活動要請が行えるよう、幅広く関係機関に積極的な参加を呼びかけるとともに、企画段階から連携を強化しておくこと
庁内体制	市町村長が訓練の企画・実施に際し、庁内各部門への指示、住民・自主防災組織、関係機関への働きかけを行うなどリーダーシップを発揮していくことや、自らが災害対処能力の研鑽に努めること
	防災担当職員が自らの問題意識を踏まえ積極的に発案するとともに、実施調整において積極的に行動していくこと
	防災担当以外の職員も災害時に主体的な行動がとれ、庁内一丸となって対処できるよう訓練に取り組むこと
継続	訓練を継続的に行うことにより、住民の防災意識を維持するとともに、訓練の準備過程で構築された関係機関・団体や住民組織との連携体制を持続させること

「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」(平成26年3月)より

常災害対策本部」が設置されたことを受け、消防庁の体制を消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」に改組した。

また、発災直後から消防庁職員及び消防研究センター職員を現地活動支援のために派遣し、被害状況の確認、緊急消防援助隊に関する調整等を実施した。

ウ 緊急消防援助隊の活動

消防庁から出動の求めを受けた緊急消防援助隊は、高度救助隊及び航空隊を中心とする編成で広島

市へ出動した。活動概要は以下のとおりである（**特集3-3表**）。

(ア) 出動期間

平成26年8月20日から同年9月5日まで（17日間）

(イ) 活動規模

a 694隊 2,634人

b 活動規模のピーク

62隊 228人(平成26年8月28日・同月30日)

(ウ) 主な活動内容



消防庁職員による現地活動支援の状況
(平成26年8月28日・広島市)



家屋倒壊現場における活動
(平成26年8月21日・広島市)
(岡山市消防局提供)

特集3-3表 活動規模（延べ人数）

緊急消防援助隊	活動規模
岡山市指揮支援隊（岡山市消防局）	17隊 68人
大阪府大隊（大阪市消防局航空隊）	17隊 119人
岡山県大隊（14消防本部、岡山県消防防災航空隊）	333隊1,106人
鳥取県大隊（鳥取県消防防災航空隊）	17隊 102人
高知県大隊（高知県消防防災航空隊）	17隊 119人
島根県大隊（9消防本部）	62隊 288人
山口県大隊（12消防本部）	87隊 379人
愛媛県大隊（9消防本部）	144隊 453人
合計（45消防本部、3県消防防災航空隊）	694隊2,634人

a 岡山市指揮支援隊は、消防をはじめ、自衛隊、警察等の関係機関で設置した現地合同指揮所において、活動エリアの区割りなど活動方針について他機関との調整を実施するとともに、緊急消防援助隊各隊に対する一体的な活動管理を実施した。

b 陸上隊は、災害現場において被害情報を収集するとともに、重機、津波・大規模風水害対策車両等の特殊車両を活用し、高度救助隊を中心として要救助者の捜索、救助、がれき除去活動等を実施した。

また、宿営地の広島県消防学校では、拠点機能形成車両等を活用し、隊員の後方支援活動を実施した。

c 航空隊は、上空からの被害情報の収集、要救助者の捜索、隊員等の輸送を実施した。

また、被害情報の収集において、緊急消防援助隊の活動では初めてヘリサットシステムを活用し、消防庁ヘリ5号機（高知県消防防災航空隊運航）から消防庁に映像を送信した。

エ 広島県内広域消防相互応援協定に基づく応援

平成26年8月20日午前11時15分に広島市長から広島県内広域消防相互応援協定に基づく応援要請を受けて、広島県内12消防本部（広島市消防局を除く全消防本部）の応援隊が出動した。

また、同月28日午後1時20分には、同協定に基づき、消防団に対する応援要請があり、県内8市町消防団（廿日市市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町）の応援隊が出動した。活動概要は以下のとおり。

（ア）出動期間

平成26年8月20日から同年9月5日まで（17日



重機による活動
（平成26年8月27日・広島市）
（岡山市消防局提供）



小型水陸両用バギーによる活動
（平成26年8月29日・広島市）
（岡山市消防局提供）

間)

（イ）活動規模

a 全体（延べ人数）

1,512人（うち県内応援消防団41人）

b 活動規模のピーク

146人（平成26年8月29日）

（ウ）主な活動内容

a 広島県内消防本部応援隊は、災害現場において被害情報を収集するとともに、要救助者の捜索及び救助活動を実施した。

また、無線中継車を活用し、被害状況や消防機関の活動状況について、消防庁に対して映像送信によるリアルタイムの情報提供を実施した。

b 広島県内消防団応援隊は、広島市消防局、広島県内消防本部応援隊及び緊急消防援助隊とともに要救助者の捜索及び救助活動を実施した。



ヘリによる救助活動
(平成26年8月20日・広島市)
(広島市消防局提供)



現地合同指揮所の状況
(平成26年8月27日・広島市)

オ 広島県防災航空隊

広島県防災航空隊は、広島県災害対策本部の指示により、平成26年8月20日午前7時20分から安佐北区及び安佐南区の上空で被害情報を収集した。

また、安佐南区八木の孤立地域において要救助者の救助活動、河川の捜索活動等を実施した。

カ 広島市消防局及び広島市消防団(地元消防機関)

広島市では、平成26年8月20日午前1時35分に「広島市災害警戒本部」を設置し、その後、同日午前3時30分に「広島市災害対策本部」に格上げした。

広島市消防局は、災害発生後直ちに被害情報を収集するとともに、要救助者の捜索及び救助活動を実施した。

また、広島市消防団は、広島市消防局、広島県内消防本部応援隊及び緊急消防援助隊と要救助者の捜索及び救助活動を実施するとともに、避難誘導や避難所における支援活動を実施した。

キ 関係機関との連携

発災直後から安佐南区の災害現場近くに設置された現地合同指揮所において、消防、自衛隊、警察、国土交通省（TEC-FORCE）等の関係機関が集まり、2次災害発生の危険性など災害現場の情報を共有するとともに、活動エリアの区割りなど活動方針を調整・決定した。

また、災害現場においても、自衛隊、警察等と連携し、要救助者の捜索及び救助活動を実施した。

(3) 災害を踏まえた災害リスク情報の的確な提供の推進

ア 深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供

平成11年（1999年）6月に広島市において発生した土砂災害を教訓に、平成12年（2000年）に土砂災害防止法が制定されたにもかかわらず、再びその近隣地域において、前回は大きく上回る甚大な被害が発生した。これを踏まえ、こうした大規模な災害を二度と起こさないよう、平成26年9月5日、「平成26年8月豪雨非常災害対策本部」において、関係府省庁が行う主な取組事項を決定した。

取組事項としては、今回の広島市については、夜間における避難勧告のあり方が課題となったことから、「深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供」をその1つに掲げており、消防庁では具体的に以下の取組を行っている。

(ア) 平成26年4月に改定した『避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン』の周知徹底、確認

土砂災害について、避難準備情報の判断基準の設定例を、「大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合」としており、また、「基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等は発令する」としているなど、ガイドラインにおける主な記載内容を改めて周知するとともに、判断基準がガイドラインに照らして不足、不備等ある場合は必要な見直しを行うよう、平成26年9月、地方公共団体に依頼した。

(イ) 市町村における緊急速報メールの整備促進、防災行政無線の戸別受信機の配備促進

夜間や早朝を問わず、住民に即時、確実に情報を伝達するには、複数の情報伝達手段を組み合わせる必要があることから、市町村における緊急速報メー

ルについて、早急に100%を目指し整備促進するとともに、防災行政無線の戸別受信機の配備を図っていく。さらに、Lアラート（災害情報共有システム）の平成26年度中の全都道府県への導入決定を目指し、順次活用を進めていく。

イ 突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討

昨今、突発的局地的な豪雨に伴う土砂災害が頻発していることを踏まえ、平成26年10月に「突発的局地的豪雨による土砂災害時における防災情報の伝達のあり方に関する検討会」を発足させ、このような場合における防災気象情報や避難勧告等の防災情報の伝達について、どういった情報をどのような範囲でどう伝達すべきか検討している。

具体的には、防災行政無線（屋外スピーカー・戸別受信機）や登録制メール等の情報伝達手段を活用し、エリアを限定した情報伝達をどのように行うかについて検討し、平成26年度中に結論をとりまとめることを予定している。

3. 御嶽山噴火災害への対応

(1) 災害の概要

平成26年9月27日午前11時41分頃から御嶽山で火山性微動が発生し始め、同日午前11時52分頃に噴火が発生した。今回の噴火は昭和54年（1979年）の噴火と同程度かやや大きい規模の水蒸気爆発と考えられており、御嶽山での噴火は、平成19年3月下旬に発生したごく小規模な噴火以来となる。この噴火により、長野・岐阜両県において、死者57名、負傷者69名、行方不明者6名（平成26年10月23日午後3時時点の消防庁被害報）という甚大な被害が発生した。

(2) 政府の対応及び消防機関の活動

ア 政府全体の対応

政府では、平成26年9月27日午後1時23分に官邸に情報連絡室を設置した。同日午後2時30分には官邸連絡室に改組するとともに、安倍内閣総理大臣から、被災状況の把握、被災者の救助、登山者や住民の安全の確保、登山者及び住民に対する迅速的確な情報提供等に関する指示が発せられ、午後3時には関係省庁担当者会議を、午後4時40分には関

係省庁災害対策会議を開催し、被害状況、各省庁の対応状況等について情報共有を行った。

翌28日午後2時には官邸連絡室を官邸対策室に改組し、さらに同日午後5時、多数の犠牲が生じており、なお多数の行方不明者が存在するという事態を踏まえ、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づき、平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部を格上げ設置するとともに、長野県庁に、松本内閣府大臣政務官を本部長とする非常災害現地対策本部を設置することを決定した（現地対策本部については、同年10月16日の長野県災害対策本部における全面的な搜索活動の終了決定を受けて、翌17日に廃止）。

イ 消防庁の対応

消防庁では、平成26年9月27日午後2時30分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置、同日午後8時20分には国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」に改組し、長野県及び岐阜県等に対して被害情報の報告を求める等、情報収集を実施した。

その後、同日午後8時30分に長野県知事から消防組織法に基づき、緊急消防援助隊の応援要請を受け、消防庁長官が1都3県の知事（東京都、静岡県、山梨県及び愛知県）に対して、緊急消防援助隊の活動を求めた。

翌28日午後5時00分には、災害対策基本法に基づき、政府に「平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部」が設置されたことを受け、消防庁の体制について、消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」に改組した。

さらに、同月30日午後0時50分には、航空体制を



御嶽山の噴火状況



消防庁長官による消防隊員の激励
(平成26年10月9日・王滝村・八海山荘)

強化するため、東京消防庁大型ヘリコプターの出動を求めるとともに、同年10月14日午前9時30分には、捜索体制を強化するため、新たに2県の知事(岐阜県、富山県)に対して、緊急消防援助隊の出動を求めた。

また、発災直後から現地活動支援のために消防庁職員を長野県庁・王滝村役場等に派遣し、被害状況の確認、緊急消防援助隊に関する調整等を実施した。

同年10月9日には、消防庁長官が、過酷な環境で活動する隊員への総務大臣からの激励のメッセージを伝達するとともに、消防隊員の活動状況を視察し、激励した。

ウ 緊急消防援助隊

消防庁長官から出動の求めを受けた緊急消防援助隊は、火山ガス(硫化水素、亜硫酸ガス)の検知が行える資機材(LCD3.3)を保有する高度救助隊、山岳地域での活動に精通した救助隊及び航空隊を中心とする編成により、御嶽山へ出動した。活動概要は以下のとおり(特集3-4表)。

(ア) 出動期間

平成26年9月27日から同年10月17日まで(21日間)

特集3-4表 活動規模(延べ人数)

緊急消防援助隊	活動規模
東京消防庁指揮支援隊	20隊 49人
名古屋市消防局指揮支援隊	20隊 131人
東京都大隊(東京消防庁)	306隊 1,335人
山梨県大隊(6消防本部)	252隊 913人
静岡県大隊(8消防本部)	180隊 742人
愛知県大隊(22消防本部)	208隊 886人
岐阜県大隊(9消防本部)	30隊 150人
富山県大隊(5消防本部)	33隊 126人
合計(51消防本部(航空小隊含む。))	1,049隊 4,332人



火山ガスを検知する救助隊
(平成26年9月28日・御嶽山黒沢口登山道)
(名古屋市消防局提供)

(イ) 活動規模

- a 1,049隊 4,332人
- b 救助活動のピーク
73隊 304人(平成26年10月16日)

(ウ) 主な活動内容

- a 東京消防庁指揮支援隊は、発災後直ちに長野県庁に設置された消防応援活動調整本部に参集し、長野県、警察庁、防衛省、気象庁等の関係機関と連携の上、被害情報の収集、緊急消防援助隊各隊の活動方針の調整等を実施した。また、隊員の安全を確保するため、火山ガス及び降雨に対する活動中止並びに再開の基準の作成、これらの基準に基づく判断等について、関係機関との検討・調整等を実施した。
- b 名古屋市消防局指揮支援隊は、発災後直ちに木曾広域消防本部に参集し、指揮支援活動を開始した。その後、関係機関との連携を強化するため、活動場所を王滝村役場に設置された現地合同指揮所に移動し、各関係機関の活動内容及び活動範囲、山頂への進出手段等について、自衛隊及び警察等と調整を実施するとともに、調整結果を踏まえた緊急消防援助隊各隊の活動内容等の決定、緊急消防援助隊各隊の活動管理等を実施した。
- c 陸上隊は、発災翌日の早朝から2つの登山道に分かれて入山し、救助活動を開始した。山頂付近の山荘等において複数の要救助者を発見し、ロープやバスケット担架等を用いて、急峻な登山道を搬送した。平成26年10月1日からは、自衛隊ヘリコプターによる山頂への隊員及

び資機材の輸送を開始し、活動エリアを区分けする等自衛隊や警察と連携の上、削岩機やハンマードリル等を用いた噴石の除去、ロープやスケッドストレッチャー等を用いた要救助者の搬送等の活動を実施した。同月7日からは、登山道以外の部分について面的な搜索活動を開始し、人海戦術による火山灰をかき分けながらの搜索を実施した。これらの活動は、火山活動が継続している中での活動であったことから、火山ガス検知器や防毒マスク等を携行する等、安全管理を徹底した上で実施した。

また、標高3,000メートルという活動現場であり、頭痛や低体温症を訴える隊員が出るなど厳しい活動環境であったため、隊員の体調管理を徹底した。

d 航空隊は、上空からの被害情報の収集、要救助者の搜索を実施した。

また、被害情報の収集においては、ヘリサットシステムを活用し、消防庁ヘリ1号機（東京消防庁航空隊運航）から消防庁に映像を送信した。

エ 長野県消防相互応援協定に基づく応援

平成26年9月27日午後2時52分に、木曽広域連合長からの長野県消防相互応援協定に基づく要請を受けて、松本広域消防局の応援隊が出動した。その後、同日午後7時30分及び午後9時15分に増隊要請を受け、木曽広域消防本部を除く長野県内13消防本部から合計39隊118人が出動した。活動概要は以下のとおり。

(ア) 出動期間

平成26年9月27日から同年10月17日まで（21日間）

(イ) 活動規模

a 全体（延べ数）

478隊 1,483人

b 救助活動のピーク

39隊 118人（平成26年9月28日）

(ウ) 主な活動状況

長野県消防相互応援隊は、災害現場において緊急消防援助隊とともに、要救助者の救助活動及び救急活動等を実施した。また、無線中継車を活用し、消防機関の活動状況等について、消防庁に対して映像送信によるリアルタイムの情報提供を実施した。

オ 長野県及び岐阜県防災航空隊

長野県及び岐阜県の防災航空隊は、上空からの要救助者の搜索活動及び救急搬送等を実施した。

カ 地元消防機関の活動

(ア) 長野県

木曽広域消防本部は、発災後直ちに被害情報を収



無線中継車による現地映像の送信
（平成26年10月11日・王滝村）
（長野市消防局提供）



バスケット担架等を用いた搬送
（平成26年9月28日・御嶽山王滝口登山道）
（東京消防庁提供）



自衛隊の大型ヘリコプターによる救助隊の輸送
（平成26年10月11日・御嶽山二ノ池）
（東京消防庁提供）

集するとともに、地元消防機関として地理情報に長けていたことから、災害現場において緊急消防援助隊を先導する等、関係機関と連携した要救助者の救助活動等を実施した。

また、木曾町消防団及び王滝村消防団は、ヘリベースとなった松原スポーツ公園において、粉塵が舞い上がるのを防ぐために散水活動を実施する等、支援活動を実施した。

(イ) 岐阜県

下呂市消防本部は、災害発生後直ちに被害情報を収集するとともに、岐阜県警察と連携し、要救助者の救助活動等を実施した。

また、下呂市消防団は、下呂市災害対策本部に入り、情報収集活動等を実施した。

(3) 火山噴火に関して緊急的に行う主な被害防止対策

御嶽山噴火では、火口周辺で多くの登山者が被災し、我が国の火山防災対策に関する様々な課題が整理されているところである。今回の噴火を教訓に、こうした火山災害を二度と起こさないよう、関係府省庁において、「火山噴火に関して緊急的に行う主な被害防止対策」が取りまとめられ、以下の主な取組みを緊急的に行うものとしている。

ア 緊急の取組

(ア) 緊急調査の実施

常時観測47火山における災害情報伝達手法、避難施設（退避壕・退避舎等）の整備状況・計画等に係る緊急調査

(イ) 常時観測47火山全てにおける火山防災協議会の設置

各火山防災協議会への国の職員の参画や、火山防災協議会等連絡・連携会議の定期的な開催などを通じ、各火山地域への働きかけを強化

(ウ) 登山者や旅行者に対する適切な情報提供と安全対策

- a 登山者等に対する火山防災情報の提供のあり方を検討した上で、確実かつ迅速な情報伝達のため、携帯電話やサイレン等多様な手段の整備促進
- b ホームページや旅行業者等を通じて、安全確保に必要な最新の火山防災情報を登山者や旅行者に提供するとともに、御嶽山噴火に関し

ての風評被害を防止するための正確な情報を発信

- c 火山における登山届の位置づけの明確化について地方公共団体に働きかけ

(エ) 火山観測体制の強化等

- a 御嶽山噴火に関する総合調査、御嶽山の火山活動の推移を把握するための観測強化
- b 火口付近への観測施設増強の検討
- c 常時観測が必要な火山の見直し

イ 中期的な取組

(ア) 避難施設の整備、救助体制の強化

- a 登山者等の安全確保のため、地方公共団体における退避壕等の整備に対する支援拡充
- b 火山災害現場での救助・情報収集に必要な装備等の充実強化
- c 山岳救助活動のあり方に関する検討

(イ) 火山観測体制の更なる強化と調査研究の推進

- a 水蒸気噴火をより早期に把握できる手法の開発
- b 火山災害の軽減に貢献する研究の充実及び研究人材の育成方策を検討
- c 地震・火山観測施設のうち更新が必要な施設への計画的な対応

ウ 継続的な取組

(ア) 火山災害に対する防災教育の推進

- a 山岳協会等と連携した、登山者に対する防災教育の実施に向けた検討
- b 指導方法の開発や防災アドバイザーの派遣等、学校における実践的な安全教育への支援を、火山地域においても重点的に実施

(イ) 火山防災訓練の推進

- a 複数の地方公共団体や火山防災協議会メンバーが連携した訓練
- b 火山ハザードマップに即した訓練
- c 住民のみならず登山者や旅行者への迅速な情報伝達体制を確認する訓練

4. 福岡市の有床診療所火災を踏まえた有床診療所・病院火災対策の推進

(1) 福岡県福岡市診療所火災の概要

平成25年10月11日、福岡県福岡市の有床診療所において、死者10名、負傷者5名という重大な人的被害を伴う火災が発生した。医療施設で10名以上の死者を伴う火災が発生したのは、昭和48年（1973年）の福岡県北九州市における火災（死者13名）以来のことである。

この有床診療所は、鉄筋コンクリート造の地下1階・地上4階建の建物で、火災発生時は自動火災報知設備の鳴動後、当直の職員が火災を発見したが、施設から消防機関への通報は行われなかった。また、初期消火のための消火器・屋内消火栓設備は設置されていたものの、使用されなかった。

この有床診療所では、消防訓練が適切に実施されておらず、また、建築基準法上の定期調査報告の対象として特定行政庁（福岡市）により指定されていなかったため、設置されていた防火戸の点検も適切に行われていなかった。

このように初動対応が不十分であったことや階段部分の防火区画（堅穴区画）を形成する防火戸が閉鎖せず、階段室等を経由して早期に煙が建物内に充満したことが、多数の死傷者を発生させた一因として考えられている。

(2) 全国の有床診療所・病院に対する実態調査の概要

この火災を踏まえ、消防庁、厚生労働省及び国土交通省において、実態調査を行った。

このうち、消防庁の「病院・診療所等に係る実態調査」によると、病院（1万2,429施設）のうち、スプリンクラー設備の設置義務のない3,000m²未満

の施設は5,638施設（45%）あり、スプリンクラー設備の設置率は13%であった（病院全体では58%）。また、法令で義務付けられている年2回以上の消火・避難訓練の実施率は病院全体で70%であった。

有床診療所（7,744施設）のうち、スプリンクラー設備の設置義務のない6,000m²未満の施設は7,660施設（99%）あり、スプリンクラー設備の設置率は4%であった（有床診療所全体では5%）。また、法令で義務付けられている年2回以上の消火・避難訓練の実施率は有床診療所全体で36%であった（**特集3-5表**）。

(3) 有床診療所・病院における今後の火災対策のあり方

この火災を踏まえ、消防庁では「予防行政のあり方に関する検討会」の下に学識経験者、有床診療所・病院関係団体、消防機関、関係省庁（厚生労働省及び国土交通省）で構成される「有床診療所・病院火災対策検討部会」を発足させ、有床診療所・病院等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行い、平成26年7月に報告書を取りまとめた。報告書を踏まえ、消防庁においては、関係機関と連携しながら、以下の対策の実施を進めている。

ア 自主チェックシステム等ソフト面での対策

ICTを活用し、関係省庁間で情報を共有できる「有床診療所防火対策自主チェックシステム」が、平成26年4月から運用を開始し、全国で利用が進んでいるが、防火対策の充実のため、更なる利活用の促進を図っている。また、「有床診療所等における火災時の対応指針」による実践的な訓練の実施を推進するなど、防火管理体制の向上を図っている。

特集3-5表 防火対象物数・規模別・スプリンクラー設備設置状況

病院

全体	12,429	100m ² 未満	100-200m ²	200-300m ²	300-500m ²	500-700m ²	700-1,000m ²	1,000-1,500m ²	1,500-3,000m ²	3,000-6,000m ²	6,000m ² 以上
		94	188	202	311	281	435	970	3,157	2,856	3,935
SP設置	7,205	0	11	11	22	29	54	108	525	2,597	3,848

有床診療所

全体	7,744	100m ² 未満	100-200m ²	200-300m ²	300-500m ²	500-700m ²	700-1,000m ²	1,000-1,500m ²	1,500-3,000m ²	3,000-6,000m ²	6,000m ² 以上
		79	275	341	831	1,078	1,886	1,888	1,114	168	84
SP設置	416	1	11	8	22	21	32	47	80	116	78

(有床診療所防火対策自主チェックシステムの概要)

有床診療所の防火対策は、消防、建築、医療分野にまたがり、関係省庁が連携してサポートすることができる。また、ICT技術を活用して自主チェックしたデータを関係省庁が共有することにより、効果的な対策を講じることができる。

- ・入力項目は、消防・建築・医療に関するもの（約30項目）を横断的に設置
- ・消防訓練、防火戸等の作動点検、医療機器の保守点検などの実施状況について、事業者自らがチェックし、システムに入力
- ・法定点検項目に要改善箇所があれば表示する機能を有し、事業者が自ら防火対策の改善点を把握することが可能
- ・消防庁に設置したサーバーに蓄積された情報を関係省庁で共有し、早期改善の促進に向けた方策を横断的に検討
- ・地方においては、消防部局・建築部局・医療部局が連携して早期改善を促進

なお、建築基準法が改正（平成26年法律第54号）されたことを受け、国土交通省において、防火戸を含む防火設備などの定期調査・検査の対象の見直しを行うなど防火設備に関する検査の徹底等を行うこととされている。

イ スプリンクラー設備等ハード面での対策

有床診療所・病院について、面積にかかわらず消火器及び火災通報装置の設置を義務化するとともに、特に「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、面積にかかわらず、スプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務づけることとした。こうした設置基準の強化を主たる内容とする消防法施行令の一部を改正する政令は平成26年10月16日に公布された（施行日：平成28年4月1日）。

ウ その他必要な対策

消防部局、医療部局及び建築部局等の関係機関における情報の共有・連携が不可欠であることから、立入調査等実施時において建築基準法や消防法など

の防火関係規定の不備を把握した行政機関から他の関係部局への情報共有を適切に実施することで、その後の改善に的確に結びつけていくことのできる体制の構築を図っている。

5. 最近の爆発事故等を踏まえた石油コンビナート等における災害対策の推進

(1) 石油コンビナート等における最近の事故の状況

東日本大震災後においても、石油コンビナート等における特定事業所では爆発火災等の重大事故が発生し、その一部は多数の死傷者が出るなど深刻な事故（特集3-6表）となっている。

(2) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

前述の事故のうち、平成26年1月に発生した三菱マテリアル（株）四日市工場における爆発火災事故を契機として、平成26年2月に内閣官房の主導により、石油コンビナート等の保安に関する規制を行う消防庁、厚生労働省及び経済産業省（以下「3省」という。）が参加して、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」が設置された。

当該連絡会議では、石油コンビナート等における重大事故の発生防止に向けて事業者及び業界団体が取り組むべき事項並びに国及び地方公共団体も含めた関係機関が連携して取り組む事項等について平成26年5月に報告書として取りまとめた。3省では連携して、関係業界団体^{*1}に対し連名で当該報告書

特集3-6表 最近の重大事故

年月	場所（コンビナート名称）	死傷者数
平成23年11月	東ソー（株）南陽事業所／山口県周南市（周南）	死者1名
平成24年4月	三井化学（株）岩国大竹工場／山口県玖珂郡和木町（岩国・大竹）	死者1名負傷者21名
平成24年9月	（株）日本触媒姫路製造所／兵庫県姫路市（姫路臨海）	死者1名負傷者36名
平成26年1月	三菱マテリアル（株）四日市工場／三重県四日市市（四日市臨海）	死者5名負傷者13名
平成26年9月	新日鐵住金（株）名古屋製鐵所／愛知県東海市（名古屋港臨海）	負傷者15名

* 1 石油コンビナート等災害防止法の特定事業所を多く会員に有する業界団体。具体的には、一般社団法人新金属協会、石油化学工業協会、石油連盟、電気事業連合会、日本LPガス協会、一般社団法人日本化学工業協会、一般社団法人日本ガス協会、日本タンクターミナル協会及び一般社団法人日本鉄鋼連盟

に基づく取組を要請するとともに、各都道府県に対して石油コンビナート等における災害防止対策の推進に引き続き努めるよう通知した。

また、報告書を踏まえ、「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」を新たに設置し、3省で事故情報や政策動向を共有するとともに、「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト」を共同で開設し、事故情報等を発信している。

石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_16.html

(3) 石油コンビナート等の防災体制の強化

近年の石油コンビナート等特別防災区域での大規模な爆発事故や南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が懸念されること等を踏まえ、消防庁では「石油コンビナート等防災体制検討会」等の検討会を開催し、平成24年度に防災アセスメント指針の改定、平成25年度には自衛防災組織等の防災活動の手引きの改定を行うなど、石油コンビナート等における防災体制の充実強化を図っている。

平成25年度に開催された「石油コンビナート等防災体制検討会」においては、災害を想定した①関係機関の情報共有、②関係機関の連携体制、③住民等への情報伝達、④教育・訓練体制の充実が必要であり、そのための一元的な連絡調整等を行う組織である石油コンビナート等防災本部の役割が重要であることが提言されている。これを踏まえ、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令」（平成26年10月14日公布）により、災害の拡大防止、早期鎮圧、二次災害防止等の観点から、災害時において特定事業者が消防機関等へ情報提供を行う体制の整備について、特定事業者の策定する防災規程に定めることとされた（平成27年4月1日施行）。さらに、平成26年度は石油コンビナート等防災本部の機能について、訓練を通じた強化方法を検討するため、有識者等による検討会を開催している。

石油コンビナート等の防災体制の強化について、消防庁では、国土強靱化基本計画で示されたサプライチェーン等の維持や石油コンビナートの損壊、火災、爆発等への対応として、平成25年3月に改定した「石油コンビナートの防災アセスメント指針」

に基づく、関係道府県が作成する石油コンビナート等防災計画の見直しの促進を行うとともに、緊急消防援助隊のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の体制整備、高度な消防ロボットの研究開発、関係機関による合同訓練の実施の推進を行っている。さらに、自衛防災組織等の技能を向上させることにより、防災体制の充実強化を図ることとしている。

(4) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

石油コンビナート等における特定事業所には、災害対応を行うための消防車等を備えた自衛防災組織や共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という。）が置かれている。これらの自衛防災組織等において、保有する消防車両の操作技能を高めていくことは、石油コンビナート等の保安の確保、被害拡大の防止の観点から、極めて重要である。このため、消防庁では自衛防災組織等の技能及び士気の向上によって、石油コンビナート等の防災体制の充実強化を図ることを目的とした「石油コンビナートにおける自衛防災組織の技能コンテスト」を平成26年度から開催することとした。

当該コンテストは、11月5日の「津波防災の日」の前後に実施し、特定事業所内で大型化学高所放水車及び泡原液搬送車を使用して行い、優良な成績を収めた自衛防災組織等に対し総務大臣表彰を行うこととしている。



「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の様子

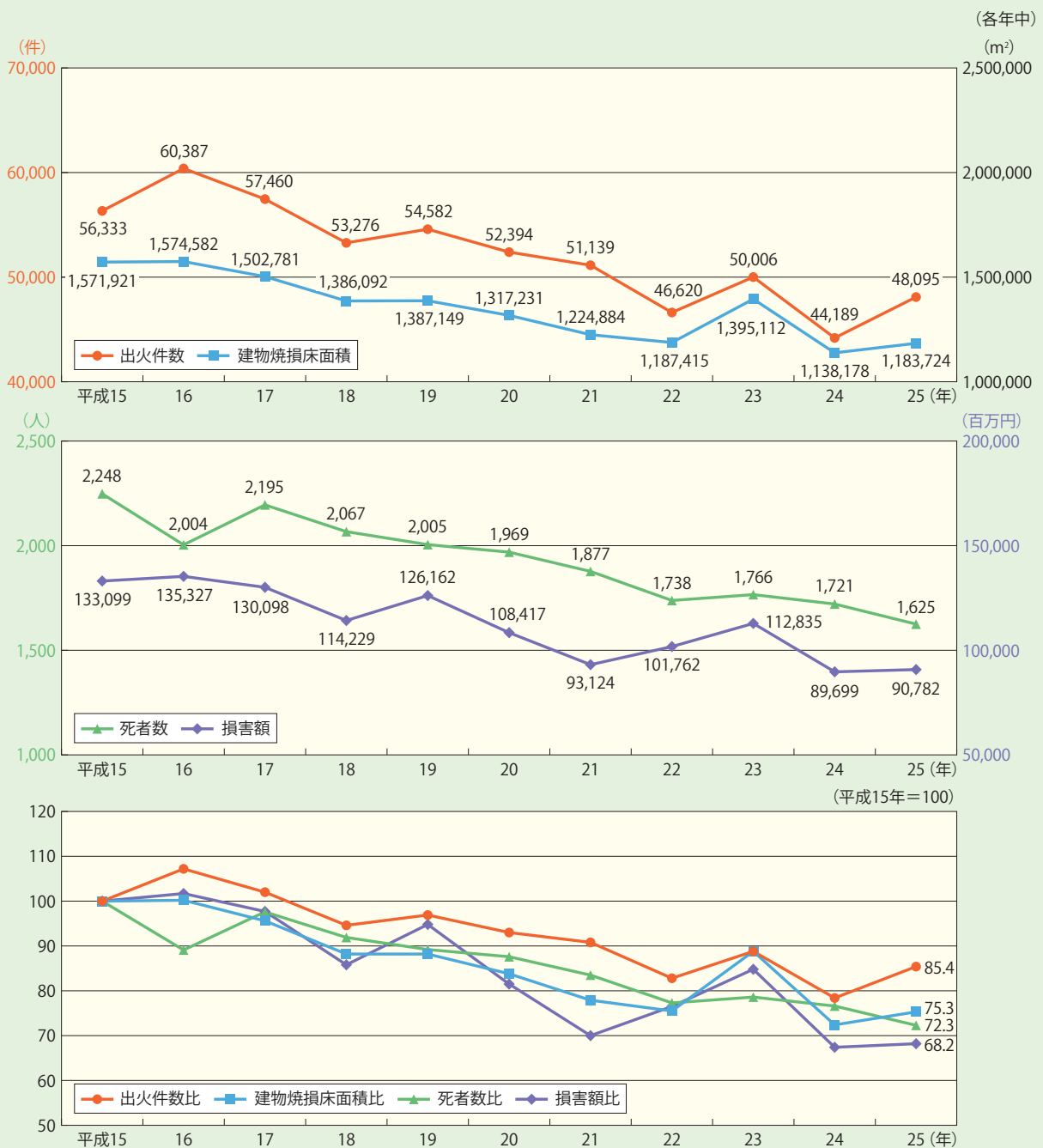
火災予防

火災の現況と最近の動向

この10年間の出火件数をみると、6万387件であった平成16年以降おおむね減少傾向となってい

るが、平成25年中の出火件数は、4万8,095件と前年に比べ3,906件(8.8%)増加しており、10年前(平成15年中の出火件数)の85.4%となっている。また、火災による死者数も、2,248人を記録した平成15年

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 3 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成15年中の値を100とした比率

以降おおむね減少傾向にあり、平成25年中の火災による死者数は、1,625人と前年に比べ96人(5.6%)減少しており、10年前(平成15年中の火災による

死者数)の72.3%となっている(第1-1-1図、第1-1-1表)。

第1-1-1表 火災の状況

(各年中)

区 分	単位	平成15年	平成24年 (A)	平成25年 (B)	増減 (B) - (A) (C)	増減率 (C)/(A) × 100 (%)
出 火 件 数	件	56,333	44,189	48,095	3,906	8.8
建 物 火 災		32,534	25,583	25,053	△530	△2.1
林 野 火 災		1,810	1,178	2,020	842	71.5
車 両 火 災		7,366	4,549	4,586	37	0.8
船 舶 火 災		136	87	91	4	4.6
航 空 機 火 災		3	1	3	2	200.0
そ の 他 の 火 災		14,484	12,791	16,342	3,551	27.8
焼 損 棟 数	棟	44,031	35,427	35,031	△396	△1.1
全 焼		9,686	7,577	8,036	459	6.1
半 焼		3,230	2,260	2,113	△147	△6.5
部 分 焼		13,597	9,803	9,564	△239	△2.4
ぼ や		17,518	15,787	15,318	△469	△3.0
建 物 焼 損 床 面 積	m ²	1,571,921	1,138,178	1,183,724	45,546	4.0
建 物 焼 損 表 面 積	m ²	168,235	118,599	120,615	2,016	1.7
林 野 焼 損 面 積	a	72,565	37,187	97,079	59,892	161.1
死 者	人	2,248	1,721	1,625	△96	△5.6
負 傷 者	人	8,605	6,826	6,858	32	0.5
り 災 世 帯 数	世帯	29,564	22,422	21,369	△1,053	△4.7
全 損		6,830	4,934	4,863	△71	△1.4
半 損		2,515	1,665	1,559	△106	△6.4
小 損		20,219	15,823	14,947	△876	△5.5
り 災 人 員	人	76,925	52,487	49,676	△2,811	△5.4
損 害 額	百万円	133,099	89,699	90,782	1,083	1.2
建 物		124,543	82,406	82,320	△86	△0.1
林 野		292	190	233	43	22.6
車 両		3,563	2,433	3,668	1,235	50.8
船 舶		479	417	299	△118	△28.3
航 空 機		516	※0	5	5	4,324.8
そ の 他		2,607	2,086	2,209	123	5.9
爆 発		1,100	2,166	2,049	△117	△5.4
出 火 率	件/万人	4.4	3.5	3.7	0.2	—

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもので、以下本節において、ことわりのない限り同じ。

3 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

4 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

5 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

6 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

7 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

8 「その他の火災」とは、建物火災、車両火災、林野火災及び航空機火災以外の火災(空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災)をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

12 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

13 損害額の増減、増減率は、表示単位未満を四捨五入した数値により計算した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

14 人口は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別(建物、車両、林野、船舶、航空機、その他の別)ごとに計上している。以下本節においてことわりのない限り同じ。

16 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。

17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

※ 11万3千円を0百万円と示している。

1. 出火状況

(1) 1日当たり132件の火災が発生

平成25年中の出火件数を1日当たりでみると、132件の火災が発生したことになる（第1-1-2表）。

(2) 建物火災は全火災の52.1%

平成25年中の出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の52.1%で最も高い比率を占めている（第1-1-3表）。

(3) 冬季・春季の火災による損害額が多い

平成25年中の出火件数を四季別にみると、火気を使用する機会の多い冬季から春季にかけての出火件数は総出火件数の57.3%となっており、損害額は56.2%を占めている（第1-1-4表）。

(4) 出火率は3.7件/万人

平成25年中の出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で3.7件/万人となっている（第1-1-1表、第1-1-5表）。また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは山梨県の6.1件/万人となっており、一方、最も低いのは、富山県の2.2件/万人

第1-1-2表 1日当たり及び1件当たりの火災の状況

区 分		単位	平成15年	平成24年	平成25年
全火災 1日当たり	出火件数	件	154	121	132
	損害額	百万円	365	245	249
	焼損棟数	棟	121	97	96
	建物焼損床面積	m ²	4,307	3,110	3,243
	建物焼損表面積	m ²	461	324	330
	林野焼損面積	a	199	102	266
	り災世帯数	世帯	81	61	59
	り災人員	人	211	143	136
	死者	人	6.2	4.7	4.5
	負傷者	人	23.6	18.7	18.8
建物火災 1日当たり	出火件数	件	89	70	69
全火災 1件当たり	損害額	万円	236	203	189
建物火災 1件当たり	損害額	万円	383	322	329
	建物焼損床面積	m ²	48.3	44.5	47.2
	建物焼損表面積	m ²	5.2	4.6	4.8
	焼損棟数	棟	1.4	1.4	1.4
	り災世帯数	世帯	0.9	0.9	0.9
	り災人員	人	2.4	2.1	2.0
林野火災 1件当たり	損害額	万円	16	16	12
	林野焼損面積	a	40	32	48

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-3表 出火件数の構成比率

火災種別	平成24年	平成25年
建物火災	57.9	52.1
車両火災	10.3	9.5
林野火災	2.7	4.2
船舶火災	0.2	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	28.9	34.0
合計	100.0	100.0

(備考) 「火災報告」により作成

その他の火災の内訳（出火箇所で分類）^{*1}

出火箇所	平成25年	
建物、林野、車両船舶航空機以外のもの ^{*2}	7.3	
道路、空地等	敷地内	20.3
	田畑	19.2
	空地	10.6
	河川敷等	9.3
	公園	6.8
	その他	9.9
出火箇所不明	0.4	
その他	16.2	
合計	100.0	

^{*1} 出火件数の構成比率中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの

^{*2} 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

第1-1-4表 四季別出火状況

年 別 季 別	平成24年				平成25年			
	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)	出火件数 (件)	構成比 (%)	損害額 (百万円)	構成比 (%)
春季（3月～5月）	12,143	27.5	23,259	25.9	15,456	32.1	25,490	28.1
夏季（6月～8月）	9,982	22.6	23,490	26.2	10,924	22.7	17,238	19.0
秋季（9月～11月）	9,670	21.9	17,448	19.5	9,572	19.9	22,589	24.9
冬季（12月～2月）	12,394	28.0	25,501	28.4	12,143	25.2	25,465	28.1
合計	44,189	100.0	89,699	100.0	48,095	100.0	90,782	100.0

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 冬季の1月及び2月は、当該年のものである。

第1-1-5表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

(各年中)

区 分	平成15年	平成25年	増減率 (%)
出火率 (件/万人)	4.4	3.7	—
出火件数 (件)	56,333	48,095	△14.6
建物火災 (件)	32,534	25,053	△23.0
人口 (人)	126,688,364	128,373,879	1.3
世帯数 (世帯)	49,260,791	55,577,563	12.8

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

で、同県は平成3年(1991年)以降連続して最も出火率が低くなっている(第1-1-6表)。

(5) 火災の覚知は119番通報、初期消火は消火器

平成25年中の消防機関における火災覚知方法についてみると、火災報知専用電話(119番)^{*1}による通報が69.8%と最も多い(第1-1-2図)。また、初期消火の方法についてみると、消火器を使用した

ものが19.0%と初期消火が行われたもの(25.4%)の中(その他を除く。)で最も高い比率になっている。一方で、初期消火を行わなかったものは37.1%となっており、この値を平成15年と比較すると0.1ポイント減少している(第1-1-7表)。

2. 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

平成25年中の「火災による死者数」は1,625人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者(以下「放火自殺者等」という。)を除いた死者数は1,278人と前年(1,323人)に比べ45人(3.4%)減少しており、1,546人を記録した平成17年以降おおむね減少傾向となっている。また、負傷者数は6,858人と前年(6,826人)に比べ32人(0.5%)増加したものの、8,850人を記録した平成17年以降減少傾向となっている(第

第1-1-6表 都道府県別出火率

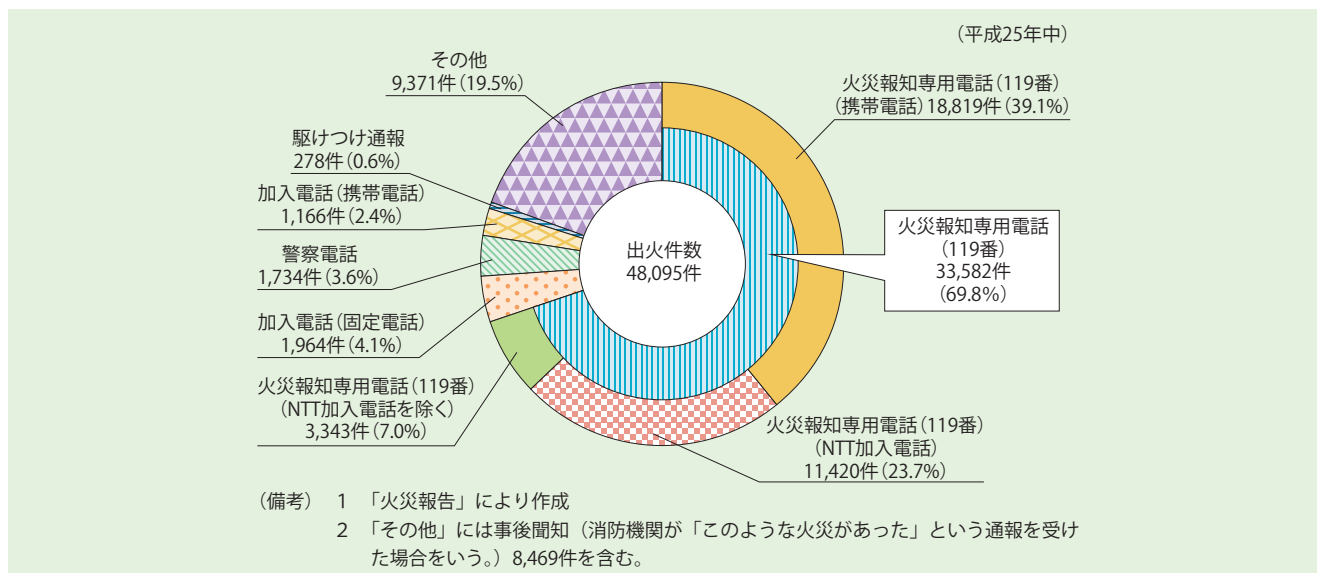
(平成25年中)

都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)	都道府県	出火件数 (件)	人口 (万人)	出火率 (件/万人)
1 北海道	1,891	547	3.5	25 滋 賀	562	142	4.0
2 青 森	524	137	3.8	26 京 都	624	259	2.4
3 岩 手	481	131	3.7	27 大 阪	2,842	887	3.2
4 宮 城	893	232	3.9	28 兵 庫	2,192	566	3.9
5 秋 田	349	108	3.2	29 奈 良	453	141	3.2
6 山 形	376	116	3.3	30 和歌山	434	102	4.3
7 福 島	823	198	4.2	31 鳥 取	290	59	4.9
8 茨 城	1,376	300	4.6	32 島 根	378	71	5.3
9 栃 木	984	201	4.9	33 岡 山	755	195	3.9
10 群 馬	994	202	4.9	34 広 島	1,058	287	3.7
11 埼 玉	2,407	727	3.3	35 山 口	616	145	4.3
12 千 葉	2,468	624	4.0	36 徳 島	303	79	3.9
13 東 京	5,213	1,314	4.0	37 香 川	387	101	3.8
14 神奈川	2,448	908	2.7	38 愛 媛	536	144	3.7
15 新 潟	616	236	2.6	39 高 知	401	76	5.3
16 富 山	240	109	2.2	40 福 岡	1,742	511	3.4
17 石 川	322	116	2.8	41 佐 賀	387	85	4.5
18 福 井	226	81	2.8	42 長 崎	580	143	4.1
19 山 梨	527	86	6.1	43 熊 本	654	183	3.6
20 長 野	1,143	217	5.3	44 大 分	569	120	4.7
21 岐 阜	963	210	4.6	45 宮 崎	581	114	5.1
22 静 岡	1,247	381	3.3	46 鹿 児 島	787	170	4.6
23 愛 知	3,075	746	4.1	47 沖 縄	535	144	3.7
24 三 重	843	187	4.5	合 計	48,095	12,837	3.7

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 平成25年3月31日の住民基本台帳による。

* 1 「火災報知専用電話」とは、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数



第1-1-7表 初期消火における消防用設備等の使用状況

(各年中)

	簡易消火器具		消火器		屋内消火栓設備		固定消火設備		その他		初期消火なし		合計	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
平成15年	3,763	6.7	13,097	23.2			647	1.2	17,860	31.7	20,966	37.2	56,333	100.0
平成25年	2,495	5.2	9,118	19.0	133	0.3	423	0.9	18,096	37.6	17,830	37.1	48,095	100.0

- (備考) 1 「火災報告」により作成
2 「消防用設備等」とは、消火、避難、その他の消防の活動のための設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知器設備、避難器具、誘導灯等)をいう。
3 「簡易消火器具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂等をいう。
4 「固定消火設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等をいう。(屋内消火栓設備については、別枠を作成したため除く)
5 「その他」とは、「水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた」、「寝具、衣類等をかけた」等をいう。

1-1-3図)。

ア 1日当たりの火災による死者数は4.5人

平成25年中の1日当たりの火災による死者数は4.5人となっている(第1-1-2表)。

イ 火災による死者数は、人口10万人当たり1.27人

火災による死者の状況を都道府県別にみると、神奈川県が94人で最も多く、次いで千葉県が90人、東京都が87人の順となっている。一方、死者が最も少ないのは、鳥取県、島根県、徳島県で9人となっている。

これを人口10万人当たりの火災による死者数と比較すると、最も多いのは青森県で2.77人、最も少ないのは東京都で0.66人となっている。なお、平成25年中の人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.27人となっている(第1-1-8表)。

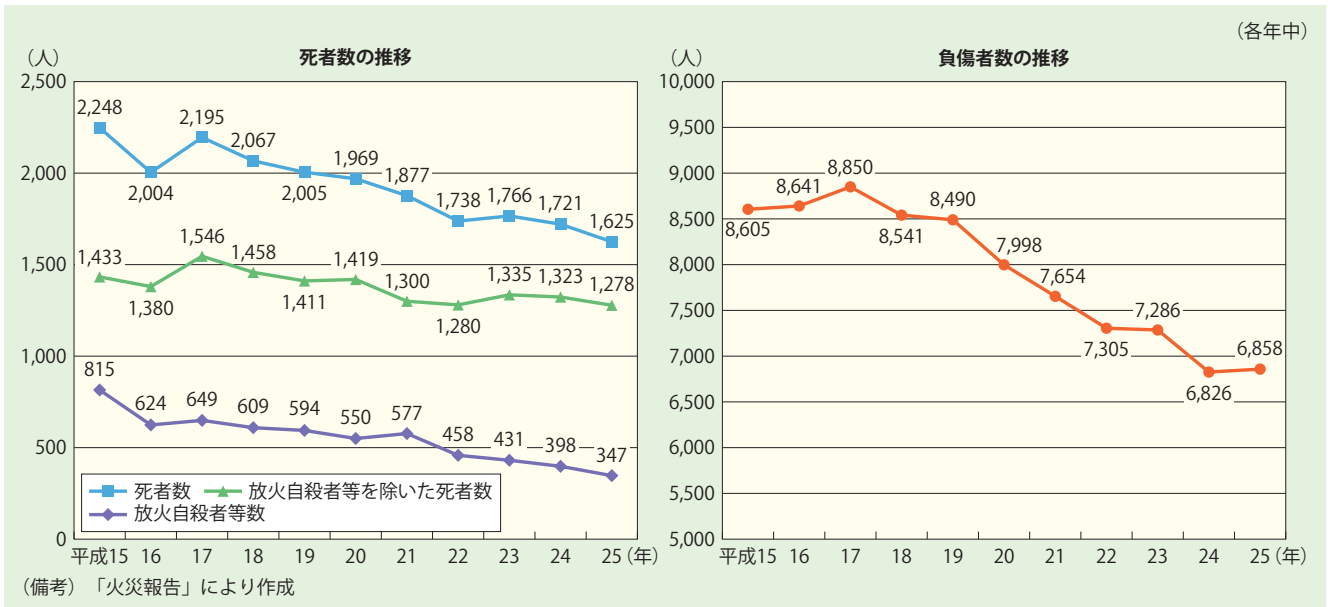
ウ 火災による死者は1月から3月及び11月、12月に多く発生

平成25年中の火災による死者発生状況を月別にみると、火気を使用する機会が多い1月から3月まで及び11月、12月の火災による死者数の平均は月に194.6人(年間の月平均は135.4人)に上っており、この5か月間に年間の火災による死者数の59.9%に当たる973人の死者が発生している(第1-1-4図、附属資料13)。

エ 22時から翌朝7時までの時間帯の火災で多くの死者が発生

平成25年中の火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、22時から翌朝7時までの時間帯で多くなっており、同時間帯の火災100件当たりの死者数の平均は6.6人で、全時間帯の平均3.4人の1.94倍となっている(第1-1-5図、附属資料14)。

第1-1-3図 火災による死傷者数の推移



第1-1-8表 都道府県別の火災による死者の状況

(平成25年中)

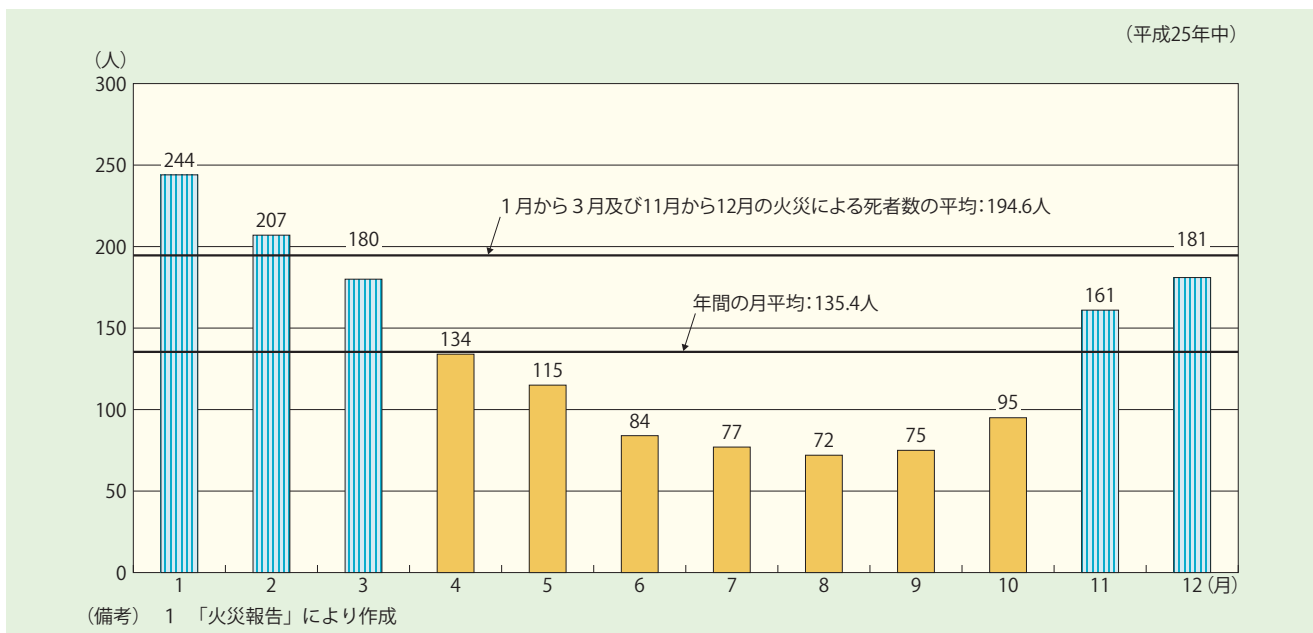
都道府県	死者数 (人)	10万人当たり死者数 (人)	都道府県	死者数 (人)	10万人当たり死者数 (人)
1 北海道	71	1.30	25 滋賀	17	1.20
2 青森	38	2.77	26 京都	31	1.20
3 岩手	28	2.13	27 大阪	80	0.90
4 宮城	33	1.42	28 兵庫	60	1.06
5 秋田	22	2.04	29 奈良	13	0.92
6 山形	26	2.25	30 和歌山	23	2.26
7 福島	32	1.62	31 鳥取	9	1.53
8 茨城	53	1.77	32 島根	9	1.26
9 栃木	28	1.39	33 岡山	36	1.85
10 群馬	32	1.58	34 広島	26	0.90
11 埼玉	63	0.87	35 山口	30	2.07
12 千葉	90	1.44	36 徳島	9	1.15
13 東京	87	0.66	37 香川	22	2.18
14 神奈川	94	1.03	38 愛媛	30	2.08
15 新潟	46	1.95	39 高知	19	2.51
16 富山	14	1.28	40 福岡	77	1.51
17 石川	12	1.03	41 佐賀	18	2.11
18 福井	11	1.36	42 長崎	22	1.54
19 山梨	15	1.74	43 熊本	19	1.04
20 長野	42	1.94	44 大分	14	1.17
21 岐阜	30	1.43	45 宮崎	16	1.40
22 静岡	43	1.13	46 鹿児島	20	1.18
23 愛知	72	0.96	47 沖縄	12	0.83
24 三重	31	1.66	合計/平均	1,625	1.27

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 平成25年3月31日の住民基本台帳による。

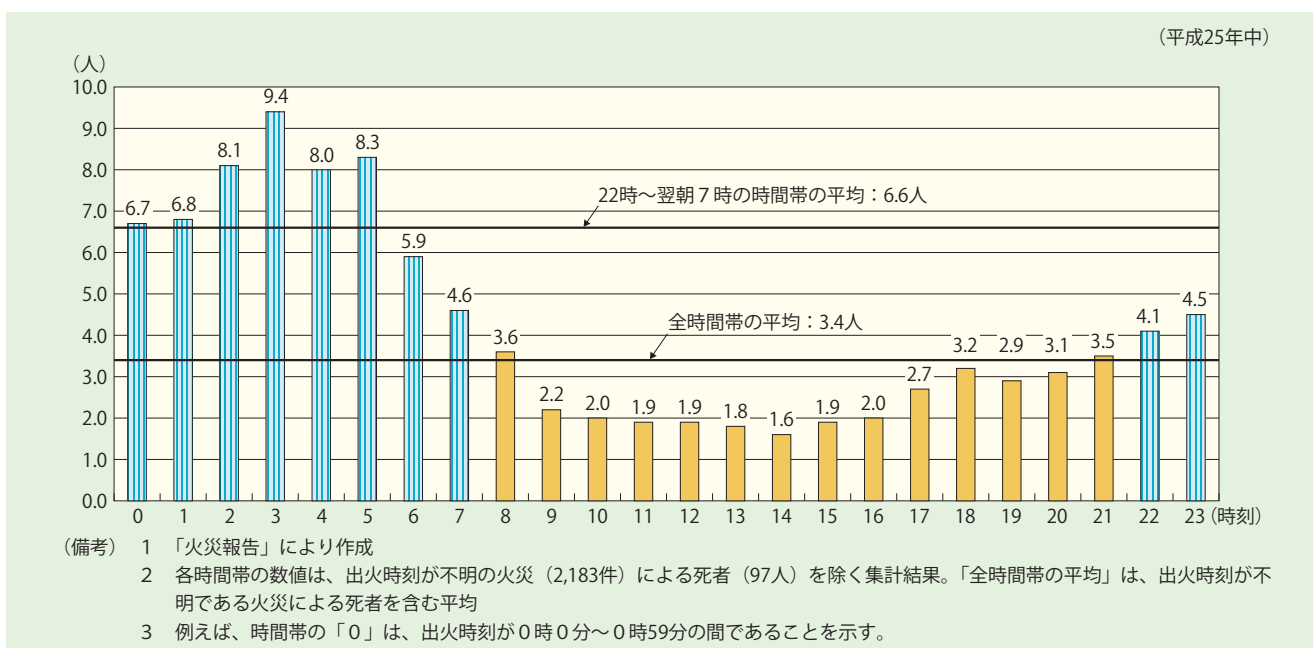
オ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い
平成25年中の火災による死因は、火傷が573人(35.3%)と最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息が493人(30.3%)となっている(第1-1-9表)。

カ 逃げ遅れによる死者が52.4%
死亡に至った経過をみると、平成25年中の火災による死者数(放火自殺者等を除く。)1,278人のうち、逃げ遅れが670人で52.4%を占めている。そ

第1-1-4図 月別の火災による死者発生状況



第1-1-5図 時間帯別火災100件あたりの死者発生状況



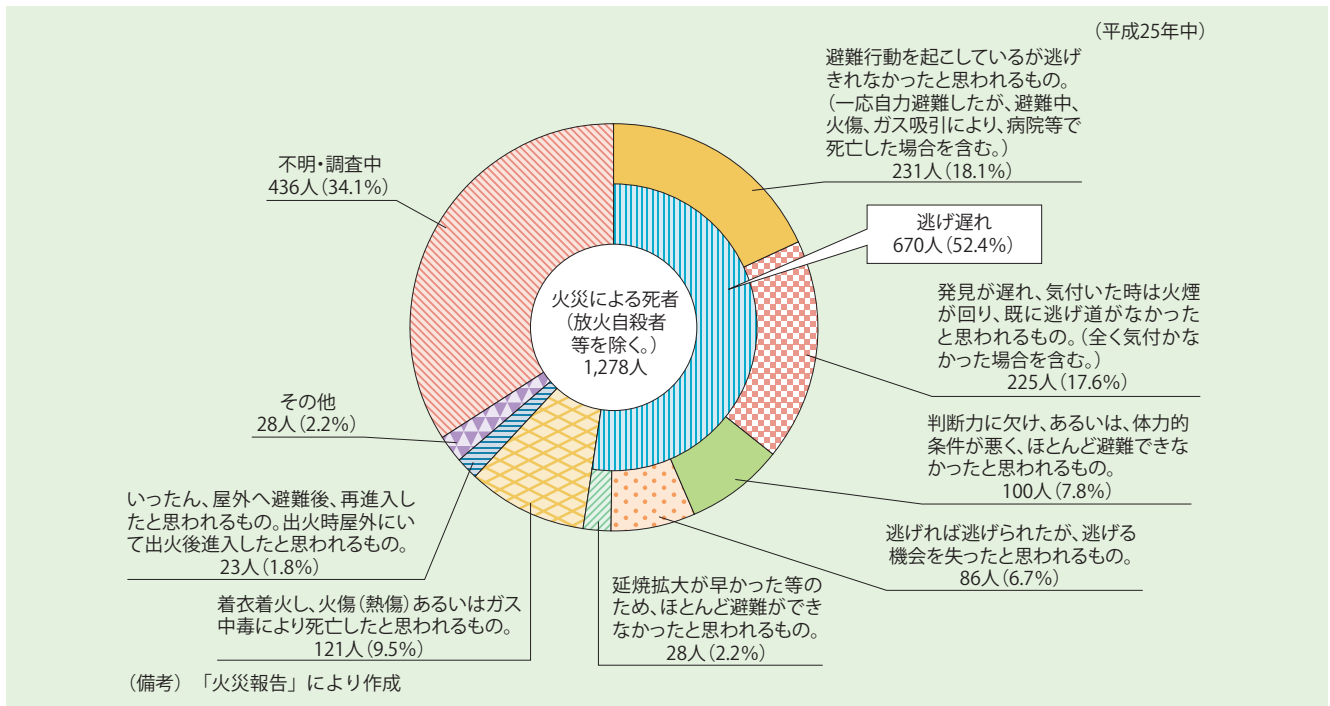
第1-1-9表 火災による死因別死者発生状況の推移

(各年中)
(人、%)

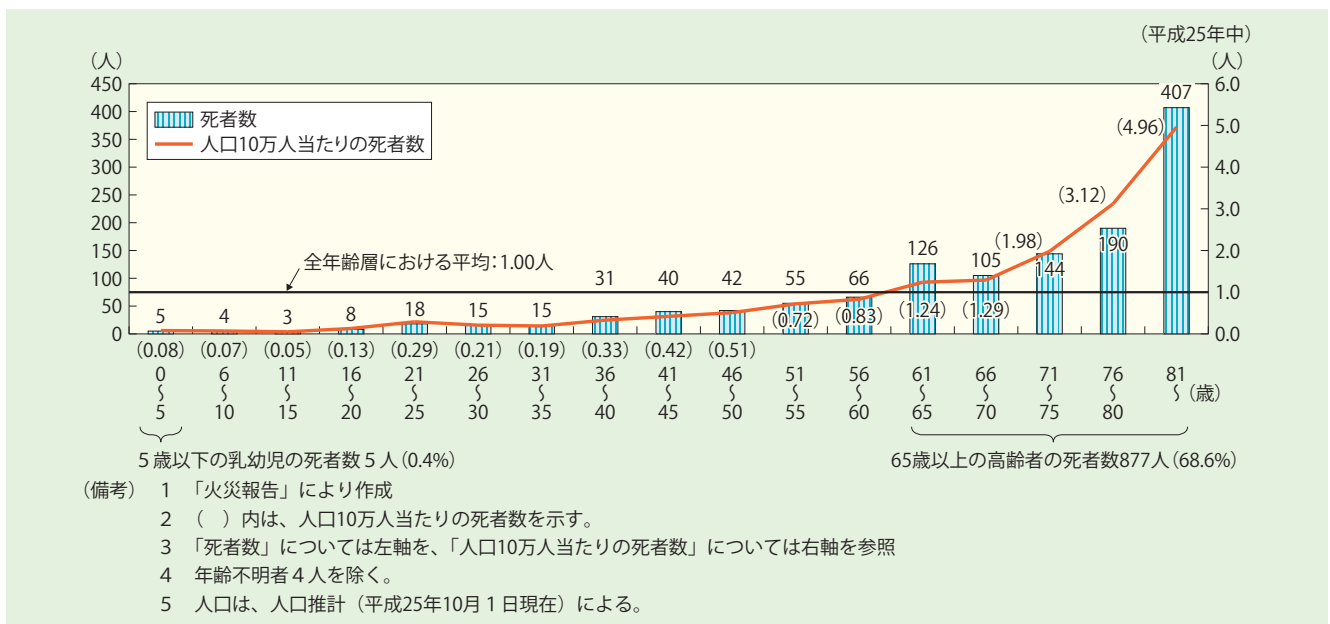
年別	区分	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他	不明	総計
平成21年		565 (30.1)	571 (30.4)	13 (0.7)	564 (30.0)	49 (2.6)	115 (6.1)	1,877 (100.0)
平成22年		559 (32.2)	531 (30.6)	3 (0.2)	433 (24.9)	63 (3.6)	149 (8.6)	1,738 (100.0)
平成23年		563 (31.9)	544 (30.8)	5 (0.3)	418 (23.7)	60 (3.4)	176 (10.0)	1,766 (100.0)
平成24年		535 (31.1)	581 (33.8)	4 (0.2)	387 (22.5)	67 (3.9)	147 (8.5)	1,721 (100.0)
平成25年		493 (30.3)	573 (35.3)	2 (0.1)	337 (20.7)	65 (4.0)	155 (9.5)	1,625 (100.0)

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は構成比を示す。

第1-1-6図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



第1-1-7図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



の中でも「避難行動を起こしているが逃げきれなかったと思われるもの。（一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。）」が231人と最も多く、全体の18.1%を占めている（第1-1-6図、附属資料15）。

キ 高齢者の死者が68.6%

火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別にみると、65歳以上の高齢者が877人（68.6%）を占めており、特に81歳以上が407人（31.8%）

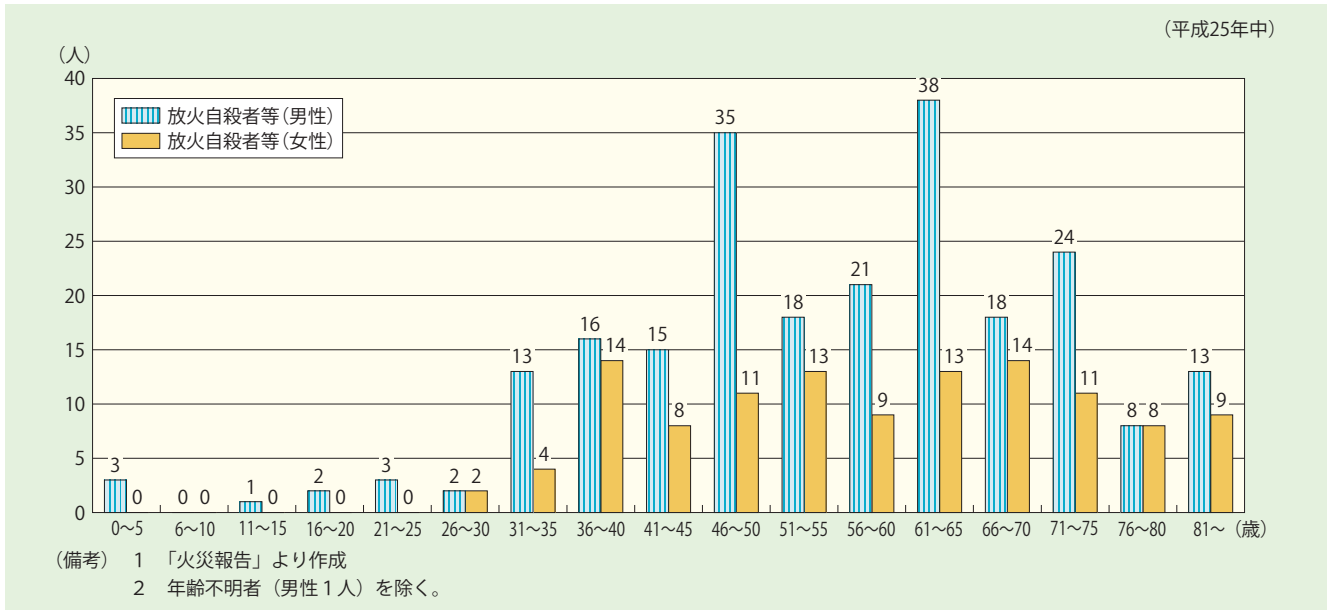
となっている（第1-1-7図、附属資料16）。

また、年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢層における平均1.00人に比べ4.96倍となっている。

ク 放火自殺者等は、火災による死者の総数の21.4%

平成25年中の放火自殺者等は347人となってお

第1-1-8図 年齢別・性別放火自殺者等発生状況



り、これは、火災による死者の総数(1,625人)の21.4%(前年23.1%)を占めている(第1-1-3図)。

また、これを年齢別・性別にみると、特に男性の61歳~65歳の階層が38人と最も多くなっている(第1-1-8図、附属資料16)。

(2) 建物火災による死者の状況

ア 建物火災による死者は、死者総数の77.2%

平成25年中の建物火災による死者数は1,254人で、火災による死者の総数に対する比率は77.2%となっている。

また、建物火災による負傷者は5,717人で、火災による負傷者の総数に対する比率は83.4%となっており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している(第1-1-10表)。

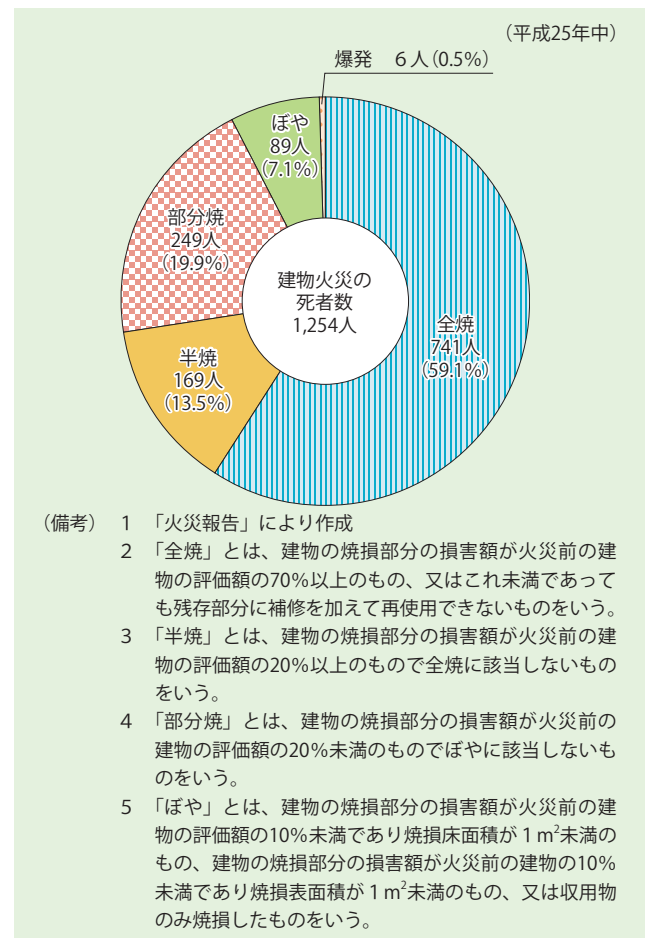
イ 建物火災のうち、全焼による死者は741人

平成25年中の建物火災による死者1,254人について、建物焼損程度別の死者発生状況を見ると、全焼の場合が741人で59.1%を占めている(第1-1-9図、附属資料18)。

ウ 建物火災による死者の87.7%が住宅で発生

平成25年中の建物火災による死者1,254人について、建物用途別の発生状況を見ると、住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。)での死者は1,100人で、建物火災による死者の87.7%を占めている

第1-1-9図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況



(第1-1-10図、附属資料22)。

また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息による死者が479人(38.2%)で最も多く、次いで、火傷による死者が472人(37.6%)となっている(第1-1-11図、附属資料19)。

第1-1-10表 火災による死傷者の発生状況

(各年中)

火災種別	死者				負傷者			
	平成24年		平成25年		平成24年		平成25年	
	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比	人数(人)	構成比
建物火災	1,324	76.9%	1,254	77.2%	5,895	86.4%	5,717	83.4%
車両火災	129	7.5%	109	6.7%	236	3.5%	261	3.8%
林野火災	9	0.5%	20	1.2%	58	0.8%	137	2.0%
船舶火災	4	0.2%	6	0.4%	26	0.4%	16	0.2%
航空機火災	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の火災	255	14.8%	236	14.5%	611	9.0%	727	10.6%
合計	1,721	100.0%	1,625	100.0%	6,826	100.0%	6,858	100.0%

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種以上にわたった場合は、死者が発生した方の火災種別(建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別)で計上

その他の火災の内訳(出火箇所)^{*1}

死者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野、車両船舶航空機以外のもの ^{*2}	5	2.1%	
道路、空地等	敷地内	80	33.9%
	田畑	53	22.5%
	河川敷等	22	9.3%
	道路	22	9.3%
	空地	15	6.4%
	その他	28	11.9%
出火箇所不明	3	1.3%	
その他	8	3.4%	
合計	236	100%	

※1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

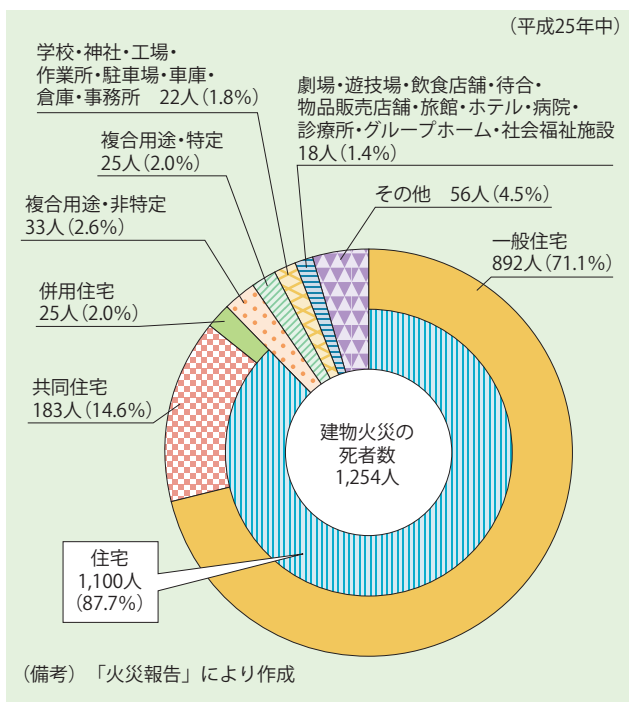
負傷者

出火箇所	人数(人)	構成比	
建物、林野、車両船舶航空機以外のもの ^{*2}	38	5.2%	
道路、空地等	田畑	226	31.1%
	敷地内	158	21.7%
	河川敷等	92	12.7%
	空地	51	7.0%
	道路	30	4.1%
	その他	104	14.3%
出火箇所不明	2	0.3%	
その他	26	3.6%	
合計	727	100%	

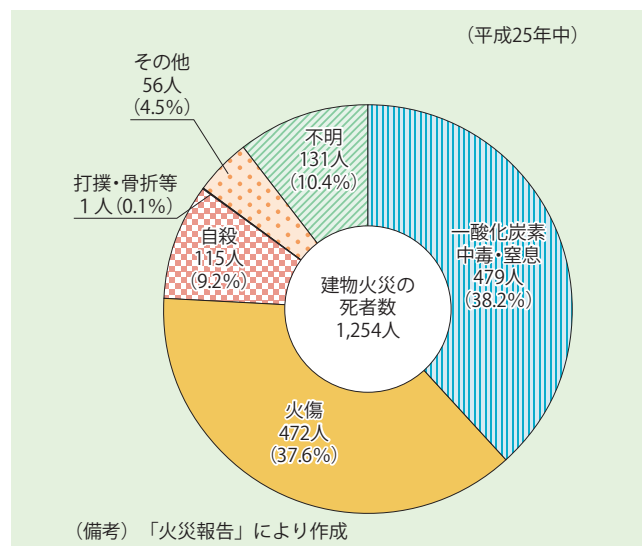
※1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの

※2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、橋等をいう。

第1-1-10図 建物用途別の死者発生状況



第1-1-11図 死因別の死者発生状況



(3) 住宅火災による死者の状況

ア 住宅用火災警報器の普及とともに住宅火災の死者は減少

平成16年の消防法改正により、設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置率は、平成26年6月1日時点で全国で79.6%となっている(第1-1-26表)。

そのような中、平成25年中の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は997人であり、前年(1,016人)と比較し19人の減少(1.9%減)で、1,220人を記録した平成17年と比較すると223人の減少となっている。

また、65歳以上の高齢者は703人で、前年に比べ26人(3.8%)の増加となっており、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)の70.5%を占めている(第1-1-12図)。

イ 死者発生は高齢者層で著しく高い

平成25年中の住宅火災による年齢階層別の人口10万人当たりの死者発生数(放火自殺者等を除く。)は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢階層における平均0.78人に比べ5.2倍となっている(第1-1-13図)。

ウ たばこを発火源とした火災による死者が14.1%

平成25年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を発火源別にみると、たばこによるものが141人(14.1%)で最も多く、次いでストーブ103人(10.3%)、電気器具77人(7.7%)の順(不明を除く。)となっている(第1-1-14図)。

エ 寝具類に着火した火災での死者が多い

平成25年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を着火物(発火源から最初に着火した物)別にみると、寝具類に着火した火災による死者が112人(11.2%)で最も多く、次いで衣類66人(6.6%)、屑類47人(4.7%)の順(不明を除く。)となっている(第1-1-15図)。

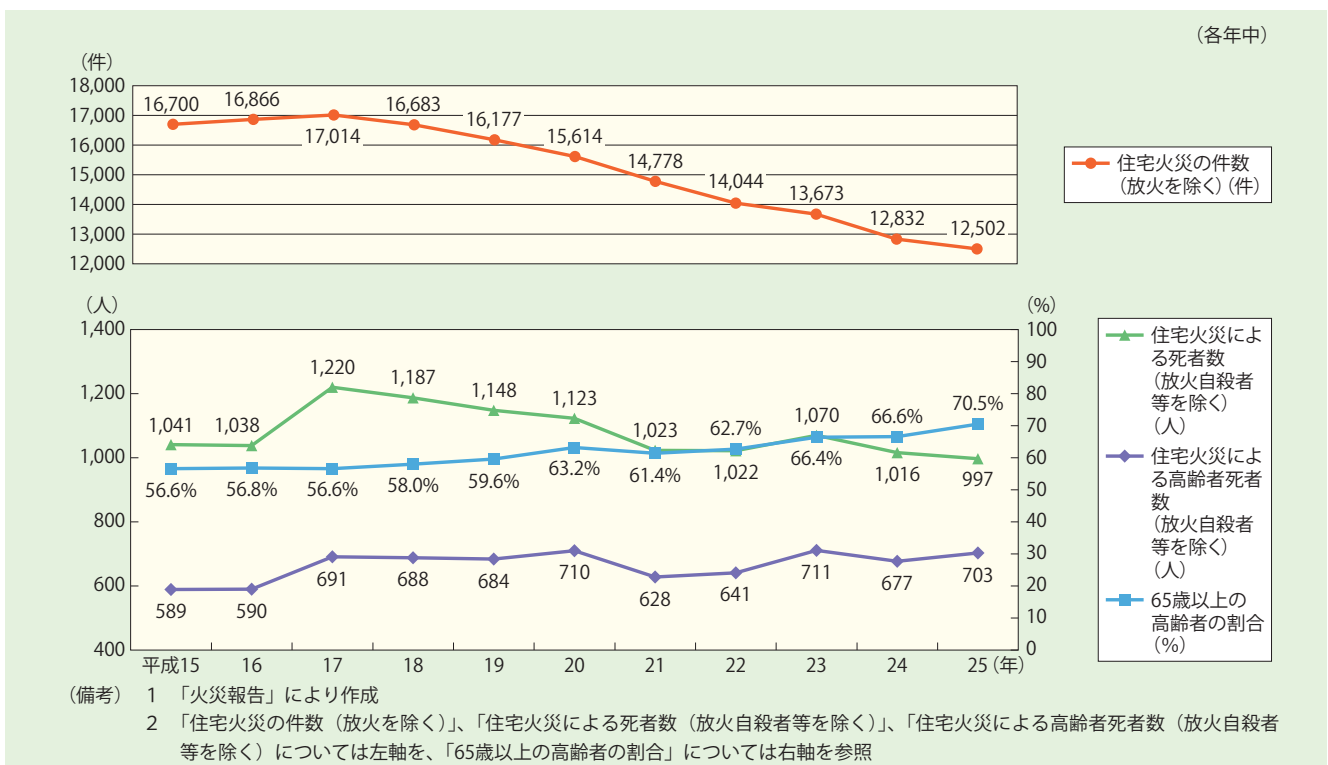
オ 0時から6時までの時間帯で多くの死者が発生

平成25年中の住宅火災の死者(放火自殺者等を除く。)を時間帯別にみると、0時から6時までの時間帯の平均は116.7人で、全時間帯の平均83.1人の1.40倍となっている(第1-1-16図、附属資料20)。

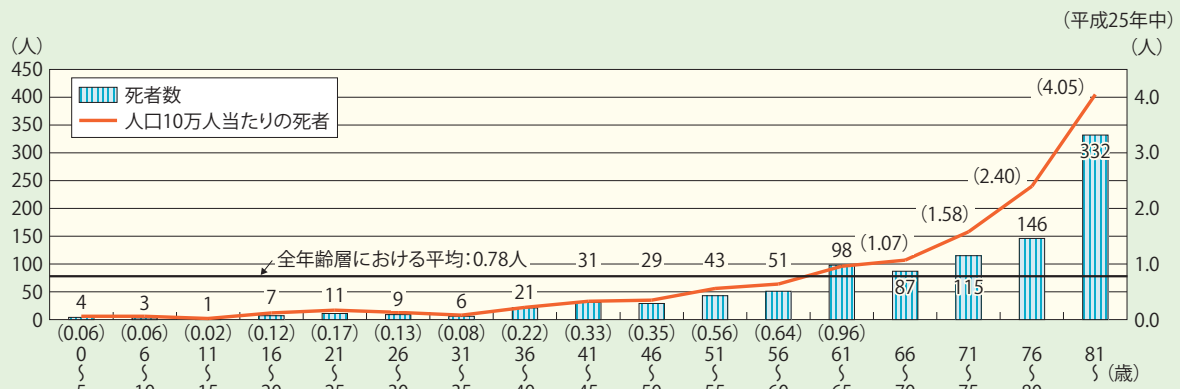
カ 逃げ遅れによる死者が56.4%と最も多い

平成25年中の住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)を死に至った経過の発生状況別にみると、逃げ遅れが562人(全体の56.4%)と最も多く

第1-1-12図 住宅火災の件数及び死者の推移(放火自殺者等を除く。)

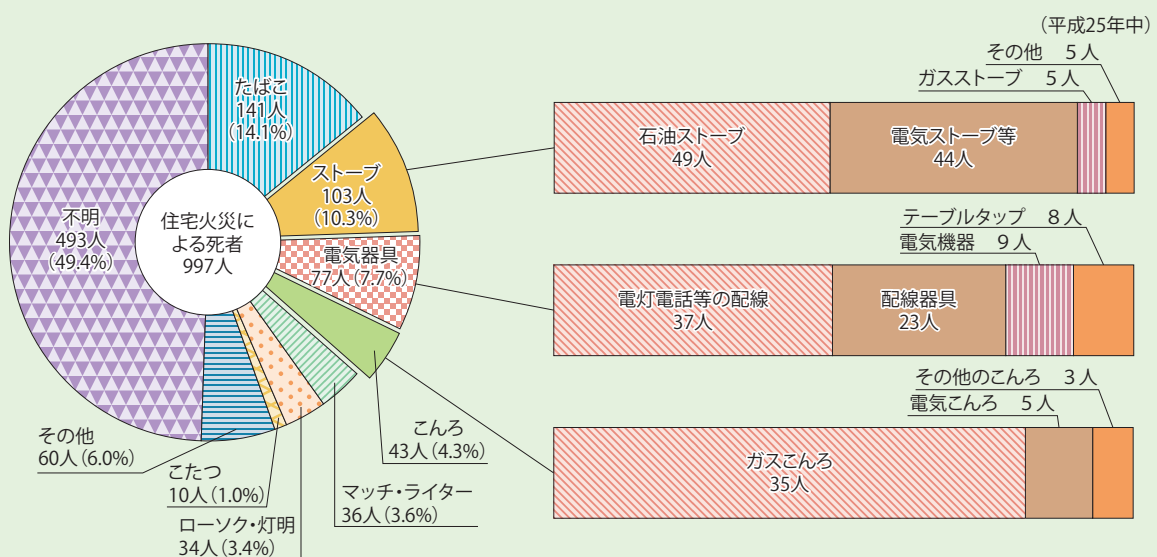


第1-1-13図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



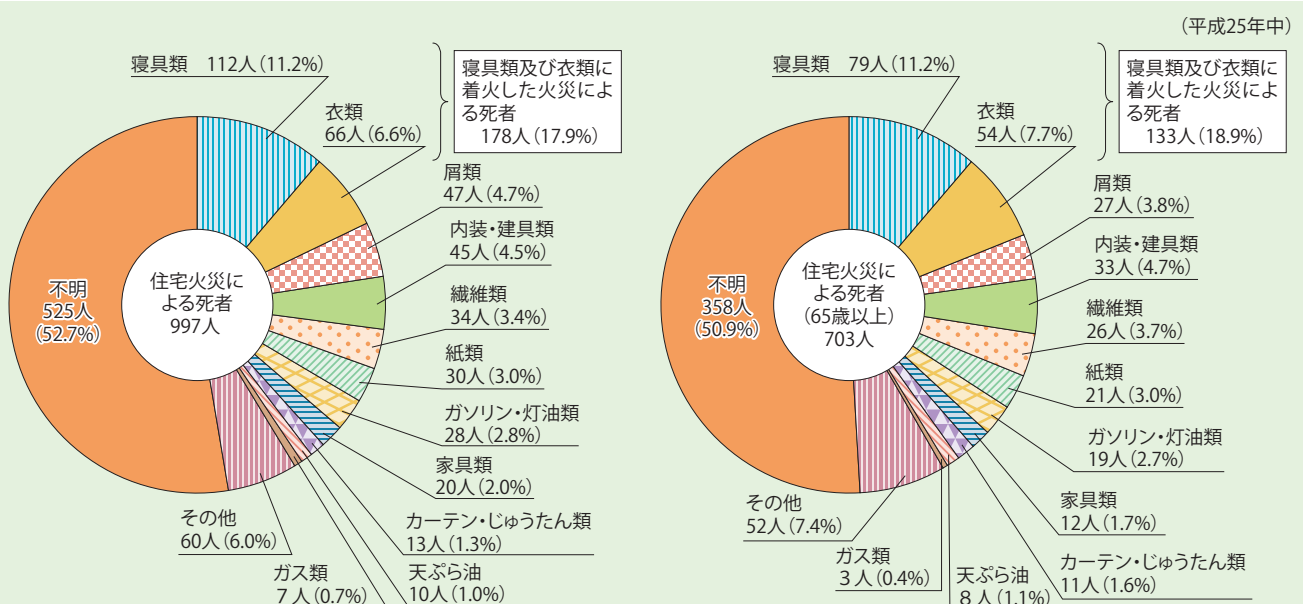
(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は人口10万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者3人を除く。
 5 人口は、人口推計(平成25年10月1日現在)による。

第1-1-14図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）



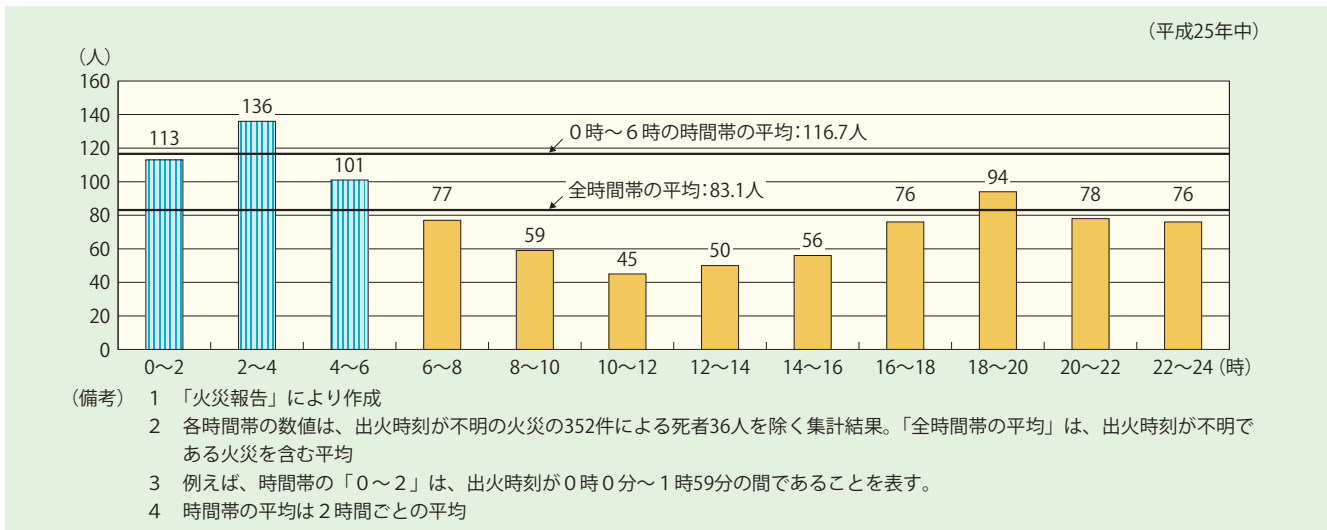
(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-15図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）

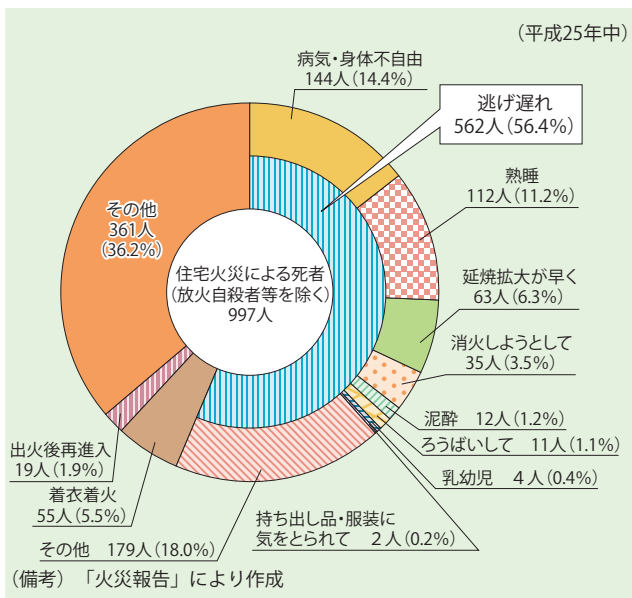


(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-16図 時間帯別住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）発生状況



第1-1-17図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



なっている (第1-1-17図)。

3. 火災による損害額

消防本部（消防本部を設置していない場合は市町村）は、火災原因の調査に合わせて火災の損害についても調査を行っており、その調査結果から、損害額を算定している。

火災による損害額は3,080億円であった平成7年（1995年）以降おおむね減少傾向であるが、平成25年中の損害額は908億円で、前年（897億円）に比べ11億円（1.2%）増加した。火災1件当たりは、188.8万円となっており、前年（203.0万円）に比べ14.2万円（7.0%）減少している（第1-1-18図）。

これを出火原因別で見ると、ストーブによる損害額が5,110百万円と最も多く、次いでたばこ4,416百万円、放火4,182百万円の順となっている（第1-1-19図）。

火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の90.7%を占めている（第1-1-1表）。

4. 出火原因

平成25年中の総出火件数4万8,095件のうち、失火による火災は3万2,128件（全体の66.8%）であり、失火の多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生している（第1-1-20図）。

また、出火原因別にみると、放火が5,093件で最も多く、次いでたばこが4,454件、たき火が3,739件の順となっている（第1-1-21図）。

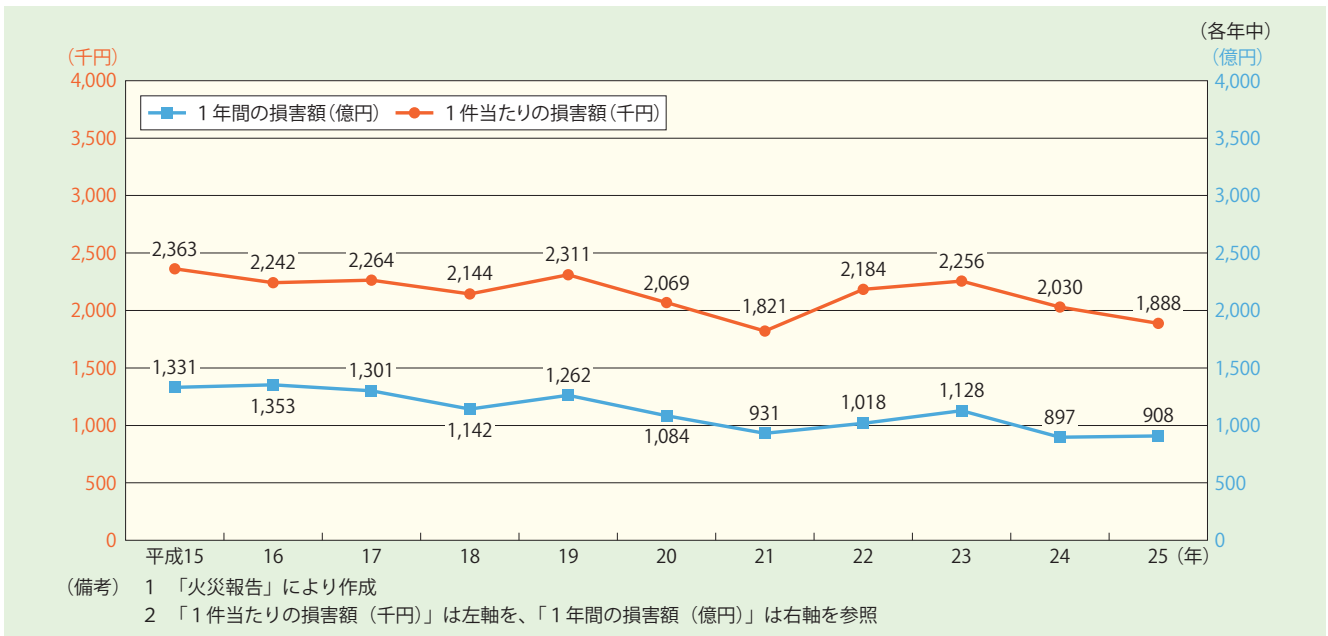
(1) 「放火」による火災が17年連続して第1位

放火による出火件数は、平成15年以降おおむね減少傾向が続いており、平成25年中の放火による出火件数は5,093件で、前年（5,370件）に比べ277件（5.2%）減少しているものの、全火災（4万8,095件）の10.6%を占め、17年連続して出火原因の第1位となっている。これに放火の疑いを加えると8,786件（全火災の18.3%、対前年度比1.1%減）となる（第1-1-11表、第1-1-21図、第1-1-22図）。

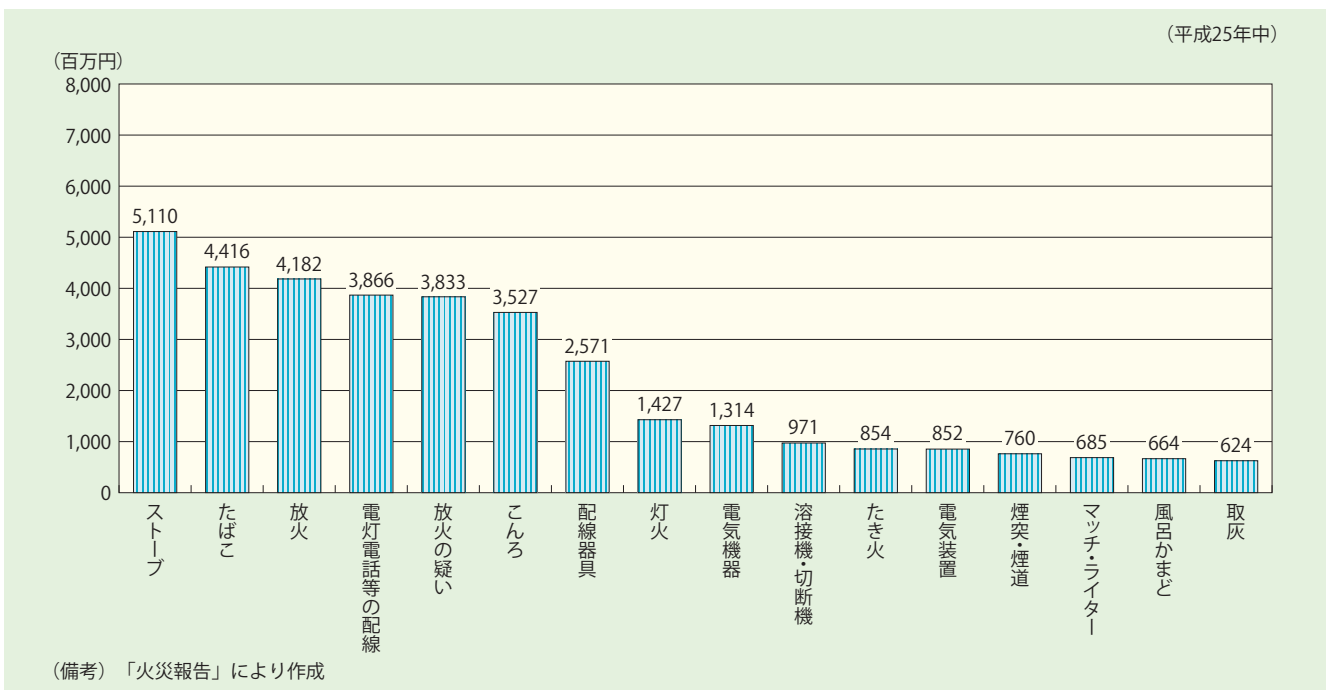
放火による損害額は41億8,163万円で、これに放火の疑いを加えた損害額は80億1,418万円となる（第1-1-11表）。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別

第1-1-18図 火災による損害額の推移



第1-1-19図 主な出火原因別の火災による損害額



にみると、ライターによるものが2,405件（全体の27.4%）と最も多くなっている（第1-1-11表）。

また、放火及び放火の疑いによる火災1件当たりの損害額を時間帯別にみると、8時～10時の時間帯で損害額が多くなっている（第1-1-23図、附属資料21）。

(2) 「たばこ」による火災の61.5%は、不適当な場所への放置によるもの

平成25年中のたばこによる火災は4,454件で、全火災（4万8,095件）の9.3%を占めている（第

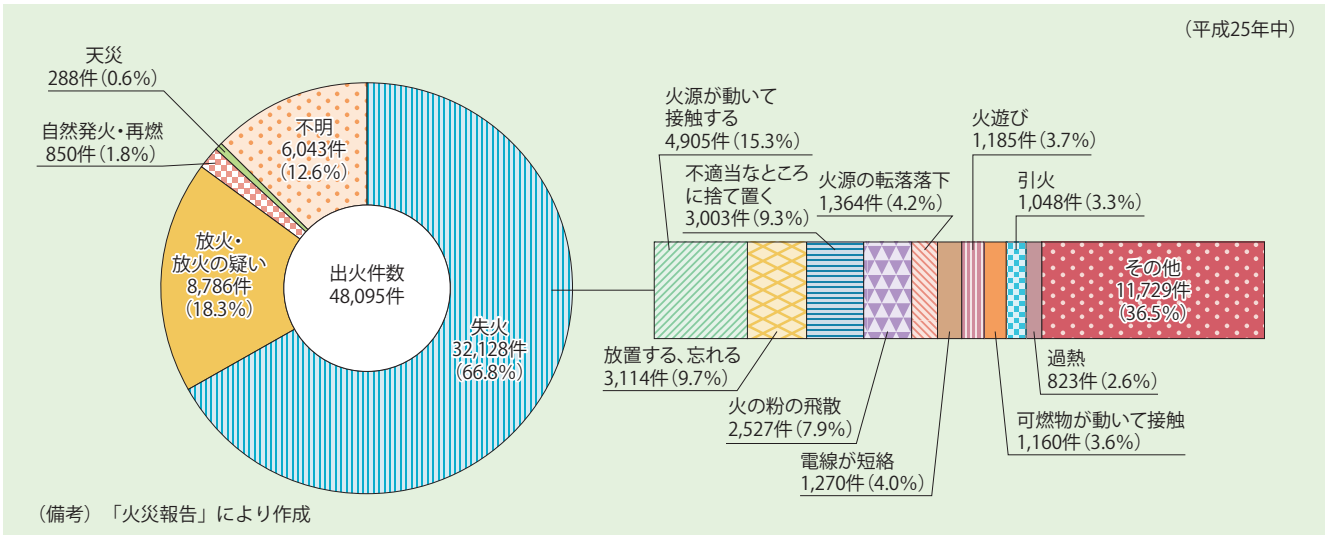
1-1-12表、第1-1-21図）。

たばこによる火災の主な経過別出火状況をみると、不適当な場所への放置によるものが2,741件（61.5%）であり、半数以上を占めている。たばこが原因の火災による損害額は、44億1,627万円となっている（第1-1-12表、第1-1-19図）。

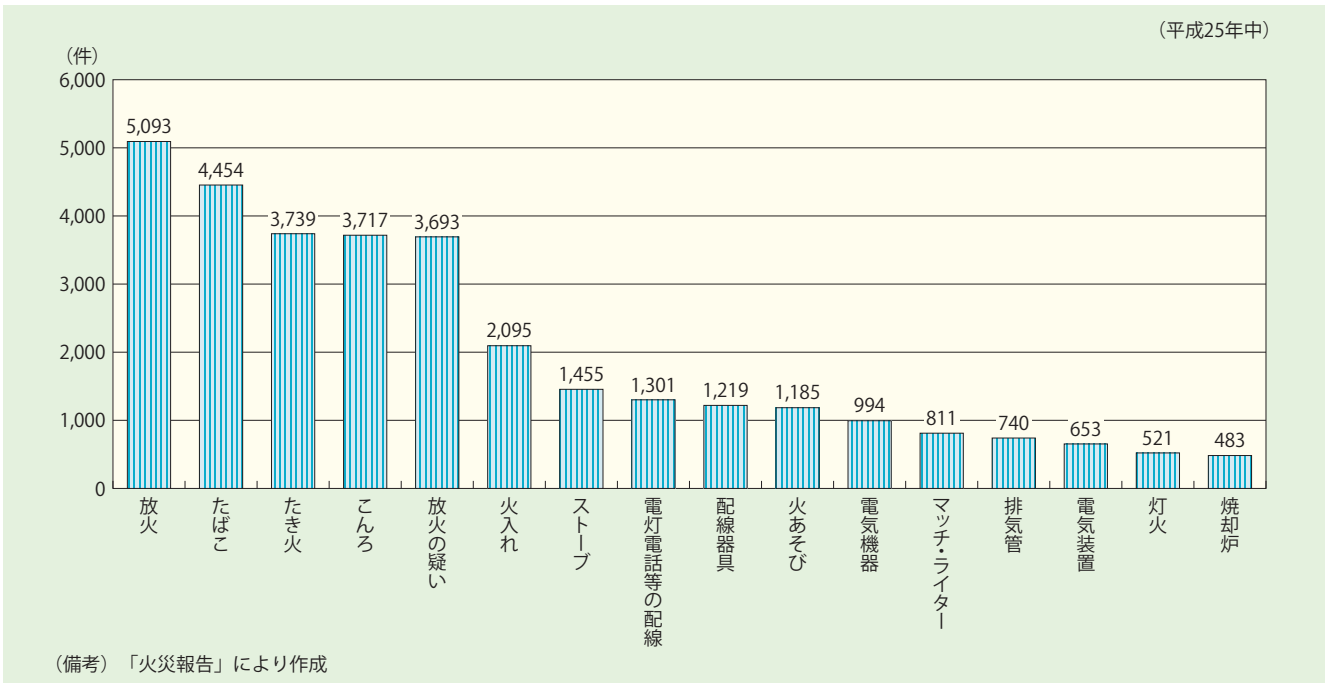
(3) 「こんろ」による火災の56.4%は消し忘れによるもの

平成25年中のこんろによる火災は3,717件で、全火災（4万8,095件）の7.7%を占めている。こん

第1-1-20図 失火による出火件数



第1-1-21図 主な出火原因別の出火件数



第1-1-11表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(各年中)

区分	単位	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
		平成24年	平成25年	増減数	平成24年	平成25年	増減数	平成24年	平成25年	増減数
出火件数	件	5,370	5,093	△277	3,220	3,693	473	8,590	8,786	196
建物火災		2,508	2,245	△263	1,319	1,321	2	3,827	3,566	△261
車両火災		408	353	△55	216	247	31	624	600	△24
林野火災		30	66	36	107	161	54	137	227	90
船舶火災		1	0	△1	1	4	3	2	4	2
航空機火災		0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災		2,423	2,429	6	1,577	1,960	383	4,000	4,389	389
主な発火源別出火件数	件									
ライターによるもの		1,949	1,629	△320	687	776	89	2,636	2,405	△231
マッチによるもの		222	245	23	56	68	12	278	313	35
その他のたばことマッチ		247	215	△32	223	219	△4	470	434	△36
建物焼損床面積	m ²	58,352	45,440	△12,912	52,571	52,661	90	110,923	98,101	△12,822
建物焼損表面積	m ²	5,547	6,418	871	7,553	6,047	△1,506	13,100	12,465	△635
林野焼損面積	a	99	2,102	2,003	1,428	3,754	2,326	1,527	5,856	4,329
損害額	万円	441,810	418,163	△23,647	369,480	383,255	13,775	811,290	801,418	△9,872

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

第1-1-12表 たばこによる火災の損害状況

(各年中)

区 分	単位	たばこ		
		平成24年	平成25年	増減数
出 火 件 数	件	4,212	4,454	242
建 物 火 災		2,583	2,500	△83
車 両 火 災		165	171	6
林 野 火 災		71	138	67
船 舶 火 災		1	3	2
航 空 機 火 災		0	0	0
そ の 他 の 火 災		1,392	1,642	250
主な経過別出火件数	件			
不適当な場所への放置		2,407	2,741	334
火源の転倒・落下		926	798	△128
可燃物の接触		161	178	17
建物焼損床面積	m ²	69,017	58,858	△10,159
建物焼損表面積	m ²	9,076	7,793	△1,283
林野焼損面積	a	1,940	3,957	2,017
損 害 額	万円	562,348	441,627	△120,721

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-13表 こんろによる火災の損害状況

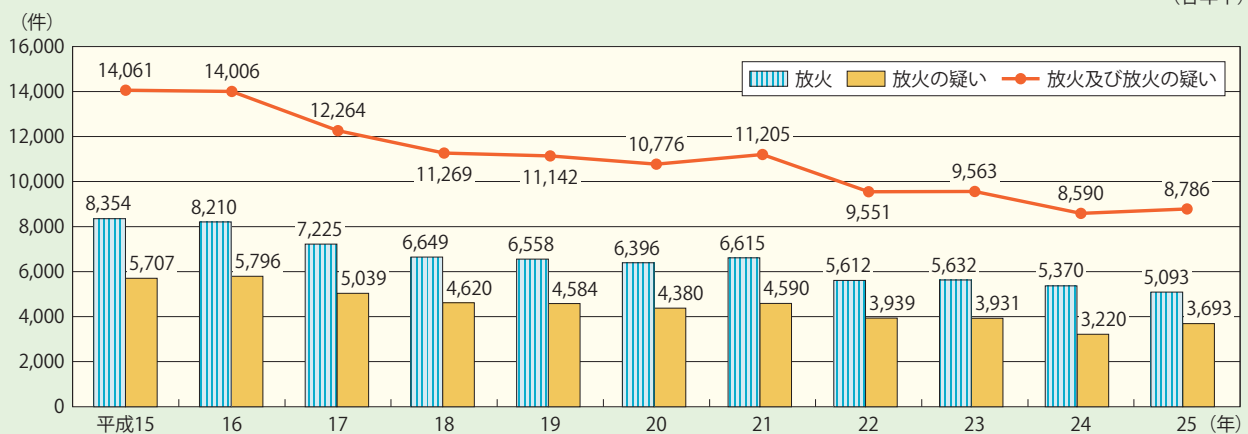
(各年中)

区 分	単位	こんろ		
		平成24年	平成25年	増減数
出 火 件 数	件	3,959	3,717	△242
建 物 火 災		3,888	3,656	△232
車 両 火 災		35	29	△6
林 野 火 災		2	2	0
船 舶 火 災		2	0	△2
航 空 機 火 災		0	0	0
そ の 他 の 火 災		32	30	△2
主なこんろ種類別出火件数	件			
ガ ス こ ん ろ		3,476	3,276	△200
電 気 こ ん ろ		310	285	△25
石 油 こ ん ろ		34	29	△5
まき・炭・石炭こんろ		131	114	△17
主な経過別出火件数	件			
消 し 忘 れ		2,339	2,098	△241
過 熱		326	301	△25
可燃物の接触		250	255	5
建物焼損床面積	m ²	54,521	45,973	△8,548
建物焼損表面積	m ²	8,500	7,173	△1,327
損 害 額	万円	738,752	352,748	△386,004

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-22図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

(各年中)



(備考) 「火災報告」により作成

ろの種類別では、ガスこんろによる火災が最も多く3,276件(88.1%)で、こんろによる火災の大半を占めている。こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、56.4%に当たる2,098件が消し忘れによるものである(第1-1-13表、第1-1-21図)。

(4) 着火物は前年と同様「枯草」が第1位

平成25年中の全火災の着火物別出火件数は枯草が8,508件と全体の17.7%を占め、最も多くなっている(第1-1-14表)。

5. 火災種別ごとの状況

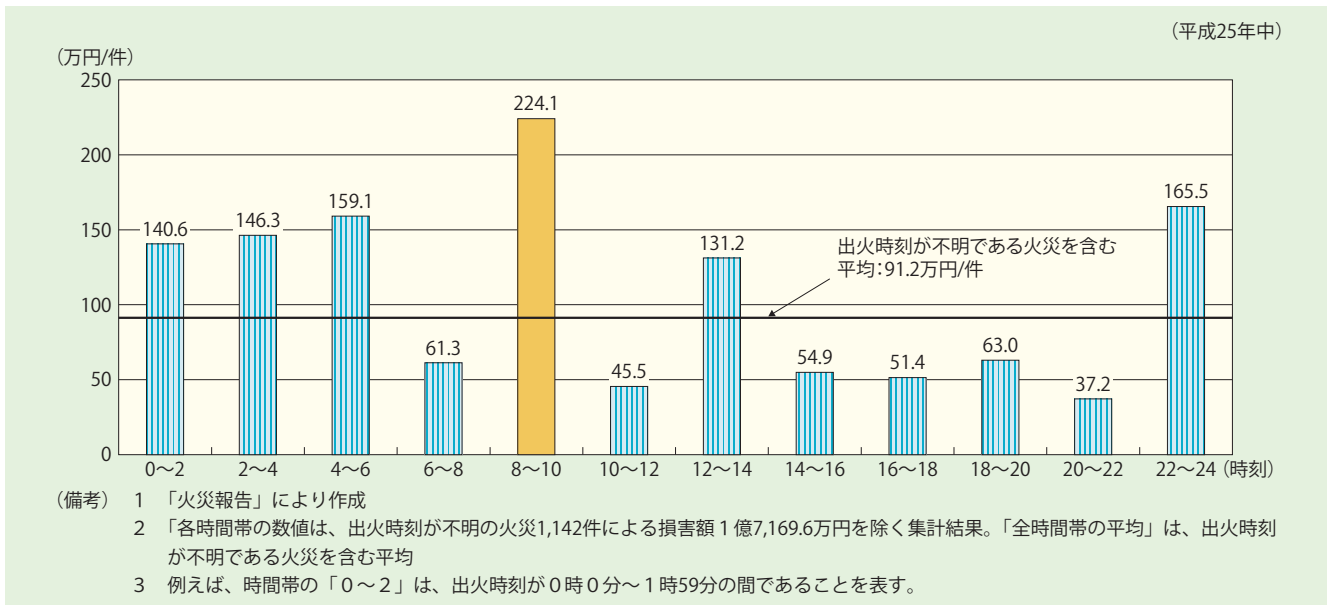
(1) 建物火災

平成25年中の建物火災の出火件数は2万5,053件で、このうち、放火を除く件数は、2万2,808件となっている(第1-1-1表、第1-1-11表)。

ア 建物火災は1日に69件、21分に1件の割合

平成25年中の建物火災の1日当たりの出火件数は69件で、21分に1件の割合で出火していることになる(第1-1-2表)。

第1-1-23図 放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件あたりの損害額



第1-1-14表 主な着火物別出火件数

(各年中)

着火物	平成24年		平成25年		出火件数の増減数
	出火件数(件)	総出火件数に占める割合(%)	出火件数(件)	総出火件数に占める割合(%)	
枯草	5,210	11.8	8,508	17.7	3,298
合成樹脂・成型品	3,138	7.1	3,060	6.4	△78
動植物油類	2,440	5.5	2,263	4.7	△177
袋・紙製品	2,285	5.2	2,182	4.5	△103
ごみ屑(建築物等収容物)	1,622	3.7	1,777	3.7	155
寝具類	1,811	4.1	1,650	3.4	△161
ごみ類(山林その他)	1,273	2.9	1,360	2.8	87
衣類	1,368	3.1	1,253	2.6	△115
落葉	912	2.1	1,238	2.6	326
繊維製品	1,171	2.6	1,133	2.4	△38

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 平成25年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

また、月別の出火件数をみると、1月から3月まで及び12月に多くなっている(第1-1-24図)。

イ 住宅における火災が建物火災の54.4%

平成25年中の建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が最も多く、全体の54.4%を占めている(第1-1-25図、附属資料23)。

また、建物火災のうち、放火を除く住宅火災の件数は、1万2,502件となっている(第1-1-12図)。

ウ 建物火災の41.3%が木造建物

平成25年中の建物火災を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、建物火災の41.3%を占めている。

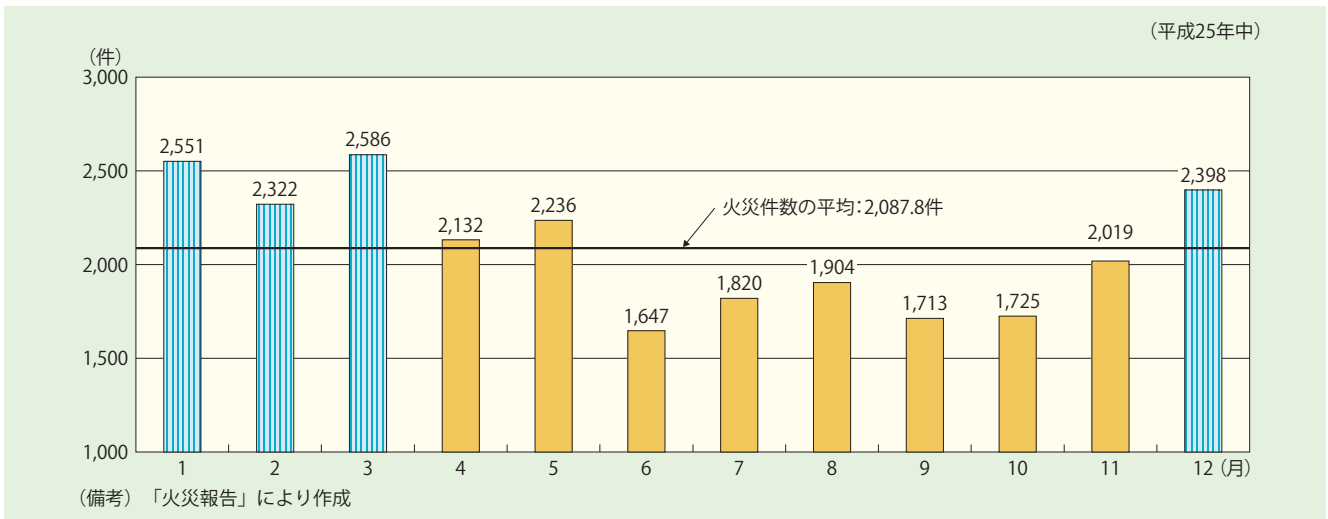
また、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の

割合(延焼率)を火元建物の構造別にみると、木造が最も高く、31.1%になっている。(その他・不明を除く。)また、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は72.4m²であり、全建物火災の平均47.2m²の約1.5倍となっている(第1-1-15表)。

エ 建物火災の過半数は小火災

平成25年中の建物火災の出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が1万3,742件であり、全体の54.9%を占めている。また、焼損床面積50m²未満の出火件数が1万9,804件で全体の79.0%を占めており、建物火災の多くは早い段階で消し止められている(第1-1-16表)。

第1-1-24図 建物火災の月別火災件数



第1-1-15表 火元建物の構造別損害状況

構造別	年 別	出火件数 (件)				平成25年				
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	出火件数 (件)	延焼率 (%)	延焼件数 (件)	1件当たり焼損床面積 (㎡)	1件当たり損害額 (千円)
木造		12,095	11,429	11,339	10,651	10,353	31.1	3,218	72.4	3,651
耐火造		7,605	7,447	7,023	6,901	6,688	2.3	154	7.6	1,617
防火造		2,822	2,705	2,635	2,502	2,317	14.9	346	29.4	2,653
準耐火木造		446	420	388	342	352	13.1	46	43.5	4,911
準耐火非木造		3,035	2,882	2,972	2,769	2,797	10.0	281	53.2	6,265
その他・不明		2,369	2,254	2,438	2,418	2,546	33.0	839	58.4	3,249
建物全体		28,372	27,137	26,795	25,583	25,053	19.5	4,884	47.2	3,286

(各年中)

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 延焼件数は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数
 3 延焼率は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合

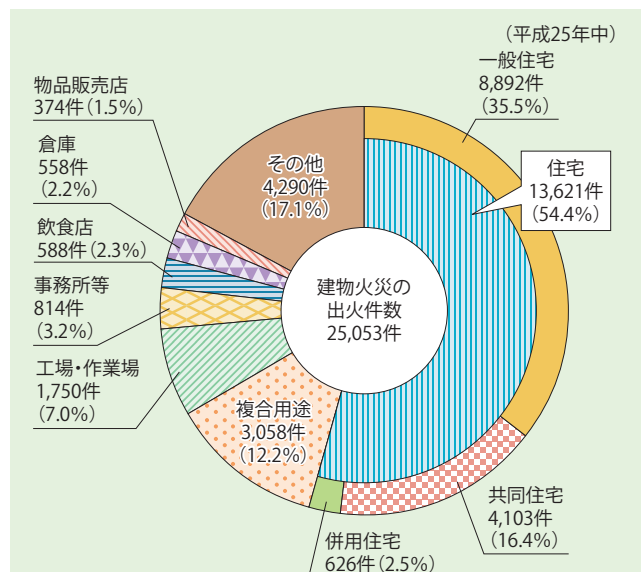
オ 建物火災はこんろの消し忘れ、たばこの不始末、放火によるものが多い

平成25年中の建物火災の主な出火原因は、こんろによるものが最も多く、次いでたばこ、放火、ストーブ、放火の疑いの順となっている。主な経過又は発火源をみると、こんろを出火原因とする火災では、消し忘れによるものが57.3%、たばこを出火原因とする火災では、不適当な場所への放置によるものが44.4%、放火を出火原因とする火災では、ライターによるものが35.0%となっている(第1-1-17表)。

カ 放水した建物火災の58.2%は覚知後10分以内に放水

平成25年中の建物火災における火元建物の放水開始時間別の焼損状況をみると、消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は1万

第1-1-25図 建物火災の火元建物用途別の状況



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分
 なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数

第1-1-16表 建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数

(平成25年中)

損害額 (万円)	出火件数 (件)	焼損床面積 (m ²)	出火件数 (件)
10未満	13,742	50未満	19,804
10以上 50未満	3,000	50以上 100未満	1,705
50以上 100未満	1,324	100以上 200未満	1,921
100以上 500未満	3,692	200以上 300未満	793
500以上 1,000未満	1,452	300以上 500未満	525
1,000以上 2,000未満	1,042	500以上 1,000未満	229
2,000以上 3,000未満	386	1,000以上 2,000未満	50
3,000以上 5,000未満	220	2,000以上 3,000未満	15
5,000以上	195	3,000以上	11
合計	25,053	合計	25,053

(備考) 「火災報告」により作成

2,842件(建物火災の51.3%)となっている。また、覚知から放水開始までの時間が10分以内のものは7,470件(放水した建物火災の58.2%)となっている。

放水した建物火災の1件当たりの建物焼損床面積を昼夜別にみると、夜間における焼損床面積は昼間

の焼損床面積を14.4m²上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる(第1-1-18表)。

キ 建物火災の約4割は放水開始後30分以内に鎮火

平成25年中の消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、放水開始後30分以内に鎮火した件数は4,453件で、放水した建物火災の34.7%を占めている。また、このうち11分から20分までに鎮火したものが1,531件で最も多くなっている(第1-1-26図)。

(2) 林野火災

平成25年中の林野火災の出火件数は2,020件で、前年に比べ842件(71.5%)増加している。焼損面積は971haで、前年に比べ599ha(161.1%)増加し

第1-1-17表 建物火災の主な出火原因と経過

(平成25年中)

主な出火原因	こんろ	たばこ	放火	ストーブ	放火の疑い	配線器具	電灯電話等の配線	電気機器	たき火	灯火
	3,656件 (14.6%)	2,500件 (10.0%)	2,245件 (9.0%)	1,435件 (5.7%)	1,321件 (5.3%)	1,066件 (4.3%)	940件 (3.8%)	766件 (3.1%)	500件 (2.0%)	498件 (2.0%)
主な経過又は発火源	放置する、忘れる	不適当な場所への放置	ライター	可燃物の接触・落下	ライター	金属の接触部が過熱	スパーク	短絡	火の粉が散る遠くへ飛火する	火源が接触・落下
	2,094	1,109	786	471	294	312	435	139	202	158
	過熱する	火源の転倒・落下	マッチ	引火・ふく射	その他のたばこマッチ	スパーク	半断線	絶縁劣化	火源が接触・落下	可燃物の接触・落下
	300	810	111	331	83	228	118	71	161	108
可燃物の接触・落下	消したはずのものが再燃	その他のたばこマッチ	使用方法の誤り	マッチ	短絡	金属の接触部が過熱	スパーク	放置する、忘れる	放置する、忘れる	
295	143	98	77	29	160	87	53	42	50	
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	
967	438	1,250	556	915	366	300	503	95	182	

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 () 内は建物火災件数25,053件に対する割合 (%)

3 「その他のたばこマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

4 「可燃物の接触・落下」については、「可燃物の接触」と「可燃物の落下」を足したものの合計

5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

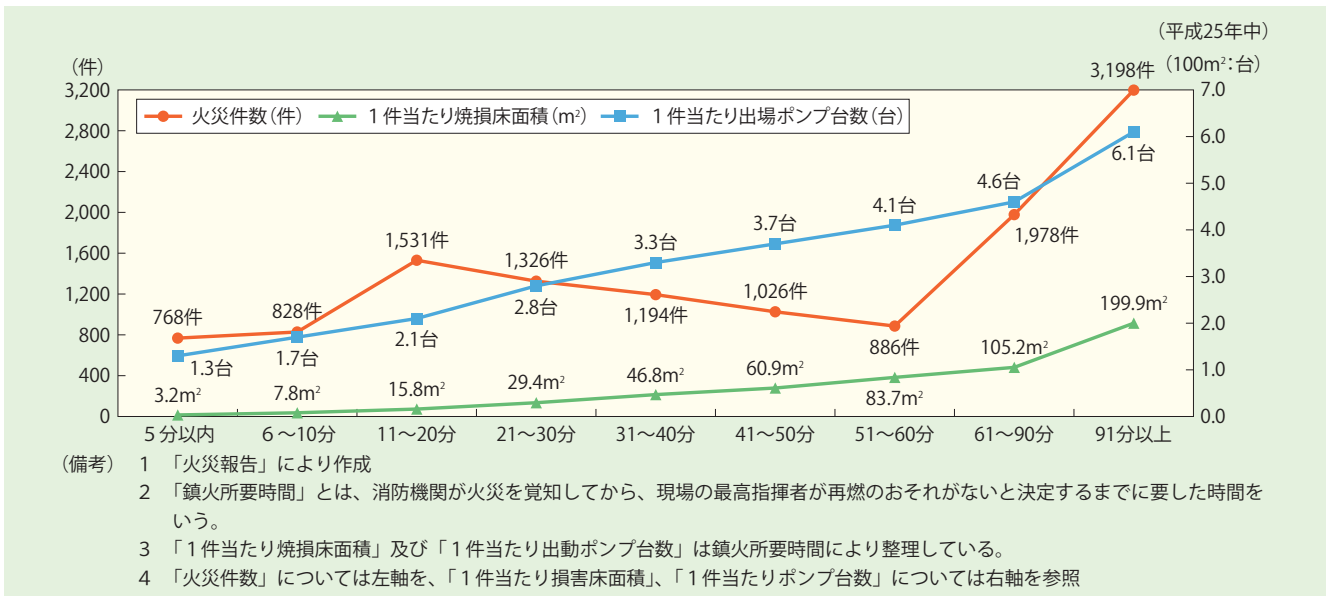
第1-1-18表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(平成25年中)

区	昼夜別	出火件数 (件)		1件当たりの焼損床面積 (m ²)		1件当たりの焼損表面積 (m ²)		1件当たりの放水ポンプ台数 (台)		延焼率 (%)				
		昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜					
覚知から放水開始まで	5分以内	1,252	755	497	49.8	45.2	56.6	9.4	8.2	7.4	3.1	2.9	3.3	27.2%
	5分を超え 10分以内	6,218	3,705	2,513	83.1	78.6	89.7	8.8	7.8	6.9	3.9	3.8	4.1	34.7%
	10分を超え 15分以内	3,723	2,129	1,594	106.1	101.0	112.9	7.2	6.2	6.3	4.1	4.0	4.3	36.8%
	15分を超え 20分以内	1,008	512	496	117.4	100.6	134.7	9.6	6.0	12.9	4.0	3.7	4.4	35.8%
	20分を超えるもの	641	338	303	122.8	122.5	123.2	10.7	8.7	11.6	3.7	3.7	3.6	30.7%
	放水した建物火災全体	12,842	7,439	5,403	91.2	85.1	99.5	8.5	7.3	7.4	3.9	3.8	4.1	34.4%
全建物火災 (放水しなかった火災を含む。)		25,053	14,200	10,853	47.2	44.9	50.1	4.7	4.1	4.2	2.0	2.0	2.0	19.5%

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-26図 建物火災の鎮火所要時間別1件当たり焼損状況



ている。損害額は2億3,262万円で、前年に比べ4,233万円(22.2%)増加している。また、林野火災による死者数は20人で、前年に比べ11人(122.2%)増加している(第1-1-19表)。

林野火災の出火件数を月別にみると、平成25年中は3月に最も多く発生しており、次いで5月、4

月と、空気の乾燥している時期に多くなっている(第1-1-27図)。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は2,012件で、全体の99.6%を占めている(第1-1-20表)。

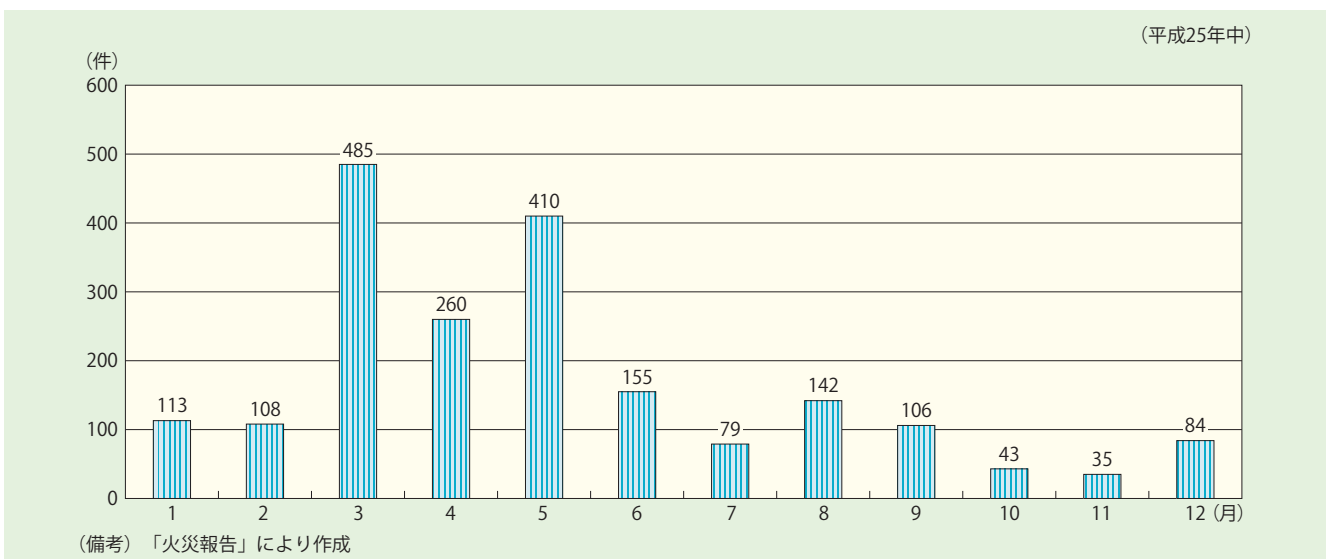
林野火災を出火原因別にみると、たき火によるものが567件で全体の28.1%を占め最も多く、次いで、火入れ^{*2}、放火(放火の疑いを含む。)の順となっている(第1-1-21表)。

第1-1-19表 林野火災の状況

	平成24年	平成25年	増減数	増減率
出火件数(件)	1,178	2,020	842	71.5%
焼損面積(a)	37,187	97,079	59,892	161.1%
損害額(千円)	190,288	232,619	42,331	22.2%
死者数(人)	9	20	11	122.2%

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-27図 林野火災の月別出火件数



*2 火入れ：土地の利用上、その土地の上にある立木竹、草その他の堆積物を面的に焼却する行為

第1-1-20表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(平成25年中)

区分	焼損面積	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数 (件)		2,012	4	1	0	0	3	2,020
焼損面積 (a)		45,503	6,376	2,400	0	0	42,800	97,079
損害額 (千円)		214,815	12,782	0	0	0	5,022	232,619

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-21表 林野火災の主な出火原因と経過

(平成25年中)

主な出火原因	たき火		火入れ		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		火あそび		その他 (不明・調査中を含む)		林野火災 件数
	567件 (28.1%)		340件 (16.8%)		227件 (11.2%)		138件 (6.8%)		58件 (2.9%)		690件 (34.2%)		
主な経過 又は発火源	接触	325	接触	191	ライター	29	投げ捨て	112					2,020件
	飛び火	137	飛び火	86	その他の たばことマッチ	27	接触	6					
	消火不十分	30	放置する、 忘れる	17	マッチ	6	火源転倒落下	5					
	その他	75	その他	46	その他	165	その他	15					

(備考) 「火災報告」により作成

(3) 車両火災

平成25年中の車両火災の出火件数は4,586件で、前年に比べ37件(0.8%)増加し、死者数は109人(放火自殺者等63人を含む。)で、前年に比べ20人(15.5%)減少している。

また、車両火災による損害額(車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。)は33億113万円で、前年に比べ11億6,607万円(54.6%)増加している(第1-1-22表)。

出火原因は、排気管が666件(全体の14.5%)と

最も多くなっている(第1-1-23表)。

(4) 船舶火災

平成25年中の船舶火災の出火件数は91件で、前年に比べ4件(4.6%)増加し、死者数は6人で、前年に比べ2人増加している。

また、船舶火災による損害額(船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。)は2億9,722万円で、前年に比べ1億1,767万円減少している(第1-1-24表)。

出火原因別では、溶接機・切断機によるものが7件(全体の7.7%)と最も多く、次いで、交通機関内配線が6件(同6.6%)の順となっている。

(5) 航空機火災

平成25年中の航空機火災の出火件数は3件で、前年に比べ2件増加し、前年と同様、死者はない。

第1-1-22表 車両火災の状況

	平成24年	平成25年	増減数
出火件数 (件)	4,549	4,586	37
死者数 (人)	129	109	△20
(うち放火自殺者等)	(60)	(63)	3
負傷者数 (人)	236	261	25
損害額 (万円)	213,506	330,113	116,607

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-23表 車両火災の主な出火原因と経過

(平成25年中)

主な出火原因	排気管		放火 (放火の疑いを含む)		交通機関内配線		たばこ		マッチ・ライター		その他 (不明・調査中を含む)		車両火災 件数
	666件 (14.5%)		600件 (13.1%)		451件 (9.8%)		171件 (3.7%)		129件 (2.8%)		2,569件 (56.0%)		
主な経過 又は発火源	着火物が 漏えいする	166	ライター	206	電線が 短絡する	163	投げ捨て	66	引火する	42			4,586件
	可燃物が 火源に触れる	122	その他の たばことマッチ	35	スパークする	57	火源転倒落下	52	意図なしに スイッチが入る	39			
	高温物が 触れる	111	マッチ	12	衝突により 発火	38	火源が動いて 接触する	10	火源が動いて 接触する	7			
	その他	267	その他	347	その他	193	その他	43	その他	41			

(備考) 「火災報告」により作成

また、航空機火災による損害額（航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。）は196万円で、前年に比べ185万円増加している（第1-1-25表）。

第1-1-24表 船舶火災の状況

	平成24年	平成25年	増減数
出火件数（件）	87	91	4
死者数（人）	4	6	2
負傷者数（人）	26	16	△10
損害額（万円）	41,489	29,722	△11,767

（備考）「火災報告」により作成

第1-1-25表 航空機火災の状況

	平成24年	平成25年	増減数
出火件数（件）	1	3	2
死者数（人）	0	0	0
負傷者数（人）	0	0	0
損害額（万円）	11	196	185

（備考）「火災報告」により作成

第1-1-26表 住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率（平成26年6月1日時点）
（標本調査のため、各数値は一定の誤差を含む。）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
北海道	84.8%	75.4%	滋賀	83.7%	68.4%
青森	68.3%	52.4%	京都	83.9%	68.8%
岩手	87.5%	82.1%	大阪	82.6%	77.0%
宮城	88.3%	65.0%	兵庫	82.6%	69.4%
秋田	78.5%	69.0%	奈良	75.3%	68.8%
山形	79.3%	65.2%	和歌山	82.1%	73.9%
福島	73.1%	64.6%	鳥取	83.7%	66.7%
茨城	69.6%	61.5%	島根	81.5%	62.4%
栃木	67.2%	59.9%	岡山	60.7%	37.9%
群馬	68.4%	59.3%	広島	87.9%	71.7%
埼玉	72.5%	60.4%	山口	86.8%	79.5%
千葉	74.5%	66.9%	徳島	69.8%	60.9%
東京	85.3%	68.2%	香川	76.5%	68.4%
神奈川	84.4%	68.4%	愛媛	82.9%	72.7%
新潟	81.9%	73.8%	高知	71.8%	61.5%
富山	86.9%	79.4%	福岡	72.6%	68.0%
石川	87.6%	85.4%	佐賀	67.5%	47.8%
福井	94.5%	89.1%	長崎	79.5%	66.0%
山梨	68.8%	60.5%	熊本	82.7%	67.0%
長野	79.4%	64.5%	大分	81.0%	67.6%
岐阜	80.5%	67.1%	宮崎	74.2%	72.3%
静岡	74.8%	68.3%	鹿児島	89.4%	80.2%
愛知	77.8%	49.0%	沖縄	63.4%	47.4%
三重	76.8%	63.5%	全国	79.6%	66.9%

※ 設置率とは、市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（条例適合世帯を含む）の全世帯に占める割合

※ 条例適合率とは、市町村の火災予防条例において設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（条例適合世帯という。）の全世帯に占める割合

※ 一定規模以上の共同住宅等で自動火災報知設備等が設置されていることにより住宅用火災警報器の設置が免除される世帯も条例適合世帯を含む。

※ 東日本大震災の影響で調査できなかった福島県の一部の地域を調査対象外としている。

火災予防行政の現況

1. 住宅防火対策の現況

平成25年中の放火を除いた住宅火災の件数（1万2,502件）は、放火を除いた建物火災の件数（2万2,808件）の約5割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数（997人）は、放火自殺者等を除く建物火災による死者数（1,133人）の約9割となっており、過去10年以上この傾向で推移している。さらに、住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者となっている。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、各市町村の条例に基づき、既存住宅についても平成23年6月までに全国すべての市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置対策会議」を開催し、同会議において決

定された基本方針を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。平成26年6月1日時点で全国の設置率は79.6%、条例適合率は66.9%となっており、都道府県別にみると設置率、条例適合率とも福井県が最も高くなっている（第1-1-26表、附属資料22）。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等^{*3}の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

平成26年3月31日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（上記消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六）の三）

項までに掲げる防火対象物で延べ面積150m²以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）による数。以下同じ。）は、400万2,101件である。

また、21大都市（東京都特別区及び政令指定都市）の防火対象物数は、110万124件で、全国の防火対象物の27.5%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街（全国の87.3%）、準地下街（同85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同54.7%）などである（第1-1-27表）。

3. 防火管理制度

（1）防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者^{*4}を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画^{*5}の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付

第1-1-27表 防火対象物数

（平成26年3月31日現在）

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)
(一)	イ 劇場等	4,374	663	15.2	(九)	イ 特殊浴場	1,595	679	42.6
	ロ 公会堂等	66,407	6,268	9.4		ロ 一般浴場	5,168	1,404	27.2
(二)	イ キャバレー等	1,082	126	11.6	(十)	停車場	3,959	1,372	34.7
	ロ 遊技場等	11,318	2,103	18.6	(十一)	神社・寺院等	56,212	11,588	20.6
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	203	111	54.7	(十二)	イ 工場等	499,333	70,878	14.2
	ニ カラオケボックス等	2,741	659	24.0	ロ スタジオ	377	131	34.7	
(三)	イ 料理店等	3,719	618	16.6	(十三)	イ 駐車場等	50,827	15,114	29.7
	ロ 飲食店	83,167	16,690	20.1	ロ 航空機格納庫	745	103	13.8	
(四)	百貨店等	155,687	26,533	17.0	(十四)	倉庫	324,813	52,845	16.3
(五)	イ 旅館等	59,521	5,821	9.8	(十五)	事務所等	453,708	105,133	23.2
	ロ 共同住宅等	1,267,148	466,266	36.8	(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	361,578	132,024	36.5
(六)	イ 病院等	64,232	12,156	18.9	ロ 非特定複合用途防火対象物	251,666	116,325	46.2	
	ロ 特別養護老人ホーム等	39,651	7,079	17.9	(十六の二)	地下街	63	55	87.3
	ハ 老人デイサービスセンター等	67,324	11,739	17.4	(十六の三)	準地下街	7	6	85.7
	ニ 幼稚園等	18,725	4,300	23.0	(十七)	文化財	8,484	1,544	18.2
(七)	学校	129,366	28,447	22.0	(十八)	アーケード	1,360	493	36.3
(八)	図書館等	7,541	851	11.3	(十九)	山林	0	0	0.0
					合計	4,002,101	1,100,124	27.5	

（備考） 1 「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六）の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。以下同じ。）により作成
 2 21大都市とは、東京都23区及び20の政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

* 3 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）
 * 4 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

けている。

平成26年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に106万2,816件あり、そのうち79.9%に当たる84万8,925件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関へ届け出されている。しかしながら、21万3,891件の防火対象物は防火管理者が未選任の状況であり、これらの防火対象物の

管理権原者に対して、消防機関が指導・命令を行い、是正に努めている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は78万3,989件で全体の73.8%となっている（第1-1-28表）。

第1-1-28表 全国の防火管理実施状況

(平成26年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	防火管理実施義務対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数	選任率 (%)	防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数	作成率 (%)
(一)	イ	劇場等	3,494	3,182	91.1	2,978	85.2
	ロ	公会堂等	60,332	48,014	79.6	44,351	73.5
(二)	イ	キャバレー等	848	503	59.3	420	49.5
	ロ	遊技場等	10,005	9,184	91.8	8,759	87.5
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	154	117	76.0	112	72.7
	ニ	カラオケボックス等	2,610	2,406	92.2	2,316	88.7
(三)	イ	料理店等	3,134	2,675	85.4	2,385	76.1
	ロ	飲食店	74,797	58,319	78.0	53,337	71.3
(四)		百貨店等	101,375	79,801	78.7	74,163	73.2
(五)	イ	旅館等	38,079	35,640	93.6	34,277	90.0
	ロ	共同住宅等	177,256	132,948	75.0	121,194	68.4
(六)	イ	病院等	23,593	21,300	90.3	20,505	86.9
	ロ	特別養護老人ホーム等	30,966	29,076	93.9	28,198	91.1
	ハ	老人デイサービスセンター等	41,030	38,872	94.7	37,813	92.2
	ニ	幼稚園等	12,169	11,774	96.8	11,463	94.2
(七)		学校	44,866	42,901	95.6	41,564	92.6
(八)		図書館等	4,944	4,563	92.3	4,368	88.3
(九)	イ	特殊浴場	1,373	1,256	91.5	1,208	88.0
	ロ	一般浴場	3,278	2,912	88.8	2,704	82.5
(十)		停車場等	676	535	79.1	486	71.9
(十一)		神社・寺院等	24,795	19,559	78.9	17,547	70.8
(十二)	イ	工場等	40,995	35,172	85.8	32,460	79.2
	ロ	スタジオ	189	124	65.6	111	58.7
(十三)	イ	駐車場等	1,418	1,095	77.2	988	69.7
	ロ	航空機格納庫	78	34	43.6	31	39.7
(十四)		倉庫	10,055	7,563	75.2	6,897	68.6
(十五)		事務所等	98,069	79,893	81.5	73,775	75.2
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	209,874	149,200 (24,275)	71.1 (11.6)	132,441 (26,655)	63.1 (12.7)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	41,025	29,138 (4,344)	71.0 (10.6)	26,017 (4,783)	63.4 (11.7)
(十六の二)		地下街	63	50	79.4	47	74.6
(十七)		文化財	1,276	1,119	87.7	1,074	84.2
合 計			1,062,816	848,925	79.9	783,989	73.8

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。()内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。

3 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である。以下本節においてことわりのない限り同じ。

* 5 防火管理に係る消防計画：防火上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するものである。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街（建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの）、一定規模以上の特定防火対象物^{*6}等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている（統括防火管理制度：平成26年4月1日施行）。

これは、従来の共同防火管理協議制度（防火対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防火管理協議会を設け、防火管理に係る消防計画の作成その他必要な業務に関する事項を協議して定め、共同で防火管理を行う）では、統括防火管理者

の役割や権限が法令上明確でなく、防火管理を一体的・自律的に行う体制が構築できなかったため、消防法の一部を改正する法律（平成24年法律第38号）により、統括防火管理者の選任を義務付け、統括防火管理者に各防火管理者への指示権を付与することとしたものである。

なお、平成26年3月31日までは、従来の共同防火管理協議制度となっており、平成26年3月31日現在の共同防火管理協議事項の届出率は、69.4%となっている（第1-1-29表）。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者による防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合が重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（防火対象物点検

第1-1-29表 全国の共同防火管理実施状況

(平成26年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	防火対象物数	協議事項届出対象物数	届出率 (%)
(一)	イ	劇場等	22	12	54.5
	ロ	公会堂等	59	30	50.8
(二)	イ	キャバレー等	74	42	56.8
	ロ	遊技場等	73	49	67.1
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	37	26	70.3
	ニ	カラオケボックス等	20	12	60.0
(三)	イ	料理店等	6	2	33.3
	ロ	飲食店	2,314	1,575	68.1
(四)		百貨店等	637	397	62.3
(五)	イ	旅館等	175	112	64.0
(六)	イ	病院等	184	107	58.2
	ロ	特別養護老人ホーム等	94	46	48.9
	ハ	老人デイサービスセンター等	115	59	51.3
	ニ	幼稚園等	11	5	45.5
(九)	イ	特殊浴場	57	53	93.0
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	55,264	39,253	71.0
	ロ	非特定複合用途防火対象物	7,874	5,392	68.5
(十六の二)		地下街	51	50	98.0
(十六の三)		準地下街	5	4	80.0
高層建築物			16,770	10,979	65.5
合 計			83,842	58,205	69.4

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物数の区分」中、「高層建築物」の欄に計上

* 6 特定防火対象物：百貨店、飲食店などの多数の者が出入りするものや病院、老人福祉施設、幼稚園など災害時要援護者が利用するもの等の一定の防火対象物

資格者」をいう。)による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士^{*7}や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者など、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

防火対象物点検資格者は、新しい知識及び技能を習得する必要があるため、5年ごとに再講習を受講することを義務付けられている。

平成26年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は2万7,108人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務となる防火対象物のうち、管理を開始してから3年間以上継続しているものは当該防火対象物の管理権原者の申請に基づく消防機関の行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」をそれぞれ表示することができる。

4. 防災管理制度

(1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、平成19年6月の消防法改正により、大規模・高層建築物等の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*8}を作成し、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*9}の選任及び火災そ

他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*10}の設置を義務付けている。

平成26年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に9,419件あり、そのうち78.7%に当たる7,409件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届け出されている。

また、防災管理者が自らの事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は6,762件で全体の71.8%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は7,813件で全体の82.9%となっている（第1-1-30表）。

(2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することが各管理権原者に対して義務付けられている。

なお、平成26年3月31日までは、従来の共同防災管理制度（防災管理対象物の管理権原者のうち主要な者を代表者とする共同防災管理協議会を設け、防災管理に係る消防計画の作成その他の必要な業務に関する事項を協議して定め、共同で防災管理を行う）となっており、平成26年3月31日現在の共同防災管理協議事項の届出率は、81.5%となっている（第1-1-31表）。

5. 立入検査と違反是正

(1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

平成25年度中に全国の消防機関が行った立入検

*7 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

*8 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するものである。

*9 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*10 自衛消防組織：防火対象物の従業員等からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するために必要な業務を行うものである。

第1-1-30表 全国の防災管理等実施状況

(平成26年3月31日現在)

用途区分		項目	防災管理を要する建築物等の数			防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の数		自衛消防組織を設置している防火対象物の数	
			防災管理者を選任している建築物等の数	選任率 (%)	作成率 (%)	作成率 (%)			
(一)	イ	劇場等	61	56	91.8	49	80.3	51	83.6
	ロ	公会堂等	10	10	100.0	9	90.0	8	80.0
(二)	イ	キャバレー等	0	0	—	0	—	0	—
	ロ	遊技場等	13	10	76.9	8	61.5	8	61.5
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	—	0	—	0	—
	ニ	カラオケボックス等	0	0	—	0	—	0	—
(三)	イ	料理店等	7	6	85.7	5	71.4	6	85.7
	ロ	飲食店	7	4	57.1	5	71.4	4	57.1
(四)		百貨店等	373	330	88.5	312	83.6	316	84.7
(五)	イ	旅館等	392	364	92.9	357	91.1	346	88.3
	ロ	共同住宅等							
(六)	イ	病院等	691	615	89.0	570	82.5	566	81.9
	ロ	特別養護老人ホーム等	40	35	87.5	32	80.0	34	85.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	10	9	90.0	9	90.0	9	90.0
	ニ	幼稚園等	0	0	—	0	—	0	—
(七)		学校	788	676	85.8	588	74.6	578	73.4
(八)		図書館等	13	9	69.2	9	69.2	10	76.9
(九)	イ	特殊浴場	0	0	—	0	—	0	—
	ロ	一般浴場	0	0	—	0	—	0	—
(十)		停車場等	4	3	75.0	3	75.0	3	75.0
(十一)		神社・寺院等	18	13	72.2	9	50.0	11	61.1
(十二)	イ	工場等	1,463	1,322	90.4	1,169	79.9	1,104	75.5
	ロ	スタジオ	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0
(十三)	イ	駐車場等	10	4	40.0	2	20.0	6	60.0
	ロ	航空機格納庫							
(十四)		倉庫							
(十五)		事務所等	1,560	1,213	77.8	1,128	72.3	1,349	86.5
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	3,159	2,094 (955)	66.3 (30.2)	1,930 (1,014)	61.1 (32.1)	2,756 (83)	87.2 (2.6)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	737	590 (103)	80.1 (14.0)	523 (118)	71.0 (16.0)	589 (14)	79.9 (1.9)
(十六の二)		地下街	57	40	70.2	39	68.4	53	93.0
(十七)		文化財	1	1	100.0	1	100.0	1	100.0
合 計			9,419	7,409	78.7	6,762	71.8	7,813	82.9

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。
 3 防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。()内は、部分的に選任、作成又は設置されている建築物等の数値である。

査回数、89万617回となっている(第1-1-32表)。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防災管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講じるべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、

当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができることとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている(第1-1-33表、附属資料24、25、26)。

第1-1-31表 全国の共同防災管理実施状況

(平成26年3月31日現在)

防火対象物の区分		項目	共同防災管理対象物数	協議事項届出対象物数	届出率 (%)
(一)	イ	劇場等	4	1	25.0
	ロ	公会堂等	0	0	—
(二)	イ	キャバレー等	0	0	—
	ロ	遊技場等	0	0	—
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	0	0	—
	ニ	カラオケボックス等	0	0	—
(三)	イ	料理店等	0	0	—
	ロ	飲食店	4	1	25.0
(四)		百貨店等	62	38	61.3
(五)	イ	旅館等	20	12	60.0
(六)	イ	病院等	45	18	40.0
	ロ	特別養護老人ホーム等	4	1	25.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	1	0	0.0
	ニ	幼稚園等	0	0	—
(七)		学校	61	7	11.5
(八)		図書館等	2	0	0.0
(九)	イ	特殊浴場	0	0	—
	ロ	一般浴場	0	0	—
(十)		停車場等	1	1	100.0
(十一)		神社・寺院等	2	1	50.0
(十二)	イ	工場等	60	41	68.3
	ロ	スタジオ	1	0	0.0
(十三)	イ	駐車場等	4	4	100.0
(十五)		事務所等	539	426	79.0
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	1,858	1,640	88.3
	ロ	非特定複合用途防火対象物	180	123	68.3
(十六の二)		地下街	37	36	97.3
(十七)		文化財	0	0	—
合 計			2,885	2,350	81.5

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

特に、特定違反對象物（床面積1,500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の過半にわたって未設置の防火対象物をいう。）については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、平成26年3月31日現在、249件の特定違反對象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある（第1-1-34表）。

(2) 新「適マーク制度」の運用開始

平成25年10月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成26年4月

1日からの申請・受付を開始し、8月1日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク掲出が開始されている。

(3) 違反對象物の公表制度の運用開始

平成25年12月の通知による「違反對象物の公表制度」は、不特定多数の者が出入する防火対象物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村等の条例に基づき、ホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成27年4月までには、全ての政令指定都市において公表制度が開始される見込みである。

第1-1-32表 立入検査実施状況

(平成25年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)				(三)		(四)
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等	イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等
立入検査回数	2,232	20,953	290	4,774	79	1,305	1,250	29,427	55,498

防火対象物の区分	(五)		(六)			(七)	(八)	(九)	
	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	学校	図書館等	イ 特殊浴場
立入検査回数	26,732	171,318	32,678	21,896	30,676	7,358	37,613	2,433	954

防火対象物の区分	(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
	ロ 一般浴場	駐車場等	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等
立入検査回数	1,479	1,374	13,380	88,003	356	12,722	155	57,961	91,230

防火対象物の区分	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	合計
	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山林	舟車	
立入検査回数	123,854	46,779	329	18	4,794	379	0	338	890,617

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

第1-1-33表 命令の状況

(平成25年度)

命令の種類	件数	
	命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令 (消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)	118	115
防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2)	9	9
消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4)	44	39
合計	171	163

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「是正件数」は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に発せられた命令に基づき、平成26年3月31日までに是正された件数(平成26年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

第1-1-34表 特定違反対象物の改善状況の推移

区分	年度当初の違反対象物数 (a)	年度内違反是正対象物数 (b)	是正率 (%) (c = b/a × 100)
年度別			
平成21年度	301	63	20.9%
平成22年度	299	69	23.1%
平成23年度	389	37	9.5%
平成24年度	179	46	25.7%
平成25年度	230	54	23.5%
平成26年度	249	—	—

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 「年度当初の違反対象物数」は、各年度とも前年度終了時(3月31日現在)における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反対象物数の和である。
3 「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である(新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない)。

6. 消防用設備等

(1) 消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるような体制の充実と連携の強化を図っている。

平成25年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、26万7,902件で、そのうち不同意としたものは53件であった(第1-1-35表)。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、平成26年3月31日現

第1-1-35表 消防同意処理状況

(件)

申請要旨	内訳	同意		不同意		合計	
		平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
新築		224,852	235,838	37	33	224,889	235,871
増築		23,239	23,296	7	10	23,246	23,306
改築		1,274	1,149	1	2	1,275	1,151
移転		169	137	0	0	169	137
修繕		104	98	0	0	104	98
模様替		142	147	0	0	142	147
用途変更		3,644	3,414	1	7	3,645	3,421
その他		3,546	3,770	0	1	3,546	3,771
合計		256,970	267,849	46	53	257,016	267,902

(備考)「防火対象物実態等調査」により作成

在、スプリンクラー設備の設置率（設置数/設置必要数）は99.6%、自動火災報知設備の設置率は97.7%となっている（第1-1-36表）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。最近では、平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、主として自力避難困難な者が入所する社会福祉施設には、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。このための消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正が平成25年12月に公布され、スプリンクラー設備

の設置については、平成27年4月1日から施行されることとなった。なお、施行に際し、既存の施設に対する経過措置として平成30年3月31日までに設置することが定められた。

また、平成25年10月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院についても、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けることとした。このための消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正は平成26年10月に公布され、スプリンクラー設備の設置については、平成28年4月1日から施行されることとなった。施行

第1-1-36表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(平成26年3月31日現在)

防火対象物の区分	設備の種類 設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
		設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
(一)	イ 劇場等	775	769	6	99.2	3,728	3,710	18	99.5
	ロ 公会堂等	569	558	11	98.1	31,138	31,023	115	99.6
(二)	イ キャバレー等	8	8	0	100.0	568	534	34	94.0
	ロ 遊技場等	684	674	10	98.5	10,140	10,085	55	99.5
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	2	2	0	100.0	208	201	7	96.6
	ニ カラオケボックス等	14	13	1	92.9	2,719	2,626	93	96.6
(三)	イ 料理店等	4	4	0	100.0	2,588	2,493	95	96.3
	ロ 飲食店	127	126	1	99.2	35,261	34,261	1,000	97.2
(四)	百貨店等	7,317	7,265	52	99.3	87,704	85,983	1,721	98.0
(五)	イ 旅館等	1,989	1,980	9	99.5	45,823	45,396	427	99.1
(六)	イ 病院等	6,784	6,779	5	99.9	40,924	40,716	208	99.5
	ロ 特別養護老人ホーム等	31,534	31,415	119	99.6	39,956	39,822	134	99.7
	ハ 老人デイサービスセンター等	1,294	1,289	5	99.6	46,812	46,671	141	99.7
	ニ 幼稚園等	183	182	1	99.5	16,349	16,306	43	99.7
(九)	イ 特殊浴場	15	15	0	100.0	1,491	1,483	8	99.5
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	15,724	15,651	73	99.5	188,673	180,015	8,658	95.4
(十六の二)	地下街	58	58	0	100.0	62	62	0	100.0
(十六の三)	準地下街	4	4	0	100.0	5	5	0	100.0
合計		67,085	66,792	293	99.6	554,149	541,392	12,757	97.7

(備考)「防火対象物実態等調査」により作成

に際し、既存の施設に対する経過措置として、平成37年6月30日までに設置することが定められた。

一方、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識、技能習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

平成26年3月31日現在、消防設備士の数は延べ106万732人となっており（第1-1-37表）、また、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）

628人、第1種（機械系統）14万3,768人、第2種（電気系統）13万5,535人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下この項において「防災防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下この項において「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下この項において「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

平成26年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、95万1,209件であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品がすべて防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で87.3%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で86.2%、展示用合板を使用する防災防火対象物で83.3%となっている（第1-1-38表）。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

カーテンやじゅうたん等の消防法で定められている防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車や

第1-1-37表 消防設備士の数

（平成26年3月31日現在）

種別	類別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	合計
	特類	特殊消防用設備等	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	
甲種（人） （工事・整備）	2,577	129,007	39,890	34,132	265,163	30,452	—	—	501,221
乙種（人） （整備）	—	35,413	10,987	10,024	81,018	16,683	226,775	178,611	559,511

（備考） 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成
2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

第1-1-38表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(平成26年3月31日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・ どん帳等 を使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		じゅうたん を使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		展示用合板 を使用	左のうち防災物品を 全部使用しているもの		
				適合率(%)			適合率(%)			適合率(%)	
(一)	イ 劇場等	4,201	2,569	2,459	95.7%	1,919	1,819	94.8%	451	436	96.7%
	ロ 公会堂等	63,864	42,066	38,023	90.4%	24,895	21,845	87.7%	4,059	3,495	86.1%
(二)	イ キャバレー等	991	493	379	76.9%	508	403	79.3%	74	68	91.9%
	ロ 遊技場等	11,204	4,886	4,369	89.4%	4,525	4,089	90.4%	727	645	88.7%
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	220	143	115	80.4%	122	102	83.6%	11	8	72.7%
	ニ カラオケボックス等	2,666	1,335	1,187	88.9%	1,166	1,052	90.2%	170	156	91.8%
(三)	イ 料理店等	3,779	2,305	1,925	83.5%	2,098	1,738	82.8%	225	190	84.4%
	ロ 飲食店	80,984	37,944	31,829	83.9%	24,993	20,669	82.7%	4,194	3,407	81.2%
(四)	百貨店等	149,884	55,060	49,164	89.3%	31,677	27,622	87.2%	7,724	6,662	86.3%
(五)	イ 旅館等	57,931	47,023	42,717	90.8%	39,790	36,302	91.2%	3,472	2,741	78.9%
(六)	イ 病院等	62,509	45,029	42,213	93.7%	24,748	22,807	92.2%	3,803	3,396	89.3%
	ロ 特別養護老人ホーム等	38,590	31,736	29,991	94.5%	18,925	17,786	94.0%	3,058	2,805	91.7%
	ハ 老人デイサービスセンター等	64,890	47,840	44,190	92.4%	27,007	24,258	89.8%	3,774	3,334	88.3%
	ニ 幼稚園等	18,171	14,057	12,993	92.4%	7,218	6,507	90.1%	1,084	959	88.5%
(九)	イ 特殊浴場	1,596	1,176	1,014	86.2%	1,113	1,002	90.0%	77	62	80.5%
(十二)	ロ スタジオ	608	273	235	86.1%	249	224	90.0%	112	95	84.8%
(十六)	イ 特定複合用途防火対象物	322,820	136,818	109,102	79.7%	95,241	75,974	79.8%	17,847	13,917	78.0%
	ロ 非特定複合用途防火対象物	17,717	2,581	2,093	81.1%	2,002	1,590	79.4%	714	577	80.8%
(十六の二)	地下街	63	50	38	76.0%	41	34	82.9%	5	5	100.0%
(十六の三)	準地下街	7	5	3	60.0%	4	3	75.0%	1	1	100.0%
	高層建築物	48,514	20,452	17,060	83.4%	18,726	16,011	85.5%	3,565	2,985	83.7%
	合計	951,209	493,841	431,099	87.3%	326,967	281,837	86.2%	55,147	45,944	83.3%

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上

オートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁では、ホームページ（参照URL：http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/index.html）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から家庭用こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、消防法令で定められた基準に基づき、各市町村の火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等

(1) 検定

検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、消防法第21条の2

の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等消防法施行令第37条に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨の承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定）からなっている（第1-1-39表）。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同程度の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

第1-1-39表 検定申請状況

(平成25年度)

種別	区分	型式試験	型式変更	型式適合	型式適合
		申請数 (件)	試験申請数 (件)	検定申請数 (個)	検定合格数 (個)
①消火器	大型	3	2	62,107	58,922
	小型	43	1	6,512,912	6,363,166
②消火器用 消火薬剤	大型用	0	—	5,361	6,204
	小型用	0	—	302,145	301,687
③泡消火薬剤		7	—	2,095,250	2,097,950
④消防用 ホース	ゴム引き	23	6	621,232	636,498
	濡れ	0	0	20	20
	保形	8	0	64,282	67,271
⑤結合金具		15	4	1,423,985	1,452,765
⑥火災報知 設備	感知器	26	5	6,718,953	6,683,051
	発信機	8	0	314,701	305,769
⑦中継器		8	4	411,067	418,836
⑧受信機		22	8	582,300	553,686
⑨漏電火災警報器		0	1	66,885	71,152
⑩閉鎖型スプリン クラーヘッド		17	6	2,636,518	2,604,245
⑪流水検知装置		19	10	29,629	29,118
⑫一斉開放弁		2	0	19,638	20,364
⑬金属製避難はしご		11	0	148,238	144,402
⑭緩降機		0	0	5,941	5,860
合 計		212	47	22,021,164	21,820,966

- (備考) 1 「日本消防検定協会報告」により作成
 2 検定対象機械器具等は、消防法施行令の改正により、平成26年度から④消防用ホース、⑤結合金具及び⑨漏電火災警報器が除外され、新たに「住宅用防災警報器」を追加し、12品目となっている。
 3 型式試験（型式変更試験）：日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の規格に適合しているかどうかについて行う試験

検定制度については、平成20年10月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルをすり替えるなどの不正行為が、また、平成22年3月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。

これらを踏まえ、消防法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布され、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等が定められた。

また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年3月27日公布）により、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「結合金具」、並びに建築物の実態変化でニ-

ズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行し、全住宅に設置が義務づけられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加した（平成26年4月1日施行）。

(2) 自主表示

自主表示の制度は、消防法第21条の16の3の規定により、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことが認められるものである。平成25年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプが18件、消防用吸管が0件となっている。

自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、消防法第21条の16の2の規定により、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、改正消防法（平成24年6月27日公布）により、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化が行われている。

自主表示対象機械器具等の対象品目は、改正消防法施行令により、動力消防ポンプ及び消防用吸管に加え、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「結合金具」及び「漏電火災警報器」、並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加した（平成26年4月1日施行）。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、それらの消

防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請を行い、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行って、必要な性能を有するものを設置できることとす

るものである。平成26年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで50件が認定を受けている（第1-1-40表）。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

9. 火災原因調査の現況

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要である。また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政のあり方を検討する上で必要不可欠な資料を提供するものである。火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務である。これらを踏まえ、消防機関から要請があった場合及

第1-1-40表 特殊消防用設備等の認定件数：合計50件

(平成26年3月31日現在)

特殊消防用設備等	概要	代えられる消防用設備等	認定件数
加圧防煙システム	特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である。(平成21年9月15日告示基準を制定)	排煙設備	25件
ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を消火剤とする消火設備	新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる消火設備である。オゾン層破壊係数が0である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する。(平成22年8月26日消防法施行規則を改正)	ハロゲン化物消火設備	4件
複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム	大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や連動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。	総合操作盤	3件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム	従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。	自動火災報知設備	4件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である。(平成26年3月28日告示基準を制定)	泡消火設備	10件
インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備	従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内すべてのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である。(平成20年12月26日消防法施行規則を改正)	スプリンクラー設備	1件
空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備に必要な防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。	スプリンクラー設備	1件
閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備	新たに開発した「閉鎖型水噴霧ヘッド」を使用し、通常の水噴霧消火設備より高い放水圧と効果的な散水パターンを得られるよう工夫されたデフレクターにより、高い消火・延焼抑制効果を発揮することができる消火設備である。	水噴霧消火設備	1件
放射時間を延長した窒素ガス消火設備	使用する機器は、従来の不活性ガス（窒素）消火設備と同じ機器であるが、消火剤放射時間を延長し、防護区画を不燃区画から防火区画にすることで気密性を担保している消火設備である。	不活性ガス消火設備	1件
合計			50件

第1-1-41表 最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成24年5月13日	広島県福山市	ホテル (死傷者10名)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者12名)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。
3	平成25年8月15日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者59名)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成25年10月11日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者15名)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

※平成25年度消防本部から消防庁長官への依頼に基づく消防庁長官調査
平成26年1月9日 三重県四日市市 三菱マテリアル株式会社四日市工場(死傷者17名)

び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている(P.269参照)。本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査とその結果を踏まえた対応は第1-1-41表のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、「消防法の一部を改正する法律」(平成24年法律第38号)により、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与されている(平成25年4月1日施行)。

10. 製品火災対策の推進

近年の火災の出火原因は極めて多様化しており、その中で自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品から火災が発生しているため、消費者の安心・安全の確保が強く求め

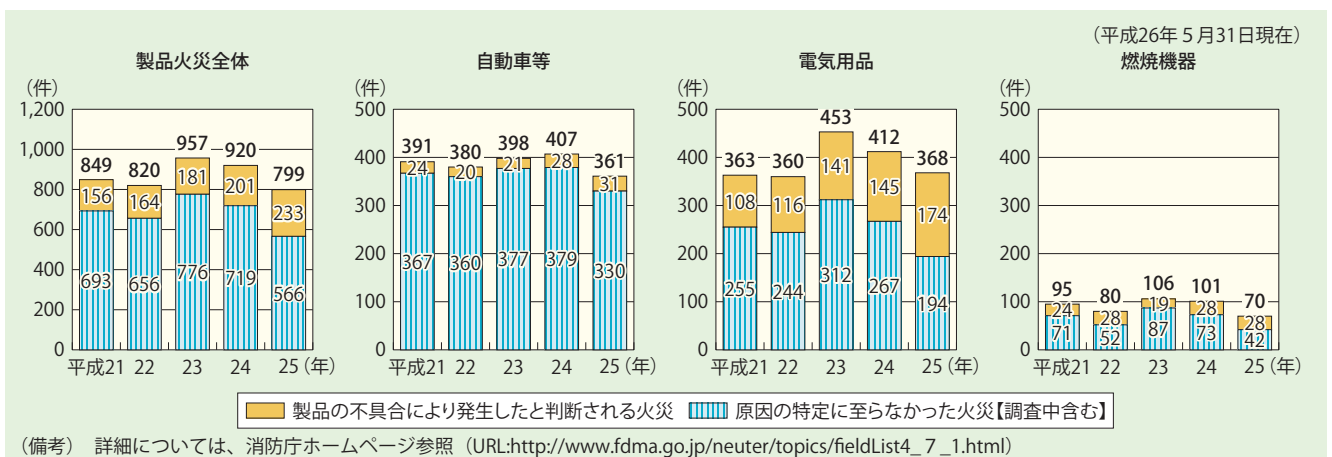
られており、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について消防庁では、消防機関の特性を活かして火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名と製品名などを四半期毎に公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

平成25年(平成25年1月～12月)に発生した自動車等、電気用品及び燃焼機器に係る火災のうち、「製品の不具合により発生したと判断された火災」等であるとして、消防機関から報告されたものについて集計したところ、「製品の不具合により発生したと判断された火災」が233件、「原因の特定に至らなかった火災」が518件、「現在調査中の火災」が48件であり、製品火災全体(調査中含む)では799件であった(第1-1-28図)。

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と共有し、連携して製品火災対策

第1-1-28図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移



を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図りつつ、火災原因調査・原因究明体制の充実強化に努めていくほか、製品火災に係る情報収集・活用を積極的に推進し、関係機関との連携を図りつつ、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を推進することとしている。

11. 屋外イベント会場の防火対策の推進

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場において、死者3名、負傷者56名という重大な人的被害を伴う火災が発生したことを受け、屋外イベント会場の防火対策を推進するため、平成25年12月に消防法施行令改正、平成26年1月に火災予防条例（例）改正を行い、屋外イベント会場等で火気器具を扱う際の消火器の準備や大規模な屋外イベント等のうち、消防長が指定するイベントについては防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成及び当該計画の提出等を義務付けた。

【 火災予防行政の課題 】

1. 住宅防火対策の推進

平成18年の住宅用火災警報器設置義務化から、まもなく10年を迎え、既設住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、老朽化した住宅用火災警報器の取替えを推進するとともに、未設置世帯に対する普及促進を図っていく必要がある。また、着火物が寝具類や衣類の場合に住宅火災死者が多く発生していることから、防災品の普及促進を推進していく必要がある。

このことから、火災予防運動、住宅防火防災推進シンポジウム、住宅防火・防災キャンペーン等を通じ、消防本部、消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して住宅用火災警報器の取替え・設置推進及び防災品の普及促進等の住宅防火対策を推進していく。

2. 違反是正の実効性向上

消防法令の違反是正については、平成13年の新宿歌舞伎町ビル火災を契機として立入検査及び措置命令に関する規定の大幅な改正を行い、違反是正の促進に取り組んできたが、消防機関による警告・命令の発動件数には、依然として、地域や消防本部の規模等によって大きな差が生じている。

消防庁においては、全国的に違反是正の実効性を向上させるため、平成25年度に、各都道府県において中心的な役割を担っている中核市以上の消防本部における違反是正の体制等について実態調査を実施した。

その結果、大都市の消防本部と中核市の消防本部を比較・分析したところ、中核市の消防本部の多くが、立入検査や違反是正のための管理体制に課題を有していることが明らかとなった。また、消防本部によっては、違反是正の実務を担う職員の経験が乏しく、結果として違反是正が実施されていない状況が明らかとなった。

こうした現状を踏まえ、特に中核市以下の消防本部を中心に違反是正の実効性を高めるため、消防本部における管理体制の整備や、違反処理の経験が豊富な大都市の消防本部を中心とした消防本部間の広域的な連携方策を検討するなど、違反是正の更なる推進を図る必要がある。

3. 比較的小規模な施設に適した自動消火設備の技術開発の促進

近年、比較的小規模な高齢者施設、診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な病院・診療所については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務付けたところである。

この改正により、比較的小規模な施設についてもスプリンクラー設備の設置が必要となったが、既存の施設については建築物の構造等によって、設置のための改修に制約が多いものもあると考えられる。このため、スプリンクラー設備に代えて設置することができ、設置時の制約がより少ないパッケージ型自動消火設備を導入する事例が今後増加すると考え

られる。

ただし、パッケージ型自動消火設備に係る技術上の基準は、中小規模の施設に設置する場合、単位面積当たりの設置費用が割高になる傾向がある。このため、今後、「消防防災科学技術研究推進制度」等を活用し、中小規模の施設に適したより施工性の高い自動消火設備の開発を促進し、その成果を踏まえて必要な技術上の基準の策定を進め、設置する事業者の負担軽減を図っていく必要がある。

4. 高齢者・障がい者、外国人来訪者等に配慮した防火安全対策

(1) 高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討

現行の消防法令では、自動火災報知設備は音により火災の発生を知らせることとしているが、高齢者・障がい者に対して火災発生時の警報が適切に伝わらないことがある。

このため、平成22年度より音以外の警報について検討を始めており、平成24年度には、高齢者や障がい者により適した音以外の方法による火災警報装置の導入を推進することを目的に、「高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会」を立ち上げ、検討を進めている。平成25年度には、実際の商業施設や空港等をモデル施設として実証実験を行い、光警報装置による火災認知及び避難に関する効果を検証したところであり、今後、光警報装置の設置・維持に関する技術基準の策定を含め、普及方策の検討を行う必要がある。

(2) 防火安全対策ガイドライン

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会では、多数の外国人や障がい者が日本を訪れ、駅、空港などのターミナル施設等を利用することから、その防火安全対策には万全を期す必要がある。

このため、国内外における過去の国際大会等の防火安全対策の先進事例等を調査し、ターミナル施設等における外国人来訪者や障がい者等に対応した避難誘導に係るガイドラインの作成・普及など、必要な防火安全対策を検討し、推進する必要がある。

5. 防災物品の性能確保等

昨年12月に防災カーテンの不適正品が市場に流通していることが発覚したことを踏まえ、品質管理の厳格化及びトレーサビリティの向上による防災物品の性能を確保するための対策を講じることとしたところである。これらの対策を確実に実行することにより防災物品の性能確保を推進していく必要がある。

また、「高層共同住宅における防災品の使用実態調査」(東京消防庁・(公財)日本防災協会)によると、消防法で防災物品の使用が義務付けられている高さ31mを超える高層マンションにおける防災物品の使用率は約3割に留まっていることから、高層マンションの住民に対し、防災物品の使用義務があることを周知し、高層建築物における防災物品の使用を徹底していく必要がある。

第2節

危険物施設等における 災害対策

【 危険物施設等における災害の現況と最近の動向 】

危険物施設（P76*2参照）における事故は、火災（爆発を含む。）と危険物（P.76*1参照）の流出に大別され、危険物施設の火災及び流出事故件数は、平成6年（1994年）から増加傾向にある。平成25年中（平成25年1月1日～12月31日）は、火災が188件、流出が376件で合計564件となっており、前年より9件減少しているが、いまだ高い水準で推移している（第1-2-1図）。

1. 火災事故

危険物施設における平成25年中の火災事故の発生件数は、平成元年（1989年）以降火災事故が最も少なかった平成5年（1993年）の107件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約1.8倍に増加している。主な発生要因につい

ては、維持管理不十分、操作確認不十分等の人的要因によるものが多くを占めている。

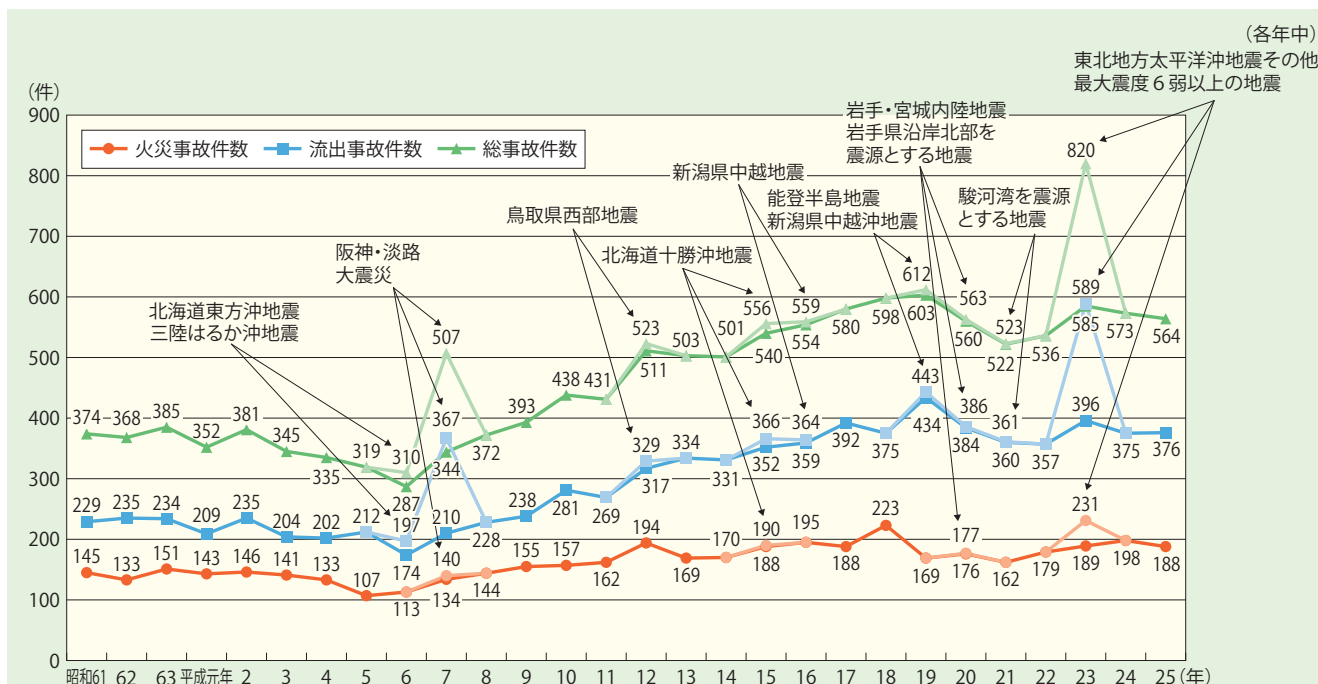
（1）危険物施設における火災事故発生件数と被害

平成25年中の危険物施設における火災事故の発生件数は188件（対前年比10件減）、損害額は4,334百万円（同1,636百万円増）、死者は7人（同3人増）、負傷者は55人（同50人減）となっている（第1-2-2図）。

また、危険物施設別の火災事故の発生件数をみると、一般取扱所が124件と最も多く、次いで製造所が32件、給油取扱所が22件の順となっており、これらの3施設区分の合計で全体の94.7%を占めている（第1-2-3図）。

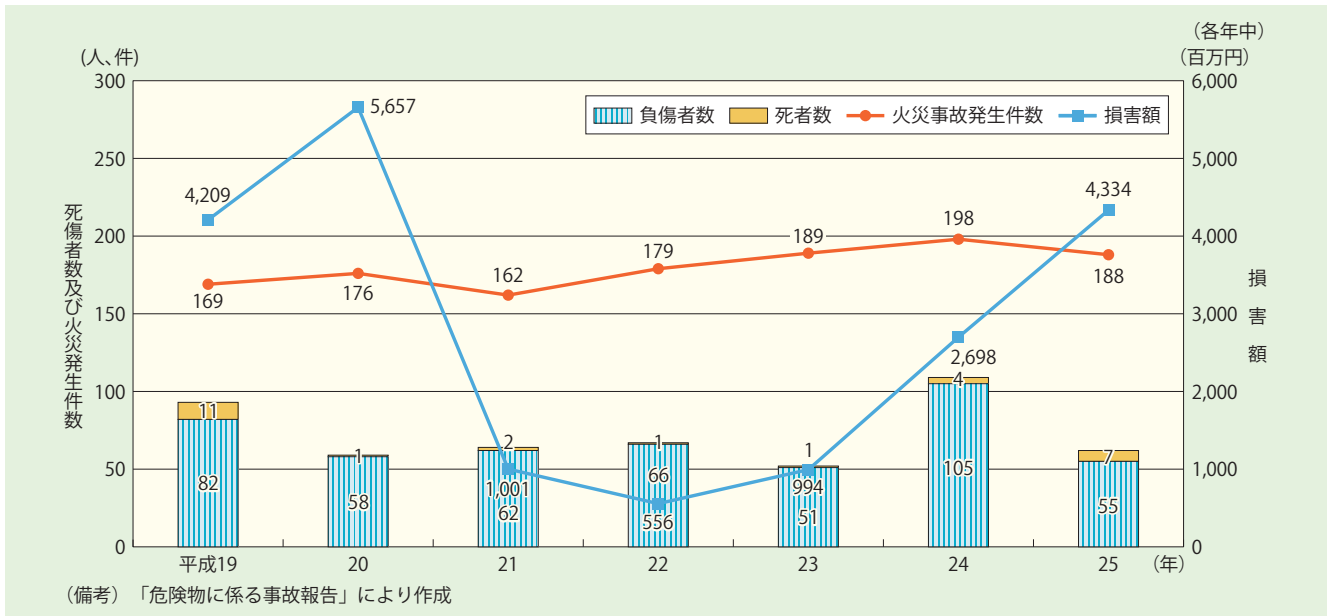
一方、火災事故188件のうち112件（全体の59.6%）は、危険物が出火原因物質となっている（第1-2-4図）。

第1-2-1図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

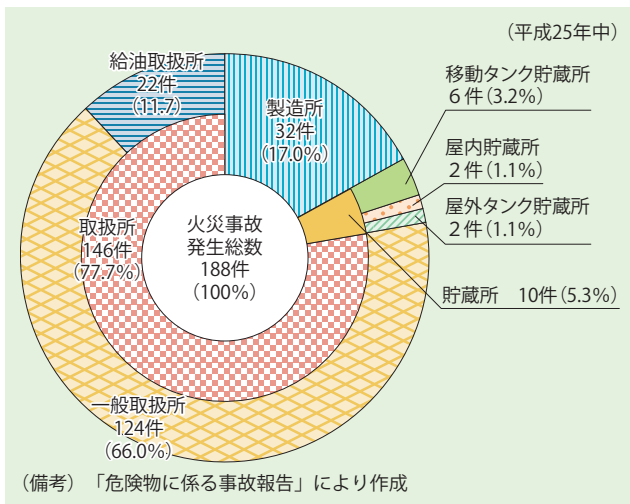


(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数とそれ以外の件数とを分けて表記してある。

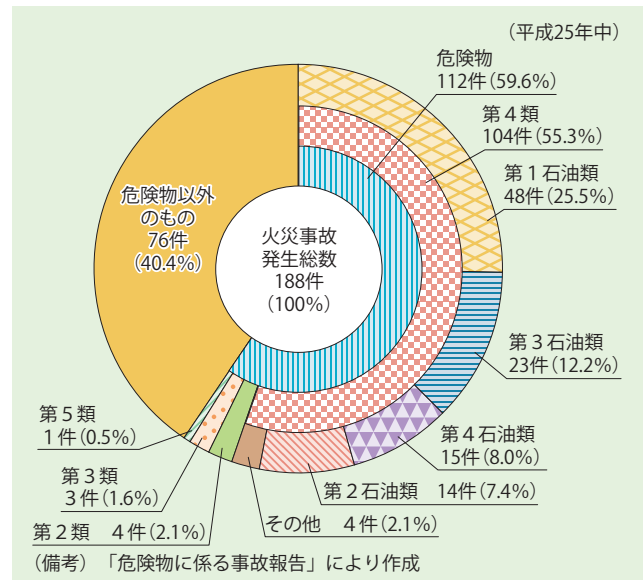
第1-2-2図 危険物施設における火災事故発生件数と被害状況



第1-2-3図 危険物施設別火災事故発生件数



第1-2-4図 出火原因物質別火災事故発生件数



(2) 危険物施設における火災事故の発生要因

平成25年中に発生した危険物施設における火災事故の発生要因の割合をみると、人的要因が55.9%、物的要因が28.7%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが15.4%となっている(第1-2-5図)。

また、着火原因別にみると、静電気火花が35件(前年同数)と最も多く、次いで過熱着火が28件(対前年比7件増)、電気火花が21件(同1件減)となっている(第1-2-6図)。

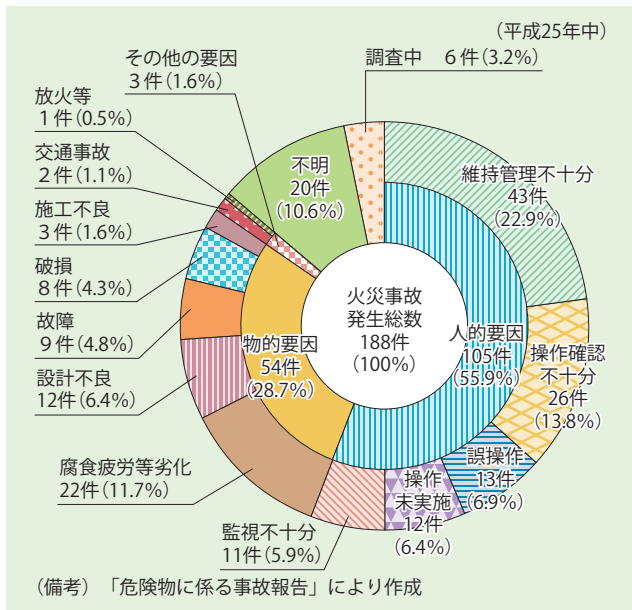
(3) 無許可施設における火災事故

危険物施設として許可を受けるべき施設であるにもかかわらず、許可を受けていないもの(以下「無許可施設」という。)における平成25年中の火災事故の発生件数は5件(対前年比2件増)であり、死者は2人(前年同数)、負傷者は5人(対前年比3人増)となっている。

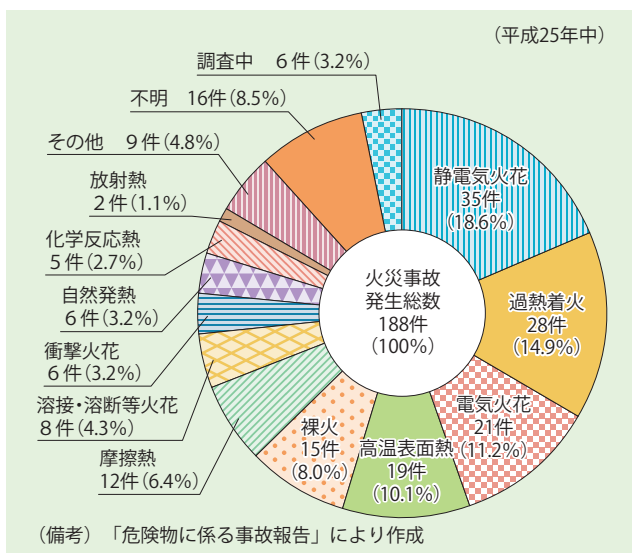
(4) 危険物運搬中の火災事故

平成25年中の危険物運搬中の火災事故の発生件数は5件(対前年比3件増)であり、死者は1人(同1人増)発生し、負傷者は発生していない(同1人減)。

第1-2-5図 発生原因別火災事故発生件数



第1-2-6図 着火原因別火災事故発生件数



(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故

仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故は、平成24年に引き続き発生していない。

2. 流出

危険物施設における平成25年中の危険物の流出事故の発生件数は、平成元年（1989年）以降流出事故が最も少なかった平成6年（1994年）の174件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約2.2倍に増加している。主な発生要因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生しているが、物的要因によ

るもののうち、特に腐食疲労等劣化等の経年劣化によるものが増加している。

(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害

平成25年中の危険物施設における危険物の流出事故の発生件数（火災に至らなかったもの）は376件（対前年比1件増）、損害額は439百万円（対前年比58百万円増）、死者はなく（前年同数）、負傷者は18人（対前年比6人減）となっている（第1-2-7図）。

また、危険物施設別の流出事故の発生件数をみると、一般取扱所が101件と最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所が73件、移動タンク貯蔵所が60件の順となっている（第1-2-8図）。

一方、流出事故376件のうち、372件（98.9%）が石油製品を中心とする第4類の危険物の流出となっている。これを品名別にみると、第2石油類（軽油等）が164件と最も多く、次いで第3石油類（重油等）が109件、第1石油類（ガソリン等）が76件、第4石油類（ギヤー油等）が21件の順となっている（第1-2-9図）。

(2) 危険物施設における流出事故の発生要因

平成25年中に発生した危険物施設における流出事故の発生要因の割合をみると、人的要因が35.9%、物的要因が54.5%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが9.6%となっている（第1-2-10図）。

また、発生要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが141件（対前年比9件増）と最も多く、次いで操作確認不十分によるものが47件（同13件増）、破損によるものが31件（同12件減）となっている（第1-2-10図）。

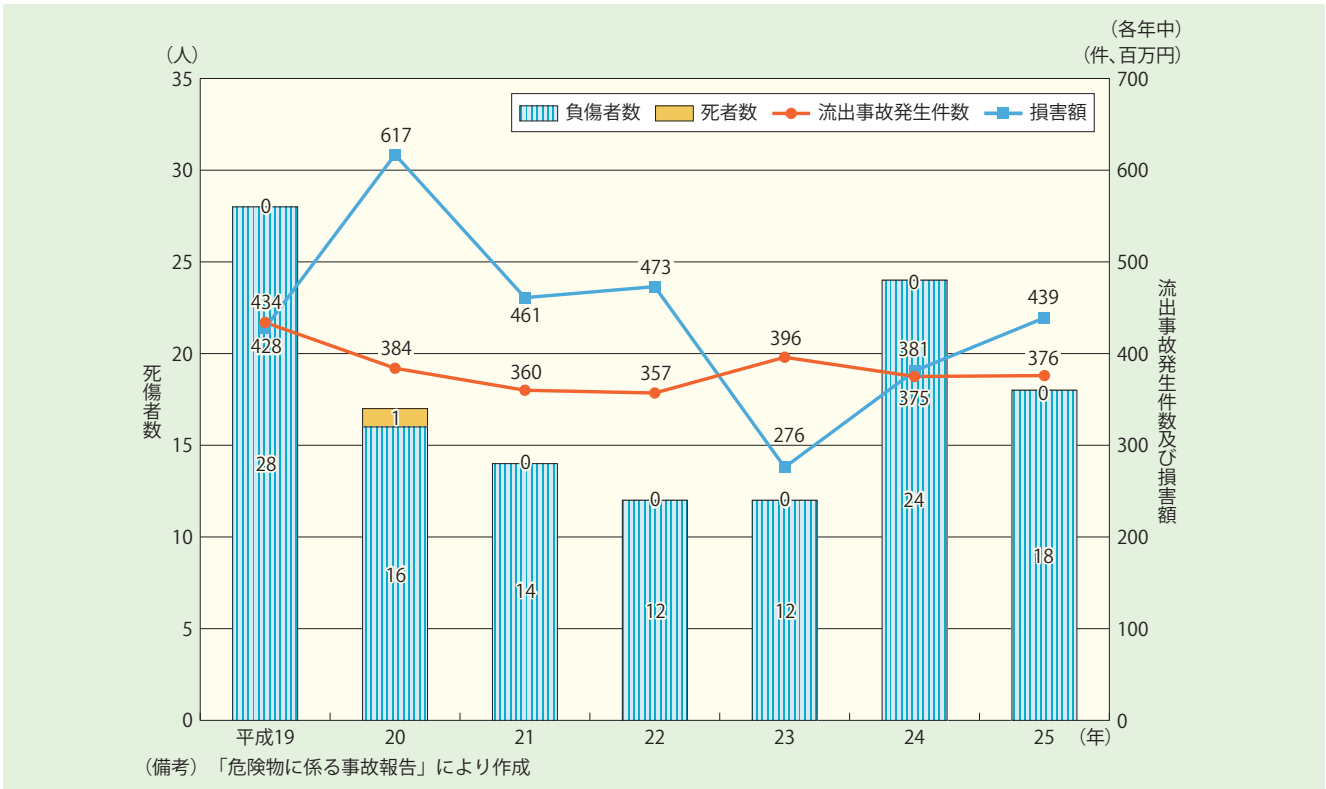
(3) 無許可施設における流出事故

平成25年中の無許可施設における流出事故の発生件数は4件（対前年比2件減）であり、死傷者は発生していない（死者：前年同数、負傷者：対前年比2人減）。

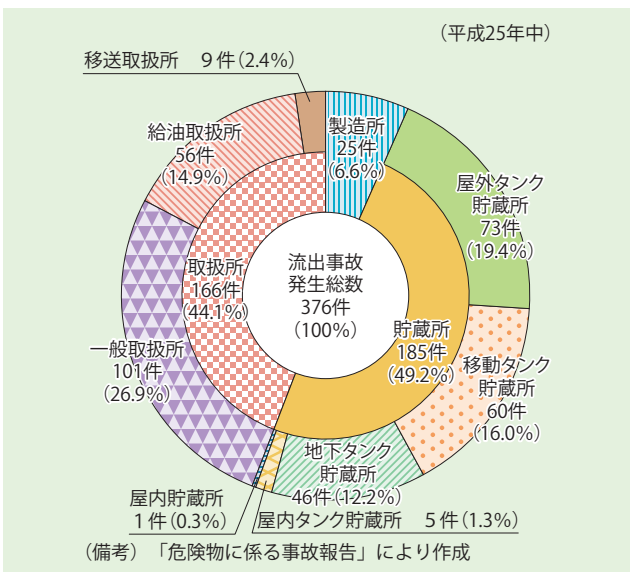
(4) 危険物運搬中の流出事故

平成25年中の危険物運搬中の流出事故の発生件数は15件（対前年比4件増）であり、死傷者は発生していない（死者：前年同数、負傷者：対前年比1人減）。

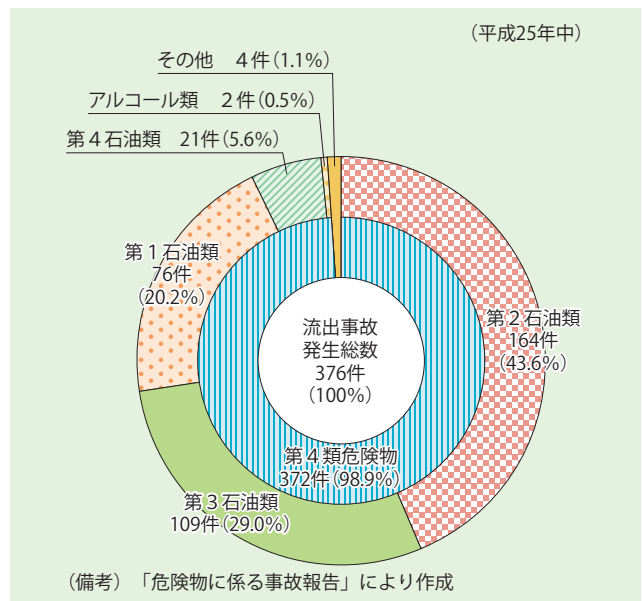
第1-2-7図 危険物施設における流出事故発生件数と被害状況



第1-2-8図 危険物施設別流出事故発生件数



第1-2-9図 流出物質別流出事故発生件数



危険物行政の現況

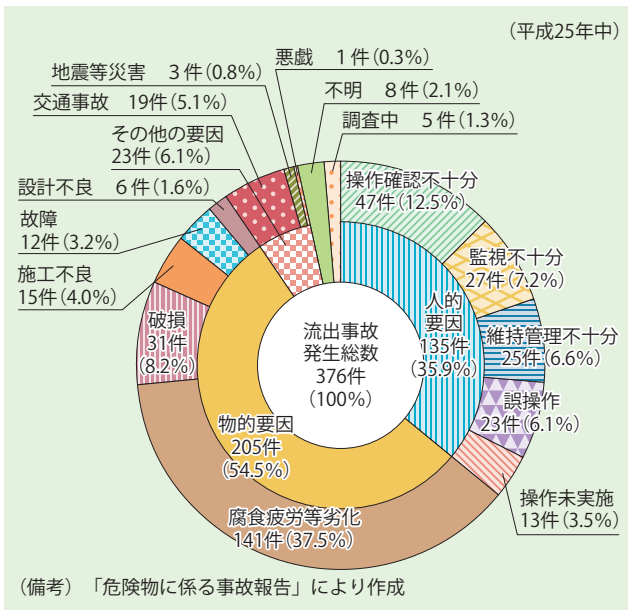
1. 危険物規制

(1) 危険物規制の体系
 消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」*1として指定し、これらの危険物に

ついて、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命・身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減し、もって社会福祉の増進に資することとされている。

危険物に関する規制は、昭和34年（1959年）の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、全国統一的に実施することとされ、それ以来、危険物施設*2に対する、より安全で必要十

第1-2-10図 発生原因別流出事故発生件数



分な技術上の基準の整備等を内容とする関係法令の改正等を逐次行い、安全確保の徹底を図ってきた。

なお、危険物に関する規制の概要は、下記のとおりである (第1-2-11図)。

- ・指定数量 (消防法で指定された、貯蔵又は取扱

いを行う場合に許可が必要となる数量) 以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。

- ・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの基準については、市町村条例で定める。

(2) 危険物規制の最近の状況

ア 科学技術の進展等を踏まえた危険物規制の見直しの検討

倉庫等の火災に対し、膨脹比80~1,000程度の高発泡の泡を大量に放出し埋め尽くすことで効果的に消火することが可能な高発泡消火設備が開発されており、ラック式危険物倉庫等に導入することが期待されていることから、平成25年7月から「危険物施設に設置する高発泡消火設備の技術基準のあ

* 1 危険物：消防法（第2条第7項）では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。
また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第一 備考」に類別に定義されている。

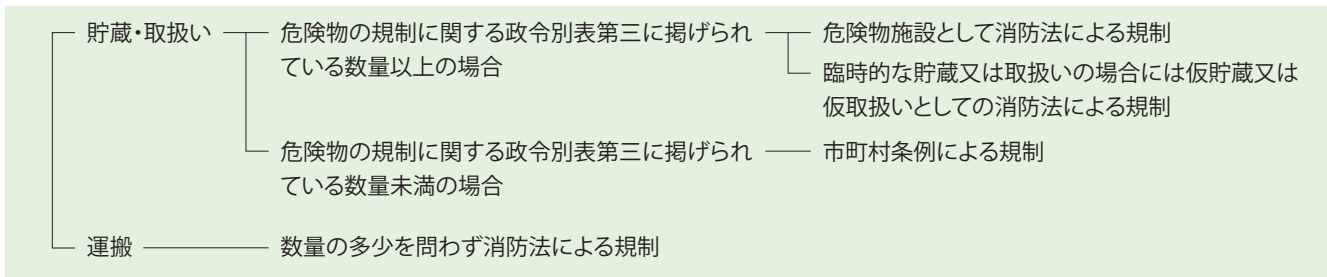
【法別表第一に掲げる危険物及びその特性】

類別	性質	特性	代表的な物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。	塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム
第2類	可燃性固体	火災によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。	赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ
第3類	自然発火性物質及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。	ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん
第4類	引火性液体	液体であって引火性を有する。	ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、メタノール
第5類	自己反応性物質	固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。	ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。	過塩素酸、過酸化水素、硝酸

* 2 危険物施設：消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分されている。

区分	内容	
製造所	危険物を製造する施設（例：化学プラント、製油所）	
貯蔵所	屋内貯蔵所	危険物を建築物内で貯蔵
	屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクで危険物を貯蔵（例：石油タンク）
	屋内タンク貯蔵所	屋内にあるタンクで危険物を貯蔵
	地下タンク貯蔵所	地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵
	簡易タンク貯蔵所	600ℓ以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵
	移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵（例：タンクローリー）
	屋外貯蔵所	屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵
取扱所	給油取扱所	自動車等に給油する取扱所（例：ガソリンスタンド）
	販売取扱所	容器に入ったまま危険物を売る販売店
	移送取扱所	配管で危険物を移送する取扱所（例：パイプライン）
	一般取扱所	上記3つの取扱所以外の取扱所（例：ボイラー、自家発電施設）

第1-2-11図 規制の体系



り方に関する検討会」を開催し、平成26年3月に実証実験等によるその消火性能の検証結果を報告書に取りまとめた。

また、危険物施設における太陽光発電設備の設置要望が増えていることから、平成26年6月に「危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準のあり方検討会」を設置し、危険物施設に太陽光発電設備を設置するという新たな使用形態に伴って想定される火災危険性を抽出し、その安全対策を考慮した技術基準のあり方についての検討を行っている。

イ 事故を踏まえた対応

平成25年8月15日に発生した京都府福知山市花火大会火災では、ガソリン携行缶が炎天下に長時間置かれていたことに加え、発電機の排熱を浴び続けていたことが原因とされていることから、消防機関と協力してガソリン携行缶の取扱いに係る指導の充実を図るとともに、関係団体と協力してガソリン携行缶の目立つ場所への注意表示シールの貼付に取り組んでいる（平成25年11月21日消防危第201号通知参照）。



ガソリン携行缶の取扱いに関する注意表示シール

ウ 東日本大震災を踏まえた危険物施設の安全対策

消防庁では、東日本大震災での被害状況を踏まえ危険物施設の安全対策について、必要な対応を行っている。

平成25年3月には「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討報告書」を取りまとめ、これを受けて同年10月に「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」を全国の消防機関等に周知した。

平成26年3月には、危険物施設の事業者が震災等対策（震災発生時の事業者等の対応、発生後の被害の確認・応急措置、臨時的な対応、復旧対応等）を適切に実施することができるよう、過去の被災事例や奏功事例から得られた教訓、震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえた危険物施設の震災等対策のポイントや留意点等をまとめた「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を作成し、全国の消防機関及び関係業界団体に周知した。

（3）危険物施設の現況

ア 危険物施設の数

平成26年3月31日現在の危険物施設の総数（設置許可施設数）は42万8,541施設となっている（第1-2-1表）。

施設区分別の割合をみると、貯蔵所が68.5%と最も多く、次いで取扱所が30.3%、製造所が1.2%となっている（第1-2-12図）。

イ 危険物施設の規模別構成

平成26年3月31日現在における危険物施設総数に占める規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の施設数では、指定数量の50倍以下の危険物施設が、全体の76.0%を占めている（第1-2-13図）。

（4）危険物取扱者

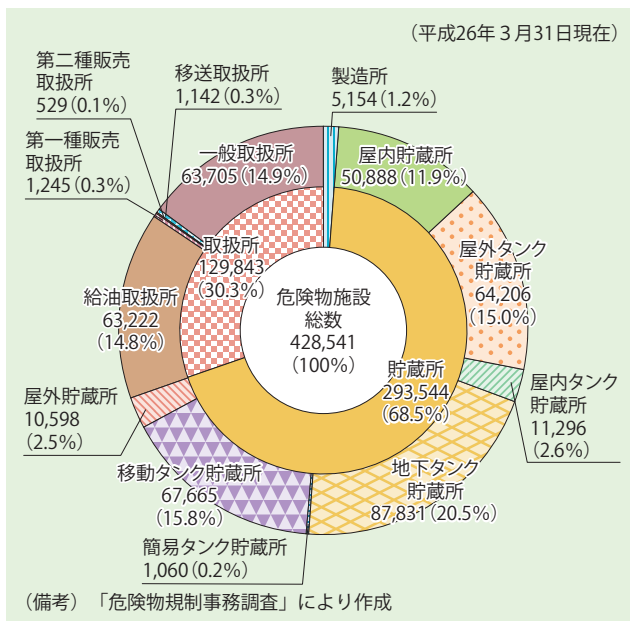
危険物取扱者は、すべての危険物を取り扱うことができる「甲種」、取得した類の危険物を取り扱うことができる「乙種」及び第4類のうち指定された

第1-2-1表 危険物施設数の推移

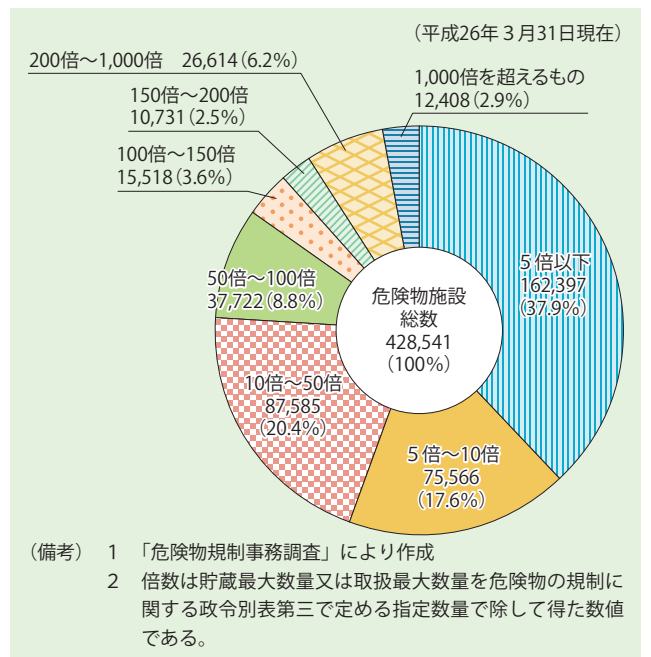
(各年3月31日現在)

施設	年(平成)	22 (A)	23	24	25 (B)	26 (C)	増減率(%)	
							(C/A-1)×100	(C/B-1)×100
製造所		5,164	5,152	5,150	5,160	5,154	△0.2	△0.1
貯蔵所	屋内貯蔵所	52,637	52,219	51,516	51,245	50,888	△3.3	△0.7
	屋外タンク貯蔵所	68,606	67,470	66,294	65,330	64,206	△6.4	△1.7
	屋内タンク貯蔵所	12,287	11,923	11,679	11,502	11,296	△8.1	△1.8
	地下タンク貯蔵所	102,417	99,383	96,120	91,255	87,831	△14.2	△3.8
	簡易タンク貯蔵所	1,170	1,141	1,114	1,101	1,060	△9.4	△3.7
	移動タンク貯蔵所	70,232	68,746	68,299	67,916	67,665	△3.7	△0.4
	屋外貯蔵所	11,213	11,114	10,953	10,793	10,598	△5.5	△1.8
	小計	318,562	311,996	305,975	299,142	293,544	△7.9	△1.9
取扱所	給油取扱所	70,005	67,990	66,470	64,593	63,222	△9.7	△2.1
	第一種販売取扱所	1,428	1,381	1,333	1,293	1,245	△12.8	△3.7
	第二種販売取扱所	551	542	537	538	529	△4.0	△1.7
	移送取扱所	1,190	1,179	1,153	1,151	1,142	△4.0	△0.8
	一般取扱所	68,785	67,589	66,659	65,041	63,705	△7.4	△2.1
	小計	141,959	138,681	136,152	132,616	129,843	△8.5	△2.1
小計		465,685	455,829	447,277	436,918	428,541	△8.0	△1.9

第1-2-12図 危険物施設数の状況



第1-2-13図 危険物施設の規模別構成比



危険物を取り扱うことができる「丙種」に区分されている。危険物施設での危険物の取扱いは、安全確保のため、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないとされている。

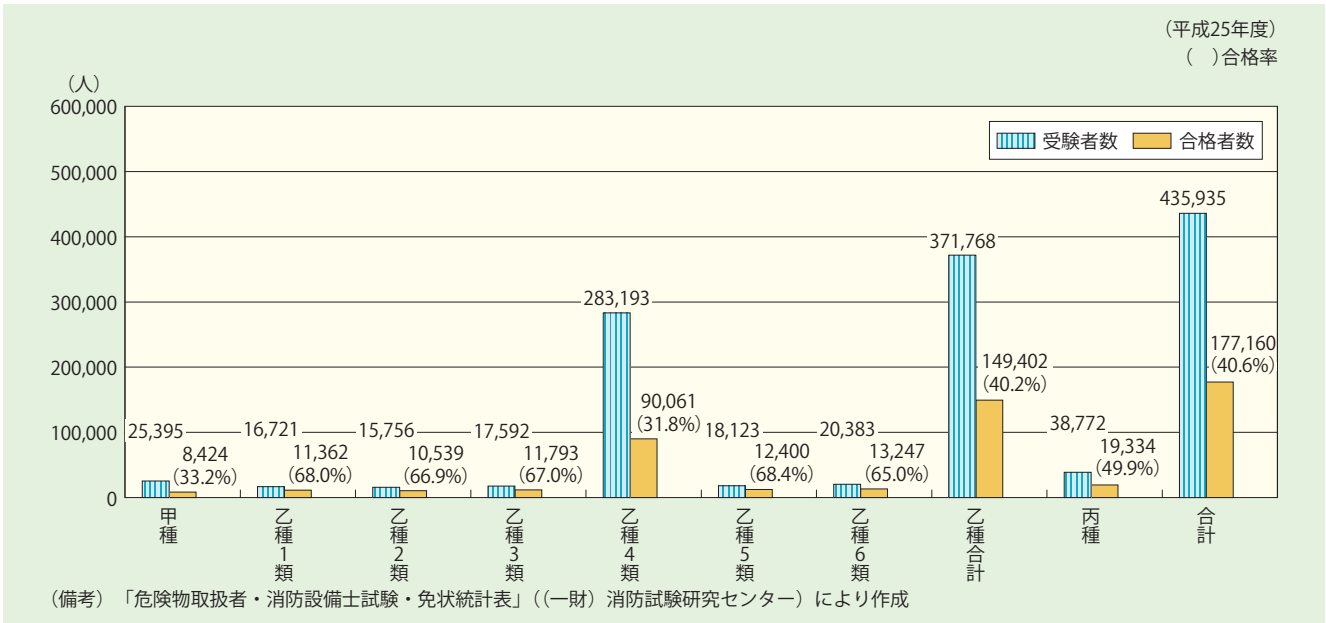
平成26年3月31日現在、危険物取扱者制度発足以来の危険物取扱者試験の合格者総数(累計)は882万5,997人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

ア 危険物取扱者試験

平成25年度中の危険物取扱者試験は、全国で533回(対前年度比8回増)実施された。受験者数は43万5,935人(対前年度比2万1,806人減)、合格者数は17万7,160人(同1万8,568人減)で平均の合格率は40.6%(同2.2ポイント減)となっている。

この状況を試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第4類が全体の65.0%、次いで丙種が全体の8.9%となっており、この二種類の試験で全体の73.9%を占めている。合格者数でも、この二種類

第1-2-14図 危険物取扱者試験実施状況



の試験で全体の61.7%を占めている(第1-2-14図)。

なお、甲種危険物取扱者試験について、従来の受験資格として、一定の学歴を有する者や乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱の実務経験を有する者としていたが、平成20年4月1日以降、第1類(又は第6類)、第2類(又は第4類)、第3類及び第5類の4種類以上の乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者の受験が可能になるなど、受験資格が拡大されている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内(平成24年4月1日からは、危険物取扱者免状の交付又は保安講習を受けた日以降における最初の4月1日から3年以内)ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習(保安講習)を受けなければならないこととされている。

平成25年度中の保安講習は、全国で延べ1,374回(対前年度比48回増)実施され、16万4,296人(同

7,699人増)が受講している(第1-2-2表)。

(5) 事業所における保安体制の整備

平成26年3月31日現在、危険物施設を所有する事業所総数は、全国で19万8,971事業所となっている。

事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定(1,711事業所)、予防規程の作成(4万7,068事業所)が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設置(74事業所)、危険物保安統括管理者の選任(242事業所)が義務付けられている。

(6) 保安検査

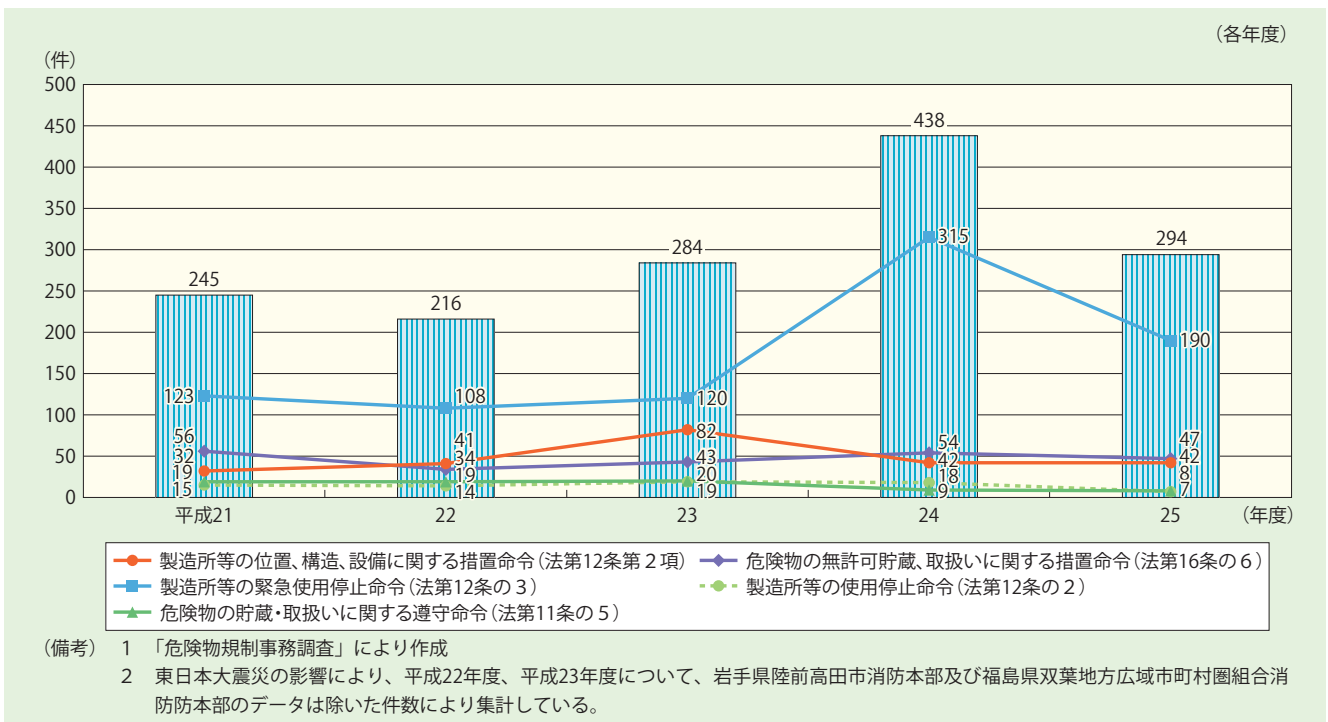
一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ご

第1-2-2表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

(各年度3月31日現在)

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						丙種	種類別 総計	講習回数	
			1類	2類	3類	4類	5類	6類				小計
21	172,973	12,746	6,963	7,467	5,935	149,966	6,931	8,747	186,009	22,231	222,986	1,399
22	173,964	13,113	7,464	8,130	6,378	148,942	7,400	9,046	187,360	24,699	225,172	1,371
23	171,378	14,361	7,545	8,474	6,728	147,876	7,698	9,430	187,751	24,458	226,570	1,390
24	156,597	12,040	7,720	8,196	6,906	142,599	7,866	9,088	182,375	23,887	218,302	1,326
25	164,296	13,703	8,969	9,655	7,948	148,714	9,367	10,278	194,931	24,910	233,544	1,374

第1-2-15図 危険物施設等に関する措置命令等の推移



とに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。

平成25年度中に実施された保安検査は262件であり、そのうち屋外タンク貯蔵所に関するものは254件、移送取扱所に関するものは8件となっている。

(7) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

平成25年度中の立入検査は19万4,901件の危険物施設について、延べ21万8,803回行われている。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

平成25年度中に市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は294件となっている(第1-2-15図)。

2. 石油パイプラインの保安

(1) 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインのうち、一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、その安全を確保するため、昭和47年(1972年)に制定された石油パイプライン事業法により、基本計画の策定及び事業の許可に当たって総務大臣の意見を聞かなければならない。また、総務大臣は工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行う。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけであり、それ以外のパイプラインは、消防法において移送取扱所として規制されている。

(2) 石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

危険物行政の課題

(1) 官民一体となった事故防止対策の推進

危険物施設における火災及び流出事故の合計件数は、平成6年（1994年）頃を境に増加傾向に転じ、依然として高い水準で推移している（第1-2-1図）。

危険物施設における事故を防止するためには、事業所の実態に応じた安全対策や、危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を講じる必要がある。

また、近年の人的被害等深刻な被害を生じる事故が起きていることを踏まえ、石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議の検討結果に基づき、平成26年5月に、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」が取りまとめられ、今後の事故防止対策の取組の基本方針として策定された「危険物等事故防止安全憲章」とともに公表された。

このような状況を踏まえ、関係業界や消防機関等により構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」において「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」や「危険物等事故防止安全憲章」の中で提案されている取組事項を確実に実施していくことを主眼に置きつつ、引き続き地震・津波対策の推進を図る観点で策定された「平成26年度危険物事故防止アクションプラン」に基づいた事故に係る調査分析等の情報共有や、各都道府県における事故防止の取組など、官民一体となって事故防止対策を推進していく必要がある。

(2) 科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進

科学技術及び産業経済の進展に伴い、危険物行政

を取り巻く環境は常に大きく変化している。

近年では、新たな危険性物質の出現のほか、天然ガス自動車、燃料電池自動車、電気自動車等の普及等に伴い、危険物の流通形態の変化、危険物施設の多様化、複雑化への対応が求められている。

このような状況に的確に対応するため、新たな危険性物質の早期把握や、新技術の導入等に伴う危険物施設の技術基準の見直し等を引き続き図っていく必要がある。

(3) 屋外タンク貯蔵所の安全対策

大量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外タンク貯蔵所において流出事故が発生した場合には、周辺住民の安全や産業、環境等に対して多大な影響を及ぼすおそれがあることから、その安全対策は重要な課題である。同時に、当該タンクが有する安全性に応じた合理的な技術基準等を設ける必要がある。

近年では、容量1万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所について、当該タンクが適合している位置、構造及び設備の技術基準に応じた保安検査の周期の合理化に係る検討を行っているほか、浮き蓋を設ける場合の技術上の基準の整備を行った。

また、屋外タンク貯蔵所では、過去の地震動を踏まえ、長周期地震動や液状化等への対策を進めてきており、「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会」において、屋外タンク貯蔵所の地震に対する技術基準は、現時点で妥当な基準であるとされたが、中央防災会議等において、南海トラフ地震等の想定地震動の検討も進んでおり、従来の想定を上回る大規模な地震動に対する屋外タンク貯蔵所の安全性の評価・分析について平成26年度から3カ年の予定で検討を行うこととしている。

第3節

石油コンビナート災害対策

【 石油コンビナート災害の現況と最近の動向 】

1. 事故件数と被害

平成25年中に石油コンビナート等特別防災区域（P. 83参照。以下「特別防災区域」という。）の特定事業所*1で発生した事故の総件数は229件で、その内訳は地震及び津波による事故（以下「地震事故」という。）が1件、地震事故以外の事故（以下「一般事故」という。）が228件となっている。一般事故について前年と比較すると、総件数は前年（248件）より20件減少している（第1-3-1図）。

事故の種別は、火災82件（前年比17件減）、爆発5件（前年比1件減）、漏えい133件（前年比2件増）、その他9件（前年比3件減）となっている（第1-3-1表）。

一般事故の発生件数の推移をみると、石油コンビナート等災害防止法施行後は減少傾向にあったが、平成6年（1994年）から増加傾向に転じ、平成18

年に急増した。その後、平成20年、平成21年と2年連続して減少したが、依然高い水準にある。

平成25年中に発生した事故による死傷者数は、死者1人、負傷者15人である。

また、一般事故の原因をみると、設備の劣化や故障などの物的要因が126件（55.3%）、管理面や操作面などの人的要因が96件（42.1%）となっている。

2. 事故の特徴

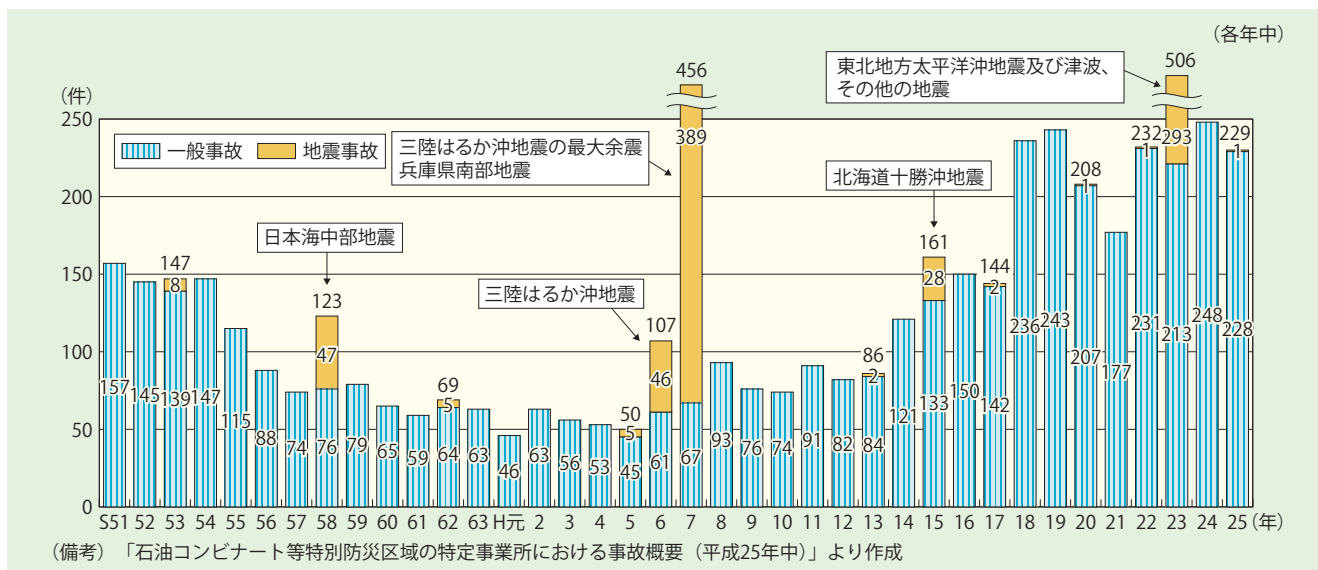
（1）特定事業所区分別事故件数

特定事業所区分別の一般事故件数をみると、第1種事業所が180件（うちレイアウト事業所*2158件）で、全体の78.9%を占めている（第1-3-2表）。

（2）特定事業所の業態別事故件数

一般事故における特定事業所の業態別の事故発生状況は、化学工業関係が80件（35.1%）、石油・石炭製品製造業関係が76件（33.3%）、電気業関係が

第1-3-1図 石油コンビナート事故発生件数の推移



* 1 特定事業所：第1種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が200万立方メートル以上等である事業所）及び第2種事業所（石油の貯蔵・取扱量が千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が20万立方メートル以上等である事業所）をいう。
 * 2 レイアウト事業所：第1種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等6つの地区に区分すること等のレイアウト規制（P. 86参照）の対象となる。

第1-3-1表 石油コンビナート事故発生状況

(各年中)

種別	平成25年中の事故			平成24年中の事故		
		一般事故	地震事故		一般事故	地震事故
火災	82 (35.8%)	82 (36.0%)	— (—%)	99 (39.9%)	99 (39.9%)	— (—%)
爆発	5 (2.2%)	5 (2.2%)	— (—%)	6 (2.4%)	6 (2.4%)	— (—%)
漏えい	133 (58.1%)	132 (57.9%)	1 (100.0%)	131 (52.8%)	131 (52.8%)	— (—%)
その他	破損	9 (3.9%)	9 (3.9%)	12 (4.8%)	12 (4.8%)	— (—%)
	上記に該当しないもの	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)	— (—%)
合計	229	228	1	248	248	—

(備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (平成25年中)」より作成

2 平成24年中の事故では、地震事故はなかった。

第1-3-2表 特定事業所区分別一般事故件数

(平成25年中)

事業所種別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数に対する 割合 (%)	一事業所当たりの 事故発生件数 (B/A)
第1種事業所	378	180	78.9	0.48
レイアウト事業所	184	158	69.3	0.86
上記以外の事業所	194	22	9.6	0.11
第2種事業所	320	48	21.1	0.15
合計	698	228	100.0	0.33

(備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (平成25年中)」より作成

2 事業所数は平成25年4月1日現在

29件 (12.7%)、鉄鋼業関係が19件 (8.3%) となっている。

【 石油コンビナート災害対策の現況 】

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制に加えて、各施設のレイアウト、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制を行い、総合的な防災体制の確立を図ることとしている。

1. 石油コンビナート等特別防災区域の現況

平成26年4月1日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、33道府県105市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している85地区が特別防災区域に指定されている(第1-3-2図)。これら特別防災区域を93消防本部が所管している。

また、石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は697事業所であり、そのうち第1種事業所が376事業所(レイアウト事業所183を含む)、第2種事業所が321事業所である。

なお、特別防災区域における石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量等は、**附属資料38**のとおりである。

2. 道府県・消防機関における防災体制

(1) 防災体制の確立

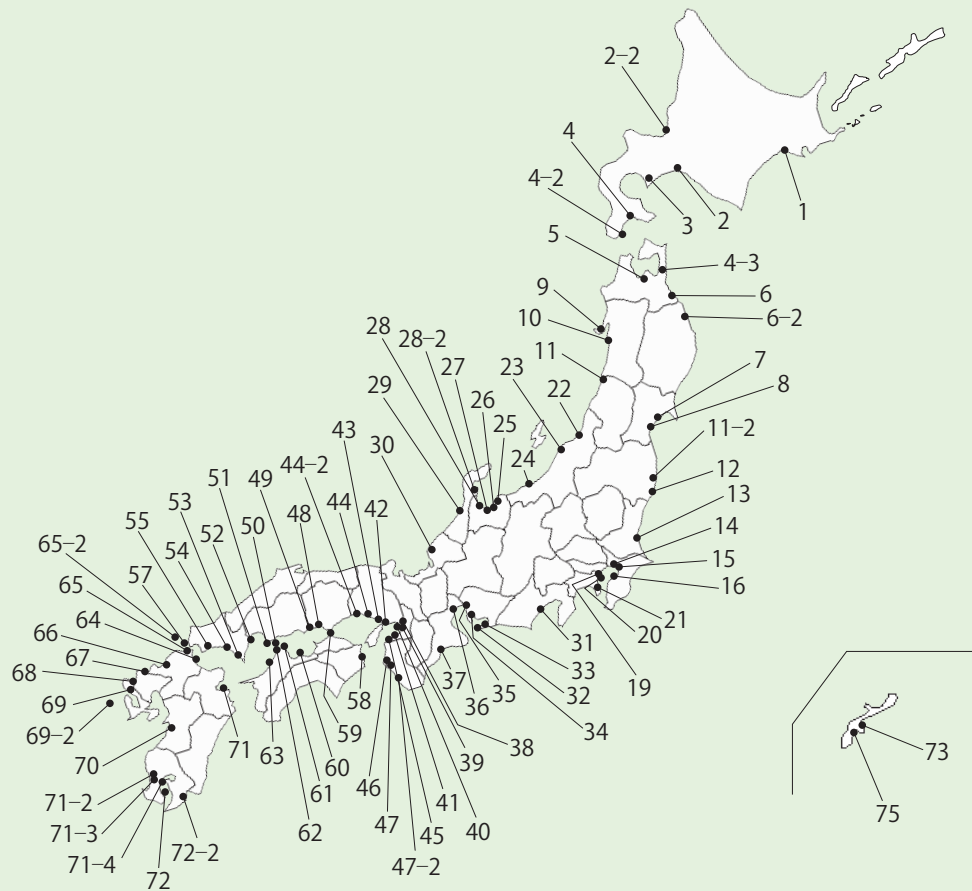
特別防災区域が所在する道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づく、石油コンビナート等防災本部(以下「防災本部」という)を中心とした防災体制が確立されている。防災本部は、石油コンビナート等防災計画(以下「防災計画」という)の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

(2) 災害発生時の応急対策

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、防災本部が

第1-3-2図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(平成26年4月1日現在)



番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	14	京葉臨海北部	33	田原	49	福山・笠岡	67	唐津
2	苫小牧	15	京葉臨海中部	34	衣浦	50	江田島	68	福島
2-2	石狩	16	京葉臨海南部	35	名古屋港臨海	51	能美	69	相浦
3	室蘭	19	京浜臨海	36	四日市臨海	52	岩国・大竹	69-2	上五島
4	北斗	20	根岸臨海	37	尾鷲	53	下松	70	八代
4-2	知内	21	久里浜	38	大阪北港	54	周南	71	大分
4-3	むつ小川原	22	新潟東港	39	堺泉北臨海	55	宇部・小野田	71-2	川内
5	青森	23	新潟西港	40	関西国際空港	57	六連島	71-3	串木野
6	八戸	24	直江津	41	岬	58	阿南	71-4	鹿兒島
6-2	久慈	25	富山	42	神戸	59	番の州	72	喜入
7	塩釜	26	婦中	43	東播磨	60	新居浜	72-2	志布志
8	仙台	27	新湊	44	姫路臨海	61	波方	73	平安座
9	男鹿	28	伏木	44-2	赤穂	62	菊間	75	小那覇
10	秋田	28-2	七尾港三室	45	和歌山北部臨海北部	63	松山		
11	酒田	29	金沢港北	46	和歌山北部臨海中部	64	豊前		
11-2	広野	30	福井臨海	47	和歌山北部臨海南部	65	北九州		
12	いわき	31	清水	47-2	御坊	65-2	白島		
13	鹿島臨海	32	渥美	48	水島臨海	66	福岡		

※85区域

中心となり、道府県、市町村、関係機関及び特定事業者等が一体となって行われる。

消防機関は、災害発生時において、災害防御活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等、災害応急対応の重要な役割を担っている。

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

特別防災区域内で発生する災害は、大規模かつ特殊なものになるおそれがあり、それら災害に対応するための消防力を整備することは重要である。消防庁は、市町村の消防機関が基準とする「消防力の整備指針」において、特別防災区域に係る災害に対処するために保有すべき消防力を示しており、その整

備を図っている。

平成26年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車87台、大型高所放水車64台、泡原液搬送車91台、大型化学高所放水車15台、3%泡消火薬剤3,111kl、6%泡消火薬剤775kl、消防艇25艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在道府県においても、泡原液貯蔵設備33基、可搬式泡放水砲16基等が整備されている。

3. 特定事業所における防災体制

(1) 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者（特定事業者）に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の配備、防災管理者の選任及び防災規程の作成などを義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織^{*3}、広域共同防災組織^{*4}及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）^{*5}の設置について定めている。

平成26年4月1日現在、すべての特定事業所（697事業所）に自衛防災組織が置かれ、このほか75の共同防災組織、11の広域共同防災組織及び56の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員5,691人、大型化学消防車98台、大型高所放水車56台、泡原液搬送車145台、大型化学高所放水車112台、大容量泡放水砲24基、油回収船26隻等が常時配備されている。

さらに、特定事業所には、その規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備を設置しなければならないこととされている。平成26年4月1日現在、流出油等防止堤が157事業所に、消火用屋外給水施設が519事業所にそれぞれ設置されている。また、非常通報設備がすべての特定

事業所に設置されている。

(2) 大容量泡放射システムの配備

平成15年9月に発生した十勝沖地震では、苫小牧市内の石油精製事業所において、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生し、さらに、地震発生から約54時間が経過した後に浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災が発生した。

浮き屋根式屋外貯蔵タンクで発生する火災について、本災害の発生前はリング火災^{*6}が想定されていたが、我が国における地震の発生危険等を考慮すると、浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおける災害想定をタンク全面火災にまで拡充することが必要となった。

これを受け、石油コンビナート等災害防止法が平成16年6月に、同法施行令が平成17年11月に改正され、防災体制の充実強化とともに、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、新たな防災資機材である大容量泡放射システムを平成20年11月までに配備することが特定事業所に義務付けられた。

大容量泡放射システムは、毎分1万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置及びホース等で構成される防災資機材であり、大容量泡放水砲1基あたり、従来の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬



大容量泡放射システムによる放水訓練
(大阪・和歌山広域共同防災協議会)

* 3 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織

* 4 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織

* 5 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等の自主基準の作成や共同防災訓練などを実施することを目的に設置する協議会

* 6 リング火災：浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおいて、浮き屋根とタンクの側板の間が全周にわたってリング状に発生する火災

送車)の3倍から10倍の泡放射を行うことができるものである。

現在、1万リットルから4万リットルの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。

(3) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートにおける消防活動は、危険物等が大量に取り扱われていることや設備が複雑に入り組んでいることから困難な場合が多く、また大規模な災害となる危険性もあることから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による的確な消防活動を行うことが要求されるとともに、当該活動を担う防災要員には広範な知識と技術が必要とされる。消防庁では、自衛防災組織等における防災活動について「自衛防災組織等のための防災活動の手引」、「防災要員教育訓練指針」、「大容量泡放射システムを活用した防災活動」等を示しており、自衛防災体制の充実を図っている。

4. 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単

体として規制するだけでは十分でなく、事業所全体として災害防止や被害軽減の観点から対策を講じることが必要である。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、当該計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には計画に適合していることの確認を受けなければならないこととされている(レイアウト規制)。

レイアウト事業所における石油の貯蔵・取扱量及び高圧ガスの処理量は、それぞれ、特定事業所全体の約60%及び98%となっている(平成26年4月1日現在)。

(2) 新設等の届出等の状況

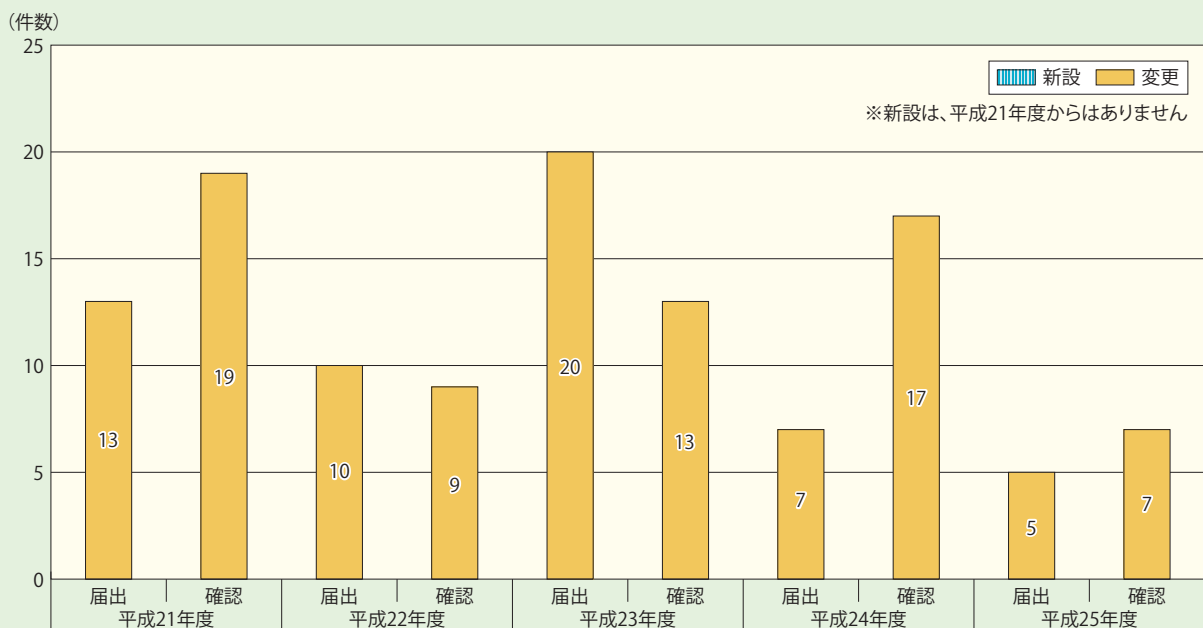
レイアウト事業所183(平成26年4月1日現在)における平成25年度中の新設又は変更の届出件数は5件であり、平成25年度中の確認件数は7件であった(第1-3-3図)。

5. その他の災害対策

(1) 災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象^{*7}が発生した場合には消

第1-3-3図 レイアウト事業所の新設等の届出及び確認の状況



(備考) 1 石油コンビナート等災害防止法第5条及び第7条の規定に基づく届出の件数により作成

2 石油コンビナート等災害防止法第11条の規定に基づく確認の件数により作成

3 新設等の届出が行われてから、確認を行うまでに一定の工事期間を要することから、各年度の届出件数と確認件数は合致しない。

防機関へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置の計画及び費用負担等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

【 石油コンビナート災害対策の課題 】

1. 石油コンビナートにおける災害対策の推進

(1) 東日本大震災を踏まえた石油コンビナートの地震・津波対策

東日本大震災により、石油コンビナート等特別防災区域内においても火災等の災害や特定防災施設等に被害が生じたことから、特定事業者における地震・津波対策を推進する必要がある。

(2) 特定事業所における防災体制の充実強化

特別防災区域の特定事業所における火災、漏えい等の事故は、平成18年に200件を越え、平成24年は248件と石油コンビナート等災害防止法の施行後、最多となり、平成25年は229件で平成24年に比べ19件減少したものの、依然高い水準にある。

また、東日本大震災及びその後において発生した石油コンビナート災害では、大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、更には石油コンビナート等特別防災区域の外部にまで影響が及ぶ事案や収束まで長期間を要する事案が発生した（事故事例は次のとおり）。

平成23年11月13日

東ソー株式会社南陽事業所製造施設爆発火災

塩化ビニルモノマー製造工程の塩酸塔還流槽付近で緊急停止作業中に爆発火災が発生。死者1名。漏

えいした二塩化エタンが排水口より流出（一部は海域に流出）。

平成24年4月22日

三井化学株式会社岩国・大竹工場製造施設爆発火災

レゾルシン製造施設の有機過酸化物の酸化工程で、緊急停止作業中に爆発火災が発生。死者1名、負傷者21名が発生。爆発に伴う飛散物や衝撃により事業所外にも被害が生じた。

平成24年6月28日

コスモ石油株式会社千葉製油所アスファルト流出事故

長期間休止していたアスファルトタンクにおいて、アスファルトを移送するため加温していたところ、内部に溜まった水が沸騰し、タンクが破損してアスファルトが流出。その一部が近傍の排水口を伝って海上に流出し、オイルフェンスを越えて拡散。

平成24年9月29日

株式会社日本触媒姫路製造所製造施設爆発火災

アクリル酸製造施設のスタートアップ中、精製過程にある残渣混じりのアクリル酸を一時貯蔵するタンクにおいて、異常な温度上昇により爆発火災が発生し、隣接する別のアクリル酸タンクとトルエンタンクに延焼。消防職員1名が殉職、消防職員24名を含め36名が負傷したもの。

平成24年11月7日

沖縄ターミナル株式会社原油漏えい事故(浮き屋根沈降)

貯蔵していた原油が浮き屋根の浮き部分に流出し、浮き屋根が原油中に沈降したもの。このことに伴い、ルーフトレンから防油堤内へ第4類の危険物（原油）が約4.5キロリットル流出した。原油が露出した状態が長期間継続したことによる異臭への対応や沈降した浮き屋根の安全な着底作業及び原油の移送作業等に長期間を要したもの。

平成26年1月9日

三菱マテリアル株式会社四日市工場爆発事故

第6精製 水素精製系 クロロシラン分離 水素精製設備（危険物施設（危険物製造所））から保守作業のため熱交換器を取り外し、別の場所で洗浄作業を

* 7 異常現象…特定事業所における出火、石油等の漏えいその他の異常な現象

行っている際に何らかの原因により熱交換器内部の物質（クロロシランポリマー類の加水分解物）が爆発したもの。死者5名、負傷者13名が発生した。

平成26年9月3日

新日鐵住金株式会社名古屋製鐵所爆発火災

コークス炉上部に設置された石炭塔内に設置されているホッパー（石炭を一時貯蔵する装置）が何らかの原因により爆発が発生。負傷者15名が発生した。

このような状況を踏まえ、今後も引き続き特定事業所における事故防止体制と災害応急体制の充実強化に取り組むとともに、特定事業所の防災体制の現状を把握し、適切な指導、助言等を行っていく必要がある。

また、異常現象の通報については、通報までに時間を要している事案が見られることから、通報の迅速化について特定事業所をはじめとする関係者へ指導や助言を行っていく必要がある。

（3）大容量泡放射システムの効果的な活用

大容量泡放射システムについては、広域共同防災組織等において同システムを用いた防災訓練が実施されている。同システムの災害時における実効性を高めるために、今後も引き続き、広域共同防災組織等における取扱訓練や放水訓練等の実施及び特定事業者と道府県を中心とした関係防災機関等が一体となった防災訓練の実施を促進することが必要である。

また、同システムについて、石油コンビナート等防災本部が行う活動並びに防災教育及び防災訓練に

おいては、最近の災害事例を踏まえた実践的な取組が必要である。

なお、同システムの活用事例としては東日本大震災時に基地から現場までの搬送を行った事例（平成23年3月11日千葉県での高圧ガス施設の爆発火災、平成23年3月22日宮城県での屋外貯蔵タンクの浮き屋根沈降疑い事案）、平成24年11月に基地からの現場までの搬送、現地での設定を行った事例（沖縄県での屋外貯蔵タンクの浮き屋根沈降事故）がある。いずれも泡放射は実施していない。

2. 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとって、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、昭和53年（1978年）から石油公団（現独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）が国からの管理委託により国家備蓄を開始した。国家備蓄は、民間タンクの借上げ分を含め5,000万klを目標として、各地に大規模な備蓄基地の建設が進められ、平成10年（1998年）2月にこの目標を達成した。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、地中タンク、海上タンク、岩盤タンクといった特殊な貯蔵方式も導入されている。

これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全に万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、特別防災区域の指定等の措置を講じており、今後とも、備蓄の態様に応じた防災の対策を一層推進していく必要がある。

林野火災対策

林野火災の現況と最近の動向

平成25年中の林野火災の出火件数は2,020件（前年1,178件）、焼損面積は971ha（同372ha）、損害額は2億3,262万円（同1億9,029万円）であり、出火件数、焼損面積及び損害額は前年に比べいずれも増加した（第1-1-19表）。

例年、林野火災は春先を中心に発生している。この原因としては、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加していることなどによるものと考えられる。平成25年は、3月、5月に多くの火災が発生している（第1-1-27図）。

平成25年においては、林野火災の出火件数、焼損面積、損害額が大幅に増加しており、2月には福岡県北九州市で焼損面積158haの被害、4月には長野県諏訪市で焼損面積220haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。また、平成26年に入ってから、4月に群馬県桐生市と栃木県足利市であわせて焼損面積263haの被害、岩手県盛岡市で焼損面積78haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。

林野火災対策の現況

1. 林野火災特別地域対策事業

消防庁では、昭和45年度（1970年度）から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- 〔1〕 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- 〔2〕 火災予防の見地からの林野管理
- 〔3〕 消防施設等の整備
- 〔4〕 火災防御訓練等

を総合的に行うものであり、平成26年4月1日現

在、38都道府県の513市町村にわたる233地域において実施されている。

2. 広域応援・空中消火による消防活動

（1）広域応援・空中消火体制の整備

林野火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶことや市町村境、隣接都府県境を越えて拡大することもある。

消防庁では、都道府県や消防機関に対し、林野火災が発生した場合、十分な消防力を迅速に投入するとともに、ヘリコプターによる情報収集や、空中消火を実施するための体制の整備を進め、必要に応じて早期に広域応援の要請を行うよう要請している。

（2）空中消火の実施状況

ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、都道府県や消防機関が保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊ヘリコプターにより実施されている。過去10年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1図のとおりとなっている。

林野火災の消火活動には早期消火・延焼拡大防止の観点により迅速な応急対応や資源の集中的投入が求められることから、平成26年5月に都道府県や消防機関に対し通知を発出し、以下のような取組を要請した（平成26年5月16日付消防特第90号、消防広第117号「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について（通知）」）。

- 〔1〕 消防本部は林野火災を覚知した場合は、当該都道府県内の消防防災航空隊に第一報を入れ情報共有を行い、ヘリコプターの早期出動に備えること。
- 〔2〕 延焼危険性、活動困難性、人命危険性等からヘリコプターによる空中消火活動が必要と

判断した場合は、速やかに当該都道府県内の消防防災ヘリコプターを要請するとともに、火災規模等に応じて消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定、さらに同法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によりヘリコプターの要請を求めること。

- 〔3〕 当該都道府県内の消防防災航空隊は林野火災の発生の第一報を受けた後、自衛隊に対して適宜情報提供を行う等、緊密な連携を図り、当該市町村長は消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と見込まれる段階で時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を都道府県知事に求めること。

3. その他の対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因は、たき火、たばこ及び火入れなど人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要である。消防庁では、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

- 〔1〕 林野周辺住民、入山者等の防火防災意識を高めること。特に、出火が行楽期等一定の期間に集中していることから、このような多発

期前に徹底した広報を行うこと。

- 〔2〕 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- 〔3〕 「火入れ」に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項に基づき必ず市町村長の許可を受けて、その指示に従うとともに、消防機関に連絡をとるよう、指導の徹底を図ること。
- 〔4〕 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山火事予防運動（P. 243参照）の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼びかけている。

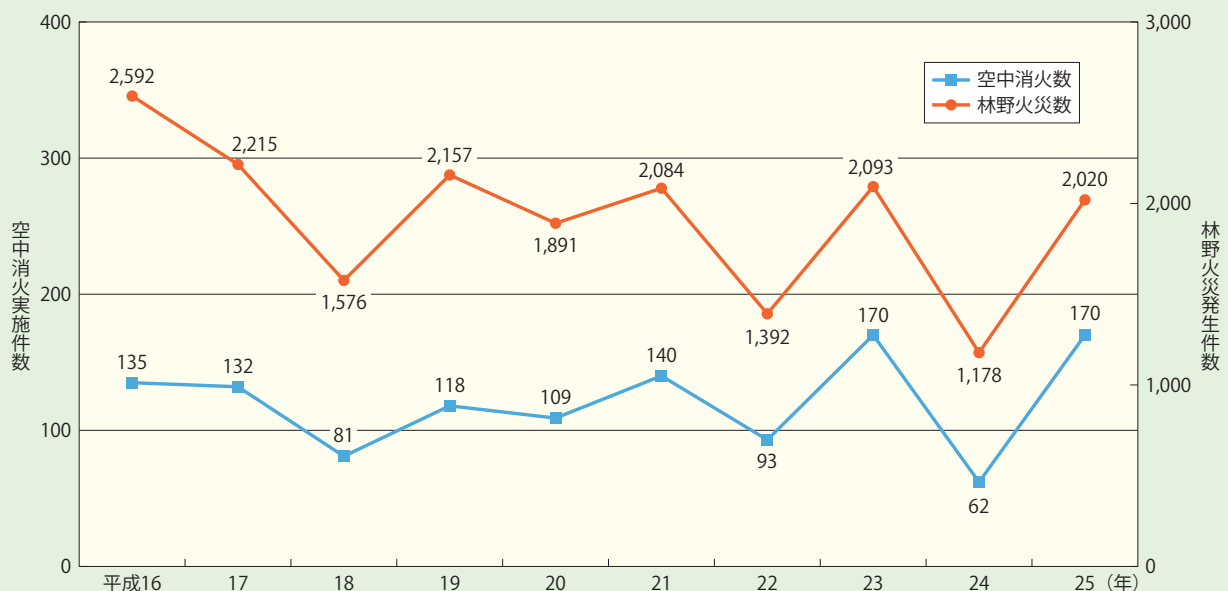
(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、林野火災の被害軽減を図るため、林野火災用消防施設等（防火水槽、救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））の整備に対して国庫補助を行っている。

林野火災対策の課題

効果的な林野火災対策を推進するためには、出火

第1-4-1図 空中消火の実施状況



（備考）「林野火災対策実態調査」により作成

防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施策を積極的に講じる必要がある。

- 〔1〕 気象台から発せられる気象情報や火災気象通報を踏まえて、林野火災発生の可能性を勘案し、必要に応じて火災警報の効果的な発令を行うなど、火気取扱いの注意喚起や制限を含めて適切に対応すること。
- 〔2〕 林野火災を覚知した場合、早急に近隣の市町村に対して応援要請を行うなど、林野火災の拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火を早期に実施するため、迅速な連絡及び派遣要請に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火と連携した地上の効果的な消火戦術の徹底を図ること。また、ヘリコプターの活動拠点の整備促進を図ること。

- 〔3〕 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決定、効果的な部隊の運用と情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を、GIS(地理情報システム)の活用も視野に入れて整備するなど、関係部局においてその共有を図ること。
- 〔4〕 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接し、住宅への延焼の危険性が認められる地域における整備を推進すること。
- 〔5〕 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大防止を考慮した有効な情報連絡体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。



兵庫県赤穂市の林野火災（平成26年5月）
この火災の影響により高速道路が通行止めとなった
（兵庫県消防防災航空隊提供）



空中消火を実施する広島県防災ヘリコプター
（広島県防災航空隊提供）

第5節

風水害対策

【 風水害の現況と最近の動向 】

1. 平成25年中の主な風水害

平成25年中の風水害による人的被害は、死者70人（前年47人）、行方不明者7人（同3人）、負傷者620人（同950人）、住家被害は、全壊252棟（同538棟）、半壊2,218棟（同3,145棟）、一部破損7,768棟（同7,922棟）となっている（第1-5-1表、第1-5-1図）。

また、平成25年中に発生した台風の数も、平年より多い31個（昭和56年から平成22年までの30年

間の平均25.6個）であり、このうち日本列島へ上陸した台風の数も2個（同平均2.7個）と平年並みであった。

平成25年中の主な風水害については以下のとおり（第1-5-2表）。

（1）島根県及び山口県の大雨による被害等の状況

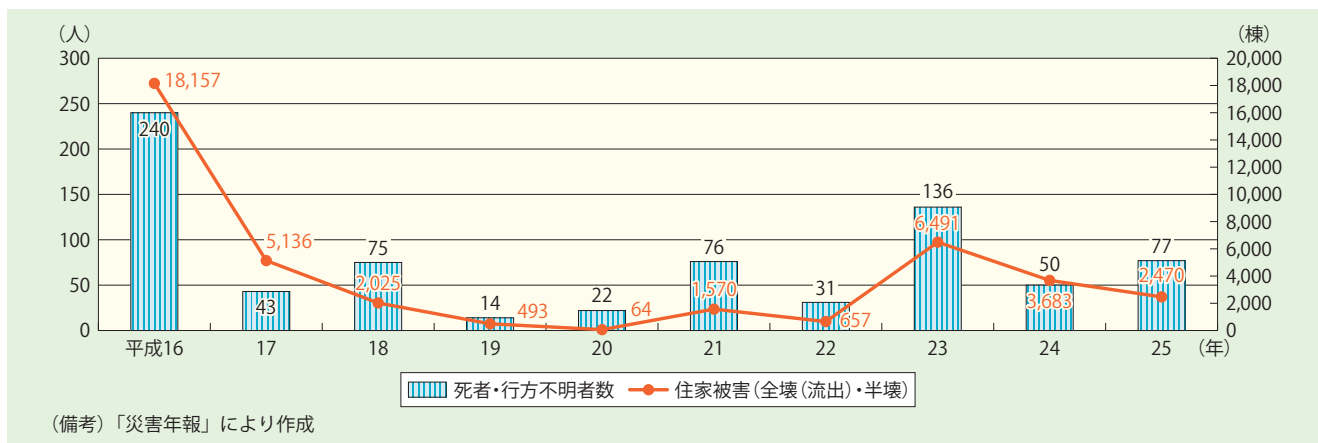
7月26日から8月3日にかけて、日本付近に暖かく湿った空気が流れ込んだことにより、西日本から北日本の広い範囲で大気の状態が非常に不安定となり、局地的に非常に激しい雨が降った。特に7月28日には、島根県と山口県で、午前中を中心に記

第1-5-1表 平成25年、平成24年の風水害被害

年	人的被害（人）			住家被害（棟）		
	死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損
平成25年	70	7	620	252	2,218	7,768
平成24年	47	3	950	538	3,145	7,922

（備考）「災害年報」により作成

第1-5-1図 風水害による被害状況の推移



（備考）「災害年報」により作成

第1-5-2表 平成25年中の主な風水害による被害状況等

（平成26年10月31日現在）

番号	災害名	主な被災地	人的被害（人）			住家被害（棟）					災害対策本部設置都道府県数
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
(1)	島根県及び山口県の大雨	島根県・山口県	2	2	11	49	72	68	774	1,218	2
(2)	8月9日からの東北地方を中心とする大雨	東北	8	0	12	12	118	1	315	1,626	2
(3)	台風第18号	全国	6	1	143	48	208	1,394	3,011	7,078	6
(4)	台風第26号	関東	40	3	130	86	61	947	1,884	4,258	2

（備考）「消防庁被害報」により作成

録的な大雨となり浸水被害や土砂災害が発生した。島根県及び山口県の大雨による人的被害は死者2人（山口県）、行方不明者2人（島根県1人、山口県1人）、負傷者11人となっており、このほかに、土砂災害による住家や道路の被害、浸水被害が多数発生した。

県外からの応援活動として、島根県へは、鳥取県防災航空隊及び広島市消防航空隊、山口県へは、広島県防災航空隊、福岡市消防航空隊及び北九州市消防航空隊がそれぞれ出動し、救助活動等を実施した。

消防庁では、7月29日午前8時00分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置し情報収集体制の強化を図った。

（2）8月9日からの東北地方を中心とする大雨による被害等の状況

8月9日に東北地方に日本海から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。このため秋田県、岩手県を中心に猛烈な雨が降り、秋田県仙北市で発生した土石流により6人が死亡する被害が発生し、岩手県では2人が死亡する被害が発生したほか、負傷者12人となっている。また、土砂災害による住家や道路の被害、浸水被害が多数発生した。

県外からの応援活動として、岩手県へ宮城県防災航空隊が出動し、情報収集活動を実施した。

消防庁では、8月9日午前8時24分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置し情報収集体制の強化を図った。

（3）台風第18号による被害等の状況

9月中旬に台風第18号が日本列島に上陸し、四国から北海道にかけての広い範囲で大雨となった。気象庁は、数十年に一度の降雨量になると予想されたため、9月16日午前5時5分、京都府、滋賀県及び福井県に対し、8月30日の運用開始後初となる大雨特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけた。また、中国地方から北海道にかけて各地で暴風となり、和歌山県、三重県、栃木県、埼玉県、群馬県、宮城県及び北海道においては竜巻等の突風も発生した。

台風第18号による人的被害は、死者6人（岩手県1人、福島県1人、福井県1人、三重県2人、滋賀県1人）、行方不明者1人（兵庫県）、負傷者143

人となっており、このほかに、土砂災害による住家や道路の被害、浸水被害が多数発生した。

消防庁では、9月16日午前5時15分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置し情報収集体制の強化を図った。

（4）台風第26号による被害等の状況（伊豆大島土砂災害）

10月中旬に台風第26号が日本に接近し、その影響で西日本から北日本の広い範囲で暴風、大雨となった。特に東京都大島町では、1時間に100mm以上の猛烈な雨が数時間降り続き、24時間の降水量が800mmを超えた。その影響で土石流が発生し、東京都大島町では、死者36人、行方不明者3人の被害が発生した。このほかに、死者4人（千葉県1人、東京都1人、神奈川県1人、静岡県1人）の被害が発生した。また、負傷者は130人となっている。

伊豆大島土砂災害では、東京都知事から消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣要請が行われ、消防庁では直ちに消防庁長官から1都4県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び静岡県）の緊急消防援助隊に出動を要請した。緊急消防援助隊は、延べ



緊急消防援助隊の夜間救助活動
(横浜市消防局提供)



消防団が重機を活用し、緊急消防援助隊を支援
(横浜市消防局提供)

479隊2,055人が出動し、大島町消防本部、大島町消防団、都内応援の東京消防庁と一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開した。

消防庁では、10月15日午後6時00分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置し情報収集体制の強化を図るとともに、甚大な被害状況から16日午前10時00分に消防庁次長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」に改組した。

2. 平成26年1月から10月までの主な風水害（第1-5-3表）

（1）台風第8号及び梅雨前線の影響に伴う7月6日からの大雨等による被害等の状況

7月4日にマリアナ諸島付近で発生した台風第8号は、発達しながら日本の南海上を北上し、気象庁は、数十年に一度の強度の台風及び数十年に一度の降雨量になると予想されたため、7日から9日にかけて沖縄県宮古島地方と沖縄本島地方に暴風、波浪、高潮、大雨の特別警報を発表し、最大級の警戒を呼び掛けた。

台風第8号は、7月8日には大型で非常に強い勢力を保ったまま沖縄本島と宮古島の間を通過した後、北上した。九州の西海上で進路を東寄りに変え、10日の午前7時前に鹿児島県阿久根市付近に上陸後、そのまま九州を通過し、本州の太平洋沿岸を東に進んだ。

この台風の接近・通過に伴い、沖縄本島地方では記録的な大雨になったほか、台風周辺の湿った南風と梅雨前線の影響で、台風から離れた地域でも局地的に猛烈な雨が降り、浸水被害や土砂災害による被害が発生した。7月9日には長野県南木曾町読書にある木曾川支流の梨子沢で土石流が発生し、12歳の男子1人が死亡するなどの被害が発生した。

台風第8号等による人的被害は死者3人（福島県1人、長野県1人、愛媛県1人）、負傷者67人となっているほか、土砂災害による住家や道路の被害、浸水被害が多数発生した。

消防庁では、7月7日午前9時00分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置し情報収集体制の強化を図った。

（2）台風第12号及び台風第11号に伴う大雨等による被害等の状況

7月29日にフィリピンの東海上で発生した台風第12号は、勢力を強めて大型の台風となり、7月31日から8月1日にかけて南西諸島に接近し、沖縄本島の西側を抜けた後、8月1日には暴風域を伴いながら鹿児島県奄美群島の徳之島の西北西を通過した。

この台風や南から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本の広範囲で大雨となった。8月1日からの積算雨量は3日に高知県で1,000mm、徳島県で600mmを越え、60万人以上を対象に避難勧告・避難指示が発令された。

また、7月29日にマリアナ諸島付近で発生した台風第11号は、比較的ゆっくりとした速度で北上し、8月10日午前6時過ぎ、強い勢力を保ったまま高知県安芸市付近に上陸した。その後、次第に速度を上げながら四国・近畿地方を通過し日本海を北上した。

この台風の影響で、西日本の太平洋側と東海地方を中心に1時間に80mm以上の猛烈な雨が降り、8月9日午後5時20分、三重県に対して大雨特別警報が発表され、約60万人を対象に避難指示が、約150万人を対象に避難勧告が発令された。

台風第12号及び台風第11号による人的被害は死者6人（愛知県1人、和歌山県1人、島根県1人、山口県2人、徳島県1人）、負傷者92人となっているほか、土砂災害による住家や道路の被害、浸水被害が多数発生した。

消防庁では、8月3日午前11時00分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置し情報収集体制の強化を図った。

（3）8月15日から8月26日にかけての大雨等による被害等の状況

8月15日から17日にかけて、本州付近に前線が停滞し、前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、東日本と西日本では広い範囲で大気の状態が非常に不安定になった。このため、局地的に雷を伴って非常に激しい雨が降り、8月16日と17日の2日間に降った雨の量が、京都府福知山市や岐阜県高山市等で観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に大雨となった。

その後も、前線に向かって暖かく湿った空気が流

れ込み、中国地方や九州北部地方を中心に大気の状態が非常に不安定となった。8月20日には、広島県で1時間に約120mmの猛烈な雨が降り、広島市では大規模な土砂災害が発生した。

また、8月23日から24日にかけては、北海道利尻富士町及び礼文町で50年に一度の記録的な大雨となった。

ア 8月15日から8月26日にかけての大雨等における被害等の状況(イ 8月19日からの大雨等による広島県における被害等の状況を除く)

8月16日から17日にかけては、京都府福知山市や岐阜県高山市等で48時間降水量が観測史上1位を更新する等、近畿、北陸、東海地方を中心に記録的な大雨となり、石川県羽咋市及び兵庫県丹波市では、土砂災害が発生した。また、北海道礼文町では、8月23日から24日にかけて記録的大雨が降り、土砂災害が発生した。

8月15日から8月26日にかけての大雨等による人的被害は、死者8人(北海道2人、石川県1人、京都府2人、兵庫県2人、福岡県1人)、負傷者7人となっているほか、土砂災害による住家や道路の被害、浸水被害が多数発生した。

消防庁では、8月17日午後1時00分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室(第1次応急体制)」を設置し情報収集体制の強化を図った。

イ 8月19日からの広島県における大雨等による被害等の状況

日本付近に前線が停滞し、暖かく非常に湿った空気が流れ込み、8月19日夜から20日明け方にかけて、広島市を中心に猛烈な雨となり、安佐北区三入では1時間降水量101.0mm、3時間降水量217.5mmを観測するなど観測史上最大の値を記録した。この影響により、広島市安佐北区及び安佐南区では8月20日未明に166箇所土砂災害が発生し、多くの死者が出るなど甚大な被害となった。

8月20日午後0時30分、広島県知事から消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣要請が行われ、消防庁では直ちに消防庁長官から、岡山県、鳥取県、高知県、大阪府に対して緊急消防援助隊の出動を要請した。その後、8月21日午後7時30分には、救助体制を強化するため、新たに消防庁長官から島根県、山口県、愛媛県に対して緊急消防援助隊の出動

を要請し、8月20日から9月5日までの17日間で延べ694隊2,634人が救助活動等を行った。

広島市における土砂災害による人的被害は、死者74人(広島市安佐南区68人、安佐北区6人)、負傷者44人となっているほか、土砂災害による住家や道路等の被害が多数発生した。

なお、安佐北区では、消防職員1人が住宅崩壊現場で住民の救助活動中、再崩落した土砂に巻き込まれ死亡している。

消防庁では、8月20日午前4時30分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室(第1次応急体制)」を設置し情報収集体制の強化を図るとともに、甚大な被害状況から、午前8時30分には国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部(第2次応急体制)」に改組した。さらに、8月22日午前9時00分には、災害対策基本法第24条第1項に基づき、政府に「平成26年(2014年)8月豪雨非常災害対策本部」が設置されたことを受け、消防庁の体制を消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部(第3次応急体制)」に改組した。

(4) 台風第18号に伴う大雨による被害等の状況

9月29日午後3時にトラック諸島近海で発生した台風第18号は、発達しながら日本の南海上を北上し、大型で非常に強い勢力で南大東島の近海を通過して九州の南海上に達した。その後、進路を東寄りに変え、強い勢力を維持したまま潮岬の南を通過して、10月6日午前8時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸した。台風と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本の太平洋側を中心に大雨となった。また、沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風となり、猛烈なしけとなった。

この台風の影響で、静岡県では1時間に80mm以上の猛烈な雨が降ったところがあり、神奈川県や三重県でも1時間に70mm以上の大雨が降り、約360万人以上を対象に避難勧告・避難指示が発令された。

台風第18号による人的被害は、死者6人(茨城県2人、千葉県2人、神奈川県2人)、行方不明者1人(神奈川県)、負傷者72人となっているほか、土砂災害による住家や道路の被害、浸水被害が多数発生した。

消防庁では、10月5日午後0時00分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室(第1次応急体制)」を設置し情報収集体制の強化を図った。

（5）台風第19号に伴う大雨・暴風等による被害等の状況

10月4日午前3時にマーシャル諸島付近で発生した台風第19号は、発達しながらフィリピンの東海上を西に進み、8日午前3時から午後9時にかけて勢力が最大（中心気圧900hPa）となった。フィリピンの東海上で進路を北に変えて沖縄の南海上を北上し、10月12日午前0時半頃に大型で非常に強い勢力で沖縄本島付近を通過し、13日には東シナ海で進路を北東に変え、13日午前8時半頃鹿児島県枕崎市付近、13日午後2時半頃に高知県宿毛市付近、13日午後8時過ぎに大阪府泉佐野市付近にそれぞれ上陸した。

この台風により、沖縄・奄美と西日本から北日本にかけての太平洋側を中心に大雨や暴風となり、海上は猛烈なしけとなった。

台風第19号による人的被害は、死者3人（鳥取県1人、愛媛県2人）、負傷者96人となっているほか、土砂災害による住家や道路の被害、浸水被害が多数発生した。

消防庁では、10月11日午後5時00分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置し情報収集体制の強化を図った。

風水害対策の現況

1. 風水害対策の概要

梅雨前線の影響による大雨や台風の日本列島への接近・上陸は、しばしば日本列島に大きな被害をもたらしている。また近年は、短時間強雨の回数が増加傾向にあり、短時間に局地的に非常に激しい雨が降ることで中小河川の急な増水、アンダーパス^{*1}の浸水等を引き起こし、被害を生じさせる事例が多く発生している。

洪水、土砂災害、高潮、暴風・竜巻・突風などの風水害の様々な態様に対し、万全の対策がとられる必要がある。特に、避難勧告等の具体的な発令基準の整備、要配慮者^{*2}・避難行動要支援者^{*3}対策は、災害による人的被害を防ぐための対策として非常に重要であり、早急な体制整備が必要である。

消防庁では、都道府県や市町村に対して、人命の安全の確保を最重点とする風水害対策の実施、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成、要配慮者・避難行動要支援者の避難支援対策の推進、避難路や指定緊急避難場所、指定避難所等の安全性の確保や地域住民への周知徹底など、迅速かつ安全な避難が行われるための取組の推進について、毎年、特に風水害の発生が多くなる出水期（梅雨期や台風到来期）を前に呼びかけを行っている。また、大雨による土

第1-5-3表 平成26年中の主な風水害による被害状況等

（平成26年11月5日現在）

番号	災害名	主な被災地	人的被害（人）			住家被害（棟）					災害対策本部設置都道府県数
			死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
(1)	台風第8号及び梅雨前線の影響に伴う7月6日からの大雨等	山形県・長野県・沖縄県	3	0	67	14	3	107	331	1,053	10
(2)	台風第12号及び台風第11号に伴う大雨等	全国	6	0	92	14	162	857	1,648	5,163	15
(3)	8月15日から8月26日にかけての大雨等	近畿・北海道	8	0	7	35	129	3,034	2,117	3,406	6
	8月19日からの広島県における大雨等	広島市	74	0	44	174	187	143	1,168	3,097	1
(4)	台風第18号に伴う大雨等	東海・関東	6	1	72	2	4	251	671	1,869	4
(5)	台風第19号に伴う大雨・暴風等	全国	3	0	96	0	6	128	102	734	9

（備考） 1 「消防庁被害報」により作成
 2 気象庁は、7月30日から8月26日にかけての各地での大雨について、「平成26年8月豪雨」と命名（表番号（2）、（3）の災害が該当）
 3 広島市の土砂災害では、消防職員1人が再崩落した土砂に巻き込まれ死亡

*1 アンダーパス：交差する鉄道や他の道路などの下を通過するために掘り下げられている道路などの部分をいう。周囲の地面よりも低くなっているため、大雨の際に雨水が集中しやすい構造となっている。
 *2 要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
 *3 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

砂災害の発生や、中小河川の急激な増水、地下空間の浸水による災害が発生していることにかんがみ、こうした事例に対しても注意を喚起しているほか、実践的な防災訓練の実施、防災知識の普及啓発について要請している（平成26年5月27日付消防災第186号「都道府県における風水害対策の強化について（通知）」（参照URL：http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2605/pdf/260527_sai186.pdf）、平成26年5月27日付消防災第187号「市町村における風水害対策の強化について（通知）」（参照URL：http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2605/pdf/260527_sai187.pdf）など）。

2. 避難勧告等の発令・伝達

風水害による人的被害を軽減するためには、危険な状況になる前に安全な場所への避難が行われることが重要である。市町村はあらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき迅速に避難勧告等を発令し、住民は避難勧告等の発令を迅速に把握し、又は、避難が必要であることを自らが察知し、災害発生前の迅速な避難が行われることが必要である。

（1）避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改定・作成

平成17年3月、市町村において災害別に避難勧告等を発令する客観的な判断基準等を定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する際の参考となるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が策定された。

その後、土砂災害警戒情報や特別警戒等の新たな制度が運用されたことや、これまでの災害の教訓を踏まえ、有識者、地方公共団体及び国の関係機関の意見を聞きながら検討を進め、平成26年4月、ガイドラインの改定を行った。改定されたガイドラインは、都道府県を通じて市町村に通知し、避難勧告等の判断基準について見直し又は設定を行うよう依頼した。また、都道府県、国の関係機関にも、市町村の見直し等に際して積極的な助言を依頼した。

このガイドラインでは、市町村が発令する避難勧告等は空振りをおそれず早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準を雨量や水位等、可能な限り定量的かつわかりやすい指標で示し、判断のために参照する情報も具体的に示している。

また、災害種別毎に避難が必要な区域の考え方が示されており、市町村は起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令するとされている。さらに、従来の避難所への避難（立ち退き避難）だけでなく、家屋内に留まって安全を確保すること（屋内安全確保）も「避難行動」の一つとするなど、「避難」に関する考え方をあらためて整理している。

また、出水期前の5月に都道府県及び市町村に対して通知を发出し、以下のような取組を要請した。

- 〔1〕 避難勧告等に係る発令の具体的な判断基準等をいまだに定めていない市町村にあっては、ガイドラインを参考にして、可能な限り定量的かつわかりやすい避難勧告等に係る発令の判断基準を速やかに設定すること。また、既に発令の判断基準を定めている市町村にあっては、ガイドラインを踏まえ再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。また、気象状況及び地域の実情に応じ、情報収集や判断できる体制をあらかじめ整えること。
- 〔2〕 避難勧告等は、時機を失することなく、早めに出すことが基本であり、避難が必要な状況が夜間、早朝となる場合は、避難準備情報を発令すること。
- 〔3〕 防災気象情報の収集については、ガイドラインを参考とし、最新の情報の入手・把握に努めるとともに、必要に応じ、管区・地方気象台、国土交通省河川事務所、都道府県の県土整備事務所等に助言を求めること。
- 〔4〕 市町村長が気象台長等との間で気象に関する情報を必要な時に確実に交換することができるようにするなど、都道府県や気象台、河川管理者等との間の情報連絡体制をあらかじめ整備し、緊密な連携が図れるようにしておくこと。加えて、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、平素から連絡体制を整備すること。
- 〔5〕 都道府県にあっては、市町村が〔1〕の設定や見直しを行うに当たり、気象台や河川事務所等と連携し、説明会の開催や技術的助言等の支援を行うこと。また、大雨、洪水等の警戒や土砂災害警戒情報など防災気象情報について、市町村の的確な避難勧告等の発令に資するため、平常時から気象台と連携し、で

できるだけ分かりやすく市町村に情報提供するとともに、市町村担当者の理解の向上を図ること。

(2) 放送事業者との連携体制の整備

避難勧告等を住民に伝達するためには、放送事業者との連携体制の整備が重要である。

このため、消防庁では、都道府県に対し、災害時における連絡方法、避難勧告等の連絡内容等について放送事業者とあらかじめ申し合わせるなど、放送事業者と連携した避難勧告等の伝達体制を確立するよう求めている。

(3) 情報収集・伝達体制の整備

市町村に対し、避難勧告等の発令に際し、最新の防災気象情報の入手・把握に努めるとともに、必要に応じ、管区・地方气象台、国土交通省河川事務所、都道府県の県土整備事務所等に助言を求めることを要請している。

さらに市町村に対し、避難勧告等の伝達について、防災行政無線（同報系）、緊急速報メールをはじめ、マスメディアとの連携や広報車・インターネット（ホームページ、SNS等）・コミュニティーFM等を活用した多様な伝達手段を整備・点検し、対象地域の住民等の安全確保のため、早い段階からの確実な防災情報の伝達を図ること、また、住民等の避難行動の判断に活用しやすいよう、住民等の立場に立ったわかりやすい情報提供に努めることを要請している。

3. 避難体制の整備、避難行動要支援者対策

昨今の風水害では、65歳以上の高齢者が多く犠牲となっている。高齢者や障がい者など、災害時に避難等の行動を行う際に支援を要する避難行動要支援者に対する支援体制の整備が重要である。

(1) 避難行動要支援者の支援体制の整備

政府としては、平成20年4月に中央防災会議で報告された「自然災害における『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プラン」において、平成21年度までを目途に、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成17年3月策定、平成18年3月改訂）等

を参考に、市町村において災害時要援護者の避難支援の取組方針等が策定されるよう促進してきた。

しかし、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍となるなどの調査もなされた。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることなどが定められた。

これを受けて、市町村における新たな事務に係る取組方針等を示すため、平成25年8月、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の全面的な改定を行い、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」として、都道府県を通じて市町村に通知した。

(2) 指定緊急避難場所等の周知徹底及び安全確保等

災害時において住民等が迅速かつ的確な避難を行うため、指定緊急避難場所や指定避難所をあらかじめ指定し、地域住民等に周知徹底しておくとともに、安全性の確保を図る必要がある。

消防庁では、市町村に対して、住民が円滑かつ安全に避難できるよう、指定緊急避難場所や避難経路等の情報について、防災マップの配布等により、平常時から地域住民に周知徹底するとともに、局地的

大雨や集中豪雨による中小河川の氾濫、内水による浸水、土砂災害等の発生など、近年の豪雨災害等の特性を踏まえた指定緊急避難場所等の安全性の確保、移送手段の確保及び交通孤立時の対応についても配慮することを要請している。

4. 災害危険箇所に対する措置

災害危険箇所に関する情報の周知は、人的被害を未然に防ぐ意味でも非常に重要であり、平常時から、地域住民への周知や、危険箇所における標識の設置等が必要である。

市町村においては、洪水や高潮等による浸水想定区域や内水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の災害発生のおそれのある危険箇所等の情報について、防災マップの作成・配布、標識の配置、広報誌、パンフレット等の配布、インターネットの利用、説明会の開催等による地域住民への周知が行われている。

消防庁では、市町村に対して、このような災害危険箇所の周知徹底の取組を引き続き推進するよう要請している。

5. 防災訓練の実施、防災知識の普及啓発等

災害被害の軽減のためには、普段から実践的な防災訓練を実施し、実際の災害時に地方公共団体の防災担当職員や消防職団員、住民等が迅速・的確に行動できるか検証しておくことが有効である。都道府県や市町村においては、台風等風水害や土砂災害を想定した実動訓練、図上訓練、通信訓練などが行われている。

また、被害を最小限にとどめるためには防災関係機関の活動のみならず、住民自らの災害に対する日常の備えが不可欠であり、地域防災の中核的役割を果たす消防団及び自主防災組織等が重要な役割を担っている。都道府県や市町村では消防団及び自主防災組織等の育成強化の取組が進められており、消防庁としてもこうした取組を推進している。特に、避難勧告等を発令するに当たっては、川の水位や土砂災害の監視情報など現場の情報を、いかに正確かつ迅速に把握することができるかが重要となるが、市町村の職員のみでは、現場の状況を十分に把握す

ることは難しい。そのため、刻々と変化する現場の状況を、地域に詳しい消防団員等の確認・報告を通じて、的確な避難勧告等の発令につなげるよう、地域ぐるみの防災体制の整備が重要である。

さらに、地域住民に対して、各種広報媒体を活用し、災害の前兆現象や危険性などの知識の普及啓発を進めることが災害被害の軽減に有効である。都道府県や市町村、消防機関等では、防災啓発のためのイベントや講演会などを実施し、台風や大雨の際の外出や田畑の見回り、屋根など屋外の高所に上がることを極力控えることや、河川や海岸・岸壁等危険な箇所には近付かないことなど、風水害の危険性についての住民への普及啓発に努めており、消防庁においても、啓発資料の作成等により、防災知識の普及啓発に努めている。

6. 災害別対策

(1) 洪水

流域に降った大量の雨水が河川に流れ込み、特に堤防が決壊すると、流域では大規模な洪水被害が発生する。

一方、近年、短時間に局地的に激しい雨が降り注ぎ、山間部や都市部の中小河川に一気に流れ込み、平常時には川遊びができるような穏やかな河川が増水して勢いを増し、氾濫して流域に甚大な被害をもたらす事例が各地で発生している。平成26年7月の台風第8号や8月の台風第12号及び台風第11号による大雨、また、8月15日から20日にかけての大雨では、局地的に降った非常に激しい雨等により、河川が増水し、全国各地で浸水被害が生じた。

特に洪水被害への対策として、消防庁では通知等



平成26年台風第11号の被災現場
(高知県四万十町)

により、市町村に対して以下の取組について要請している。

- 〔1〕 大雨、洪水等の警報や、雨量、河川水位に関する情報などの防災気象情報を的確に収集し早い段階から住民に伝達するとともに、避難勧告等は時期を失することなく早めに発令・伝達すること。
- 〔2〕 地下空間の施設管理者と連携し、地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性について事前の周知を図り、浸水対策及び避難誘導等安全体制を強化すること。洪水時には迅速かつ的確に情報を伝達し、利用者の避難のための措置等を講じること。
- 〔3〕 大雨後の河川増水時、河川管理者と連携し、水辺利用者に対して速やかに安全な場所へ避難するよう注意を促すなど適切に対応すること。また、水難事故防止について啓発すること。

(2) 土砂災害

大雨の際には、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害に厳重に警戒する必要がある。平成25年6月から8月の大雨、平成25年台風第26号や平

成26年台風第8号、第11号、第12号による大雨、8月15日から20日にかけての大雨では、多数の土砂災害が発生し、多数の死者・行方不明者、孤立集落を出す被害となった。

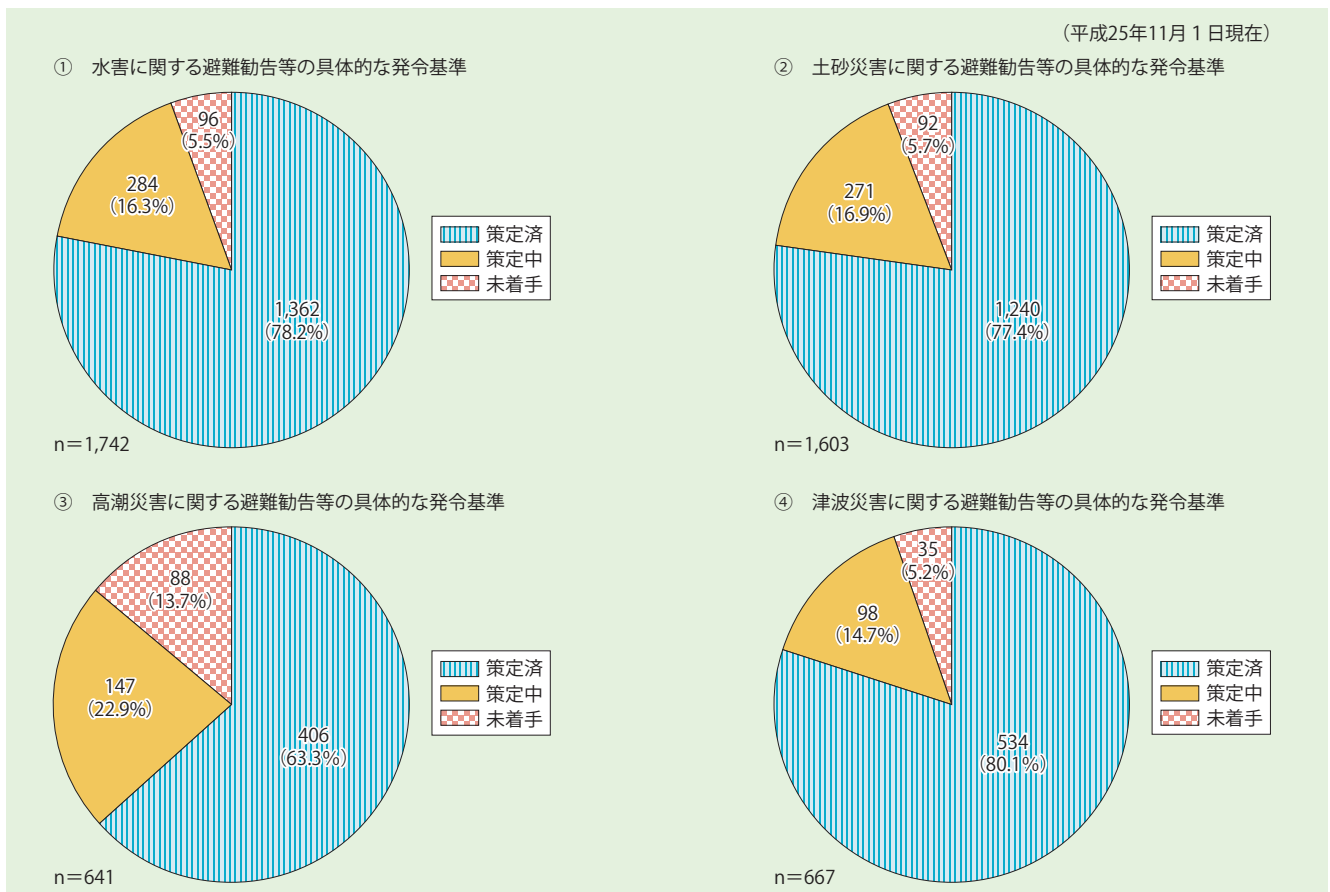
土砂災害対策に関しては、消防庁では通知等により、市町村に対して主に以下の項目について要請している。

- 〔1〕 特に要配慮者関連施設については、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう土砂災害に関する情報の伝達方法を定めること。



平成26年広島県の土砂災害の被災現場
(広島県広島市)

第1-5-2図 避難勧告等の具体的な発令基準を策定している市町村の割合



〔2〕 例年、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の指定区域以外の箇所においても土砂災害が発生していることから、従来危険性が把握されていなかった区域もあわせて再点検を行うこと。

さらに、平成26年9月には、同年8月20日に発生した広島市の土砂災害を踏まえ、関係府省庁において、「土砂災害など重大な自然災害に対する主な被害防止策」が取りまとめられ、消防庁では、都道府県及び市町村に対し、土砂災害危険箇所等の国民に対する緊急周知及び行政の体制整備に係る緊急点検、深夜を含めた災害リスク情報の的確な提供を要請している。

（3）高潮

平成11年（1999年）9月に熊本県不知火海岸で高潮により12人の死者が発生したこと等を踏まえ、消防庁では、平成13年3月に内閣府、農林水産省、国土交通省等と共同で、高潮対策強化マニュアルを策定した。

（4）竜巻・突風

竜巻や突風による災害は全国各地で発生している。

平成24年5月6日に、茨城県、栃木県及び福島県において複数の竜巻が発生し、死傷者や多くの住家被害が発生する被害となった。

この竜巻災害を受けて、消防庁では同年5月に、地元気象台などとも連携の上、気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努められるよう、通知や会議等において要請した。また、政府においては、関係府省庁からなる「竜巻等突風対策局長級会議」（事務局：内閣府）が開催され、8月に竜巻等突風に係る住民、市町村及び国の今後の取組等について報告が取りまとめられた。これを受けて、消防庁では同報告に留意の上、竜巻等突風対策に取り組むよう要請した。

また、平成25年においても、埼玉県越谷市等で竜巻等突風により大きな被害が発生したことにかんがみ、竜巻等突風対策局長級会議が開催され、予測情報の改善、災害情報等の伝達のあり方、防災教育の充実、建造物の被害軽減方策（窓ガラス対策等）、被災者支援の取組等について報告が取りまとめられた。消防庁及び気象庁では、平成25年4月より栃



平成25年9月2日の埼玉県越谷市の竜巻被害
（埼玉県越谷市提供）

木県及び茨城県、平成26年4月より関東地方一円において、消防本部に寄せられる竜巻等突風の発生に関する通報の内容を気象台に情報提供する試行的な取組を実施している。

風水害対策の課題

1. 避難勧告等に係る発令基準の策定支援

災害が想定される市区町村における避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況をみると、水害に関する避難勧告等の具体的な発令基準を策定済の市区町村は、平成25年11月1日現在、78.2%（1,362団体）である。また、土砂災害に関して、策定済の市区町村は77.4%（1,240団体）となっている（第1-5-2図）。

避難勧告等に係る発令の判断基準をいまだに定めていない市町村にあっては、改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の趣旨を理解した上での避難勧告等に係る発令の判断基準の速やかな設定を、既に発令の判断基準を定めている市町村にあっては、現在の判断基準がガイドラインに照らして十分なものとなっているかの見直しを行うための支援を行う必要がある。

2. 避難行動要支援者の支援対策の推進

市町村における避難行動要支援名簿の作成を促進するなど、実効性のある避難行動要支援者の支援対策について、関係機関と連携しながら、取り組んでいく必要がある。

第6節

震災対策

地震災害の現況と最近の動向

震災対策の現況

国内の地震災害

平成25年中に震度1以上が観測された地震は、2,387回（前年3,139回）で、このうち、震度4以上を記録した地震は64回（前年81回）となっている（第1-6-1表）。

1. 震災対策の推進

平成26年3月28日、既存の地震防災対策大綱（東海地震対策大綱、東南海・南海地震対策大綱、首都直下地震対策大綱、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱、中部圏・近畿圏直下地震対策大綱）を統合し、南海トラフ巨大地震、首都直下地震に係

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移

年	震度1	震度2	震度3	震度4以上							計
				震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7	小計	
平成15年	1,344	573	191	63	2	0	5	1	0	71	2,179
平成16年	1,316	619	217	77	12	11	2	2	1	105	2,257
平成17年	1,056	485	122	38	4	5	2	0	0	49	1,712
平成18年	862	340	113	25	3	0	0	0	0	28	1,343
平成19年	1,351	520	170	48	4	2	1	2	0	57	2,098
平成20年	1,216	483	163	34	6	0	1	1	0	42	1,904
平成21年	1,068	399	124	36	3	0	1	0	0	40	1,631
平成22年	883	294	99	32	5	0	0	0	0	37	1,313
平成23年	6,518	2,863	976	253	45	17	4	4	1	324	10,681
平成24年	2,010	816	232	65	12	4	0	0	0	81	3,139
平成25年	1,523	613	187	52	5	6	1	0	0	64	2,387

（備考）「気象庁資料」により作成

第1-6-2表 平成25年1月から平成26年10月までの国内の主な地震災害（震度5強以上）

（平成26年10月31日現在）

発生日	発生日時刻	震源地名	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度	震源深さ	震度5強以上の市町村名	主な被害状況等
平成25年2月2日	23時17分	十勝地方南部	6.5	5強	102km	北海道：浦幌町、釧路市、根室市	【人的被害】重傷1人、軽傷13人 【住家被害】一部破損1棟
平成25年2月25日	16時23分	栃木県北部	6.3	5強	3km	栃木県：日光市	
平成25年4月13日	5時33分	淡路島付近	6.3	6弱	15km	兵庫県：〔震度6弱〕淡路市 兵庫県：〔震度5強〕南あわじ市	【人的被害】重傷11人、軽傷24人 【住家被害】全壊8棟、半壊101棟 一部破損8,305棟 【非住家被害】その他34棟
平成25年4月17日	17時57分	三宅島近海	6.2	5強	9km	東京都：三宅村	【人的被害】軽傷1人
平成25年5月18日	14時47分	福島県沖	6.0	5強	46km	宮城県：石巻市	
平成25年8月4日	12時28分	宮城県沖	6.0	5強	58km	宮城県：石巻市	【人的被害】軽傷4人
平成25年9月20日	2時25分	福島県浜通り	5.9	5強	17km	福島県：いわき市	【人的被害】軽傷2人 【住家被害】一部破損2棟
平成26年3月14日	2時06分	伊予灘	6.2	5強	78km	愛媛県：西予市	【人的被害】重傷2人、軽傷19人 【住家被害】一部破損57棟

る対策検討ワーキンググループが取りまとめた最終報告で示された新たな課題等を追加し、今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策とし

て個別の具体的な施策等を網羅的に取りまとめた「大規模地震防災・減災対策大綱」(第1-6-3表)が新たに策定された。

第1-6-3表 大規模地震対策の概要

項目	内容	東海地震	南海トラフ地震	首都直下地震	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震	中部圏・近畿圏直下地震
		地震防災対策強化地域 8都県 157市町村	地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村	緊急対策区域 10都県 310市区町村	地震防災対策推進地域 5道県 117市町村	
被害想定	想定地震	東海	南海トラフ	都心南部直下	宮城県沖	上町断層
	死者数(人)	約9,200	約323,000	約23,000	約290	約42,000
	全壊建物数(棟)	約460,000	約2,386,000	約610,000	約21,000	約970,000
	経済的被害(円) (直接・間接被害の合計)	約37兆	約215兆	約95兆	約1.3兆	約74兆
基本法令	<ul style="list-style-type: none"> 地震予知に資する観測・測量体制の強化 直前予知を前提とした警戒避難態勢 	大規模地震対策特別措置法(S53)				
	<ul style="list-style-type: none"> 観測・測量体制の整備努力 防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等 		南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H25)	首都直下地震対策特別措置法(H25)	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H16)	
	<ul style="list-style-type: none"> 避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率嵩上等 	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S55)				
		地震防災対策特別措置法(H7)				
大綱	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの 中央防災会議が決定する 	大規模地震防災・減災対策大綱 H26.3策定				
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき作成 強化(推進)地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急(対策)計画の基本となるべき事項等を定めたもの 中央防災会議が決定する(緊急対策推進基本計画は閣議決定) 	地震防災基本計画 S55.4策定	推進基本計画 H26.3策定	緊急対策推進基本計画 H26.3策定	推進基本計画 H18.3策定	—
応急対処方針	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したもの(個々の地震毎に別途具体計画を策定する) 中央防災会議が決定する 	大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H26.3策定				

また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺型地震については、それぞれ地震防災に係る特別措置法が整備され、対策が講じられているところである。

消防庁では、これらの法律等に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画及び地震防災強化計画等に関する助言、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、震災対策に関する調査研究等を行っているほか、緊急消防援助隊の充実強化、震度情報ネットワークの整備（P 249参照）、地方公共団体における防災基盤の整備及び公共施設等の耐震化を推進している。

（1）東海地震対策

東海地震については事前の予知の可能性があることから、昭和53年（1978年）12月に施行された大規模地震対策特別措置法により、東海地域を中心とする1都7県157市町村（平成26年4月1日現在）が地震防災対策強化地域として指定され、東海地震の予知情報が出された場合の地震防災体制を整備し、地震による被害の軽減を図ることとしている。

また、東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に「東海地震注意情報」が、東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総

理大臣により警戒宣言が発せられた場合に、「東海地震予知情報」がそれぞれ発表されることとなり、これらの情報が発表された場合には政府として防災対応を行うこととされている（第1-6-1図）。

消防庁においても「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表された場合にはあらかじめ指定された職員が参集し災害対策室を設置するほか、「東海地震注意情報」及び「東海地震予知情報」が発表された場合には全職員が参集し災害対策本部を設置して災害応急対応にあたることとしている。

（2）南海トラフ地震対策

南海トラフ^{*1}沿いの地域では、ここを震源域として100年から150年間隔で大規模地震が繰り返し発生しており、近年では、昭和19年（1944年）に昭和東南海地震、昭和21年（1946年）に昭和南海地震が発生している。東海地震の領域は発生から160年が経過しており、切迫性が指摘され、また、東南海・南海地震については前回地震から、既に60年以上が経過していることから、今世紀前半にも発生することが懸念されている（第1-6-2図）^{*2}。

平成23年8月に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が内閣府に設置され、科学的知見に基づき南海トラフの巨大地震対策を検討する際に規定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進めることとされた。同モデル検討会は、同年12月に南海トラフの巨大地震モデルの想定震源域・想定津波波源域の設定の考え方などの「中間とりまとめ」を公表し、平成24年3月には、最大クラスの震度分布・津波高（50mメッシュ）の推計結果を第一次報告として公表した。続いて、同年8月に10mメッシュによる津波高及び浸水域等の推計結果を第二次報告として公表した。

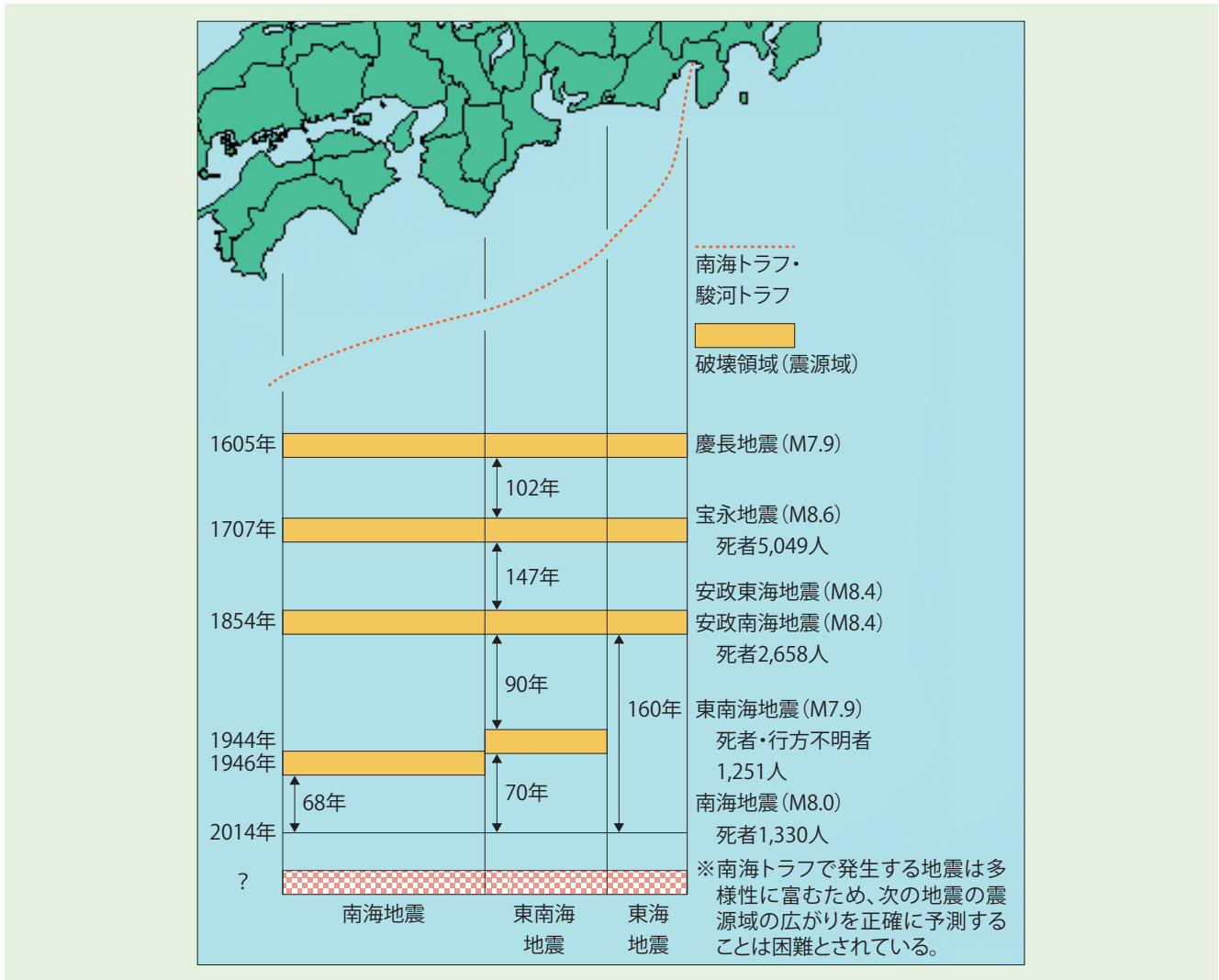
一方、南海トラフ巨大地震に対する対策を検討するため、平成24年3月、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、同年7月には、当面取り組むべき対策等を取りまとめた中間報告を、同年8月には、モデル検討会の10mメッシュによる津波高等の公表に合わせて、第一次被害想定

第1-6-1図 東海地震に関連する情報と防災対応

危険度 ↑	情報名	主な防災対応
	東海地震予知情報 <small>※「警戒宣言」に伴って発表</small>	<ul style="list-style-type: none"> ●地震災害警戒本部設置 ●地震防災応急対策の実施
	東海地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ●準備行動（準備体制）開始の意志決定 ●救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備の実施 ●住民に対する適切な広報
	東海地震に関する調査情報 臨時 定例	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集 連絡体制 ●防災対応は特になし

* 1 南海トラフ：駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域

* 2 地震調査研究推進本部の地震調査委員会によると、マグニチュード8～マグニチュード9クラスの南海トラフの地震が今後30年以内に発生する確率は、70%程度となっている。また、最大クラスの地震の発生頻度は、100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いとされている。



(人的被害及び建物被害)を、また平成25年3月には、第二次被害想定(施設等の被害及び経済的被害)を公表した。さらに、同年5月には、同ワーキンググループより、南海トラフ巨大地震の基本的方向、具体的に実施すべき対策、今後検討すべき主な課題などを示した最終報告が公表された。

こうした被害想定等の公表を受け、ハード・ソフト両面からの総合的な地震防災対策の推進を図るため、平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する法律」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」として改正がなされ、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大された。

南海トラフ地震が発生した場合は著しい被害が発生する可能性があるため、「南海トラフ地震防災対策推進地域」として1都2府26県707市町村(平成26年3月28日現在)を指定し、また、推進地域のうち、津波避難対策を特別に強化すべき地域を「南

海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」として1都13県139市町村(平成26年3月28日現在)を指定し、地震防災対策の強化が図られている。

また、同法に基づき、平成26年3月に、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が策定され、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等が定められた。

(3) 首都直下地震対策

首都地域は、人口や建築物が密集するとともに、我が国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が高度に集積している地域であり、過去にもマグニチュード

7クラスの地震や相模トラフ^{*3}沿いのマグニチュード8クラスの大規模な地震が発生している^{*4}（第1-6-3図）。こうした大規模な地震が発生した場合には、被害が甚大となり、かつ影響が広域に及ぶものとなるおそれがある。

平成24年3月に、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が、同年5月には、内閣府に「首都直下地震モデル検討会」が設けられた。同ワーキンググループは、同年7月に被害想定を待たずとも取り組むべき対策と今後重点的に検討すべき課題を中間報告として取りまとめた。その後、同ワーキンググループでは、首都直下で発生が想定される19パターンの地震について検討を行い、首都中枢機能への影響と被災量がおおむね最も大きくなる地震として、都心南部直下で発生した地震の被害想定について、被害の様相と対策すべき事項等を検証し、平成25年12月に最終報告として取りまとめた。

一方、平成23年9月に、内閣府と東京都を共同事務局とし、関係府省庁、地方公共団体及び経済団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」が設置され、平成24年9月には、帰宅困難者対策を官民が連携・協働して実施するための報告書・ガイドラインが取りまとめられた。

また、平成25年11月に、首都直下地震が発生し

た場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体財産を保護することを目的として「首都直下地震対策特別措置法」が制定された。

同法に基づき、平成26年3月に、首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定める「緊急対策推進基本計画」及び政府の業務継続に関する事項を定める「行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画」（政府業務継続計画）が策定された。

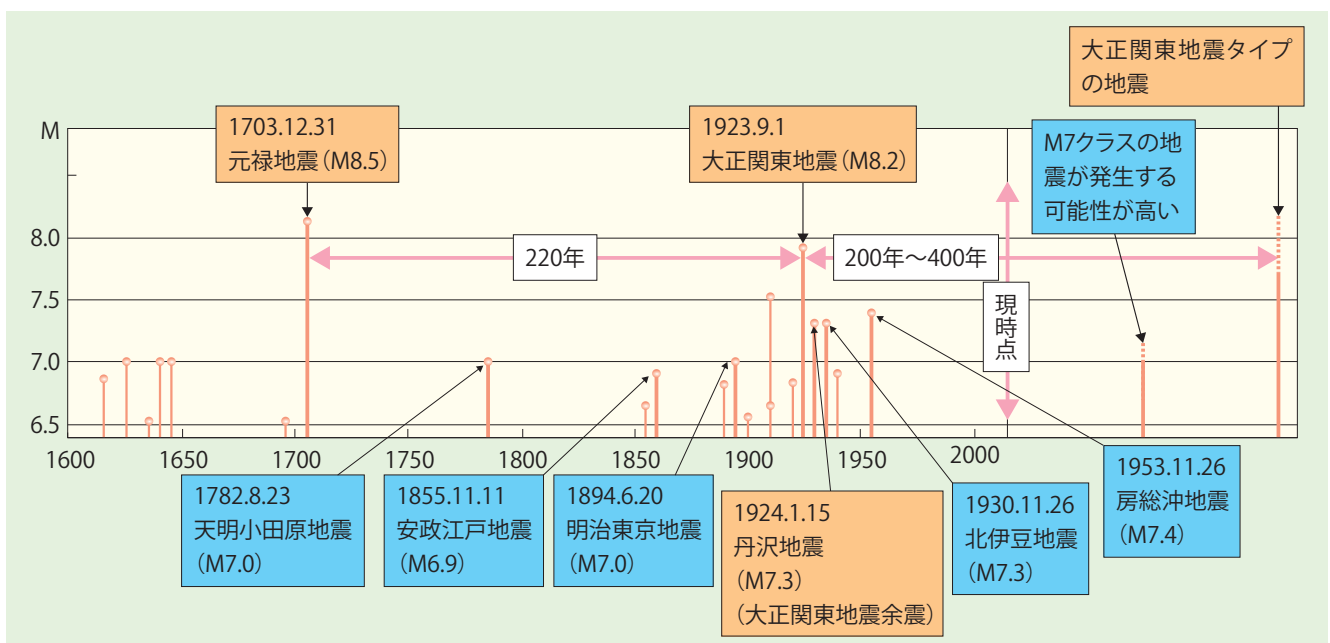
さらに、首都中枢機能の維持及び滞在者等の安全確保を図るべき地区として千代田区・中央区・港区・新宿区を「首都中枢機能維持基盤整備等地区」（平成26年3月時点）として指定している。

なお、首都直下地震により著しい被害が生じるおそれがあるため緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を「首都直下地震緊急対策区域」として1都9県310市区町村（平成26年3月28日時点）が指定されている。

（4）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

日本海溝・千島海溝周辺では、過去において大津波を伴う地震が多数発生しており、東北地方太平洋沖地震もこの領域で発生している。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に備え、地震防災対策を推進する必要がある地域を「日本海溝・千島海溝周辺海溝

第1-6-3図 この400年間における南関東の大きな地震



* 3 相模トラフ：房総半島沖から相模湾にかけて海底に横たわる細長い凹地

* 4 地震調査研究推進本部の地震調査委員会によると、南関東でのマグニチュード7程度の地震が今後30年以内に発生する確率は、70%程度となっている。

型地震防災対策推進地域」として1道4県117市町村（平成26年4月1日現在）を指定し、地震防災対策の強化が図られている。

（５）中部圏・近畿圏直下地震対策

中部圏・近畿圏の内陸には多くの活断層があり、次の東南海・南海地震の発生に向けて、中部圏及び近畿圏を含む広い範囲で地震活動が活発化する可能性が高い活動期に入ったと考えられるとの指摘もある。この地域の市街地は府県境界を越えて広域化しており、大規模な地震が発生した場合、甚大かつ広範な被害が発生する可能性がある。中部圏・近畿圏直下地震への防災対策については、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」において検討された。

同専門調査会では、地震が発生した場合の「応急対策」等具体的に検討するための地震として、中部圏・近畿圏に存在する11の活断層で発生する地震と、名古屋市直下及び阪神地域直下に想定したマグニチュード6.9の地震について、想定震度分布等を公表するとともに、建物被害、死者数等の推計結果（第1-6-4表）をはじめ、文化遺産の被災可能性、経済、交通、ライフライン被害等の推計結果、上町断層帯による浸水可能性の評価結果を公表している。これらの被害想定結果を踏まえ、平成20年12月には、被害軽減を図るための対策を含んだ「中部

圏・近畿圏の内陸地震に関する報告」が取りまとめられた。

なお、平成21年4月、中部圏・近畿圏直下地震対策のマスタープランである「中部圏・近畿圏直下地震対策大綱」が中央防災会議で決定された（平成26年3月「大規模地震防災・減災対策大綱」の策定により廃止）。

（６）その他

ア 防災基盤の整備と耐震化の推進

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、総合的な地震防災対策を強化するため、同年7月に「地震防災対策特別措置法」が施行された。同法に基づき地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、すべての都道府県において「地震防災緊急事業五箇年計画」が作成され、これらの計画に基づき、避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路の整備、社会福祉施設・公立小中学校等の耐震化及び老朽住宅密集市街地対策等が実施されてきている。

同計画は、第1次地震防災緊急事業五箇年計画（平成8年度（1996年度）～平成12年度（2000年度））、第2次地震防災緊急事業五箇年計画（平成13年度～平成17年度）、第3次地震防災緊急事業五箇年計画（平成18年度～平成22年度）、第4次地震防災緊急事業五箇年計画（平成23年度～平成27年度）と策定され、防災基盤の整備に向けた事業への積極的な取組が続けられている。

消防庁では、大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等について、地方単独事業として行われる耐震改修事業に対し、地方債と地方交付税による財政支援を行っている。なお、平成21年度からは、地震による倒壊の危険性が高い庁舎及び避難所について、事業費の90%を起債対象とし、その元利償還金の2/3を交付税算入とする地方財政措置の拡充を行った。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえて平成23年12月に新たに設けられた「緊急防災・減災事業（単独）」の対象とすることとし、平成26年度においても、地方公共団体が緊急に防災・減災に取り組むために措置された「緊急防災・減災事業」（起債充当率100%、交付税措置率70%）の対象としている。

また、耐震診断・改修工事の効果的な実施手法や事例を紹介する「防災拠点の耐震化促進資料（耐震

第1-6-4表 中部圏・近畿圏直下地震に係る被害想定

地震区分	死者数（人） （冬朝5時、風速 15m/sの場合）	全壊建物数（棟） （冬昼12時、風速 15m/sの場合）
猿投—高浜断層帯	約11,000	約300,000
名古屋市直下M6.9	約4,200	約140,000
加木屋断層帯	約4,100	約120,000
養老—桑名—四日市断層帯	約5,900	約190,000
布引山地東縁断層帯東部	約2,800	約83,000
花折断層帯	約11,000	約380,000
奈良盆地東縁断層帯	約3,700	約140,000
京都西山断層帯	約13,000	約400,000
生駒断層帯	約19,000	約560,000
上町断層帯	約42,000	約970,000
阪神地域直下M6.9	約6,900	約290,000
中央構造線断層帯	約11,000	約280,000
山崎断層帯主部	約7,500	約180,000

（備考） 1 中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」資料により作成
2 数字は概数

化促進ナビ)」を平成17年度に作成し、すべての地方公共団体へ配布するとともに、消防庁ホームページにおいて公表している（参照URL：<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/taishin/index-j.html>）。

イ 消防力の充実強化

〔1〕 耐震性貯水槽の整備

大規模地震発生時には、地震動による配水管の破損、水道施設の機能喪失等により消火栓の使用不能状態が想定され、消火活動に大きな支障を生ずることが予測される。

このため、消防庁では、地震が発生しても消防水利が適切に確保されるよう、国庫補助による耐震性貯水槽の整備を進めているところであり、平成26年4月1日現在、全国で、10万85基が整備されている。

〔2〕 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

地震防災対策強化地域における防災施設等の整備や地震防災緊急事業五箇年計画に基づく防災施設等の整備については、国の財政上の特例措置が講じられている。また、地方単独事業についても地方債と地方交付税の措置により地方公共団体の財政負担の軽減が図られてきた。大規模地震発生後における防災活動が迅速かつ的確に行われ震災被害を最小限に抑えるためには、今後とも中・長期的な整備目標等に基づき、より一層の消防防災施設等の整備促進を図っていくことが必要である。

ウ 津波対策の推進

我が国においては、地震とそれに伴い発生する津波によって、過去に大きな被害が生じている。東日本大震災においても津波によって甚大な被害が発生した。

これを受け、第177回国会において、議員立法により、津波対策を総合的かつ効率的に推進するために「津波対策の推進に関する法律」が成立し、平成23年6月24日に公布・施行された。同法律では、津波対策に係る基本的認識や11月5日を津波防災の日とすること等が定められた。

同年12月には、1) 都道府県知事が、最大クラスの津波が悪条件下において発生することを前提に津波防災地域づくりを実施するための基礎となる津

波浸水想定を設定、2) その上で、当該津波浸水想定を踏まえて、ハード・ソフト対策を組み合わせた市町村の推進計画の作成、都道府県知事による津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の指定等を、地域の実情に応じ、適切かつ総合的に組み合わせることにより、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講ずることなどを主な内容とする「津波防災地域づくりに関する法律」が成立し、同月公布・施行された。

一方、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下の「津波避難対策検討ワーキンググループ」は、津波避難対策の基本的な考え方及び具体的な方向性について示した報告を平成24年7月に取りまとめた。同報告が示した津波避難対策の基本的な考え方は「素早い避難」が最も有効で重要な津波対策であること、津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動が基本となること、その上で、海岸保全施設等のハード対策や確実な情報伝達等のソフト対策は、すべて素早い避難の確保を後押しする対策と位置付けるべきものであることである。

実効性のある津波避難対策を実施するためには、都道府県が津波浸水想定区域図を作成すること、それに基づき、市町村が避難対象地域の指定、緊急避難場所等の指定、避難指示等の情報伝達、避難誘導等を定める必要がある。

消防庁では、こうした地方公共団体の取組を推進するため、平成24年度に有識者及び地方公共団体関係者等による「津波避難対策推進マニュアル検討会」を開催し、2市町（徳島県海陽町・愛知県弥富市）において住民による津波避難の検討や津波避難訓練を行い、それらの内容を「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」としてとりまとめるとともに、地方公共団体に通知した（平成25年3月）。

本報告書では、津波避難を円滑に実施するためには、地域の実情を踏まえつつ、広域的かつ統一的な考え方に基づいた避難対策を講じる必要があることから、都道府県が市町村に示す指針等の参考を提示するとともに、住民等が安全に避難するため、その地域の情報に詳しい住民が直接参加し、津波避難を検討する際の参考となるマニュアルを提示している。消防庁では、津波避難の専門家を市町村に派遣するなど、市町村における津波避難対策を促進している。



また、平成16年度に開催した「防災のための図記号に関する調査検討委員会」では、津波避難に係る標準的図記号として、「津波注意」、「津波避難場所」、「津波避難ビル」の3種の図記号を決定した(第1-6-4図)。これらの図記号は、平成20年7月に国際規格化（ISO化）されるとともに、平成21年3月にJIS(日本工業規格)化されている。災害時には、地域住民はもとより、観光客や外国人などが共通した認識を持ち、迅速かつ円滑な避難を行う必要があることから、これらの図記号を用いた避難標識の整備を進めていく必要がある。

さらに、地方公共団体が整備する津波避難タワーや、住民の避難経路となる避難路・避難階段、浸水想定区域内からの公共施設等の移転などに係る地方単独事業に要する経費については、従来より地方債と地方交付税による支援を行ってきており、平成26年度においては「緊急防災・減災事業」により支援を行っている。

エ 地域防災計画（震災対策編等）の作成・見直しへの取組

地震災害は地震動による建築物の損壊のみならず、津波、火災、山崩れ等による二次的災害も含んだ複合的な災害であり、被害も広範囲に及ぶという特性を有するものであるため、地域防災計画において、他の災害とは区分して「震災対策編」等として独立した総合的な計画を作成しておく必要がある。

さらに、平成23年12月の防災基本計画の修正により、これまで震災対策編の一部とされていた津波災害対策について、新たに独立して「津波災害対策編」が設けられた（震災対策編は「地震災害対策編」とされた。）。

また、地域防災計画の作成・見直しにおいては、被害想定に基づく防災体制の見直しや、近隣地方公共団体における計画との整合性に留意するとともに、職員参集・配備基準をはじめ各種応急体制の整

備・充実、災害時における職員の役割や関係機関等との連絡体制等を明確にするなど、地域防災計画の実効性の向上に努めることが重要である。

2. 地方公共団体における震災対策

地方公共団体においては、地域の実情に即した震災対策を推進するため、消防力の充実強化、地域防災計画見直し、避難場所や避難路・避難階段の整備、地域住民に対する防災知識の普及・啓発、津波対策、物資の備蓄、地震防災訓練等について積極的に取り組んでいる。

(1) 地域防災計画（震災対策編等）の作成状況

平成26年4月1日現在、すべての都道府県において、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」（又は「地震災害対策編」）として独立の項目を設けて定めている。一方、市区町村（全1,742団体）においては、「震災対策編」（又は「地震災害対策編」）として独立の項目を設けているものが1,369団体、「節」等を設けているものが237団体、「その他の災害等」として扱っているものが39団体となっている。

(2) 震災時等における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されることから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間で、震災時等における相互応援協定を締結している。

さらに、阪神・淡路大震災を契機に、平成8年（1996年）7月、全国知事会において「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」が締結され、各都道府県間等の応援協定では対応できないような災害が発生した場合における、全国レベルでの相互応援体制が整備されている。このため、東

第1-6-5表 地方公共団体と民間団体等との応援協定の締結状況

(平成26年4月1日現在)

区分	団体数	放送要請に関する協定	救急救護に関する協定	輸送に関する協定	災害復旧に関する協定	物資に関する協定	その他
都道府県	47	47	47	46	47	47	46
市区町村	1,742	554	827	602	1,360	1,466	800

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

第1-6-6表 主な備蓄物資の状況

(平成26年4月1日現在)

区分	団体数	備蓄物の保有状況														
		食糧	食糧の内訳						飲料水	毛布等	ローソク	懐中電灯	テント	担架	簡易トイレ	浄水器
			乾パン	麺類	インスタント	米	缶詰									
					主食	副食										
都道府県	47	47	39	36	43	39	38	46	47	33	35	30	19	44	20	
市区町村	1,742	1,550	973	503	1,325	706	652	1,420	1,637	659	1,320	980	1,026	1,269	623	

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 公的備蓄又は流通在庫のいずれかを確保している団体数を計上

日本大震災では、全国知事会が協定に基づき、被災4県からの要望等に基づき、食料品、生活用品、燃料等の救援物資を提供している。

なお、地方公共団体においては、民間団体等との間で、物資、災害復旧、救急救護、放送要請及び輸送などに係る応援協定を締結している(第1-6-5表)。

(3) 備蓄物資・備蓄倉庫等の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び、震災時に必要な物資の流通在庫を確保することに努めている(第1-6-6表)。

(4) 震災対策施設等の整備事業

平成25年度において、震災対策施設等の整備促進のため、都道府県が実施した事業費は約1,075億円、また、市区町村が実施した事業費は約1,100億円である(第1-6-7表)。

(5) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

平成25年度においては、43都道府県と921市区町村が総合防災訓練を実施している(第1-6-8表、第1-6-9表)。

(6) 津波対策の実施状況

大規模な地震が発生した場合、沿岸地域では津波

第1-6-7表 震災対策施設等整備事業費

(平成25年度)

(単位：百万円)

事業名	都道府県事業費		市区町村事業費	
	国庫	単独	国庫	単独
避難地・避難路整備事業	24,329	36,943	7,029	7,077
防災行政無線整備事業	930	11,569	19,951	34,811
備蓄倉庫整備事業	0	47	2,842	3,615
防災センター整備事業	21	1,034	2,565	3,918
防災資機材整備事業	280	160	835	5,367
耐震性貯水槽整備事業	376	0	4,719	2,987
大震用車両整備事業	28	37	70	229
地震観測機器整備事業	10	21	0	55
備蓄物資整備事業	36	636	403	6,094
その他	15,202	15,864	2,814	4,641
小計	41,212	66,312	41,228	68,796
合計	107,524		110,025	

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 端数処理をしているため、各数値の合計と合計欄が一致しない場合がある。

の発生が予想されることから、地方公共団体においては各種の津波対策が進められている。

平成26年4月1日現在、海岸線を有する市区町村は646団体であり、その中で過去の地震の記録や海岸の地形等を踏まえ、津波浸水予想地域を定めている団体が576団体、津波災害を想定した避難地が1万9,405箇所定められている。

また、緊急時に住民が迅速・的確に行動する必要があることから、津波を想定した訓練が平成25年度は383団体で実施されている。

第1-6-8表 都道府県における震災対策訓練の実施状況

(平成25年度)

区 分	総 合 訓 練	うち広域応援を含んだもの	
		うち広域応援を含んだもの	うち自衛隊が参加したもの
訓練実施延べ回数	79	52	71
参加人員	256,613	158,296	253,047
団体数	43	33	42

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

第1-6-9表 市区町村における震災対策訓練の実施状況

(平成25年度)

区分	震災総合訓練	個別訓練							
		職員参集訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応援物資搬送訓練	その他の訓練
訓練実施延べ回数	1,315	351	1,502	675	920	605	500	195	1,062
参加人員	3,445,209	103,245	626,423	317,697	668,408	266,389	264,090	105,787	608,887
団体数	921	267	415	165	304	148	146	56	229

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

震災対策の課題

1. 耐震化の一層の推進

大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等の耐震率は85.4%（平成25年度末現在）となっており、早急かつ計画的な公共施設等の耐震化を推進することが必要である。

2. 南海トラフ地震・首都直下地震などへの対策、津波対策の推進

過去には、東海地震、東南海地震、南海地震が同

時期に発生していることが分かっており、今後、東海地震が相当期間発生しなかった場合には、東海地震、東南海地震、南海地震が連動して発生する可能性も生じてくると考えられる。

東日本大震災の教訓を踏まえて、最大クラスの南海トラフ地震や首都直下地震などへの対策を推進していく必要がある。

また、市町村においては地域防災計画等における津波避難に関する事項の策定の促進など、津波対策を推進していくことが必要である。

第7節

原子力災害対策

【 原子力災害等の現況と最近の動向 】

1. 原子力施設の現況と主な事故

我が国には、原子力施設として、原子力発電所、核燃料使用施設、核燃料加工施設等が立地している（第1-7-1図）。

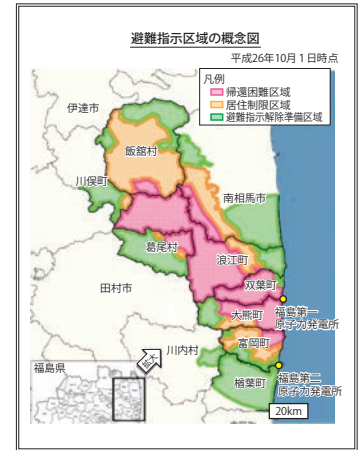
原子力施設における平成7年（1995年）以降の主な事故は次のとおりである（第1-7-1表）。

2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

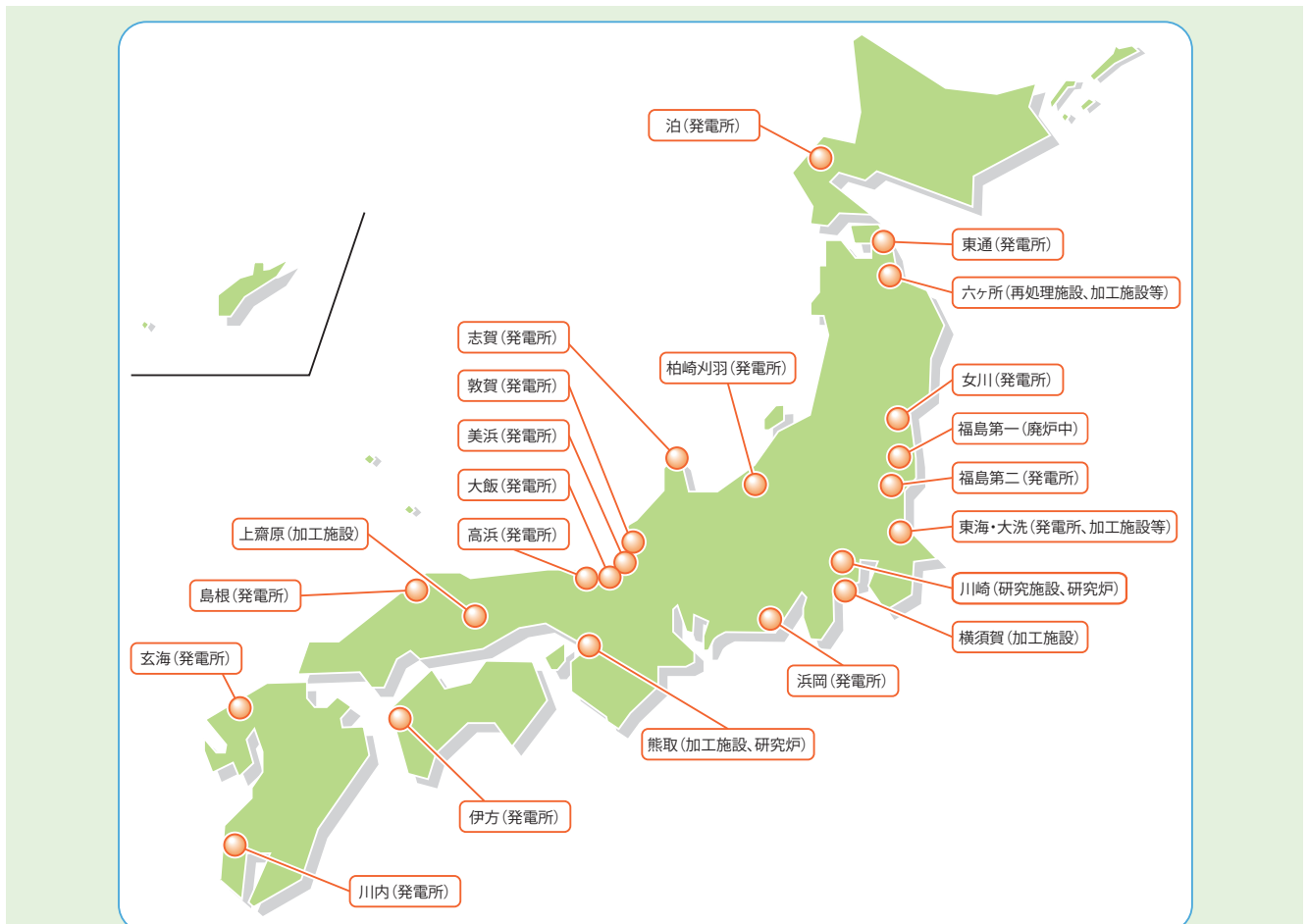
平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発

電所事故の発生以降、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策本部長の指示により、当該原子力発電所の周辺地域において避難指示区域の設定が行われている。

当該区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「双葉消防本部」という。）、相馬地方広域市町村圏消防本部及び伊達地方消防組合消防本部では、放射性物質による汚染、地震等に



第1-7-1図 我が国の主な原子力施設立地地点



(備考) 原子力規制委員会資料を基に作成

第1-7-1表 平成7年（1995年）以降の原子力施設における主な事故

発生日月	施設名	事故概要等	INESによる評価
H7.12.8	動力炉・核燃料開発事業団(当時)高速増殖炉「もんじゅ」	使用前検査中の高速増殖炉「もんじゅ」において、冷却材であるナトリウムが漏えいし、火災となった。	1
H9.3.11	動力炉・核燃料開発事業団(当時)東海再処理施設アスファルト固化処理施設	東海再処理施設アスファルト固化処理施設で火災爆発が発生した。	3
H11.9.30	株式会社JCOウラン加工施設	ウラン加工施設において、臨界に達する事故が発生し、従業員3人が重篤の放射線被ばくを受けた（うち2人死亡）ほか、これらの者を救急搬送した救急隊員3人、防災業務関係者、臨界状態停止のための作業に従事した従業員を含む多数の者が被ばくした。	4
H12.8.17	北海道電力(株)泊発電所	点検工事中の放射性廃棄物処理建屋サンプタンク内の清掃作業中に、当該タンク内で体調不良となった作業員1人を救出するためタンク内に入った別の2人の作業員のうち1人が、救出に使用した縄ばしごの約1メートルの高さから落下転倒し、死亡した（病院において、全身の放射線測定を改めて行った結果、臀部及び背部に汚染があり、臀部の汚染は当初事業所から説明があったレベルより高いことが判明）。	—
H13.11.7	中部電力(株)浜岡原子力発電所	定格熱出力運転中の1号機において、非常用炉心冷却系の一つである高圧注入系の定期手動起動試験を実施したところ、同系統のタービン蒸気配管から分岐する余熱除去系配管が破断し、放射性物質を含む蒸気が原子炉建屋内に漏えいした。	1
H18.3.22	関西電力(株)大飯発電所	3、4号機廃棄物処理建屋において、管理区域である同建屋4階の工具等の物置として使用していた場所で火災が発生した。	—
H19.7.16	東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所	新潟県中越沖地震（最大震度6強）が発生し、それに伴い3号機所内変圧器において火災が発生した。	—
H23.3.11	東京電力(株)福島第一原子力発電所	東北地方太平洋沖地震（最大震度7）の発生に伴い、非常用炉心冷却装置による注水が不能になるなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。また、原子炉建屋の水素爆発、火災、汚染水の滞留や放射性物質が外部に放出されるなどの事態となった。	7 ※暫定評価
	東京電力(株)福島第二原子力発電所	東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、圧力抑制機能が喪失するなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。	3 ※暫定評価
	東北電力(株)女川原子力発電所	東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、タービン建屋地下1階において、火災が発生した。	—
H25.5.24	(独)日本原子力研究開発機構	大強度陽子加速器施設J-PARC/ハドロン実験施設において、陽子ビーム取出装置の誤作動により放射性物質が管理区域外に漏えいし、放射線業務従事者34人が被ばくした。	1 ※暫定評価

よる消防施設や水利の被災等の厳しい条件の下、消防活動を継続して行っている。

双葉消防本部は、現在も一部の署所を除き、避難指示区域外の署所に人員や車両を移転している。

避難指示区域の管轄消防本部は、当該区域内の防火対策のための定期的な巡回の実施、火災の早期発見のための監視カメラの設置、さらに簡易型防火水槽の整備、高性能水中ポンプの導入といった、必要な消防施設の整備を行っている。

また、避難指示区域においては、火災の早期発見、除草や枝木の伐採等の面でも制約があることから、大規模な火災が発生した場合の備えとして、平成23年11月に福島県内の消防本部による応援体制が確立されるとともに、平成24年3月には原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部による緊急対策が取りまとめられ、関係機関の連携が強化されている。

消防庁では、仮庁舎等の整備に係る財政支援を行

うとともに、平成25年度からは「原子力災害避難指示区域消防活動費交付金」により、避難指示区域の管轄消防本部において必要な消防施設の整備や消防応援活動に要した経費等の財政支援を行っている。

また、双葉消防本部においては、避難指示区域の見直しにより人の出入りが増加することによる出火危険が懸念されている中、職員数も減少していることから、平成25年4月から同年9月まで、県内消防本部を含む全国22の消防本部から消防職員を派遣し（福島支援全国消防派遣隊）、双葉消防本部管内の火災警戒等の消防活動の支援を行った。

さらに、同年9月には「双葉消防本部支援調整会議」を設置し、双葉消防本部における消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等について必要な検討・調整を行っている。

原子力災害対策の現況

1. 原子力施設等の防災対策

原子力防災対策は、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等の防災計画に従って必要な措置が講じられる体系となっている。

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、平成24年6月に原子力規制委員会設置法の制定や原災法の一部改正が行われる等、原子力防災対策の抜本的な見直しが行われているところであり、消防庁では、消防機関による原子力施設等における活動対策に関する支援等を行っている。

2. 関係地方公共団体における原子力災害対策

原子力施設周辺において、関係地方公共団体は、防災基本計画(原子力災害対策編)及び原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画を策定し、当該原子力施設や地域の実情に即した原子力災害対策を推進している。消防庁では、地域防災計画の見直しに資するため、内閣府(原子力防災)の「地域防災計画(原子力災害対策編)作成マニュアル」の策定を支援している。特に、地域防災計画・避難計画の策定については、原子力防災会議の下、内閣府(原子力防災)が中心となって、関係省庁が連携し、政府として、充実化の支援を行っている。

3. 消防機関における活動対策

(1) マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布

消防庁では、原災法等における事業者の責務や自衛消防組織の設置等を踏まえ、事故等発生時において消防隊員の安全を確保しながら効果的に消防活動が展開できるよう各種マニュアル等を作成し、消防機関等に配布している。

主なものとして、原災法制定等を契機として取りまとめた「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」(平成13年3月。以下「マニュアル」という。)、マニュアルを災害現場用にコンパクトにま

とめた「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」(平成16年3月。以下「ハンドブック」という。)、除染活動についてまとめた「原子力施設等における除染等消防活動要領」(平成17年3月)等を作成した。

また、平成19年7月16日の柏崎刈羽原子力発電所における変圧器火災の教訓を踏まえ強化された原子力発電所等の自衛消防体制との連携を図るとともに、大規模地震時等に原子力発電所等において火災等が発生した場合の消防体制を強化するため、マニュアルの地震対策編の作成(平成20年2月)、ハンドブックの一部改訂(平成20年2月)及び「現場指揮本部の設置・運営マニュアル」(平成21年12月)の作成を行った。

さらに、平成23年3月の福島原発事故等を踏まえ、「消防・救助技術の高度化等検討会(N災害等に関する消防活動対策分科会)」を開催し、政府全体の原子力防災体系の見直しへの対応、福島原発事故等における消防活動事例や近年の技術的進展の反映等の観点から検討を行い、複数のマニュアル等を統合・整理し「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」(平成26年3月)をとりまとめた。

(2) 放射性物質事故対応資機材の整備等

消防力の整備指針では、原子力施設の立地など地域の実情に応じて、放射性物質による事故に対応するための資機材を配置するものとされている。また、平成19年7月の柏崎刈羽原子力発電所における変圧器火災の教訓を踏まえ、平成20年3月に同指針を改定し、原子力発電所や再処理施設の所在する市町村における化学消防車の配置について規定が追加されている。

放射性物質による事故等への対応力の強化のため、消防庁では、平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費(平成22年9月24日閣議決定)及び平成23年度補正予算(第1号)を活用し、個人警報線量計などの放射性物質事故対応資機材を消防組織法第50条の無償使用制度により緊急消防援助隊登録消防本部に配備している。

(3) 消防職員に対する教育・訓練等

ア 消防職員に対する原子力防災研修については、消防大学校において、「緊急消防援助隊教育科 NBCコース」を実施している。また、実

実践的な消防訓練のあり方を取りまとめた「原子力施設における消防訓練のあり方について」(平成21年3月)、放射性物質による事故発生時の消防活動の基本的事項等すべての消防職員に習得してほしい事項についてまとめた教材「スタート!RI 119～消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識～」(平成23年3月)を作成し、消防機関等に配布している。

イ このほか、原子力規制庁では消防職員や原子力事業者等を対象とした「原子力施設における火災防護に関する研修」等を、独立行政法人放射線医学総合研究所では消防職員等初動対応者向けの「NIRS放射線事故初動セミナー」等を実施しており、消防庁では講師派遣等を行っている。

原子力災害対策等の課題

1. 福島原発事故を踏まえた今後の取組

(1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援

避難指示区域の管轄消防本部においては、放射性物質による汚染、消防施設や水利の被災等の厳しい条件下、消防活動を継続して行っているところであり、各市町村の復旧・復興等と合わせて体制の充実・強化を図る必要がある。消防庁としても、関係省庁等と連携し、管轄消防本部への支援を引き続き行っていくことが必要である。

(2) 放射性物質事故対応資機材の検討

放射性物質や放射線の環境下における消防活動について、近年のNBC災害対策資機材の高性能化に伴う検知、除染、救助等の活動手法の進展などを踏まえ、より安全かつ効果的・効率的に実施することが期待できる対応資機材について検討を行う必要がある。

(3) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等

関係地方公共団体においては、原子力防災全体の見直しと合わせ、地域防災計画の見直しが進められているところであるが、原子力災害対策指針上「重

点的に原子力災害対策を講ずべき区域(原子力災害対策重点区域)」の目安となる範囲が、原子力発電所にあつては従前のおおむね半径8～10kmからおおむね半径30kmに拡大されたことから、新たに当該区域に入ることとなった地方公共団体の地域防災計画において原子力災害対策を定めること、広域での避難体制を確保すること等が求められている。

消防庁では、関係省庁と連携し、地域防災計画・避難計画の充実に向けた必要な支援や、訓練等を通じた防災体制の充実強化を支援しているところであり、今後ともこれらの取組みを通じて、原子力防災体制の継続的な改善を行っていく必要がある。

(4) 福島第一原発において活動した消防職員の長期的な健康管理

消防庁では、福島第一原発において、緊急消防援助隊として3号機の使用済燃料プールへの放水活動等を実施した消防職員の安心に資するため、平成23年度に、当該消防職員についてホールボディーカウンター^{*1}等による検査を行うとともに、医療や放射線の専門家等により構成される「福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理検討会」において、健康状態に関する把握方法や管理方法等を検討した。さらに、平成24年度からは、「福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理審査連絡会」において、当該消防職員に係る定期追加検査の機会の確保及び長期的経過観察により、健康管理の支援を行っており、引き続き当該支援を実施していく必要がある。

2. 原子力発電所等における消防体制の充実

火災防護や重大事故対策に関する新たな規制基準等に基づく原子力事業者の体制強化の状況を踏まえ、原子力施設等での事故等発生時における現場指揮本部の情報収集・伝達体制や消防機関と原子力事業者及び関係機関の連携による消防体制の強化を図るとともに、消防機関における教育訓練について充実を図っていく必要がある。

*1 ホールボディーカウンター：人の体内に沈着した放射性物質から放出されるガンマ線を人体の外側から検出する計測装置

3. 放射性物質等事故対応能力の向上

原子力発電所等が所在しない市町村においても、放射性物質輸送時や放射性同位元素（RI）取扱施設等において放射性物質の放出を伴う事故が発生する

可能性があり、当該市町村の消防機関は、迅速かつ適切に事故対応を行う必要があることから、放射性物質による事故に対する消防機関の消防活動能力の向上を図っていく必要がある。

その他の災害対策

火山災害対策

1. 平成25年以降の 主な火山活動の動向

(1) 桜島

桜島では、昭和火口で爆発的噴火が発生するなど、活発な噴火活動が継続した。昭和火口及び南岳山頂火口からおおむね2 kmの範囲では、噴火による大きな噴石及び火砕流に警戒が必要な状況が続いていることから、桜島の噴火警戒レベル3となっている。

(2) 西之島

西之島では、噴火による噴石等の堆積や溶岩の流出により、新たに形成された陸地の拡大の継続が確認されている。西之島及びそれらの付近の海域では噴火に警戒が必要なことから、気象庁は平成26年6月3日に火口周辺警報を発表し、警戒事項を火口周辺危険から入山危険に引き上げた。また、6月11日に火口周辺警報（入山危険）及び火山現象に関する海上警報を切り替え、警戒が必要な範囲を西之島の中心から概ね6 km以内と明示した。

(3) 口永良部島

平成26年8月3日午後0時24分頃口永良部島の新岳付近で噴火が発生し、灰色の噴煙が火口縁上800m以上まで上がった。同日火口周辺警報を気象庁が発表し、噴火警戒レベルを1（平常）からレベル3（入山規制）に引き上げた。また、火砕流に対する警戒も必要となったことから、8月7日に火口周辺警報を切り替え（噴火警戒レベル3継続）、新岳火口からおおむね2 kmの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石と向江浜地区から新岳の南西にかけて、火口から海岸までの範囲では火砕流に警戒が必要とした。

また、再度の噴火の危険性があることから島内全域への避難準備情報が発令され、それを受けて一部の島民が島外へ避難した。

(4) 御嶽山

平成26年9月27日午前11時52分頃御嶽山で噴火が発生し、噴煙は東に流れ、その高度は火口縁上約7,000mと推測される。御嶽山の西側の岐阜県下呂市萩原町から東側の山梨県笛吹市石和町にかけての範囲で降灰が確認された。気象庁は、山頂火口から4 km程度の範囲では、噴火に伴う大きな噴石の飛散等に警戒が必要なことから、同日火口周辺警報を発表し、噴火警戒レベルを1（平常）からレベル3（入山規制）に引き上げた。また、火砕流にも警戒が必要なことから、9月28日にも火口周辺警報を切り替えた（レベル3は継続）。

この噴火により、負傷者が多数発生しているとの情報を受け、消防庁では、9月27日午後2時30分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室（第1次応急体制）」を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、甚大な被害状況から、午後8時20分には国民保護・防災部長を長とする「消防庁災害対策本部（第2次応急体制）」に改組した。さらに、9月28日午後5時00分には、災害対策基本法第24条第1項に基づき、政府に「平成26年（2014年）御嶽山噴火非常災害対策本部」が設置されたことを受け、消防庁の体制を消防庁長官を長とする「消防庁災害対策本部（第3次応急体制）」に改組した。

また、9月27日午後8時30分、長野県知事から消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣要請が行われ、消防庁では、直ちに消防庁長官から4都県（東京都、山梨県、静岡県、愛知県）に対して緊急消防援助隊の出動を要請した。10月14日には、救助体制の強化を図るため、新たに消防庁長官から富山県及び岐阜県に対して緊急消防援助隊の出動を要請し、9月27日から10月17日までの21日間で延べ1,049隊4,332人が救助活動等を行った。

御嶽山の噴火による人的被害は、死者57人（長野県）、行方不明者6人（長野県）、負傷者69人となっている。

2. 火山災害対策の現況

(1) 国における火山災害対策

我が国には110の活火山が存在している。火山災害に結びつく危険性が高い火山現象は、噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、降灰、降灰後の土石流、火山ガス、山体崩壊及びそれに伴う津波など多岐にわたる。

火山災害に対しては、活動火山対策特別措置法等に基づいて諸対策が講じられており、消防庁では火山を有する地域の市町村に対して、避難施設の整備に要する費用の一部に国庫補助を行っている。

さらに、平成12年（2000年）の有珠山及び三宅島の火山災害を踏まえ、消防庁は平成13年から最新の火山防災に関する情報や関係団体で有する情報等を共有していくことを目的とした「火山災害関係都道府県連絡会議」を開催した。平成24年からは各地域における火山防災対策の取組の現状や課題等について、意見交換等を通じて共有することにより、火山防災協議会の設置の促進や運営の活性化を図ることを目的とした「火山防災協議会等連絡・連携会議」（事務局：内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁）を開催している。

こうした中、火山災害の一層の軽減を図るため、平成19年12月に気象業務法の一部が改正され、重大な火山災害の起こるおそれのある旨を警告する「噴火警報」等の発表が開始された。加えて、火山活動の状況を関係地方公共団体や住民、登山者・入

山者等がとるべき防災対応等に応じて5段階に区分した「噴火警戒レベル」が全国30火山（平成26年7月現在）を対象に運用されており（第1-8-1表）、今後その他の火山についても、噴火警戒レベルに応じた防災対応について、後述する火山防災協議会における共同検討が進められる予定である。

また、内閣府、消防庁、国土交通省及び気象庁では、平成20年3月、より効果的な火山防災体制を構築するための火山情報と避難体制について検討した結果を「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」として取りまとめた。指針では、関係都道府県及び関係市町村に対して、平常時における協議会等の開催、噴火時等の異常発生時における合同対策本部の設置、具体的で実践的な避難計画の策定、住民等への啓発等、指針を踏まえた火山防災対策の推進を要請している。

平成23年1月以降の霧島山（新燃岳）の噴火の際には、関係県・市町、国の出先機関、火山の専門家等からなる「コアメンバー会議」が開催され、住民の避難計画、土石流対策、降灰対策計画等についての検討や情報共有が実施された。

これらを踏まえ、平成23年12月の防災基本計画の改定では、以下の事項が新たに記述された。

- ① 都道府県は、国、市町村、公共機関、専門家等と連携し、噴火時等の避難等を検討するための「火山防災協議会」を設置するなど体制を整備するよう努める。
- ② 国及び地方公共団体は、火山防災協議会にお

第1-8-1表 噴火警戒レベルとキーワード、とるべき防災対応

種別	名称	対象範囲	レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。	
			レベル4	避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。	
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	レベル2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1	平常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	通常の生活。	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)。

- 注 1 各レベルには、「警戒が必要な範囲」を踏まえて、防災機関等の行動が5段階のキーワード(「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「平常」)として示されている
- 2 「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶレベル5(避難)及びレベル4(避難準備)については、「噴火警報(居住地域)」で発表する
- 3 「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られるレベル3(入山規制)及びレベル2(火口周辺規制)については、「噴火警報(火口周辺)」で発表する
- 4 噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」については、地元の火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、市町村や都道府県の地域防災計画に定められている
- 5 気象庁ホームページ資料を基に作成

ける検討を通じて、噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの整備を推進する。

- ③ 地方公共団体は、火山防災協議会における検討を通じて、噴火警戒レベルの導入に向けての防災対応や避難対象地域の設定を行い、具体的に実践的な避難計画を作成し、訓練を行う。

平成23年度においては、霧島山（新燃岳）の噴火の際の知見も踏まえ、「火山防災対策の推進に係る検討会」（事務局：内閣府）において「具体的で実践的な避難計画策定の手引」及び「火山防災マップ作成指針骨子」が取りまとめられた。

平成24年度においては、「火山防災マップ作成指針ワーキンググループ」（事務局：内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁）において「火山防災マップ作成指針」が取りまとめられた。

平成25年度においては、「広域的な火山防災対策に係る検討会」（事務局：内閣府、消防庁、国土交通省、気象庁）において「大規模火山災害対策への提言」が取りまとめられたことを受けて、中央防災主事会議において、「火山災害応急対策対処方針」がとりまとめられた。

さらに、平成26年10月には、同年9月27日に発生した御嶽山の火山災害を踏まえ、関係府省庁において、「火山噴火に関して緊急的に行う主な被害防止対策」が取りまとめられ、常時観測47火山全てにおける火山防災協議会の設置完了、登山者や旅行者等に対する適切な情報提供と安全対策、火山観測体制の強化等などについて取り組むものとしている。

（2）地方公共団体における火山災害対策

ア 近隣地方公共団体や関係機関との連絡・協力体制の整備

火山の周辺にある地方公共団体では、整合性の取れた避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制が整備される必要がある。平成26年3月現在、33火山で火山防災協議会が設置され、情報共有、避難の対応等についての検討・調整等の連携体制が整備されている。

また、火山災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するため、火山周辺の地方公共団体においては、火山防災協議会等の場を通して、火山観測を行っている气象台、砂防部局、火山専門家のほか、警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁等との連携が図られている。

イ 火山防災マップの作成、提供

火山が噴火した際にどの地域にどのような危険が及ぶのかを示した火山ハザードマップを火山防災協議会等において作成することは、協議会における避難計画の検討に資するものである。また、火山ハザードマップをもとに、噴火警報等の解説や避難計画の内容、住民への情報伝達の方法等を記載した火山防災マップを作成し、地域住民に配布することを通じて、防災情報を積極的に提供することが、平常時から住民に対して、防災意識の高揚を図ることにつながる。平成26年3月現在、全国の37火山において火山ハザードマップが作成されている。

消防庁では、有珠山の噴火や三宅島の火山活動を踏まえ、火山周辺の地方公共団体に対してハザードマップの作成を要請するとともに、平常時から住民に対して防災情報を積極的に提供し、防災意識の高揚を図る必要性を示している。

ウ 火山防災に関する計画の整備

火山の周辺にある地方公共団体では、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を勘案して、噴火警戒レベルに応じた防災対応等、火山防災に関する計画を地域防災計画の中に整備することが重要である。平成26年4月1日現在、都道府県で19団体、市町村で178団体が地域防災計画の中で火山災害対策計画を別冊又は独立した編、章として整備しており、最新資料の活用による計画の見直しも適宜行われている。

エ 実践的な防災訓練の実施

火山の周辺にある地方公共団体では、消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下、定期的な実践的な防災訓練が行われ、平成25年度は火山災害を想定した防災訓練が都道府県5団体で延べ7回、市町村では延べ31回実施されている。なお、その際には、関係地方公共団体による合同訓練も実施されている。

オ 住民や観光客への情報伝達体制の整備

噴火警報や、避難勧告、避難指示等の災害情報を確実かつ迅速に住民に伝達するためには、防災行政無線（同報系）の整備が非常に有効である。火山地域の市町村における防災行政無線（同報系）の整備率は、78.3%（平成26年3月31日現在）である。

また、観光客、登山者の立入りが多い火山にあっては、火山活動の状況に応じて発表される噴火警報に基づいて、登山規制、立入規制等の措置が取られ、観光客等への周知が図られている。

3. 火山災害対策の課題

火山災害による人的被害の発生を防ぐためには、前項のような火山災害対策を引き続き推進していくことが重要であるほか、消防防災用施設・資機材等の整備等も重要である。特に、火山災害は風水害や地震のように頻繁に発生するものではないため、組織体制や知見等の面から、防災体制を構築することに困難を伴っていることも事実であり、実際の緊急時に機能する実効的な火山防災体制の整備・維持や、住民に対する継続的な防災意識の啓発が課題となる。それとともに、いざという時に迅速かつ確実に避難が行われるよう、平常時からの協議会等の場における関係機関の連携の下、具体的で実践的な避難計画を検討し、情報伝達体制、避難についての広報手段、誘導方法、避難所等をきめ細かく定めておくことが必要である。特に、高齢者等の自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に避難の援助を行う者を定めておくなど支援体制を整備し、速やかに避難できるよう配慮する必要がある。

雪害対策

1. 雪害の現況と最近の動向

平成25年11月から平成26年3月までの雪害による人的被害は、死者95人(前年104人)、負傷者1,770人(同1,517人)、住家被害は、全壊28棟(同5棟)、半壊40棟(同7棟)、一部破損5,872棟(同194棟)となっている。

〈平成26年2月14日から16日の大雪による被害状況等〉

前線を伴った低気圧が、平成26年2月14日から16日にかけて発達しながら本州の南岸を北東へ進み、西日本から北日本の広い範囲で雪が降り、特に関東甲信地方では、14日夜から15日にかけて大雪となった。この大雪により山梨県、埼玉県及び群馬県を中心に、道路が寸断され多数の孤立地域が発生するなどの被害が発生した。

消防庁では、2月15日午後2時25分に応急対策室長を長とする「消防庁災害対策室(第1次応急体制)」を設置し情報収集体制の強化を図った。また、2月18日午前10時30分には、災害対策基本法第24条第1項に基づき、政府に、「平成26年(2014年)豪雪非常災害対策本部」が設置されたことを受け、消防庁の体制を消防庁次長を長とする「消防庁災害対策本部(第2次応急体制)」に改組した。人命救助等のため、山梨県知事から消防庁長官に対して広域航空消防応援活動の要請が行われ、消防庁では直ちに消防庁長官から、3航空隊3機(長野県、静岡県、神奈川県横浜市)の消防防災ヘリコプターの出動を要請した。

この大雪による人的被害は、死者26人(岩手県2人、秋田県1人、群馬県8人、埼玉県3人、山梨県5人、長野県4人、岐阜県1人、静岡県1人、宮崎県1人)、負傷者701人、住家被害は、全壊16棟、半壊46棟、一部破損585棟となっている(いずれも平成25年11月から平成26年3月までにかけての雪害による被害状況の内数である。)

2. 雪害対策の現況

過去の10年間(平成16年11月～平成26年3月)の自然災害による犠牲者をみると、雪害による犠牲者は838人にのぼっている。特に、近年の要因をみると屋根の雪下ろし等除雪作業中の死者が多く、また、犠牲者のおよそ3分の2が65歳以上の高齢者である。

平成25年11月から平成26年3月には、雪害により95人(平成26年10月23日現在)の方が犠牲となった。犠牲者の約7割にあたる66人が屋根の雪下ろし等の除雪作業中の事故によるもの、そして犠牲者の約8割にあたる71人が65歳以上の高齢者となっている。

このような状況の中、消防庁では、都道府県や市町村に対して、毎年積雪期を前にした12月に、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪作業中の事故防止等に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起、安全で円滑な雪処理体制の整備、大雪発生に備えた災害即応体制の確立など、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期すよう地方公共団体に要請を行っている。また、融雪期前の3月には、雪崩や河川の氾濫及び土砂災害に係る危険箇所等の

巡視・点検の実施など、改めて防災態勢の強化を要請している。

3. 雪害対策の課題

雪害による人的被害の発生を防ぐためには、防災知識の普及啓発等を進めるとともに、次のような対策の推進が求められる。

(1) 除雪作業における対策

近年の雪害では、高齢者が亡くなるケースや、屋根の雪下ろし等の除雪作業中に亡くなるケースが目立っている。

このようなことを踏まえ、積雪時においては、複数人での除雪作業実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの着用、はしごの固定等の実践的な留意点について注意喚起を行うこと、特に高齢者等の要配慮者宅の状況を消防機関や福祉関係機関との連携による巡回等により把握し、除雪が困難又は危険な場合などについては、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、複数名による除雪作業を行うこと、地域コミュニティの共助による雪処理活動の推進など安全で円滑な雪処理体制の整備を図ること等、適切な対応が必要である。

また、平成26年2月の豪雪災害においては、豪雪に不慣れな地域では除雪機材、オペレーター等の人員不足のため、除雪作業が追いつかず、記録的な降雪量に対応できない状況にあったため、各地方公共団体においては、管理する道路において、他の道路管理者との協議のもと、今後の豪雪に備え、優先的な除雪区間を設定するなど、除雪作業の工程等を事前に検討する必要がある。

また、民間事業者との協定等により、降雪量に応じた除雪機材、オペレーター等の人員を確保するように努め、さらに、当該地域内の除雪機材、人員のみでは対応が困難な場合に備え、当該地域外の地方公共団体とあらかじめ災害応援協定を締結し、速やかに応援・受援ができる体制を整備しておくように努める必要がある。

(2) 雪崩等に対する適切な避難勧告等の発令・伝達

降積雪の状況等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、住民の生命・身体

に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難の勧告・指示を行う必要がある。なお、あらかじめ、関係機関と協議し、地形、降積雪の状況、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関をはじめ周辺住民に周知しておくことが重要である。

また、避難勧告等の伝達については、防災行政無線の活用や消防機関、自主防災組織を通じた伝達など、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する必要がある。

(3) 避難体制

避難路、避難所、避難誘導方法等を定め、住民に周知しておくとともに、雪害の特性を踏まえた安全性を確保する必要がある。

また、高齢者・障がい者等の要配慮者については、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携・協力の下、迅速な避難誘導に努める必要がある。

(4) 防災体制の確立

災害が発生した場合には、関係機関とも連携し、消防機関の県内相互応援及び緊急消防援助隊の活用等、地方公共団体相互の広域的な応援活動により迅速な救助活動等に万全を期す必要がある。

また、自衛隊の災害派遣要請については、事前に所要の手续や要件等を地方公共団体が確認しておき、関係法令及び地域防災計画等を踏まえ、的確に行えるようにする必要がある。

(5) 住民、車両ドライバー等への迅速・的確な情報提供について

平成26年2月の豪雪災害においては、道路状況、除雪状況等の情報が、通行中の住民、車両ドライバー等に対し伝わらなかったため、幹線道路で多くの立ち往生車両が発生し、そのことが除雪作業を妨げるなど事態を深刻化する状況が見受けられた。このため、今後の豪雪災害に備え、住民、車両ドライバー等に降雪状況、道路状況、除雪作業の進捗状況等を迅速・的確に情報提供し、不要不急の外出控え等の呼びかけができるよう、防災行政無線（同報系）、緊急速報メールをはじめ、マスメディアとの連携や広報車・インターネット（ホームページ、SNS等）・コミュニティFM等を活用した多様な伝達手段を整備・点検する必要がある。

地下施設等の災害対策

1. 地下施設等の災害の現況と最近の動向

平成25年中に発生した地下施設等の災害は、鉄道トンネル火災が1件（前年2件）、道路トンネル火災が35件（前年23件）となっている（第1-8-1図）。

近年の主な地下施設等の災害としては、平成23年5月に北海道占冠村の第一ニニウトンネル内において列車脱線火災事故、平成24年12月に山梨県大月市の中央自動車道上り笹子トンネル内において天井板落下事故が発生している。

2. 地下施設等の災害対策の現況

（1）鉄道トンネル

鉄道トンネルに関しては、国土交通省と連携し、トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策を示すことにより、消火、避難設備等の設置の促進及び所在市町村における消防対策の強化を図っている。青函トンネル（トンネル延長約53.9km）については、さらに長大海底トンネルとしての防災対策を取りまとめ、消防機関等へ周知している。

また、平成15年2月に発生した韓国大邱（テグ）市における地下鉄道の火災を踏まえ、国土交通省において、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準の一部改正が行われたことに伴い、消防

庁としても、地下鉄道における火災対策について、平成17年1月7日付（電気設備・運転等の解説）・平成18年12月13日付（地下駅等の不燃化・火災対策設備等の解説）で都道府県を通じ各消防機関に周知を行った。

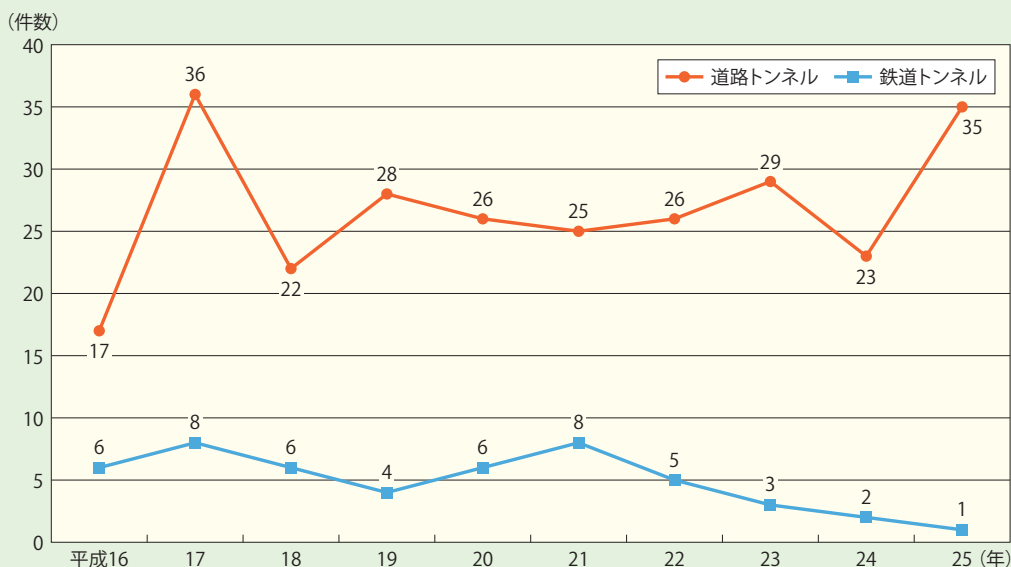
（2）道路トンネル

道路トンネルに関しては、昭和54年（1979年）7月に発生した日本坂トンネル火災事故を契機に関係省庁とも協力して、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」、「道路トンネル非常用施設設置基準」により道路トンネルに係る消防防災対策の充実に努めている。

平成9年（1997年）12月に供用が開始された東京湾アクアライン（延長約15.1km、うちトンネル延長約9.5km）については、関係地方公共団体や東日本高速道路株式会社等と消防機関が連携を図り、災害対策の充実強化等所要の対策を講じている。

平成22年3月に全線供用を迎えた中央環状新宿線（横流換気方式）（延長約11.0km、うちトンネル延長約9.8km）については、都市内長大トンネルの防災安全に関する調査研究委員会における検討結果を踏まえ、非常用施設の設置、発災時の運用、広報啓発活動などの総合的な防災安全対策が講じられている。また、現在建設中の中央環状品川線（縦流換気方式）（延長約9.4km、うちトンネル延長約8.4km）についても、中央環状新宿線同様の検討が行われている。

第1-8-1図 トンネル内車両・施設火災件数の推移



（備考）「特殊災害対策の実態調査」により作成

(3) 大深度地下空間

大深度地下^{*1}空間の公的利用については、臨時大深度地下利用調査会設置法に基づき設置された臨時大深度地下利用調査会において、大深度地下の利用に関する基本理念及び施策の基本となる事項等について調査審議が行われ、平成10年（1998年）5月に答申が取りまとめられた。

この答申を踏まえ、平成12年（2000年）5月に、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法が公布され、平成13年4月1日に施行された。

また、同法に定める対象地域である首都圏、中部圏及び近畿圏において、関係省庁及び関係地方公共団体が構成する大深度地下使用協議会が、それぞれ定期的に開催されている。

大深度地下空間で災害が発生すると、地下の深部に多数の利用者が取り残される可能性があり、従来の施設と比較して消火活動や救助活動がより困難になることが予想されている。

このため、消防庁、国土交通省等関係機関において大深度地下施設の用途、深度、規模等に応じた安全対策について検討を行い、平成16年2月に「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」を取りまとめた。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の適用としてこれまでに、神戸市が兵庫県知事に申請を行った大容量送水管整備事業が平成19年6月に、関東地方整備局、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が国土交通大臣に申請を行った東京外かく環状道路（関越～東名）が平成26年3月にそれぞれ認可を受けた。

3. 地下施設等の災害対策の課題

鉄道トンネル（地下鉄道トンネルを含む）、道路トンネル及び今後開発が予想される大深度地下施設は、出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、いったん火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなることから、適切な防災安全対策を講じていく必要がある。

特に、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法を利用する事業が行われる際には、同指針等を踏まえた安全対策が講じられるよう、適切な助言等を行う必要があるが、平成23年5月にその建設が正式に決定した中央新幹線は、大都市圏で大深度地下の利用が想定されており、万一災害等が発生した場合に迅速かつ安全に乗客の避難が行えるとともに、的確な消防活動が行えるように必要な対策を講ずるべきであり、計画の進捗状況に応じて、適切な助言等を行っていく必要がある。

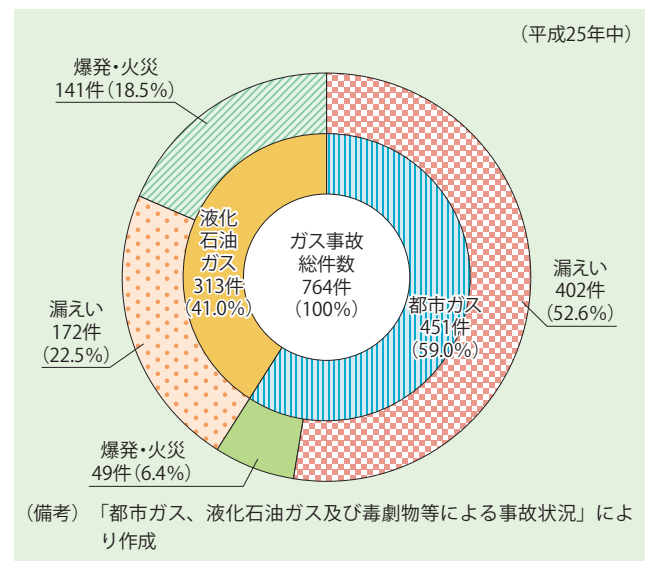
ガス災害対策

1. ガス災害の現況と最近の動向

(1) 事故の発生件数

平成25年中に発生した都市ガス及び液化石油ガス（LPG）の漏えい事故又は爆発・火災事故のうち消防機関が出動したもの（以下「ガス事故」という。）の総件数は764件であり、前年の事故件数1,083件と比べ319件の減少となっている^{*2}。これをガスの種類別にみると、都市ガスによるものが451件、液化石油ガスによるものが313件となっている（第1-8-2図）。

第1-8-2図 ガス事故の態様別発生件数



* 1 大深度地下：〔1〕地下40m以深か〔2〕支持地盤上面から10m以深のいずれか深い方の地下

* 2 平成25年中のガス事故発生件数（総件数）が前年の事故発生件数と比べ319件と大幅に減少した主な理由は、一部の消防本部において、平成25年から対象事故の捉え方を見直したことによるものである。なお、仮に当該見直しを行わなかった場合における平成25年中のガス事故発生件数（総件数）は、983件（都市ガス660件、液化石油ガス323件）となる。

ア 事故の態様別発生件数

ガス事故の発生件数を態様別にみると、漏えい事故が75.1%、爆発・火災事故が24.9%である。これをガスの種類別にみると、都市ガスでは89.1%が漏えい事故、10.9%が爆発・火災事故であるのに対し、液化石油ガスでは55.0%が漏えい事故、45.0%が爆発・火災事故となっている（第1-8-2図）。

イ 事故の発生場所別発生件数

ガス事故の発生件数を発生場所別にみると、消費先におけるものが63.2%、ガス導管におけるものが31.8%となっている（第1-8-3図）。

また、当該消費先におけるガス事故の発生件数を発生原因別にみると、元栓（コック）の誤操作・火の立ち消え等、消費者に係るものが57.1%、ガス事業者等に係るものが10.6%となっている。

（2）ガス事故による死傷者数

平成25年中に発生したガス事故（自損行為によるものを含む。）による死者数は5人、負傷者数は132人である。死者数は、都市ガスによるものが2人、液化石油ガスによるものが3人となっており、

負傷者数は、都市ガスによるものが31人、液化石油ガスによるものが101人となっている。

死傷者を事故の態様別にみると、死者数は爆発・火災事故によるものが80.0%となっており、負傷者数は爆発・火災事故によるものが88.6%となっている（第1-8-4図）。

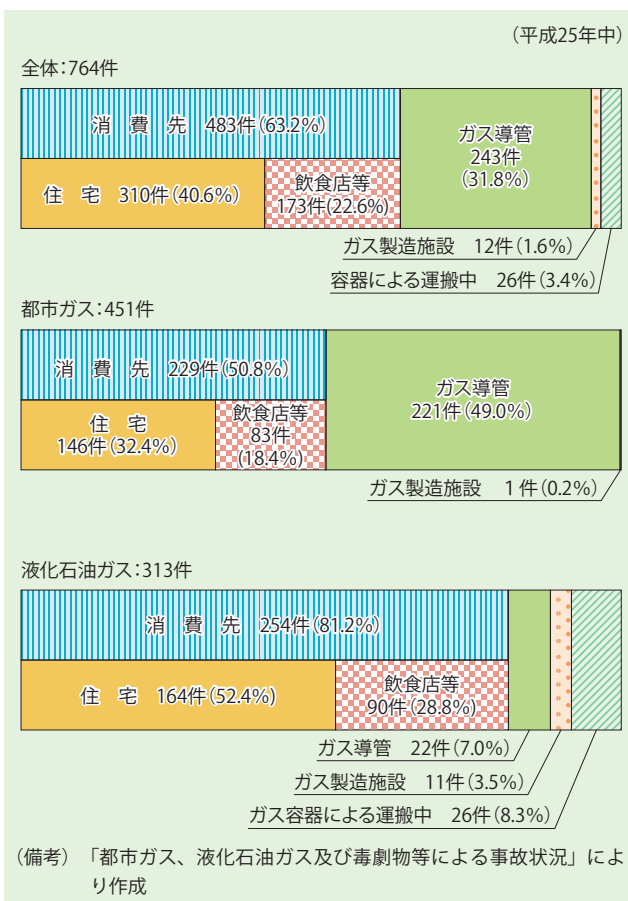
（3）自損行為によるガス事故

平成25年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故は、ガス事故全体の2.0%に当たる15件で、これらの事故による死者数は1人（死者全体の20.0%）、負傷者数は9人（負傷者全体の6.8%）となっている。

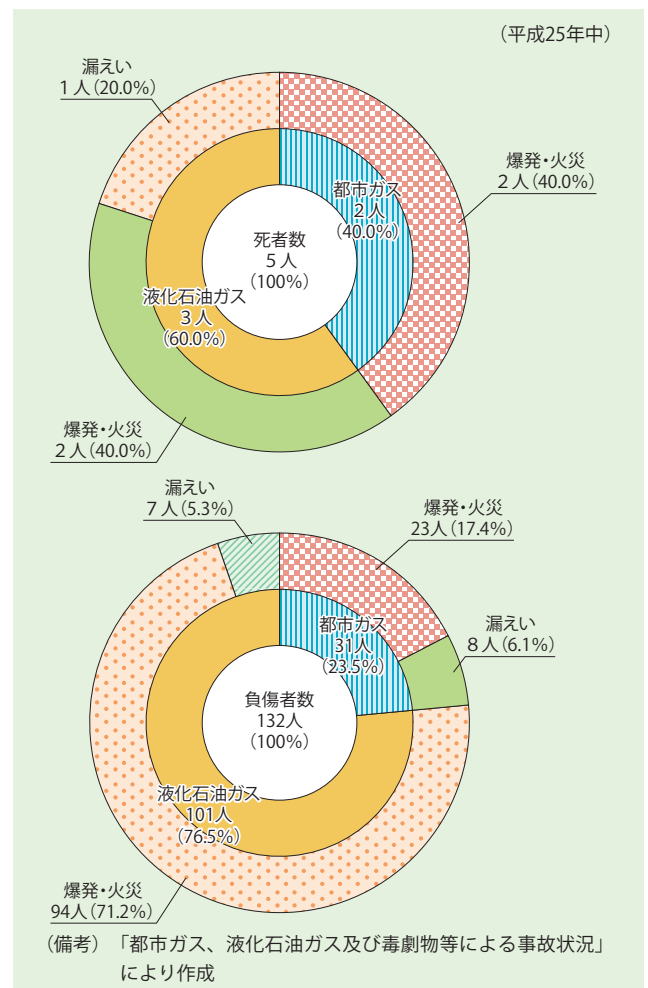
2. ガス災害対策の現況

消防機関は、ガスの爆発・火災事故、漏えい事故等の場合に消防活動を行うほか、防火対象物におけるガス燃焼器具等に係る火災予防対策を指導している。また、ガス災害の予防の一環として、「液化石

第1-8-3図 ガス事故の発生場所別件数



第1-8-4図 ガス事故による態様別死傷者数



油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、液化石油ガスを供給しようとする者が設置の許可を受ける際には、消防機関の意見書を添付しなければならないこととされている。また、関係行政庁は、液化石油ガス等に係る事業登録等を行った場合には、消防機関に通報しなければならないこととされている。

なお、消防庁としては、消防関係者に対し、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、液化石油ガス等の規制に関する講座を設け、ガス漏れ事故への対応能力の向上に努めている。

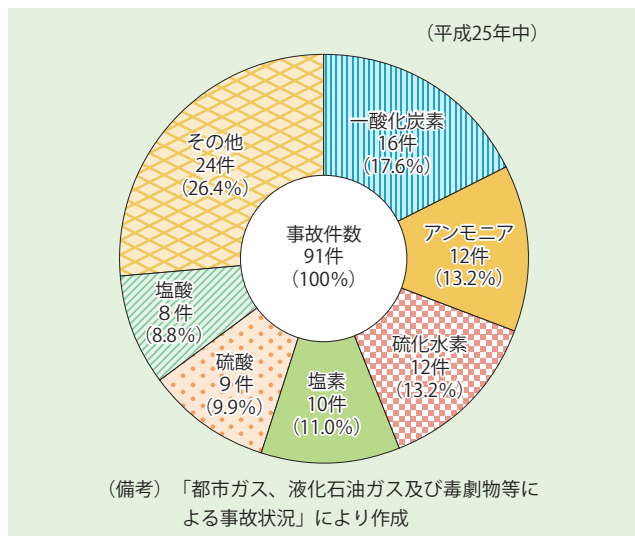
3. ガス災害対策の課題

ガス事故は、その約6割が消費先で発生しているため、消防機関は主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。

毒物・劇物等の災害対策

科学技術の進展により化学物質の種類は増加し、様々な分野で使用されているが、この中には人体に有毒な物質や火災が発生した場合に著しく消火活動に支障を生じるおそれのある物質も多い。これらの物質は、車両等による輸送も頻繁に行われていることから、あらゆる場所で当該物質に係る災害が発生する危険性がある。

第1-8-5図 毒物・劇物による事故の内訳



1. 毒物・劇物等災害の現況と最近の動向

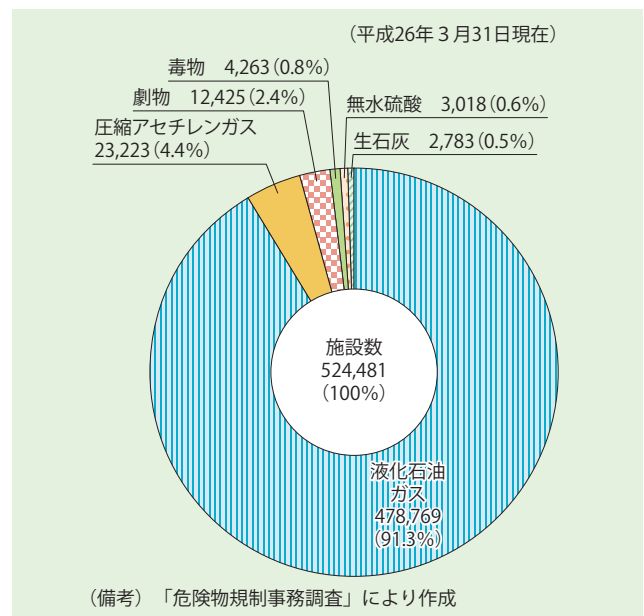
平成25年中に発生した毒物・劇物等（毒物及び劇物取締法第2条に規定されている物質並びに一般高圧ガス保安規則第2条に規定されている毒性ガス）による事故で消防機関が出動したもの（自損行為に起因するものを除く。）の総件数は91件で、前年の事故件数110件と比べると19件の減少となっている。その内訳は、火災事故が4件、漏えい事故が49件、その他38件である。

関係する毒物・劇物等は、件数の多い順に一酸化炭素、アンモニア、硫化水素、塩素及び硫酸となっている（第1-8-5図）。また、毒物・劇物等による事故における死者数は3人で、負傷者数は46人となっている。

2. 毒物・劇物等災害対策の現況

毒物・劇物等のうち特に火災予防及び消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質は消防活動阻害物質として指定され、その一定数量以上の貯蔵又は取扱いは、消防法第9条の3の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている（第1-8-6図）。

第1-8-6図 消防活動阻害物質に係る届出施設の様相



3. 毒物・劇物等災害対策の課題

(1) 実態の把握及び指導

毒物・劇物等災害時において消防活動に重大な支障を及ぼすおそれのある物質については、届出等に基づき的確に実態の把握に努める必要がある。

(2) 危険物災害等情報支援体制の充実

毒物・劇物等に係る災害時においては、消防職員
の安全を確保しつつ、迅速かつ効果的な消防活動を展開するために、より早い段階で毒物・劇物等の危険性及び対応要領等に係る情報を把握することが重要である。このため、災害時に必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に消防機関等へ提供できるよう、「危険物等災害支援情報システム」を適切に運用していく必要がある。

海上災害対策

1. 海上災害の現況と最近の動向

平成25年中の主要港湾（1隻の総トン数が1,000t以上のタンカーが平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）110港における海上災害で消防機関が出動したものは52件あり、このうち火災によるものが19件（全体の36.5%）、油の流出によるものが12件（全体の23.1%）ある。

また、事故船舶の規模別では、1,000t未満の船舶が30件で全体の57.7%を占めている（第1-8-2表）。

2. 海上災害対策の現況

港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においては、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材

の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

また、船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難であるため、消防庁では、これまで、船舶火災時における消防活動上の留意事項を取りまとめ、関係消防本部に示している。消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えている。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定が締結されているほか、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」によっても、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係が図られている。

また、海上における捜索救助に関しては、「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」（略称SAR条約）などを踏まえて、関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられるほか、海上保安庁の管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられ、海難救助対策の推進を図るため関係機関が密接に協力している。

さらに、消防庁では、地方公共団体における流出油災害対策の充実強化の推進に努めており、平成15年6月には、全国の沿岸海域を有する都道府県及び市町村に対して、漂着油等への対応に係る地域防災計画の規定状況とその意見に関する調査を行い、その把握結果を踏まえ、都道府県に対し管内の沿岸海域を有する市町村の地域防災計画に、漂着油等への対応を含めた海上災害対策を的確に規定するよう指導・助言した。

3. 海上災害対策の課題

タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通の

第1-8-2表 主要港湾における消防機関の出動状況

(H25年中)

事故種別件数				事故発生場所別件数				総トン数別事故船舶隻数				
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000t未満	1,000t以上 1万t未満	1万t以上 10万t未満	10万t以上	不明
					修理・ 解体中	荷役中	その他					
19	0	12	21	18	1	13	20	30	11	7	1	3

(備考) 特殊災害対策実態調査により作成

幅そう化、原油、LPG等受入基地の建設等が進んだことにより、海上災害が発生する危険性や海上災害が発生した場合における海洋汚染等による周辺住民への被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

海上災害に際して消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等により、万一の海上災害に備えた体制の整備に努めていく必要がある。

【 航空災害対策 】

1. 航空災害の現況と最近の動向

平成25年中に航空事故等で消防機関が出動したものは68件であり、このうち消火・救急救助活動を実施したものは5件で、飛行場内が2件、飛行場外が3件となっている。

近年の主な飛行機事故としては、平成19年8月20日に中華航空機が那覇空港で着陸後、出火炎上した事故（消火活動を行った消防職員等5人が負傷。）、平成21年3月23日にフェデラルエクスプレス社の貨物航空機が成田国際空港で着陸に失敗・炎上した事故（乗員2名が死亡。）が発生している。

2. 航空災害対策の現況

航空事故は、いったん発生すれば、大惨事となるおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書の標準及び勧告方式に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備が空港管理者により行われているが、

消防庁では、これまで、国土交通省等とともに、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準や航空機火災の消防戦術等を取りまとめ、空港管理者及び地方公共団体等関係機関に示すとともに、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、平成26年4月1日現在、空港所在市町村の99消防機関が協定を締結している。

また、国土交通省東京空港事務所におかれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に専用電話回線を開設するなど、航空災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、航空機の搜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」にも関係機関として参加している。

3. 航空災害対策の課題

航空事故に際して消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

また、航空事故の多くは空港及びその周辺（滑走路の中心より10km内。）で発生しているため、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要であり、空港が所在する市町村においては、空港周辺地域での航空災害に備え、空港管理者との提携、協力体制を推進するとともに、周辺市町村からの応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努めていく必要がある。

第1節

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。平成26年4月1日現在では、全国に752消防本部、1,703消防署が設置されている（第2-1-1表）。

消防職員は16万1,244人であり、うち女性職員は4,290人である（第2-1-1表、第2-1-1図）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

平成26年4月1日現在、常備化市町村は1,685市町村、常備化されていない町村は35町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は98.0%（市は100%、町村は96.2%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されており、人口の99.9%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置している消防本部は296本部（うち広域連合は21本部）であり、その構成市町村数1,097市町村（361市、596町、140村）は常備化市町村全体の65.1%に相

当する。また、事務委託をしている市町村数は132市町村（32市、82町、18村）であり、常備化市町村全体の7.8%に相当する（第2-1-2図）。

(2) 消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っている。

平成26年4月1日現在、全国の消防団数は2,221団、消防団員数は86万4,347人であり、消防団はすべての市町村に設置されている（第2-1-1表、第2-1-1図）。

消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5.4倍）
- ・即時対応力（日ごろからの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった3つの特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合は避難住民の誘導

第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

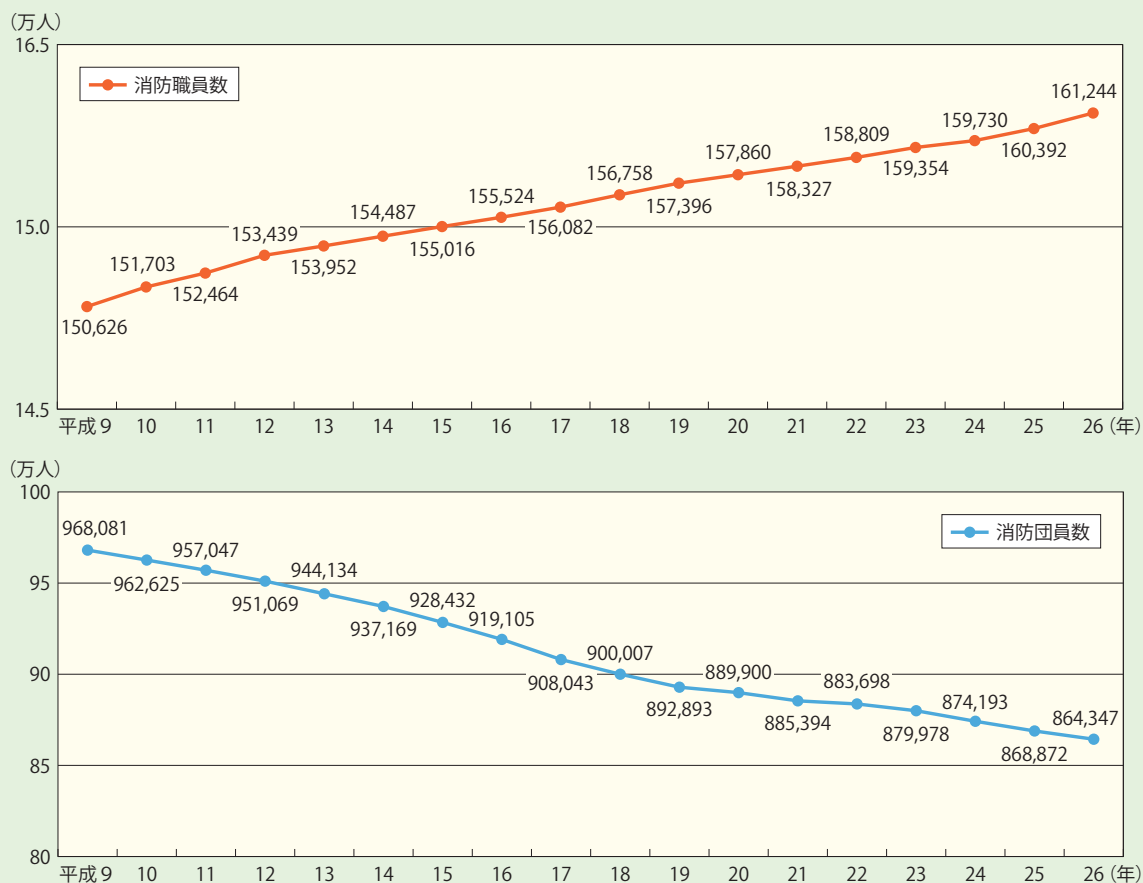
(各年4月1日現在)

区 分		平成25年	平成26年	比較	
				増減数	増減率 (%)
消 防 本 部	消 防 本 部	770	752	△18	△2.3
	内 訳 { 単 独 { 市 町 ・ 村	407	398	△9	△2.2
		59	58	△1	△1.7
		一部事務組合等	304	296	△8
	消 防 署	1,700	1,703	3	0.2
	出 張 所	3,162	3,153	△9	△0.3
消 防 職 員 数	160,392	161,244	852	0.5	
	うち女性消防職員数	4,124	4,290	166	4.0
消 防 団	消 防 団	2,224	2,221	△3	△0.1
	分 団	22,568	22,560	△8	△0.0
	消 防 団 員 数	868,872	864,347	△4,525	△0.5
	うち女性消防団員数	20,785	21,684	899	4.3

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

第2-1-1図 消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)



- (備考)
- 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 - 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。
 - 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

等を行うこととなっており、特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での広島市消防団の活動

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

(平成26年4月1日現在)

消防本部数		市 町 村				常備/非常備	
		市	町	村			
752		1,685	791	735	159	常備市町村	
単 独	456	456	398	57	1	単 独 一部事務組合 等構成	設置 方式
一部事務 組合等	296	1,097	361	596	140		
		132	32	82	18	事務委託	
		35	—	11	24	非常備町村	
		1,720	791	746	183	合 計	

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 2 23区は1市として単独消防本部に計上
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

2. 消防防災設備・施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要なとなる消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む）、化学消防車、救急自動車、救助工作車、消防防災ヘリコプター等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（第2-1-2表）。

(2) 消防隊員用個人防火装備

消防庁では、消火活動時における消防隊員の安全性の向上のため、平成22年度に「消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会」を開催し、消防

隊員用個人防火装備（以下「個人防火装備」という。）に求められる性能等について検討を行い、平成23年5月に「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。

ガイドラインは、火災発生建物へ屋内進入する可能性のある消防吏員の防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽を対象に、耐炎性、耐熱性等の熱防護性や、快適性、運動性等の機能について、消火活動を実施する上で安全上必要と思われる一定の性能及びその試験方法を定めたほか、安全な着装方法などの基本事項及びメンテナンスなど取扱い上の注意事項を明記している。

各消防本部においては、地域特性や消防戦術等を考慮し、ガイドラインを参考としながら、個人防火装備の仕様について検討を行い、消防隊員は、個人防火装備の持つ性能等を教育訓練で理解した上で、十分な安全管理体制のもと、消火活動を実施することが必要とされている。

なお、防火服等の消防隊員用個人防護装備に関する国際規格については、ISO(国際標準化機構)の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会及びその下部組織である分科委員会 (ISO/TC94/SC14) において、建物火災用個人防護装備(防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽)の新たな国際規格の作成に向けた審議がされており、これに対して、日本国内では消防庁も委員として参加しているSC14国内対策委員会において審議が行われている。

第2-1-2表 消防車両等の保有数

(平成26年4月1日現在) (単位：台、艇、機)

区 分	消防本部	消防団	計	
消 防 ポンプ自動車	7,704	14,250	21,954	
は し ご 自動車	1,204	0	1,204	
化 学 消 防 車	1,001	5	1,006	
救 急 自 動 車	6,114	0	6,114	
指 揮 車	1,870	873	2,743	
救 助 工 作 車	1,246	0	1,246	
その他の消防自動車	8,720	1,797	10,517	
小 型 動 力 ポンプ	3,597	51,491	55,088	
内 訳	自動車に積載	446	35,538	35,984
	台車に積載	1,270	2,730	4,000
	上記以外	1,881	13,223	15,104
消 防 艇	44	10	54	
消防防災ヘリコプター	33	0	33	

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」、「救急業務実施状況調」、「救助業務実施状況調」により作成

(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている（P. 221「第2-10-2図 消防防災通信ネットワークの概要」参照）。

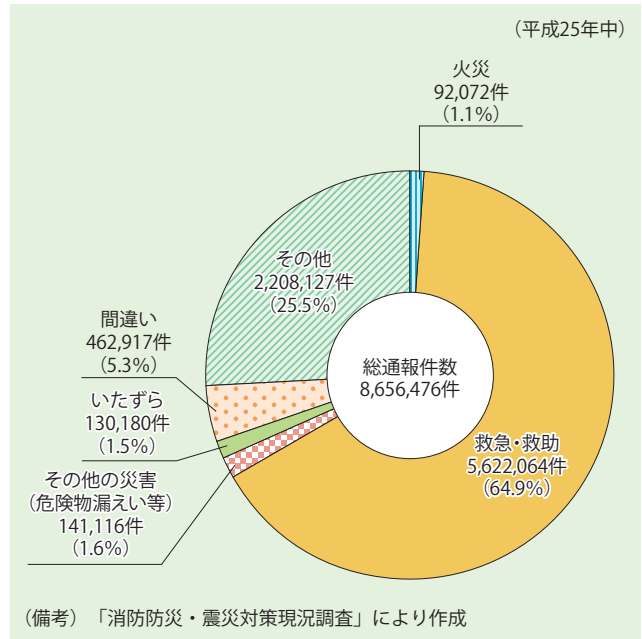
平成25年中の119番通報件数は、865万6,476件となっており、その通報内容別の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の64.9%を占めている（第2-1-3図）。

近年の携帯電話・IP電話^{*1}等（以下「携帯電話等」という。）の普及に伴い、携帯電話等による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、それぞれ35.9%、20.9%となっている（第2-1-4図）。

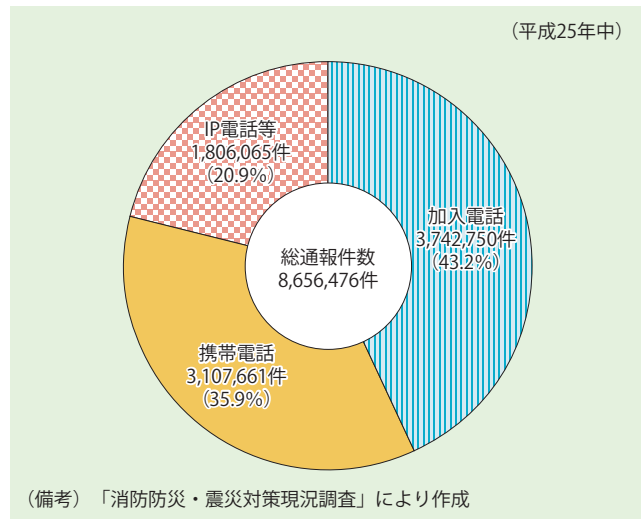
119番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では119番通報によってモニター上の地図に通報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。特に、携帯電話からの119番通報については、発信者が周辺の地理に不案内な場合も多い等の課題があったが、平成19年4月から、携帯電話等からの119番通報時に発信場所の位置情報が各消防機関に通知されるシステム（以下「位置情報通知システム」という。）の運用が始まった。

さらに、全国の消防機関の財政負担の軽減を図るため、消防庁では、この位置情報通知システムと従来の固定電話からの新発信地表示システム^{*2}との統合について検討を進めてきたが、平成21年3月に

第2-1-3図 119番通報件数（通報内容別）



第2-1-4図 119番通報件数（回線区分別）



取りまとめた「新発信地表示システムと位置情報通知システムの統合あり方に関する検討会」の報告を受け、平成21年10月から統合型位置情報通知システムの運用を開始した。

これにより、平成26年4月1日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、600本部（うち統合型位置情報通知システム362本部）となっている。

* 1 IP (Internet Protocol) 電話：電話通信ネットワークと電話端末との接続点においてIP技術を利用して提供する音声電話サービス

* 2 新発信地表示システム：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から119番通報に係る発信者の位置情報（住所情報）を消防本部に通知するシステム

イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である（第2-1-5図）。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である（第2-1-5図）。

一方、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

（4）消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取

水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められている（第2-1-3表）。

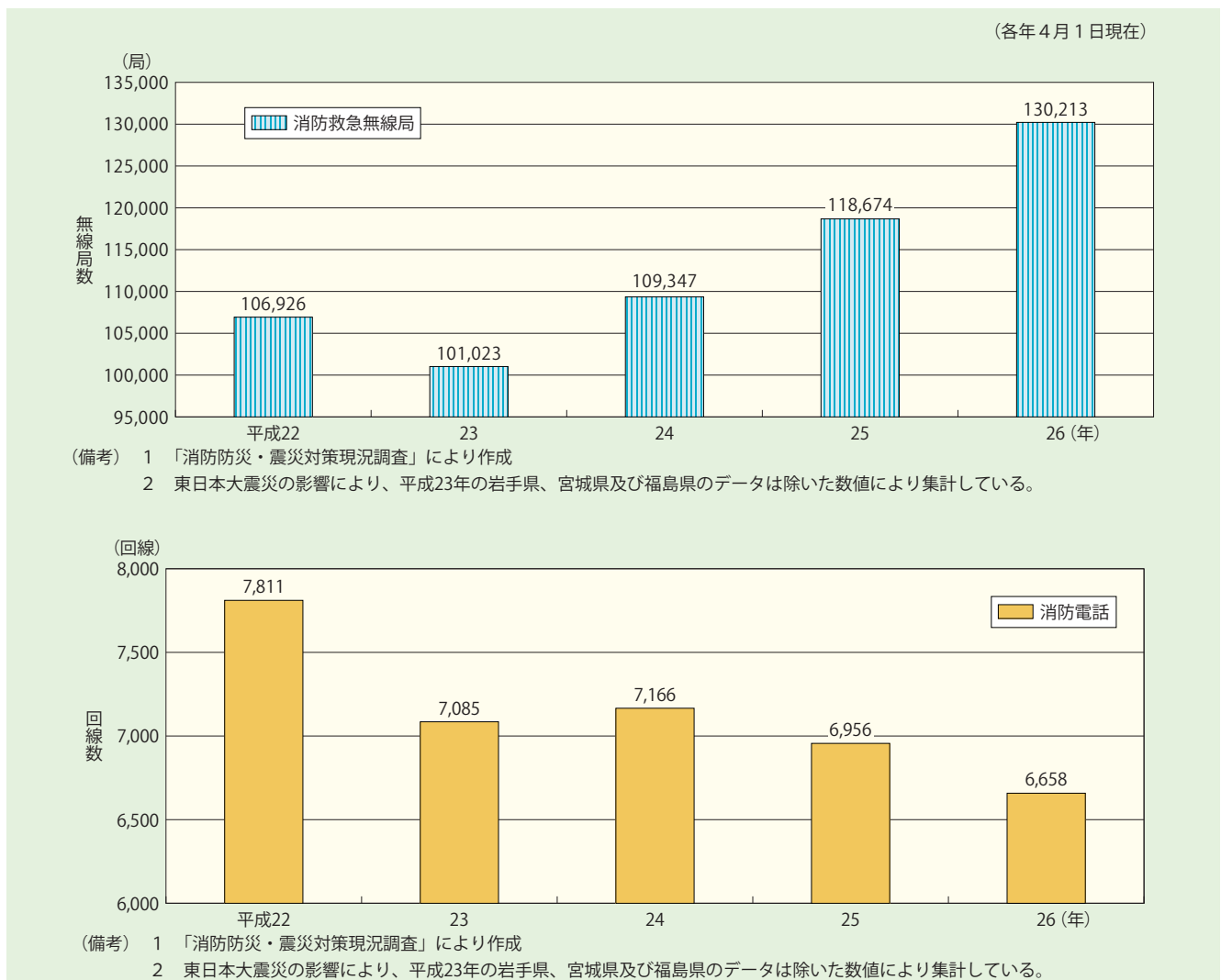
第2-1-3表 消防水利（主な人工水利）の整備数

（各年4月1日現在）

区 分	平成25年	平成26年	比較	
			増減数	増減率(%)
全 国 の 整 備 数	2,363,511 (100.0)	2,393,210 (100.0)	29,699	1.3
消 火 栓	1,818,955 (77.0)	1,844,586 (77.1)	25,631	1.4
防 火 水 槽	523,060 (22.1)	527,766 (22.1)	4,706	0.9
20m ³ ~40m ³ 未満	106,767	106,717	-50	△0.0
40m ³ ~60m ³ 未満	372,814	377,030	4,216	1.1
60m ³ 以上	43,479	44,019	540	1.2
井 戸	21,496 (0.9)	20,858 (0.9)	-638	△3.0

（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 () は、構成比を示し、単位は%である。

第2-1-5図 通信施設等の状況



また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所などに制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせ配置することが求められる。

3. 消防財政

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における平成24年度の消防費歳出決算額（東京消防庁を含む。以下同じ。）は1兆9,068億円で、前年度に比べ679億円（3.7%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額54兆3,487億円に占める消防費決算額の割合は3.5%となっている（第2-1-4表）。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

平成24年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は3万4,308円であり、住民1人当たりでは1万4,853円となっている（第2-1-4表）。

ウ 経費の性質別内訳

平成24年度消防費決算額1兆9,068億円の性質別内訳は、人件費1兆3,082億円（全体の68.6%）、物件費1,910億円（同10.0%）、普通建設事業費3,268億円（同17.1%）、その他808億円（同4.2%）となっており、およそ3分の2を人件費が占めている。

これを前年度と比較すると、人件費が266億円（2.0%）減少し、物件費が51億円（2.7%）増加し、普通建設事業費が1,010億円（44.7%）増加している（第2-1-5表）。

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

平成24年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆5,894億円（全体の83.4%）、次いで地方債2,064億円（同10.8%）、国庫支出金324億円（同1.7%）となっている（第2-1-6表）。

第2-1-4表

普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年度	普通会計 決算額 (百万円) (A)	消防費 決算額 (百万円) (B)	1世帯 当たり 消防費 (円)	住民1人 当たり 消防費 (円)	(B)/(A) ×100 (%)
22	52,293,306	1,779,224	33,226	14,095	3.4
23	53,062,922	1,838,835	33,945	14,518	3.5
24	54,348,736	1,906,771	34,308	14,853	3.5

- (備考) 1 「地方財政の状況」(総務省)及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(総務省)により作成
2 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。
3 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。
4 普通会計決算額には東京消防庁を含む。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、平成26年度は、平成25年度の地方公務員給与費の削減の復元、非常備消防費における消防団の安全確保装備等の充実等により、単位費用は1万1,200円（対前年度比3.7%

第2-1-5表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位：億円、%)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	13,705	76.2	13,491	73.8	13,281	74.6	13,348	72.6	13,082	68.6
物件費	1,690	9.4	1,780	9.7	1,709	9.6	1,859	10.1	1,910	10.0
普通建設事業費	1,879	10.4	2,280	12.5	2,056	11.6	2,258	12.3	3,268	17.1
補助事業費	317	1.8	403	2.2	397	2.2	360	2.0	785	4.1
単独事業費	1,561	8.7	1,874	10.3	1,654	9.3	1,895	10.3	2,476	13.0
受託事業費	1	0.0	3	0.0	5	0.0	3	0.0	7	0.0
その他	722	4.0	728	4.0	746	4.2	923	5.0	808	4.2
計	17,996	100.0	18,278	100.0	17,792	100.0	18,388	100.0	19,068	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
2 単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-1-6表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位：億円、%)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源等	16,483	91.6	16,637	91.0	16,219	91.2	16,375	89.1	15,894	83.4
特定財源	1,513	8.4	1,640	9.0	1,573	8.8	2,014	11.0	3,174	16.6
国庫支出金	150	0.8	186	1.0	165	0.9	170	0.9	324	1.7
地方債	965	5.4	1,069	5.8	977	5.5	1,246	6.8	2,064	10.8
使用料、手数料	34	0.2	32	0.2	30	0.2	31	0.2	35	0.2
その他	365	2.0	353	1.9	401	2.3	566	3.1	751	3.9
計	17,996	100.0	18,278	100.0	17,792	100.0	18,388	100.0	19,068	100.0

(備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成
2 単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-1-7表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度 伸び率 (%)	基準財政 需要額 (百万円)	対前年度 伸び率 (%)
22	11,400	3.6	1,646,289	4.1
23	11,200	△1.8	1,621,712	△1.5
24	11,300	0.9	1,632,812	0.7
25	10,800	△4.4	1,566,581	△4.1
26	11,200	3.7	1,612,867	3.0

(備考) 1 「地方交付税関係計数資料」(総務省)により作成
2 平成18年度まで消防費等の各費目に計上されていた追加財政需要額については、平成19年度から包括算定経費において一括計上されている。

増)となり、基準財政需要額は1兆6,129億円(同3.0%増)となっている(第2-1-7表)。

ウ 国庫補助金

市町村の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金とがあり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金(以下「施設補助金」という。)と緊急消防援助隊設備整備費補助金(以下「緊急隊補助金」という。)等がある。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1の補助を行っている。なお、国の特別法等において、補助率の嵩上げが規定されているものがある。例えば、地震防災対策特別措置法の地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施される事業のうち、耐震性貯水槽等の施設に対しては2分の1、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法等に基づく整備計画等に掲げる施設に対しては10分の5.5等の補助を行っている。

緊急隊補助金については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

施設補助金は、平成23年度から都道府県分、平成24年度から指定都市分が地域自主戦略交付金の対象とされ、内閣府に一括して予算計上されていた。しかし、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)において、地域自主戦略交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行するとされたことから、平成24年度補正予算(第1号)から都道府県分及び指定都市分は施設補助金の対象となっている。ただし、都道府県分のうち沖縄県分については、平成24年度から沖縄振興公共投資交付金の対象とされているが、平成26年度においても引き続き内閣府に一括して予算計上されている。

平成26年度予算については、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)に沿って編成された平成25年度補正予算(第1号)と併せて編成されており、施設補助金については平成26年度当初予算16.2億円、緊急隊補助金については平成25年度補正予算(第1号)20.0億円(消防救急デジタル無線設備分のみ)及び平成26年度当初予算49.0億円を計上した。

施設補助金及び緊急隊補助金のほか、消防庁以外の予算により消防費に関する財源とされる国庫補助金等については、「オ その他」に記載している。

エ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である(第2-1-8表)。

このうち、防災対策事業は、地域における「災害等に強い安心安全なまちづくり」を目指し、住民の安心安全の確保と被害の軽減を図るため、防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業等として実施されているもので、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。なお、防災対

第2-1-8表 市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行（予定）額の推移

（単位：百万円、％）

区 分	平成22年度	平成23年度 (A)	平成24年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (C) (B) - (A)	増減率 (C)/(A)
緊急防災・減災事業（単独）	—	25,109	59,166	34,057	135.6
教育・福祉施設等整備事業	13,474	13,377	24,330	10,953	81.9
一般補助施設整備等事業	7,374	6,624	16,753	10,130	152.9
施設整備事業（一般財源化分）	6,100	6,754	7,577	823	12.2
一般単独事業	42,481	52,745	57,526	4,781	9.1
一般事業（消防・防災施設）	19,133	22,708	29,659	6,951	30.6
防災対策事業	23,348	30,037	27,867	△ 2,170	△ 7.2
防災基盤整備事業	17,073	23,642	25,368	1,726	7.3
公共施設耐震化事業	6,275	6,395	2,499	△ 3,897	△ 60.9
辺地対策事業	1,138	1,665	1,560	△ 105	△ 6.3
過疎対策事業	7,838	11,339	16,642	5,303	46.8
合 計	64,931	104,235	159,224	54,988	52.8

（備考） 1 「総務省自治財政局調査」をもとに作成。東京消防庁を含む。

2 緊急防災・減災事業（単独）、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業並びに辺地対策事業及び過疎対策事業のうち、消防防災施設等整備事業に係る額を記載している。

3 教育・福祉施設等整備事業では、消防防災施設等のほかに学校教育施設等、社会福祉施設及び一般廃棄物処理施設も整備できるものである。

4 平成18年度から新たに一般補助施設整備等事業が教育・福祉施設等整備事業の一部とされている。

5 防災対策事業のうち自然災害防止事業としては、消防防災施設等は整備できないものである。

6 合併特例事業及び災害復旧事業においても消防防災施設等は整備できることとされている。

7 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

策事業の平成26年度地方債計画額は871億円である。

防災基盤整備事業は、防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業、公共施設及び公用施設の津波浸水想定区域内からの移転事業、消防広域化関連事業等を対象としている。

公共施設等耐震化事業は、地域防災計画上、その耐震改修を進める必要のある公共施設及び公用施設の耐震化を対象としている。

また、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、①大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備、②大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築、③津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設、④消防広域化事業、⑤地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化等を実施する場合には、緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。なお、緊急防災・減災事業の平成26年度地方債計画額は5,000億円である。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業（一

般事業（消防・防災施設）、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金等がある。

（3）都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、平成24年度における歳出決算額は1,045億円であり、平成24年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.21％である（第2-1-9表）。その内容は、消防防災ヘリコプター、防災資機材及び防災施設の整備・管理運営費、消防学校費、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防、国民保護対策等に要する事務費等である。

（4）消防庁予算額

ア 平成26年度当初予算

消防庁の平成26年度の当初予算額は、一般会計

第2-1-9表

都道府県の普通会計歳出決算額と防災費歳出決算額等の推移

(単位：百万円、%)

年度	普通会計 決算額 (A)	防災費 決算額 (B)	(B)/(A) ×100	(B)のうち 市町村に対するもの	
				補助金	貸付金
22	48,844,564	97,558	0.20	8,804	463
23	50,747,316	133,871	0.26	7,499	534
24	49,263,667	104,539	0.21	9,241	253

(備考) 1 「都道府県決算状況調」(総務省)により作成
2 普通会計決算額は、東京消防庁を除く。

分と復興庁一括計上を合わせて165億67百万円となっており、平成25年度補正予算において計上した62億28百万円と合わせれば227億95百万円の予算を確保している。また、一般会計予算の規模は、126億79百万円であり、対前年度比で1億77百万円(+1.4%)の増額となっており、人件費を除く事業費ベースでは、112億20百万円であり、うち緊急消防援助隊設備整備費補助金等の消防補助負担金は、66億11百万円であり、対前年度40百万円(+0.4%)となっている。

主な事業として、ドラゴンハイパー・コマンドユニットの新設・車両等の研究開発などコンビナート災害等に対応した緊急消防援助隊の機動能力の強化

58億56百万円、消防団の装備・訓練の充実強化3億69百万円、消防団の充実強化(災害対応能力研修・入団促進・地域防災リーダーの育成等)2億16百万円、消防防災・教育訓練施設の設備(消防防災施設整備費補助金)16億19百万円、迅速・確実な災害情報の住民への伝達等ICTやG空間情報を活用した災害対応力の強化15億25百万円、コンビナート災害対策・危険物事故防止対策・消防設備等の耐災害性強化対策その他火災予防対策の推進5億77百万円となっている(第2-1-6図、第2-1-10表)。

イ 復興庁一括計上予算

平成25年度に引き続き、東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧を実施するため、復興庁の東日本大震災復興特別会計において38億88百万円、平成25年度補正予算において2.0億円の予算措置を講じた。

- 消防防災施設災害復旧費補助金(35.4億円)
- 消防防災設備災害復旧費補助金(1.1億円)

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を補助金として被災地方公共団体

第2-1-10表 平成26年度消防庁予算の内訳

(百万円、%)

事業内容	H26当初 (A)	H25当初 (B)	比較増減 (A-B)	増減率 (%)
国民の命を守る消防防災行政の推進(一般会計)①	12,679	12,502	177	1.4
コンビナート災害等に対応した緊急消防援助隊の機動能力の強化	5,856	5,517	339	6.1
うちエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の新設・車両等の研究開発	665	—	665	皆増
うち緊急消防援助隊の機能強化(緊急消防援助隊設備整備費補助金(消救デジタル分除))	4,497	4,497	0	0.0
うち緊急消防援助隊の機能強化(拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両(無償使用))	350	422	△72	△17.0
消防団の装備・訓練の充実強化	369	—	369	皆増
消防団の充実強化(災害対応能力研修・入団促進・地域防災リーダーの育成等)	216	197	19	9.8
消防防災・教育訓練施設の整備(消防防災施設整備費補助金)	1,619	1,904	△285	△14.9
迅速・確実な災害情報の住民への伝達等ICTやG空間情報を活用した災害対応力の強化	1,525	1,830	△305	△16.6
うち消防救急デジタル無線の整備(緊急消防援助隊設備整備費補助金(消救デジタル分))	400	400	0	0.0
コンビナート災害対策・危険物事故防止対策・消防設備等の耐災害性強化対策その他火災予防対策の推進	577	612	△35	△5.7
その他(人件費、表彰関係経費、消防大学校管理費等)	2,517	2,442	75	3.1
被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)②	3,888	2,855	1,033	36.2
消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金	3,648	2,017	1,631	80.9
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	30	39	△9	△23.7
緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)等	210	799	△589	△33.0
計(①+②)	16,567	15,357	1,210	7.9

第2-1-6図 平成26年度消防庁予算の概要

H26当初

予算額 165億67百万円

〔一般会計 126億79百万円 対前年度 1億77百万円増、1.4%増〕
〔復興特別会計 38億88百万円 対前年度 10億33百万円増、36.2%増〕

※平成25年度補正予算額 62億28百万円(一般会計 60億32百万円、復興特別会計 1億96百万円)
平成26年度当初予算と平成25年度補正予算の合計額 227億95百万円

国民の命を守る消防防災行政の推進(一般会計)

〈主な事業〉

	H26当初 126.8億円	H25補正 60.3億円
(1) 緊急消防援助隊の機能強化 緊急消防援助隊設備整備費補助金(消救デジタル分除く)(45.0億円)、拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両の配備(3.5億円)、ヘリ動態管理システム用設備の整備(⑤補正2.5億円)	48.5億円	2.5億円
(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の新設・車両等の研究開発 エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム(大型放水砲搭載ホース延長車、大容量送水ポンプ車)の配備(4.6億円)、災害対応のための消防ロボット技術の研究開発(2.1億円)	6.7億円	—
(3) 消防団の装備・訓練の充実強化等 消防団の装備・訓練の充実強化(救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車の無償貸付)(3.7億円(⑤補正30.0億円))、消防団の充実強化(災害対応能力研修・入団促進・地域防災リーダーの育成等)(2.2億円)	5.9億円	30.0億円
(4) 消防防災・教育訓練施設の整備 消防防災施設整備費補助金(地域防災拠点施設・救助活動等拠点施設・広域訓練拠点施設等)(16.2億円)	16.2億円	—
(5) 消防救急デジタル無線の整備 消防救急デジタル無線の整備[緊急消防援助隊設備整備費補助金](4.0億円(⑤補正20.0億円)) ※周波数有効利用促進事業(電波利用料財源)(33.6億円)	4.0億円	20.0億円
(6) Jアラートの自動起動機の整備促進 Jアラートの自動起動機の整備促進(⑤補正7.8億円)	—	7.8億円

被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

消防防災施設災害復旧費補助金(35.4億円)、消防防災設備災害復旧費補助金(1.1億円)、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(0.3億円(⑤補正1.3億円))、緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)(2.1億円)、福島県における消防団の支援(⑤補正0.6億円)

H26当初
38.9億円

H25補正
2.0億円

※端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

に交付するもの(国庫2/3)。

○原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(0.3億円)(H25補正額 1.3億円)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域において、大規模林野火災等の災害に対応するため、当該区域を管轄する消防本部の消防活動に要する資機材や福島県及び県内市町村による広域応援活動に係る出動経費を全額交付するもの。

○緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)等(2.1億円)

消防庁長官の指示により緊急消防援助隊として出動したヘリコプターに関し、平成26年度においてエンジン整備時の内部の除染に要する経費を負担するもの。

○福島県における消防団の支援(H25補正額0.6億円)

福島県における消防団の広域応援を支援するため、消火・救助活動等に必要な車両及び救助資機材等を無償貸付けし、広域応援を想定した訓練を実施することにより災害対応能力の向上を図るもの。

4. 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の改正

消防庁では、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を定めている。

「消防力の整備指針」は、昭和36年に「消防力の基準」として市町村の消防力の強化を推進するため、必要最少限の施設・人員を定めることを目的に制定され、以来、数次にわたる一部改正が行われたが、平成12年に消防を取り巻く諸情勢の変化への対応と、市町村の自主決定要素の拡充のため、その全部が改正された。

さらに、平成17年には、警防・予防・救急・救助等の各分野の充実強化を図るとともに、想定しうるあらゆる災害に十分対応できる体制を整備していく必要性から、時代に即した基本的な理念や新たな視点を反映した基準とするため、一部改正が行われ、名称も「消防力の整備指針」と改められた。

一方、「消防水利の基準」は、消防法第20条第1項に基づき「消防に必要な水利の基準」として、消防庁が勧告したものであり、市町村の消防に必要な最少限度の水利について昭和39年に制定された。以後、市町村はこれに基づき消防水利の整備に努めてきたところである。

これらについて、さらに各種災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要がある。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害を受け、消防においても職員、車両、庁舎等が被災するなど消防活動に多大な影響が生じたことから、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められている。

こうした事態を踏まえて、多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため

の消防力の充実強化を着実に図っていく必要性から、消防庁では、平成26年10月に「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を改正したものである。

(1) 消防力の整備指針

① 化学消防車

火災及び流出事故件数が施設ごとに差異があり、全体として増加傾向にある状況を踏まえ、化学消防車の配置基準は、第4類危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所の施設ごとの施設数に、当該施設ごとに定めた補正係数を乗じて得た数の合計数に応じた台数としたこと（第8条第1項第1号関係）。

② 大型化学消防車等

市町村が大型化学高所放水車を配置した場合、大型化学消防車、大型高所放水車を各1台配置したものとみなすとしたこと（第9条第3項関係）。

③ 救急自動車

救急自動車の現状の整備数や救急出動件数の将来推計等を踏まえて、救急自動車の配置基準について、人口に基づく配置基準を見直し、人口10万以下の市町村にあってはおおむね人口2万ごとに1台、人口10万を超える市町村にあっては5台に人口10万を超える人口についておおむね5万ごとに1台を加算した台数を基準とするとともに、勘案要素として「高齢化の状況」を明記したこと（第13条第1項関係）。

④ 非常用消防用自動車等

大規模災害発生時に、消防本部の総力をもって災害対応するためには、非常召集した職員が使用する消防車両を整備しておくことが求められるところであり、非常用消防用自動車等の新たな配置基準を設けることとしたこと。

非常用消防ポンプ自動車については、管轄人口30万以下の消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車8台に1台、管轄人口30万を超える消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしたこと（第17条第1項関係）。

また、非常用救急自動車については、管轄人

口30万以下の消防本部については稼働中の救急自動車6台に1台とし、管轄人口30万人を超える消防本部については稼働中の救急自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしたこと（第17条第2項関係）。

⑤ 消防本部及び署所の耐震化等

東日本大震災においては、地震による揺れや津波による浸水で消防庁舎に大きな被害が発生し、その機能の維持が困難となった消防本部や署所については、被害の少なかった署所や公共施設へ機能移転して対応した例があった。

このことから、消防本部及び署所は地震災害及び風水害時等において、災害応急対策拠点としての機能を発揮するため、十分な耐震性に加えて、浸水に耐え得るよう整備する旨を明記したこと（第23条第1項関係）。

⑥ 救急隊の隊員

救急隊の隊員の配置基準について、近年の救急需要の増大に伴い、地域によっては救急隊1隊あたりの出動件数が増加するなど、救急隊員を取り巻く環境は厳しくなっていることを踏まえ、救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保することとしたこと（第28条第2項関係）。

⑦ 通信員

通信施設の機能等の向上により、管轄人口規模が大きい消防本部ほど、基準数よりも少ない人員で運用可能となっていることから、通信員の配置数について、管轄人口30万を超える部分については、これまでのおおむね人口10万ごとに5人から、おおむね人口10万ごとに3人とするとともに、通信指令体制及び緊急通報の受信件数等を勘案して総数を増減させることができることとしたこと（第31条第2項関係）。

⑧ 消防本部及び署所の予防要員

防火対象物や一戸建ての住宅の数に応じて予防要員の数を算定するに当たって、特に人命危険の高い対象物に対する違反是正を徹底する必要があり、さらには、違反対象物に係る公表制度や防火対象物に係る表示制度の導入等を受け、特定防火対象物を中心に、立入検査や違反処理に係る執行体制の充実強化を図る必要がある。このため、消防本部及び署所における予防

要員の数について、算定基準に用いる防火対象物ごとの係数を見直すとともに、特定防火対象物に係る係数を割増しすることで、予防要員を増員することとしたこと（第32条第1項関係）。

⑨ 兼務の基準

予防業務は、その重要性、高度な専門性にかんがみ専従職員を充てることが適当と考えられる一方で、業務の執行に必要な知識等を有すると認められる警防要員が、予防要員を兼務することも有効な人材活用方策と考えられる。このことから、予防要員については、特定防火対象物以外の防火対象物数を基に算定した要員の数の2分の1と一戸建ての住宅の数を基に算定した要員の数の合算数を超えない範囲で、予防業務の執行に支障のない範囲に限り、必要な数の警防要員をもって充てることのできるものとしたこと。ただし、警防要員をもって充てることとした場合であっても、専従の予防要員の数は少なくとも2名は確保しなければならないこと（第33条第3項関係）。

また、一戸建て住宅若しくは共同住宅への防火指導又は共同住宅への立入検査に警防要員を充てる場合については、それぞれの事務に関し予防技術資格者等業務の執行に必要な知識及び技術を有する者をもって充てなければならないこと（第33条第4項関係）。

⑩ 消防本部及び署所の消防職員の総数

消防本部及び署所における消防職員の総数を算定するに当たっては、消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数について、一の消防隊が複数の消防自動車に搭乗する場合の運用について、消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところにより市町村があらかじめ定めている場合は、当該複数のものそれぞれを常時運用する際に必要となる消防隊の隊員数のうち最大のものとするものとしたこと（第34条第1項第1号）。

⑪ 消防団の設置

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が施行されたことを踏まえ、消防団は、大規模災害時はもとより、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在であることを明記したこと。

また、特段の事情がある場合は、一市町村に二団以上置くことができることを明確にしたこと（第35条関係）。

⑫ 消防団の業務及び人員の総数

消防団の業務として、災害時における避難誘導、自主防災組織を含む地域住民への指導について明記するとともに、人員の総数は業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じ必要な数としたこと（第36条関係）。

(2) 消防水利の基準

① 目的

「市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めるもの」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利について定めるもの」としたこと（第1条関係）。

② 消防水利の配置

大規模な地震が発生した場合の火災を想定して、耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて計画的に配置することを明記したこと（第4条第4項関係）。

5. 規制改革等への対応

(1) 規制改革への取組

平成5年（1993年）9月16日緊急経済対策閣僚会議決定の「規制緩和等の実施について」以降、消防防災行政に係る各種の規制緩和・改革事項については、安全性の確保を図りつつ、新技術への対応、手続の簡素化などの観点から積極的に措置を講じてきた（附属資料51、52、53、54、55）。

平成25年1月23日に内閣総理大臣へ意見を述べること等を主要な任務として「規制改革会議」が設置され、主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、4つのワーキンググループ（健康・医療WG、エネルギー・環境WG、雇用WG、創業等WG）が設置された。消防防災行政に係る項目については、「天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化」が国際先端テストとして、エネルギー・環境WGで議題となり、「規制改革に関する答申（平成25年6月5日）」を受け、今後、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得ることが「規制改革実施計画（平成25年

6月14日閣議決定）」に定められた。

また、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等から規制改革に関する提案をインターネット等を通じて常時受付する「規制改革ホットライン」が設置されている。

消防行政に係る安全規制は、国民の生命、身体及び財産の保護のために極めて重要なものである。消防庁としても、今後とも安全性の確保に十分配慮しながら、社会的要請に対応した規制・制度の改善等を推進していくこととしている。

(2) 構造改革特区に係る取組

平成14年6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において、構造改革特区制度の導入が盛り込まれ、その推進が図られることとなった。これまで消防庁では、特区制度の趣旨にかんがみ、火災予防又は防災の観点から安全性の確保に十分配慮した対応を行っている（附属資料56、57、58）。

平成24年11月に改訂された「構造改革特別区域基本方針」に、実現しなかった提案の定期的なフォローアップが盛り込まれたことを受け、過去の実現しなかった提案等の中から消防防災行政に係る項目について再検討を行った。

また、平成26年3月から平成26年4月にかけて第25次提案募集が実施され、消防防災行政に係る2項目の提案があり、検討結果を回答した。

消防庁としては、引き続き、火災予防又は防災の観点から安全性の確保に十分配慮し対応することとしている。

(3) 総合特区制度に係る取組

平成23年6月22日に「総合特別区域法」（平成23年法律第81号）が成立し、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援する「総合特区制度」が創設された。

これまでに指定された総合特区の中で、消防防災行政に係る規制改革提案等があったものについては、具体的な検討を行い、検討結果を「担当省庁の見解」として指定地方公共団体に対し回答した。なお、指定地方公共団体が規制改革提案のうち「優先

提案事項」として選定した提案については、総合特区ごとに設置された「国と地方の協議会」において

協議を行い、具体的な議論を行った（附属資料59、60）。

市町村消防の広域化

1. 広域化の推進の概要

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。このことから、消防庁は、平成18年に改正された消防組織法や市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、平成24年度末を期限として消防の広域化を推進してきた。その結果、消防組織法の改正以降、平成26年4月1日までに34地域において広域化が実現し、例えば、平成26年4月1日には管轄人口が約90万の奈良県広域消防組合消防本部が誕生するなど、広域化は一定の進展をみたところである。

しかし、東日本大震災での教訓や類例を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに将来の日本の総人口が減少することが予想されていることを踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった消防の広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっている。そこで、消防庁は、平成25年4月1日に基本指針を改正し、推進期限を平成30年4月1日まで延長するとともに、都道府県知事が、〔1〕今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域、又は、〔2〕広域化の気運が高い地域に該当すると認める地域を消防広域化重点地域として指定することができる枠組みを設け、国の施策や都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進することとしている。

2. 広域化の推進の背景

市町村は、その区域内における消防事務を十分に果たすべき責任を有しているが、小規模な市町村における消防体制は様々な課題を抱えている場合が多い。

消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防の体制の整備・確立を図ることを目指すものであり、消防庁として、平成6年（1994年）以降継続的な取組を行っているものである。

（1）市町村消防の状況

ア 消防本部の状況

昭和23年（1948年）3月7日に消防組織法が施行されて以来、「市町村消防の原則」が消防制度の根幹として維持されており、消防本部及び消防署の設置が進められた。全国の消防本部数は、平成3年（1991年）に過去最多の936本部まで増加したが、平成6年（1994年）以降は、市町村消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成26年4月1日現在の消防本部数は752本部であり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は35町村である（第2-2-1図）。

イ 非常備町村の状況

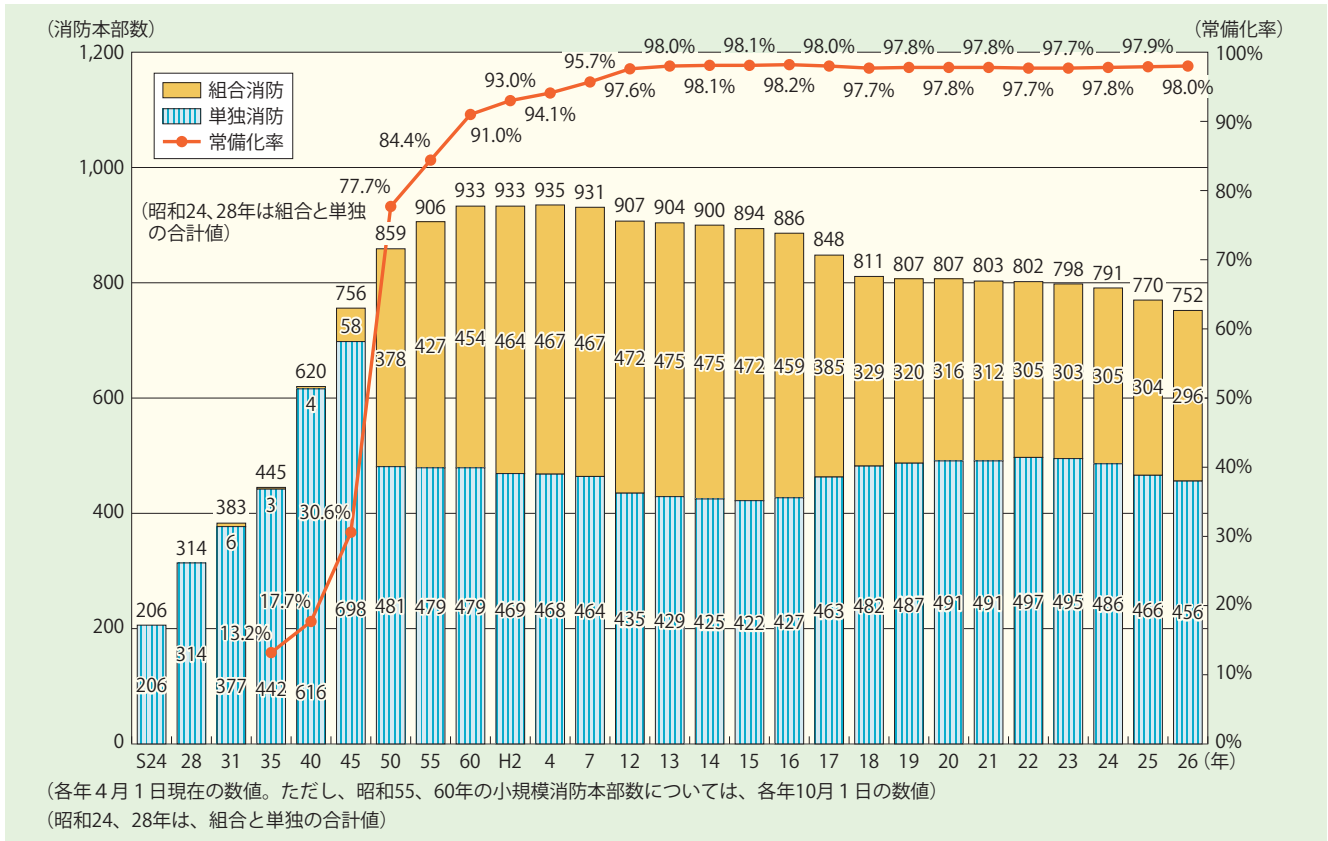
35の非常備町村は9都府県に存在するが、地理的な要因から非常備である地域も多く、35町村中、1都3県の21町村（非常備町村全体の60%）が島しょ地域である（第2-2-2図）。

ウ 小規模消防本部の課題

全国752消防本部のうち、管轄人口が10万未満の小規模消防本部は452本部あり、全体の60%を占めている。

一般的に、これらの小規模消防本部では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等、組織管理や財政運営面における対応に課題があると指摘されている。

第2-2-1図 消防本部数と常備化率



第2-2-2図 非常備町村一覧

非常備町村名		非常備町村名	
東京都	○利島村	宮崎県	高千穂町
	○新島村		日之影町
	○神津島村		五ヶ瀬町
	○御蔵島村	鹿児島県	○三島村
	○青ヶ島村		○十島村
	○小笠原村		○伊江村
神奈川県	清川村		○渡嘉敷村
	和歌山県		太地町
北山村		○粟国村	
大阪府	能勢町	○渡名喜村	
	徳島県	勝浦町	○南大東村
上勝町		○北大東村	
佐那河内村		○伊平屋村	
香川県	○直島町	○伊是名村	
	宮崎県	西米良村	○多良間村
諸塚村		○与那国町	
椎葉村		○竹富町	
美郷町			

(備考) ○は、島を示す(21町村)

(2) 広域化の推進の枠組み

ア 平成18年の消防組織法の改正

消防庁では、平成6年(1994年)以降、市町村の消防の広域化を積極的に推進してきたが、いまだ小規模消防本部が全体の6割を占める状況にある。また、日本の総人口は、平成17年以降減少傾向に

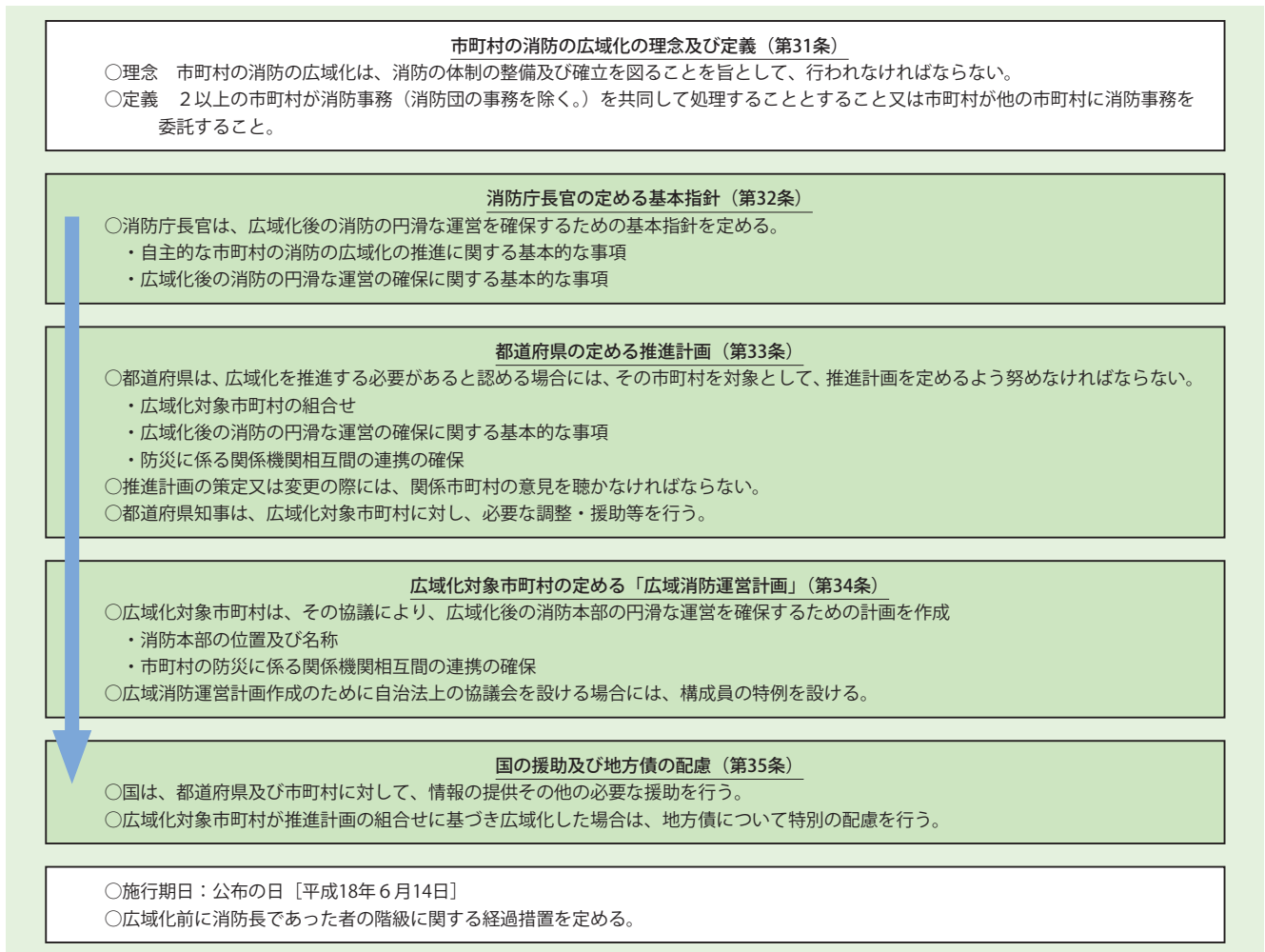
あり、都市部とその他の地域により差はあるが、一般的に各消防本部の管轄人口も減少すると考えられており、さらに、消防団員の担い手不足の問題も懸念されている。

このような現状を踏まえ、消防の体制の一層の整備・確立を図るため、平成18年に消防組織法の一部改正法が成立し、消防の広域化の理念及び定義、基本指針に関する事、推進計画及び都道府県知事の関与等に関する事、広域消防運営計画に関する事、国の援助等に関する事等が規定された(第2-2-3図)。

消防組織法では、市町村の消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下同じ。)を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」(消防組織法第31条)と定義され、広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない」(同条)こととされている。

広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同処理する一部事務組合又は広域連合の設置、既存の組合の構成市町村の増加、消防事務組合以外の事務を処理する組合の事務に消防事務を追加すること及び消防事務を他の市町村に委託することが考えられる。

第2-2-3図 改正後の消防組織法による市町村の消防の広域化の推進スキーム



イ 市町村の消防の広域化に関する基本指針

消防庁では、改正後の消防組織法第32条第1項に基づき、平成18年7月に市町村の消防の広域化に関する基本指針を定めた。この中で、広域化を推進する期間については、平成19年度中には都道府県において推進計画^{*1}を定め、推進計画策定後5年度以内（平成24年度まで）を目途に広域化を実現することとした。

(3) 広域化のメリットと課題

ア 広域化のメリット

一般的には以下の3点のメリットが考えられる。

(ア) 迅速で効果的な出動による住民サービスの向上

広域化により消防本部の規模が大きくなり、消防本部全体が保有する車両等が増えることから、初動時や第2次以降の出動体制が充実するとともに、統

一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能になる。

(イ) 人員配置の効率化による現場体制の充実・高度化

総務部門や通信指令部門の効率化を図り、人員を消火や救急部門に再配置することにより、不足している現場体制の強化が可能になる。また、予防部門や救急部門の担当職員の専任化を進めることにより、質の高い消防サービスの提供が可能になる。

(ウ) 財政・組織面での消防体制の基盤強化

財政規模の拡大による効率化により、小規模消防本部では整備が困難であったはしご自動車、救助工作車及び高機能指令センター等の計画的な整備が可能になる。また、職員数が増加することから、人事ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各種研修への職員派遣など、組織管理の観点からも多くのメリットが期待できる（第2-2-4図）。

*1 推進計画：平成23年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、都道府県による推進計画の策定は努力義務化された。

第2-2-4図 広域化のメリット



イ 広域化に伴う課題

広域化をした消防本部では、職員の身分や給与の段階的な一本化、構成市町村が増加したことに起因する調整業務の増加及び構成市町村の負担金の調整等が、広域化検討時からの課題であるとともに、広域化後もこれらの課題への対応に時間を要している場合がある。

このことから、広域化対象市町村が広域化後に円滑に業務を行っていくためには、広域消防運営計画作成時に各調整事項について十分な協議を行うとともに、構成市町村の了承を得ておく必要がある。

3. 関係機関の取組

(1) 消防庁の取組

ア 広域化の検討に対する支援

消防庁では、基本指針の策定と合わせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防広域化推進アドバイザー^{*2}の派遣や、消防広域

化セミナーの開催等を行っている。

平成21年度には、広域化の取組の円滑化や推進策の検討を行うとともに、広域化後の消防防災体制において想定される課題の抽出と対応策の検討を行うため、「消防の広域化を踏まえた消防のあり方検討会」を開催し、報告書を取りまとめた。

イ 財政支援

市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、その運営に支障の生じることがないように、必要な財政措置を講じている。

そのうち、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築、国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するもの、並びに広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備について、事業費の100%に緊急防災・減災事業債を充当し、元利償還金の70%に相当する額を、後年度、

*2 消防広域化推進アドバイザー：既に広域化を実現した消防本部の職員や、現在広域化に向けた検討を行っている協議会の職員など、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣され支援活動を行う。

第2-2-5図 消防の広域化に対する財政措置（平成26年度）

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的に財政措置を行う。

市町村分

1 消防広域化準備経費

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2 消防広域化臨時経費

消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
③業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④その他広域化整備に要する経費

3 消防署所等の整備

○ 緊急防災・減災事業

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）を支援する。

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。

○ 一般事業

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。▶ 一般単独事業債 充当率90%（通常75%）

【緊急防災・減災事業債】
充当率100%
交付税算入率 元利償還金の70%

4 消防指令施設（指令装置等）の整備

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

【緊急防災・減災事業債】
充当率100%
交付税算入率 元利償還金の70%

5 消防用車両等の整備

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

6 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分

1 消防広域化推進経費

重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2 広域対象市町村に対する支援に要する経費

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

普通交付税の基準財政需要額に算入することとしている（第2-2-5図）。

与等が行われている。

(2) 都道府県の取組

ア 推進計画の概要

基本指針では、都道府県は、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関して、推進計画を定めるよう努めなくてはならないこととされており、平成26年4月現在、45の都道府県で推進計画が策定されている。

イ 都道府県の支援策

都道府県によっては、独自の広域化支援方策を講じている例があり、財政支援としては、広域化協議会運営費や広域化に伴う施設整備を対象とした補助制度の創設等が、その他の支援策として、協議会事務局への県職員の派遣や協議会事務局スペースの貸

(3) 市町村の取組

都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている（消防組合法第34条第1項）。

広域化に向けた検討を行っている多くの市町村は、市町村部局、消防本部、構成議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、〔1〕広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、〔2〕消防本部の位置及び名称、〔3〕市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項のほか、〔4〕構成市町村の負担金割合方式、職員の任用方式や給与の統一方法等、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を重ねている。

(4) 平成25年度以降の取組

消防庁長官の諮問機関である消防審議会に対し、「消防の広域的な対応のあり方について」諮問を行い、平成24年9月7日になされた中間答申を踏まえ、平成25年4月1日に以下のとおり基本指針を改正した(第2-2-6図)。

ア 市町村の消防の広域化の規模

改正前の基本指針では、管轄人口30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとされていた。しかし、地域の実情により広域化のメリットや必要性等は異なるものと考えられることから、今後、広域化を通じた消防防災体制の強化を図るためには、管轄人口30万以上という規模目標には必ずしもとらわれず、地域の事情を十分に考慮する必要があるとした。

イ 消防広域化重点地域の創設

国の施策や各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するために、消防広域化重点地域の枠組みを設けた。消防広域化重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事はその判断により行うものであり、次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを消防広域化重点地域として指定することができるとした。

- ・ 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
- ・ 広域化の気運が高い地域

(5) 消防吏員の階級の基準の一部改正

消防吏員の階級の基準(昭和37年消防庁告示第6号)第2条第2号において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(指定都市の加入する組合を含む。)の消防長は消防司監の階級を用いることができるとしていたが、広域化により指定都市と同等以上の規模を備える消防本部が新設されることから、平成25年4月1日に消防吏員の階級の基準を改正し、管轄人口70万以上の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)の消防長についても消防司監の階級を用いることができることとした。

4. 広域化の進捗状況

(1) これまでの広域化実績

平成18年の消防組織法の一部改正以降、平成26年4月1日までに、34の地域で広域化が実現し、平成18年4月に811あった消防本部数は752となった。このうち、例えば、平成26年4月1日には管轄人口が約90万の奈良県広域消防組合消防本部が誕生した(第2-2-7図)。

(2) 今後の広域化見込み

11の地域において、広域化の期日を明らかにして検討が行われている。

第2-2-6図 市町村の消防の広域化に関する基本指針の改正のポイント

- 広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化は消防防災体制の強化のためには有効な手法。
- また、平成24年度の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要。
- ただし、平成24年度末までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、地域の実情を尊重することを基本として、以下のとおりの見直しを行う。

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、 <u>30万の規模目標には必ずしもとられず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。</u>	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	(消防広域化重点地域) 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、 <u>広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。</u> ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	(広域化対象市町村) 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年4月1日（5年程度延長）	平成24年度末

第2-2-7図 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（平成26年6月1日現在）

○34ブロックが広域化し、そのうち5町村が非常備を解消

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等	広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等																
21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部 上川南部消防事務組合消防本部	25.4.1	20	埼玉	埼玉西部消防局	一部事務組合	入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部																
	2	広島	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部		21	静岡	下田消防本部	一部事務組合	下田消防本部 西伊豆広域消防本部																
	3	福岡	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部		22	大阪	泉州南消防組合 泉州南広域消防本部	一部事務組合	泉佐野市消防本部 阪南岬消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部																
22.4.1	4	東京	東京消防庁	事務委託	東京消防庁 東久留米市消防本部		25.7.1	23	兵庫	西はりま消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部															
23.4.1	5	富山	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部							24	兵庫	南但消防本部	一部事務組合	朝来市消防本部 養父市消防本部											
	6	兵庫	北はりま消防本部	一部事務組合	にしたか消防本部 加東市消防本部 加西市消防本部											25	佐賀	佐賀広域消防局	広域連合	佐賀広域消防局 神埼地区消防事務組合消防本部							
23.11.28	7	奈良	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部 十津川村（非常備）							26	鹿児島	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合					指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町							
23.12.1	8	山形	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部 山辺町（非常備） 中山町（非常備）		27	青森	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合	弘前地区消防事務組合消防本部 黒石地区消防事務組合消防本部 平川市消防本部 板柳町消防本部																
					24.4.1						9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部	28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	滝川地区広域消防事務組合消防本部 芦別市消防本部 赤平市消防本部							
															10					山形	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	米沢市消防本部 南陽市消防本部 高畠町消防本部 川西町消防本部	29	北海道	旭川市消防本部	事務委託
11	茨城	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部 東海村消防本部			30	北海道	大雪消防組合	一部事務組合													比布町(上川中部消防組合の構成町) 愛別町(上川中部消防組合の構成町) 当麻町(上川中部消防組合の構成町) 大雪消防組合				
				12																			山口				
24.10.1	13	滋賀	東近江行政組合消防本部		一部事務組合		東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部	26.4.1	32	奈良	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	中和広域消防組合消防本部 西和消防組合消防本部 山辺広域行政事務組合消防本部 香芝・広陵消防組合消防本部 大和郡山市消防本部 桜井市消防本部 五條市消防本部 宇陀広域消防組合消防本部 葛城市消防本部 中吉野広域消防組合消防本部 吉野広域行政組合消防本部 野迫川村（非常備村）														
25.3.30	14	富山	新川地域消防本部	一部事務組合	黒部市消防本部 入善町消防本部 朝日町消防本部		33						佐賀	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部 有田町消防本部											
					15											青森	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町(北部上北広域の構成町)	34	熊本	熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局 高遊原南消防本部			
25.3.31	16	神奈川	小田原市消防本部	事務委託			小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部						19	埼玉	埼玉東部消防組合消防局				一部事務組合					久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部			
					17		富山県	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部 滑川市消防本部 上市町消防本部 舟橋村（非常備村）	20	埼玉				埼玉西部消防局	一部事務組合	所沢市消防本部 狭山市消防本部									
18	静岡県	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部																							

消防指令業務の共同運用について

「消防指令業務*の共同運用」（以下、「指令の共同運用」という。）とは、複数の消防本部における消防指令業務（通報受付業務や部隊運用管理等）を1か所の消防指令センターにおいて共同で運用するものである。消防指令業務は、消防本部が単独で整備し運用することが原則とされてきたところであるが、近年、より高度な消防サービスに対するニーズを踏まえ指令の共同運用が検討され、導入が進められている。消防庁においても指令の共同運用の有効性を認めてその推進を図っている。指令の共同運用のメリットや課題、実施状況等は以下のとおりである（第2-2-8図）。

（1）メリットと課題

指令の共同運用のメリットとしては、〔1〕情報の一元化による迅速な相互応援体制が可能になること、〔2〕高機能な消防通信指令システムの整備が図りやすいこと、〔3〕指令業務配置職員の効率配置により現場配置職員の充実を図れること、〔4〕施設整備費や維持管理費を効率化できることなどが挙げられる。

加えて、〔1〕指令センターの更新時期が近い消防本部間で財政面のメリットが大きいこと、〔2〕消防・救急無線のデジタル化の枠組みを活用できる

可能性があること、〔3〕指令の共同運用は消防事務の一部の共同処理であり広域化と比較すると組織間における調整事項が少ないこと等の利点があるため、消防本部の検討が進んでいるものと考えられる。

一方、課題としては、〔1〕小規模の共同運用では指令業務配置職員の効率配置による効果がでないこと、〔2〕各消防本部の部隊運用方式が異なるためこれを補完する工夫が必要になること、〔3〕各消防本部で異なる勤務体制を統一する必要があること、〔4〕職員の通勤距離が増すことなどが指摘されている。

（2）実施状況と今後の実施見込み

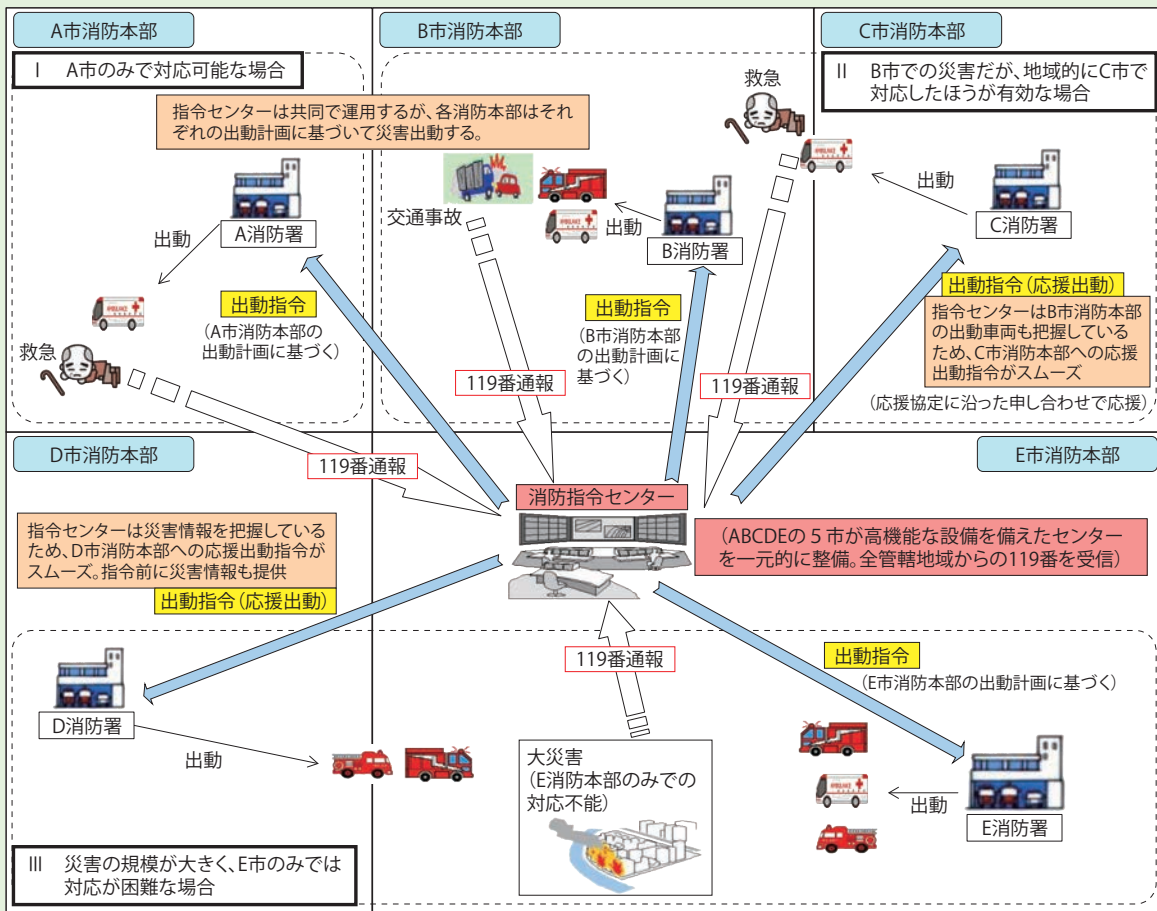
指令の共同運用に関する全国の検討状況をみると、指令の共同運用の検討地域は、広域化対象市町村の組合せ（ブロック）とは異なる場合が多くなっている。

指令の共同運用は、平成26年4月1日現在、既に25地域（95消防本部）で実施中であるが、さらに30地域（132消防本部、12非常備町村）で運用開始時期を明示して検討中であり、これらの地域においても、中長期的には広域化をする可能性があると考えられる。

* 消防指令業務

消防指令センター等において、24時間体制で119番通報を受信し、通話内容等から災害発生地点や災害種別を決定、出動部隊を編成し、消防隊・救急隊等への出動指令、現場活動の支援等を実施する業務

第2-2-8図 消防指令業務の共同運用のイメージ



消防職団員の活動

1. 活動状況

平成25年中における全国の消防職団員（消防職員及び消防団員）の出動状況をみると、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、捜索、誤報等及びその他をいう。）への出動回数は108万8,121回で、出動延人員は785万73人である。また、1日平均にすると2,981回、29秒に1回の割合で出動したことになる。

このうち、消防団員の火災等への出動回数は22万5,545回、出動延人員は280万2,291人となって

いる（第2-3-1表）。

また、出動以外の警防調査や予防査察などの出向回数は266万4,855回で、延べ人員は1,534万3,007人となっている。

2. 公務による死傷者の状況

(1) 公務による死傷者の状況

平成25年中における公務により死亡した消防職団員（火災等の災害対応時、演習・訓練実施時など、職務遂行中に死亡したものは7人、同じく負傷し

第2-3-1表 消防職団員の出動及び出向状況

(平成25年中) (単位: 回、人)

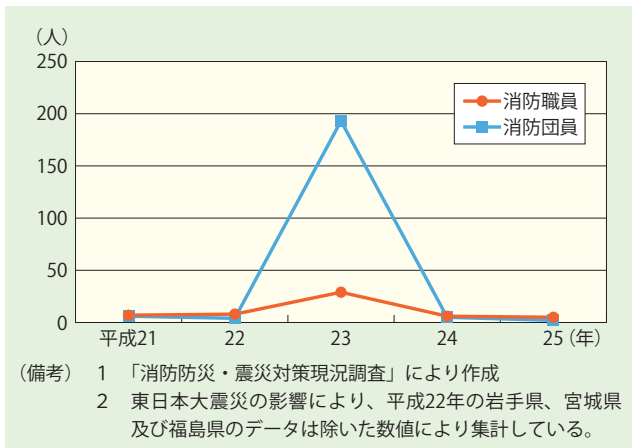
区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	回 数	52,277	38,064	90,341	0.9
	延 人 員	931,692	972,698	1,904,390	4.6
救 急	回 数	5,898,922	673	5,899,595	61.1
	延 人 員	17,885,886	1,889	17,887,775	43.5
救 助	回 数	88,571	1,601	90,172	0.9
	延 人 員	1,051,539	8,015	1,059,554	2.6
風 水 害 等 の 災 害	回 数	15,062	6,865	21,927	0.2
	延 人 員	70,539	233,998	304,537	0.7
演 習 訓 練	回 数	474,509	215,157	689,666	7.1
	延 人 員	2,747,981	4,396,703	7,144,684	17.4
広 報 ・ 指 導	回 数	369,472	92,599	462,071	4.8
	延 人 員	1,355,670	963,487	2,319,157	5.6
警 防 調 査	回 数	457,504	14,501	472,005	4.9
	延 人 員	1,514,660	143,002	1,657,662	4.0
火 災 原 因 調 査	回 数	48,700	47	48,747	0.5
	延 人 員	214,107	593	214,700	0.5
特 別 警 戒	回 数	114,544	85,656	200,200	2.1
	延 人 員	744,681	1,325,398	2,070,079	5.0
捜 索	回 数	3,194	2,078	5,272	0.1
	延 人 員	32,425	74,483	106,908	0.3
予 防 査 察	回 数	790,146	2,020	792,166	8.2
	延 人 員	1,895,577	41,148	1,936,725	4.7
誤 報 等	回 数	35,404	4,312	39,716	0.4
	延 人 員	418,699	53,861	472,560	1.2
そ の 他	回 数	668,068	172,625	840,693	8.7
	延 人 員	2,542,888	1,459,236	4,002,124	9.7
計	回 数	9,016,373	636,198	9,652,571	100.0
	延 人 員	31,406,344	9,674,511	41,080,855	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

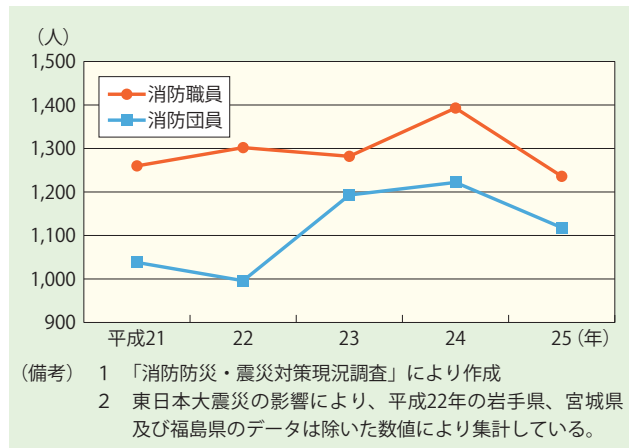
2 本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。

3 消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。

第2-3-1図 消防職員及び消防団員の公務による死者数の推移



第2-3-2図 消防職員及び消防団員の公務による負傷者数の推移



第2-3-2表 消防職員及び消防団員の公務による死傷者数

(平成25年中) (単位：人)

区 分		消防職員	消防団員	計	構成比 (%)
火 災	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	223	209	432	18.4
風 水 害 等 の 災 害	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	9	26	35	1.5
救 急	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	223	0	223	9.5
演 習 ・ 訓 練 等	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	414	697	1,111	47.2
特 別 警 戒	死 者	0	0	0	0.0
	負 傷 者	1	34	35	1.5
捜 索	死 者	1	0	1	14.3
	負 傷 者	15	19	34	1.4
そ の 他	死 者	4	2	6	85.7
	負 傷 者	351	133	484	20.6
計	死 者	5	2	7	100.0
	負 傷 者	1,236	1,118	2,354	100.0

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

た消防職団員は2,354人である（第2-3-1図、第2-3-2図、第2-3-2表）。

なお、平成23年は、東日本大震災被災地において、住民の避難誘導、水門閉鎖等の業務に従事した消防職団員が津波により被災したため、他年に比べて大幅に死傷者が増加した。

(2) 全国消防殉職者慰霊祭

全国消防殉職者慰霊祭は、昭和57年（1982年）から毎年執り行われており、平成26年は、防災の任務を遂行中、不幸にして尊い犠牲となられた全国消防殉職者並びに消防協力受難者の功績を称え、その御霊に深甚なる敬意と感謝の意を捧げることを目的として、消防庁の後援により、9月11日に厳粛

に執り行われた。

3. 勤務条件

(1) 消防職員の勤務条件等

消防職員の勤務条件は、火災出動等24時間即応体制を維持していなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩については、一般職員と異なった定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件は、市町村の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な上命

下服を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つということが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度及び勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消防庁管理局长通知）。行政職給料表を採用しつつ、号給の加算調整や特殊勤務手当の支給により職員の給与水準の維持を図るなどの対応は、明確性及び透明性の観点から問題があり、条例により一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を採用することが望ましい。

なお、消防職員の平均給料月額、平成25年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢39.3歳で30万6,314円であり、一般行政職の場合は平均年齢42.8歳で32万8,842円となっている。一般行政職より消防職員の平均給料月額が低い理由のひとつに、消防職員の平均年齢が若いことが考えられる。

また、消防職員の平均諸手当月額は9万5,044円であり、出動手当等が支給されている。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に2部制と3部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、4部制を用いている消防本部もある。

2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日をとる制度であり、3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせる勤務し、一定期間で週休日をとる制度である（第2-3-3表、第2-3-4表）。

第2-3-3表 消防本部における交替制勤務体制

（平成26年4月1日現在）

消防本部数	勤務体制別本部数			
	交替制をとっている消防本部数			
	2部制	3部制	併用	その他
752	464	218	60	10
	61.7%	29.0%	8.0%	1.3%

（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 交替制の「その他」とは、指令業務のみ4部制を取り入れている消防本部及び宿直者を3班に分けて変則的な勤務体制をとる消防本部をいう。

ウ 消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員間意思疎通を図るとともに、消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法第17条の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔1〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔2〕消防職員の被服及び装備品、〔3〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすくしている。

平成25年度においては、全国767消防本部中764本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された5,026件の意見について審議された。平成25年度においては、審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の35.9%を占めた。また、平成24年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされた意見の51.0%が既に実施されている。一方、予算上の制約などにより、実現できていない意見も見られる（第2-3-5表、第2-3-6表、第2-3-7表、第2-3-8表）。

第2-3-4表 勤務体制別消防吏員数

（平成26年4月1日現在）

勤務体制別	毎日勤務	2部制	3部制	その他派遣等	計
消防吏員数	30,759	80,739	44,765	3,524	159,787
	19.3%	50.5%	28.0%	2.2%	100.0%

（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 勤務体制別の「その他派遣職員等」とは、首長部局に派遣されている職員及び消防学校など消防本部（署）以外の部署に勤務する職員等をいう。

第2-3-5表 消防職員委員会の審議結果

（平成25年度）

審議意見	審議件数	審議結果				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
勤務条件・厚生福利	1,891	705	583	92	449	62
	37.6%	14.0%	11.6%	1.8%	8.9%	1.2%
被服・装備品	1,585	600	447	51	450	37
	31.5%	11.9%	8.9%	1.0%	9.0%	0.7%
機械器具・その他の施設等	1,550	500	352	52	316	330
	30.8%	9.9%	7.0%	1.0%	6.3%	6.6%
計	5,026	1,805	1,382	195	1,215	429
	100%	35.9%	27.5%	3.9%	24.2%	8.5%

（備考） 1 「平成25年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-3-6表 平成24年度に消防職員委員会において審議された意見の実施状況

(平成25年度末現在)

「実施が適当」とされた意見数 (A)	既の実施された件数 (B)	割合 (B)/(A)×100
1,913件	976件	51.0%

(備考) 「平成25年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

第2-3-7表 各年度の消防職員委員会開催状況

(各年度末現在)

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
21年度	803本部	801本部	99.8%
22年度	802本部	796本部	99.3%
23年度	798本部	791本部	99.1%
24年度	784本部	780本部	99.5%
25年度	767本部	764本部	99.6%

(備考) 「平成25年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

エ 公務災害補償

消防職員の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）には、地方公務員災害補償法の定めるところにより、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償が支給される。また、福祉事業により、必要に応じ社会復帰に要する費用や遺族への援護資金も支給される。

オ 消防長及び消防署長の資格の基準

消防長及び消防署長の資格については、市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和34年政令第201号）で定めていたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による消防組織法第15条の改正により、政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めるとされた。このため、各市町村が条例を制定するに当たって参酌すべき基準が、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成25年政令第263号）で定められ、消防組織法の改正とともに、平成26年4月1日に施行された（第2-3-9表）。

(2) 消防団員の処遇改善

消防団員は、大規模災害時においては昼夜を分かたず多岐にわたり活動し、また、平常時においても地域に密着した活動を行っており、消防団員の処遇については、十分に配慮し改善していく必要がある。

第2-3-8表 各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果

	審議件数	審議結果の区分				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
21年度	5,149	2,067	1,374	217	1,238	253
		40.1%	26.7%	4.2%	24.0%	4.9%
22年度	4,971	1,836	1,371	229	1,209	326
		36.9%	27.6%	4.6%	24.3%	6.6%
23年度	5,253	2,050	1,422	169	1,319	293
		39.0%	27.1%	3.2%	25.1%	5.6%
24年度	5,067	1,913	1,320	184	1,303	347
		37.8%	26.1%	3.6%	25.7%	6.8%
25年度	5,026	1,805	1,382	195	1,215	429
		35.9%	27.5%	3.9%	24.2%	8.5%
累計 (8年度～25年度)	96,589	38,830	27,387	4,856	21,499	4,017
		40.2%	28.4%	5.0%	22.3%	4.2%

(備考) 1 「平成25年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
3 審議結果のうち、「その他」については平成11年度から設定

第2-3-9表 市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令の概要

	職	期間
消防長の資格の基準	消防署長等	1年以上
	消防団長	2年以上
	市町村の長の直近下位の内部組織の長等	2年以上
消防署長の資格の基準	消防司令以上	1年以上
	消防司令補以上	3年以上
	消防団の副団長等	3年以上かつ教育訓練を受講

ア 報酬・出動手当

市町村では、条例に基づき消防団員に対し、その労苦に報いるための報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給している。支給額や支給方法は、地域事情により、必ずしも同一ではないが、支給額の低い市町村においては、これらの支給を定める制度の趣旨からも、引上げ等の適正化を図る必要がある。特に地震、風水害などの長時間（長期間）の活動を余儀なくされる場合の出動手当については、充実を図るべきと考えられる。

なお、平成26年度の消防団員報酬等の地方交付税算入額は、第2-3-10表のとおりである。

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が公務により死傷する場合もある

(第2-3-2表)。このため消防組織法の規定により、市町村は、政令で定める基準に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。なお、療養補償及び介護補償を除く各種補償の額の算定に当たっては、政令で補償基礎額が定められている(第2-3-11表)。

消防団員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として遺族補償等について100分の50以内を加算することとされている。

火災、風水害等においては民間の消防協力者等が死傷する場合もある(第2-3-12表)。この消防協力者等に対しては、消防法等の規定に基づき、市町村が条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされている。消防協力者等の災害補償内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められること以外は消防団員に対するものと同様である。

ウ 福祉事業

公務上の災害を受けた消防団員又はその遺族の福祉に関して必要な事業は市町村が行うものであるが、消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村については、消防基金又は指定法人がこれら市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な事業の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、傷病・障害の援護、介護の援護及び就学の援護等となっている。

第2-3-10表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	平成26年度
報酬	
団員(年額)	36,500
団長(年額)	82,500
出勤手当(1回当たり)	7,000
公務災害補償負担金	
人口1人当たり	3.5
団員1人当たり	1,900
退職報償金負担金	
団員1人当たり	19,200

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該消防団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。なお、条例(例)によれば、その額は勤務年数5年以上10年未満の団員で20万円、勤務年数30年以上の団長で97万9,000円となっている(第2-3-13表)。

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年(1956年)に、市町村の支給責任の共済制度として、消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年(1964年)には、退職報償金の支払制度が、昭和47年(1972年)には、福祉事業の制度がそれぞれ確立した。

消防基金の平成25年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況については、延べ2,438人に対し、18億3,396万円となっている(第2-3-14表)。また、福祉事業の支給額は、延べ1,024人に対し4億8,827万円となっている。

消防基金の平成25年度の退職報償金の支払額は、4万5,153人に対し約151億円となっている。

第2-3-11表 補償基礎額改定状況

(各年度中)
(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
15	団長、副団長	12,600	13,500	14,400
	分団長、副分団長	10,800	11,700	12,600
	部長、班長、団員	9,000	9,900	10,800
16~17	団長、副団長	12,740	13,340	14,200
	分団長、副分団長	10,740	11,600	12,470
	部長、班長、団員	9,000	9,870	10,740
18~26	団長、副団長	12,400	13,300	14,200
	分団長、副分団長	10,600	11,500	12,400
	部長、班長、団員	8,800	9,700	10,600

第2-3-12表 消防協力者等の死傷者数の推移

(各年度中)
(単位：人)

項目	年度	21	22	23	24	25
死者		1	0	6	0	0
負傷者		123	71	82	70	51
計		124	71	88	70	51

(出典：消防基金調べ)

第2-3-13表 退職報償金支給額

(平成26年度) (単位:千円)

階 級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

第2-3-14表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(平成25年度)

区 分	支払人員 (人)	支払額 (千円)
療養補償	1,456	238,528
休業補償	189	37,647
傷病補償年金	5	13,556
障害補償	109	206,384
介護補償	16	6,896
遺族補償	661	1,330,270
葬祭補償	2	677
小 計	2,438	1,833,958

(出典:消防基金調べ)

カ 消防団員等が災害活動等で使用した自家用車に損害が生じた場合の見舞金の支給

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正され、平成14年度から、消防基金は、消防団員等が災害活動で使用した自家用車に損害が生じた場合に、見舞金(上限10万円)を支給する事業を実施している。平成25年度の支払状況は、延べ101人に対し884万5千円となっている。

キ 乙種消防設備士及び丙種危険物取扱者資格の取得に係る特例

消防団の活性化に資するとともに、消防団員が新たに取得した資格を活用し、更に高度な消防団活動を行える環境の整備を目的として、消防団員に対する乙種消防設備士試験及び丙種危険物取扱者試験に係る科目の一部を免除する特例が創設された(平成14年7月)。

危険物取扱者(丙種)に関しては消防団員歴5年以上で消防学校の基礎教育又は専科教育の警防科を修了した者が、消防設備士(乙種第5類・第6類)に関しては消防団員歴5年以上で消防学校の専科教育の機関科を修了した者が、それぞれ適用対象とされている。

4. 安全衛生体制の整備

(1) 安全衛生体制

消防は、労働安全衛生法に規定する安全管理者及び安全委員会の設置が義務付けられていないものの、消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制の整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

また、近年、各種災害の事象が複雑多様化・大規模化する様相を強めているとともに、警防活動時及び訓練時などでの公務による死傷事案も依然として発生している状況を改善するため、平成22年度から平成23年度にかけて開催した、「警防活動時及び訓練時における安全管理に係る検討会」等における検討結果を踏まえ、両マニュアルの見直しを行った。

さらに、東日本大震災により消防職団員281名が犠牲になるなど、改めて消防本部及び消防団の安全管理のあり方が問われることになったことから、警防活動時等における安全管理マニュアルについて、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」や「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方検討会」等における安全管理に関する検討結果を踏まえ、特に津波災害時における消防職団員の警防活動時における安全管理について検証を行い、平成25年度に見直しを行った。

また、消防職員の衛生管理についても、「消防における衛生管理に関する規程」を示すなどの対応を行っている。

(2) 消防団員の安全対策

東日本大震災において、被災地の消防団員は、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火、避難所の運営支援、行方不明者の捜索、発見されたご遺体の搬送・安置、さらには信号機が機能しない中での交通整理、夜間の見回りまで、実に様々な活動に献身的に従事した。

一方で、254名にも上る消防団員が犠牲となったことを受けて、消防庁では、平成23年11月から、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を開催し、その報告を踏まえ、津波災害時の消防団員の安全確保対策について、平成24年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団員の安全確保対策について(通知)」を通知し、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の作成を促進してきた。

同マニュアルの策定状況等について、平成25年度に引き続き、海岸を有する市町村及び津波の遡上による被害が想定されている市町村に対し調査を行った(第2-3-3図)。

調査結果によると、平成26年10月1日現在、52.1%の市町村において安全管理マニュアルが策定済みであり、同年4月1日現在に比べて8.4ポイントの増加がみられた一方で、約半数の市町村においては未策定という状況であった。消防庁としては、すべての関係市町村において早急に安全管理マニュアルが策定されるよう引き続き働きかけを行うこととしている。

また、平成24年度補正予算においても、消防団員の安全確保を図るために必要な資機材・車両を市町村に無償で貸し付け、東日本大震災の教訓を踏まえた安全管理マニュアル等に基づく訓練を実施している。

(3) 惨事ストレス対策

消防職員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があるが、各消防本部においては、情報不足や専門家が身近にいないことなどが課題とされていた。

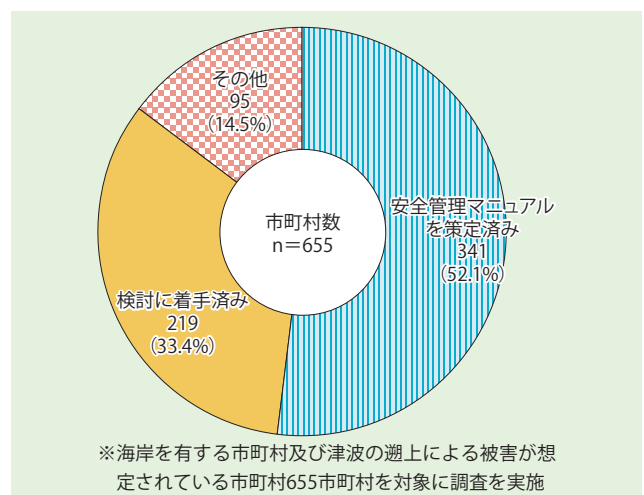
消防庁では、消防職員が惨事ストレスにさらされる危惧のある災害が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、精神科医等の専門家を派遣し、必要な助言等を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を平成15年に創設して以来、平成26年10月1日現在56件の派遣実績がある。

なお、東日本大震災においては、凄惨な現場も多く、活動にあたった多くの消防職団員に惨事ストレスの発生が危惧されたことから、消防庁では、平成23年度に被災地の延べ8消防本部、8消防団に、平成24年度には4消防団に、「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣するとともに、平成23年度には、岩手県、宮城県及び福島県をはじめ、全国主要都市において、惨事ストレスセミナー及び個別相談会を9回開催し、惨事ストレスに対するケアを行った。

平成24年度には、東日本大震災における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、より効果的な惨事ストレス対策の充実強化を図るために設置した「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」において、消防本部及び消防団における惨事ストレス対策に関する実態調査及び分析を行い、その結果を報告書として取りまとめた。

今後は、この検討結果を踏まえ、消防職団員に対する惨事ストレス対策に関する教育、普及・啓発、おおむね都道府県域を範囲とした広域的な体制整備、消防職団員の家族への惨事ストレスの周知・理解の促進、緊急時メンタルサポートチームの充実強化などの取組を進めていくこととしている。

第2-3-3図 安全管理マニュアル策定状況
(平成26年10月1日現在)



(4) 事故事例の情報収集等

平成15年中に相次いで発生した消防職団員の殉職事故を契機として、消防庁では、今後の再発防止に資するため「消防活動における安全管理に係る検討会」を開催し、安全確保策の充実強化などについて検討を行い、平成16年11月に報告書を取りまとめた。これを受け、安全管理のための情報共有化方策として、「消防ヒヤリハットデータベース（消防職団員の事故事例の情報収集・提供システム）」の運用を開始した（参照URL：<http://open.fdma.go.jp/hiyarihatto/>）。

5. 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は第2-3-22表のとおりである。

(1) 国の栄典

日本国憲法に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。国の栄典制度については、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものとするため、平成14年8月の閣議決定により危険業務従事者叙勲の創設や勲等の簡素化などの見直しが行われ、平成15年秋から改正後の同制度が実施された。

○叙位 国家又は公共に対して功労のある者をその功労の程度に応じて、位に叙し、栄誉を称えるものであり、1946年（昭和21年）の閣議決定により生存者に対する運用は停止され、死亡者にのみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員が対象となっており、階級と在職年数を要件とした運用基準に基づき叙されるものである。

○叙勲 国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、栄誉を称えるものである。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員などが対象となっており、以下の種類に分けられる（第2-3-15表）。

平成20年秋以降の叙勲に係る改正事項は以下のとおりである。

〔春秋叙勲について〕

- ・市町村合併前に消防団長の階級にあり、合併後に副団長となった場合、合併前団長歴が5年以上の者については、合併後についても団長格として扱うこと
- ・消防団の規模や方面隊長の階級等一定の要件を満たす方面隊の隊長については、団長格として扱うとともに、市町村合併に伴い合併した消防団に設けた方面隊については、一定期間特例を設け、小規模な方面隊であっても隊長を団長格として扱うこと

〔危険業務従事者叙勲について〕

- ・春秋叙勲の対象となっていた消防吏員のうち、消防監以下の階級の者は危険業務従事者叙勲の対象としたこと

○褒章 自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や公同の事務に尽力した者、その他公益の為私財を寄附した者等に対して褒章を授与して栄誉を称えるものである。

消防関係者については、消防団員及び女性（婦人）防火クラブ役員などが対象となっており、以下の種類に分けられる（第2-3-16表）。

(2) 内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係で

第2-3-15表 叙勲

種類	内容
春秋叙勲	春は4月29日、秋は11月3日付で授与される。
危険業務従事者叙勲	著しく危険性の高い業務に精励した功労者に対し、春は4月29日、秋は11月3日付で春秋叙勲とは別に授与される。
高齢者叙勲	春秋叙勲又は危険業務従事者叙勲をいまだ授与されていない功労者のうち、88歳になった者に対し、毎月1日付で授与される。
死亡叙勲	死亡した功労者に対し、随時授与される（発令の日付は生前最後の日）。
緊急叙勲	殉職者など特別な功績を有する者に対し、随時授与される。

は安全功労者表彰と防災功労者表彰がある。総務大臣表彰受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する（第2-3-17表）。

（3）総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、若しくは教育又は災害の発生の防止若しくは被害軽減に尽力し、又は貢献した個人又は団体などについて総務大臣が表彰する（第2-3-18表）。

（4）消防庁長官表彰

消防表彰規程に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

ア 定例表彰

3月7日の消防記念日にちなみ、毎年3月上旬に実施されるもので、その種類と対象は以下のとおりである（第2-3-19表）。

第2-3-16表 褒章

種類	内容
紅綬褒章	火災等に際し、自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者を対象としている。
黄綬褒章	消防関係業務に精励し衆民の模範である者を対象としている。
藍綬褒章	永年にわたり、消防業務に従事しその功績が顕著な消防団員及び女性（婦人）防火クラブ役員並びに永年にわたり、消防機器製造業等に従事しその功績が顕著な者を対象としている。
紺綬褒章	消防関係機関等に対し、公益のために一定の金額以上の私財の寄附を行った個人又は団体を対象としている。

第2-3-17表 内閣総理大臣表彰

種類	内容
安全功労者表彰	安全功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、国民の安全に対する運動の組織及び運営について顕著な成績を上げ、又は功績があった個人又は団体を毎年「国民安全の日」（7月1日）にちなみ表彰している。
防災功労者表彰	防災功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、災害における防災活動について顕著な功績があった者や防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な功績があった個人又は団体を毎年「防災の日」（9月1日）にちなみ表彰している。

第2-3-18表 総務大臣表彰

種類	内容
安全功労者表彰	安全思想の普及、安全水準の向上等のために顕著な成績を上げ、又は功労があった個人や消防機関以外の団体を表彰している。
消防功労者表彰	広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について功績顕著な消防団員及び女性（婦人）防火クラブ役員を表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者を表彰している。

第2-3-19表 消防庁長官の定例表彰

種類	内容
功労章	防火思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀な消防職員及び消防団員を対象としている。
永年勤続功労章	永年勤続し、その勤務成績が優秀で、他の模範と認められる消防職員及び消防団員を対象としている。
表彰旗、竿頭綬 <small>かんとうじゆ</small>	防火思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、他の模範と認められる消防機関を対象としている。

イ 随時表彰

災害現場等における人命救助など、現場功労を対象に事案発生の都度、実施されるもので、その種類と対象は以下のとおりである（第2-3-20表）。

（5）賞じゅつ金

災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章又は功績章）の授与とあわせて支給される。

（6）退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程に基づき、その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と銀杯が授与される。

（7）消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対しては、消防庁長官感謝状授与内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

（8）その他

消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものは次のとおりである（第2-3-21表）。

第2-3-20表 消防庁長官の随時表彰

種 類	内 容
特別功労章	災害に際して消防作業に従事し、功労抜群で他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
けんこうしょう 顕功章	災害に際して消防作業に従事し、特に顕著な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
こうせきしょう 功績章	災害に際して消防作業に従事し、多大な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
けんしょうじょう 顕彰状	職務遂行中に死亡した消防職員、消防団員等を対象としている。
国際協力功労章	「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され、救急活動等に従事し、功労顕著な消防職員等を対象としている。
防災功労者表彰	災害における防災活動について顕著な功績がある又は防災思想の普及等についてその成績が特に優秀な個人又は団体を対象としている。
表彰状	災害に際して消防作業に従事し、顕著な功労を上げ又は防火思想の普及等について優秀な成績をおさめた個人又は団体を対象としている。
賞状	災害に際して消防作業に従事し、功労が認められる又は他の模範として推奨されるべき功績が認められる個人又は団体を対象としている。

第2-3-21表 消防関係の各分野における表彰

種 類	内 容
危険物保安功労者表彰	「危険物」の保安に、永年にわたり努められてきた個人、団体を表彰している。
優良危険物関係事業所表彰	「危険物」の関係法令遵守、危険物の取扱いに係る保安上の措置の自主的かつ積極的な推進等に特に顕著な功績のある危険物関係事業所を表彰している。
危険物安全週間推進標語表彰	「危険物」の保安に関する行政の推進に協力し、国民の安全保持に顕著な功績があった者として、危険物安全週間推進標語を考えた者を表彰している。
危険物事故防止対策論文表彰	「危険物」に係る事故防止対策に関する優れた論文を著した者を、危険物事故防止の推進に資することを目的として表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者を表彰している。
消防設備保守関係功労者表彰	消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
優良消防用設備等表彰	消防用設備等又は特殊消防用設備等のうち、消防防災技術の高度化に資するもの又はユニバーサルデザインの推進に資するもので、他の模範となるものの設置者、施工者、設計者又は開発者を表彰している。
消防機器開発普及功労者表彰	消防機器等の開発普及、業界の発展等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰	消防防災機器等の優れた開発・改良を行った者、消防防災科学に関する優れた論文を著した者及び原因調査に関する優れた事例報告を著した者を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
消防団等地域活動表彰	都道府県の推薦により地域防災力の向上や消防団員の確保に寄与した消防団及び事業所を表彰している。
優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している少年消防クラブや少年消防クラブ指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。

第2-3-22表 消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧

表彰の種類	区分	担当課室	表彰時期	表彰者数等 ^(備考1)				
				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
叙位		総務課	随時	252	306	391 (15)	357	341
叙勲		総務課	随時					
○春秋叙勲		総務課	毎年春秋	1,151	1,221	1,255	1,201	1,247
○危険業務従事者叙勲		総務課	毎年春秋	1,229	1,239	1,234	1,241	1,246
○高齢者叙勲		総務課	毎月1日付	42	56	86	90	107
○死亡叙勲、緊急叙勲		総務課	随時	224	205	467 (218)	226 (1)	210
褒章								
○紅綬褒章		総務課	毎年春秋	13	8	16	12	13
○黄綬褒章		総務課	毎年春秋	9	10	8	12	14
○藍綬褒章		総務課	毎年春秋	128	140	146	150	159
○紺綬褒章		総務課	随時	17	9	12	7	14
内閣総理大臣表彰								
○安全功労者表彰		総務課	7月上旬	6	6	6	7	7
○防災功労者表彰 ^(備考2)		総務課	9月上旬	8	7	—	83	30
総務大臣表彰								
○安全功労者表彰		総務課	7月上旬	40	32	29	26	28
○消防功労者表彰		総務課	7月上旬	15	17	12	12	12
○救急功労者表彰		救急企画室	9月上旬	15	14	15	17	16
消防庁長官表彰								
○功労章		総務課	3月上旬	220	220	174	180	179
○永年勤続功労章		総務課	3月上旬	2,900	2,899	2,894	2,893	2,891
○表彰旗		総務課	3月上旬	46	48	30	51	42
○竿頭綬 ^{かんとうじゆ}		総務課	3月上旬	30	24	3	2	54
○特別功労章		総務課	随時	3	4	223 (222)	2 (1)	—
○顕功章 ^{けんこうしょう}		総務課	随時	1	—	2	1	—
○功績章 ^{こうせきしょう}		総務課	随時	3	1	1	—	—
○国際協力功労章		総務課	随時	19	—	33	—	—
○顕彰状 ^{けんしょうじょう}		総務課	随時	2	2	1	—	1
○表彰状		総務課	随時	—	2	5 (3)	—	—
○賞状		総務課	随時	9	—	—	—	—
○賞じゅつ金		総務課	随時	6人 6,570万円	5人 7,670万円	225人(221人) 668,080万円 (663,000万円)	3人(1人) 6,230万円 (3,000万円)	— — —
○報賞金		総務課	随時	2人 150万円	4人 350万円	4人(3人) 7,660万円 (7,560万円)	— —	1人 100万円
○退職消防団員報償 ^(備考3)								
・1号報償		総務課	年4回	8,814	8,724	8,232	8,964	8,542
・2号報償		総務課	年4回	15,259	14,723	14,205	14,205	13,889
○感謝状		各課室	随時	1	1	141 (141)	—	—
○防災功労者表彰		総務課、地域防災室	随時	2	6	8	14	22
○危険物保安功労者表彰		危険物保安室	6月上旬	39	23	19	26	22
○優良危険物関係事業所表彰		危険物保安室	6月上旬	41	30	29	26	25
○危険物安全週間推進標語表彰		危険物保安室	6月上旬	1	1	1	1	1
○危険物事故防止対策論文表彰		危険物保安室	6月上旬	2	1	1	2	2
○救急功労者表彰		救急企画室	9月上旬	10	9	9	8	16
○消防設備保守関係功労者表彰		予防課	11月上旬	15	15	25	25	25
○優良消防用設備等表彰		予防課	11月上旬	40	31	62	16	8
○消防機器開発普及功労者表彰		予防課	11月上旬	25	25	24	25	25
○消防防災機器等の開発・改良、消防 防災科学論文及び原因調査事例報告 に関する表彰		消防研究センター	10月下旬	21	17	17	23	27
○防災まちづくり大賞 ^(備考4)		地域防災室	2月上旬	6	5	3	4	4
○消防団等地域活動表彰		地域防災室	2月下旬	64	56	34	34	35
○優良少年消防クラブ及び優良少年消 防クラブ指導者表彰		地域防災室	3月下旬	67	60	62	59	59

(備考) 1 平成23年度及び24年度の表彰者数等のうち、括弧書きの数字については、東日本大震災に関連して実施した表彰における表彰者数等である。
 2 平成23年度内閣総理大臣表彰（防災功労者表彰）は未実施である。
 3 退職消防団員報償の1号報償は勤続25年以上の者が対象、2号報償は勤続15年以上25年未満の者が対象である。
 4 防災まちづくり大賞は、平成21年度から平成23年度までの主催者が一般財団法人消防科学総合センター及び一般財団法人日本防火・危機管理促進協会であったため、数字に下線を引いている。

教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署や消防団における教育訓練のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施されている。

2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、各消防本部においては様々な教養訓練を通じて、士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」「消防操法の基準」「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時それぞれにおける安全管理マニュアル（P.157参照）を定めるなど、各消防機関による効率的かつ安全な訓練・活動の推進を図っている。

3. 消防学校における教育訓練

（1）消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほ

か、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならない。また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができるとされている。

平成26年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校ある（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている）。

消防庁は、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定め、消防学校における教育訓練の水準の確保、向上を進めている。

また、消防学校における教育訓練の更なる充実を図ることを目的として、平成26年度に「消防学校における教育訓練に関する検討会」を開催し、消防職員に対する教育訓練内容等について検討を行っている。

（2）教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。各消防学校では、この中で定められている「到達目標」を達成するため、「標準的な教科目及び時間数」を勘案し、具体的なカリキュラムを定めている。教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- ・「初任教育」とは、新たに採用されたすべての消防職員を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は800時間とされている。
- ・「基礎教育」とは、消防団員として入団後、経験期間が短く、知識・技能の修得が必要な者を対象に行う基礎的な教育訓練をいい、基準上の教育時間は24時間とされている。
- ・「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として基礎教育を修了した消防団員を対象に行う特定の

分野に関する専門的な教育訓練をいう。

- ・「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者を対象に行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- ・「特別教育」とは、上記に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

なお、消防団の現場指揮者が担う役割の重要性が増してきたことをかんがみ、平成25年度に「消防学校の教育訓練の基準」を一部改正し、消防団員に対する幹部教育の拡充強化を図った。

(3) 教育訓練の実施状況

消防職員については、平成25年度中に延べ3万1,910人が消防学校における教育訓練を受講した(第2-4-1表)。消防団員については、平成25年度中に延べ5万978人が消防学校において又は消防学校から教員の派遣を受けて教育訓練を受講した(第

2-4-2表)。

消防団員にあつては、それぞれ他の本業を持っているため、消防学校での教育訓練が十分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

また、消防学校では、消防職団員の教育訓練に支障のない範囲で消防職団員以外の者に対する教育訓練も行われており、平成25年度中においては、地方公共団体職員、地域の自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、企業の自衛消防隊等延べ1万575人に対し教育訓練が行われた。

(4) 教職員の状況

平成26年4月1日現在、消防学校の教員556人のうち消防本部からの派遣の教員は259人であり、これは消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を、直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである(第2-4-3表)。

第2-4-1表 消防職員を対象とする教育訓練の実施状況

(人)

	24年度	25年度
初任教育	6,438	6,496
新規採用者	6,044	6,116
専科教育	11,204	10,153
警防科	1,060	1,023
特殊災害科	746	671
予防査察科	1,357	926
危険物科	505	361
火災調査科	1,100	1,148
救急科	4,564	4,458
救助科	1,872	1,566
幹部教育	4,432	4,469
初級幹部科	2,945	2,920
中級幹部科	1,010	1,034
上級幹部科	477	515
特別教育	13,880	10,792
合計	35,954	31,910

(備考) 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

第2-4-2表 消防団員を対象とする教育訓練の実施状況

(人)

	24年度			25年度		
	学校教育	教員派遣	計	学校教育	教員派遣	計
基礎教育	5,167	643	5,810	4,108	5,437	9,545
専科教育	2,281	6,620	8,901	2,461	4,442	6,903
警防科	933	5,208	6,141	932	3,068	4,000
機関科	1,348	1,412	2,760	1,529	1,374	2,903
幹部教育	6,520	979	7,499	6,590	380	6,970
初級幹部科	3,493	979	4,472	3,857	380	4,237
中級幹部科	3,027	0	3,027	2,733	0	2,733
特別教育	10,450	23,884	34,334	7,412	20,148	27,560
合計	24,418	32,126	56,544	20,571	30,407	50,978

(備考) 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

第2-4-3表 消防学校教職員数

(平成26年4月1日現在) (単位:人)

学校長・副校長又は教頭			教員				事務職員			その他			計	
専任	兼任	小計	専任		兼任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計
			派遣		派遣									
95	9	104	516	242	40	17	556	102	4	106	216	0	216	982

(備考) 1 「消防学校の教育訓練に関する調査」により作成

2 教員のうち、「派遣」とは消防本部から派遣され、消防学校の職務に従事する教員をいう。

3 「専任」とは、常時、消防学校の職務に従事する職員をいう。

4 「兼任」とは、消防学校以外の職務にも従事する職員をいう。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校での研修や都道府県の他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点からその育成と確保を行っていく必要がある。

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、都道府県等の消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行っている。

(1) 施設・設備

消防大学校には、教育訓練施設として、本館、第2本館、火災防御訓練施設及び寄宿舍がある。

本館には、250人収容の大教室、3つの教室、視聴覚教室、理化学燃焼実験室、図書館等のほか、様々な災害現場を模擬体験して指揮者としての状況判断



情報システムを活用したシミュレーション訓練

能力や指揮能力を養成する災害対応訓練室を設けている。

第2本館には、300人収容の講堂のほか、救急訓練室、特別教室、屋内訓練場が設けられている。

火災防御訓練施設としては、スチームとスモークマシンを併用し、濃煙熱気的环境下での訓練が可能な屋内火災防御訓練棟及び地下1階、地上11階の高層訓練塔に加え、コンテナ内で木材を燃やし、実際の火災現場と同様の環境の変化を体験することができる実火災体験型訓練施設を設けている。

寄宿舍には、172人収容の南寮と52人収容の北寮がある。

教育訓練車両として、指揮隊車、普通ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車、特殊災害対応化学車、災害支援車及び高規格の救急自動車を保有している。

(2) 教育訓練の実施状況

消防大学校では、平成25年度において、総合教育及び専科教育で1,039名、実務講習で573名の卒



実火災体験型訓練施設を活用した消防活動訓練



模擬家屋を燃焼させて実施する火災原因調査



複数の課程で実施する多数傷病者対応訓練

業生を送り出しており、卒業生数は、創設以来、平成25年度までで延べ5万4,216名となった。

また、平成26年度の定員は1,804人としている(第2-4-4表)。

学科については、平成18年度に大幅な再編を実施し、その後も受講側のニーズ等を踏まえて適宜見直しを行った結果、平成25年度においては、年間に20の学科と10の実務講習を実施した。

各課程の教育訓練内容(授業科目)については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴った新しい課題に対応するための科目として、メンタルヘ

ルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れるほか、自然災害等に関するカリキュラムの内容の充実を図っている。

平成25年度は、ホテル火災やグループホーム火災などを踏まえ、火災予防行政を取り巻く状況の変化に対応し、予防行政の強化に資するため、査察、違反処理是正業務に携わる職員を対象とした「違反是正特別講習」を設けた。

さらに、指揮隊実技訓練、学生企画救助訓練など訓練と演習についても充実を図るとともに、情報システムを活用して、火災時指揮シミュレーション訓

第2-4-4表 教育訓練実施状況

区 分		平成25年度(実績)		平成26年度(計画)				
		実施回数(回)	卒業生(人)	実施回数(回)	定員(人)	期間	教育目的	
学 科	総合教育	幹部科	4	270	4	306	2か月	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	47	1	48	3週間	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	2	55	2	120	2週間	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	61	2	72	1週間	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	120	2	120	2か月	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	120	2	120	2か月	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	42	1	42	1か月	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む)。
		予防科	2	96	2	96	2か月	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	36	1	36	1か月	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	96	2	96	2か月	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
	新任教官科	1	96	1	84	2週間	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。	
	小 計	20	1,039	20	1,140			
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	2	57	2	96	2週間	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		高度救助・特別高度救助コース	1	66	1	66	2週間	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		NBCコース	1	66	1	66	2週間	NBC災害対応要員等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		航空隊長コース	2	65	2	84	2週間	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	危機管理・防災教育科	トップマネジメントコース	1	110	1	100	1日	地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。
		危機管理・国民保護コース	1	67	1	96	1週間	地方公共団体の危機管理・防災担当、国民保護担当者に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成コース	1	64	1	60	1週間	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	違反是正特別講習	1	78	1	96	1週間	査察、違反処理是正業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。	
	小 計	10	573	10	664			
	合 計	30	1,612	30	1,804			

練、大規模地震の際の受援シミュレーション訓練などに加えて、実火災体験型訓練施設を活用した実際の火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）も実施している。

なお、一部の課程では、インターネットを使った事前学習（e-ラーニング）を取り入れ、限られた期間内でより効率的な教育訓練が行えるようにしている。

また、大規模災害発生時の現場活動における指揮能力の向上及び各消防本部への教育支援に資するため、現場指揮活動を行う消防職員を対象に警防業務リーダー講習会を全国各地で開催した（平成25年度は、北海道、東京都、大阪府、福岡県で開催）。

（3）消防学校等に対する技術的援助

自然災害や火災・事故等の態様の多様化・大規模化に伴い、都道府県等の消防学校等における教育訓練も充実強化が求められていることから、消防大学校では、都道府県等における消防力の充実強化への支援として、次のような技術的援助を行っている。

ア 消防学校教官等に対する教育訓練

消防大学校の教育訓練では、新任消防長・学校長科において消防学校長に対する新任教育を、新任教官科において消防学校教官に対する新任教育を行っている。

新任教官科では、教育技法の習得を中心に教育を実施するとともに、実際に講義を行う演習を取り入れ、消防学校における教育指導者養成を行っている。

また、新任教官科以外の専科教育の各学科では、教育指導者養成も目的の一つとしており、教育技法の学習や講義演習を実施している。

イ 講師の派遣

都道府県等の消防学校等における教育内容の充実のため、消防学校等からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っている。平成25年度は、延べ114回の講師の派遣を実施した。

ウ 特別研究生の受入れ

消防大学校では、都道府県等の消防学校からの要望に応じ、消防学校の教官を特別研究生として受け入れ、消防学校における効果的な教育訓練について

調査研究する機会を提供している。

エ 消防教科書の編集

都道府県等の消防学校において使用する初任者用教科書の編集を行っており、平成26年4月現在21種類が発行されている。

（4）自主防災組織に関する調査・研究

自主防災組織における教育訓練の内容及び教育形態について行った調査研究の成果を活用して作成した自主防災組織指導者用の教本を使用し、自主防災組織の育成指導に当たる地方公共団体職員を対象とした短期講習会を全国各地で開催している。

5. その他の教育訓練

（1）救急救命士の養成

救急救命士養成のための教育訓練については、救急隊員が救急救命士の国家試験受験資格を取得するための養成所として、一般財団法人救急振興財団が救急救命東京研修所（年間600人規模）及び救急救命九州研修所（同200人規模）を開設している。

また、大都市の消防機関等でも救急救命士養成所を設置しており、平成25年度には、合わせて全国で約1,100人の消防職員が救急救命士の資格取得のための教育を受け、国家試験を受験した。

これらの救急救命士養成所では、「救急救命士学校養成所指定規則」（平成3年文部省・厚生省令第2号）に基づき、教育が行われている。

（2）指導救命士の養成

救急救命士法の施行から20年以上が経過し、他の救急救命士を指導する人材の醸成が図られてきたことを背景に、救急現場という病院内と異なった環境で行う現場活動に関する教育を経験豊富な救急救命士が行うことで、救急業務の質の向上と国民からの信頼の確保につながるほか、消防本部や医療機関の教育負担軽減に資するという考えから、指導的立場の救急救命士（指導救命士）に求められる役割は高まっている。

平成25年度に消防庁が開催した「救急業務のあり方に関する検討会」において、指導救命士の要件及びその養成に必要な教育カリキュラムを示したことから、平成26年5月から救急救命九州研修所が、

同年9月から消防庁消防大学校救急科が、指導救命士として認定を受けるために必要な教育を開始した。

6. 防災教育の普及

(1) 地域における防災教育の推進

大規模地震、豪雨などの大規模災害による被害を軽減するためには、国民一人ひとりが出火防止、初期消火、避難、救助、応急救護等の防災に関する知識や技術を身に付けることが重要である。

消防庁では平成22年3月、児童、生徒、自主防災組織等の地域住民に対して消防・防災に関する知識や技術を伝えるために、広く防災教育の現場において活用していただける指導者用防災教材「チャレンジ!防災48」を作成し、地方公共団体等に配布するとともに、教材の内容をインターネット上で公開した(参照URL：<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>)。平成22年度には、映像及び写真資料の充実を図るとともに、学習者が楽しみながら災害時の状況を想定した行動を思考し、災害に対処する実践的な能力

を身に付けられるよう、防災紙芝居を追加、さらに、平成24年7月には、防災紙芝居を地方公共団体等に配布した。

(2) 教育訓練体制の充実強化

大規模地震や豪雨などの大規模災害が相次ぐ中、国内における防災・危機管理体制の充実が急務とされており、地方公共団体の幹部職員の危機管理能力及び防災担当職員の実践的対応能力の向上、さらには住民や地域の防災リーダー等の防災力の強化を図ることは喫緊の課題である。

このため、消防大学校等における教育訓練については、受講対象の拡大や、その内容をより実践的かつ体系的なものとする取組を進めている。また、インターネットを活用した遠隔教育(防災・危機管理e-カレッジ^{*1})により、住民や消防職団員・地方公務員等を対象としたコンテンツを提供しており、今後ともカリキュラム等の充実強化を図っていくこととしている。

*1 防災・危機管理e-カレッジ：大規模災害に対しては、地域の防災力を高め、被害の軽減を図ることが極めて重要であるとの認識から、地域の防災力を強化するための施策の一つとして、平成16年2月より運用を開始した学習システム。インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供することを目的としている。

救急体制

1. 救急業務の実施状況

(1) 救急出動の状況

平成25年中における救急自動車による全国の救急出動件数は、590万9,367件（対前年比1.8%増）と、前年と比較して、10万6,912件増加し、平成16年に初めて500万件を超えてからも一貫して増加傾向を続けている。1日平均とすると1万6,190件（前年1万5,897件）で、5.3秒（同5.4秒）に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員も一貫して増加傾向を続け、534万117人（対前年比8万9,815人増、1.7%増）となっており、国民の24人に1人（前年24人に1人）が救急隊によって搬送されたことになる。救急自動車による搬送の原因となった事故種別のうち、搬送人員数が上位のものは、急病が337万105人（構成比63.1%）、一般負傷が77万6,412人（構成比14.5%）、交通事故が52万9,041人（構成比9.9%）となっている（第2-5-1表、第2-5-2表、附

属資料40、41）。

なお、消防防災ヘリコプターによる出動件数は3,256件（前年3,246件）、搬送人員は2,536人（前年2,525人）となっている。

第2-5-2表 救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

（平成25年中）

事故種別	出動件数	構成比 (%)	搬送人員	構成比 (%)
急病	3,728,806	63.1	3,370,105	63.1
一般負傷	850,673	14.4	776,412	14.5
交通事故	536,354	9.1	529,041	9.9
自損行為	64,622	1.1	43,677	0.8
労働災害	50,077	0.8	48,924	0.9
加害	38,545	0.6	30,601	0.6
運動競技	38,505	0.7	38,339	0.7
火災	24,487	0.4	6,150	0.1
水難	5,118	0.1	2,388	0.1
自然災害	801	0.0	564	0.0
その他	571,379	9.7	493,916	9.3
合計	5,909,367	100	5,340,117	100

（備考）「救急業務実施状況調」により作成

第2-5-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

（各年中）

区分 年	救急出動件数				搬送人員				(A)のうち 急病による 出動件数(B)	(A)に 対する (B)の 割合(%)
	全出動件数	うち 救急自動車 による件数 (A)	うち 消防防災 ヘリコプ ターに よる件数	対前年増加数増減率 (%)	全搬送人員	うち 救急自動車 による件数	うち 消防防災 ヘリコプ ターに よる件数	対前年増加数増減率 (%)		
平成13年	4,399,195	4,397,527	1,668	215,074 (5.1)	4,192,470	4,190,897	1,573	193,205 (4.8)	2,478,811	56.4
平成14年	4,557,949	4,555,881	2,068	158,754 (3.6)	4,331,917	4,329,935	1,982	139,447 (3.3)	2,610,812	57.3
平成15年	4,832,900	4,830,813	2,087	274,951 (6.0)	4,577,403	4,575,325	2,078	245,486 (5.7)	2,819,620	58.4
平成16年	5,031,464	5,029,108	2,356	198,564 (4.1)	4,745,872	4,743,469	2,403	168,469 (3.7)	2,953,471	58.7
平成17年	5,280,428	5,277,936	2,492	248,964 (4.9)	4,958,363	4,955,976	2,387	212,491 (4.5)	3,167,046	60.0
平成18年	5,240,478	5,237,716	2,762	▲39,950 (▲0.8)	4,895,328	4,892,593	2,735	▲63,035 (▲1.3)	3,163,822	60.4
平成19年	5,293,403	5,290,236	3,167	52,925 (1.0)	4,905,585	4,902,753	2,832	10,257 (0.2)	3,223,990	60.9
平成20年	5,100,370	5,097,094	3,276	▲193,033 (▲3.6)	4,681,447	4,678,636	2,811	▲224,138 (▲4.6)	3,102,423	60.9
平成21年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566 (0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598 (0.1)	3,141,882	61.3
平成22年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684 (6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467 (6.3)	3,389,044	62.0
平成23年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482 (4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801 (4.1)	3,562,208	62.4
平成24年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599 (1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514 (1.3)	3,648,074	62.9
平成25年	5,912,623	5,909,367	3,256	106,922 (1.8)	5,342,653	5,340,117	2,536	89,826 (1.7)	3,728,806	63.1

（備考）1 「救急業務実施状況調」及び「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成23年中の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

(2) 傷病程度別搬送人員の状況

平成25年中の救急自動車による搬送人員534万117人のうち、死亡、重症及び中等症の傷病者の割合は全体の49.8%、入院加療を必要としない軽症傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）の割合は50.2%となっている（第2-5-3表）。

(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

平成25年中の救急自動車による搬送人員534万117人の内訳を年齢区分別にみると、新生児

（0.3%）、乳幼児（4.7%）、少年（3.8%）、成人（36.9%）、高齢者（54.3%）となっており、高齢者の占める割合（前年53.1%）が高まる傾向にある（第2-5-4表）。

(4) 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況

平成25年中の急病の救急自動車による搬送人員337万105人の内訳をWHOの国際疾病分類(ICD10)の項目別にみると、脳疾患（8.7%）、心疾患等（9.0%）、消化器系（10.3%）、呼吸器系（9.5%）

第2-5-3表 救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

(平成25年中)

事故種別	死亡	重症	中等症	軽症	その他	計
急病	61,469 (1.8)	274,226 (8.1)	1,373,906 (40.8)	1,654,840 (49.1)	5,664 (0.2)	3,370,105 (100)
交通事故	2,469 (0.5)	20,604 (3.9)	96,845 (18.3)	407,054 (76.9)	2,069 (0.4)	529,041 (100)
一般負傷	5,716 (0.8)	55,363 (7.1)	250,000 (32.2)	463,478 (59.7)	1,855 (0.2)	776,412 (100)
その他	8,507 (1.3)	123,982 (18.7)	387,997 (58.3)	142,155 (21.4)	1,918 (0.3)	664,559 (100)
計	78,161 (1.5)	474,175 (8.9)	2,108,748 (39.5)	2,667,527 (49.9)	11,506 (0.2)	5,340,117 (100)

- (備考) 1 「救急業務実施状況調」により作成
 2 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 3 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
 4 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 5 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 6 その他とは、医師の診断がないもの等をいう。
 7 () 内は構成比を示し、単位は%である。

第2-5-4表 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

(平成25年中)

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他(左記以外)	合計*	(参考) 平成22年度 国勢調査人口 (構成比)
年齢区分						
新生児 (構成比: %)	1,842 (0.1)	67 (0.0)	465 (0.1)	11,218 (1.7)	13,592 (0.3)	7,454,093 (5.9)
乳幼児 (構成比: %)	152,181 (4.5)	17,237 (3.3)	65,982 (8.5)	16,206 (2.4)	251,606 (4.7)	12,996,668 (10.2)
少年 (構成比: %)	78,644 (2.3)	54,929 (10.4)	33,867 (4.4)	33,942 (5.1)	201,382 (3.8)	77,384,483 (60.9)
成人 (構成比: %)	1,161,178 (34.5)	341,854 (64.6)	198,337 (25.5)	271,064 (40.8)	1,972,433 (36.9)	29,245,685 (23.0)
高齢者 (構成比: %)	1,976,260 (58.6)	114,954 (21.7)	477,761 (61.5)	332,129 (50.0)	2,901,104 (54.3)	
合計 (構成比: %)	3,370,105 (100.0)	529,041 (100.0)	776,412 (100.0)	664,559 (100.0)	5,340,117 (100.0)	127,080,929 (100.0)

- (備考) 1 「救急業務実施状況調」により作成
 2 年齢区分は次によっている。
 (1) 新生児 生後28日未満の者
 (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
 (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
 (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
 (5) 高齢者 満65歳以上の者
 3 平成22年国勢調査人口中の年齢不詳976,423人は含まれていない。

などとなっている（第2-5-1図）。

（5）現場到着所要時間の状況

平成25年中の救急自動車による出動件数590万9,367件のうち、現場到着時間（119番通報から現場に到着するまでに要した時間）別の救急出動件数の状況は、5分以上10分未満が368万9,885件で最も多く、全体の62.4%となっている（第2-5-2図）。

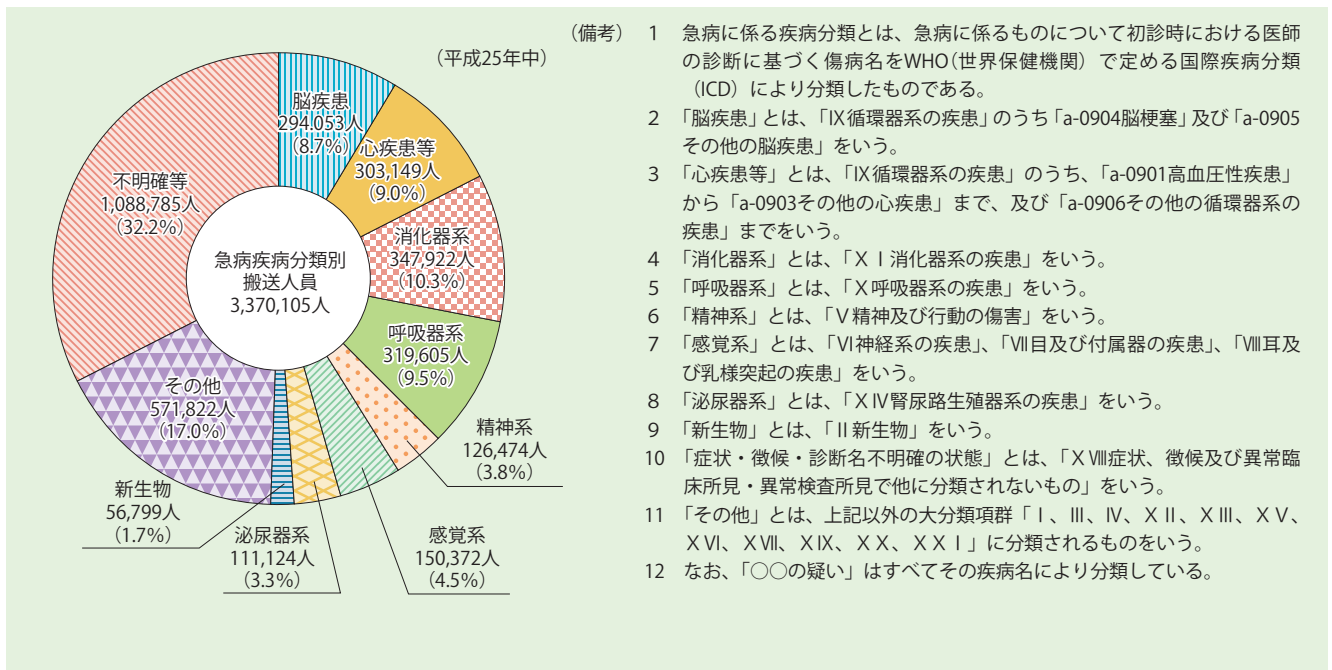
また、現場到着時間の平均は8.5分（前年8.3分）となっており、10年前（平成15年）と比べ、約2.2分延伸している（第2-5-4図）。

（6）病院収容所要時間の状況

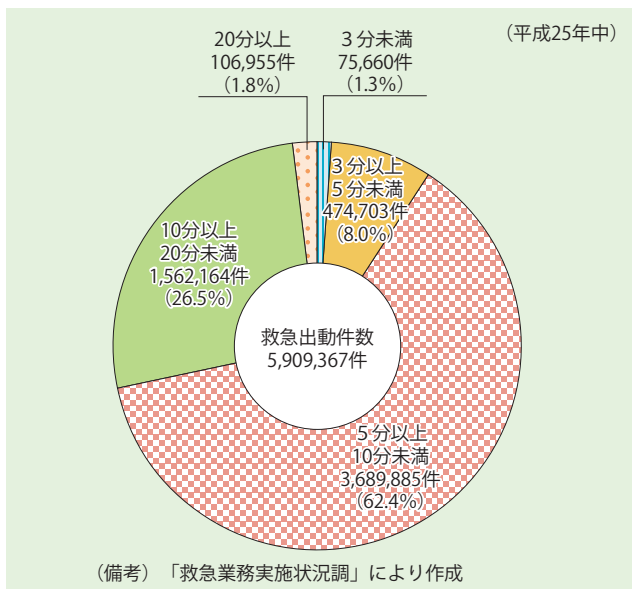
平成25年中の救急自動車による搬送人員534万117人についての病院収容時間（119番通報から病院に収容するまでに要した時間）別の搬送人員の状況は、30分以上60分未満が310万9,922人（全体の58.3%）で最も多く、次いで20分以上30分未満の143万7,865人（同26.9%）となっている（第2-5-3図）。

また、病院収容時間の平均は39.3分（前年38.7分）となっており、10年前（平成15年）と比べ、約9.9分延伸している（第2-5-4図）。

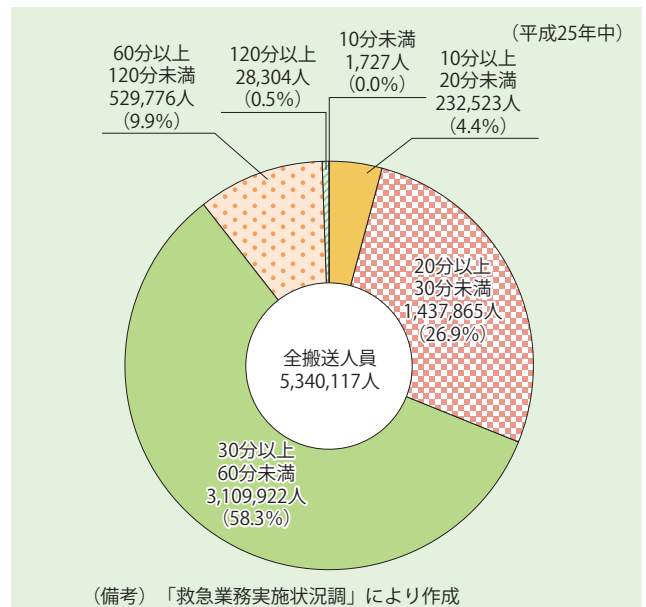
第2-5-1図 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況



第2-5-2図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況



第2-5-3図 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況



(7) 救急隊員による応急処置等の状況

平成25年中の救急自動車による搬送人員534万117人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は519万7,268人(搬送人員の97.3%、前年は97.3%)となっており、応急処置等を行った総件数は1,901万4,930件である。

また、平成3年(1991年)以降に拡大された救急隊員による応急処置等(第2-5-5表における※の項目)の総件数は、1,321万5,500件(対前年比3.7%増)となっているが、このうち救急救命士(除細動^{*1})については、救急救命士以外の救急隊員を含む。)が心肺機能停止状態の傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置(ラリングアルマスク^{*2}等による気道確保、気管挿管、除細動、静脈路確保^{*3}、薬剤投与^{*4})の件数は13万4,593件(前年12万2,054件)にのぼり、前年比で約10.3%増となっている。これは救急救命士及び救急科修了者(旧救急標準課程又は旧救急Ⅱ課程の修了者を含む。以下同じ。)(2(2)、(3)参照)の運用が着実に推進されていることを示している。

2. 救急業務の実施体制

(1) 救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、平成26年4月1日現在、1,686市町村(791市、735町、160村)となっている(東京都特別区は、1市として計上している。以下同じ)。

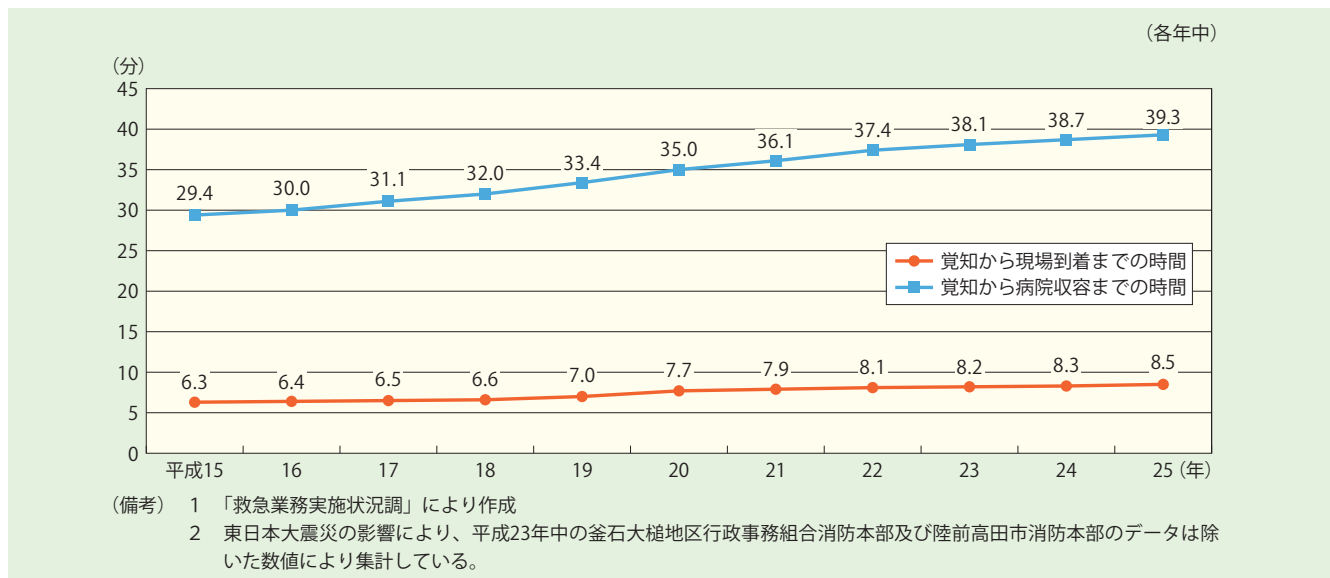
98.0%(前年98.0%)の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%(同99.9%)がカバーされている(人口は、平成22年の国勢調査人口による。以下同じ)こととなり、ほぼすべての地域で救急業務サービスを受けられる状態となっている(第2-5-6表、附属資料42)。

なお、救急業務実施形態の内訳は単独が456市町村、委託が133市町村、一部事務組合が1,097市町村となっている(第2-5-5図)。市町村によっては、消防業務のみを実施し、救急業務については他の市町村に委託しているところもある。

(2) 救急隊数及び救急隊員数

救急隊は、平成26年4月1日現在、5,028隊(対前年比24隊増)が設置されている(第2-5-6図)。

第2-5-4図 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



- * 1 除細動：心臓が痙攣したように細かく震えて血液が拍出できない致死的不整脈(心室細動)を電気ショックをかけることにより、その震えを取り除く処置のことをいう。
- * 2 ラリングアルマスク：気道確保に用いられる換気チューブの一つ。喉頭を覆い隠すように接着し、換気路を確保する。
- * 3 静脈路確保：静脈内に針やチューブを留置して輸液路を確保する処置。静脈路確保により、薬剤を必要時に直ちに静脈内投与することが可能になる。
- * 4 薬剤投与：医師の具体的な指示の下での、アドレナリン(エピネフリンともいう。以下単に「アドレナリン」という。)の投与をいう。

第2-5-5表 救急隊員が行った応急処置等の状況

(平成25年中) (単位:人)

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他	合計
応急処置等対象搬送人員		3,295,307	509,377	750,218	642,366	5,197,268
応急処置等項目	止血	18,688 (0.2)	24,861 (1.3)	69,059 (2.6)	17,218 (0.7)	129,826 (0.7)
	被覆	22,131 (0.2)	97,140 (5.2)	176,460 (6.7)	40,382 (1.8)	336,113 (1.8)
	固定	37,177 (0.3)	248,179 (13.3)	150,586 (5.8)	49,554 (2.1)	485,496 (2.5)
	保温	995,239 (8.2)	92,839 (4.9)	189,591 (7.2)	172,840 (7.4)	1,450,509 (7.6)
	酸素吸入	795,151 (6.5)	45,169 (2.4)	56,923 (2.2)	197,870 (8.6)	1,095,113 (5.8)
	人工呼吸	29,109 (0.2)	955 (0.1)	3,118 (0.1)	5,126 (0.2)	38,308 (0.2)
	胸骨圧迫	7,565 (0.1)	282 (0.0)	861 (0.0)	1,105 (0.0)	9,813 (0.0)
	※うち自動式心マッサージ器	1,507	31	192	200	1,930
	心肺蘇生	98,576 (0.8)	3,699 (0.2)	11,791 (0.4)	12,850 (0.6)	126,916 (0.7)
	※うち自動式心マッサージ器	6,254	192	894	790	8,130
	※在宅療法継続	24,022 (0.2)	168 (0.0)	1,837 (0.1)	2,381 (0.1)	28,408 (0.1)
	※ショックパンツ	236 (0.0)	38 (0.0)	52 (0.0)	66 (0.0)	392 (0.0)
	※血圧測定	2,995,405 (24.5)	483,081 (25.7)	679,100 (26.0)	575,823 (24.9)	4,733,409 (24.9)
	※心音・呼吸音聴取	856,754 (7.0)	127,494 (6.8)	121,959 (4.7)	117,330 (5.1)	1,223,537 (6.4)
	※血中酸素飽和度測定	3,076,638 (25.2)	489,123 (26.1)	708,070 (27.1)	605,623 (26.2)	4,879,454 (25.7)
	※心電図測定	1,678,314 (13.7)	92,733 (4.9)	162,549 (6.2)	249,093 (10.8)	2,182,689 (11.5)
	気道確保	161,867 (1.3)	5,681 (0.3)	17,333 (0.7)	22,436 (1.0)	207,317 (1.1)
	※うち経鼻エアウェイ	10,477	184	944	1,423	13,028
	※うち喉頭鏡、鉗子等	5,730	149	3,566	485	9,930
	※うちラリゲアルマスク等	35,468	876	3,309	3,269	42,922
※うち気管挿管	6,573	116	2,187	685	9,561	
※除細動	11,824 (0.1)	225 (0.0)	543 (0.0)	792 (0.0)	13,384 (0.1)	
※静脈路確保	36,816 (0.3)	1,741 (0.1)	5,133 (0.2)	4,860 (0.2)	48,550 (0.3)	
※薬剤投与	16,062 (0.1)	491 (0.0)	2,013 (0.1)	1,610 (0.1)	20,176 (0.1)	
その他の処置	1,349,570 (11.1)	162,692 (8.7)	257,660 (9.9)	235,598 (10.2)	2,005,520 (10.5)	
合計		12,211,144 (100.0)	1,876,591 (100.0)	2,614,638 (100.0)	2,312,557 (100.0)	19,014,930 (100.0)
拡大された応急処置等		8,762,080	1,196,642	1,692,348	1,564,430	13,215,500

- (備考) 1 「救急業務実施状況調」により作成
 2 1人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。
 3 () 内は構成比を示し、単位は%である。
 4 ※は平成3年(1991年)以降に拡大された応急処置等の項目である。
 5 救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。

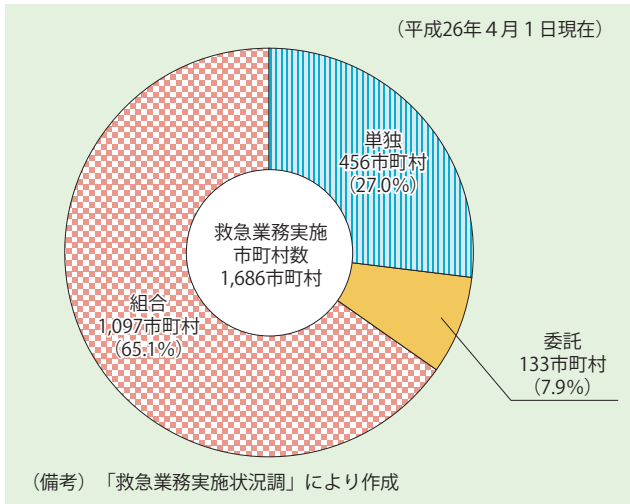
第2-5-6表 救急業務実施市町村数の推移

(各年4月1日現在)

区分	年													
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
市町村数	3,170	3,162	3,136	3,048	2,352	1,784	1,769	1,753	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686
市町村実施率(%)	98.2	98.2	98.3	98.3	98.2	98.0	98.0	98.0	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0
人口カバー率(%)	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

(備考) 「救急業務実施状況調」により作成

第2-5-5図 救急業務実施形態の内訳



救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習（旧救急I課程）を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。平成26年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で12万766人（対前年比2,740人増）となっており、このうち6万634人が、救急隊員（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含まれる。）として救急業務に従事している（第2-5-7図）。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる250時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急II課程を含む。）を修了した消防職員は、平成26年4月1日現在、全国で8万1,963人（対前年比1,953人増）となっており、このうち3万5,179人が救急隊員として救急業務に従事している。

消防庁では、高度化する救急需要に応えるため、すべての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

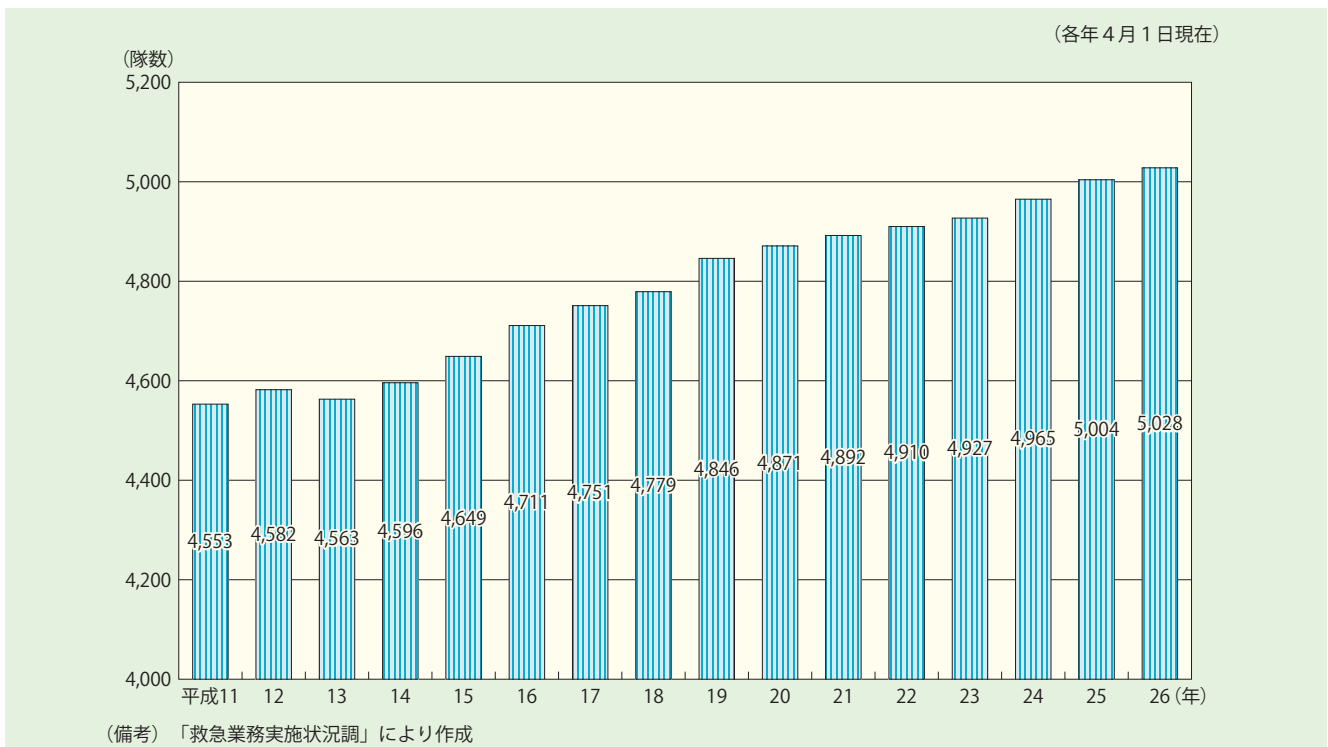
（3）救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

平成26年4月1日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国752消防本部のうち751本部で、その運用率は99.9%（前年99.9%）である。救急救命士を運用している救急隊は年々増加し、全国5,028隊の救急隊のうち97.4%（同96.8%）にあたる4,897隊（対前年比55隊増）となっている。また、救急救命士の資格を有する消防職員は3万1,012人（同1,815人増）、うち救急救命士として運用されている救急隊員は2万3,560人（同690人増）と年々着実に増加している（第2-5-8図、第2-5-9図）。

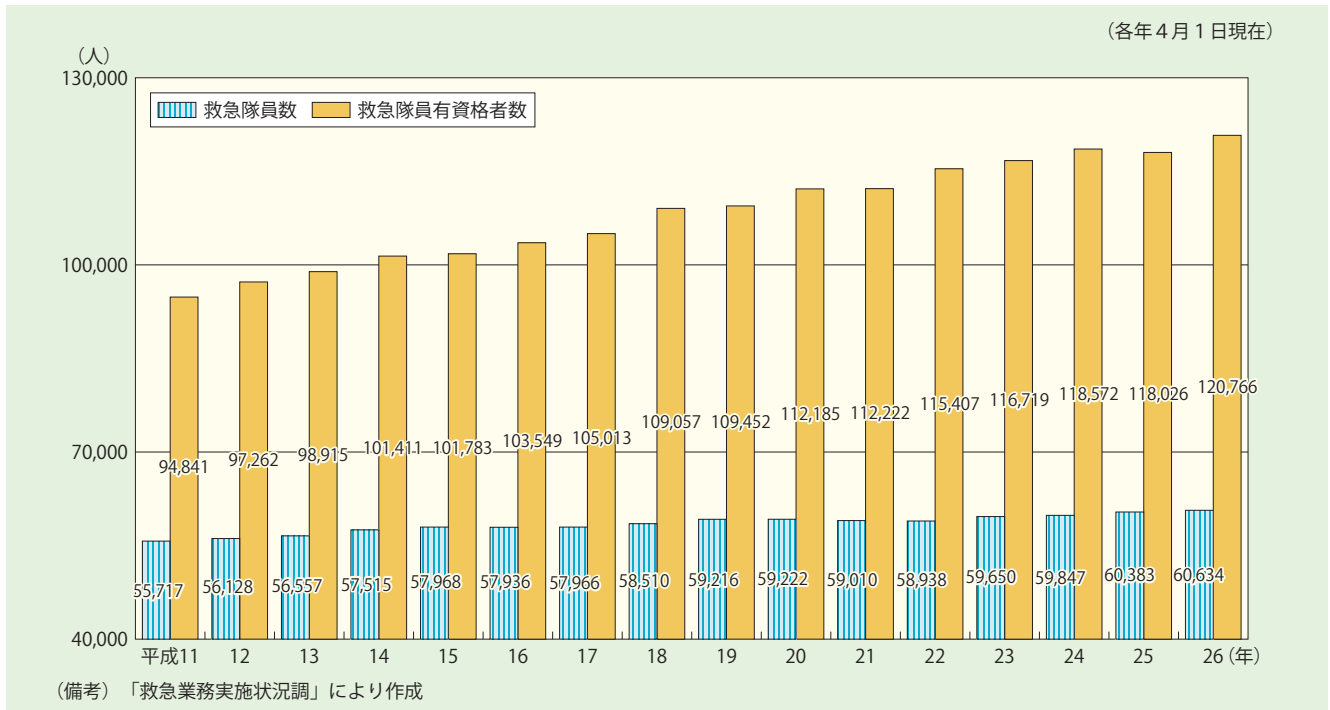
（4）救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数

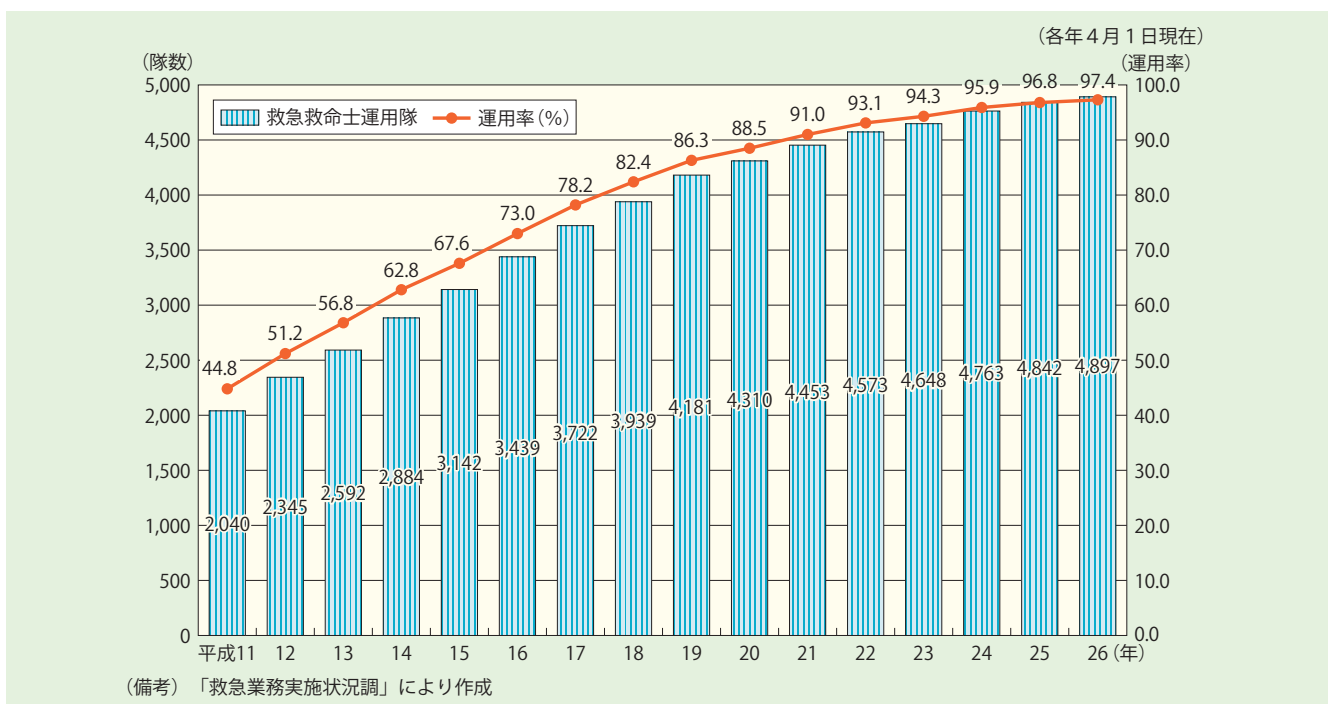
第2-5-6図 救急隊数の推移



第2-5-7図 救急隊員数の推移



第2-5-8図 救急救命士運用隊の推移



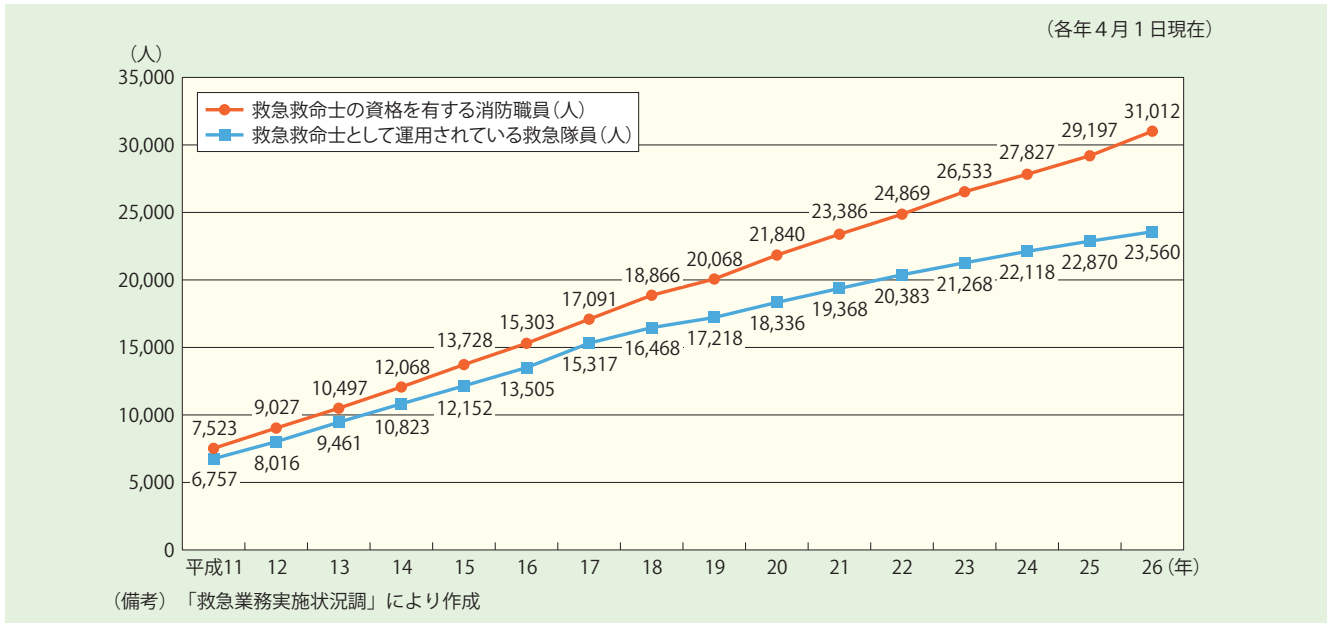
は、予備車を含め、平成26年4月1日現在、6,114台(対前年比41台増)となっている。うち、高規格救急自動車は約92%の5,654台(対前年比133台増)配置されている。

(5) 高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道(以下「高速自動車国道等」という。)

における救急業務については、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「高速道路株式会社等」という。)が道路管理業務と一元的に自主救急として処理するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとされている。しかし、現実的には、

第2-5-9図 救急救命士の推移



高速自動車国道等における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき高速自動車国道等のインターチェンジ所在市町村が実施している。

高速自動車国道等における救急業務の実施状況は、平成26年3月末現在、供用延長8,181kmのすべての区間について市町村の消防機関が実施している。

また、各地域の高速道路株式会社においては、救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道等の特殊性を考慮して、一定の財政負担を行っている。

3. 消防と医療の連携促進

(1) 救急搬送における医療機関の受入状況^{*5}

全国各地で救急搬送時の受入医療機関の選定に困難を生ずる事案が報告されたことから、消防庁では、平成19年10月に、平成16年中から平成18年中における産科・周産期傷病者搬送の受入実態についての調査を初めて実施した。また、平成19年中の救急搬送における受入状況等実態調査においては、産科・周産期傷病者に加え、重症以上傷病者、小児傷病者及び救命救急センター等への搬送者も対象として調査を実施した。

「平成25年中の救急搬送における受入状況等実態調査」では、平成24年中の同調査と比較し、照会回数4回以上の事案については、産科・周産期傷病者搬送事案では件数・割合ともに増加する一方、重症以上傷病者搬送事案及び小児傷病者搬送事案については、件数・割合ともに減少しており(第2-5-7表)、現場滞在時間30分以上の事案については、すべての類型において、件数・割合ともに増加した(第2-5-8表)。

(2) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

救急搬送において、受入医療機関の選定困難事案が発生している状況を踏まえ、消防庁では平成21年、厚生労働省と共同で、都道府県に「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)の策定と、実施基準に関する協議会の設置の義務付け等を内容とする消防法改正を行った。この改正消防法は、平成21年10月30日に施行され、現在、すべての都道府県において協議会が設置され、実施基準も策定されているところである。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準のブラッシュアップ等に結び付けていくことが望まれる。

*5 東日本大震災の影響により、平成23年1月から4月までの釜石大槌地区行政事務組合消防本部のデータの一部及び平成23年1月から3月までの陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。また、東日本大震災に伴う緊急消防援助隊による救急活動は、本調査対象から除外している。

第2-5-7表 医療機関への受入照会回数4回以上の事案の推移

(各年中)

	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	13,164	3.2%	16,381	3.8%	17,281	3.9%	16,736	3.8%	15,132	3.4%
産科・周産期傷病者搬送事案	517	3.2%	587	3.8%	549	3.7%	530	3.6%	678	4.3%
小児傷病者搬送事案	9,569	2.8%	10,924	3.2%	11,039	3.1%	10,759	3.0%	9,528	2.7%
救命救急センター搬送事案	15,618	3.2%	20,395	3.8%	24,014	4.0%	25,324	3.9%	27,528	3.9%

(備考) 1 「平成25年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」により作成
2 重複有り

第2-5-8表 現場滞在時間30分以上の事案の推移

(各年中)

	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	17,826	4.3%	20,849	4.8%	21,794	4.9%	23,033	5.2%	23,950	5.4%
産科・周産期傷病者搬送事案	970	6.1%	1,077	6.9%	1,022	6.8%	1,019	6.9%	1,333	8.4%
小児傷病者搬送事案	6,953	2.0%	8,618	2.5%	9,600	2.7%	10,431	2.9%	11,986	3.5%
救命救急センター搬送事案	21,837	4.5%	27,322	5.0%	31,451	5.2%	35,445	5.4%	41,777	5.9%

(備考) 1 「平成25年中の救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査」により作成
2 重複有り

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握・紹介するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

各都道府県や地域において、消防機関と医療機関をはじめ、域内の医療機関相互、さらには、地域の実情に応じて、専門科医、保健所、福祉、警察等の関係機関等が一堂に会し、搬送と受入れの実態について、事後検証等を通じて徹底的な議論を行い、問題意識を共有するとともに、日常的に「顔の見える関係」を構築する中で、円滑な搬送と受入れに向けて、より具体的・効果的なルール作り（実施基準の改定等）を行っていくことが重要であり、各団体において、更なる取組を図っていくことが求められる。消防庁としても、今後も引き続き、都道府県の協議会における実施基準の運用改善や見直しの議論に資するよう、必要な調査や情報提供を行うこととしている。

なお、消防法が改正され、実施基準に基づく救急搬送が実施されることを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関への助成に係る経費について、特別

交付税による地方財政措置を講じている。

(3) 救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成26年4月1日現在、全国で4,183箇所となっている（**附属資料43**）。

初期救急医療体制としては休日、夜間の初期救急医療の確保を図るため、休日夜間急患センターが560箇所（平成26年3月31日現在）で、第二次救急医療体制としては病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式により2,836箇所（平成26年3月31日現在）で、第三次救急医療体制としては救命救急センターが271箇所（平成26年10月1日現在）でそれぞれ整備されている。また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、32箇所（平成26年10月1日現在）で整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により

都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急搬送業務を行っている。

4. 救急業務高度化の推進

(1) 救急業務に携わる職員の教育の推進

平成3年(1991年)8月15日に、我が国のプレホスピタル・ケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実と救命率の向上を図るため、救急救命士法が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が創設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、救急救命士が救急業務に従事するには、病院実習ガイドラインに従い160時間以上の病院実習を受けることとされている。

消防庁としては、都道府県等の消防学校において、応急処置の内容の拡大を踏まえた救急課程の円滑な実施や、救急救命士の着実な養成が行われるよう、諸施策を推進してきている。なお、救急救命士の資格を取得するための教育訓練については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、救急医療関係の講師の確保を図る必要があること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、消防機関の救急救命士の養成を目的として全国47都道府県の出資により一般財団法人救急振興財団が平成3年(1991年)に設立され、救急救命士の養成が行われている。

平成25年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所で約790人、政令指定都市等における救急救命士養成所で約360人の消防職員が養成課程を修了し、国家試験を受験した。

そのほか、全国救急隊員シンポジウムや日本臨床救急医学会等の研修・研究機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や救急活動技能の向上も図られている。

(2) 救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士の処置範囲については、(3)に述べるメディカルコントロール体制の整備を前提とした上で、次の〔1〕から〔3〕に示すように、順次拡大されてきた。また、平成23年度から、「救急救命士の処置範囲に係る研究」において、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等を図るため、①血糖測定と低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与、②重症喘息患者に対する吸入 β 刺激薬の使用、③心肺機能停止前の静脈路確保と輸液、の3行為について、臨床効果、安全性及び実効性に関する検証が、全国129消防本部で実施されてきた。

この実証研究における分析・考察の結果、平成25年8月に厚生労働省より公表された「救急救命士の業務のあり方等に関する検討会」の報告書(参照URL：<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000014584.pdf>)において、3行為のうち、①及び③については、救急救命士の処置範囲に追加することが適当であるという結論が示された。これを受けて、平成26年4月1日より心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が、救急救命士の処置範囲に追加された(〔4〕参照)。

【処置範囲拡大の経過】

〔1〕除細動

平成3年の救急救命士法の施行以来、医師の具体的指示の下に救急救命士が実施していた除細動については、平成15年4月から、プロトコルの作成及び普及、講習カリキュラムに沿った必要な講習の実施、プロトコルに沿った処置の実施等に関する事後検証体制の整備など、事前及び事後におけるメディカルコントロール体制の整備を条件に、医師の包括的指示の下で実施することが可能となった。

〔2〕気管挿管

気管挿管については、平成16年7月から事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。平成26年4月1日現在、気管挿管を実施することのできる救急救命士数は1万4,183人となっている。

また、気管内チューブによる気道確保を実施する場合に、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用すると、気道確保の安全性や確実性が高まることから、平成

23年8月より、追加講習及び病院実習など、一定の要件の下でビデオ硬性挿管用喉頭鏡が使用可能となっており、今後も、地域メディカルコントロール協議会等で運用について検討されることが期待されている。平成26年10月1日現在、ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用している消防本部数は202本部となっている。

〔3〕薬剤投与

薬剤投与については、平成18年4月から事前及び事後のメディカルコントロール体制の整備を条件に、一定の講習及び病院実習を修了し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。平成26年4月1日現在、薬剤投与を実施することのできる救急救命士の数は2万3,760人となっている。

さらに、平成21年3月より、アナフィラキシーショックにより生命が危険な状態にある傷病者が、あらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤（エピペン）を処方されている者であった場合には、救急救命士が、アドレナリン製剤（エピペン）の投与を行うことが可能となった。

〔4〕心肺機能停止前の静脈路確保及び輸液、血糖測定並びにブドウ糖溶液の投与

心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与については、平成26年4月から一定の講習を受講し、認定を受けた救急救命士に認められることとなった。これにより傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減に寄与するものと考えられる。平成26年7月31日現在、当該行為を実施することのできる救急救命士数は1,800人となっている。消防庁としては、厚生労働省と連携し、全国の消防本部における救急救命士の処置範囲の拡大に向けた対応を支援していくこととしている。

（3）メディカルコントロール体制の充実

プレホスピタル・ケアにおけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、〔1〕医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、〔2〕救急隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、〔3〕実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行

われるとともに、その結果がフィードバックされ、〔4〕再教育等が行われる体制をいうものである。

消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、各都道府県単位及び各地域単位で設置されており、平成26年10月1日現在において、各地域単位のメディカルコントロール協議会数は248となっている。メディカルコントロール協議会においては、事後検証等により、救急業務の質的向上に積極的に取り組んでおり、救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図るためには、今後もメディカルコントロール体制のより一層の充実強化が必要である。

なお、消防庁においては、厚生労働省とともに、全国のメディカルコントロール協議会の充実強化、全国の関係者間での情報共有及び意見交換の促進等を図ることを目的として、平成19年5月に設置された「全国メディカルコントロール協議会連絡会」を定期的に開催している。

また、平成21年に改正された消防法に基づく、実施基準に関する法定協議会について、メディカルコントロール協議会等の既存の協議会の活用も可能となっているなど、その役割は非常に重要なものとなっている。

（4）救急用資器材等の整備

救急業務の高度化及び医学的根拠の変遷に伴い、高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等の整備が重要な課題となっている。

近年、国庫補助金が廃止、縮減される中においても、これら高規格救急自動車、高度救命処置用資器材等に対する財政措置は不可欠であり、地方交付税措置など、必要な措置が講じられている。今後も引き続き、高規格救急自動車及び救急救命士の処置範囲の拡大に対応した高度救命処置用資器材の配備を促進する必要がある。

（5）救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用

我が国では、平成17年1月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式^{*6}の導入を開始しているが、全国統一的な導入は世界初であり、先進的な取組となっている。消防庁としては、ウツタイン様式による調査結果をオンラインで集計・分析するためのシステムの運用も開始しており、今後は、救急救

命士が行う救急救命処置の効果等の検証や諸外国との比較が客観的データに基づき可能となることから、プレホスピタル・ケアの一層の充実に資することが期待されている。

消防庁の有する救急蘇生統計（ウツタインデータ）については、平成17年から平成24年までの8年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータを提供し、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用することとしている。

なお、従来、ウツタイン様式については、「ウツタイン統計」及び「心肺機能停止傷病者の救命率等の状況」として公表していたが、救急搬送された心肺機能停止傷病者に関する統計であることをより分かりやすくするため、平成21年から「救急蘇生統計」へと名称の変更を行っている。

（6）一般市民に対する応急手当の普及

救急出動要請から救急隊が現場に到着するまでに要する時間は、平成25年中の平均では8.5分であり、この間に、バイスタンダー^{*7}による応急手当が適切に実施されることで、大きな救命効果が期待される。したがって、一般市民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、より一層取り組んでいくことが重要である。現在、特に心肺機能停止状態に陥った傷病者を救命するために必要な心肺蘇生法（CPR：Cardio Pulmonary Resuscitation）の習得を目的として、住民体験型の普及啓発活動が推進されている。特に平成16年7月には、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者についても、自動体外式除細動器（以下「AED^{*8}」という。）を使用することが可能となった。これを受け、消防庁では、AEDの使用に係る普及啓発を目的として、非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について報告書を取りまとめており（「応急手当普及啓発推進検討会報告書」）、消防機関によるAEDを使用

するための内容を組み入れた応急手当普及講習プログラム等の実施を促進している。

消防庁では、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」により、心肺蘇生法等の実技指導を中心とした住民に対する救命講習の実施や応急手当指導者の養成、公衆の出入りする場所・事業所に勤務する管理者・従業員を対象にした応急手当の普及啓発及び学校教育の現場における応急手当の普及啓発活動を行っている。全国の消防本部における平成25年中の救命講習受講者数は144万2,872人で、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率は44.9%に上昇するなど、消防機関は応急手当普及啓発の担い手としての主要な役割を果たしている。

また、平成23年度から、より専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、主に小児・乳児・新生児を対象とした普通救命講習Ⅲや住民に対する応急手当の導入講習（「救命入門コース」）、eラーニングを用いた分割型の救命講習を新たに追加するなど、国民のニーズに合わせた取組も進めている。

なお、心肺蘇生法については、平成23年度、一般財団法人日本救急医療財団の救急蘇生法委員会より、新しい日本版救急蘇生法のガイドラインが示されたことから、消防機関が行う住民に対する普及啓発活動についても、このガイドラインを踏まえた内容となっている。

消防機関においては、昭和57年に制定された「救急の日」（9月9日）及びこの日を含む一週間の「救急医療週間」を中心に、応急手当講習会や救急フェア等を開催し、一般市民に対する応急手当の普及啓発活動に努めるとともに、応急手当指導員等の養成や応急手当普及啓発用資機材の整備を推進している。また、平成26年度は、非医療従事者によるAEDの使用が認められて10年の節目となることから、文部科学省と連携して、学校におけるAEDの使用を含む応急手当講習の受講を推進するため、救急医療週間から今年度末までを、応急手当講習受講

* 6 ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（一ヵ月後の生存率等）を記録するための調査統計様式であり、1990年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

* 7 バイスタンダー（bystander）：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）のことで、適切な処置が出来る人員が到着するまでの間に、救命のための心肺蘇生法等の応急手当を行う人員のこと。

* 8 AED（Automated External Defibrillator：自動体外式除細動器）：心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電気的なショック（除細動）を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。薬事法上の「半自動除細動器」（広義のAED）には、非医療従事者向けAED（PAD：Public Access Defibrillator）及び医療従事者向けAED（半自動式AED）が含まれる。救急隊は医療従事者向けのAEDを使用する。

キャンペーン期間と位置付けることとしており、この期間に、各学校において、管轄する消防署等と連携し、可能な限りAEDの使用を含む応急手当講習が計画的に開催されるよう促している。

(7) 救急業務におけるICTの活用

いくつかの地方公共団体においては、タブレット型情報通信端末等を各救急自動車に搭載し、医療機関の受入可否情報を閲覧するとともに、搬送実績や傷病者に係る情報を入力・閲覧すること等により、円滑かつ適切な搬送・受入体制の確保や救急隊員の事務負担の軽減、救急活動の事後検証等に活用するといった、効果的な取組が実施されている。消防庁としても、こうした観点から、各地方公共団体が救急業務におけるICTの活用について検討していくことは重要と認識しており、平成20年度より実証検証を実施するなど、救急業務におけるICTの活用を推進している。

救急業務において活用されるICTの標準的な機能は、以下のように整理できる(第2-5-10図)。

多くの先進事例で取り組まれている機能としては、以下の2種類がある。

① 医療機関情報共有機能

医療機関が救急医療情報システム等に入力する

受入可否情報(応需情報)を、端末上で確認することにより、実施基準に即した医療機関選定を支援する機能。

② 搬送実績情報共有機能

救急隊が入力する搬送実績に係る情報(搬送時刻、受入れの可否等)を、救急隊と医療機関の間で共有することにより、医療機関選定を支援する機能。

また、いくつかの先進事例で取り組まれている機能としては、以下の4種類がある。

③ 傷病者情報共有機能

救急隊が入力する傷病者情報(画像情報等を含む)を、救急隊と医療機関の間で共有することにより、医療機関側の受入体制の整備等を支援する機能。

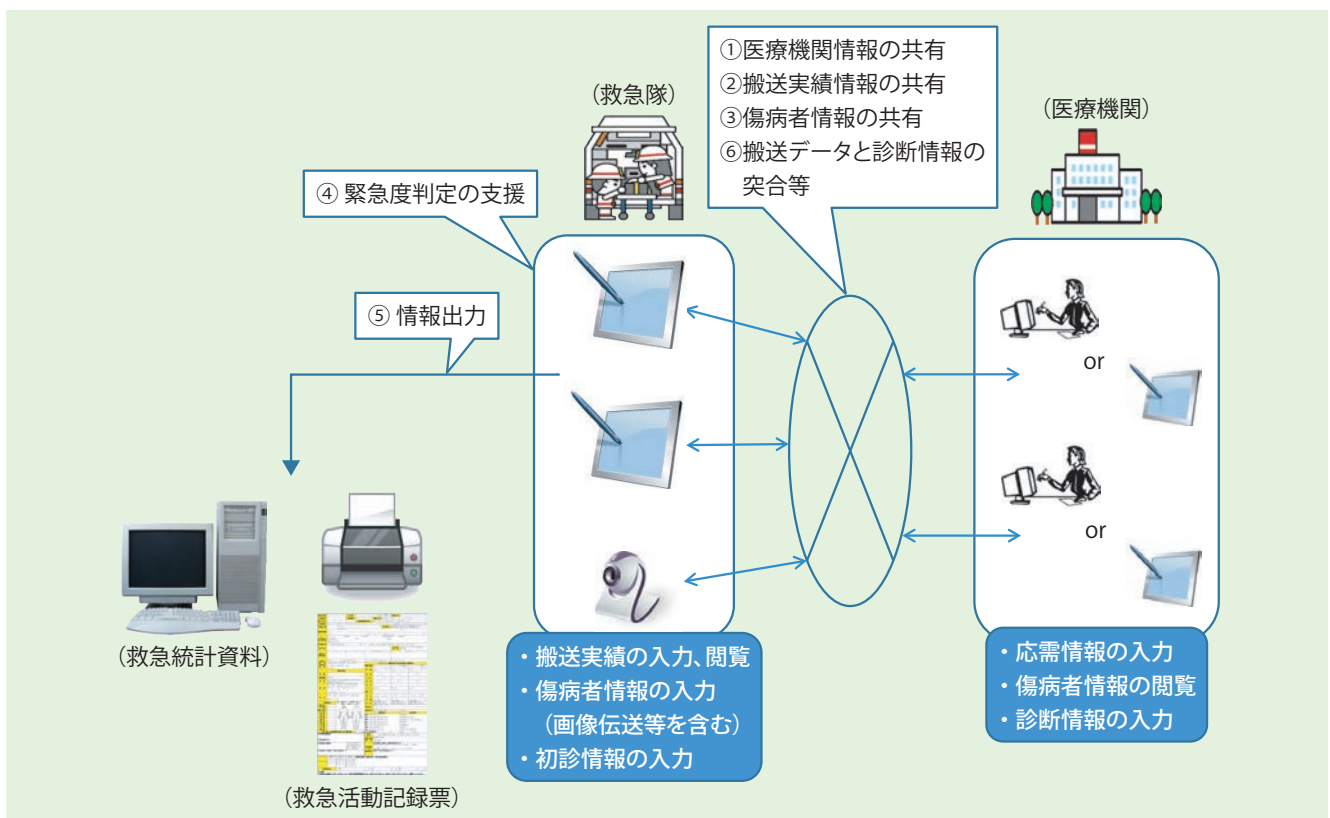
④ 緊急度判定支援機能

救急隊が傷病者の観察により得られたバイタルサイン等を端末に入力することにより、緊急度の判定を支援する機能。

⑤ 情報出力機能(レポートングシステム等)

救急隊が救急活動中に入力した情報を、救急活動記録票や統計資料等にデータ出力することにより、帰署後の救急隊員の事務負担を軽減し、業務の効率化を支援する機能。

第2-5-10図 救急業務において活用されるICTのイメージ



⑥活動記録分析機能

救急隊が入力した活動記録のデータと、初診時のデータ等を突合・分析することにより、救急活動の質の向上に向けた事後検証等を支援する機能。各都道府県におけるICTの導入状況^{*9}は、平成25年度中までに、当該団体の全域で導入した団体が7団体、一部地域で導入した団体が9団体となっている。全国的にはいまだ半数を下回るものの、その数は着実に増加しており、各機能の効果についても、地方公共団体における検証等を通して、認知されているところである。また、救急業務においてICTを有効に活用する上で重要となる医療機関における応需情報の入力率・入力頻度の向上に向けた工夫策についても、いくつかの地方公共団体において応需情報項目の簡素化を図るなどの取組が行われている。さらに、ICTを導入した後、更なる機能追加等の改修をする場合のコスト低減策についても、今後の課題となるものと考えられる。

5. 救急業務を取り巻く課題

(1) 救急需要増への対応

救急自動車による救急出動件数は年々増加し、平成25年中は過去最高の590万9,367件に達し、平成16年に初めて500万件を超えてからも一貫して増加傾向を続けている。救急自動車による出動件数は、10年前と比較して約22%増加しているが、救急隊数は約7%の増にとどまっており、救急搬送時間も延伸傾向にある。消防庁では、救急車の適正利用等

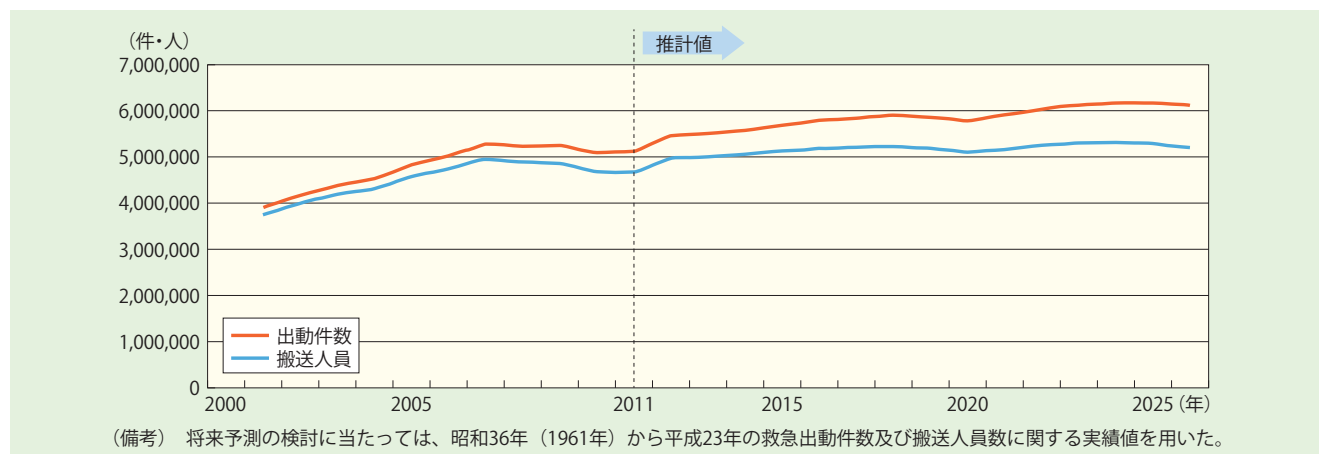
のための広報活動を行う一方で、「ためらわず救急車を呼んでほしい症状」等を解説した「救急車利用マニュアル」(参照URL：http://www.fdma.go.jp/html/life/kyuukyusya_manual/index.html)を作成し、全国の消防機関に配布するとともに消防庁ホームページにも掲載するなど、これまでも増加する救急需要への対応に努めてきたが、平成24年度に行った将来推計(第2-5-11図)によると、高齢化の進展等により救急需要は今後ますます増大する可能性が高いことが示されており、救急搬送時間の遅延を防ぐための更なる対策を検討する必要がある。

このような状況を踏まえ、平成21年度の「救急業務高度化推進検討会」において、119番受信時におけるコールトリアージ・プロトコルに基づくPA連携(消防ポンプ車と救急車の出動連携)や事前病院選定等が救命率の向上を図るために有効であり、今後、事後検証を通じてプロトコルの一層の精度向上を図るとともに、医療体制との調整など地域の特性に応じた検討を進める必要があるとの結論を得た。これを受け、平成23年度から、家庭、電話相談、119番通報、救急現場の各段階における緊急度に応じた対応について、より詳細な検討を進めている(5(2)緊急度判定体系の構築参照)。

(2) 緊急度判定体系の構築

消防庁では平成17年度から、真に救急を必要とする傷病者に迅速に救急出動し、救急現場において的確に対応し、速やかに適切な医療機関へ搬送するという本来の救急業務を円滑に遂行し救命率の向上

第2-5-11図 救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推計(2000年～2025年)



*9 活動中の救急隊が、タブレット型情報通信端末等を用いて、「医療機関情報共有機能」や「搬送実績情報共有機能」を使用可能であると、アンケート調査やヒアリングを通じて消防庁が把握している場合について、「導入済み」としている。

を図るため、「緊急度判定」の適切かつ効果的な導入方法について検討を進めてきた。平成23年度には「社会全体で共有する緊急度判定（トリアージ）体系のあり方検討会」を発足させ、「家庭自己判断プロトコル」「電話相談プロトコル」「119番通報プロトコル」「救急現場プロトコル」の4つについてVer.0を策定した。また、傷病者が最終的に医療機関でどの程度の緊急性があったと判断されるかの客観的な基準として「緊急度検証基準」を策定した。平成24年度には、策定した緊急度判定基準の妥当性を明らかにするため、実証検証事業としてVer.0を横浜市、堺市及び田辺市の3地域にて試験運用した。

この試験運用において収集されたデータをもとに、Ver.0の精度向上に向けた課題の抽出を行い、平成25年度はこの試験運用の結果を受け、緊急度判定プロトコルVer.1を策定した。

平成26年度は、「救急業務のあり方に関する検討会」において、「緊急度普及ワーキンググループ」を開催し、緊急度判定の理念や重要性についての理解を深め、社会全体で共有するための方策を検討することとしている。

（3）電話による救急相談事業の推進

近年の救急出動件数の大幅な増加は、高齢化、核家族化の進行を背景とし、住民が救急要請すべきか自力受診すべきか迷った場合に119番通報するといったケースの増加が要因の一つであると考えられる。

こうした救急需要対策として、従来から一部の消防機関において実施されている受診可能な医療機関の情報提供や応急手当の指導等（救急相談）に加えて、医師や看護師等と連携した医学的に質の高い救急相談体制が求められている。

平成19年度に、東京都が「東京消防庁救急相談センター」を設置し、救急相談事業を開始していた中で、消防庁では、共通の短縮ダイヤル「#7119」により高度な救急相談窓口を設置する救急安心センターモデル事業を、平成21年度は愛知県、奈良県及び大阪市において、平成22年度には奈良県及び大阪府（大阪市のサービス提供範囲を大阪府全域に拡大）において実施した。

モデル事業実施地域においては、119番通報のうち緊急通報以外の通報件数の減少、救急医療機関へ

の時間外受診者数の減少及び救急搬送件数における軽症者の割合の減少がみられた。また、救急相談の結果、緊急度が高いと判断された傷病者を救急搬送し、一命を取り留めた奏功事例が多数報告されている。

さらに消防庁では、平成23年度に救急安心センター事業の情報提供や普及啓発を図るため、札幌市において救急安心センター講演会を開催した。また、平成24年度の「緊急度判定体系実証検証事業」では、救急相談事業の実施が、緊急性の高い傷病者を選別し迅速な救急搬送に繋げる観点から、救急医療の入口における機能を十分に果たしうることが確認されるとともに、消防審議会答申においても、広域単位で実施する救急相談事業を国として支援していく必要があるとされた。

平成24年度の「緊急度判定体系実証検証事業」において救急安心センターの運用を開始した和歌山県田辺市は、実証検証事業の終了後も救急安心センターの運用を継続して実施している。平成25年10月からは札幌市が、平成26年4月からは北海道石狩市と新篠津村が、新たに救急安心センターの運用を開始した。

事業の導入を進めていく際には、消防機関や地域のメディカルコントロール協議会、衛生部局等、地域の救急医療に携わる関係者の理解と協力のもと、情報共有や連携体制を構築していくことが重要となる。消防庁としては、今後も、救急相談事業を実施する団体の取組を支援することとしている。

（4）心肺機能停止傷病者の救命率等

消防庁では、平成17年1月から、救急搬送された心肺機能停止傷病者の救命率等の状況について、国際的に統一された「ウツタイン様式」に基づき調査を実施している。

平成25年中の救急搬送された心肺機能停止症例は12万3,987件であり、うち心原性（心臓に原因があるもの）は7万5,397件（A）であった。

（A）のうち、心肺機能停止の時点を一般市民により目撃された件数は2万5,469件（B）であり、その1ヵ月後生存率は11.9%、社会復帰率は7.9%となっている（第2-5-12図）。

（B）のうち、一般市民による応急手当が行われた件数は51.1%にあたる1万3,015件（C）であり、その1ヵ月後生存率は14.8%で、応急手当が行わ

れなかった場合の8.9%と比べて1.7倍高く、また、社会復帰率についても応急手当が行われた場合には10.7%であり、応急手当が行われなかった場合の5.0%と比べて2.1倍高くなっている（第2-5-9表）。

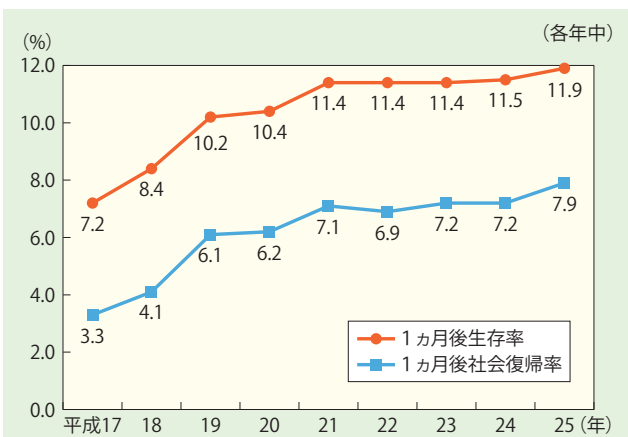
(C)のうち、一般市民によりAEDを使用した除細動が実施された件数は907件であり、1ヵ月後生存率は50.2%、1ヵ月後社会復帰率は43.1%となっている（第2-5-13図）。

一般市民による応急処置が行われた場合の1ヵ月後生存率及び1ヵ月後社会復帰率は、ともに年々増加傾向にあるが、一般市民による応急手当の実施は

救命率及び社会復帰率の向上において重要であり、今後、一層の推進を図る必要がある。

消防庁では、「自動体外式除細動器（AED）の更なる有効活用に向けた取組の推進について（通知）」（平成26年7月7日付け消防庁救急企画室長通知）を発出し、各消防本部における、AEDの設置場所に関する情報の収集及び住民に対する情報提供の推進、AEDを設置している施設の従業員や周辺住民等に対する応急手当の普及促進、AEDの設置場所に関する情報の通信指令システムへの登録及び口頭指導における当該情報の活用の推進の3点について、更なる取組を促しているところである。

第2-5-12図 心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1ヵ月後生存率及び社会復帰率



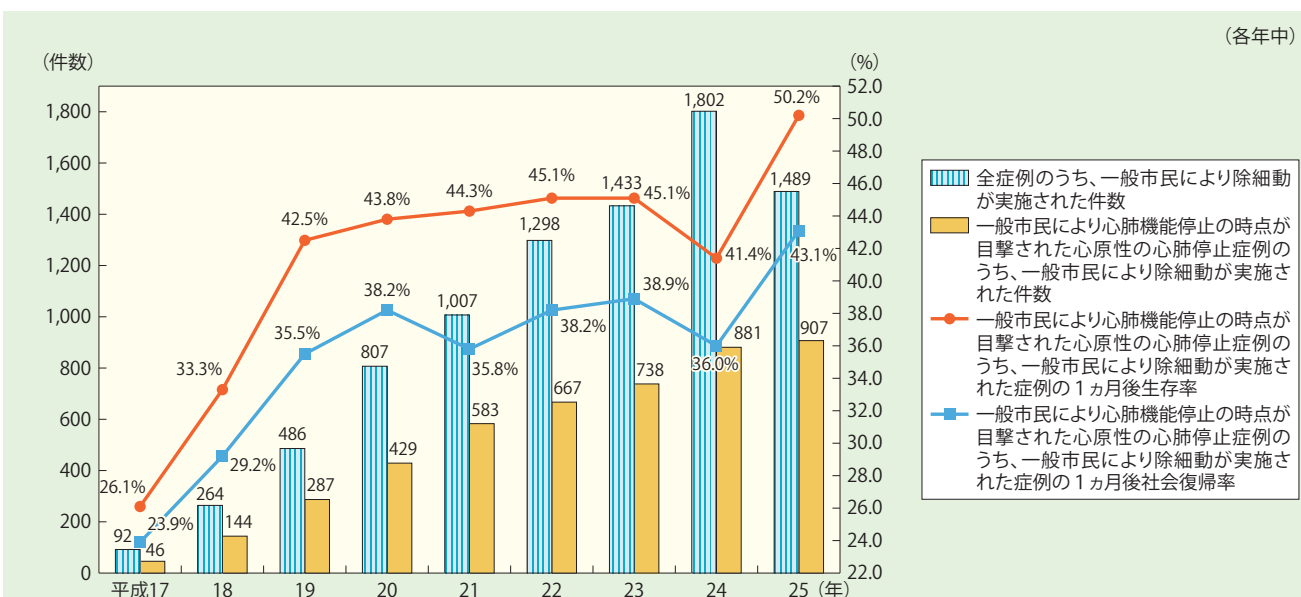
(備考) 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

(5) 熱中症対策

平成19年8月、埼玉県熊谷市及び岐阜県多治見市において最高気温40.9℃が記録され、熱中症に対する社会的関心が高まったことを契機に、消防庁では、平成20年から全国の消防本部を調査対象とし、7月から9月までの夏期における熱中症による救急搬送状況の調査を開始した。平成22年からは調査期間を6月から9月までに拡大し、その結果を速報値として週ごとにホームページ上に公表するとともに、各月における集計・分析についても公表している。

平成26年6月～9月における全国の熱中症による救急搬送人員は4万48人であり、平成25年と比較すると約32%減少した。年齢区分別搬送人員数

第2-5-13図 一般市民により除細動が実施された件数の推移



(備考) 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

第2-5-9表 一般市民による応急手当の実施の有無

(各年中)

	救急隊が搬送した心肺機能停止傷病者総数	心原性でかつ心肺停止の時点が一般市民により目撃された症例										
		うち、一般市民による応急処置あり					うち、一般市民による応急処置なし					
		1ヵ月後生存者数		1ヵ月後社会復帰者数		1ヵ月後生存者数		1ヵ月後社会復帰者数				
		1ヵ月後生存率	1ヵ月後社会復帰率	1ヵ月後生存率	1ヵ月後社会復帰率	1ヵ月後生存率	1ヵ月後社会復帰率					
平成17年	102,738	17,882	7,335	631	8.6%	334	4.6%	10,547	651	6.2%	253	2.4%
平成18年	105,942	18,897	8,108	819	10.1%	456	5.6%	10,789	772	7.2%	312	2.9%
平成19年	109,461	19,707	9,376	1,141	12.2%	738	7.9%	10,330	872	8.4%	457	4.4%
平成20年	113,827	20,769	9,970	1,280	12.8%	861	8.6%	10,799	889	8.2%	433	4.0%
平成21年	115,250	21,112	10,834	1,495	13.8%	991	9.1%	10,278	922	9.0%	504	4.9%
平成22年	123,095	22,463	11,195	1,572	14.0%	1,065	9.5%	11,268	989	8.8%	478	4.2%
平成23年	127,109	23,296	11,536	1,642	14.2%	1,142	9.9%	11,760	1,013	8.6%	535	4.5%
平成24年	127,866	23,797	12,248	1,741	14.2%	1,193	9.7%	11,549	995	8.6%	517	4.5%
平成25年	123,987	25,469	13,015	1,932	14.8%	1,392	10.7%	12,454	1,103	8.9%	619	5.0%

(備考) 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

第2-5-10表 夏期の全国の熱中症による救急搬送状況

(各年中)

	年齢区分 (人)						初診時における傷病程度 (人)						月別の搬送人員数 (人)				
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計	6月	7月	8月	9月	合計
平成22年	0	489	6,331	23,324	25,975	56,119	171	1,848	19,608	32,709	1,783	56,119	2,276	17,750	28,448	7,645	56,119
	0.0%	0.9%	11.3%	41.5%	46.3%	/	0.3%	3.3%	34.9%	58.3%	3.2%	/	4.1%	31.6%	50.7%	13.6%	/
平成23年	0	442	6,182	18,847	20,998	46,469	73	1,134	15,240	28,946	1,076	46,469	6,980	17,963	17,566	3,960	46,469
	0.0%	0.9%	13.3%	40.6%	45.2%	/	0.2%	2.4%	32.8%	62.3%	2.3%	/	15.0%	38.7%	37.8%	8.5%	/
平成24年	5	412	6,467	18,192	20,625	45,701	76	980	14,736	29,426	483	45,701	1,837	21,082	18,573	4,209	45,701
	0.0%	0.9%	14.2%	39.8%	45.1%	/	0.2%	2.1%	32.2%	64.4%	1.1%	/	4.0%	46.1%	40.7%	9.2%	/
平成25年	6	466	7,367	23,062	27,828	58,729	88	1,568	19,754	36,805	514	58,729	4,265	23,699	27,632	3,133	58,729
	0.0%	0.8%	12.5%	39.3%	47.4%	/	0.1%	2.7%	33.6%	62.7%	0.9%	/	7.3%	40.4%	47.0%	5.3%	/
平成26年	4	359	5,622	15,595	18,468	40,048	55	787	12,860	25,967	379	40,048	4,634	18,407	15,183	1,824	40,048
	0.0%	0.9%	14.1%	38.9%	46.1%	/	0.1%	2.0%	32.1%	64.8%	1.0%	/	11.6%	46.0%	37.9%	4.5%	/

- (備考) 1 「夏期における熱中症による救急搬送人員数の調査」により作成
 2 年齢区分は次によっている。
 (1) 新生児 生後28日未満の者
 (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
 (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
 (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
 (5) 高齢者 満65歳以上の者
 3 初診時における傷病程度は次によっている。
 (1) 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 (2) 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上をいう。
 (3) 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 (4) 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 (5) その他とは、医師の診断がないもの等をいう。

では、高齢者（65歳以上）が1万8,468人（46.1%）で最も多く、次いで成人（18歳以上65歳未満）が1万5,595人（38.9%）、少年が5,622人（14.1%）の順で高い。初診時における傷病程度別搬送人員数では、軽症が2万5,967人（64.8%）で最も多く、次いで、中等症が1万2,860人（32.1%）、重症が787人（2.0%）、死亡が55人（0.1%）であった（第2-5-10表）。

平成26年の熱中症による救急搬送が昨年よりも

少なかった要因としては、気温が上昇する時期が昨年より早かったものの、梅雨明けが沖縄・奄美地方を除いて平年並みとなる中で、8月には全国的に涼しい気候となり、9月以降もその傾向が続いたことが考えられる。

熱中症対策については、熱中症関係省庁連絡会議において、効率的かつ効果的な実施方策の検討及び情報交換を行っており、熱中症予防対策の更なる強化を図るため、平成25年度より新たに、熱中症に

よる救急搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」とした。消防庁では、熱中症対策リーフレットにより、全国の消防機関等を通じて広く市民等へ働きかけるとともに、ツイッターやホームページ上できめ細かな情報発信を行うほか、各地方公共団体に対し、地域の実情に応じて、あらゆる機会を通じた積極的な周知を促す等の対策を行っている（参照URL：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html）。

また、今後は、2020年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本全国で増加することが予想される外国人来訪者や、開催地周辺を中心とした一般市民に向けた、熱中症予防啓発の強化が課題となると考えられる。

（6）新型インフルエンザ等感染症対策

救急隊員は、常に各種病原体からの感染の危険性があり、また、救急隊員が感染した場合には、他の傷病者へ二次感染させるおそれがあることから、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務において極めて重要な課題である。

消防庁では、救急業務に関する消防職員の講習に救急用資器材の取扱いに関する科目を設置しているとともに、重症急性呼吸器症候群（SARS）等を含めた各種感染症の取扱いについて、感染防止用マスク、手袋、感染防止衣等を着用して傷病者の処置を行う共通の標準予防策等の徹底を、消防機関等に要請している。また、平成21年2月には「消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン」を策定し、消防機関に業務継続計画の策定を促した。

さらに、平成24年4月27日には「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立し、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした、新型インフルエンザ等の発生時における措置の法的根拠の整備が図られ、平成25年4月13日から施行された。また、同年6月7日には、同法第6条第4項の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が閣議決定された。

政府行動計画の趣旨を踏まえ、各地方公共団体において、病原性の高い新型インフルエンザ等の発生に備え、業務継続計画等の策定・見直しや、医療機

関、衛生主管部局との連携体制について改めて検討・整理しておく必要がある。

また、本年度に西アフリカを中心に流行が続いているエボラ出血熱の対策については、内閣総理大臣が主宰する関係閣僚会議を中心として、政府一丸となって取り組んでいるところである。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、エボラ出血熱は一類感染症に指定されており、エボラ出血熱の患者（疑似症を含む。）として都道府県知事が入院を勧告した患者又は入院させた患者の特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関への移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長）が行う業務とされている。

しかし、救急業務として傷病者を搬送した後にその傷病者がエボラ出血熱に罹患していたと判明する可能性があり、その場合は救急隊員の健康管理や救急車の消毒等を徹底することが必要となる。

消防庁では、本年9月3日に消防本部に対し事務連絡を発出し、エボラ出血熱の発生状況について注意喚起するとともに、感染症患者を搬送した場合に必要な対応について再確認を促した。さらに、厚生労働省から国内発生を想定した衛生主管部（局）における基本的な対応が示されたことを受け、消防機関における基本的な対応を通知し、救急要請時に発熱症状を訴えている者には、流行国（ギニア、リベリア、シエラレオネ）への渡航歴の有無を確認し、過去1ヶ月以内の渡航歴があることが判明した場合は、エボラ出血熱の感染が疑われることから、二次感染の防止のため、本人に自宅待機を要請するとともに、直ちに保健所に連絡し、対応を保健所へ引き継ぐこと等、消防機関における基本的な対応を定めた。また、関係閣僚会議の開催を受け、消防庁としても国内で感染が確認された場合の消防機関の対応に備えることなどを目的として、本年10月29日に消防庁エボラ出血熱緊急対策連絡会議を設置した。

さらに、現時点では保健所等の移送体制が十分に整っていない地域もあることから、厚生労働省から消防庁に対して保健所等が行う移送について消防機関による協力の要請があったため、消防庁は厚生労働省と協議を行った上で、保健所等に対する消防機関の協力のあり方について、本年11月28日に通知で示した。

救助体制

1. 救助活動の実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災・交通事故・水難事故・自然災害や機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

平成25年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数5万6,915件（対前年比812件増、1.4%増）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）5万7,659人（同1,679人減、2.8%減）である（第2-6-1表、附属資料44）。

このうち、救助活動件数の増加の主な要因は、「建物等による事故」が増加したことであり、「建物等による事故」の救助活動件数は2万2,220件（対前年比837件増、3.9%増）となっている。

また、救助人員の減少の主な要因は、「交通事故」及び「水難事故」が大幅に減少したことであり、「交通事故」の救助人員は2万333人（対前年比1,277人減、5.9%減）、「水難事故」の救助人員は2,585人（対前年比1,160人減、31.0%減）となっている。

(2) 事故種別ごとの救助活動の状況

平成25年中には、伊豆大島に記録的な大雨をもたらした台風第26号や埼玉県での竜巻などの自然災害が発生し、二次災害の発生が懸念される状況下での大規模な救助活動が行われた。

また、長崎市の認知症高齢者グループホームや福岡市の診療所などの自力避難が困難な方が入居する施設等での火災が発生し、困難な状況下での懸命な救助活動が行われた。

事故種別ごとの救助活動状況をみると、「建物等による事故」等の種別で救助活動件数が増加する一方で、「交通事故」等の救助活動件数が減少している。

なお、「建物等による事故」の救助活動件数は2万2,220件（対前年比837件増、3.9%増）であり、平成20年以降、第1位の事故種別となっている。

また、事故種別ごとの救助人員をみると、「交通事故」等の種別で救助人員が減少する一方で、「建物等による事故」等の救助人員が増加している。

なお、「建物等による事故」が昭和53年以降の第1位事故種別の「交通事故」を抜き、第1位の事故種別となっている。

救助出動人員（救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。）は、延べ133万1,574人である。このうち、消防職員の出動人員は延べ123万2,342人であり、「交通事故」による出動が29.5%、「建物等による事故」による出動が25.6%となっている。一方、消防団員の出動人員は、延べ9万9,232人であり、「火災」による出動が69.9%となっている。

次に、救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、延べ55万4,773人であり、救助活動1件当たり9.7人が従事したこととなる。また、事故種別ごとの救助活動1件当た

第2-6-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

年	区分	救助活動件数		救助人員	
		件数	対前年増減比 (%)	人員	対前年増減比 (%)
平成21年中		53,114	△ 0.3	54,991	1.4
平成22年中		55,031	3.6	58,682	6.7
平成23年中		57,641	4.7	63,618	8.4
平成24年中		56,103	△ 2.7	59,338	△ 6.7
平成25年中		56,915	1.4	57,659	△ 2.8

(備考) 1 「救助業務実施状況調」により作成

2 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本節の以下のデータにおいても同じ。

3 平成22年中は、東日本大震災の影響により釜石大槌地区行政事務組合消防本部のデータを除き集計している。

4 平成23年中は、東日本大震災の影響により1月1日から3月10日の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除き集計している。

りの従事人員は「風水害等自然災害事故」の27.8人が最も多く、次いで「火災」の16.5人となっている（第2-6-1図、第2-6-2図、第2-6-2表）。

2. 救助活動の実施体制

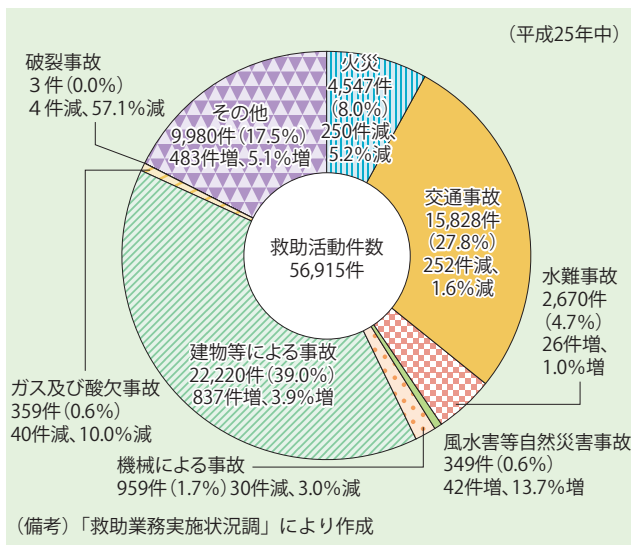
(1) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)」（以下「救助省令」という。）に基づき、消防本部及び消防署

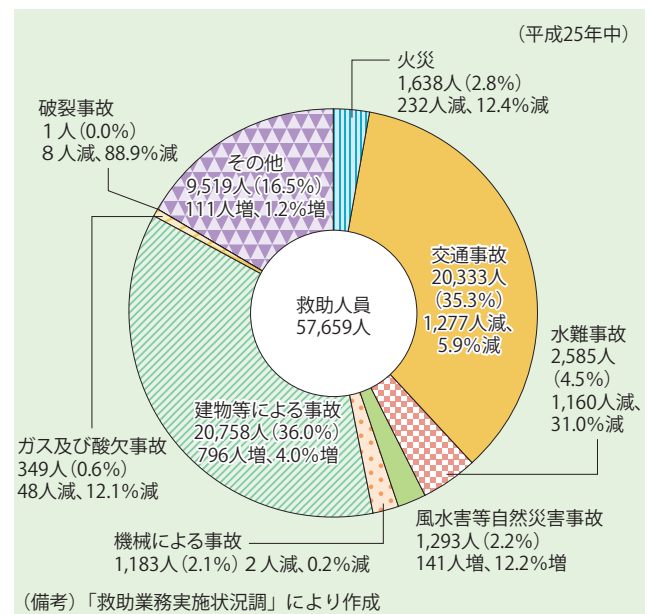
を置く市町村に設置される。人命の救助に関する専門的な教育（140時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊*1の4つに区分される。

平成26年4月現在、730消防本部に1,435隊設置されており、救助隊員は2万4,611人となっている。1消防本部当たり2.0隊の救助隊が設置され、1隊に17.2人の救助隊員が配置されていることとなる。

第2-6-1図 事故種別救助活動件数の状況



第2-6-2図 事故種別救助人員の状況



第2-6-2表 事故種別救助出動及び活動の状況

事故種別		(平成25年中)									
区分	事故種別	火災	交通事故	水難事故	風水害等自然災害事故	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他	計
救助活動件数		4,547 (8.0)	15,828 (27.8)	2,670 (4.7)	349 (0.6)	959 (1.7)	22,220 (39.0)	359 (0.6)	3 (0.0)	9,980 (17.5)	56,915 (100.0)
救助人員		1,638 (2.8)	20,333 (35.3)	2,585 (4.5)	1,293 (2.2)	1,183 (2.1)	20,758 (36.0)	349 (0.6)	1 (0.0)	9,519 (16.5)	57,659 (100.0)
消防職員	救助出動人員	147,552 (12.0)	363,745 (29.5)	78,302 (6.4)	9,052 (0.7)	22,205 (1.8)	315,151 (25.6)	10,239 (0.8)	259 (0.0)	285,837 (23.2)	1,232,342 (100.0)
	救助活動人員	61,629 (11.6)	157,902 (29.8)	36,498 (6.9)	5,002 (0.9)	9,729 (1.8)	170,271 (32.1)	3,845 (0.7)	20 (0.0)	85,425 (16.1)	530,321 (100.0)
消防団員	救助出動人員	69,316 (69.9)	1,821 (1.8)	3,405 (3.4)	5,057 (5.1)	136 (0.1)	1,355 (1.4)	102 (0.1)	0 (0.0)	18,040 (18.2)	99,232 (100.0)
	救助活動人員	13,348 (54.6)	311 (1.3)	1,833 (7.5)	4,684 (19.2)	73 (0.3)	165 (0.7)	20 (0.1)	0 (0.0)	4,018 (16.4)	24,452 (100.0)
1件当たりの救助活動人員		16.5	10.0	14.4	27.8	10.2	7.7	10.8	6.7	9.0	9.7

(備考) 1 「救助業務実施状況調」により作成
 2 () 内は構成比 (%)。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
 3 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。
 4 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。
 5 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。
 6 「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

* 1 救助省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には、特別救助隊が設置され、中核市等では1以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び政令指定都市では、1以上の高度救助隊を特別高度救助隊とすることとされている。

(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダーなどの重量物排除用器具、油圧切断機などの切断用器具及び可燃性ガス測定器などの検知・測定用器具などがあり、発生が懸念されている大規模地震災害やテロ災害に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされている（第2-6-3表）。

消防庁としては、救助工作車及び救助器具等について、緊急消防援助隊設備整備補助金及び地方交付税措置を講じることなどにより、その整備の促進を図っている。



特殊災害対応自動車



特別高度工作車



重機及び重機搬送車

3. 全国消防救助技術大会の実施

救助活動に必要な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一同に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、昭和47年（1972年）から全国消防救助技術大会が毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

全国消防救助技術大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれの部に隊員一人ひとりが基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技



特殊災害対応自動車の積載資機材
（可搬型化学剤検知・同定装置）



大型除染システム搭載車



大規模震災用高度救助車

第2-6-3表 救助活動のための救助器具等の保有状況及び救助隊が搭乗する車両

(平成26年4月1日現在)

主な救助器具	省令別表第1	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウィンチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器
		6,872	2,026	2,091	2,346	4,279	5,832	6,229	1,397	5,241	47,310
	省令別表第2	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	簡易画像探索機	ロープ登降機	ハンマドリル	送排風機	酸素呼吸器
		2,640	2,104	2,118	1,609	1,963	896	2,701	1,466	2,036	3,413
	省令別表第3	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水中探査装置		
		616	311	949	314	168	89	51	74		
搭乗車両	救助工作車	はしご車	屈折はしご車	消防ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	その他	計			
		1,246	460	70	309	420	127	372	3,004		

能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、さらに、使用する器材や訓練要領等を定めず出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

第43回大会は、平成26年8月27日に千葉市で開催される予定であったが、直前に広島県広島市で発生した豪雨による土砂災害への対応を考慮し、中止となった。

4. 救助体制の課題

(1) 体制の整備

消防機関の行う救助活動は、火災、交通事故、水難事故、自然災害からテロ災害などの特殊な災害にまでおよぶものであり、消防庁ではこれらの災害に対して適切に対応できるよう所要の体制の整備を進めている。特に平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成17年4月に発生したJR西日本福知山線列車事故等を踏まえて全国的な救助体制の強化の必要性が高まり、平成18年4月に救助省令を改正し、新たに東京消防庁及び政令指定都市消防本部に特別高度救助隊を、また、中核市消防本部等に高度救助隊を創設した。これらの隊には従来の救助器具に加え、地震警報器や画像探索機などの高度救助用器具を備えることとし、関係消防本部において着実に整備が進められてきた。また、この特別高度救助隊及び高度救助隊の隊員の構成については、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で

構成することとし、その隊員の教育を消防大学校や各都道府県、各政令指定都市の消防学校等における教育訓練に取り入れた。

(2) 車両及び資機材の整備

国内外においてテロの発生が危惧される中で、有毒化学物質や細菌等の生物剤、放射線の存在する災害現場においても迅速かつ安全な救助活動を行うことが求められている。こうした状況を踏まえ消防庁では、救助隊の装備の充実を図るため、消防組織法第50条（国有財産等の無償使用）に基づき、主要都市に特殊災害対応自動車や化学剤検知器など所要の車両及び資機材を配備している（第2-6-4表）。

また、大規模地震や特殊な事故に備え、同じく無償使用により、ウォーターカッター装置^{*2}と大型ブローア装置^{*3}を搭載した特別高度工作車等の車両・資機材を配備している（第2-6-4表）。

さらに、東日本大震災において、津波が引いた後の泥水中での活動が求められたことや、がれきに阻まれて大型の救助資機材を搬送することが困難であったこと等を踏まえて、ドライスーツ、小型・軽量のバッテリー式救助用破壊器具等を整備するとともに、重機^{*4}及び重機搬送車並びに大規模震災用高度救助車^{*5}を配備し、緊急消防援助隊の充実強化を図っており、各消防本部では、これらの資機材等を活用した訓練が実施されている。

*2 ウォーターカッター装置：研磨剤を含む高圧の水流により切断を行う器具。切断時に火花が発生しないため危険物や可燃性ガスが充満した場所でも使用可能

*3 大型ブローア装置：車両積載の高性能大型排煙機。排煙と同時に噴霧消火等も可能

*4 重機：がれき、土砂等の障害物を除去することにより、道路の啓開、救助隊等と連携した効果的な救助活動を行う。

*5 大規模震災用高度救助車：大規模震災時において、活動が困難な救助現場に対処するため、圧縮空気を動力源とした破壊工作器具や小型・軽量・高性能な救助資機材を積載した走破性の高い四輪駆動タイプの救助活動用の車両

第2-6-4表 主な車両及び資機材の配備状況
(無償使用によるもの)

区分 配備年度	車 両	配備数
平成18年度	大型ブローアークレーン搭載車	5台
	ウォーターカッター装置搭載車	5台
平成19年度	大型除染システム搭載車	5台
平成20年度	特別高度工作車	5台
平成21年度	特別高度工作車	9台
	大型除染システム搭載車	8台
	特殊災害対応自動車	10台
平成24年度	大型除染システム搭載車	4台
	特殊災害対応自動車	1台
	特殊災害工作車	2台
	大規模震災用高度救助車	3組
	重機及び重機搬送車	19組

区分 配備年度	資 機 材	配備数
平成18年度	検知型遠隔探査装置	1式
平成20年度	化学剤検知器 (携帯型気体用)	29式
	化学剤検知器 (携帯型気体用)	86式
平成21年度	化学剤検知器 (化学物質同定装置 (液体・固体用))	15式
	化学剤検知器 (化学物質同定装置 (気体用))	15式
	生物剤検知器 (生物剤同定装置)	110式
	陽圧式化学防護服	500着
	除染シャワー	100式
	救助用支柱器具	100式
	検知型遠隔探査装置	1式
	生物剤検知器 (携帯型気体用)	11式
平成23年度	検知型遠隔探査装置	4式
	バッテリー式救助用破壊器具	500式
	ドライスーツ	500着
	大型除染システム	3式
平成24年度	生物剤検知器 (携帯型気体用)	10式

(3) 救助技術の高度化等

多様な救助事案に全国の消防本部が的確に対応し

うることを目的に、救助技術の高度化等を推進するため、「救助技術の高度化等検討会」(第1回開催：平成9年度(1997年度))及び「全国消防救助シンポジウム」(第1回開催：平成10年度(1998年度))を毎年度開催している。平成26年度は、近年、異常気象に伴う大規模な気象災害(豪雨、土砂災害等)が頻発していることを踏まえ、気象災害への対応力の強化を図ることを目的として、それぞれ実施している。

救助技術の高度化等検討会のテーマは、「土砂災害時の救助活動のあり方」である。

大規模な土砂災害の救助活動においては、二次災害の危険性が高い中で、長時間にわたり広範囲におよぶ活動が必要であり、また、その実施においては、救助機関、医療機関、土木担当部署等との緊密な連携が不可欠となるが、このような救助活動の手法は現在のところ標準化されておらず、過去の活動の教訓等も体系的に整理されていない。

このため、平成26年8月に発生した広島市土砂災害などの実災害での経験を踏まえ、国内外の先進的な取組も参考としつつ、大規模な土砂災害での救助活動を安全かつ効率的に実施するための活動要領の策定に向けた検討を行っている。

一方、全国消防救助シンポジウムは、テーマを「頻発する気象災害への対応能力の向上を目指して」とし、気象災害にいかに対処していくべきかについて、専門家による講演や消防本部による事例研究発表、パネルディスカッションを行い、全国の消防本部の経験・知見・技術を共有することにより、対応能力の向上に資する機会とする。

航空消防防災体制

1. 航空消防防災体制の現況

消防機関及び都道府県が保有する消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助、林野火災における空中消火等の活動で大きな成果を上げている。特に、地震等大規模な災害が発生し、ビルの倒壊や道路の陥没等により陸上交通路が途絶したり、津波や港湾施設の損壊等により海上交通路も途絶するような事態では、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した消防防災活動は、重要な役割を果たしている。

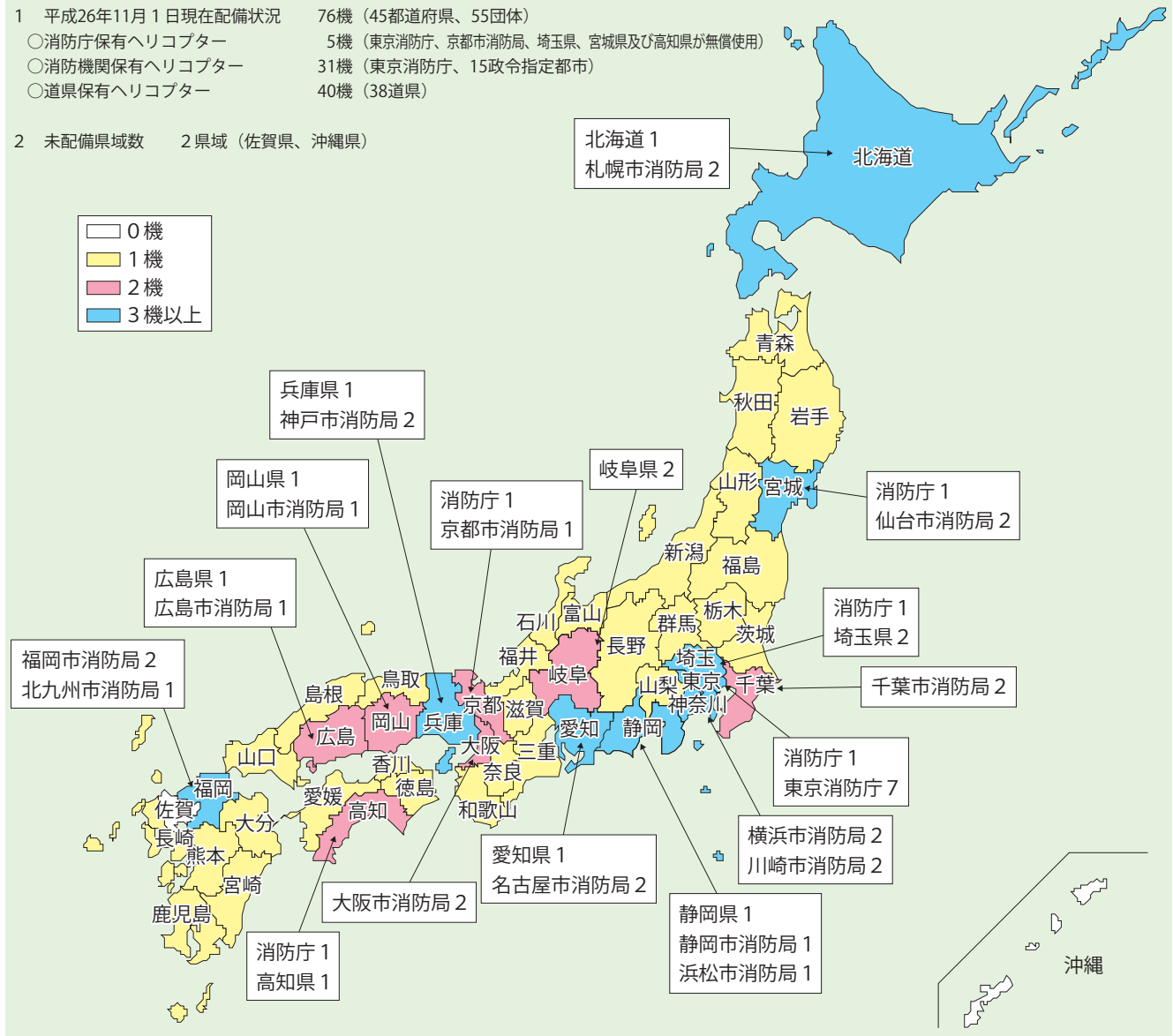
東日本大震災では、全国各地の消防防災ヘリコプターが地震発生直後から出動し、早期に情報収集活動を実施したほか、津波により孤立した被災者の救出や人員・物資の輸送等で活躍し、消防防災ヘリコプターの特性が大いに発揮された。

また、消防庁は、消防防災ヘリコプターの円滑な運航・整備を推進するため、国庫補助金の活用による資機材の充実等の支援を行っている。

平成26年11月1日現在の消防防災ヘリコプターの保有状況は、消防庁保有が5機、消防機関保有が

第2-7-1図 消防防災ヘリコプターの保有状況

- 1 平成26年11月1日現在配備状況 76機 (45都道府県、55団体)
- 消防庁保有ヘリコプター 5機 (東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が無償使用)
 - 消防機関保有ヘリコプター 31機 (東京消防庁、15政令指定都市)
 - 道県保有ヘリコプター 40機 (38道県)
- 2 未配備県域数 2県域 (佐賀県、沖縄県)





消防庁ヘリコプター1号機「JA01FD」
(東京消防庁)



消防庁ヘリコプター2号機「JA02FD」
(京都市消防局)



消防庁ヘリコプター3号機「JA03FD」
(埼玉県)



消防庁ヘリコプター4号機「JA04FD」
(宮城県)



消防庁ヘリコプター5号機「JA05FD」
(高知県)

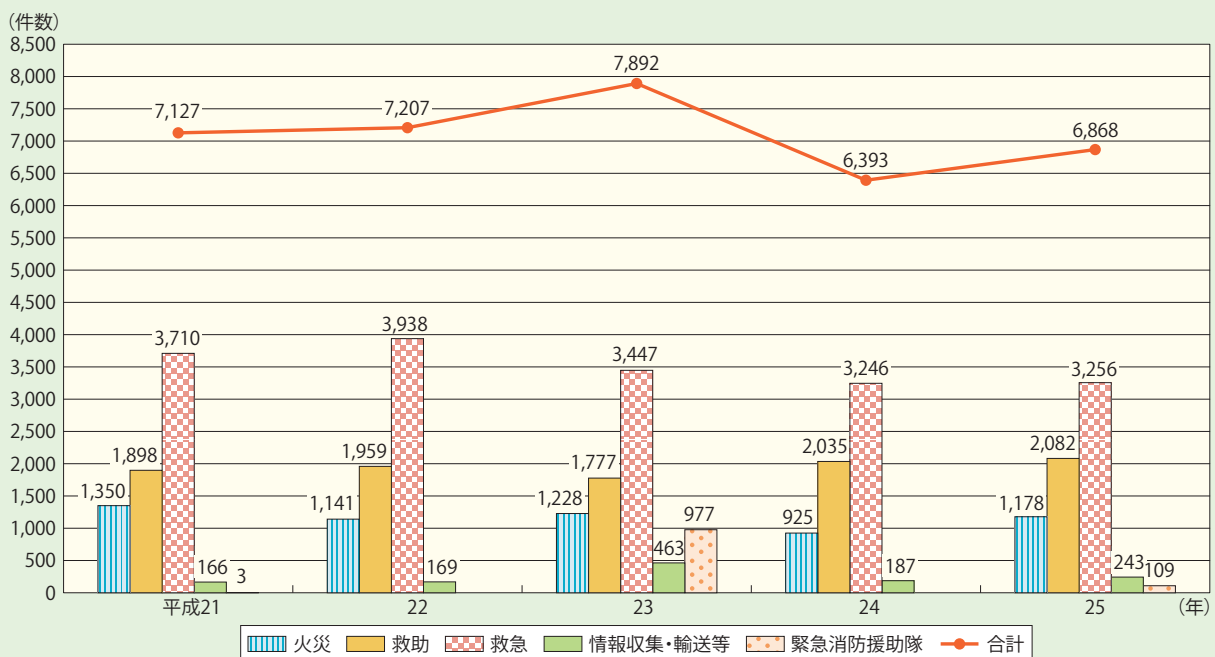
31機、道県保有が40機の計76機となっており、県内にヘリコプターの配備がない未配備領域は、佐賀県及び沖縄県の2領域である(第2-7-1図)。

消防防災ヘリコプターは、多様な消防活動でその能力を発揮しており、平成25年中の全国の出動実績は6,868件で、その内訳は、救急出動3,256件、救助出動2,082件、火災出動1,178件、情報収集・

輸送等出動243件、緊急消防援助隊出動109件となっている(第2-7-2図、第2-7-3図、第2-7-1表)。

また、消防防災ヘリコプターの総運航時間は1万9,060時間で、その内訳は、災害出動が6,159時間(32.3%)、訓練出動が1万345時間(54.3%)、その他の業務が2,556時間(13.4%)となっている(第2-7-4図)。

第2-7-2図 消防防災ヘリコプターによる災害出動状況(平成21~25年)



(備考) 「消防防災・震災対策等現況調査」により作成

第2-7-1表 緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数（平成21～25年）

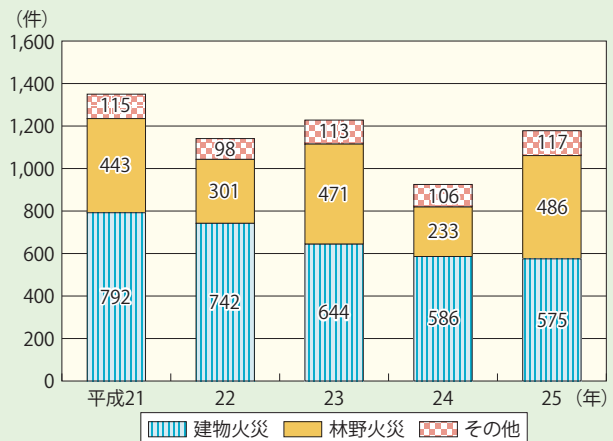
年・災害名		区分	出動件数（件）	救助・救急搬送人員（人）
			緊急消防援助隊航空小隊出動件数	緊急消防援助隊航空小隊による救助・救急搬送人員
平成21年	駿河湾を震源とする地震		3	0
平成23年	東日本大震災		977	1,552
平成25年	平成25年台風第26号による伊豆大島の災害		109	0

※ 上表の航空小隊の出動件数については、平成25年までは1日1件として計上していたが、平成26年中に再精査し、緊急消防援助隊として出動した活動種別ごとの件数に改めた。

第2-7-3図 消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（平成21～25年）

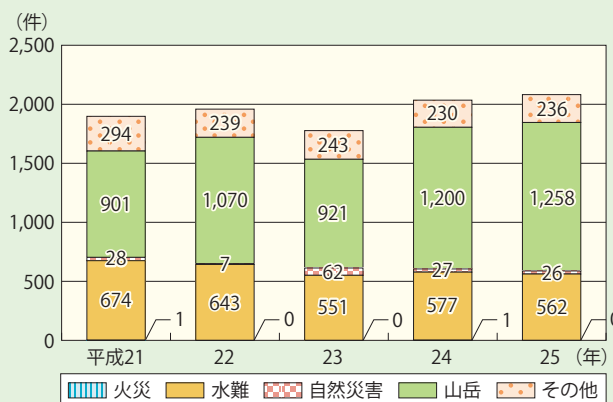
火災出動件数内訳

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
建物火災	792	742	644	586	575
林野火災	443	301	471	233	486
その他	115	98	113	106	117
合計	1,350	1,141	1,228	925	1,178



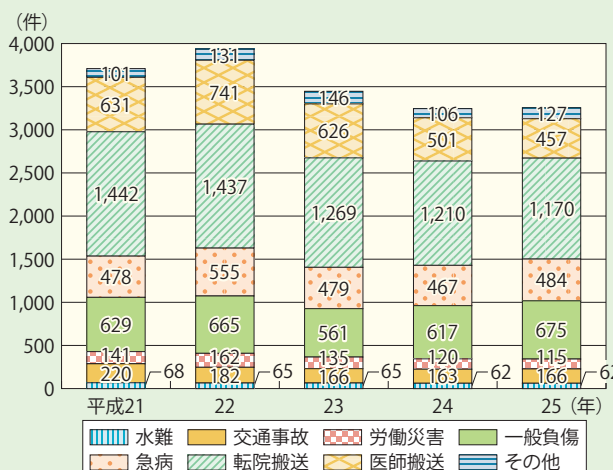
救助出動件数内訳

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
火災	1	0	0	1	0
水難	674	643	551	577	562
自然災害	28	7	62	27	26
山岳	901	1,070	921	1,200	1,258
その他	294	239	243	230	236
合計	1,898	1,959	1,777	2,035	2,082



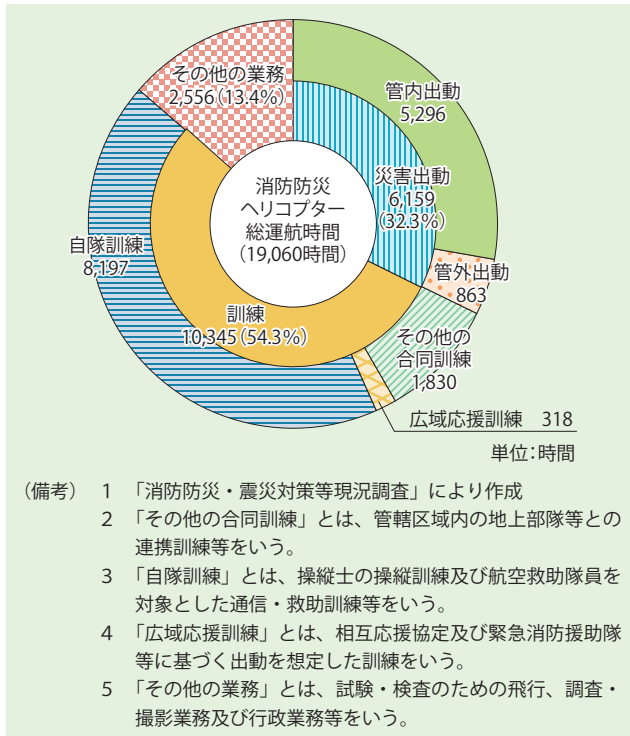
救急出動件数内訳

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
水難	68	65	65	62	62
交通事故	220	182	166	163	166
労働災害	141	162	135	120	115
一般負傷	629	665	561	617	675
急病	478	555	479	467	484
転院搬送	1,442	1,437	1,269	1,210	1,170
医師搬送	631	741	626	501	457
その他	101	131	146	106	127
合計	3,710	3,938	3,447	3,246	3,256



(備考) 「消防防災・震災対策等現況調査」により作成

第2-7-4図 消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（平成25年）



なお、大規模災害時には、昭和61年5月に定められた「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、都道府県域を越えた応援活動が展開されており、平成25年中は、20件の広域航空消防応援が実施された（第2-8-1表）。

2. 今後の取組

(1) 航空消防防災体制の整備

大規模災害及び複雑多様化する各種災害並びに救急業務の高度化に対応するため、消防庁では、従来から消防防災ヘリコプターの全国的配備を推進し、平成26年11月現在、2県域を除く45都道府県域で配備されている。

広域的な情報収集など国の任務を担う消防庁ヘリコプターについては、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、東京消防庁への1号機（平成17年12月）、京都市消防局への2号機（平成23年8月）、埼玉県への3号機（平成24年3月）に

続き、平成25年6月に4号機を宮城県、平成25年8月に5号機を高知県に配備した。

大地震により道路等が寸断されても、迅速かつ確実に情報を取得するためには、消防防災ヘリコプターを活用して、上空から情報収集活動を行うことが極めて有効であり、先般の東日本大震災も、地上からのアプローチが困難な状況において、ヘリコプターにより多数の救助・救急・輸送活動等が実施された。また、大規模な林野火災発生時においても、多数のヘリコプターを集中的に投入し空中から消火活動を実施することで、火災の延焼拡大防止・早期の鎮火を図っている。

このため、消防庁では、緊急消防援助隊の機能強化のため、消防防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、赤外線カメラ等の高度化資機材、消火用タンク及びヘリコプター用衛星電話の整備に対して補助金を交付し、大規模災害時等における航空消防防災体制の充実強化を図っている。また、消防庁ヘリコプターには、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステムを搭載し、地上の受信設備に頼らず、リアルタイムの映像伝送が可能となる情報伝送体制の強化を図り、大規模災害発生時における被害情報把握と緊急消防援助隊派遣の迅速化に取り組んでいる。

これらに合わせて、ヘリコプター動態管理システムの整備を進めることにより、活動現場における消防防災ヘリコプターの位置、動態情報をリアルタイムで把握し、大規模災害時の消防庁におけるオペレーションが迅速かつ効果的なものとなるよう機能強化を図っている。

また、消防防災ヘリコプターは、通常VFR（有視界方式）^{*1}での飛行を行っているところであるが、夜間や悪天候時においても円滑な広域応援を行うことが可能となるよう、現在、航空局において低高度でのIFR（計器飛行方式）^{*2}幹線ルート網の構築に向けた検討が行われており、消防庁では、平成21年8月に新潟・福島間に開設されたRNAV（広域航法）^{*3}飛行経路において平成22年6月に検証飛行を

* 1 VFR (visual flight rules : 有視界飛行方式) : 操縦士が目視により地表、地上の障害物、空中の他の航空機、雲などとの間に間隔を保ちながら飛行する方式。VFRによる飛行は、離着陸及び飛行中とも常に気象条件の制約を受け、定められた気象状態のもとで飛行を行わなければならない。

* 2 IFR (instrument flight rules : 計器飛行方式) : 公示された経路又は管制官の指示による経路を、航空交通管制の管制承認に従って飛行し、常に管制官の指示に従って航空路を飛行する方式。IFRによる飛行は、地上の無線標識施設の誘導により航空路の飛行を行い、離着陸を除いて飛行中の気象条件の制約を受けず、雲中あるいは視程の悪い気象条件で飛行することができる。国内のほとんどの航空路の最低飛行高度が8,000フィート以上であり、ヘリコプターにとっては設定高度が高い現状にある。

実施しており、また、平成26年5月から大島・八丈島間に新たに開設された試行ルートにおいても、検証飛行を実施している。

(2) 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて

消防防災ヘリコプターの出動回数は年々増加しており、近年の大規模災害においては、多数の消防防災ヘリコプターが緊急消防援助隊として出動し、その高速性・機動性を活かした迅速な情報収集、指揮支援、消火・救急・救助活動を実施するなど、大きな役割を担っている。

一方、各種災害も複雑多様化しており、平成21年9月に岐阜県の北アルプスで救助活動中の消防防災ヘリコプターが墜落し搭乗していた3人が死亡する事故が発生し、また、平成22年7月に埼玉県秩父市の山中で救助活動中の消防防災ヘリコプターが墜落し搭乗していた5人が死亡する事故が発生した。これらの重大な事故発生を受けて、消防庁では、

「消防防災ヘリコプターによる山岳救助のあり方に関する検討会」を平成22年10月に立ち上げ、平成24年3月にかけて計6回の検討会を経て報告書をまとめ、平成24年5月、関係機関に発出した。

また、平成25年9月に、奈良県内の台風第18号により発生した孤立地域において、消防防災ヘリコプターによる救助活動中に要救助者が負傷する事故が発生し、同年12月には静岡県内において、要救助者が救助活動中に落下する事故が発生したことを踏まえ、「消防防災ヘリコプターの救助活動に係る要救助者の安全確保に関する緊急点検について」(平成25年12月2日付け消防広第283号)により、要救助者の安全確保と事故の再発防止について、再徹底を図った。

このように、過酷な活動環境において、常に高度な活動が求められる航空隊に対し、より積極的に情報提供を行うことにより、消防防災航空隊の活動時の安全確保を促進している。

* 3 RNAV (AREA NAVIGATION : 広域航法) : IFRにおいて使用する地上の無線標識施設の配置等に左右されることなく、GPS受信機、高機能なFMS(航法用機上コンピューター)を搭載した航空機が任意の地点を結んで設定された航空路を飛行する方式

広域消防応援と 緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制

(1) 消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため（消防組織法第39条第1項）、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

平成26年4月1日現在、消防相互応援協定の締結数は、同一都道府県内の市町村間では1,602、異なる都道府県域に含まれる市町村間では603であり、全国の合計は2,205である。

現在、すべての都道府県において、各都道府県下の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

さらに、地方公共団体間だけでなく、高速道路（名神高速道路消防応援協定ほか）、港湾（東京湾消防相互応援協定ほか）及び空港（大阪国際空港消防相互応援協定ほか）との相互応援協定を締結する動きも活発になっている。

(2) 消防広域応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。

このため、消防庁では、2に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火や救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送など消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防組織法第44条の規定に基づく応援要請の手続の明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している（第2-8-1表）。

平成26年2月には、西日本から北日本の広い範

囲で雪が降り、特に関東甲信地方では大雪となった。山梨県甲府市をはじめ同県内の複数の市町村では孤立地域における救助・救急等の案件が多数あり、消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官の求めにより、横浜市消防航空隊、長野県消防防災航空隊及び静岡県消防防災航空隊が出動し、8日間にわたり救助、救急、情報収集、物資輸送等の活動を実施した。

また、本年は乾燥気象が続き大規模な林野火災が連続し、同年3月から6月にかけて発生した林野火災19件（昨年と同時期：15件）に対し、広域航空消防応援を実施した。中でも、同年4月に群馬県桐生市において発生した林野火災は、栃木県足利市へも延焼拡大し焼損面積は260ヘクタールという大規模なものとなり、群馬県防災航空隊並びに消防組織法第44条の規定に基づく消防庁長官の求めにより、埼玉県防災航空隊、栃木県防災航空隊、山梨県消防防災航空隊、茨城県防災航空隊、福島県消防防災航空隊及び新潟県消防防災航空隊が出動し、自衛隊ヘリ及び県警ヘリと連携し、4日間にわたって空中消火活動を実施した。これらの林野火災を受けて、消防庁では「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について」（平成26年5月16日付け消防特第90号、消防広第117号）を各消防本部に通知し、都道府県管轄内の消防防災ヘリコプターだけでは対応できない場合には、より迅速に他の都道府県の消防防災ヘリコプターの応援要請を求めるとともに、自衛隊ヘリコプターの派遣要請についても時機を逸することなく要請を行うなど、ヘリコプターを大量投入して、被害拡大防止体制をより早期に確立する要請スキームを明確化した。

今後とも、消防防災ヘリコプターの広域的かつ効果的な活用を行うため、各都道府県災害対策本部への航空運用調整班の設置並びに迅速な情報収集活動を行うためのヘリサットシステム、ヘリコプターテレビ電送システム、消防防災ヘリコプターの位置情報の把握及び効率的な運用調整を行うためのヘリコプター動態管理システムの整備を推進し、全国的な

第2-8-1表

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空応援の出動実績
(過去20年間)

(平成26年11月1日現在)

年 (平成)	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災 以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の災害
7	11	10				1			
8	20	18		1	1				
9	30	29				1			
10	17	12		1		1			3
11	18	15	1	2					
12	23	21				1	1		
13	32	31						1	
14	38	38							
15	24	18	2	1		2			1
16	27	21		5		1			
17	20	18				1			1
18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2				1	1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	20	17		2		1			
26	36	19							17
計	419	353	5	24	1	9	1	2	24

広域航空消防応援体制の更なる充実強化を図る必要がある。

2. 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年(1995年)1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、いったん我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する

消防庁登録部隊が376隊(交替要員を含めると約4,000人規模)、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊(同約1万3,000人規模)、合計で1,267隊(同約1万7,000人規模)であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8部隊、1,785隊(同約2万6,000人規模)となった。

イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする

る消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、翌平成16年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置となっている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。この指示権の創設は、まさに国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入責任を国が負うこととするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し、創設後初めて行使した。

(ウ) 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(以下「基本計画」という。)を策定することとされた。この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

平成26年4月現在では、744消防本部、4,694隊を登録している。

(エ) 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防

援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率(2分の1)については政令で規定されている(第2-8-2表)。

(オ) 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の部隊編成上必要な装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面からいって非効率的なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている(第2-8-1図)。

第2-8-2表 平成15年消防組織法改正による緊急消防援助隊の法制化

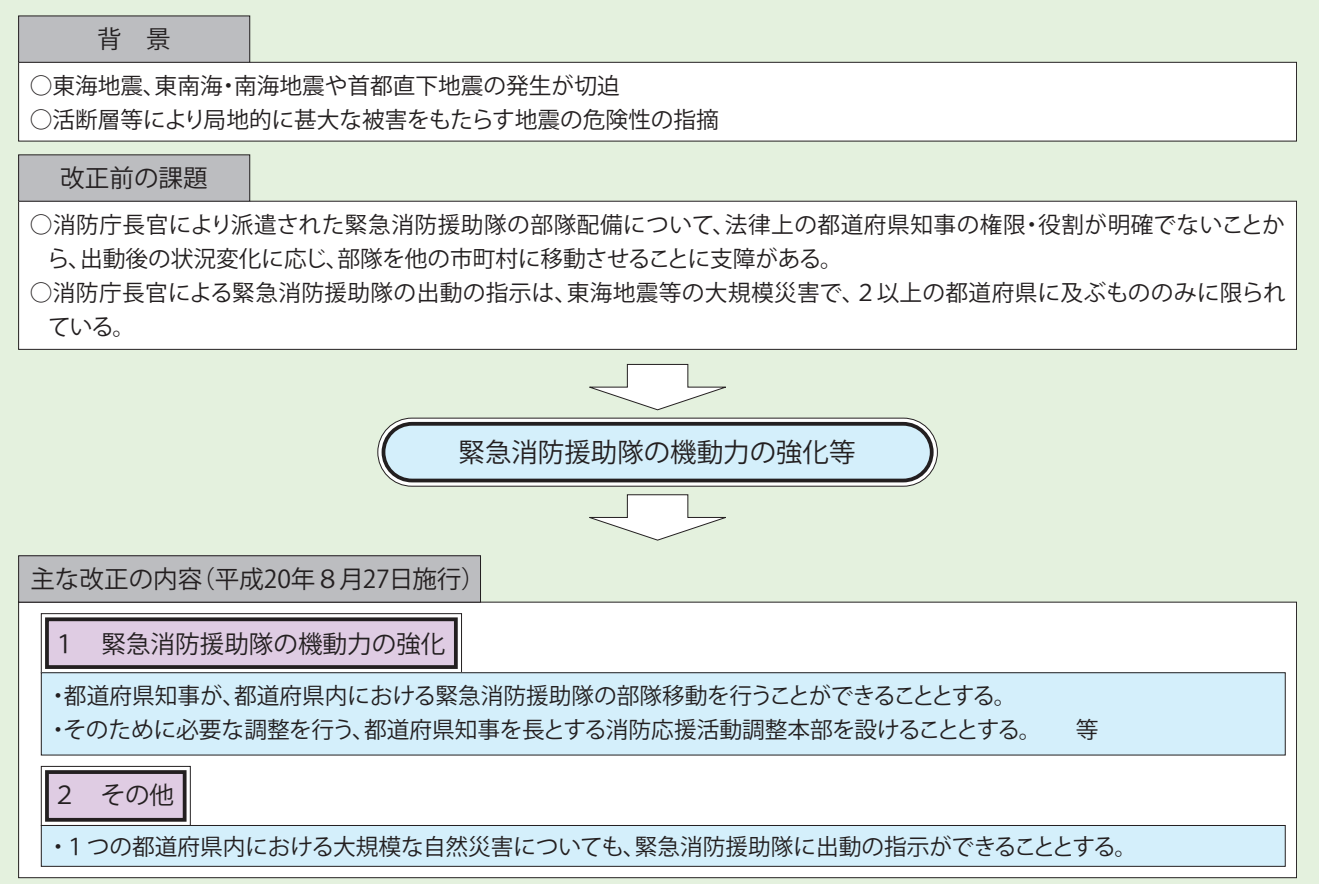
		改正前	改正後
緊急消防援助隊の位置付け		緊急消防援助隊要綱	消防組織法
編成、装備の基準、基本的な出動計画		緊急消防援助隊要綱	総務大臣の策定する基本計画
消防庁長官の関与		措置の求め	①措置の求め ②指示 (東海地震等大規模災害、NBC災害)
財政措置等	活動経費	特別交付税等	国庫負担金 (指示による活動の場合、活動による増加経費・新規の経費については、国が負担)
	施設及び設備	奨励的補助金(補助率原則1/3)	義務的補助金(補助率1/2)
	国有財産、物品の使用	有償貸付等	無償での使用許可

(イ) 都道府県知事の出動指示権の創設

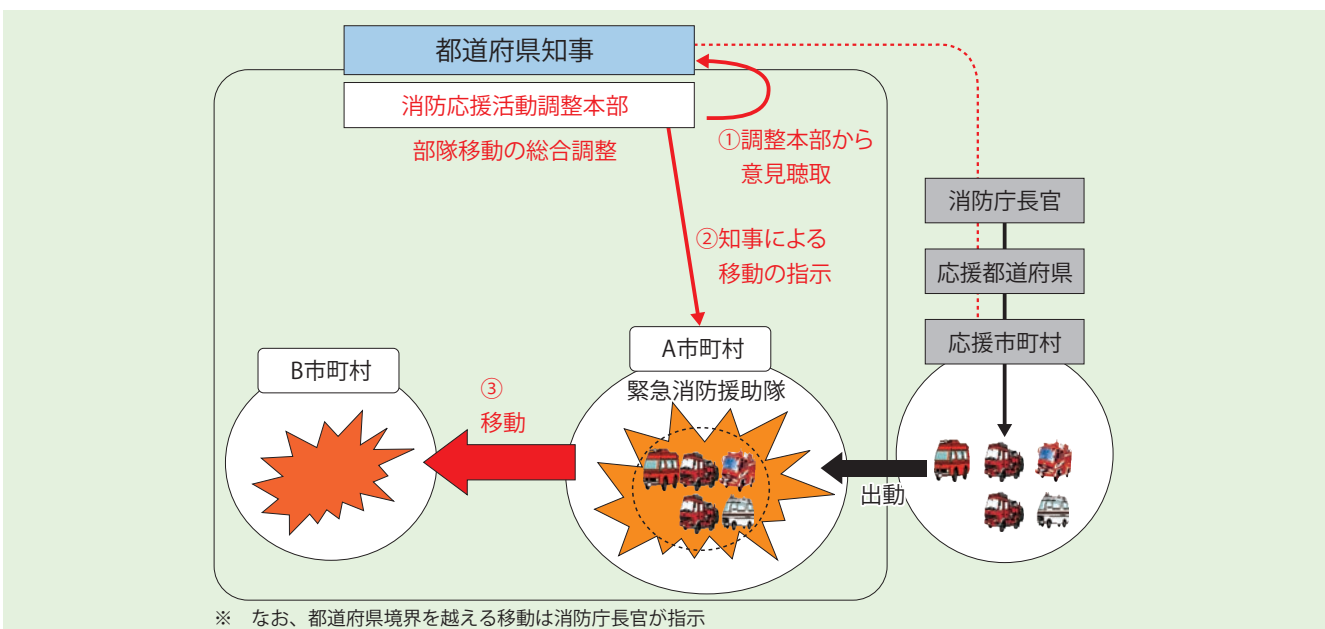
都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急

消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、

第2-8-1図 平成20年消防組織法改正の概要



第2-8-2図 都道府県知事の出動指示権



2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた（第2-8-2図）。

（ウ） 消防応援活動調整本部の設置

（イ）の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた（第2-8-3図）。

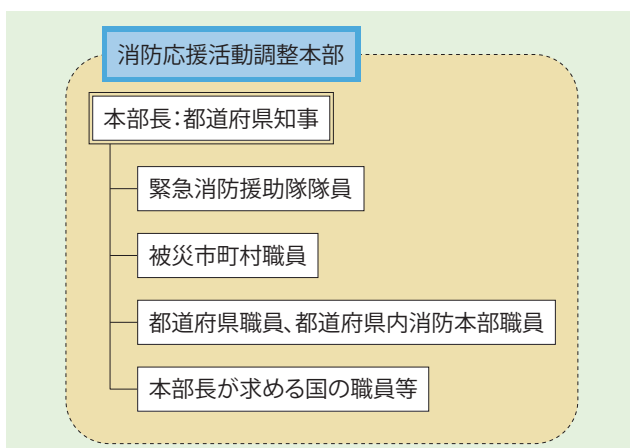
（エ） 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

活断層等により局地的に甚大な被害をもたらす地震の危険性が指摘されている。従来は2以上の都道府県に及ぶ大規模災害のみとされていたものが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

（2） 緊急消防援助隊の編成及び出動計画

緊急消防援助隊の編成及び出動計画等については、総務大臣が定める基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである。

第2-8-3図 消防応援活動調整本部の組織



ア 緊急消防援助隊の編成

緊急消防援助隊は、指揮支援部隊、都道府県大隊及び特定の目的で編成され活動する統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）により編成され、被災地の市町村長の指揮の下で活動する。

指揮支援部隊は、東京消防庁及び20の政令指定都市の消防本部により編成され、被災市町村にヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう、当該市町村長の指揮活動を支援する。

都道府県大隊は、都道府県内の消防本部において登録されている各隊のうち、被災地への応援に必要な隊をもって構成される。

統合機動部隊は、迅速に先遣出動し、緊急度の高い消防活動及び後続隊の活動のための情報収集を行う部隊であり、エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート・化学プラント等の特殊災害対応に特化した部隊である。なお、緊急消防援助隊を構成する各小隊の任務は第2-8-4図のとおりである。

イ 出動計画

（ア） 基本的な出動計画

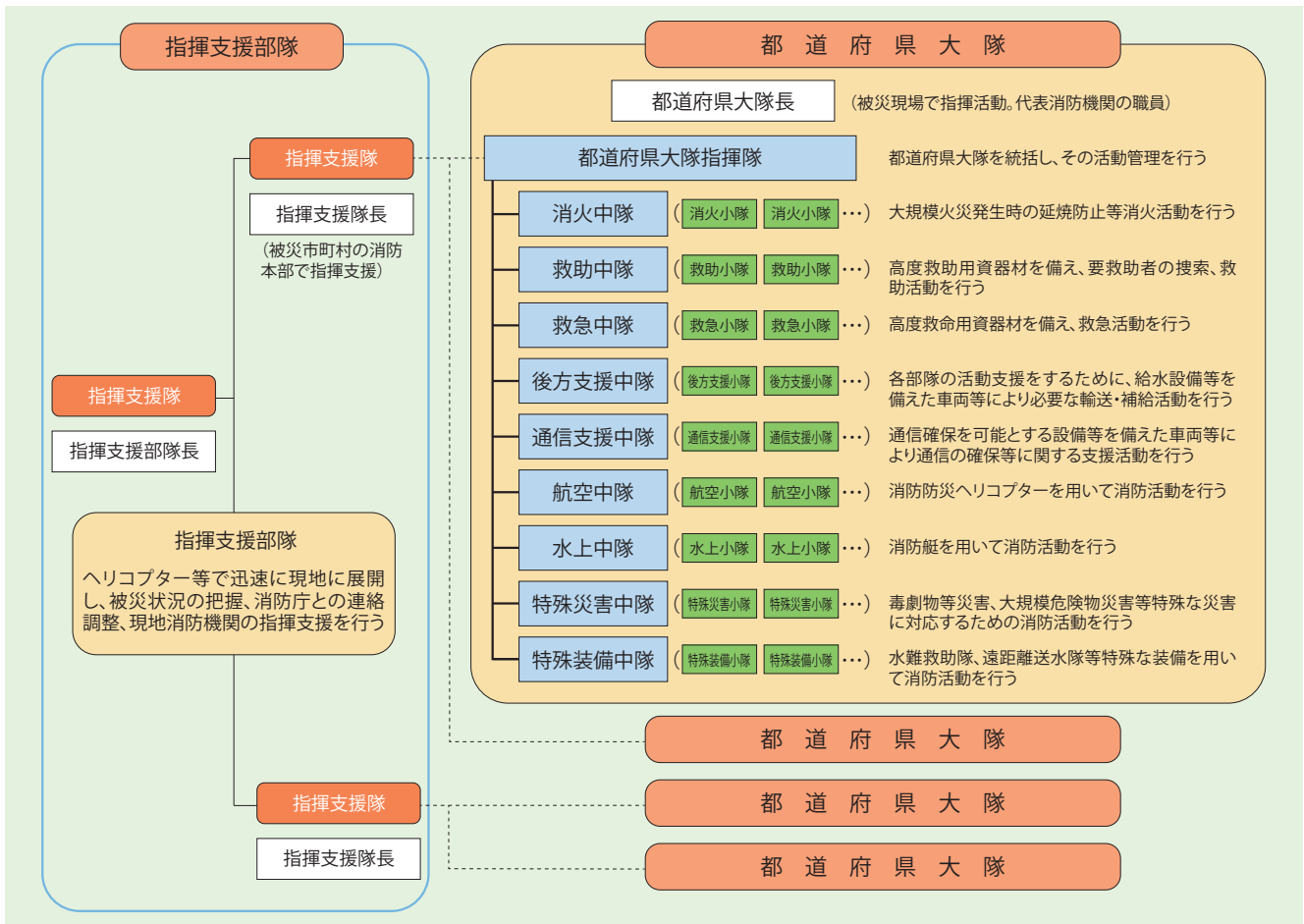
大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

（イ） 大規模地震における迅速出動

大規模地震時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどを踏まえ、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動して、消火・救助・救急活動等により人命救助を効果的に行うことができるようにする必要がある。

第2-8-4図 緊急消防援助隊の部隊編成



ある。

このため「消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することなどを内容とする「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」を平成20年7月に策定した。なお、平成26年3月、本実施要綱は「緊急消防援助隊運用要綱」に移行した。

(ウ) 東海地震等における出動計画

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしている。

そのため、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震を想定して、中央防災会議における対応方針・被害想定等を踏まえ、それぞれの発災時における、緊急消防援助隊運用方針及びアクシ

ョンプランを策定している。

例えば、東海地震の場合、強化地域に指定されている8都県以外の39道府県の陸上部隊の出動順位、応援先都県、出動ルート等をあらかじめ定めるとともに、航空部隊についても全国的な運用を行うこととしている(第2-8-5図)。

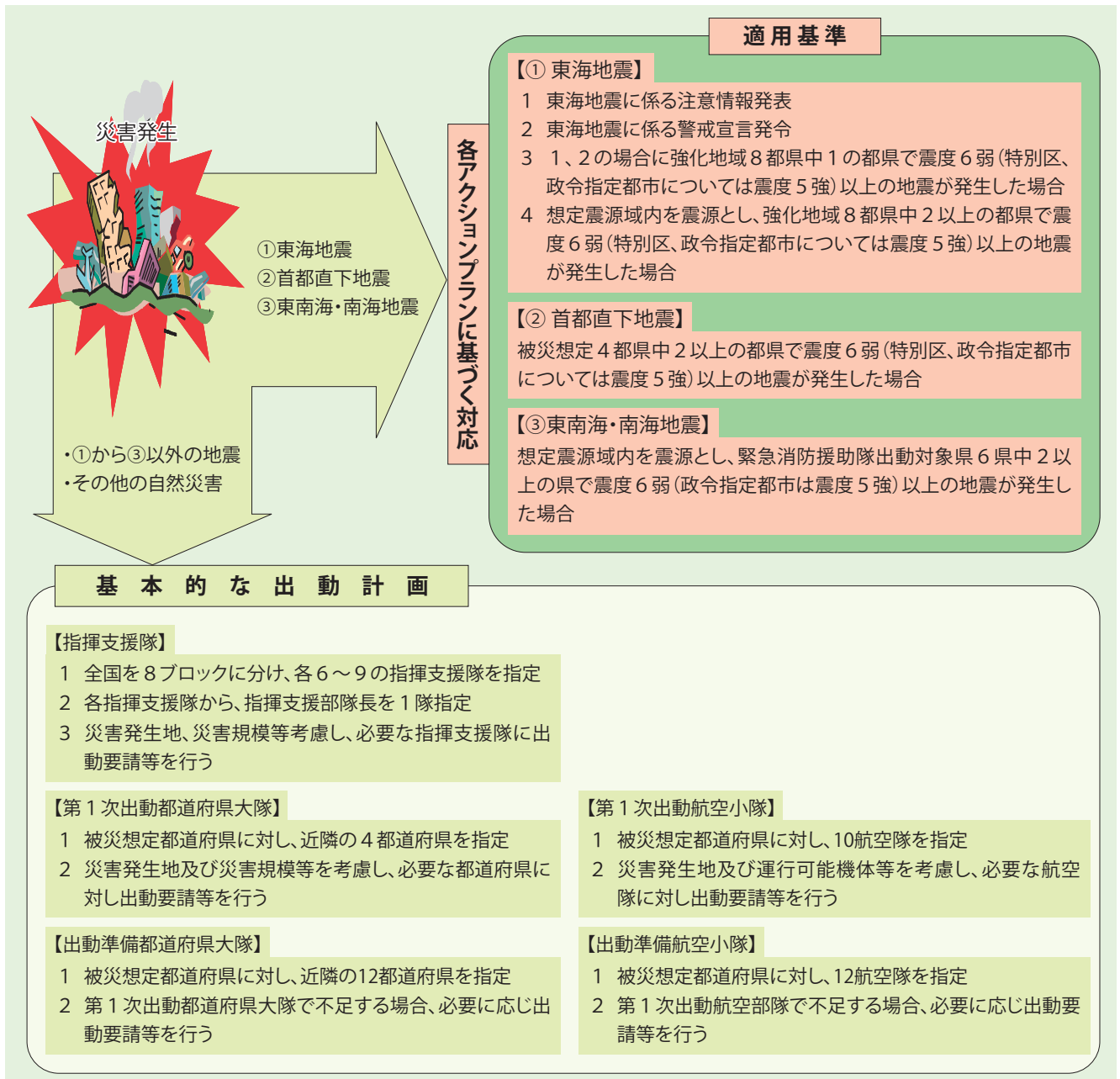
東南海・南海地震及び首都直下地震における運用方針及びアクションプランについては、平成25年11月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が改正され、首都直下地震対策特別措置法が公布されたことから、見直すこととしている。

(エ) 受援計画

各都道府県は、自らが被災地となる場合を想定して、平時から調整本部の運営方法をはじめ、進出拠点、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項を都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において緊急消防援助隊を受入れるため、都道

第2-8-5図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合性を図りつつ受援計画を策定する必要がある。

(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成7年(1995年)9月に1,267隊で発足した緊急消防援助隊は、その後、災害時における活動の重要性がますます認識され、登録数が増加し、平成26年4月1日現在では全国744消防本部(全国の

消防本部の約98%)等から4,694隊を登録している(第2-8-3表、第2-8-6図)。

なお、平成26年3月には、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し目標登録隊数を現行のおおむね4,500隊規模から平成30年度末にはおおむね6,000隊規模へと大幅に増隊することとした(第2-8-7図)。

イ 装備等

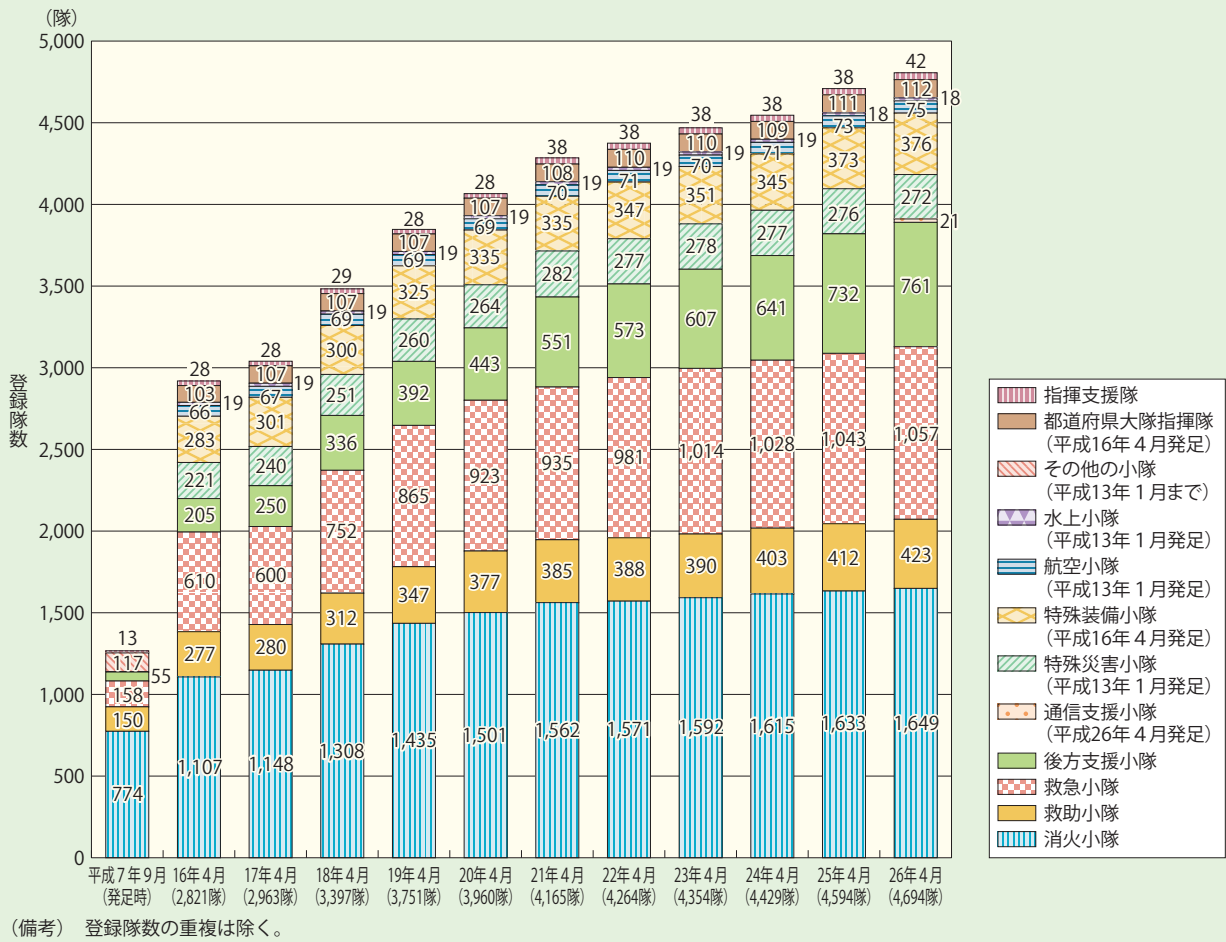
緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成

第2-8-3表 平成26年度緊急消防援助隊登録状況

(平成26年4月1日現在)

都道府県名	指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊					航空小隊	水上小隊	合計	重複を除く合計
								毒劇物災害	大規模危険物火災	密閉空間火災	遠距離送水	二輪車	震災対応	水難救助隊	その他特殊車両				
北海道	2	6	105	22	67	38	1	9	6	1	2		1	4	8	3		275	265
青森		3	30	6	19	17		1	9					1	2	1		89	88
岩手		2	26	6	18	16		2						1	2	1		74	72
宮城	2	3	37	8	18	20	1	3	3	1	2		1	1	5	3		108	106
秋田		2	29	6	15	11		1	5						2	1		72	71
山形		2	22	5	12	11		1							2	1		56	56
福島		2	33	7	27	19	1	2	3						3	1		98	96
茨城		3	46	13	30	22		6	3				2	1	15	1	1	143	138
栃木		2	30	8	19	19		5							4	1		88	83
群馬		3	29	6	19	12	1	4					1		3	1		79	77
埼玉	2	4	77	22	43	30		8					3		14	3		206	202
千葉	2	2	75	19	40	46	1	8	6	1			1		15	2	2	220	215
東京	2	2	118	12	49	36		2	6	2	2	4	3	2	18	7	4	269	269
神奈川	6	3	67	21	44	29	2	10	7	2	4		5	6	15	4	2	227	224
新潟	2	3	45	14	28	21		1	3		2				3	1		123	123
富山		2	22	6	16	14		2		1				1	5	1		70	69
石川		2	21	5	14	12	1	3	3			1			6	1		69	66
福井		2	21	5	11	10		2	3						2	1		57	56
山梨		2	14	5	12	10		2							2	1		48	46
長野		2	38	12	29	17	1	3				2			10	1		115	113
岐阜		2	35	10	26	12		2							3	2		92	90
静岡	4	2	43	11	26	18		2	3		2	2	3	1	6	3		126	126
愛知	2	2	73	26	45	42	1	13	3	3			2	1	17	3	1	234	223
三重		2	31	6	20	12		1	3						5	1		81	80
滋賀		2	17	5	12	10	1	3							4	1		55	52
京都	2	2	31	7	17	15	1	3		1	1		2	2	8	2		94	91
大阪	4	3	84	18	42	27	2	7	9	1	3		1	2	21	2	2	228	223
兵庫	2	3	59	19	47	26	2	7	4		6		1		6	3	1	186	182
奈良		2	15	4	14	8		2							4	1		50	48
和歌山		2	23	7	13	11	1	4							2	1		64	60
鳥取		2	14	2	7	7		2						1	2	1		38	36
島根		2	17	4	11	8		1					1		4	1		49	48
岡山	2	3	28	10	22	12	1	3	3				1		5	2		92	90
広島	2	2	44	10	28	19	1	3	3		2	2		1	10	2	2	131	130
山口		2	23	7	15	11		2						2	3	1		66	65
徳島		3	13	4	10	6		1	3						1	1		42	41
香川		2	17	4	9	7		2							2	1		44	43
愛媛		2	20	7	16	11		2	3		2		1		3	1	1	69	67
高知		2	14	4	12	6	1	2							2	2		45	44
福岡	4	4	37	10	30	17	1	8	1	1				3	11	3	2	132	129
佐賀		2	13	3	9	8		1							4			40	39
長崎		2	21	5	17	9		2	3						2	1		62	61
熊本	2	2	22	10	22	11		4				2		1	5	1		82	80
大分		2	16	6	11	11		1						1	1	1		50	50
宮崎		2	13	4	12	10		2							2	1		46	44
鹿児島		2	23	8	23	11		3	3				1		3	1		78	75
沖縄		2	18	4	11	6		2					1					44	42
計	42	112	1,649	423	1,057	761	21	160	98	14	28	13	31	32	272	75	18	4,806	4,694

第2-8-6図 緊急消防援助隊登録部隊の推移



15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。平成18年からは緊急消防援助隊施設整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

また、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、ヘリコプター、ヘリサットシステム、津波・大規模風水害対策車両及び拠点機能形成車両等、緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部を全国の消防本部等に配備している(第2-8-4表)。

さらに、平成23年度に創設された緊急防災・減災事業債(100%充当、交付税率70%)において、平成25年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図る車両の装備等」及び「緊急消防援助隊の広域活動拠点施設」にも対象事業が拡大された。なお、この緊急防災・減災事業債は平成28年度まで継続

されることとなっている。

平成26年度には「消防防災施設整備費補助金」の補助対象として、ヘリコプター離着陸場、資機材保管等施設及び自家給油施設から構成される救助活動等拠点施設が加えられ、救助隊が自立的に救助活動を行える拠点施設の整備を促進している。

さらに、消防庁では、緊急消防援助隊の効率的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

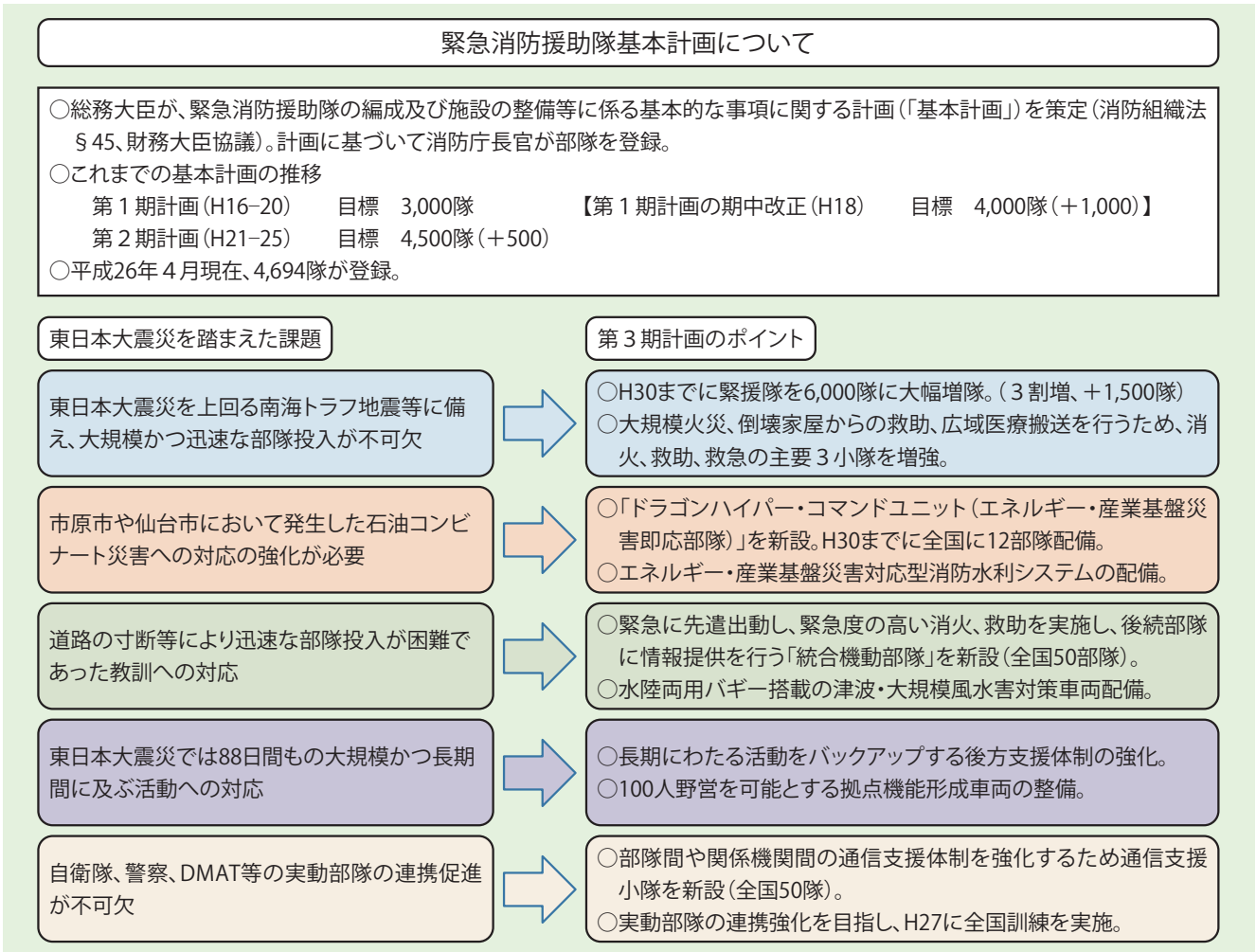
(4) 緊急消防援助隊の活動

ア 平成7年から平成26年11月までの出動状況

平成7年(1995年)に創設された緊急消防援助隊は、平成8年(1996年)12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、平成16年4月の改正消防組織法施行までの間、合計10回出動した。

以降、平成16年新潟県中越地震、平成17年JR西日本福知山線列車事故、平成20年岩手・宮城内陸地震、平成23年東日本大震災等の大規模災害に出

第2-8-7図 「緊急消防援助隊基本計画」の改正について（H26-H30の第3期計画）



動し多くの人命救助を行うなど、平成26年11月までの間に合計17回出動した（第2-8-5表）。

イ 最近の活動状況

（ア）平成20年中の活動

6月14日午前8時43分頃、岩手県内陸南部を震源とする平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震（マグニチュード7.2、最大震度6強）が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂災害等により甚大な被害をもたらした。同日午前9時23分、岩手県知事からの要請を受け、消防庁長官が、1都1道10県に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。その後、同日午前11時38分、宮城県知事からの要請を受け、5県に対して出動を求めるとともに、岩手県へ出動途上の3県隊の応援先を宮城県栗原市に変更した。また、岩手県へ出場途上の新潟県航空部隊が宮城県栗原市及び岩手県一関市で孤立者の救出活動をしたことから、14日に救助活動及び情報収集活

動等を行ったのは、岩手県内で1都1道7県、宮城県内で9県に及んだ。

また、15日には、既に岩手県内で情報収集活動等をしていた1都2県の部隊に対して、宮城県栗原市への部隊移動を求めた。緊急消防援助隊発足後、初めて2県に及ぶ活動を行い、最終的に岩手県内で1都1道7県の部隊、宮城県内で1都11県の部隊が活動した。岩手・宮城両県で活動した部隊を含め、1都1道15県から6日間で、211隊1,025人が出動し、救助活動、情報収集活動等を行った。

7月24日午前0時26分、岩手県沿岸北部を震源とする地震（マグニチュード6.8、最大震度6弱）が発生した。当初の震度情報が、最大震度6強であったことから、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長及び航空部隊に出動を要請した。その後、岩手県知事から応援要請を受け、最終的に1都7県の部隊に対して出動

第2-8-4表 消防組織法第50条の無償使用制度による主な配備車両等

配備年度 (平成)	配備車両等	配備数
17	ヘリコプター	1機
18	大型ブローアークラウド搭載車	5台
	ウォーターカッター装置搭載車	5台
19	大型除染システム搭載車	5台
20	特別高度工作車	5台
	燃料補給車	6台
21	ヘリコプター動態管理システム	8式
	特殊災害対応自動車	10台
	特別高度工作車	9台
	大型除染システム搭載車	8台
	燃料補給車	2台
	海水利用型消防水利システム	2式
22	ヘリコプター動態管理システム	2式
	赤外線カメラ	1機
	支援車Ⅰ型	47台
	海水利用型消防水利システム	3式
23	ヘリコプター	2機
24	人員輸送車	47台
	資機材搬送車	46台
	全地形対応車両	1組
	無線中継車	21台
	大規模震災用高度救助車	3組
	重機及び重機搬送車	19組
	都道府県指揮隊車	45台
	燃料補給車	30台
	支援車Ⅰ型	17台
	海水利用型消防水利システム	1式
	特殊災害対応自動車	1台
	特殊災害工作車	2台
	大型除染システム搭載車	4台
	ヘリコプター動態管理システム	11式
ヘリサットシステム	1式	
25	拠点機能形成車両	6台
	津波・大規模風水害対策車両	15台
	機動連絡車	33台
	ヘリコプター	2機
	ヘリコプター動態管理システム	4式
	ヘリサットシステム	4式
26	ヘリサット用カメラ	3式
	拠点機能形成車両※	4台
	津波・大規模風水害対策車両※	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム※	2式
	ヘリコプター動態管理システム※	4式

(備考) ※については、平成26年度中に配備予定

を求めた。同日午後2時30分の応援要請解除までに、99隊379人が出動し、情報収集活動等を行った。

(イ) 平成21年中の活動

8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とする地震（マグニチュード6.5、最大震度6弱）が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部

隊及び航空部隊に出動を求め、1都2県から6隊29人が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。

(ウ) 平成23年中の活動

3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0、最大震度7）が発生した。地震発生直後から、法制化以降初めてとなる消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示により緊急消防援助隊が出動し、余震等への対応も含め、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、長野県及び静岡県等の8県において応援活動を実施した。活動が長期に及んだ岩手県、宮城県及び福島県においては、発災直後の降雪といった天候不良、山積するがれきが行く手を阻む厳しい環境下において、大きな余震や津波への警戒を続けながら地元消防や関係機関との連携のもと消防活動に従事した。福島第一原子力発電所における事故対応、発災9日後の奇跡的な倒壊家屋からの人命救出など、日本の消防活動史に残る懸命の応援活動も見られたところであり、地元消防本部等と協力したものを含め救助者数は5,064人に上った。最終的には、前述の主たる被災3県を除く全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、6月6日までの88日間で、総派遣人員3万684人、総派遣部隊数8,854隊に上った。

(エ) 平成25年中の活動

10月16日、台風26号の記録的大雨（24時間824ミリ）により、伊豆大島（東京都大島町）で大規模な土石流が発生した。

発災後、東京都知事の要請を受け消防組織法に基づき、消防庁長官から1都4県の緊急消防援助隊に出動を求めた。緊急消防援助隊は、活動終了の10月31日までの16日間で117隊、518人が出動し、現地において、地元の大島町消防本部、大島町消防団、都内応援の東京消防庁と一体となって、多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を展開した。

今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、輸送機（C-1及びC-130H）による緊急輸送（隊員57人、車両13台）を行い、救助活動を実施した。

第2-8-5表 緊急消防援助隊の出動実績

(平成26年11月1日現在)

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
8	12.6～12 (7日間)	蒲原沢土石流災害	東京都、愛知県 (1都1県)	72隊382人	長野・新潟の県境付近で発生した土石流災害において、東京消防庁及び名古屋市消防局の救助部隊による高度救助用資機材を用いた検索・救助活動を行った。
10	9.4 (1日間)	岩手県内陸北部を震源とする地震	宮城県、東京都 (1都1県)	2隊7人	岩手県内陸北部で発生した最大震度6弱の地震に際し、仙台市消防局及び東京消防庁の指揮支援部隊による情報収集活動を行った。
12	3.29～ 5.10 (40日間)	有珠山噴火災害	宮城県、東京都、神奈川県 (1都2県)	14隊65人	北海道有珠山の噴火災害に対して、札幌市消防局及び仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局及び川崎市消防局から救助部隊、消火部隊が出動し、地元消防本部の応援活動を行った。
	10.6 (1日間)	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	兵庫県、広島県 (2県)	4隊15人	鳥取県西部で発生した最大震度6強の地震に際し、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊がヘリコプターによる情報収集活動を行った。
13	3.24～26 (3日間)	平成13年(2001年)芸予地震	大阪府、兵庫県、岡山県、 福岡県、鳥取県 (1府4県)	9隊37人	安芸灘を震源とする最大震度6弱の地震の発生に際し、大阪市消防局、神戸市消防局及び福岡市消防局の指揮支援部隊が出動するとともに、鳥取県、岡山市消防局及び北九州市消防局が情報収集活動を行った。
15	7.26～28 (3日間)	宮城県北部を震源とする地震	北海道、茨城県 (1道1県)	3隊16人	宮城県北部を震源とする地震(最大震度6弱、6強、6弱が1日連続して発生)に際し、札幌市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び茨城県の航空部隊が情報収集活動を行った。
	8.22～25 (4日間)	三重県ごみ固形燃料発電所火災	愛知県 (1県)	23隊56人	三重県多度町にあるごみ固形燃料発電所火災に際し、名古屋市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.8～9 (2日間)	栃木県黒磯市ブリヂストン栃木工場火災	東京都 (1都)	30隊135人	栃木県黒磯市タイヤ工場火災に際し、東京消防庁の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.26 (1日間)	平成15年(2003年)十勝沖地震	青森県、宮城県、秋田県、 福島県、茨城県、東京都、 神奈川県、京都府、大阪府、 兵庫県 (1都2府7県)	381隊1,417人	北海道十勝沖を震源とする地震で(最大震度6弱が2回発生)に際し、札幌市消防局及び仙台市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び青森県の航空部隊が情報収集活動を実施。 また、この地震により損傷した出光興産株式会社北海道製油所のオイルタンクから発生した火災の消火活動及び鎮火後の火災警戒活動のため、札幌市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し応援活動を実施。さらに、消火に必要な泡消火剤確保のため全国的な広域応援を実施し、自衛隊航空機による輸送支援及び在日米軍からの泡消火剤の提供を受けた。
16	9.28～ 10.21 (24日間)	出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災			
	7.13～15 (3日間)	平成16年7月新潟・福島豪雨	宮城県、山形県、栃木県、 群馬県、埼玉県、東京都、 神奈川県、富山県、石川県、 山梨県、長野県、岐阜県 (1都11県)	指揮隊 17隊 救助隊 76隊 消火隊 4隊 救急隊 10隊 後方支援隊 55隊 航空隊 9隊 171隊693人	大規模な堤防決壊により浸水した地域及び道路寸断等により孤立した山間部等で救助活動を実施。3日間の活動で救命ボート(66隻)及びヘリコプター(9機)により、三条市1,652人、見附市106人、中之島町(現長岡市)97人の計1,855人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助92人)
	7.18～19 (2日間)	平成16年7月福井豪雨	神奈川県、富山県、石川県、 長野県、愛知県、滋賀県、 京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、鳥取県、島根県 (2府10県)	指揮隊 16隊 救助隊 69隊 消火隊 19隊 救急隊 19隊 後方支援隊 27隊 航空隊 9隊 159隊679人	河川の決壊により住宅等に孤立した住民を救助。救命ボート(80隻)及びヘリコプター(9機)を活用して、福井市266人、鯖江市45人及び美山町77人の計388人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助187名)
	10.21～22 (2日間)	平成16年台風第23号兵庫県豊岡市水害	大阪府、岡山県、滋賀県、 愛知県 (1府3県)	指揮隊 5隊 救助隊 44隊 救急隊 3隊 後方支援隊 16隊 航空隊 2隊 70隊284人	台風第23号の集中豪雨により、河川堤防が決壊、豊岡市において住宅等に孤立した住民の救助活動を実施。住民127名を救命ボート(42隻)等により救助するとともに、2,000世帯を超える浸水家屋の戸別調査を行った。

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
16	10.23～ 11.1 (10日間)	平成16年(2004年) 新潟県中越地震	宮城県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、富山県、石川県、 山梨県、長野県、愛知県 (1都14県)	指揮隊 23隊 救助隊 83隊 消火隊 99隊 救急隊 80隊 後方支援隊 148隊 航空部隊 39隊 その他 8隊 480隊2,121人	新潟県中越地方を中心に最大震度7の地震が発生。最初の地震発生後も短時間に最大震度6強の地震が頻発し、新潟県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂災害等に被害をもたらした。緊急消防援助隊は、主に小千谷市、長岡市及び山古志村(現長岡市)において孤立住民等の安否確認、救助・救出、救急搬送を行うとともに、10月25日に全村避難指示が出された山古志村からのヘリコプターによる救助活動を、自衛隊、警察及び海上保安庁と連携して行った。さらに27日には、長岡市妙見塚の土砂災害による車両転落現場において、長岡市、新潟県内応援隊及び東京消防庁ハイパーレスキュー隊等により2歳男児とその母親を地震発生以来4日ぶりに救助(母親は病院搬送後死亡確認)するなど、10日間で453人を救助した。
17	3.20 (1日)	福岡県西方沖を震源とする地震	大阪府、熊本県 (1府1県)	指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊12人	福岡県西方沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生。大阪府及び熊本県から指揮支援部隊、航空部隊が出動し情報収集活動を行った。
	4.25～28 (4日間)	平成17年JR西日本福知山線列車事故	大阪府、京都府、岡山県 (2府1県)	指揮隊 8隊 救助隊 19隊 消火隊 3隊 救急隊 20隊 後方支援隊 20隊 航空隊 4隊 74隊270人	兵庫県尼崎市において、JR西日本の7両編成の快速列車が脱線、沿線のマンションに衝突し1階の駐車場にくい込む事故が発生。狭隘な空間の上、駐車場の自動車からのガソリン漏れがあり、エンジンカッター等の火花が発生する救助資機材が使用できないことから救助活動に時間を要した。緊急消防援助隊は、尼崎市消防本部及び兵庫県内応援隊と協力し4日間にわたり救助、救急活動を実施し240人を救助(うち緊急消防援助隊の救助人員42人)した。
19	1.30 (1日)	奈良県吉野郡上北山村土砂崩れによる車両埋没事故	京都府、大阪府、和歌山県、 三重県 (2府2県)	指揮隊 1隊 救助隊 1隊 航空隊 5隊 7隊30人	奈良県吉野郡上北山村の国道169号沿いの崖の崩落により走行中の乗用車が埋没し3人が生き埋めになる事故が発生。情報収集活動を実施するとともに、救助活動及びヘリコプターによる救急搬送を行った。
	3.25～26 (2日間)	平成19年(2007年) 能登半島地震	東京都、京都府、大阪府、 兵庫県、富山県、福井県、 滋賀県 (1都2府4県)	指揮支援隊 4隊 指揮隊 4隊 救助隊 13隊 消火隊 25隊 救急隊 21隊 後方支援隊 13隊 航空隊 5隊 その他 2隊 87隊349人	能登半島で最大震度6強の地震が発生、平成16年新潟県中越地震以来の大規模な出動となり、2日間にわたり倒壊建物等における検索活動、情報収集活動を行った。
	4.15 (1日)	三重県中部を震源とする地震	愛知県 (1県)	指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊12人	三重県中部で最大震度5強の地震の発生に際し、航空部隊等が出動し情報収集活動を行った。
	7.16～23 (8日間)	平成19年(2007年) 新潟県中越沖地震	宮城県、福島県、栃木県、 埼玉県、東京都、神奈川県、 富山県、石川県、山梨県、 京都府 (1都1府8県)	指揮隊 2隊 後方支援隊 4隊 航空隊 9隊 15隊110人	新潟県中越沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、家屋倒壊、土砂災害等により甚大な被害をもたらした。1都1府8県から緊急消防援助隊が出動して情報収集、救急及び人員搬送等の活動を行った。
20	岩手県 6.14～17 (4日間) 宮城県 6.14～19 (6日間)	平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震	北海道、青森県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県、 茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、新潟県、富山県、 石川県、山梨県 (1都1道15県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 9隊 救助隊 27隊 消火隊 48隊 救急隊 33隊 後方支援隊 71隊 航空隊 16隊 211隊1,025人	岩手県内陸南部で最大震度6強の地震が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部で家屋倒壊、土砂災害等の甚大な被害をもたらした。当初岩手県知事から要請を受けて岩手県の被災地へ出動していた部隊を、宮城県知事からも要請を受けたことから、3県隊(山形県、千葉県、埼玉県)の応援先を変更した。さらに、15日には、岩手県内で活動していた1都2県隊(東京都、秋田県、福島県)について宮城県栗原市への部隊移動を行った。緊急消防援助隊は、発足後、初めて2つの県に及ぶ活動となり、6日間にわたり救助活動、情報収集活動等を行った。

年 (平成)	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
20	7.24 (1日)	岩手県沿岸北部を震源とする地震	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都 (1都7県)	指揮支援隊 3隊 指揮隊 7隊 救助隊 7隊 消火隊 33隊 救急隊 10隊 後方支援隊 33隊 航空隊 5隊 その他 1隊 99隊379人	岩手県北部で最大震度6弱の地震が発生。当初の発表が最大震度6強であったことから「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長（仙台市消防局）及び航空部隊（茨城県、栃木県）に出動要請。その後、岩手県知事からの要請を受け1都7県から出動し、情報収集活動等を行った。
21	8.11 (1日)	駿河湾を震源とする地震	東京都、山梨県、愛知県 (1都2県)	指揮支援隊 3隊 航空隊 3隊 6隊29人	平成21年8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とするマグニチュード6.5、最大震度6弱の地震が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部隊（東京消防庁、名古屋消防局）及び航空部隊（山梨県及び愛知県）に出動を求め、1都2県（東京都、山梨県、愛知県）から6隊29名が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。
23	3.11～ 6.6 (88日間)	東日本大震災	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (1都1道2府40県)	指揮支援隊 159隊 指揮隊 414隊 救助隊 854隊 消火隊 1,853隊 救急隊 1,734隊 後方支援隊 3,441隊 航空隊 244隊 その他 155隊 8,854隊30,684人	平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生、大きな揺れに加えて津波による被害、原子力発電所事故及び石油コンビナート火災等、広範囲にわたり大きな被害が発生した。緊急消防援助隊法制化後初めてとなる、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示等により、全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、消火・救助・救急活動を88日間にわたり行った。
25	10.16～31 (16日間)	平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県 (1都4県)	指揮支援隊 7隊 指揮隊 4隊 救助隊 65隊 救急隊 2隊 後方支援隊 21隊 特殊装備隊 9隊 航空隊 9隊 117隊518人	台風第26号の記録的大雨（24時間824ミリ）により、伊豆大島（東京都大島町）で大規模な土石流が発生した。東京都知事の要請に基づき1都4県から緊急消防援助隊が出動して多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を行った。今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、航空機による緊急輸送（隊員57名、車両13台）を行った。
26	8.20～ 9.5 (17日間)	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害	大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県 (1府6県)	指揮支援隊 15隊 指揮隊 28隊 消火小隊 6隊 救助小隊 102隊 後方支援小隊 212隊 特殊装備小隊 32隊 航空小隊 4隊 399隊1,296人	平成26年8月20日未明、広島市安佐北区、安佐南区において、複数箇所で大規模な土砂災害が発生した。広島県知事の要請に基づき、1府6県から緊急消防援助隊が出動した。津波・大規模風水害対策車や重機等の特殊車両を活用し、高度救助隊等による救助活動や道路啓開活動を17日間にわたり行った。
	9.27～ 10.17 (21日間)	御嶽山噴火災害	東京都、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県 (1都5県)	指揮支援隊 19隊 指揮隊 47隊 消火小隊 24隊 救助小隊 221隊 後方支援小隊 215隊 特殊装備小隊 19隊 航空小隊 2隊 547隊2,171人	平成26年9月27日午前11時52分頃、御嶽山で噴火が発生した。長野県知事の要請に基づき、火山ガス検知等の資機材を保有する1都5県の高度救助隊及び山岳救助隊が出動した。登山道が急峻な上、粘性質となった火山灰等は足場が悪く、火山性ガスが発生した場合には緊急退避を余儀なくされる等、標高3,000メートルの厳しい活動環境のもとで21日間にわたり救助活動を行った。

(備考) 出動隊数及び人員は、消防庁の集計による。

(オ) 平成26年中の活動

7月30日から8月26日かけ全国各地で大雨が発生した（「平成26年8月豪雨」）。8月19日から翌20日明け方にかけては、広島県広島市を中心に猛烈な雨となり、20日未明、広島県広島市安佐北区、安佐南区において166箇所以上で土砂災害が発生した。

発災後、広島県知事からの要請に基づき、消防庁長官から1府3県に対して緊急消防援助隊の出動を求め、さらに、21日には救助体制を強化するため、新たに3県に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。緊急消防援助隊は、活動終了の9月5日までの17日間で1府6県から399隊1,296人が出動し、地元の広島市消防局及び市内消防団をはじめ、県内応援消防本部、県内消防団、警察、自衛隊及び国土交通省（TEC-FORCE）等と一体となって、消防応援活動を展開した。また、津波・大規模風水害対策車両、重機及び無線中継車等の特殊車両が多数出動し、それぞれ、泥ねい地における救助活動、道路啓開及びがれき撤去、迅速な情報収集等を行った。

9月27日午前11時52分頃、御嶽山で噴火が発生した。

発災後、長野県知事からの要請に基づき、消防庁長官から1都3県に対して緊急消防援助隊の出動を求め、さらに、10月14日には捜索活動の体制強化を図るため、新たに2県に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。緊急消防援助隊は、活動終了の10月17日までの21日間で1都5県から547隊2,171人が出動し、登山道が急峻な上、粘土質となった火山灰等は足場が悪く、さらに火山性ガスが発生した場合には緊急退避を余儀なくされる等、標高3,000メートルの厳しい活動環境のもとで地元の木曾広域消防本部及び消防団をはじめ、県内応援消防本部、警察及び自衛隊等と一体となって、消防応援活動を展開した。

(5) 緊急消防援助隊の訓練**ア 第1回～第3回全国合同訓練**

大規模災害時における緊急消防援助隊の指揮・連携能力の向上を図るためには、平時からの緊急消防援助隊としての教育訓練が重要となる。

緊急消防援助隊が発足した平成7年（1995年）には、東京都江東区豊洲において、天皇陛下の行幸

を賜り、98消防本部、約1,500人の隊員による全国合同訓練が初めて行われた。その後は5年ごとに開催され、平成12年（2000年）には第2回目を東京都江東区有明において、平成17年には第3回目を静岡県静岡市において実施した。

第3回全国合同訓練は、緊急消防援助隊法制化以降初の全国訓練として、基本計画に基づき「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の検証を兼ねて実施し、参集及び活動体制について総合的な検証を行った。

イ 第4回全国合同訓練

東南海・南海地震を想定し、初めてとなる全国規模の図上訓練を全国から指揮支援隊長、都道府県隊長、航空隊長等が愛知県、和歌山県及び徳島県の各県庁に集結して、平成22年1月に実施するとともに、同年6月には愛知県知多市において全国から陸上部隊、航空部隊が集結して部隊運用訓練を実施した。これらの訓練を通じて「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づく参集及び活動体制等について総合的な検証を行った。また、より実践的な技術及び指揮・連携能力の向上を図ることを目的として、事前に訓練想定を明らかにしないブラインド型の訓練や夜間訓練を全国訓練では初めて実施した。

ウ 第5回全国合同訓練

平成27年秋、第5回全国合同訓練を千葉県で開催する予定である。

首都直下地震及び南海トラフ地震を想定し、全国からの迅速かつ大規模な参集及び部隊輸送の複数化・多重化並びに新設部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット等）の実践的な運用、警察、自衛隊等の関係機関との連携に重点を置くこととしている。

エ 地域ブロック合同訓練

隊員の技術向上と部隊間の連携強化を目的に、平成8年度（1996年度）から毎年全国を6つのブロックに区分してブロックごとに合同訓練が行われており、平成15年の法制化以降は、基本計画において、地域ブロック合同訓練を定期的実施することが明記された。

消防庁としては、訓練実施経費の一部を国費として負担するとともに、ブロックごとに設置される実

行委員会と協力し、各消防本部等の参加を得て訓練を実施しており、消防大学校における教育訓練と併せて、引き続き緊急消防援助隊のより実践的な教育訓練の充実を図ることとしている（第2-8-6表）。

また、実際の運用を想定した図上訓練、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を活用した情報収集・伝達訓練、ブラインド型部隊運用訓練、自衛隊等の関係機関との連携訓練を行うなど、より実践的な訓練を実施していく。

（6）今後の取組

東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されている、南海トラフ地震及び首都直下地震等に備え、長期にわたる活動力への対応及び大規模かつ迅速な部隊投入のための整備が不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増している。緊急消防援助隊創設以来、最大規模かつ最も長期に及んだ東日本大震災における部隊展開の経験等を貴重な教訓とし、引き続き以下の取組を積極的に進め、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の活動能力の向上を図る。

第2-8-6表 緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況

1 全国訓練

第1回全国合同訓練	(平成7年度)	開催日：H7.11/28.29	開催地：東京都	参加本部数等：98本部 135隊 1,500名	
第2回全国合同訓練	(平成12年度)	開催日：H12.10/23.24	開催地：東京都	参加本部数等：148本部 206隊 1,922名	
第3回全国合同訓練	(平成17年度)	開催日：H17.6/10.11	開催地：静岡県	参加本部数等：206本部 386隊 1,953名	
第4回全国合同訓練	図上訓練	(平成21年度)	開催日：H22.1/28.29	開催地：愛知県・和歌山県・徳島県	参加本部数等：81本部 370名
	部隊運用訓練	(平成22年度)	開催日：H22.6/4.5	開催地：愛知県	参加本部数等：223本部 411隊 2,138名

2 地域ブロック合同訓練（過去10年間）

ブロック等	年度										
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
北海道東北 (1道・7県)	開催日	9/6.7	10/19.20	10/18.19	10/15.16	10/13.14	11/8.9	東日本 大震災 により 中止	10/7.8	10/11.12	10/22.23
	開催地	北海道 函館市	青森県 八戸市	岩手県 一関市	秋田県 大仙市	山形県 鶴岡市	福島県 郡山市		宮城県 利府町	北海道 苫小牧市	青森県 弘前市
	隊数等	台風第14号に より 参集訓練のみ	145隊 550名	135隊 493名	182隊 650名	159隊 592名	170隊 709名		図上訓練 のみ 288名	208隊 758名	
関東 (1都・9県)	開催日	10/29.30	11/11.12	10/20.21	11/19.20	11/14.15	11/20.21	11/1.2	11/29.30	10/30.31	11/5.6
	開催地	茨城県 水戸市	栃木県 宇都宮市	群馬県 前橋市	神奈川県 横浜市	千葉県 千葉市	東京都 中央区	長野県 松本市	埼玉県 新座市	山梨県 富士吉田市	静岡県 浜松市 磐田市
	隊数等	193隊 688名	200隊 721名	194隊 696名	207隊 741名	262隊 926名	465隊 2,217名	246隊 909名	280隊 1,063名	台風26号に より中止	
中部 (7県)	開催日	9/4	10/25.26	10/13.14	12/5.6	11/6.7	10/15.16	10/14.15	11/9.10	10/18.19	11/15.16
	開催地	福井県 勝山市	愛知県 常滑市	石川県 かほく市	三重県 四日市市	富山県 射水市	岐阜県 可児市	静岡県 静岡市	福井県 坂井市	愛知県 碧南市	石川県 珠洲市
	隊数等	7隊 28名	82隊 331名	81隊 328名	106隊 378名	103隊 389名	102隊 389名	93隊 366名	126隊 477名	127隊 505名	
近畿 (2府・7県)	開催日	10/28.29	10/24.25	12/1.2	8/31.9/1	10/17.18	10/30.31	10/29.30	10/27.28	10/26.27	10/18.19
	開催地	和歌山県 和歌山市 田辺市	京都府 京都市	奈良県 大和郡山市	大阪府 岸和田市	福井県 坂井市	三重県 津市	徳島県 小松島市	兵庫県 神戸市 三木市	滋賀県 近江八幡市 東近江市	和歌山県 田辺市 白浜町 串本町
	隊数等	102隊 436名	176隊 642名	103隊 431名	205隊 825名	154隊 618名	台風第14 号により 中止	142隊 592名	143隊 617名	145隊 573名	
中国・四国 (9県)	開催日	10/19.20	10/18.19	11/28.29	10/30.31	10/15.16	10/21.22	10/20.21	11/1.2	11/2.3	11/1.2
	開催地	香川県 高松市	岡山県 倉敷市	鳥取県 米子市	愛媛県 松山市	島根県 出雲市	高知県 高知市	広島県 福山市	山口県 山口市 防府市	徳島県 那賀町 海陽町 阿南市	岡山県 岡山市
	隊数等	85隊 341名	90隊 358名	101隊 404名	104隊 413名	107隊 417名	94隊 358名	125隊 597名	135隊 567名	134隊 493名	
九州 (8県)	開催日	11/22.23	10/20.21	10/12.13	11/21.22	10/9.10	10/8.9	11/4.5	11/17.18	11/27.28	11/22.23
	開催地	沖縄県 うるま市	福岡県 北九州市	大分県 中津市	長崎県 佐世保市	佐賀県 佐賀市	鹿児島県 薩摩川内 市	宮崎県 宮崎市	熊本県 八代市	沖縄県 西原町	福岡県 久留米市
	隊数等	72隊 305名	129隊 508名	131隊 539名	134隊 547名	121隊 529名	116隊 437名	145隊 556名	192隊 747名	102隊 410名	

ア 消防庁のオペレーション能力向上

消防庁長官の指示権に象徴されるように、緊急消防援助隊を的確に運用することは、消防庁の重要な任務である。そのためには、大規模災害・特殊災害等発生時に、消防庁自体の初動対応がこれまで以上に重要であり、ICT（情報通信技術）を活用するなど迅速な情報収集等に努め、可能な限り災害の規模、被害状況等あらゆる情報を把握して緊急消防援助隊に的確にフィードバックすることが求められる。したがって、図上訓練等の実施により、日ごろから緊急消防援助隊の出動の要否、派遣地域、必要な部隊規模・種類の判断など、消防庁としてのオペレーション能力の向上を引き続き図っていく。

イ 部隊登録の計画的推進

平成30年度末の登録目標である6,000隊規模に向けて、隊種ごとの各都道府県の目標登録隊数を設定した。さらに、南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に対応するため、全国的な底上げが必要であることから、登録比率ガイドラインを設け、登録推進に取り組むこととしている。各消防本部、都道府県及び消防庁が一体となって進めるとともに、登録が部隊運用上地域的に偏りのないよう各機関で調整を図りつつ計画的に登録を推進していく。

また、緊急消防援助隊設備整備補助金及び消防組織法第50条の規定による無償使用制度等を活用しつつ、緊急消防援助隊登録部隊における車両・資機材の質の向上及び充実強化を引き続き進めていく。

ウ 訓練の推進

緊急消防援助隊が迅速かつ効果的に活動するためには、速やかに応援部隊を編成して被災地に出動し、各部隊が一元的な指揮体制の下に連携した活動を実施する必要がある。このため、消防庁では、5年に1度の全国訓練（平成27年に実施予定）や毎年実施されている地域ブロック合同訓練において、実践的な訓練を推進するとともに、各都道府県及び各消防機関においても、平時から各種防災訓練等の機会も活用し、様々な状況を想定した図上訓練、消防応援活動調整本部運営訓練、大規模な参集・集結訓練、他機関と連携した訓練を実施するなど、緊急消防援助隊の活動に即した各種の訓練を推進していく。

また、こうした各種訓練を通して、平成26年3月の基本計画改正に伴い新設された統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）及び通信支援小隊といった部隊等の運用についても充実を図ることとする。

エ 関係機関との連携強化

平成24年1月30日に出された「消防審議会の東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」において、関係機関は災害時において救助活動等一層の連携強化を図ることとされている。地域ブロック合同訓練においては、自衛隊、警察、海上保安庁及びDMAT等の関係機関と図上訓練、実動訓練、部隊輸送訓練等の連携訓練を実施して成果を上げている。

今後も、各種訓練等を通じて関係機関との連携強化を図っていく。

国と地方公共団体の 防災体制

1. 国と地方の防災組織等

(1) 防災組織

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県及び市町村に地方防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、日本赤十字社等関係公共機関の参加も得て、災害予防、災害応急及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としており、中央防災会議においては我が国の防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画をそれぞれ作成することとされている。

また、災害に際して応急対策等の推進上必要がある場合には、国は非常災害が発生した場合においては非常災害対策本部、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合においては、緊急災害対策本部を設置し、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

(2) 災害対策基本法の改正

伊勢湾台風で被害が甚大であったことを踏まえ、昭和36年（1961年）に策定された災害対策基本法は、阪神・淡路大震災を契機として、平成7年（1995年）に、緊急災害対策本部の設置要件の緩和、国民の自発的な防災活動の促進、地方公共団体の広域応援体制の確保など防災対策全般にわたる改正が行われた。それ以降も、平成11年（1999年）には地方分権の推進に関連した改正が、平成23年には地域の自主性及び自立性を高めるための地域防災計画に係る関与の規定の見直しを行う等の改正が行われた。

東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、平成24年6月には、防災に関する組織の充実、地方公共団体間の応援に関する措置の拡充、広域にわたる被災住民の受入れ、

災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置など多岐にわたる改正（第1弾）が、平成25年6月には、災害発生時に避難の支援が特に必要となる者についての名簿の作成その他の住民等の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充するとともに、あわせて国による応急措置の代行などについて改正（第2弾）が行われた。

平成26年11月には、首都直下地震などの大規模地震や大雪等の災害時に発生が懸念される放置車両等に対処できるよう、災害発生時に緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者の権限を強化する改正が行われた。

(3) 消防庁の防災体制

消防庁は、実動部隊となる消防機関を所管し、地方公共団体から国への情報連絡の窓口になるとともに、地域防災計画の作成、修正など地方公共団体の防災対策に対する助言・勧告等を行っているが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地方公共団体の防災対策全般の見直しを推進し、支援措置の充実を図っている。

平成7年（1995年）に発足した全国の消防機関相互による援助体制である緊急消防援助隊については、平成15年に消防庁長官が出動に必要な措置を指示することができるようにするなど制度が法制化され、また、平成20年には、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする法改正が行われている。

消防庁内部の平常時の組織体制についても、平成17年に大規模地震対策、消防防災の情報通信システム、緊急消防援助隊、救助・テロ対策、国民保護の企画・運用等の緊急対応や地方公共団体との連絡調整等の各業務を統括する「国民保護・防災部」を設置し、より一層の業務の専門性の確立及び責任体制の明確化を図っている。東日本大震災におけるかつてない規模の緊急消防援助隊の活動経験を踏まえ、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等大規模災害への対応に備えるために、平成24年4月に緊急消防援助隊や航空機による消防に

関する制度の企画及び立案等に関する業務をつかさどる「広域応援室」を、当該業務体制を拡充する形で部内に新設した。

また、設備・装備の整備として、緊急消防援助隊等のオペレーションや、大規模災害等発生時の迅速かつ的確な初動対応の実施のため、総務省（中央合同庁舎第2号館）内に「消防防災・危機管理センター」を整備するとともに発災時の職員の自動参集システムを構築したほか、消防庁職員等を被災地へ迅速に派遣し、併せて、現地調査、情報収集を行うことにより、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動指示や現地における的確な災害対応等を迅速かつ適切に実施するための消防庁ヘリコプターを導入している。

2. 地域防災計画

(1) 地域防災計画の修正

地域における防災の総合的な計画である地域防災計画については、すべての都道府県と市町村で作成されている。内容的にも、一般の防災計画と区別して特定の災害ごとに作成する団体が増加しており、平成26年4月1日現在、都道府県においては、地震対策は47団体、津波対策は22団体、原子力災害対策は36団体、風水害対策は37団体、火山災害対策は19団体、林野火災対策は19団体、雪害対策は12団体が作成している。

地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

消防庁では、平成26年1月及び5月に、大規模災害への対策強化や原子力災害への対応の強化等を内容とした防災基本計画の修正や、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策、施策の具体的な目標及びその達成期間等を定めた南海トラフ地震防災対策推進基本計画の決定を踏まえて、地域防災計画の内容の確認及び必要な見直しを行うよう要請した。

また、同年8月には、同年1月の防災基本計画の修正や消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行等を踏まえ、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準等を定めた消防庁防災業務計画の修正を行った。

なお、平成25年度中において、都道府県39団体、市町村858団体が、地域防災計画の修正を行っている。

(2) 地区防災計画の策定等

平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村地域防災計画に地区居住者等が行う地区における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を位置付け、地区居住者等は、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを市町村防災会議に提案することができることとされた。

地区防災計画制度は、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることによって、コミュニティレベルでの防災活動を促進し、市町村による防災活動と地区居住者等による防災活動を連携させ、地域防災力の向上を図ろうとするものである。地区防災計画の内容としては、計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等の相互の支援等、各地区の特性に応じて地区居住者等によって行われる防災活動が挙げられる。

市町村防災会議においては、計画提案が行われた場合には、当該計画提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重して、当該地区に係る地区防災計画を定めることが望まれる。

(3) 広域防災応援体制

ア 広域防災応援体制の確立

地方公共団体間等の広域防災応援に係る制度としては、消防組織法に基づく消防相互応援のほか、災害対策基本法に基づく地方公共団体の長等相互間の応援、地方防災会議の協議会の設置等がある。また、災害対策基本法においては、地方公共団体は相互応援に関する協定の締結に努めなければならないとされている。

一方、地方公共団体と国の機関等との間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく指定行政機関から地方公共団体に対する職員の派遣、自衛隊法に基づく都道府県知事等から防衛大臣等に対する部隊等の派遣の要請がある。自衛隊の災害派遣についてはこのほか、災害対策基本法に基づき市町村長が都道府県知事に対し、上記の要請をすよう求めることができる。さらに市町村長は、知事に対する要求ができない場合には、防衛大臣等に対して災害の状況等を通知することができる。

なお、平成24年に災害対策基本法が改正され、

同法に基づき地方公共団体間で応援を求めることができる業務の範囲が、従来の応急措置から避難所運営支援、巡回健康相談、施設の修繕など応援対策業務全体に拡大されるとともに、応援等が円滑に行われ、又は、受けることができるよう、あらかじめ備えておくことや市町村の区域を越えた避難（広域一時滞在）に係る規定等が整備された。

イ 広域防災応援協定の締結

災害発生時において、広域防災応援を迅速かつ的確に実施するためには、関係機関とあらかじめ協議し協定を締結することなどにより、応援要請の手続、情報連絡体制、指揮体制等について具体的に定めておく必要がある。

都道府県間の広域防災応援については、阪神・淡路大震災以降、各都道府県で広域防災応援協定の締結又は既存協定の見直しが進められた。また、個別に締結している災害時の相互応援協定では対策が十分に実施できない大規模災害に備え、全国知事会で、全都道府県による応援協定が締結され、全国レベルの広域防災応援体制が整備された。東日本大震災においても、それに基づいた応援が実施されたが、東日本大震災での経験を踏まえ、全国知事会の応援協定の見直しが、平成24年5月になされた。

さらに、全国知事会では、危機管理・防災特別委員会に平成25年6月に設置された「広域・応援推進検討ワーキンググループ」において、大規模広域災害発生時における広域応援の今後の方向性について検討されている。

また、市町村でも、県内の統一応援協定や県境を超えた広域的な協定の締結など広域防災応援協定に積極的に取り組む傾向にあり、平成26年4月1日現在、広域防災応援協定を有する市町村数は1,697団体（97.4%）であり、このうち、他の都道府県の市町村と協定を有する市町村数は1,183団体（67.9%）となっている。

東日本大震災においては、市町村間の応援協定に基づく応援のほか、全国知事会の応援協定、指定都市市長会や中核市市長会による応援協定、総務省及び全国市長会・全国町村会の調整による応援などが実施された。

引き続き、応援の受入れ体制の整備や広域応援を含む防災訓練の実施、市町村の区域を越えた避難への備えを進めること等により、実効ある広域応援体

制の整備を図っていく必要がある。

ウ 受援体制の整備

平成24年の災害対策基本法の改正により、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画を定めるに当たっては、各防災機関が円滑に他の者を応援し、他の者から受援できるよう配慮することが規定された。

大規模災害発災時には、多数の団体等からの応援の申出がよせられ、膨大な応急対策業務と相まって、地方公共団体における混乱が予想される。多数の応援団体からの応援を効果的に活用するためには、平時から受援体制について検討し整理しておく必要がある。

3. 防災訓練の実施

大規模災害時に迅速に初動体制を確立し、的確な応急対策をとることは、被害を最小限に軽減するために重要であり、そのためには日ごろから実践的な対応力を身につけておく必要がある。中央防災会議で決定された総合防災訓練大綱では、国は各地域で実施される防災訓練を積極的に支援することとされており、訓練方法については、人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施することとされている。

消防庁では、平成22年度に、地方公共団体（主に市区町村）自らが風水害を想定した実践的で効果的な図上型防災訓練を実施する場合の「支援マニュアル」を策定している。このマニュアルは近年の豪雨の発生回数の増加や被害規模の拡大に伴い、その必要性を認識し策定したものであり、市区町村自らが図上型防災訓練の企画から実施、評価・検証まで行うことを支援するもので、市区町村の防災関係部局及び市区町村職員のみならず、都道府県さらには関係防災機関でも活用できるものとなっている。

また、平成25年度には、全国で実施される防災訓練の底上げを図ることを目的として「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を作成している。この報告書は、様々な防災訓練の取組事例や特徴的な訓練の事例を取り上げて、地方公共団体等により実践的な防災訓練を企画・準備する際に参考となる取組を紹介している。

第2-9-1表 都道府県・市区町村における防災訓練の実施状況

(平成25年度)

区分	回数	災害想定									訓練形態			
		台風等の風水害	土砂災害	地震津波	コンピナート災害	大火災	林野火災	原子力災害	火山災害	その他	総合(実動)	図上	通信	その他
都道府県	463	69	25	328	26	3	9	35	7	19	213	147	98	5
市区町村	6,450	925	546	4,830	31	237	136	140	31	632	4,193	696	1,255	306

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

さらに、平成26年度には、平成26年3月に実施した都道府県における図上訓練の実施状況アンケート調査をもとに、都道府県において効果的に図上訓練を実施する上でのポイントを「訓練企画」、「災害想定」、「訓練形態」、「知事の訓練参加」、「危機管理・防災担当部局以外の職員の訓練参加」、「関係機関の訓練参加」、「評価・検証結果のマニュアル等への反映」の別にとりまとめ、先進的な自治体の取組事例とともに紹介している。

平成25年度においては、都道府県主催で延べ463回の防災訓練が実施されたほか、市区町村においても延べ6,450回の防災訓練が実施された。訓練に際しての災害想定は、都道府県、市町村ともに地震・津波に対応するものが多く、訓練形態は総合(実動)訓練が最も多い(第2-9-1表)。

4. 防災体制の整備の課題

(1) 地方防災会議の一層の活用

地方防災会議は、防災関係機関が行う防災活動の総合調整機関であり、近年は、その中に震災対策部会、原子力防災部会等の専門部会が設けられ、機能の強化が図られている。

今後は、その更なる活用等により専門性等を兼ね備えた防災計画の策定に努めるとともに、平常時の活動に加えて、災害時においても防災関係機関相互の連携のとれた円滑な防災対策を推進する必要がある。

また、平成24年の災害対策基本法の改正により、女性、高齢者、障がい者などの多様な主体の視点が反映されるよう、都道府県防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから都道府県知事が任命する者が新たに加えられた(市町村の防災会議については、都道府県の防災会議に準ずることとされている。)とされており、法改正の趣旨を踏まえた災害対策の推進を図ってい

く必要がある。

(2) 地域防災計画の見直しの推進

地域防災計画については、各地方公共団体の自然的、社会的条件等を十分勘案し、地域の実情に即したものとするとともに、具体的かつ実践的な計画となるよう適宜見直しに取り組むことが求められる。

具体的には、地域防災計画の見直しに当たっては、被害想定、職員の動員配備体制、情報の収集・伝達体制、応援・受援体制(被災者の受入れを含む。)、被災者の収容・物資等の調達、防災に配慮した地域づくりの推進、消防団・自主防災組織の充実強化、災害ボランティアの活動環境の整備、避難行動要支援者対策、防災訓練などの項目に留意する必要がある。

防災基本計画等が修正された場合や訓練等により計画の不十分な点が発見された場合及び災害の発生により防災体制及び対策の見直しが必要とされた場合など、その内容に応じて速やかな見直しを行う必要がある。また、前述のように女性の視点の反映や多様な主体の防災計画策定への参画を進める必要がある。

(3) 実効性のある防災体制の確保

地域防災計画は、より具体的で内容が充実し、防災に資する施設・設備についてもより高度かつ多様なものが導入されてきているが、災害発生時に、これらが実際に機能し、又は定められたとおりに実施できるかが重要である。また、災害は多種多様で予想できない展開を示すものであり、適切で弾力的な対応を行うことが必要である。

そのため、組織に関しては、危機管理監等の専門スタッフが首長等を補佐し、自然災害のみならず各種の緊急事態発生時も含め地方公共団体の初動体制を指揮し、平常時においては関係部局の調整を図る体制が望ましいと考えられる。平成26年4月1日

現在、すべての都道府県において部次長職以上の防災・危機管理専門職が設けられている。

(4) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定及び 避難行動要支援者の避難対策の推進

ア 避難勧告等の判断・伝達マニュアル策定の推進

避難勧告等の適切な発令の促進のため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月）が取りまとめられていたが、新たな制度やこれまでの災害の教訓を踏まえ、平成26年4月に改定を行った。

各市町村においては、このガイドラインを参考に避難勧告等に係る発令の判断基準の設定又は見直しを行うことが重要であり、各都道府県においては、それらの取組を積極的に支援していくことが望まれる。

イ 避難行動要支援者の支援対策の推進

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供などの規定が設けられたことを受け、同年8月、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を指針として示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が取りまとめられた。

各市町村においては、防災部局と福祉部局が連携し、この取組指針を参考に避難行動要支援者名簿等

を策定することが求められており、各都道府県においては、それらの取組を積極的に支援していくことが望まれる。

(5) 罹災証明書の交付業務の実施体制確保

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものである。現在では、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしているが、市町村によっては、罹災証明書の発行の前提となる住家被害調査の実施体制が十分でなかったことから、東日本大震災に際しては、罹災証明書の交付に長期間を要し、結果として被災者支援の実施そのものに遅れを生じた事例も少なくなかったところである。

こうした経緯を踏まえ、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務として同法に位置付けるとともに、これを実効性あるものとするため、市町村長は住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付業務の実施体制の確保に平常時から努めることとされた。

消防庁では、市町村における罹災証明書の交付に関する業務を円滑に処理するため、罹災証明に関する事例の紹介を行った。

消防防災の情報化の推進

1. 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立

大規模災害時には、地方公共団体が把握した災害の規模や被害の概況を国が迅速かつ的確に把握し、応援部隊の出動やその他の災害応急対策を適切に講じることが重要である。消防庁においても、地方公共団体から迅速かつ的確に情報を収集し、緊急消防援助隊の出動・運用等の判断を行うとともに、地方公共団体と国との間の防災情報の収集・伝達の窓口として、内閣官房（内閣情報集約センター）、内閣府（防災担当）の政府関係機関に情報を伝達している。

災害時に防災情報の収集・伝達を円滑に行うためには、平素から報告体制等を確立しておくことが極めて重要であることから、消防組織法第40条の規定に基づき、消防庁では、災害の種別や規模に応じた報告の形式及び方法について「火災・災害等即報要領」を定め、速やかな報告が行われるよう努めている（第2-10-1図）。

なお、「火災・災害等即報要領」については、必要に応じて随時見直しを行っており、平成24年5月には、竜巻により大きな被害をもたらす事態が生

じたことを踏まえ、「強風、竜巻などの突風等」についても報告の対象に追加する等の改正を行っている。

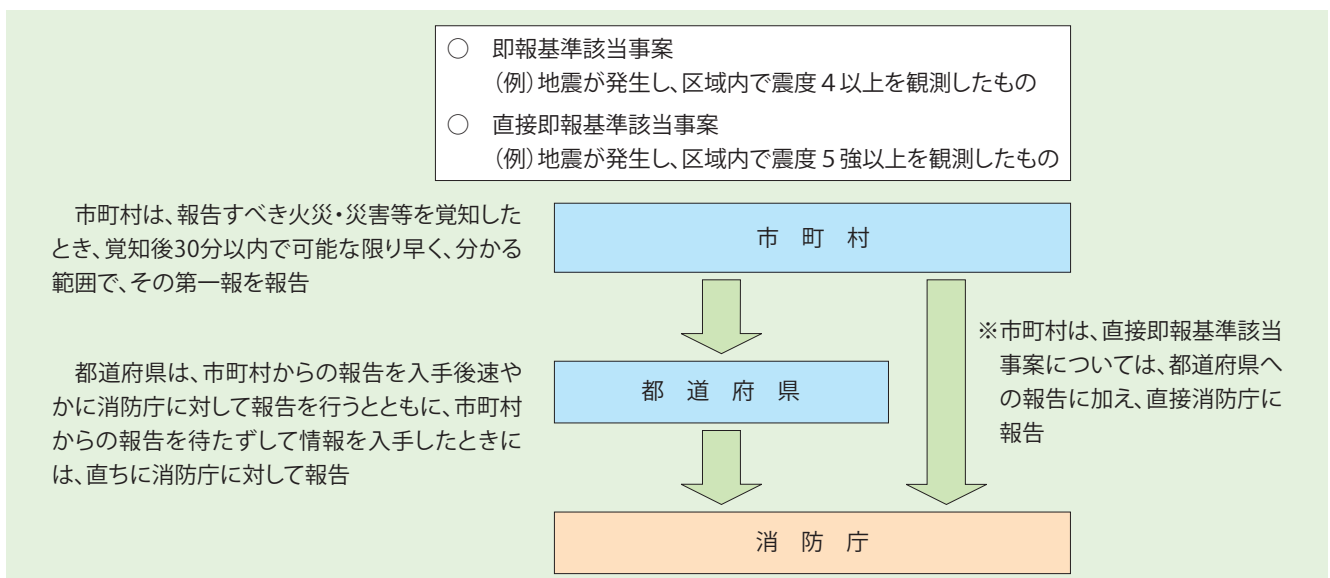
2. 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

被害状況等に係る情報の収集及び伝達を行うためには、通信ネットワークが必要である。災害時には、安否確認等により、平常時の数十倍もの通信量が発生することから、公衆網においては通話規制が行われることが多く、また通信施設の被災や停電により、これらの通信ネットワークの使用が困難となる場合もある。

このため、災害時においても通信を確実に確保できるように、国、都道府県、市町村等においては、公衆網のほか、災害に強い自営網である消防防災通信ネットワーク、非常用電源等の整備を行っている。

現在、国、消防庁、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報収集・伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無

第2-10-1図 火災・災害等即報の概要

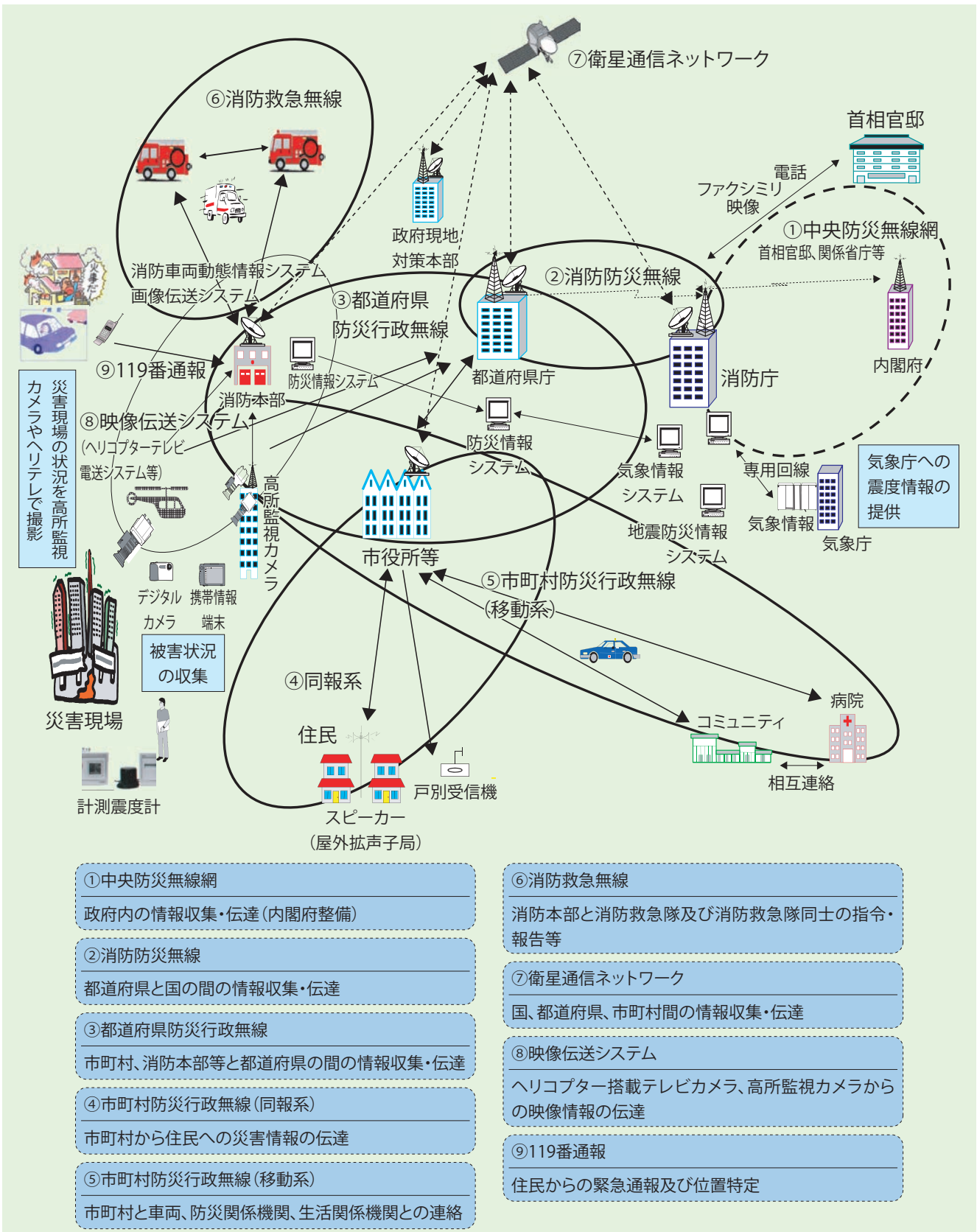


線、④市町村と住民等とを結ぶ市町村防災行政無線並びに⑤国と地方公共団体及び地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている（第2-10-2図）。

消防庁では、緊急防災・減災事業、防災基盤整備

事業等を活用し、これらの消防防災通信ネットワークの整備促進及び充実強化を図っている。

第2-10-2図 消防防災通信ネットワークの概要



(1) 消防防災通信ネットワークの概要

ア 消防防災無線

消防防災無線は、消防庁と全都道府県を結ぶ通信網である。電話及びファクシミリによる相互通信のほか、消防庁からの一斉伝達が可能な通信網である。地上系は、国土交通省のマイクロ回線^{*1}設備により整備・運用されており、このマイクロ回線設備については、順次IP化へ移行していくこととなっている。

また、衛星系は、衛星通信ネットワークにより運用されている。

イ 都道府県防災行政無線

都道府県防災行政無線は、都道府県内の関係機関を結ぶ無線網である。地上系又は衛星系により、都道府県とその出先機関、市町村、消防本部、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶことで相互の情報収集・伝達に使用されており、全都道府県において整備・運用されている。機能は、都道府県によって異なるが、一般的には、電話及びファクシミリによる相互通信のほか、都道府県庁からの一斉伝達が可能となっている。なお、地上系では、車両に設置された車載無線機等の移動体との通信も可能となっている。また、都道府県では、防災情報システムの整備が進められており、都道府県防災行政無線をIP化することで、市町村・関係機関とのデータ通信が可能となっている。

ウ 市町村防災行政無線（同報系）

市町村防災行政無線（同報系）は、市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網である。市町村は、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一斉伝達している。災害時には、気象予警報や避難勧告、Jアラート等の伝達に利用している。整備率（整備している市町村の割合）は80.1%（平成26年3月末現在）となっている。

また、災害時等における住民への情報伝達の方法については、MCA陸上移動通信システムや市町村デジタル移動通信システムを、市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として利用する方法もある。

エ 市町村防災行政無線（移動系）

市町村防災行政無線（移動系）は、市町村庁舎と市町村の車両、市町村内の防災機関（病院、電気、ガス、通信事業者等）、自主防災組織等を結ぶ通信網である。災害時における市町村の災害対策本部においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係機関等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。整備率（整備している市町村の割合）は85.0%（平成26年3月末現在）となっており、これらについては順次デジタル化（市町村デジタル移動通信システム^{*2}）が進められている。

オ 消防救急無線

消防救急無線は、消防本部（消防指令センター）と消防署、消防隊・救急隊を結ぶ通信網である。消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊からの消防本部への報告、火災現場における隊員への指令等に利用されており、消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に必要な不可欠なものである。全国のすべての消防本部において運用されており、平成28年5月末までにデジタル方式に移行することとされている。

カ 衛星通信ネットワーク

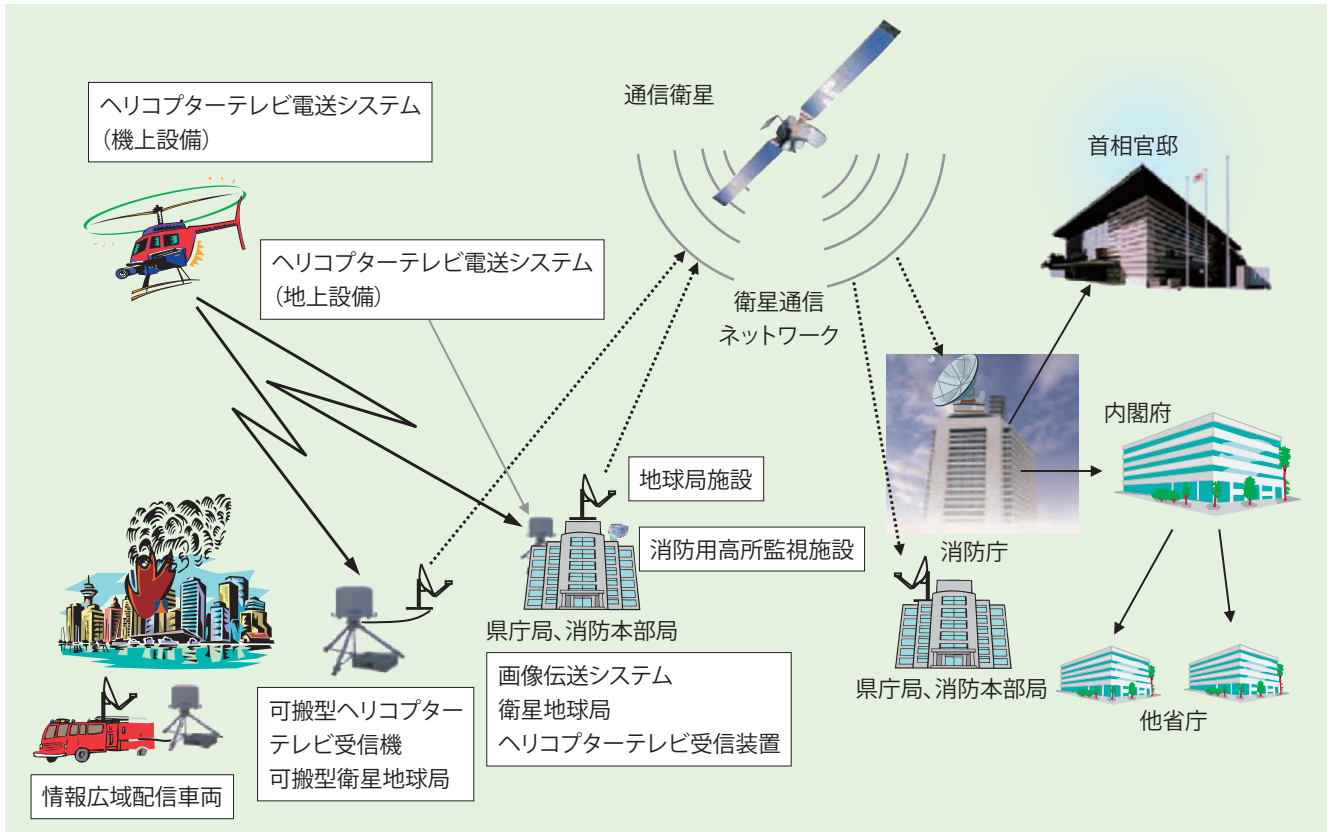
衛星通信ネットワークは、衛星通信により、消防庁、都道府県、市町村及び防災関係機関を結ぶ全国的な通信網である。音声通信をはじめ、消防庁や都道府県による一斉指令、関係機関相互のデータ通信、映像伝送等の機能を有し、消防防災無線のバックアップ及び都道府県防災行政無線（衛星系）として位置付けられている。

また、ヘリコプターや高所監視カメラからの映像を消防庁、都道府県、消防本部等に伝送するために利用されている。通信回線は、通信衛星を利用しており、消防庁、都道府県、市町村、消防本部等に地球局が設置されているほか、被災地への車載局や可搬局の搬入により、災害発生時の機動的な情報収集・伝達体制の確保が可能である。現在、すべての都道府県において運用されている。

*1 マイクロ回線：極めて波長の短い（周波数の高い）電波であるマイクロウエーブを使った通信回線

*2 市町村デジタル移動通信システム：市町村庁舎を統制局として、その出先機関、広報車、市町村内の防災機関を結ぶ、デジタル方式の無線システム

第2-10-3図 映像伝送システムの概要



第2-10-4図 ヘリコプターテレビ電送システム受信エリア及び関連設備等

ヘリコプターテレビ電送による映像受信が可能であるエリア (理論値) を示す。

○整備済み地域 (平成26年7月現在)

0 400km

ヘリコプターテレビ受信装置 (固定局) エリアカバー図

災害映像配信卓

消防庁衛星車載局車

外観

内部

キ 映像伝送システム

映像伝送システムは、高所監視カメラや消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影された映像情報を都道府県や消防本部（消防指令センター等）に伝送するとともに、衛星通信ネットワークを活用し、直ちに消防庁、他の地方公共団体等へも伝送が可能である（第2-10-3図）。これは、発災直後の被害の概況を把握するとともに、広域的な支援体制の早期確立を図る上で非常に有効なシステムである。ただし、ヘリコプターテレビ電送システムは、導入団体が増加しているものの、その映像受信範囲は全国をカバーするには至っていない状況にある（第2-10-4図）。

こうした状況を踏まえ、消防庁においては、ヘリコプターから衛星に直接電波を送信する方法により、地上受信局に伝送できない地域でも被災地情報をリアルタイムで伝送するヘリコプター衛星通信システム（ヘリサットシステム）を平成24年度から平成25年度にかけて整備したところである（第2-10-5図）。

（2）耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備

ア 通信設備の耐災害性の向上等

東日本大震災では市町村防災行政無線が地震や津波により破損し、又は長時間の停電により、一部地域で不通となる事態が生じた。

災害時における通信設備の機能確保は極めて重要であり、これまでの経験を踏まえ、消防庁では、災

害時に重要な情報伝達を担う防災行政無線が確実に機能確保されるように

- ・非常用電源設備の整備
- ・保守点検の実施と的確な操作の徹底
- ・総合防災訓練時等における防災行政無線を使用した通信訓練の実施（非常用電源設備を用いた訓練を含む。）
- ・防災行政無線設備の耐震性のある堅固な場所への設置
- ・防災行政無線施設に対する浸水防止措置の状況の確認

等を都道府県及び市町村に対して要請している。

なお、非常通信協議会^{*3}において、「無線設備の停電・耐震対策のための指針」が取りまとめられており、地方公共団体においては、無線設備の停電対策、非常用電源設備、管理運用対策、耐震対策等について、これに準じて、自ら点検を徹底することが必要である。

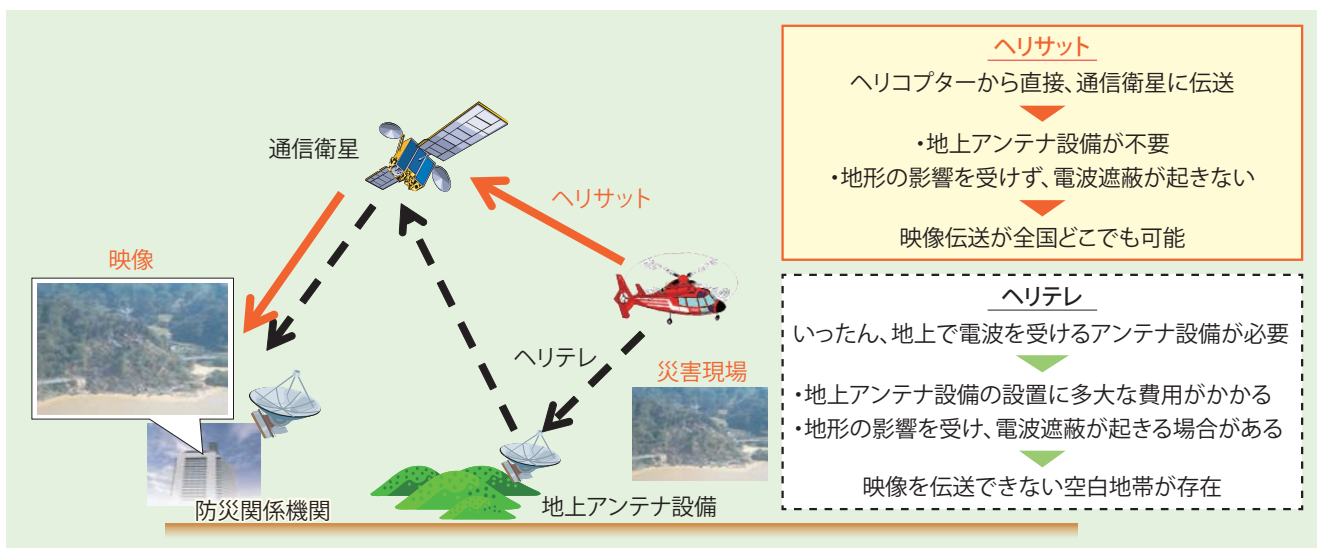
イ バックアップ機能の確保

消防防災通信ネットワークであっても、大地震等により通信施設が使用不能となり、国と地方公共団体間の相互通信が困難となる場合がある。

このため、消防庁では、バックアップ施設として東京都調布市にある消防大学校に衛星通信施設を整備しているほか、機動性のある衛星車載局車や可搬型衛星地球局を整備している。

また、非常通信協議会では、公衆網並びに消防庁

第2-10-5図 ヘリコプターからの直接衛星通信システムの整備



* 3 非常通信協議会：自然災害等の非常事態における無線通信の円滑な運用を図るため、電波法の規定に基づき設立された協議機関。総務省が中心となり、国の機関、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成されている。

及び地方公共団体の消防防災通信ネットワークが不通となった場合に備え、電力会社等の防災関係機関が管理している自営通信網を活用して、被害情報等を都道府県から国に伝達する中央通信ルートを確認しているほか、市町村から都道府県に伝達する地方通信ルートの確保も進められている。さらに、非常通信訓練を定期的実施し、非常の場合に備え、通信の円滑な実施の確保に努めている。

3. 情報処理システムの活用

消防庁では、消防制度、基準の企画・立案、都道府県・市区町村への消防に関する助言・指導等を所管事務として担ってきたが、最近では、大規模災害発生時の緊急消防援助隊のオペレーションや武力攻撃・大規模テロなどの緊急事態に対応するための計画の策定、情報収集なども新たな業務として担っている。

これらの消防防災業務を効率的・効果的に遂行するため、現在まで、多くのシステムを整備・運用し

ているが、各種災害にきめ細かく対応してきた結果、消防庁所管のシステムの多様化、機能の重複等が課題となっている。予算効率の高い透明性の高いシステムを構築することを基本理念とし、消防防災業務の業務・システムの最適化計画を策定（平成20年3月28日総務省行政情報化推進委員会決定）し、最適化に取り組んでいる。

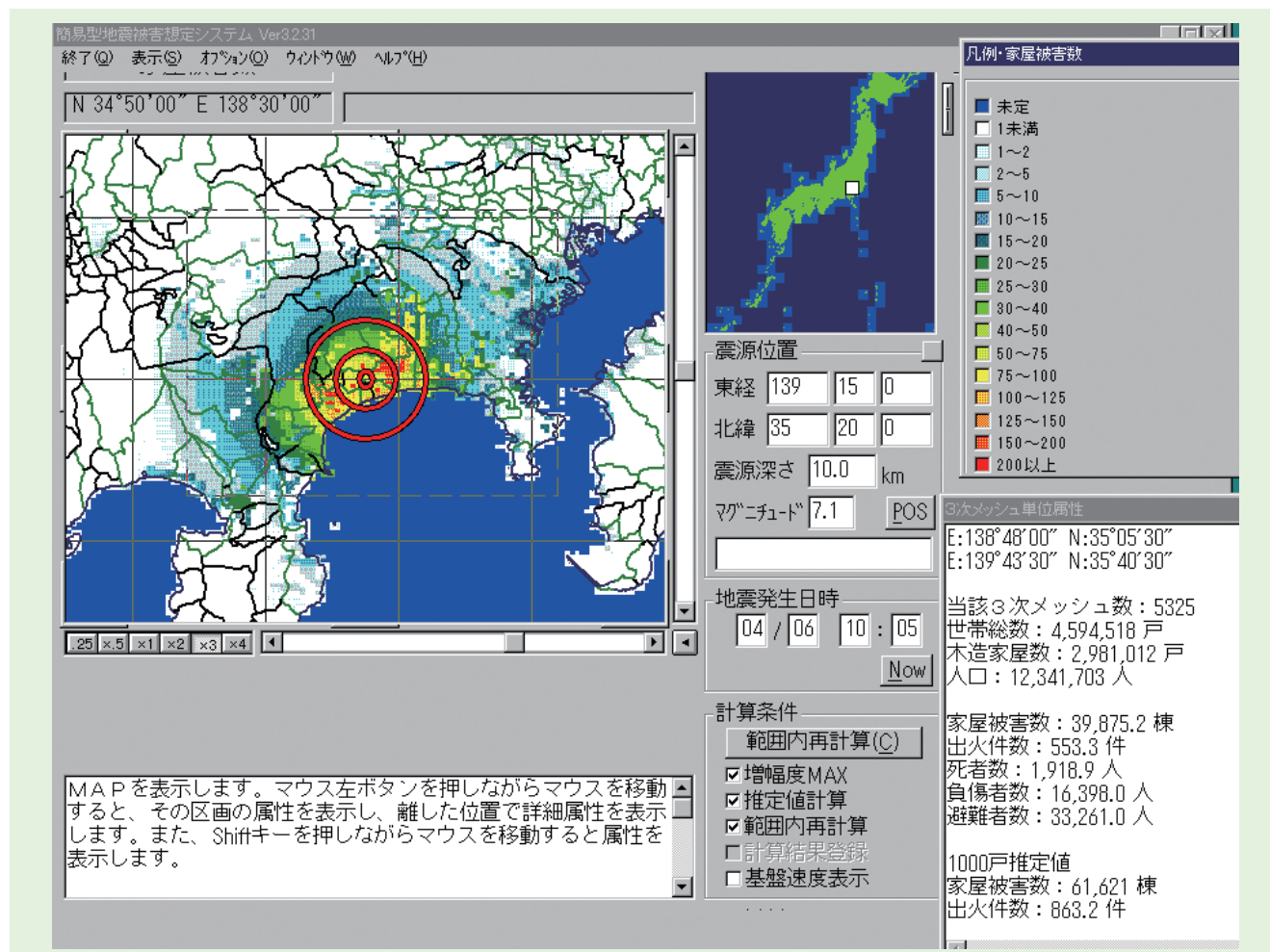
(1) 災害時対応支援システムの導入と活用

ア 地震被害想定システム

消防庁では、災害発生時に正確かつ迅速な状況判断の下に的確な応急活動を遂行する必要がある。そのため、災害発生時はシミュレーションにより被害を推測することができ、かつ、平時には円滑な災害対応訓練に活用できるシステムを導入することが有効であることから、地震被害想定システム等の開発・普及に努めている。

特に、消防研究センターで開発した「簡易型地震被害想定システム」(第2-10-6図)は、地震発生時に自動的に被害を推計することが可能であり、迅速

第2-10-6図 簡易型地震被害想定システムの画面表示例



な状況判断、初動措置の確保、日常の指揮訓練等に役立つシステムである。

消防庁では、当該システムによる被害推定結果を全都道府県等にメール配信するなど活用を図っている。

地震直後の自動推計においては、気象庁が公開している点震源を用いていることから、本システムは平成23年東北地方太平洋沖地震のような一定規模を超えた巨大地震への適用には限界を有している。

広い範囲の断層の破壊現象によって引き起こされる巨大地震に対応するために、震度情報や線震源モデルなどを活用し、地震発生直後においても精度の高い被害推計が可能なシステムへの改良について研究開発を行っている。

イ 震度情報ネットワーク

全国の市町村で計測された震度情報を消防庁へ即時送信するシステム（震度情報ネットワーク）は、平成9年（1997年）4月から運用しており、本システムで収集された震度データは、緊急消防援助隊の派遣等、広域応援活動に活用するとともに、気象庁にも提供され震度情報として発表されている。

（2）各種統計報告オンライン処理システム

行政事務の情報化に対応し、統計事務の効率化・迅速化を図るため、平成14年度から各種統計報告行っており、平成15年度から順次運用を開始している。

- ・火災報告等オンライン処理システム
- ・防火対象物実態等調査オンライン処理システム
- ・ウツタイン様式調査オンライン処理システム
- ・「危険物規制事務調査」及び「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故報告」オンライン処理システム
- ・救急救助調査オンライン処理システム
- ・石油コンビナート等実態調査オンライン処理システム
- ・消防防災・震災対策現況調査オンライン処理システム

消防庁では、これらのデータを迅速かつ的確に収集・整理することにより、都道府県、消防本部への速やかな情報提供を行い、各種施策への反映を支援している。

さらに、平成24年1月からは、消防防災業務の

業務・システム最適化計画に基づき、各システムを統合した「統計調査系システム」として、ハードウェア等の管理を一元化し、入力の実便性の確保を行うことなどにより効率的な運用を行っている。

4. 情報化の今後の展開

（1）消防防災通信ネットワークの充実強化

消防庁では、ICTを積極的に活用し、次の事項に重点をおいて消防防災通信ネットワークの充実強化を推進することにより、地方公共団体と一体となって国民の安全・安心をより一層確かなものとするとしている。

ア 消防救急無線のデジタル化の推進

従来から、アナログ方式（150MHz帯）により整備・運用されてきた消防救急無線は、車両動態管理・文字等のデータ通信や秘話性の確保による機能向上及び電波の有効活用を図る観点から、平成28年5月末までにデジタル方式（260MHz帯）に移行することとされている。150MHz帯の使用期限は、電波法第26条に基づく周波数割当計画の一部変更（平成20年総務省告示第291号）により規定されている。

東日本大震災においては、無線の機器や基地局の被害により、緊急消防援助隊として出動している部隊と総合調整を行う消防応援活動調整本部との通信、同県内で活動している部隊同士の通信、緊急消防援助隊として出動している部隊と受援消防本部との通信等の一部に問題が生じた。

消防救急無線をデジタル化することにより、明瞭な音声通話や文字情報を伝送することにより一層的確な指示を発令することができること、チャンネル数が増加し無線の輻輳・混信が抑制できること、消防本部間の通信ネットワークが接続され、より広域的な通信が容易になることなどのメリットがあることから、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強い消防通信基盤を確保し、今後の大規模災害において緊急消防援助隊の応援と受援をスムーズかつ一元的に行うため、全国の消防本部は早急に消防救急無線をデジタル化していく必要がある。

そこで、平成23年度補正予算（第3号）において、消防救急無線のデジタル化を緊急に進めるために必要な経費を補助金として地方公共団体に交付しており、平成24年度以降においても、緊急消防援助隊

設備整備費補助金としてデジタル化を進めるために財政措置を講じている。また、電波法の一部改正（平成25年6月12日施行）により、電波利用料の用途の範囲が拡大され、消防救急無線と防災行政無線（移動系）を共に260MHz帯へ移行する場合のデジタル無線システムの整備費の一部が補助されることとなった。さらに消防庁では、技術アドバイザーの派遣、デジタル化実証試験で得られた知見の提供など全国の消防救急無線のデジタル化が円滑に行われるよう支援策を推進している。

イ 住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化

豪雨、津波等の災害時においては、一刻も早く住民に警報等の防災情報を伝達し、警戒を呼びかけることが、住民の安全・安心を守る上で極めて重要である。市町村防災行政無線（同報系）は、東日本大震災においても住民への大津波警報等の伝達に活用されたが、すべての住民に情報が伝達する観点から、より多くの住民への情報伝達を行う工夫が必要である。一方で、地域によっては長期間の停電により機能が失われたことや、庁舎が被害を受けて使用でき

なかったこと、津波により屋外拡声子局が被害を受けたこと等が報告されている。これらの状況を踏まえ、各市町村は住民への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、地域の実情に応じ、様々な情報伝達手段の特長を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報提供システムを構築する必要がある（第2-10-7図）。

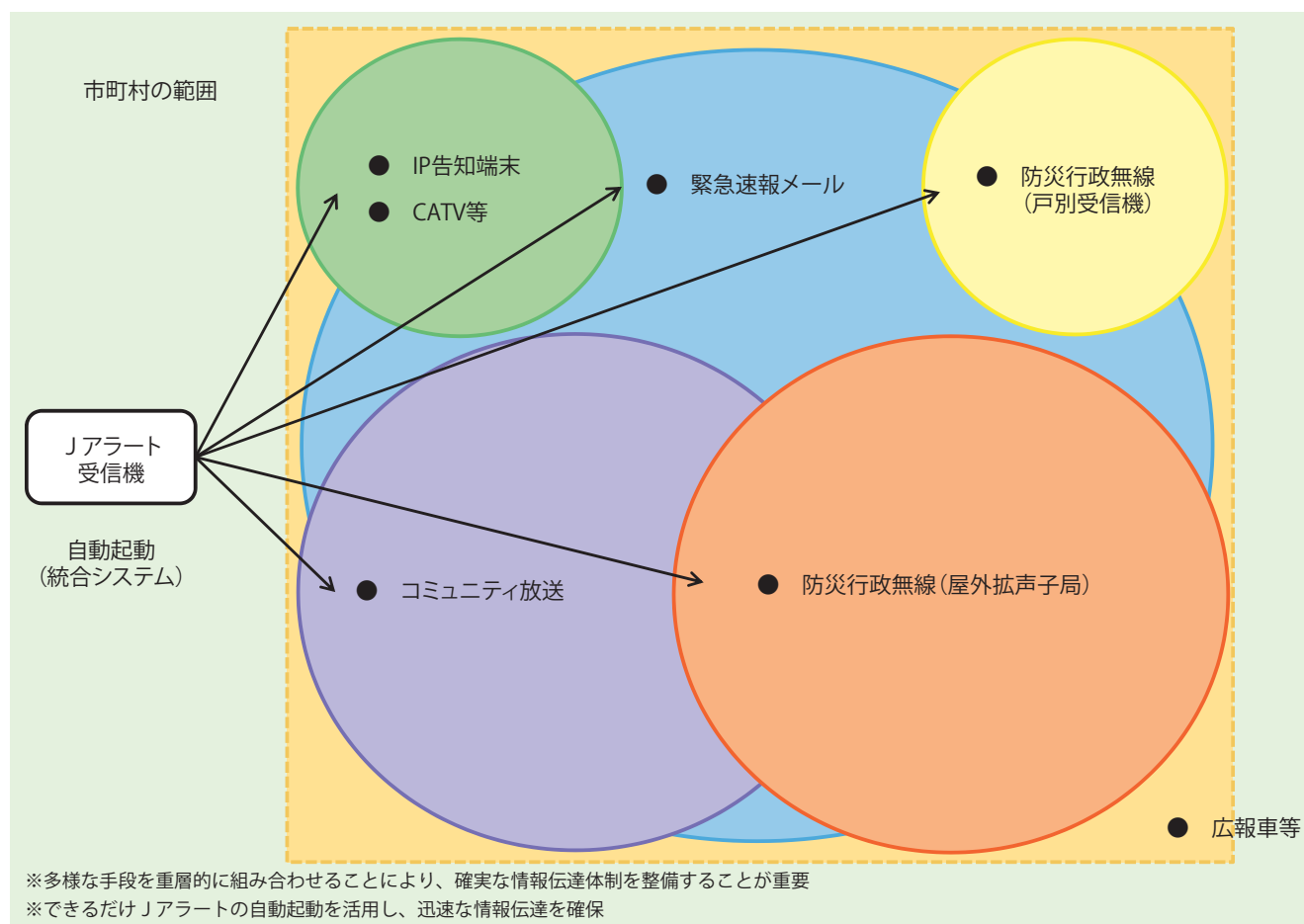
また、市町村防災行政無線（同報系）の起動が緊急時に24時間いつでも行えることが重要であることから、Jアラートからの自動起動や消防本部に遠隔制御装置を設置するなど体制の整備が必要である。

これらの地方公共団体の住民への情報伝達手段の整備を支援するため、当該市町村に適切なアドバイスを行う専門家の派遣を行う「災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業」を平成25年度より実施している。

ウ 防災行政無線のデジタル化の推進

近年、携帯電話、テレビ放送等様々な無線通信・放送分野においてデジタル化が進展し、データ伝送等による利用高度化が図られてきている。防災行政

第2-10-7図 住民への多様な情報伝達に関する組み合わせのイメージ



無線についても、これまではアナログ方式による音声及びファクシミリ主体の運用が行われてきたが、今後はICTを積極的に活用し、安全・安心な社会を実現するために、文字情報や静止画像について双方向通信可能なデジタル方式に移行することで、防災情報の高度化・高機能化を図ってきている（第2-10-8図）。

平成26年3月31日現在、防災行政無線（同報系）のデジタル化率は50.4%、防災行政無線（移動系）は29.9%となっている。

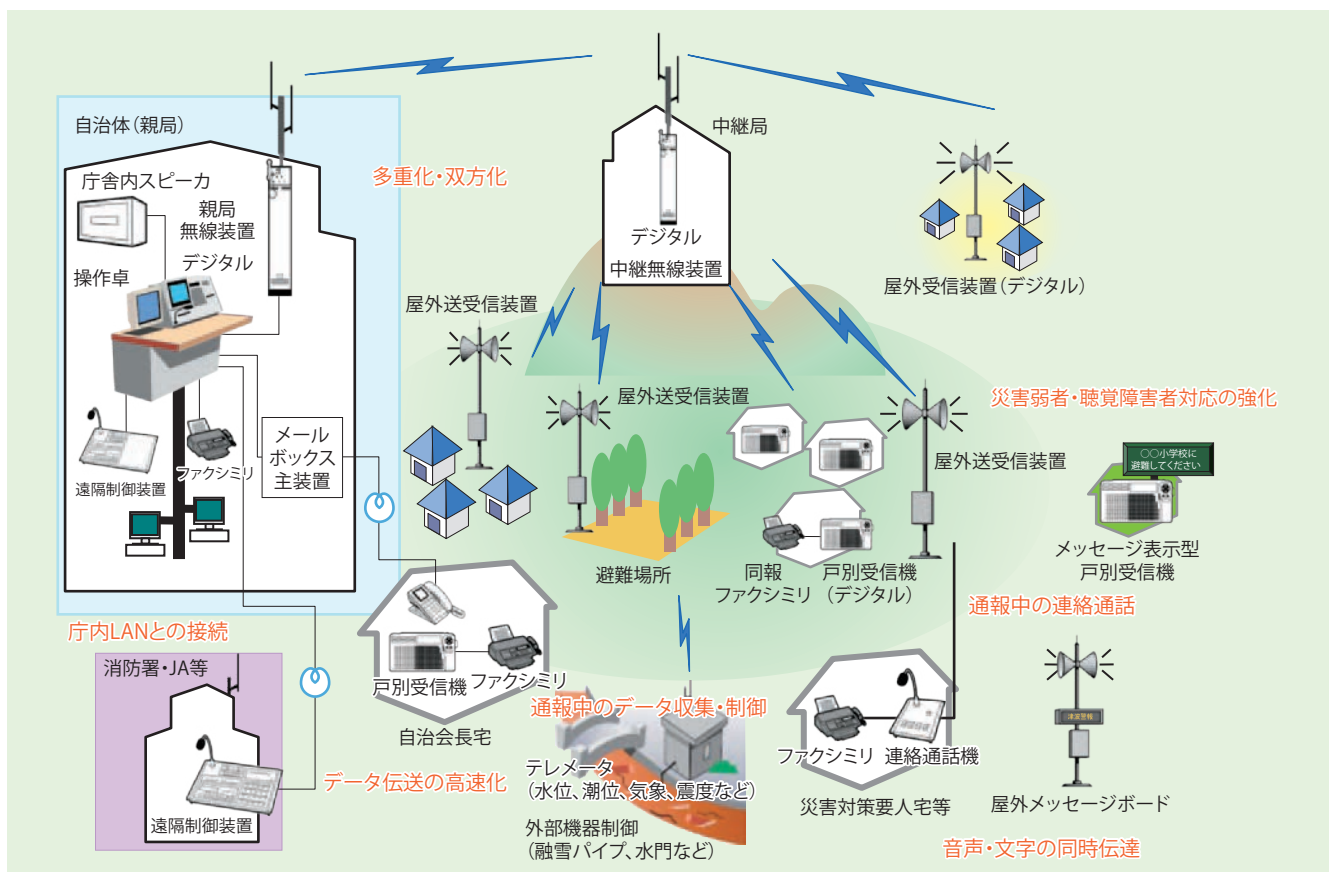
（2）消防防災業務の業務・システムの最適化

消防防災業務の業務・システムの最適化計画（平成20年3月28日総務省行政情報化推進委員会決定）に基づき、これまで進めてきた消防庁の共通インフラ基盤への一元化については、平成24年度末で完

了した。一方、庁防災会議等における首都直下地震対策として政府の業務継続体制の確立や「新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日IT戦略本部決定）」により政府の情報システムの統合・集約化が求められていることから、消防庁の応急対応業務を速やかに復旧・継続して実施するために必要なシステムについて、バックアップシステムの構築を実施するため、消防防災業務の業務・システムの最適化計画が平成25年3月28日に改定された。それに基づき、速やかに業務復旧・継続が必要な災害応急対応に係るシステムのバックアップを構築していく予定である。

また、平成25年度の行政事業レビュー（公開プロセス）の評価結果（事業内容の改善）を踏まえ、今後とも、情報システムの最適化を図っていく予定である。

第2-10-8図 防災行政無線のデジタル化の概要



国民保護への取組

1. 国民保護法の成立

(1) 国民保護法の制定経緯

米国での同時多発テロや我が国近海における武装不審船の出現、北朝鮮による弾道ミサイル発射等により、我が国の安全保障に対する国民の関心が高まるとともに、大量破壊兵器の拡散や国際テロ組織の存在が重大な脅威となっている。

こうした状況の下、我が国に対する武力攻撃という国家の緊急事態に対処できるように必要な備えをするため、有事法制の整備が進められ、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)が公布・施行された。

武力攻撃事態等^{*1}への対処に関する基本理念等を規定した基本法的な性格を有している事態対処法の審議と並行して、個別の有事法制の1つとして国民の保護に関する法制についても検討が進められた。事態対処法においても、国民の保護に関する法制を速やかに整備することが規定されたこと等も受けて、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)が成立し、関係政令とともに同年9月17日に施行された。

(2) 国民保護法の目的

国民保護法の目的は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするため、国、地方公共団体、指定公共機関等の責務をはじめ、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置等について定めることにより、国全体として万全の態勢を整備することにある。

緊急処理事態^{*2}に関しても、武力攻撃事態等への対処と同様の措置をとることとされており、これにより、武力攻撃事態や大規模テロ等から国民を保護するための法的基盤が整えられた。

2. 国民保護法に基づく国民の保護に関する措置の概要

国民保護法では、国は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態が現実には発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護に関する措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置を的確かつ迅速に支援することとされており、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることとしている。

武力攻撃事態の4類型

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空機による攻撃

緊急処理事態の例

- ① 原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等
- ② ターミナル駅や列車の爆破等
- ③ 炭疽菌やサリンの大量散布等
- ④ 航空機による自爆テロ等

* 1 武力攻撃事態等：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

* 2 緊急処理事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

このため、あらかじめ政府は国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を、指定行政機関（各府省等）及び地方公共団体は国民の保護に関する計画（以下「国民保護計画」という。）を定め（4 基本指針・国民保護計画 参照）、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、国民保護法に加えてこれらの基本指針や国民保護計画に基づき、国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）等が連携して避難、救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を実施する（第3-1-1図）。

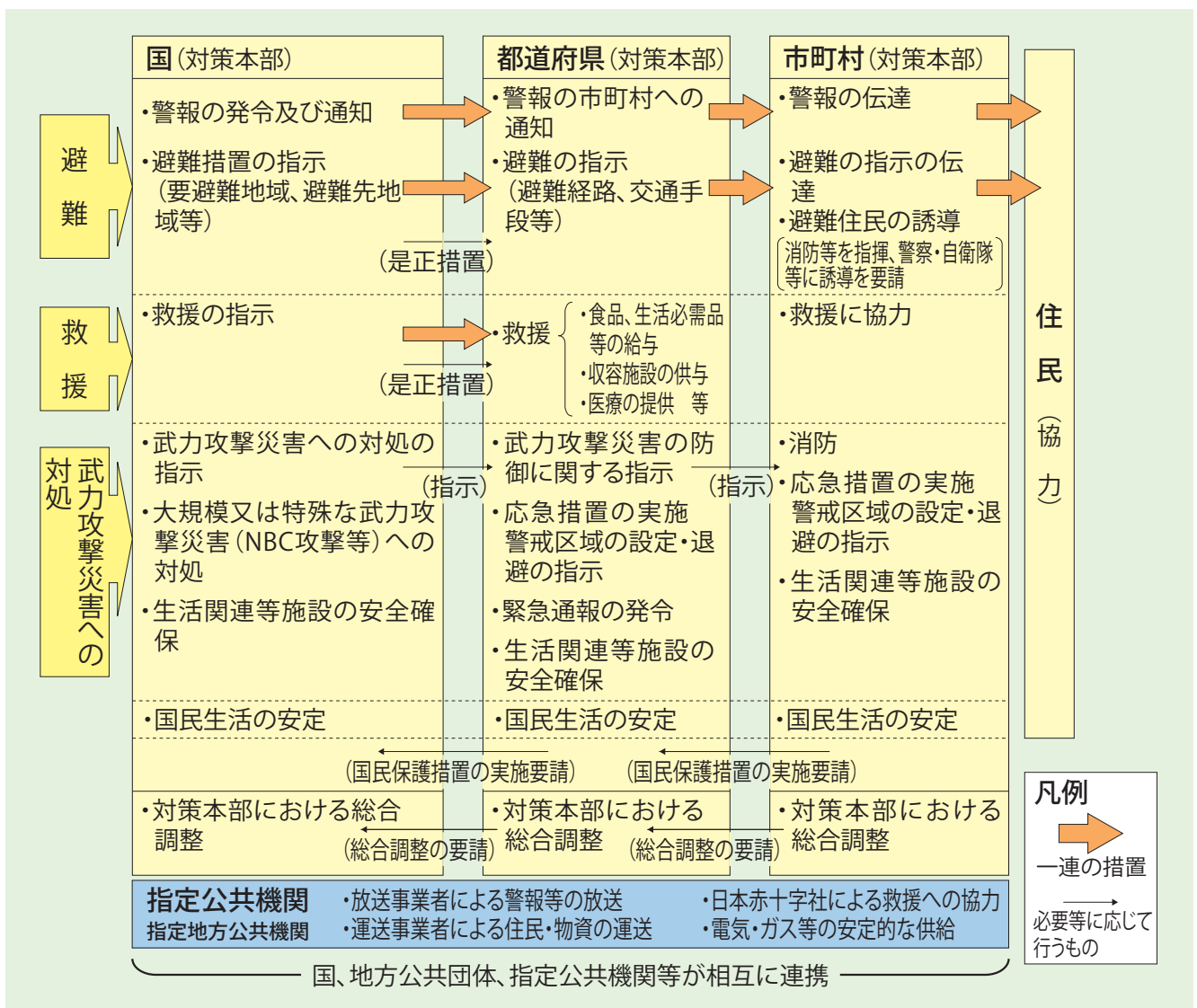
（1）住民の避難に関する措置

対策本部長（内閣総理大臣）は、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令しなければならない。警報では、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫り、又は武力攻撃が発生したと認めら

れる地域、その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項が示される。発令された警報は総務大臣を経由して都道府県知事に通知され、都道府県知事は、直ちにその内容を都道府県の区域内の市町村長等に通知し、市町村長はその内容を住民等に伝達する。

対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときは、総務大臣を経由して都道府県知事に対し、直ちに避難に関する措置を講ずべきことを指示する。この指示（以下「避難措置の指示」という。）を行うときは、対策本部長は、要避難地域、避難先地域及び避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要を示さなければならない。避難措置の指示を受けた要避難地域を管轄する都道府県知事は、住民に対して直ちに避難すべき旨を指示する。この場合、都道府県知事は、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法

第3-1-1図 国民の保護に関する措置の仕組み



を示さなければならない。避難の指示は市町村長を通じて住民に伝達される。住民に対して避難の指示がなされた市町村長は、直ちに避難実施要領（5.

（1）市町村における避難実施要領のパターン作成参照）を定め、避難住民の誘導を行う。

（2）避難住民等の救援に関する措置

対策本部長は、避難措置の指示をしたときは、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに、救援に関する措置を講ずべきことを指示し、当該指示を受けた都道府県知事は、食品・生活必需品等の給与、収容施設の供与等の救援に関する措置を実施する。

（3）武力攻撃災害への対処に関する措置

国・都道府県・市町村は、生活関連等施設の安全確保等、武力攻撃災害への対処のための措置をそれぞれ講ずることとされている。また、対策本部長は、都道府県知事に対し、必要に応じて、武力攻撃災害への対処及び武力攻撃災害の防除等に関して所要の措置を講ずべきことを指示することができる。

（4）その他の措置等

以上のほか、国民保護法及び国民保護計画等に基づき国民生活の安定に関する措置等の必要な措置が行われる。また、都道府県は対策本部長に対し、市町村は都道府県に対し、必要に応じて国民保護措置の実施要請、総合調整の要請等を行うことができる。

3. 消防庁等の役割

（1）消防庁の役割

消防庁は、消防組織法及び国民保護法により、国と地方公共団体が相互に連携する上で重要な役割を担うこととされており、特に武力攻撃等に起因する災害に対処するため、自然災害等の場合よりも地方公共団体に多くの関与を行うこととされている。

消防庁は、指定行政機関の一つとして消防庁国民保護計画等を策定しており、具体的にはこれらに基づき、国民に対する情報の提供、救援の支援、国民保護の重要性の啓発、国民保護訓練等を行うこととなる。その主なものを挙げると以下のとおりである。

① 内閣総理大臣が行った国民保護対策本部を設置すべき都道府県及び市町村の指定等の都道府県知

事及び市町村長への通知

② 対策本部長による警報の発令の通知及び避難措置の指示の内容の都道府県知事への通知

③ 県境を超える避難に際し、必要と認める場合の関係都道府県知事への勧告

④ 都道府県知事から報告を受けた安否情報について、照会に応じ情報提供

⑤ 武力攻撃災害を防除するための消防に関する措置及び消防の応援等の必要な措置に関する、都道府県知事又は市町村長への指示

⑥ 自ら収集し、又は都道府県知事等から報告を受けた被災情報の対策本部長への報告

⑦ 都道府県知事からの求めに応じ、国や他の地方公共団体の職員の派遣について、あっせんを実施

⑧ 国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関し、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整

（2）地方公共団体と消防の役割

地方公共団体は、いざというときに迅速に国民保護措置が実施できるように、国民保護計画の作成や、夜間・休日等を問わずに起こる事案に的確に対応可能な24時間の即応体制等の必要な組織の整備及び訓練の実施等が求められているほか、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の際には、国民保護措置の多くを実施する責務を有している。

前述のとおり、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、都道府県は、警報の市町村への通知、住民に対する避難の指示、都道府県の区域を超える住民の避難に関する措置、救援に関する措置、安否情報の提供、緊急通報の発令等を行うこととされている。

また、市町村は、警報や避難の指示の住民への伝達、避難住民の誘導、安否情報の収集等、直接住民と接する役割を担うこととされており、日ごろから消防団や自主防災組織、警察等との連携・協力関係を構築しておくことが重要である。

特に、消防は、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃による火災から保護し、武力攻撃災害を防除及び軽減しなければならないことが国民保護法にも規定されており、他の災害等の場合と同様に消火や救助及び救急の活動等を行うこととなる。また、国民保護法では、消防長及び消防団長は市町村長の指揮の下に避難住民を誘導することも定められており、

市町村の国民保護計画にしたがって、避難、救援、武力攻撃災害の防衛等のそれぞれの局面において、重要な役割を担うこととなる。

4. 基本指針・国民保護計画

国民保護法では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に至った場合に備えて、政府において基本指針を定め、これに基づいて指定行政機関（各府省等）の長、都道府県知事は国民保護計画を、指定公共機関は国民の保護に関する業務計画（以下「国民保護業務計画」という。）を、それぞれ作成することとされている。また、都道府県の国民保護計画に基づき、市町村長は市町村の国民保護計画を、指定地方公共機関は、国民保護業務計画をそれぞれ作成することとされている。

これらの基本指針、国民保護計画等は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に至った際により迅速かつ的確な対応ができるよう、国民保護訓練の結果等を踏まえて随時見直しが行われている。

（1）基本指針

基本指針は、平成17年3月25日に閣議決定され、直近の平成26年5月の改正まで数次にわたり改正が行われてきた。基本指針の内容は以下のとおりである。

- ① 基本的人権の尊重や指定公共機関の自主性の尊重など、国民保護措置の実施に関する基本的な方針
- ② 武力攻撃事態を類型化し、それぞれの特徴及び留意点を示した武力攻撃事態の想定に関する事項
- ③ 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制の整備
- ④ 住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置、国民生活の安定、武力攻撃災害の復旧等についての国、地方公共団体等とのとるべき措置に関する事項
- ⑤ 武力攻撃に準ずる大規模テロ等の緊急対処事態への対処
- ⑥ 国民保護計画等の作成手続

（2）消防庁国民保護計画

消防庁国民保護計画は、消防庁が実施する国民保護措置について、その内容、実施方法、体制、関係機関との連携方法等を定めている。その概要は以下のとおりである。

- ① テロやゲリラの侵攻などの事案において、状況により、全職員体制の消防庁緊急事態連絡室を設置し、地方公共団体との連携や情報交換のための体制を整備すること。
- ② Jアラート等により住民に瞬時に情報が伝達されるよう、地方公共団体との連絡体制の充実を図る。
- ③ 自然災害の場合等において他県の消防部隊が応援に駆けつける緊急消防援助隊の仕組みを、武力攻撃やテロの場合においても活用するため、部隊の増強や資機材の整備を図ること。
特に、NBC災害^{*3}に対応するためには、対応能力を持つ部隊による応援が重要なため、拠点となる消防本部の充実を図ること。
- ④ 住民の避難誘導において重要な役割を果たす消防団や自主防災組織の充実を図るため、啓発に努めるとともに設備の整備等を支援すること。
- ⑤ 住民の避難誘導や被災者の救助に当たっては、事業所の協力が必要となることから、被災時における事業所と地方公共団体との連携を支援すること。

（3）都道府県国民保護計画

都道府県の国民保護計画は、基本指針に基づき、当該都道府県の地域における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、当該都道府県が行う国民保護措置に関する事項やその実施体制、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画の作成の基準となるべき事項等を定めている。

都道府県国民保護計画は平成17年度までにすべての都道府県で作成済みである。

（4）市町村国民保護計画

市町村の国民保護計画は、都道府県の国民保護計画に基づき、当該市町村の地域における国民保護措置の総合的な推進に関する事項、当該市町村が行う国民保護措置に関する事項や実施体制等を定めるこ

*3 NBC災害：核（Nuclear）兵器等、生物（Biological）剤及び化学（Chemical）剤が用いられたことに伴う災害をいう。

ととされている。

平成26年10月1日現在で、市町村の国民保護計画は全国1,741団体のうち7団体が未作成となっており、消防庁として都道府県に対し、市町村における速やかな計画作成を促進するよう要請している。

5. 主な課題と取組等

(1) Jアラートによる迅速な情報伝達

ア 全国瞬時警報システム（Jアラート）

武力攻撃等の際に住民が適切な避難を速やかに行うためには、住民に正確な情報を迅速に伝達することが重要となることから、消防庁では、地方公共団体と連携してJアラート（第3-1-2図）の整備を推進している。

Jアラートとは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星等を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステムである。弾道ミサイル情報など国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの気象情報は気象庁から、消防庁の送信設備を経由して全国の都道府県、市町村等に送信される。

Jアラートは平成19年2月に4市町村で運用を開始し、以降もシステムの改修・高度化を行っている。平成23年度にはJアラートの送信機能を多重

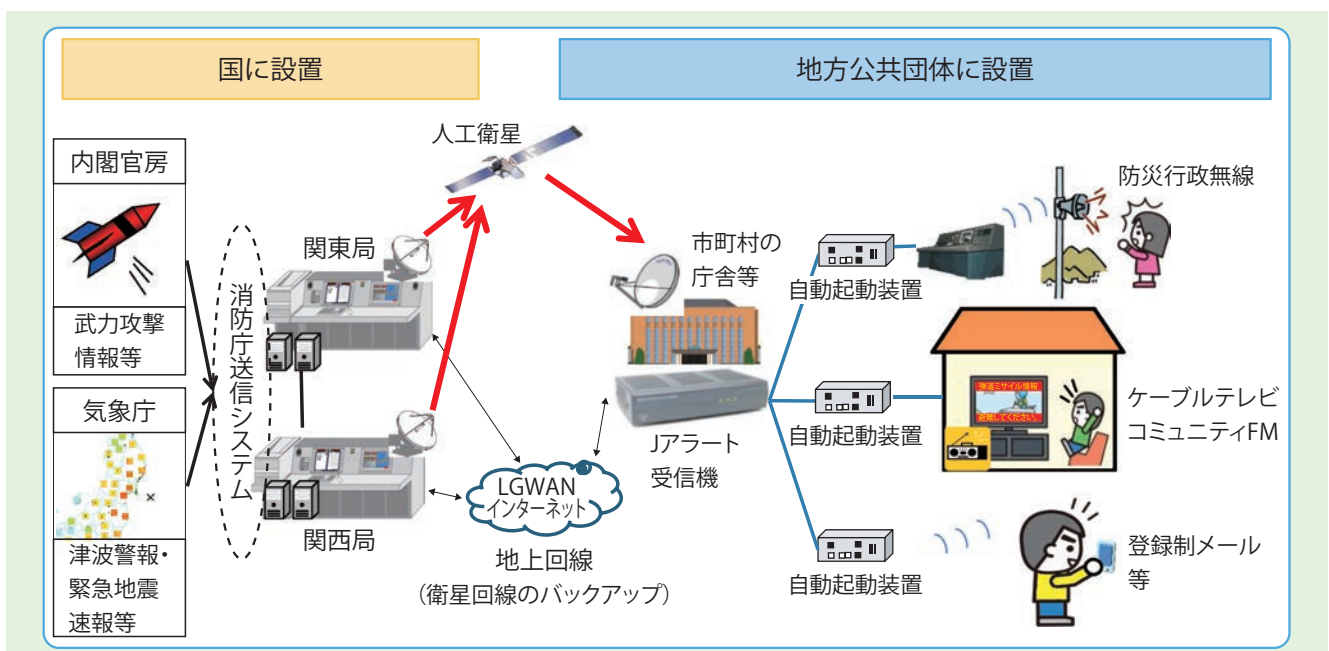
化するため、平成23年度補正予算（第3号）を活用して消防庁に設置しているJアラートの主局（関東局）と同等の送信・管理機能を有するバックアップ局（関西局）を整備し、平成25年5月から運用を開始しており、これによって災害に強いシステムへと強化された。また、気象業務法改正により平成25年8月から新たに創設された気象等の特別警報についても、Jアラートで市町村の情報伝達手段を自動起動し、瞬時に住民への伝達ができるよう、気象庁と連携してJアラートの改修を行い、平成26年4月から運用を開始したところである。

イ Jアラートの整備状況

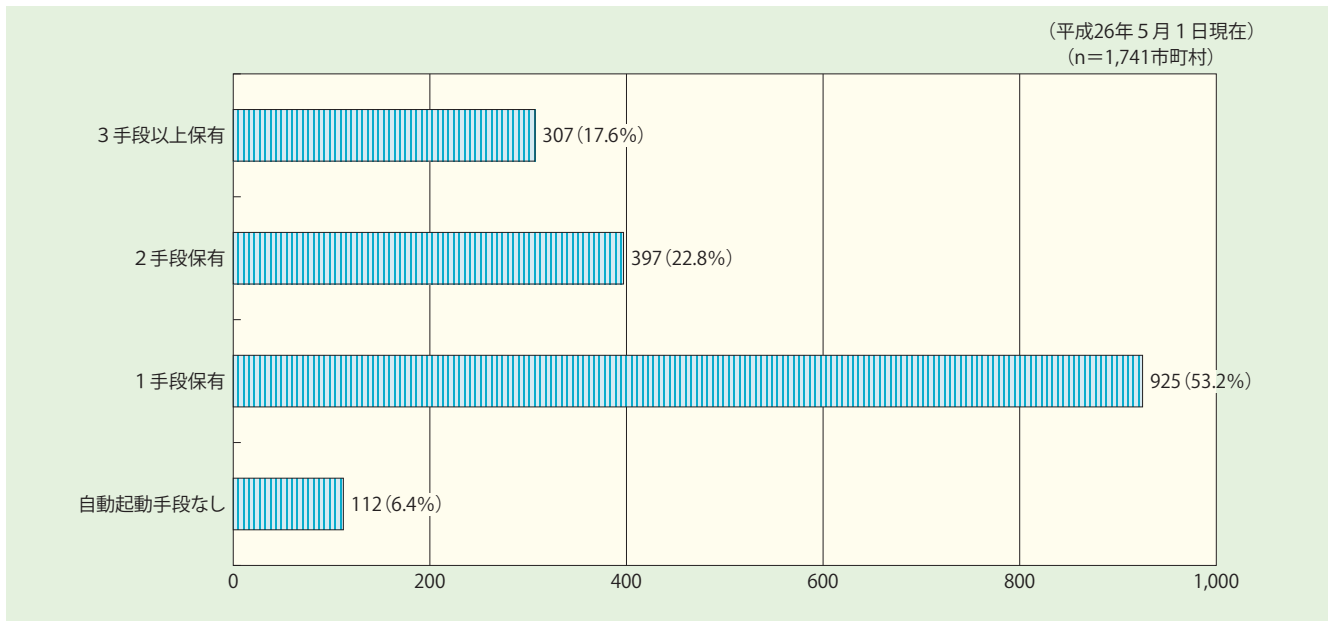
各市町村のJアラートの整備状況については、Jアラート受信機は平成25年度までに全ての市町村において整備済み、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段を有する市町村の割合は93.6%（平成26年5月1日現在）（附属資料50）であるが、平成26年度中にほぼ全ての市町村で自動起動装置の整備が完了する見通しである。今後は、市町村防災行政無線（同報系）の他、音声告知端末、コミュニティ放送やケーブルテレビ、登録制メール等とJアラートとの連携を進め、Jアラートによる情報伝達手段の多重化・多様化を進めることが必要である（第3-1-3図）。

なお、消防庁においても、国民にリアルタイムで緊急情報を提供するために、平成25年12月から「Lアラート（災害情報共有システム）（平成26年8月

第3-1-2図 Jアラートの概要



第3-1-3図 Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有状況（手段数別）



に「公共情報コモンズ」の新たな名称として導入)へ、Jアラートで配信される弾道ミサイル情報等の配信を開始した。その後、平成26年2月からはJアラート経由で、ヤフー株式会社が運営する「Yahoo!防災速報」においてもJアラートの弾道ミサイル情報等が提供されることとなった。さらに、Jアラートの弾道ミサイル情報等については、平成26年4月から、緊急速報メールによって国から直接、携帯電話利用者へ配信することとしたところである。

ウ Jアラートの訓練

消防庁では、Jアラートによる住民への情報伝達に万全を期すため、関係省庁と連携しながら、全てのJアラート情報受信機関を対象とした導通試験を毎月実施し、地方公共団体の任意で訓練用の緊急地震速報を自動放送することができる機会を年2回設けているほか、Jアラートを運用する全ての地方公共団体を対象とした全国一斉の情報伝達訓練を年1回実施している。平成25年9月11日に実施した全国一斉情報伝達訓練では、各地方公共団体のJアラートの運用状況に応じて情報伝達手段を起動させる等の訓練を実施し、47都道府県及び1,731市町村が参加した。このうち、市町村防災行政無線（同報系）の自動起動訓練の実施は1,053団体、音声告知端末については235団体、コミュニティ放送については39団体、ケーブルテレビ放送については22団体であった（第3-1-4図）。訓練の結果、Jアラート機器（受信機または自動起動機）に不具合のあった

団体は8市町村、Jアラート機器以外（市町村防災行政無線（同報系）など）の不具合のあった団体は1県及び42市町村であった。不具合のあった団体については、その原因を調査し、早急に改善を図るとともに、今後も引き続き訓練等の充実を図り、Jアラートによる情報伝達が確実に実施されるよう取り組んでいくこととしている。

（2）市町村における避難実施要領のパターンの作成

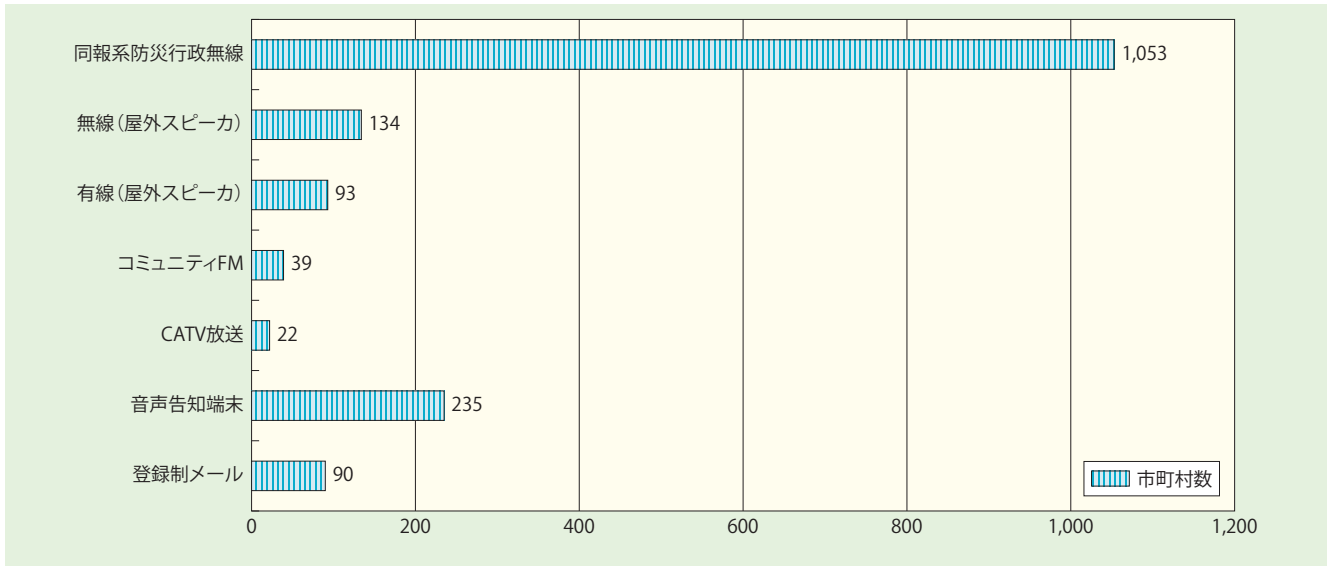
国民保護法では、市町村長は、住民に対して避難の指示があったときは、避難実施要領を定めなければならないと規定されている。この避難実施要領は、避難の経路、避難の手段等を定めるものであり、極めて迅速に作成しなければならないものであることから、その作成を容易にするため、基本指針では、市町村は複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めることとされている。

しかしながら、避難実施要領のパターンを作成済みの市町村は平成26年4月1日現在で4割程度にとどまっており、作成率の向上に向けた一層の取組が求められる。このため、消防庁としては、平成23年度に「避難実施要領のパターン」作成の手引きを作成し地方公共団体に配布するなど、都道府県と連携しながら作成の支援を行っている。

（3）安否情報システムの運用

武力攻撃等により住民が避難した場合などにおい

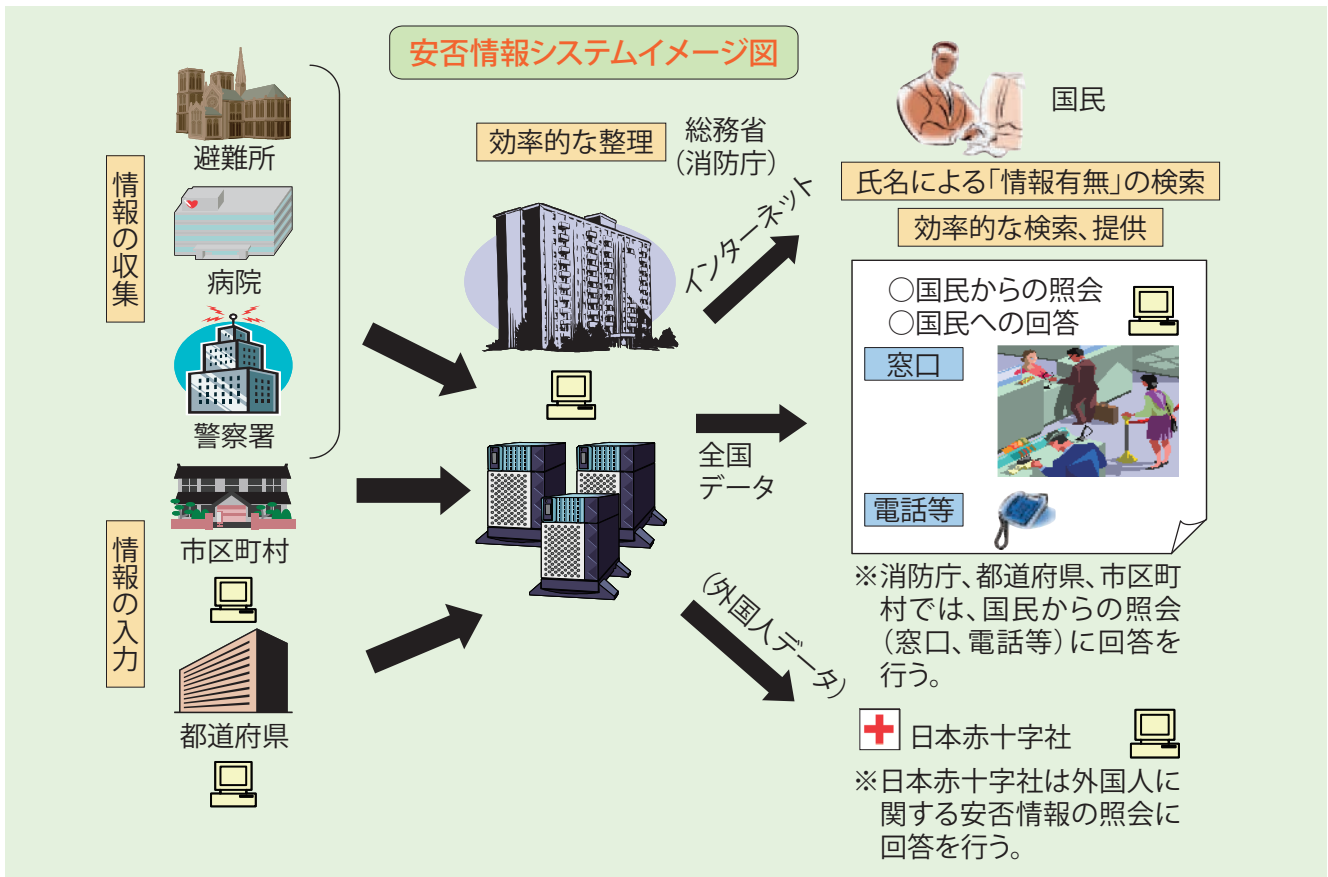
第3-1-4図 Jアラートの全国一斉情報伝達訓練において自動起動訓練を行った情報伝達手段の状況



では、家族等の安否を確認できるようにすることが重要である。国民保護法では、総務大臣及び地方公共団体の長は、武力攻撃事態等において、避難住民及び死亡又は負傷した住民の安否に関する情報を収集・整理し、国民からの照会に対し、速やかに回答することとされている。

このため、消防庁では、地方公共団体の職員等が避難所や病院などで収集した安否情報^{*4}を、パソコンを使って入力でき、さらに全国データとして検索可能な形でできる「安否情報システム」を導入し、平成20年4月から運用を開始した(第3-1-5図)。平成22年3月には、情報入力や検索をより効率的

第3-1-5図 安否情報の流れ(関係機関関係イメージ)



* 4 安否情報：氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、個人を識別するための情報等をいう。

に行えるようにするため、住民基本台帳カードとの連携やあいまい検索の機能を付加した。また、平成25年3月には、システム開発後初めてのシステム更改を行い、入力の手軽化を図るとともに、データ出力機能を付加した。システム更改に伴い「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン」（消防庁ホームページURL：http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo_unyou/kokuminhogo_unyou_main/anpi_Gaido.pdf参照）及び「操作説明書」も改正した。

安否情報システムは自然災害でも活用できる仕様となっており、平成23年の東日本大震災においても使用されたところであるが、これが現実の災害で安否情報システムが使用された初の事例となった。

迅速・的確な安否情報の収集及び提供のためには、今後とも地方公共団体が安否情報を入力するための運用体制の強化を図ることが重要であり、消防庁では、警察・医療機関等の関係機関との協力体制の構築などの支援に取り組んでいる。

また、平成22年6月からは、毎月入力訓練を実施できる環境を準備し、各団体の積極的な訓練参加を促しているほか、平成23年度からは全国一斉の訓練を実施し、地方公共団体職員の操作・習熟を図っている。

今後も定期的な訓練を実施するとともに、引き続きシステム効率化の検討を行う。

（4）訓練

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図ることが重要である。

国民保護法においても、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護計画又は国民保護業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、国民保護措置についての訓練を行うよう努めなければならないとされている。

このため、消防庁では、内閣官房等の関係機関と連携し、国と地方公共団体が共同で行う国民保護共同訓練の実施を促進するとともに、訓練を通じて事態対処法及び国民保護法等に基づく対応を確認し、その実効性の向上に努めている。

平成26年度は、国民保護共同訓練としては、地下鉄駅での化学剤散布テロを想定した実動訓練や、公共施設及び鉄道駅での爆破テロを想定し複数の市における事案発生に伴う関係機関との調整を盛り込んだ図上訓練等を実施することとしており（第3-1-1表）、今後も新たな要素を加味するなどしながら継続的に訓練を行うことが求められている。

（5）地方公共団体職員の研修・普及啓発

地方公共団体は、前述のとおり、国民保護措置のうち、警報の通知・伝達、避難の指示、避難住民の

第3-1-1表 平成26年度国民保護共同訓練

【実動訓練】4県^{※(注1)}

① 実施団体

・栃木県 ・富山県 ・福岡県 ・大分県

② 訓練内容

・国の現地対策本部、県・市の対策本部等の設置運営及び相互の連絡調整
・住民の避難誘導、医療等の救援及び災害対処に関する措置など、一連の国民の保護のための措置

【図上訓練】9県^{※(注2)}

① 実施団体

・山形県 ・茨城県 ・福井県 ・岐阜県 ・滋賀県
・徳島県 ・愛媛県 ・佐賀県 ・宮崎県

② 訓練内容

・国・県・市の対策本部等の設置運営及び相互の連絡調整
・警報の通知、避難の指示等、国民の保護のための措置に係る状況判断及び情報伝達要領

※(注1) 現地において、実践的な模擬状況のもとで、国や地方公共団体及び住民等が参加して訓練する方式

※(注2) 図上において、国や地方公共団体等の対策本部活動及び対策本部事務局の対応について訓練する方式

誘導や救援など住民の安全を直接確保する重要な措置を実施する責務を有している。これらの措置は関係機関との密接な連携の下で行う必要があり、職員には、制度全般を十分理解していることが求められる。

このため、職員に対する適切な研修等が重要であり、消防大学校においては、地方公共団体の一般行政職員や消防職員が危機管理や国民保護に関する専門的な知識を修得するためのカリキュラムとして危機管理・国民保護コースを設けている。都道府県の自治研修所や消防学校においても、国民保護に関するカリキュラムの創設等に積極的に取り組むことが望まれる。

また、国民保護措置を円滑に行うためには、消防団や自主防災組織をはじめとして、住民に対しても国民保護法の仕組みや国民保護措置の内容、避難方法等について、広く普及啓発し、理解を深めていただくことが大切である。

このため、消防庁では、啓発資料等として、これまでに、地方公共団体の担当職員や消防団・自主防災組織のリーダー向けに国民保護の基本的な仕組み、消防の役割、訓練のあり方等について、わかりやすく示した冊子やDVD等を作成し、地方公共団体が行う普及啓発活動に活用できるようにしている。

（6）地方公共団体における体制整備

都道府県知事及び市町村長は、国民保護計画で定めるところにより、それぞれの区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、夜間・休日等を問わずに起きる事案に的確に対応可能な体制を備えた組織を整備することが求められるが、今日の地方公共団体には、国民保護関連事案に対する体制の整備はもとより、地震等の自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を脅かす様々な危機管理事案に対しても、的確かつ迅速な対応が強く求められている。

このため消防庁では、平成18年度より「地方公共団体の危機管理に関する懇談会」を開催し、危機管理について知識・経験を有する有識者からの意見・助言をいただき、施策への反映に努めている。このほか、地方財政措置として、平成26年度も引き続き、国民保護対策に要する経費を交付税算定上、

基準財政需要額に計上するなど、地方公共団体の体制強化の支援にあたっている。

（7）特殊標章等

指定行政機関の長、地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、指定行政機関や地方公共団体の職員で国民保護措置に係る職務を行う者又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、ジュネーヴ諸条約の追加議定書^{*5}に規定する国際的な特殊標章（第3-1-6図）及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付し、又は使用させることができる。これは、国民保護措置に係る職務を行う者等及び国民保護措置に係る職務のために使用される場所等を識別させるためのものである。この特殊標章等については、国民保護法上、みだりに使用してはならないこととされており、各交付権者においては、それぞれ交付対象者に特殊標章等を交付する際の取扱要領を定め、交付台帳を作成すること等により、特殊標章等の適正使用を担保することが必要である。

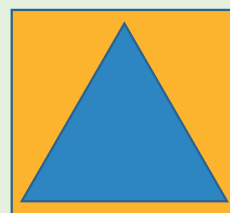
消防庁においては、関係省庁間の申合せ等を踏まえ、消防庁特殊標章交付要綱を作成し、地方公共団体や消防機関に対して、各交付権者が作成することとなっている交付要綱の例を通知するなど、特殊標章等が適正に取扱われるよう取り組んでいる。

6. テロ対策

（1）体制の整備

テロ災害発生時において適切な応急対応処置を講じるために、平成13年11月には、政府のNBCテロ

第3-1-6図 特殊標章



特殊標章（識別対象）

- ・国民保護措置に係る職務等を行う者
- ・国民保護措置のために使用される場所、車両、船舶、航空機など

* 5 ジュネーヴ諸条約の追加議定書：1949年（昭和24年）8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第66条3



化学剤検知器



生物剤検知器



除染シャワー



陽圧式化学防護服

対策会議幹事会において、「NBCテロ対処現地関係機関連携モデル」が取りまとめられ、消防庁では、都道府県等に対して、各地域の実情に応じた役割分担や活動内容等について、このモデルを参考に更に具体的に協議・調整し、NBCテロ対処体制整備の推進を図るよう要請した。また、米国における炭疽菌事件などを踏まえ、平成15年3月に、炭疽菌、天然痘の災害発生に備えるための関係機関の役割分担と連携及び必要な処置を明確にした「生物テロへの対処について」が取りまとめられ、その旨を各都道府県内の関係部局、市町村及び消防機関に対して周知した。

これらの対応とともに、消防庁では、消防・救助技術の高度化等検討会において、「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」及び「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」について検討し、平成26年3月に報告書を取りまとめ、消防機関等に対して周知した。

また、消防庁では、各都道府県との国民保護共同訓練においてNBCテロ災害を想定した訓練を実施しており、消防機関、警察機関、自衛隊等の関係機関の連携の強化を図るとともに、様々な想定の下での危機管理体制の整備に努めている。

（2）テロ災害に対応するための資機材の整備

大規模特殊災害やテロ災害に対応するため、専門的かつ高度な教育を受けた救助隊員で構成される特別高度救助隊及び高度救助隊を整備するとともに、化学剤検知器、生物剤検知器、除染シャワー等テロ災害等に対応するための資機材を整備し、消防組織法第50条（国有財産等の無償使用）に基づき、全国の主要な消防本部に配備している。

（3）消防機関に対する危機管理教育訓練の充実強化

NBCテロに起因する災害に対処するには、専門的な知識、技術が必要である。このため消防大学校において、NBCテロ災害発生時における適切な消防活動を確保することを目的として、緊急消防援助隊教育科にNBCコース及び高度・特別高度救助コースを設置するとともに、都道府県の消防学校においても特殊災害科を設置し、危機管理教育訓練の充実強化を図っている。

また、消防本部の職員及び都道府県消防学校職員等を対象として、防衛省及び警察庁に依頼して、NBC災害活動に関する実技講習を行っている。

北朝鮮ミサイル発射事案への対応について

平成24年12月12日、北朝鮮北西部沿岸地域の東倉里（トンチャンリ）地区から、南の方角へミサイル1が発射され、北朝鮮は発射後、「人工地球衛星」を地球周回軌道に進入させることに成功した旨を発表した。

また、平成26年3月3日、26日、6月29日、7月9日、13日及び26日と、日本海に向けてミサイルが発射された。朝鮮半島情勢をはじめとし、我が国周辺においては依然として不安定、不透明な状況が継続しており、今後もミサイル発射を含む動向を注視していく必要がある。

（1）事前通報が為されたミサイル発射事案

ア 北朝鮮による事前通報

平成24年12月3日夜、国際海事機関（IMO）から、我が国を含むIMO加盟国に対し、北朝鮮当局から「地球観測衛星」（光明星（カンミョンソン）3号2号機）の打ち上げのための事前通報があった。また、12

月10日夜、国際海事機関（IMO）から、打ち上げのための事前通報の改定情報があった旨の連絡があった。

イ 消防庁の主な対応

平成24年12月1日、北朝鮮による人工衛星打ち上げ発表を受け、消防庁では、消防庁情報連絡室を設置し、関係機関及び地方公共団体と連絡体制を強化するとともに、各都道府県に対しても、必要な連絡体制を確保するよう要請した。

12月3日及び4日には、ミサイル発射の事実に関する情報の伝達体制、都道府県及び市町村における防災・危機管理体制の確認及び消防機関における態勢等について周知するとともに、落下物への基本的な対応要領等について伝達し、不測の事態に備えるなど、国民の安心・安全の確保に万全を期した。

12月5日には、内閣官房及び防衛省とともに対応要領について、飛行経路下となっていた沖縄県及

IMOへの通報内容

【北朝鮮からの地球観測衛星発射の概要】

「衛星」の名称：光明星（カンミョンソン）3号2号機

北朝鮮は下記日時に地球観測衛星打ち上げのための危険区域を設定

日時：日本時間2013年12月10日から22日の間

毎日午前7時から正午の間

区域：黄海、東シナ海及びフィリピン東方海域

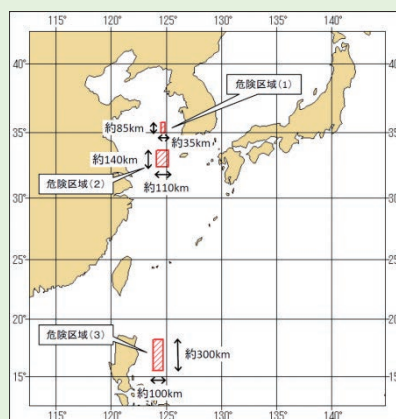
発射場所：平安北道鉄道（ Cholサン）郡所在の「西海衛星発射場」

【北朝鮮からの地球観測衛星発射情報の改定情報の概要】

北朝鮮は地球観測衛星打ち上げのための危険区域の設定期間を12月19日まで延長する。

（国土交通省プレスリリースより）

北朝鮮の「人工衛星」と称するミサイル発射に関する区域図



打上日時	12月10日～22日毎日7時～12時（日本時間）	
危険区域	(1)	35-44-06N 124-30-30E
		35-44-07N 124-54-23E
		34-58-43N 124-56-11E
	(2)	34-58-36N 124-32-32E、
		33-40-06N 124-07-47E
		33-39-51N 125-12-29E
	(3)	32-24-07N 125-11-37E
		32-24-22N 124-07-50E、
		18-13-44N 123-48-37E
		18-12-54N 124-45-20E
		15-30-17N 124-42-19E
	15-31-07N 123-46-24E、	

で囲まれる各海面。

び沖縄県内の全市町村を対象とした地元説明会を実施するとともに、全国の都道府県に対する同様の説明会を実施した。

また、政府としてミサイル発射事案に関し、Jアラートを使用する考えが示されたことから、12月5日にJアラートの第3回再訓練を前倒しして実施した。これにより、9月12日に実施した全国一斉自動放送等訓練及び一連の再訓練（全3回）をとおして、沖縄県内すべての市町村における緊急情報の伝達体制が整っていることを再確認し、地方公共団体及び住民への情報伝達体制について万全を図った。

12月9日には、官邸対策室が13時に設置されたのに併せて、国民保護・防災部長を長とする消防庁情報連絡室に体制を移行し、消防庁内においても対応人員を増強するとともに、消防庁職員2名を沖縄県庁へ派遣し、沖縄県との情報連絡体制を強化した。

12月12日9時49分頃、北朝鮮から「人工衛星」と称するミサイルが発射されたため、地方公共団体への情報提供を行うとともに、通過区域の沖縄県(市町村・消防本部)に落下物情報及び被害情報を確認し、我が国への被害が無いことを確認した。

ノータム及び航行警報が解除されたことを踏まえ、12月13日13時00分、消防庁に設置していた情報連絡室を閉鎖した(第3-2-1表)。

ウ 沖縄県内におけるJアラートの活用状況

Jアラートは、ミサイルが沖縄地方の上空を通過

する約6分前にミサイル発射情報、ミサイルが沖縄地方の上空を通過直後にミサイル通過情報を全国のJアラート運用団体へ伝達した。

沖縄県内の各市町村では、Jアラート等で受信した情報を防災行政無線や緊急速報メール等の様々な情報伝達手段を用いて住民へ即座に伝達した。

平成24年9月に実施した全国一斉自動放送等訓練や各地方公共団体における住民への情報伝達体制の確認の徹底を行った効果もあり、Jアラートによる住民への情報伝達システムについては、全体として概ね順調に機能したものと考えられる。

ただし、手動対応の小規模団体の一部(2団体)において、ミサイル発射情報等について市町村防災行政無線(同報系)の放送等がなされない事例があった。

それ以外の団体(先島諸島の全市町村(石垣市、宮古島市、多良間村、竹富町及び与那国町)を含む。)においては、住民への情報伝達が行われた。

(2) 事前通報がないミサイル発射事案

平成26年3月3日、26日、6月29日、7月9日、13日及び26日と、日本海に向けてミサイルが発射された。消防庁においては、関係省庁局長級会議に参加し、ミサイル発射の事実等について、地方公共団体への情報提供を行うなど、国民の安心・安全の確保に万全を期した。

第3-2-1表 消防庁の対応

12月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護運用室長を長とする情報連絡室を設置 ○都道府県への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な連絡体制の確保要請 ・総理指示 ・4大臣会合後の総理大臣コメント
12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房長官会見内容 ・内閣官房が示したエムネット及びJアラート使用の考え方 ・北朝鮮ノータム（航空情報） ・情報の伝達体制、防災・危機管理体制、消防機関の態勢等の確認・再点検等の依頼
12月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮から国際海事機関への通報内容（打ち上げ期間・落下区域） ・落下物があつた場合の対応要領、落下物事故に対する確認依頼
12月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○Jアラートの第3回再訓練を繰り上げ実施 ○地方公共団体に対する説明会の開催（内閣官房・防衛省と共催） <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県及び県内市町村向け（於 沖縄県庁） ・沖縄県以外の都道府県向け（於 都内）
12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○国民保護・防災部長を長とする情報連絡室へ移行 ○沖縄県庁に職員2名を派遣
12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮から国際海事機関への通報内容（打ち上げ期間の延長）
12月12日	（発射当日）
9時49分頃	ミサイル発射
9時55分	<p>ミサイル発射情報をJアラートで送信（対象地域：沖縄県）</p> <p>※発信は内閣官房</p> <p>「発射情報。発射情報。さきほど、北朝鮮からミサイルが発射された模様です。」</p>
10時02分	<p>ミサイル上空通過情報をJアラートで送信（対象地域：沖縄県）</p> <p>※発信は内閣官房</p> <p>「通過情報。通過情報。さきほど、この地域の、上空をミサイルが通過した模様です。」</p>
10時05分	ミサイル発射直後の総理指示を都道府県に情報提供
10時05分	<p>沖縄県（市町村・消防本部）に落下物情報及び被害情報を確認</p> <p>→落下物情報及び被害情報なし。</p>
10時55分	<p>沖縄県（市町村・消防本部）に落下物情報及び被害情報を確認</p> <p>→落下物情報及び被害情報なし。</p>
11時00分	消防庁の対応（第1報）を都道府県に情報提供
11時45分	安全保障会議終了後の総理指示を都道府県に情報提供
11時50分	消防庁の対応（第2報）を都道府県に情報提供
11時58分	内閣官房長官声明を都道府県に情報提供
14時40分	<p>沖縄県（市町村・消防本部）に落下物情報及び被害情報を確認</p> <p>→落下物情報及び被害情報なし。</p>
15時20分	消防庁の対応（第3報）を都道府県に情報提供
17時05分	国民保護運用室長を長とする情報連絡室へ移行
12月13日	情報連絡室を閉鎖

自主的な防火防災活動と 災害に強い地域づくり

防火防災意識の高揚

平成25年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の66.8%を失火が占めており、また危険物に係る火災の半数以上が人的要因によって発生している。自然災害についても、地震や風水害発生時における避難及び、二次災害の防止は、住民の日ごろの備えや災害時の適切な行動が基本となることは言うまでもない。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。

このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）、「全国火災予防運動」（春季：3月1日～7日、秋季：11月9日～15日）、「危険物安全週間」（6月の第2週）、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「119番の日」（11月9日）などの機会をとらえて、啓発活動を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰（毎年7月上旬）を行い、防災功労者に対して消防庁長官表彰（随時実施）を行い、特に功労が顕著な者について、内閣総理大臣表彰（それぞれ毎年7月上旬、9月上旬）が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っていく必要がある。

1. 全国火災予防運動等

(1) 全国火災予防運動

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因の多様化が進行している。このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を深く認識するとともに、防火・防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。このことから、消防庁では、毎年2回、春と秋に全国火災予防運動を実施することで、国民に対し防火・防災意識の高揚及び、火災予防対策の実践を呼びかけている。

ア 秋季全国火災予防運動

（平成25年11月9日～11月15日）

秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるもので、消防庁では「消すまでは 心の警報 ONのまま」を平成25年度の全国統一防火標語に掲げ、各省庁、各都道府県及び関係団体の協力の下に、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災防止対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底」を重点目標として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の主旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、住宅防火診断等様々な行事が行われた。また、消防庁では、昭和62年（1987年）から毎年11月9日を「119番の日」として設定し、各種行事を行っている。



秋季全国火災予防運動ポスター

イ 春季全国火災予防運動

(平成26年3月1日～3月7日)

平成26年春季全国火災予防運動では、前年の秋季全国火災予防運動と同一の全国統一防火標語の下に、「住宅防火対策の推進」、「放火火災・連続放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底」、「林野火災予防対策の推進」を重点目標として、秋季同様、様々な行事が実施された。

(2) 文化財防火デー (1月26日)

昭和24年(1949年)1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年(1955年)以降、消防庁と文化庁の共同主唱により、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、この日を中心として文化財の所有者及び管理者により、管轄する消防本部の指導の下、重要物件の搬出や消火、通報及び避難訓練などが積極的に実施され、文化財の防火・防災対策に努められている。

(3) 全国山火事予防運動

(平成26年3月1日～3月7日)

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的な

ものとするため、消防庁と林野庁の共同により、春季全国火災予防運動とあわせて同期間に実施している。

平成26年の全国山火事予防運動では、「守りたい森の輝き 防火の心」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練の実施や研究会の開催、地域住民、森林所有者等による山火事予防組織と女性(婦人)防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(4) 車両火災予防運動

(平成26年3月1日～3月7日)

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省が共同し、春季全国火災予防運動とあわせて同期間に実施している。平成26年の車



春季全国火災予防運動ポスター



第60回文化財防火デー【島根県出雲市・出雲大社】
(写真提供：文化庁)

両火災予防運動では、車両カバーにおける防災製品の使用を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、駅舎及びトンネルの防火安全対策の徹底として、初期消火、通報及び避難などの消防訓練の実施及び設置されている消防用設備等の点検整備の推進を実施した。

(5) 消防記念日（3月7日）

昭和23年（1948年）3月7日に「消防組織法」が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年（1950年）、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である3月7日は、例年春季全国火災予防運動（毎年3月1日～3月7日）の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。

2. 危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の合計件数は近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなど人的要因によるものが多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁では、平成2年度（1990年度）以降、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、家庭や職場における危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓発を図っている。具体的には、各都道府県、関係団体等と協力して、推進標語の募集や推進ポスターの作成をはじめとする広報活動を行っているほか、危険物の安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人、団体及び事業所に対し表彰を行っている。

平成26年度の危険物安全週間（6月8日～14日）では「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」を推進標語として全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の保安に功績があった者を表彰した。また、各地域においては、危険物関係事業所の従業員や消



平成26年度危険物安全週間推進ポスター

防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練などが行われた。

3. 防災知識の普及啓発

我が国は繰り返し地震や風水害等の災害に見舞われており、こうした災害は日本のどこでも発生する可能性がある。災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、地方公共団体が一体となって防災対策を推進するとともに、国民一人ひとりが、出火防止、初期消火、避難、救助、応急救護等の防災に関する知識や技術を身に付け、日ごろから家庭での水・食料等の備蓄、家具の転倒防止、早めの避難等の自主防災を心がけることが極めて重要である。また、防災のための講習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していくことが災害時の被害軽減につながる。

このため、政府は、大正12年（1923年）に関東大震災が発生した9月1日を「防災の日」、毎年8月30日から9月5日までを「防災週間」、安政南海地震（安政元年（1854年））が発生した11月5日を「津波防災の日」、平成7年（1995年）に阪神・淡路大震災が発生した1月17日を「防災とボランティアの日」、毎年1月15日から21日までを「防災とボランティア週間」とそれぞれ定めて、国民の防災意識の高揚を図っている。とりわけ、「防災週間」

では政府や地方公共団体から地域の自主防災組織に至るまで大小様々な規模で防災訓練等を中心とした行事が行われ、また「防災とボランティア週間」では、全国各地で防災写真展や防災講習会、消火・救助等の防災訓練等の事業が実施されている。

消防庁においては、インターネット等の広報媒体を通じた防災知識の普及啓発を行うとともに、地方公共団体においては、各種啓発行事の実施、自主防災組織の育成などを通じて、住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。

また、消防庁では、地方公共団体において実施される一般向けの防災研修を支援することを目的として、講師となる地方公共団体職員向けの「防災研修カリキュラム・講師支援教材」を作成した（参照URL：http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h20/2007/200717-1houdou_z.pdf）。この中では、受講者の興味を引きやすく、理解を促すための基本的なカリキュラムについて例示するとともに、研修に活用することを想定した教材、資料作成に活用できる写真素材などを掲載している。

さらに消防庁では、小中学生や自主防災組織等、地域住民に対して消防・防災に関する知識、初期消火や応急救護、災害図上訓練など防災に関する実技を伝えるための指導者用防災教材「チャレンジ！防災48」を作成し地方公共団体等に配布するとともに、インターネット上に公開した（参照URL：<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>）。

教材には災害に関する映像・写真を豊富に収録しており、研修や防災啓発に幅広く利用していただくことを想定している。また、消防庁では、教材活用に当たってのポイントや、実際に教材を活用して防災教育を実施した事例を紹介する「チャレンジ！防災48活用事例集」（参照URL：<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/bousai48.pdf>）を作成し、活用の促進を図っている。

【 住民等の自主防災活動 】

1. コミュニティにおける自主防災活動

(1) コミュニティにおける自主防災活動の促進

防災体制の強化については、常備消防をはじめとする防災関係機関による体制整備が必要であること

は言うまでもないが、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要である。

特に、大規模災害時には、道路、橋りょう等は損壊し、電話、電気、ガス、水道等のライフラインが寸断され、常備消防をはじめとする防災関係機関等の災害対応に支障を来すことが考えられる。また、広域的な応援態勢の確立にはさらに時間を要する場合も考えられる。このような状況下では、地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って初期消火を行い、延焼を防止した事例や、救助作業を行い、人命を救った事例等が数多くみられた（第4-1図）。また、東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識され、自主防災組織の結成促進や活動活性化の取組が各地で行われているところである。全国における自主的な防災組織による活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は増加傾向が続いている（第4-2図）。

このような自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の確立、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定した防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

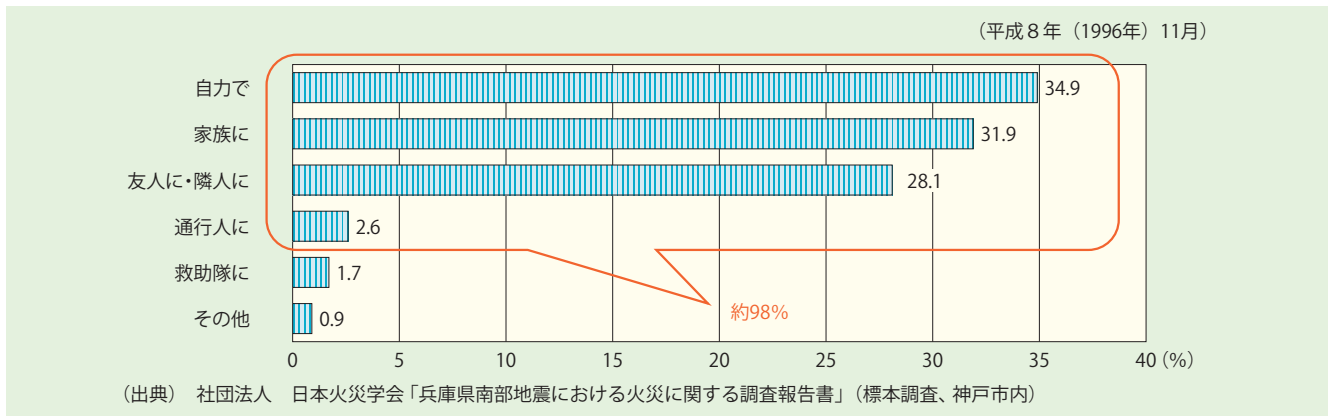
また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織の育成とともに、女性（婦人）防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。さらに、防災関係機関をはじめ、消防団、自主防災組織、女性（婦人）防火クラブ、事業所、各種団体等、地域防災の担い手同士が相互に連携することが、防災力の向上につながる。

(2) 自主防災組織等

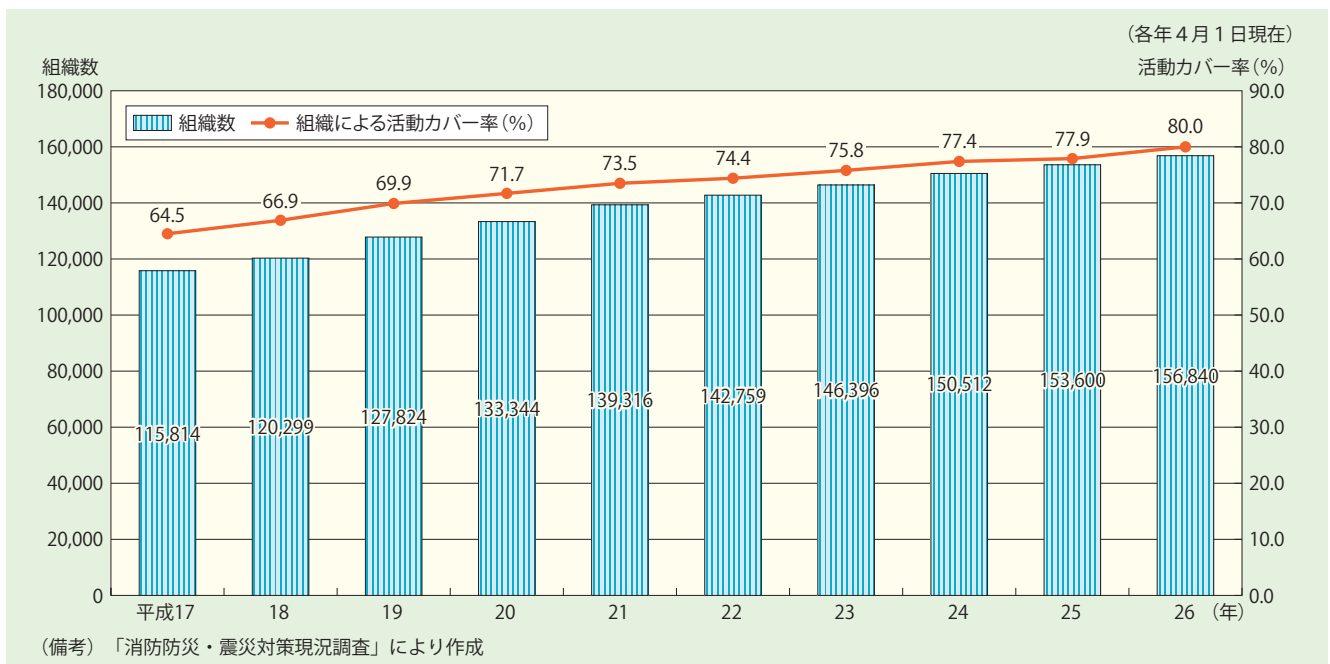
ア 地域の自主防災活動

自主防災組織は地域住民の連帯意識に基づき自主防災活動を行う組織で、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、防災巡視、資機材

第4-1図 生き埋めや閉じ込められた際の救助



第4-2図 自主防災組織の推移



等の共同購入等を行っており、災害時においては、初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。

平成26年4月1日現在では、全国1,742市区町村のうち1,657市区町村で15万6,840の自主防災組織が設置されており、組織による活動カバー率は80.0%となっている(第4-2図、附属資料33)。これらの自主防災組織を育成するために、平成25年度は954市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助が行われており、また、294市区町村において、資機材等の現物支給が行われている。これらに要した経費は平成25年度で合計45億7,293万円となっている。

消防庁では、自主防災組織活動を進めるための指

針である「自主防災組織の手引」を平成23年3月に改訂したほか、平成25年3月には「東日本大震災における自主防災組織の活動事例集」を作成し、地方公共団体等へ配布している。引き続き、住民が参加しやすい工夫を凝らすことなどにより、地域の防災力を一層向上させていくことが必要である。

自主防災組織の活性化のためには、各自主防災組織間の協調・交流や行政・企業・教育その他の分野との連携が重要であり、自主防災組織が相互の活動内容を知り、連絡を取り合うための都道府県単位・市町村単位及び地区単位の連絡協議会の設置が非常に有効であることから、消防庁として設置の促進を支援している。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらないか、細心の注意が払われているが、万一にも住民

の事故が起きてしまった場合には、防火防災訓練災害補償等共済制度が活用されることとなっている。

また、消防庁では、各地域で行われている、先進的な自主防災組織の事例等を活動事例集等にまとめ地方公共団体等に紹介している。

イ 女性（婦人）防火クラブ

家庭での火災予防の知識の修得、地域全体の防火意識の高揚等を目的として組織されている女性（婦人）防火クラブは、平成26年4月1日現在、9,106団体、約138万人が活動している。災害時には、お互いに協力して活動できる体制を整え、安心安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等、地域の実情や特性に応じた防火活動を行っている。

また、女性（婦人）防火クラブの団体相互の交流、活動内容の情報交換、研修等を実施し、活動内容の充実強化につなげるため、平成26年10月現在43道府県において都道府県単位での連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所における炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の支援活動が行われた。

ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、少年少女が災害、防火・防災について学ぶ組織であり、平成26年5月1日現在のクラブ数は、4,558団体、約42万人となっている。その活動は、将来の地域防災の担い手を育成する基盤的な活動として期待されており、少年消防クラブの発足当初は、火災予防の普及徹底を目的とした学

習、研究発表、ポスター作成、校内点検、火災予防運動などの活動が主であったが、最近では消火訓練、避難訓練、救急訓練などの実践的な活動に向けた取組のほか、防災タウンウォッチングや防災マップづくりなど身近な防災の視点を取り入れた活動も多く行われている。

消防庁では、地方公共団体等とともに全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長：消防庁長官）を設けて、優良なクラブや指導者に対する表彰を実施しており、平成25年度は、特に優良なクラブ19団体、優良なクラブ31団体、及び優良な指導者9人を表彰した。

少年消防クラブは、長い間15歳までの少年少女を中心として編成されていたが、青少年の防災教育を推進する観点から、消防庁では平成20年11月に、クラブの対象を高校生など18歳までに引き上げることなどについての検討を都道府県等に依頼した。これを受けて、高校で少年消防クラブが組織されるなど、高校生が新たに少年消防クラブ活動に参加する例が出てきている。

少年消防クラブの対象年齢引上げに関連して、平成21年度には、年齢を上げたクラブの活動内容や、少年消防クラブの活性化のための方策についての検討を行い、「少年消防クラブの充実方策に関する検討会」報告書を取りまとめた。この中では、少年消防クラブのモデル的な活動内容を示すことの有効性、指導者育成やクラブ相互の情報交流、積極的な広報の重要性などが指摘されている。この報告を受けて、消防庁などが参画する少年消防クラブ活性化推進会議では、実践的な活動を取り入れるなど積極的な取組をしようとするクラブを全国から募集



住宅用火災警報器の設置促進のため、高齢者宅を訪問うるま市女性防火クラブ(沖縄県うるま市消防本部提供)



少年消防クラブ交流会の様子

し、88のクラブを「モデル少年消防クラブ」として選定しているところであり、モデル少年消防クラブの具体的な活動事例を広く紹介することなどを通して、少年消防クラブ活動の一層の発展を図っている。

また、消防庁では、将来の地域防災の担い手育成を図るため、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員と親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備えなどについて学ぶ「少年消防クラブ交流会」を平成24年度から開催している。

エ 幼年消防クラブ

児童・園児を中心とした幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけを行い、消防の仕事を理解してもらうことにより、火遊び等による火災発生の減少を図るためのものであり、近い将来、少年・少女を中心とした防災活動に参加できる素地をつくるため、9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児など）を対象として編成され、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成26年5月1日現在の組織数は、1万3,693団体、約116万人となっている。

2. 事業所の自主防災体制

事業所では、自らの施設における災害を予防するための自主防災体制がとられている。特に、平成21年6月に施行された改正消防法では、一定の大規模・高層の建築物について自衛消防組織の設置等



幼年消防クラブの活動の様子
(宮城県登米市提供)

が義務付けられたところである。また、一定数量以上の危険物等を取り扱う事業所は、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づき、防災組織を設置することが義務付けられている。平成26年4月1日現在、全国の事業所において設置されている自衛消防組織等の防災組織は103万1,336組織となっている（自衛消防組織についてはP. 60参照）。

事業所の防災組織は、本来自らの施設を守るために設けられているものであるが、地震などの大規模災害が発生した際に、自主的に地域社会の一員として防災活動に参加・協力できる体制の構築が図られれば、地域防災力の充実強化に大きな効果をもたらすものと考えられる。

阪神・淡路大震災では、事業所の自衛消防隊員が地域の消火活動に出動し、住民と協力して火災の拡大を食い止めたほか、事業所の体育館が避難所として提供された。また、東日本大震災では、行政との協定に基づき、事業所が物資の提供を行った。

このように、事業所の協力が自然災害や大規模事故、テロ災害等への対応力の強化につながることを踏まえ、全国各地において、地方公共団体と事業所との間で災害時の救出救護や物資提供等に関する協定が締結されている。

また、多くの事業所の防災組織が、自主防災組織等の地域の組織と協定を結ぶなどして地域の防災活動に協力している。地域の組織と協力関係を定めている事業所の防災組織は、平成26年4月1日現在で6,387組織となっている。

3. 災害時のボランティア活動

被災地における様々なニーズに合わせた柔軟な対応を行う上で、ボランティア活動が非常に重要な役割を担っていることが、阪神・淡路大震災において改めて認識された。平成7年（1995年）12月に改正された災害対策基本法では、ボランティアの活動環境の整備が防災上の配慮事項として新たに位置付けられた。また、防災関係機関をはじめ、広く国民が、災害時におけるボランティア活動や自主防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を促進するために、「防災とボランティアの日」（1月17日）、「防災とボランティア週間」（1月15日から21日まで）が創設されている。

阪神・淡路大震災以降も、全国で地震や水害など

の大きな災害が発生しているが、こうした災害において近隣や全国から数多くのボランティアが集まり、被災した家屋の片付け、水害で流れ込んだ泥のかき出し、避難所での手伝い、被災者や子供の話し相手、生活再建支援、町おこし・村おこし等の復旧・復興に関する支援活動が展開されている。

東日本大震災においても、泥かきや物資の仕分け、子供の遊びや学習支援、高齢者への傾聴、外国語や手話の通訳、栄養指導、カウンセリング等、ボランティアによる幅広い支援活動が行われた。

また、大規模災害時等の混乱の中でもボランティア活動が円滑に行われるよう、平成11年度（1999年度）から、地方公共団体によるボランティアの活動環境整備の促進を目的として、消防庁、都道府県、政令指定都市等で構成する「災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会」を年1回開催している。この協議会では、毎年、地方公共団体における災害ボランティアに関する取組事例等の紹介や有識者による講演等を通して、都道府県・政令指定都市の担当者間で災害ボランティアの活動環境の向上のための情報共有を行っている。

【 災害に強い安全なまちづくり 】

1. 防災基盤等の整備

（1）公共施設等の耐震化

消防庁では、地震等の大規模な災害が発生した場合においても、災害対策の拠点となる施設等の安全性を確保し、もって被害の軽減及び住民の安全を確保できるよう防災機能の向上を図るため、「災害に強い安全なまちづくり」の一環として、公共施設等耐震化事業により、

- 〔1〕 避難所となる公共・公用施設（学校や体育館など）
- 〔2〕 災害対策の拠点となる公共・公用施設（都道府県、市町村の庁舎や消防署など）
- 〔3〕 不特定多数の住民が利用する公共施設（文化・スポーツ施設、道路橋りょう、交通安全施設など）
- 〔4〕 社会福祉事業の用に供する公共施設の耐震化を推進している。

なお、平成25年度末時点における地方公共団体が所有又は管理している避難所や災害対策の拠点と

なる公共施設等は19万201棟あり、そのうち16万2,505棟（85.4%）の耐震性が確保されている（第4-3図、第4-1表）。

消防庁では、地方公共団体が公共施設の耐震化を進める上での参考となる資料として平成17年度に「防災拠点となる公共施設の耐震化促進資料（耐震化促進ナビ）」を作成し、すべての地方公共団体へ配付するとともに、消防庁ホームページ（参照URL：<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/taishin/index-j.html>）において公表している。

さらに、初動対応の要となる都道府県・市町村庁舎等の耐震率の向上や家具転倒防止等自主防災の推進などに取り組んでいる。

（2）防災施設等の整備

災害に強い地域づくりを推進するためには、消防防災の対応力の向上に資する施設等の整備が必要であり、消防庁では、消防防災施設整備費補助金や防災基盤整備事業等により、防災施設等の整備を促進している。

東日本大震災では、市町村の災害対策本部機能の喪失又は著しい低下等が見られたことから、消防庁では、非常用電源の整備、多様な手段による速やかな被害情報収集手段の確保を地方公共団体に要請した。

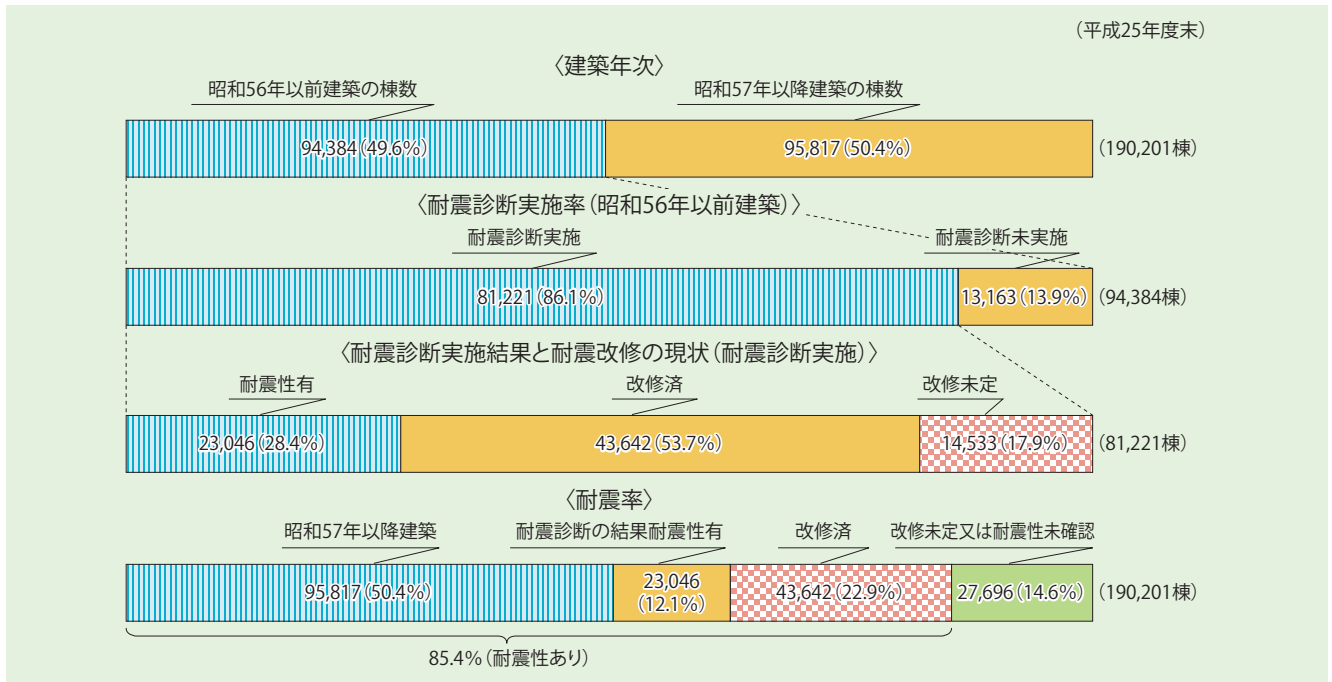
（3）震度情報ネットワークの整備

阪神・淡路大震災を契機に、迅速かつ適切な初動体制・広域応援体制の確立に資するため、平成7年度（1995年度）に「1市区町村1観測点」を原則とした震度情報ネットワークが整備された。平成20年度には、消防庁と気象庁が合同で「震度に関する検討会」を開催し、震度計の具体的な配置基準や設置環境等について検討を行い、地方公共団体に示すとともに、平成21年度には震度情報ネットワークの更新・整備について、補正予算により「防災情報通信設備整備事業交付金」を創設し、各都道府県に対し全額国費による財政的な支援を行った。

（4）防災拠点の整備

大規模災害対策の充実を図る上で、住民の避難場所又は防災活動の拠点を確保することは非常に重要であり、想定される災害応急活動の内容等に応じた機能を複合的に有する「防災拠点」として整備して

第4-3図 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況



いくことが必要である。

このため、平常時には防災に関する研修・訓練の場等となり、災害時には、防災活動のベースキャンプや住民の避難場所となる防災拠点の整備が必要で

ある。消防庁では、防災基盤整備事業等により地方公共団体における防災拠点の整備を促進している。

第4-1表 防災拠点となる公共施設等の耐震化の状況（都道府県別）

（平成25年度末）

	都道府県名	全棟数 A	S57年以降 建築の棟数 B	S56年以前 建築の棟数 X	耐震診断実 施棟数 Y	改修の必 要がない 棟数※1 C	改修済棟数 D	未改修の 棟数※2	耐震診断未 実施棟数	耐震済の 棟数 B+C+D=E	耐震診断 実施率 Y/X	耐震率 E/A
1	北海道	10,240	5,475	4,765	3,279	819	1,348	1,112	1,486	7,642	68.8%	74.6%
2	青森県	2,486	1,345	1,141	910	328	466	116	231	2,139	79.8%	86.0%
3	岩手県	2,774	1,589	1,185	847	335	335	177	338	2,259	71.5%	81.4%
4	宮城県	2,935	1,678	1,257	1,169	399	672	98	88	2,749	93.0%	93.7%
5	秋田県	2,508	1,404	1,104	767	185	435	147	337	2,024	69.5%	80.7%
6	山形県	1,689	1,015	674	478	129	247	102	196	1,391	70.9%	82.4%
7	福島県	4,980	2,814	2,166	1,624	320	768	536	542	3,902	75.0%	78.4%
8	茨城県	4,814	2,393	2,421	2,114	512	974	628	307	3,879	87.3%	80.6%
9	栃木県	2,123	1,055	1,068	879	130	532	217	189	1,717	82.3%	80.9%
10	群馬県	3,057	1,627	1,430	1,216	369	568	279	214	2,564	85.0%	83.9%
11	埼玉県	6,833	2,868	3,965	3,671	551	2,742	378	294	6,161	92.6%	90.2%
12	千葉県	7,458	3,272	4,186	3,954	1,253	1,811	890	232	6,336	94.5%	85.0%
13	東京都	11,793	4,538	7,255	7,108	2,530	4,341	237	147	11,409	98.0%	96.7%
14	神奈川県	7,952	3,684	4,268	4,034	1,352	2,414	268	234	7,450	94.5%	93.7%
15	新潟県	5,142	2,791	2,351	1,917	396	1,164	357	434	4,351	81.5%	84.6%
16	富山県	2,637	1,496	1,141	1,000	230	449	321	141	2,175	87.6%	82.5%
17	石川県	2,726	1,405	1,321	1,180	214	727	239	141	2,346	89.3%	86.1%
18	福井県	2,366	1,216	1,150	1,040	287	489	264	110	1,992	90.4%	84.2%
19	山梨県	1,676	1,029	647	563	258	239	66	84	1,526	87.0%	91.1%
20	長野県	4,819	2,945	1,874	1,525	502	736	287	349	4,183	81.4%	86.8%
21	岐阜県	4,309	2,261	2,048	1,972	704	914	354	76	3,879	96.3%	90.0%
22	静岡県	5,683	3,005	2,678	2,637	736	1,639	262	41	5,380	98.5%	94.7%
23	愛知県	8,425	3,844	4,581	4,268	1,555	2,561	152	313	7,960	93.2%	94.5%
24	三重県	2,978	1,662	1,316	1,231	546	594	91	85	2,802	93.5%	94.1%
25	滋賀県	2,925	1,643	1,282	1,140	257	638	245	142	2,538	88.9%	86.8%
26	京都府	4,657	2,013	2,644	2,389	679	1,332	378	255	4,024	90.4%	86.4%
27	大阪府	10,941	3,981	6,960	6,667	1,608	3,896	1,163	293	9,485	95.8%	86.7%
28	兵庫県	7,969	3,800	4,169	3,682	830	2,303	549	487	6,933	88.3%	87.0%
29	奈良県	2,113	1,144	969	686	166	360	160	283	1,670	70.8%	79.0%
30	和歌山県	2,212	1,050	1,162	977	249	600	128	185	1,899	84.1%	85.8%
31	鳥取県	1,688	962	726	621	140	268	213	105	1,370	85.5%	81.2%
32	島根県	2,204	1,264	940	662	220	272	170	278	1,756	70.4%	79.7%
33	岡山県	3,598	1,902	1,696	1,371	248	660	463	325	2,810	80.8%	78.1%
34	広島県	5,740	2,857	2,883	2,009	368	716	925	874	3,941	69.7%	68.7%
35	山口県	2,234	1,189	1,045	787	213	313	261	258	1,715	75.3%	76.8%
36	徳島県	2,402	1,240	1,162	880	150	565	165	282	1,955	75.7%	81.4%
37	香川県	1,848	890	958	836	170	528	138	122	1,588	87.3%	85.9%
38	愛媛県	3,325	1,746	1,579	1,219	184	556	479	360	2,486	77.2%	74.8%
39	高知県	2,018	1,096	922	668	132	359	177	254	1,587	72.5%	78.6%
40	福岡県	4,876	2,803	2,073	1,706	726	730	250	367	4,259	82.3%	87.3%
41	佐賀県	1,566	863	703	591	193	284	114	112	1,340	84.1%	85.6%
42	長崎県	2,693	1,289	1,404	1,152	280	655	217	252	2,224	82.1%	82.6%
43	熊本県	3,168	1,668	1,500	1,212	503	531	178	288	2,702	80.8%	85.3%
44	大分県	2,053	1,259	794	580	127	322	131	214	1,708	73.0%	83.2%
45	宮崎県	1,734	872	862	685	345	230	110	177	1,447	79.5%	83.4%
46	鹿児島県	3,097	1,663	1,434	1,135	585	351	199	299	2,599	79.1%	83.9%
47	沖縄県	2,737	2,212	525	183	33	8	142	342	2,253	34.9%	82.3%
合計		190,201	95,817	94,384	81,221	23,046	43,642	14,533	13,163	162,505	86.1%	85.4%

※1 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有する」と診断された建築物

※2 昭和56年5月31日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性能を有しない」と診断されたが未改修の建築物

国際的課題への対応

国際緊急援助

国際緊急援助に貢献している。

1. 設立の経緯

昭和60年（1985年）11月14日に発生したコロンビア共和国のネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害で、死者23,000名、負傷者5,000名、家屋損壊5,000棟に上る被害が発生したことに伴い、外務省から消防庁に対して同国政府の援助要請がある場合の救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁は、これに積極的に協力することとして準備を進めた。結果的に、コロンビア共和国政府からの救助隊派遣要請はなかったが、消防庁は、国際協力の一環としてこうした活動に積極的に対応することとし、昭和61年（1986年）に国際消防救助隊（International Rescue Team of Japanese Fire-Service：略称“IRT-JF”：愛称“愛ある手”）を整備し、同年8月に、カメルーン共和国の有毒ガス噴出災害に対して初めての国際消防救助隊を派遣した。

また、このような動きと相前後して、政府は外務省を中心に、海外で大規模災害が発生した場合の国際緊急援助体制の整備を進め、昭和62年（1987年）9月16日、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）」が公布、施行された。

法律施行後、国際消防救助隊は、同法に基づく国際緊急援助隊の救助チーム等の一員として派遣されることとなった。以来、同チームの全ての派遣に消防の救助隊員が参加しており、我が国の消防が培ってきた高度な救助技術と能力を被災地で発揮し、国

2. 派遣体制

「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき、海外における大規模災害発生時に、被災国政府等からの要請に応じて我が国が実施する国際緊急援助の概要と救助チーム等の派遣の流れは、第5-1図及び第5-2図のとおりである。

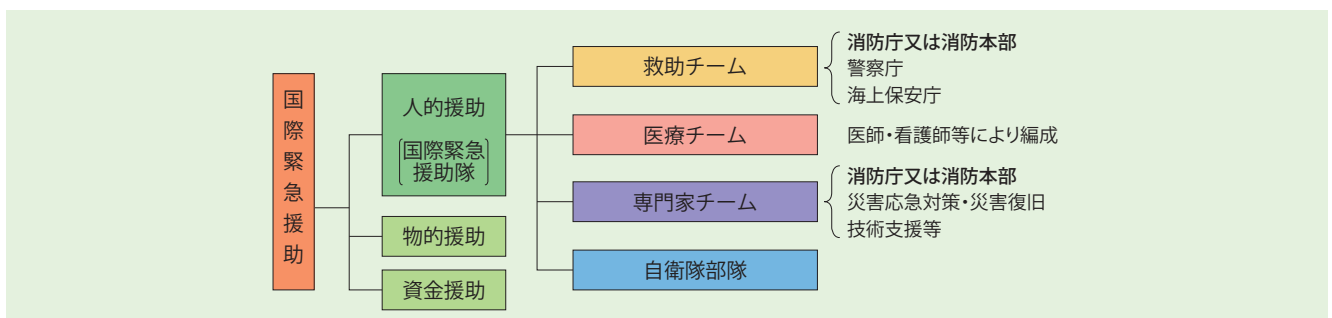
消防庁は、外務省からの派遣協力に関する協議に基づき、消防庁職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、消防機関に対し、その職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請することができることとなっている。

このため、あらかじめ77市町村の消防本部に所属する救助隊員599人（平成26年4月1日現在）を消防庁に国際消防救助隊員として登録し、派遣に備えた準備体制を整備している。

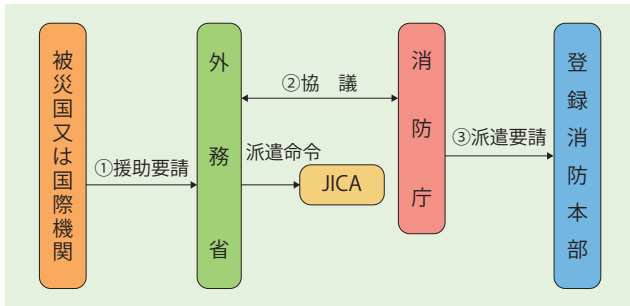
消防庁では、登録された国際消防救助隊員に対して、海外被災地での活動において必要とされる知識、技術（手法）の共有及びチームビルディング（連携）の向上を図るため、平成23年度に全国3会場（大阪会場、福岡会場、東京会場）で、「国際消防救助隊の実戦的訓練」を実施した。

平成24年度からは、平成23年度に実施した「国際消防救助隊の実戦的訓練」を踏まえて、各登録消防本部の訓練の普及啓発を図るため、国際消防救助隊員の教育訓練の内、近隣消防本部等と「国際消防救助隊の連携訓練」を実施する消防本部に対し、資

第5-1図 国際緊急援助の概要



第5-2図 派遣までの流れ



第5-1表 訓練実施場所及び実施期間

国際消防救助隊の連携訓練	
横浜市消防局	平成26年8月14日（木）、15日（金） 横浜市消防訓練センター
仙台市消防局	平成26年9月11日（木）、12日（金） 仙台市旧消防ヘリポート
国際消防救助隊セミナー	平成26年12月2日（火）から4日（木） （講義）全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市） （実技）京都市消防局消防総合センター
国際消防救助隊 IER準備会議	平成26年5月8日（木）、9日（金） （講義）スクワール麹町（東京都千代田区） （実技）東京消防庁夢の島訓練場
国際消防救助隊 IER準備訓練	平成26年10月23日（木）、24日（金） 東京消防庁夢の島訓練場

機材を貸与するなどの支援を行っている。

また、海外での救助活動に関する国際的な分類基準（IEC*1）を踏まえ、海外での救助活動を行う上で国際消防救助隊員が身に付けておくべき知識、技術を教育し、また、登録隊員が一丸となった即応体制の強化を図るため、国際消防救助隊に登録している77消防本部を対象に国際緊急援助隊の体制や派遣時の留意事項等に関する研修等を中心とした「国際消防救助隊セミナー」を実施している。

さらに、平成26年度は、国際緊急援助隊救助チームのIER*2受検に向けて、チームの一員として受検に臨む国際消防救助隊の隊員及び指導員を対象として、IER準備会議及びIER準備訓練を実施し、受検に必要な知識及び技術の習熟を図った（第5-1表）。

3. 派遣実績

国際消防救助隊の海外災害派遣は、「国際緊急援



救出した母子に対して黙祷を捧げる救助隊員
（平成20年5月中国四川省における大地震災害）



パダン市街地における懸命の搜索活動
（平成21年10月インドネシア西スマトラ州における大地震災害）



CTVビルにおける懸命の搜索活動
（平成23年2月ニュージーランド南島における大地震災害）

- * 1 IEC：INSARAG（国連国際捜索救助諮問グループ）が設けている救助能力の分類基準で、外国での災害救助に派遣される各国の救助チームの活動を調整し、円滑な連携を図るための指針となるもの。具体的には、各国救助チームの能力（チーム体制、訓練体制、携行資機材のレベル、隊員の活動能力等）に応じて軽（Light）・中（Medium）・重（Heavy）の3段階に格付けされる。要救助者救出の可能性が高い重要な現場には重（Heavy）チームが割り当てられる一方、それ以外の中（Medium）、軽（Light）のチームでは被災国から応援自体を拒否されることもあり得る。日本の国際緊急援助隊救助チームは、平成22年3月に重（Heavy）に認定されている。
- * 2 IER（IEC再受検）：IEC認定の更新のための再評価。INSARAGでは、IECの認定有効期間を5年と定めており、認定を更新するためには再評価を受検する必要がある。日本の国際緊急援助隊救助チームは、平成27年3月に再評価を受ける。

第5-2表 国際消防救助隊の派遣状況

	派遣年月日	災害名	被災地	被害状況	消防としての派遣実績、活動概要等
1	昭61.8.27～9.6 (11日間)	ニオス湖 有毒ガス噴出災害	カメルーン共和国 ニオス湖周辺	死者 1,700名以上	救助隊員1名(東京消防庁) 有毒ガスの再噴出に備え、調査団に対する呼吸保護具の指導
2	昭61.10.11～10.20 (10日間)	エル・サルバドル 地震災害	エル・サルバドル共和国 サンサルバドル市	死者 1,226名 倒壊家屋 3万戸	救助隊員等9名(東京消防庁5名、横浜市消防局3名、 消防庁1名) 倒壊ビルからの救助
3	平2.6.22～7.2 (11日間)	イラン地震災害	イランイスラム共和国 カスピ海沿岸	死者 80,000名以上	救助隊員6名(東京消防庁5名、消防庁1名) 倒壊家屋からの救助
4	平2.7.18～7.26 (9日間)	フィリピン地震 災害	フィリピン共和国 ルソン島北部	死者 1,600名以上	救助隊員11名(東京消防庁2名、名古屋市消防局4名、 広島市消防局4名、消防庁1名) 倒壊ビルからの救助
5	平3.5.15～6.6 (23日間)	バングラデシュ サイクロン災害	バングラデシュ 人民共和国	死者 約13万名	救助隊員38名(東京消防庁17名、大阪市消防局11名、川 崎市消防局4名、神戸市消防局4名、消防庁2名)及び ヘリコプター2機 被災民への救援物資の輸送等を実施
6	平5.12.13～12.20 (8日間)	マレーシア ビル倒壊被害	マレーシア クアラランブール郊外 ウル克蘭地区	死者 48名 倒壊ビル 1棟	救助隊員11名(東京消防庁6名、名古屋市消防局2名、 北九州市消防局2名、消防庁1名) 倒壊ビルからの救助
7	平8.10.30～11.6 (8日間)	エジプト ビル崩壊被害	エジプト・アラブ共和国 カイロ郊外 ヘリオポリス	死者 64名 崩壊ビル 1棟	救助隊員9名(東京消防庁3名、札幌市消防局2名、大 阪市消防局2名、松戸市消防局1名、消防庁1名) 崩壊ビルからの救助
8	平9.10.22～11.11 (21日間)	インドネシア 森林火災	インドネシア共和国 ランブン州	焼失面積 1万8千ha (ランブン州内)	救助隊員30名(東京消防庁19名、名古屋市消防局5名、 大阪市消防局3名、横浜市消防局2名、消防庁1名)及 びヘリコプター2機 火災地点の上空からの情報収集、消火活動の助言
9	平11.1.26～2.4 (10日間)	コロンビア 地震災害	コロンビア共和国 アルメニア市周辺	死者 約1,171名 負傷者 約4,765名	救助隊員15名(東京消防庁8名、大阪市消防局2名、千 葉市消防局2名、船橋市消防局2名、消防庁1名) 倒壊ビルからの救助
10	平11.8.17～8.24 (8日間)	トルコ地震災害	トルコ共和国 ヤロヴァ地区周辺	死者 約15,370名 負傷者 約23,954名	救助隊員25名(東京消防庁12名、川崎市消防局4名、神 戸市消防局4名、市川市消防局2名、尼崎市消防局2 名、消防庁1名) 倒壊ビルからの救助
11	平11.9.21～9.28 (8日間)	台湾地震災害	台湾中部	死者 約2,333名 負傷者 10,002名	救助隊員46名(東京消防庁18名、仙台市消防局4名、千 葉市消防局3名、京都市消防局4名及び川口市、松戸 市、新潟市、岡山市、倉敷市、佐世保市、鹿児島市消防局 から各2名、消防庁3名) 倒壊建物からの救助
12	平15.5.22～5.29 (8日間)	アルジェリア 地震災害	アルジェリア 民主人民共和国 ブーメルデス県周辺	死者 2,266名 負傷者 10,000名以上	救助隊員17名(東京消防庁8名、京都市消防局、仙台市 消防局、川口市消防本部、朝霞地区一部事務組合埼玉県 南西部消防本部から各2名、消防庁1名) 倒壊建物からの救助
13	平16.2.25～3.1 (6日間)	モロッコ地震災害	モロッコ王国 アルホセイマ周辺	死者 564名以上 負傷者 約300名以上	救助隊員7名(東京消防庁4名、千葉市消防局1名、京 都市消防局1名、消防庁1名) 現地被害状況の調査、救助資機材取扱いに関する技術 供与等を実施
14	平16.12.29～17.1.20 (23日間)	スマトラ沖大地震・ インド洋津波災害	タイ王国 ブーケット周辺	死者 16万人以上	救助隊員46名(東京消防庁23名、大阪市消防局15名、千 葉市消防局2名、横浜市消防局1名、相模原市消防本部 1名、川越地区消防組合消防本部1名、消防庁3名)及 びヘリコプター2機 捜索救助活動、人員・物資搬送、捜索技術指導等を実施
15	平17.10.9～17.10.18 (10日間)	パキスタン・イスラム 共和国地震災害	パキスタン・イスラム 共和国 バトグラム周辺	死者 7万3,320名 負傷者 12万8,378名	救助隊員13名(東京消防庁6名、横浜市消防局3名、船 橋市消防局2名、茨城西南地方広域市町村圏事務組合 消防本部1名、消防庁1名) 倒壊建物からの救助
16	平20.5.15～20.5.21 (7日間)	中国四川省における 地震災害	中華人民共和国四川省 広元市周辺	死者 6万9,130名 負傷者 37万4,031名	救助隊員17名(東京消防庁6名、川崎市消防局3名、名 古屋市消防局3名、市川市消防局2名、藤沢市消防本部 2名、消防庁1名) 建物倒壊現場からの遭難者救助
17	平21.10.1～21.10.8 (8日間)	インドネシア 西スマトラ州 パダン沖地震災害	インドネシア共和国 パダン市周辺	死者 1,117名 負傷者約 2,900名	救助隊員17名(東京消防庁6名、札幌市消防局3名、福 岡市消防局3名、さいたま市消防局2名、横須賀市消防 本部2名、消防庁1名) 建物倒壊現場での遭難者救助ほか
18	平23.2.23～3.3.12 (18日間)	ニュージーランド南島 地震災害	ニュージーランド クライストチャーチ市	死者 181名 負傷者 約2,000名	救助隊員33名(東京消防庁16名、京都市消防局3名、千 葉市消防局3名、相模原市消防局2名、高松市消防本部 2名、新潟市消防局2名、福岡市消防局2名、消防庁3 名) 建物倒壊現場での遭難者救助ほか

※第1回及び第2回の派遣は、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の施行前であり、消防庁単独での派遣である。

助隊の派遣に関する法律」施行前の2回を含めこれまでに18回の実績がある（第5-2表）。

平成20年5月に発生した中国四川省における大地震災害においては、国際緊急援助隊救助チーム61名（うち国際消防救助隊員17名）が派遣され、都市型災害救助技術を発揮して、学校、寄宿舎等の建物倒壊現場で救助活動を行った。残念ながら生存者の救出には至らなかったものの、救助隊員の勤勉かつ真摯な救助の姿勢には、同年来日した胡錦濤中国国家主席からも直接謝意を表されるなど中国側からも大きな賞賛が寄せられた。

平成21年9月に発生したインドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害においては、国際緊急援助隊救助チーム65名（うち国際消防救助隊員17名）を他の救援国に先駆けていち早く被災地に派遣し、最大の被災地となったパダン市街のホテル・市場等の建物施設倒壊現場において搜索活動を行った。

平成23年2月に発生したニュージーランド南島地震災害においては、ニュージーランド政府からの援助要請に先駆け、緊急調査チーム3名（外務省、東京消防庁、JICA）を派遣した。その後、同政府からの援助要請を受け第1陣から第3陣まで合計128名の国際緊急援助隊救助チーム（緊急調査チーム含む。うち国際消防救助隊員33名）を派遣した。第1陣と第2陣は、クライストチャーチ市にあるCTVビル倒壊現場において搜索救助活動を行い、第3陣は、同市内8カ所の損壊建物において搜索などの活動を行った。

国際協力・国際交流

1. アジア国際 消防防災フォーラムの開催

近年アジア諸国では、経済発展・都市化などが進む中、人命・財産や都市インフラ、各種施設等を火災や自然災害から守るため、消防防災体制を拡充する必要性が高まりつつあり、人命救助や消火、火災予防の技術や制度に関して、我が国の消防に対する期待も大きい。

このようなことを踏まえ、主としてアジア圏内各国を対象に、対象国の状況に応じ、消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術・制度・体制等を当該国で広く紹介する国際消防防災フォーラム

を平成19年度から開催している。フォーラムは、各国消防防災部局との信頼関係を構築し、不測の災害救援にも備えるものである。

平成26年度は、9月にカンボジア王国プノンペン市において本フォーラムを開催した。

急速な都市化が進むカンボジア王国は、平成20年度に我が国において「トップマネージャーセミナー」研修を受講し、我が国の消防防災制度に関する知識の習得を図り、平成25年度に消防法の制定に至るなど国内の消防防災体制の強化に取り組んでいる状況である。

本フォーラムでは消防力の強化、職員の人材育成や火災予防制度等について情報共有や活発な意見交換を行うとともに、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する取組の一つとして、日本の企業による消防製品の紹介・展示を行ったところ、カンボジア王国の消防関係者から高い関心が示された。

2. 開発途上諸国からの研修員受入れ

(1) 課題別研修の実施

消防庁では、JICAと連携し、開発途上諸国の消防防災機関職員を対象に「救急救助技術」研修及び「消防・防災」研修（平成25年度までは「消火技術」研修として実施）の2コースの課題別研修を、消防本部の協力の下で実施している。

「救急救助技術」研修は大阪市消防局が、「消防・防災」研修は北九州市消防局が実施しており、これまでに、それぞれ、242人、239人を受け入れて研修を実施している。

各コースの研修生は、研修を通じて身に付けた我が国の消防に関する知識や技術を自国の消防防災能力の向上に大いに活用している。

(2) 国別研修の実施

消防庁では、課題別研修のほか開発途上諸国の個別の要請に基づき実施する国別研修をJICAと連携し実施している。

平成24年度から平成26年度まで、イラン・イスラム共和国に対して「消防運用体制」研修を実施しており、3年目となる今年度は、消防庁、東京消防庁、神戸市消防局において消防制度、コミュニティ防災、人材育成等について研修を行った。

また、平成26年度から平成28年度まで、マレー

シアに対して、「消防行政能力向上」研修を実施しており、今年度は、消防庁、千葉市消防局、松戸市消防局、東京消防庁において、消防職・団員の教育訓練、通信指令業務等について研修を行った。

（3）各国への情報提供等

消防庁では、このような研修のほかにも開発途上諸国を中心として各国からの情報提供、視察等の要望に随時対応している。各国大使館、JICA、一般財団法人自治体国際化協会等の協力依頼に基づき、各国からの消防防災、危機管理分野等の関係者の訪問を受入れ、それぞれの要望に応じた情報提供、関連施設の視察等を実施している。

3. 技術協力

消防分野の国際協力は、地方公共団体や消防本部においても、JICA「草の根技術協力事業」を活用し積極的に実施されている。

平成25年度から27年度までの3年間にわたり、札幌市消防局では、モンゴル国ウランバートル市の消防技術の向上と教育体制充実のため「ウランバートル消防技術支援事業」が、北九州市消防局では、「インドネシア・バリクパパン市における泥炭・森林火災の消火技術普及モデル事業」として、民間事業者等と連携して泡消火薬剤を活用した消火技術の支援が行われている。

4. 国際交流

消防庁では、平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、日韓消防行政セミナーを開催している。これは、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流・連携・協力の推進を図ることを目的としており、両国で相互に開催している。

また、本セミナーでの合意に基づき、平成25年10月に東京消防庁、静岡市消防局、神戸市消防局及び消防庁職員4名を韓国に派遣し、韓国消防防災庁中央119救助本部の救助訓練を視察するとともに、

中央119救助本部が実施する韓国内外での活動やその体制についての意見交換等を実施した。

【基準・認証制度の国際化への対応】

1. 消防用機械器具等の国際規格の現況

人、物、情報等の国際交流を進めていくには、国又は地域により異なる技術規格を統一していく必要がある。このため、ISO(国際標準化機構)、IEC(国際電気標準会議)等の国際標準化機関では、国際交流の促進を技術面から支える国際規格の作成を行っている。

消防用機械器具等の分野については、ISO/TC21^{*3}において国際規格の策定作業が行われており、我が国としても積極的に活動に参加している。

なお、ISO/TC21の活動により、平成26年3月31日現在、85の規格が国際規格として定められているとともに、ISO/TC94/SC14^{*3}においても5つの規格が国際規格として定められている。

2. 規格の国際化への対応

WTO(世界貿易機関)等における非関税障壁低減に関する包括的な取組の中で、平成7年(1995年)1月にWTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)が発効され、WTO加盟国は原則として、国際規格に基づいた規制をすることとされた。我が国はISO/TC21に初期から参加し、国際規格の策定に積極的に貢献している。

今後、ISO規格を通して技術の交流を円滑にし、消防器具の技術発展を促すために、各国との連携を図りつつ、引き続きISO規格策定に参画していくことが必要である。

【地球環境の保全(ハロン消火剤等の放出抑制等)】

1. ハロン消火剤等の放出抑制について

地球環境の保全のため、消防法令により設置・維持が義務付けられている消防用設備等についても、

* 3 ISO/TC21、ISO/TC94/SC14：TC(Technical Committee)とはISOの専門委員会を示す。TC21は消防器具の専門委員会であり、消火器や感知器等の国際規格について審議している。また、TC94は個人用安全防護衣及び保護具の専門委員会であり、SC14はその分科会として消防隊員用個人防護装備の国際規格について審議している。

その環境に及ぼす影響をできるだけ少なくするために、リサイクル等の省資源対策や省エネルギー対策等の取組が求められている。

ハロン消火剤^{*4}（ハロン2402、1211及び1301）は、消火性能に優れた安全な消火剤として、建築物、危険物施設、船舶、航空機等に設置される消火設備・機器等に幅広く用いられている（平成26年3月現在、約1万6千トン）。

しかしながら、ハロンはオゾン層を破壊する物質であることから、オゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき、モントリオール議定書において、平成6年（1994年）1月1日以降の生産等が全廃されることとなり、ハロン消火剤の回収・リサイクルによりハロン消火剤のみだりな放出を抑制する取組や、ハロン代替消火剤の開発・設置等が必要となった。

消防庁では、平成2年（1990年）からハロン消火剤の放出抑制等に関する取組を推進しており、これを受けて、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク^{*5}を中心とした、一般社団法人日本消火装置工業会や消防機関等の国内関係者の継続的な取組により、世界でも例のない厳格な管理体制が整備されている。

また、第10回モントリオール議定書締約国会合における決議を踏まえ、これまでのハロン排出抑制等の取組等を勘案して、日本全体として「国家ハロンマネジメント戦略」が策定され、平成12年（2000年）7月末に国連環境計画（UNEP）に提出されている。

これらの取組により、クリティカルユース^{*6}のハロン消火剤を適切な管理の下に使用していくとともに、回収・リサイクルを推進することにより、建築物等の防火安全性を確保しつつ、不要な放出を抑えていくこととしている。

一方、ハロン代替消火剤を用いた消火設備についても種々のものが開発され、消火性能、毒性等に係る評価手法の検討が行われるとともに、知見が十分に蓄積されたガスに係るものについては、平成13年3月の消防法施行令等の改正により、一般基準化が行われた。平成22年8月には、消防法施行規則

が改正され、新たに開発されたハロン代替消火剤に係る技術基準が整備された。また、ハロン代替消火剤のうちHFC（ハイドロフルオロカーボン）については、「気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく京都議定書」において、温室効果ガスとして排出抑制・削減の対象となっているため、消防庁では回収・再利用等により排出抑制に努めるよう要請している。

今後も、国際会議等における地球環境保護の動向等に留意しながら、引き続きハロン消火剤等を適切な管理の下に使用していくとともに、回収・リサイクルを推進することにより、建築物等の防火安全性を確保しつつ不要な放出を抑えていく必要がある。

2. PFOSを含有する泡消火薬剤の排出抑制について

泡消火設備は、駐車場や危険物施設等において用いられている消火設備である。しかしながら、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS^{*7}）又はその塩が、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とした「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において、製造及び使用等が制限されることとなった。

これを受け、我が国においても、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」等が改正され、その製造、輸入等が禁止されるとともに、業として泡消火薬剤等を取り扱う際には、厳格な管理や保管容器への表示等の義務が課されることとなった。

消防庁としては、関連省庁やメーカー団体等と連携し、上記法令の周知徹底を図るとともに、平成22年9月に泡消火設備の点検基準を見直し、PFOSを含有する泡消火薬剤を使用している場合においては、泡放射によらない方法により点検を実施することを認める等の排出抑制を推進するための対策を講じた。

*4 ハロン消火剤：ハロゲン化物消火剤のうち、フロン的一种で臭素を含有する物質を消火剤とするもの

*5 特定非営利活動法人消防環境ネットワーク：ハロン消火剤の回収や再利用のため、ハロン消火剤を使用するガス系消火設備等のデータベースを作成・管理する団体として平成18年1月に業務開始。「ハロンバンク推進協議会」（平成5年7月設立）の業務を継承

*6 クリティカルユース（Critical Use）：美術館、電気室等で他の消火薬剤では代替することができない必要不可欠な部分における使用をいう。

*7 PFOS：Perfluorooctane sulfonic acidの略称。ストックホルムにおいて、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質として、規制対象に指定された。

消防防災の科学技術の研究・開発

研究・開発の推進

今後発生が予測されている南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする地震災害に備えるとともに、近年相次いで発生した集中豪雨、台風等の自然災害がもたらす被害を軽減するため、消防防災の科学技術を活用した対応策の検討は急務となっている。さらに、高齢化・人口減少に代表される社会構造の大きな変化や、福島第一原子力発電所事故を契機としたエネルギー事情等消防を取り巻く環境の変化や課題に科学技術の側面からの確に対応するため、関連する研究・開発の一層の推進が必要となってきた。

1. 消防庁における当面の重点研究開発目標

消防庁では、これら顕在化した課題解決のため、産学官における消防防災分野の研究に携わる関係者の共通認識・目標として策定している「消防防災科学技術高度化戦略プラン」（平成13年策定、同19年改定）を改定し、新たに「消防防災科学技術高度化戦略プラン（2012）」を取りまとめた。本プランでは、特に、安心・安全な社会の実現に向けて、実用化を目的とした研究開発を一層推進することにより、その成果が消防防災分野における社会システムの高度化に大きく貢献することを基本方針とし、消防研究センターを中心に関係者の一層の連携を図ることとした。さらに、本プランにおいては、「地震・津波・風水害等から住民を守る」、「複雑化、多様化する火災から住民を守る」など国民にわかりやすい視点で設定した五つの重点的研究領域及び、「火災予防・防火」、「大規模災害における防災情報」、「消火」、「救助」、「救急」など九つの各消防防災分野における個別具体的に取り組むべき研究課題を掲げ、関連する研究開発を戦略的・効率的に推進することとしている。

また、「科学技術イノベーション総合戦略2014」（平成26年6月24日閣議決定）、「世界最先端IT国

家創造宣言」（平成26年6月24日閣議決定）、「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、ICTやロボット技術等の先端技術を活用した新たな装備・資機材の開発・改良や消防法令上の技術基準等の確立に資する当面の重点研究開発目標（第6-1表）について、成果達成に向けた研究開発を推進することとしている。

2. 消防研究センター

消防庁における消防の科学技術の研究・開発は、我が国唯一の消防防災に関する国立研究機関である消防研究センターが中心となって実施している。消防研究センターの前身である消防研究所は、昭和23年（1948年）に国家消防庁の内局として設立されたが、平成13年4月1日、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人消防研究所となった。その後、危機管理機能の強化及び行政の効率的実施の観点から、消防庁に統合・吸収する方針が決定（平成16年12月24日閣議決定）され、「独立行政法人消防研究所の解散に関する法律」（平成18年法律第22号）に基づき、平成18年4月1日に廃止、消防研究センターとして消防庁に戻り、現在に至っている。この間一貫して、消防行政及び消防職団員の活動を科学技術の面から支えることを目的とした研究・開発を行っている。

3. 消防防災科学技術研究推進制度

消防防災に関する課題解決のため、産学官の研究機関等を対象に革新的かつ実用的な技術の育成・活用を目的とした「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的資金制度）により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防本部等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「科学技術イノベーション総合戦略2014」（平成26年6月24日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防本部が参画した産学官連携によ

第6-1表 消防庁における当面の重点研究開発目標

(1) ICTやロボット技術等の先端技術を活用した新たな装備・資機材の開発・改良	
①ICTを活用した災害対応のための消防ロボット技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発に着手し、実用レベル試作機的设计完了（2014）、試作機の完成（2015～2016）、実用可能なロボット完成（～2018） ◆科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用してリモートで操作できる災害対応ロボット等を2018年度までに導入し、順次高度化 ◆「世界最先端IT国家創造」宣言（平成26年6月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・災害現場に近付けない大規模災害・特殊災害等に際して、ITを活用してリモートで操作できる災害対応ロボット等を2018年度までに導入し、順次高度化
②地理空間情報（G空間情報）を活用した避難誘導や消火活動のためのシミュレーション技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報（G空間情報）を活用した避難誘導や消火活動について、2016年度までに導入検証し、2020年度までに導入を実現 ◆「世界最先端IT国家創造」宣言（平成26年6月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・地理空間情報（G空間情報）を活用した避難誘導や消火活動について、2016年度までに導入を検証し、2020年度までに導入を実現
③災害現場からの迅速で確実な人命救助技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・水やガレキが滞留している領域の踏破・救助を可能とする消防車両等の開発（～2018）
④堆積物火災の消火技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・堆積物火災消火技術の開発（～2018）
(2) 消防法令上の技術基準等の確立	
①水素ステーションに係る安全性評価技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションに係る安全性評価技術の確立（～2030）
②石油タンクの地震・津波時の安全性向上技術	<ul style="list-style-type: none"> ◆科学技術イノベーション総合戦略2014（平成26年6月24日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・石油タンクの安全性向上技術の開発（～2018）

る研究開発を推進している。

4. 消防機関における研究開発

消防防災の科学技術に関する研究開発については、消防機関の研究部門等においても、消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題や東日本大震災、集中豪雨、台風等の災害において明らかになった課題を解決するため、積極的に実施されている。

【 消防研究センターにおける研究開発等 】

消防研究センターでは、消防の科学技術に関する様々な研究開発のほか、消防法の規定に基づく消防庁長官による火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査も行っている。また、これらの研究開発及び調査により蓄積してきた知見を活用して、消防本部に対する技術的助言や緊急時の消防活動支援にも積極的に取り組んでいる。

1. 消防防災に関する研究

消防研究センターでは、平成23年度からの5年間を一つの研究期間として、第6-2表に掲げる四つの課題について研究開発を行っている。これらの研究内容には、東日本大震災で浮き彫りとなった消防防災の科学技術上の課題や、原子力発電所の事故の影響によるエネルギー事情の変化など、震災後の状況変化を見据えた課題も盛り込んでいる。ここでは、各研究課題の背景・目的と、平成25年度1年間に得られた主な研究開発成果について述べる。

また、近年増大しつつあるコンビナート事故や、南海トラフ等の大規模地震、大津波といった従来の想定を超える大規模災害に備えるため、新たな消防用ロボットのニーズが高まってきており、平成26年度からの研究開始に向けて準備を開始した。

（1）消防活動の安全確保のための研究開発

ア 背景・目的

本研究課題では、消防活動により一人でも多くの命を救うことができるよう、安全かつ効果的な消防活動を実現する上での技術的課題の解決を目指して、次の四つのサブテーマを設け、5年間の計画で

第6-2表 消防研究センターにおける平成23年度からの研究開発課題

1	消防活動の安全確保のための研究開発
	消防隊員が消火、救急、救助活動を安全かつ的確に行えるようにするため、消防用個人装備の技術基準の作成を目的とした研究、土砂災害時の救助活動の際に二次災害の危険性を的確に予測する機器の研究開発及び救急活動中のAED不具合の発生要因分析と改善策の検討を行う。また、東日本大震災を受け、津波被災地域など不整地への進入が可能な消防車両に関する研究及び無線ヘリ等を用いた偵察技術の開発を行う。
2	危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究
	巨大地震発生時の大規模危険物施設の被害を予防・軽減するために、石油タンクの津波による損傷の発生メカニズム及び防止策の研究と石油コンビナート地域の揺れをより高い精度でよりきめ細かく予測する方法の研究を行う。また、再生資源燃料の火災を予防するため、再生資源燃料等の火災危険性を評価する方法の研究を行うとともに、タンク火災や再生資源燃料等の火災に最適な消火技術を開発する。
3	大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発
	大規模地震や大津波の発生時における応急対応を迅速かつ適切に実施するために、発災直後に被害の状況を予測・把握する技術の研究開発を行う。また、頻繁に起こるとはいえない大規模災害発生時において、防災担当者が適切な対応を行えるようにするため、過去の災害に基づいて意思決定の要件を整理し、災害時対応方法を理解・習得できる模擬訓練技術を開発する。
4	多様化する火災に対する安全確保に関する研究
	火災による人的・物的被害の低減のために、火災調査の事例や統計からの火災の実態分析、様々な可燃物の燃焼性状の把握、火災警報の効果的な早期伝達技術、消防隊員による消火活動時に現場情報を把握する技術の研究を行う。また、地震や津波の後に発生する火災の出火原因や延焼要因の把握、今後普及が見込まれる再生可能エネルギー発電装置等の火災時危険性に関する研究を行う。

研究開発を行っている。

(ア) サブテーマ「消防ヘルメット等の装備及び個人防護技術の研究」

平成9年（1997年）以降の消火活動中の消防職員の受傷等の状況をみると、平均して一年間に約2名が殉職し、約300名が負傷しており、消火活動には依然として高い危険が伴うことを示している。また、近年の省エネルギー指向の建物は、可燃性のプラスチック断熱材等を使用していること及び高い気密性を有していることから消火活動中に急激に火勢が拡大することがあり、このような建物の増加により、今後、消火活動における危険性は更に高まるおそれがある。このサブテーマでは、これまでの消防防護服に関する研究開発成果を踏まえて、消防隊員が消防ヘルメット等を含めた防護装備を着用した状況の下で、その防護装備全体に求められる安全性能を明らかにするとともに、より安全かつ効果的に消火活動を実施できるようにするための活動基準を考案することを目指している。

(イ) サブテーマ「津波浸水域における消防活動用車両等の研究」

東日本大震災では、津波で浸水した地域に消防隊員が進入することが極めて困難であったことなどから、津波浸水域における消火・救助活動が難航した。このため、今後我が国に起こり得る大震災への備えとして、津波浸水域にも進入できる消防用車両等や津波浸水域における要救助者を速やかに発見する技術などが必要と考えられる。この

サブテーマでは、〔1〕津波で浸水し、がれきが堆積しているような地域においても、消火・救助活動を安全かつ円滑に実施することを可能とする消防用車両等が有すべき機能・性能を具体的に示すこと、〔2〕要救助者を速やかに発見するため、無人ヘリコプター等により周囲の状況を把握する技術を開発することを目指している。

(ウ) サブテーマ「がけ崩れでの活動における二次災害防止機器の研究」

豪雨や地震を契機としたがけ崩れは、我が国では避けることのできない災害であり、万一の生き埋め者の発生に備えることは重要である。がけ崩れによる生き埋め者の救助活動では、更なるがけ崩れが起きて救助活動を行う者に二次災害が生じるおそれの有無に注意する必要がある。現在、がけ崩れの前兆があるかどうかを素早くかつ広い範囲にわたって監視する方法はない。このため、このサブテーマでは、無人ヘリコプター等を活用してがけの変形を素早く広範囲に監視するシステムの開発を目指している。

(エ) サブテーマ「AEDの不具合の原因調査と対策検討」

救急活動において使用中のAEDに不具合と疑われるような動作が生じる事例が相次いで発生している。平成21年度に行われた全国メディカルコントロール協議会連絡会の調査の結果によると、平成19年から21年までの3年間に328件の不具合が報告されており、その後も同様の事例が発生している。このサブテーマでは、救急活動を確実

第6-1図 消防車、救助工作車、救急車のプロトタイプ車両



第6-2図 偵察用無人ヘリコプター



第6-3図 偵察用無人ヘリコプターからの偵察映像例



に行き、救える命を救えるようにするため、AEDの動作の不具合の要因を調査分析し、対応策の考案を目指している。

イ 平成25年度の主な研究開発成果

サブテーマ「消防ヘルメット等の装備及び個人防護技術の研究」では、消防ヘルメットや防火服の素材、形状、厚みなどの違いにより、火災による熱の伝わりやすさを予測するソフトウェアを開発した。

サブテーマ「津波浸水域における消防活動用車両等の研究」では、平成24年度に開発したプロトタイプ車両（第6-1図）をベースに実用化にむけて仕様検討を行い、浸水域での波対策、がれき集積領域でのパンク対策を講じた試作機作製を行った。また、偵察用の無人ヘリコプターの飛行実験（第6-2図、第6-3図）を行い、無線装置の信頼性向上や持ち運

びや離着陸を容易にするための機体形状の変更などを行った。

サブテーマ「がけ崩れでの活動における二次災害防止機器の研究」では、無人ヘリコプターの大きな振動下においても、がけの変形を監視できる実用的な計測精度を確保するための計測側のソフトウェアの開発を行った。

(2) 危険性物質と危険物施設の安全性向上に関する研究

ア 背景・目的

本研究課題では、東日本大震災において石油類等の危険物の貯蔵・取扱いを行う危険物施設が津波や地震動で多数被災したこと、我が国では今後もなお大地震の発生が危惧されていること、環境保護への取組が進められる中で、火災危険性がよくわからな

い物質やいったん火災が発生すると消火が困難な物質が普及するなど防火安全上の課題が生じていることを踏まえ、危険性物質と危険物施設の安全性の向上を目指して、次の四つのサブテーマを設け、5年間の計画で研究開発を行っている。

(ア) サブテーマ「石油タンクの津波による損傷メカニズム及び発生防止策の研究」及びサブテーマ「巨大地震による石油コンビナート地域における強震動予測及び石油タンク被害予測の研究」

東日本大震災では、数多くの石油タンクや配管が津波で押し流されたり、損傷したりする甚大な被害が発生した。このような石油タンク等危険物施設の大規模な津波被害は、我が国では初めてのことである。また、危険物の大量流出や火災には至らなかったものの、地震動の影響で石油タンクが損傷する被害も発生した。

地震・津波発生時の危険物施設の健全性の確保は、被害拡大の視点からのみならず、被災地における災害救助活動、避難生活に必要な石油類等エネルギーの供給維持にも不可欠であることが、東日本大震災でも示された。石油タンク等危険物施設の津波・地震動被害の予防・軽減対策の確立は、南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が危惧されている状況の中で、なお一層その重要性を増している。

このようなことから、サブテーマ「石油タンクの津波による損傷メカニズム及び発生防止策の研究」では、津波による石油タンクの被害発生メカニズムの解明、それに基づく被害予防・軽減対策の考案及び対策による効果の評価を目指している。また、サブテーマ「巨大地震による石油コンビナート地域における強震動予測及び石油タンク被害予測の研究」では、石油タンクの揺れによる被害を予防・軽減するためのよりの確かな対策案を立てられるよう、石油コンビナート地域等における強震動の予測をより精度よく、きめ細かに行えるようにすることを目指している。

(イ) サブテーマ「再生資源物質の火災危険性評価方法及び消火技術の開発」

環境保護に向けた取組がますます盛んになる中、資源再利用の取組の一環として、廃木材や再生資源燃料等の再生資源物質の利用が進められているが、これらの再生資源物質に関係する火災が

発生するなど、防火安全上の課題も生じている。今後安全を確保しつつ再生資源物質の利用を促進する上で、このような火災を予防するための知見・方策を研究開発することが必要不可欠なものになってくると考えられる。

再生資源物質は、山積み状態で貯蔵されている場合が多く、そこでの火災は蓄熱発火で発生するものが多い。東日本大震災の後には、震災で発生した山積みのがれきから火災が発生しており、これらの火災もまた蓄熱発火によるものと考えられる。再生資源物質が蓄熱発火する危険性をどの程度有しているかを適正に評価することは、火災予防上重要であるが、その評価手法は確立されていない。

また、山積み状態の再生資源物質の火災は、一般的に消火が困難であり、とくに金属スクラップの火災については、消火方法が確立されていない。

このようなことから、このサブテーマでは、再生資源物質の蓄熱発火の危険性の評価手法と火災になった場合の消火方法の開発を目指している。

(ウ) サブテーマ「フッ素化合物の使用禁止が泡消火薬剤の消火性能に与える影響評価と対応策に関する研究」

世界的な環境保護に向けた取組として、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づいて、フッ素化合物のうちPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)と呼ばれる物質の使用禁止が取り決められ、我が国でも原則として製造・使用ができなくなった。PFOSは石油タンク等の火災の消火に用いられる泡消火薬剤に、消火性能を向上させるために添加されてきており、今後、泡消火薬剤を新たに配置したり、古くなった泡消火薬剤を新しいものに交換したりするような場合には、これまでのPFOSを含む泡消火薬剤が使用できなくなることが懸念される。一方、泡消火薬剤の消火性能については、法令で基準が定められており、泡消火薬剤にPFOSを使えなくなったことによる影響の評価と今後の対応策が必要になってくるものと考えられる。

このようなことから、このサブテーマでは、PFOSを含まない泡消火薬剤のより効果的な使用方法とその消火性能をより適切に評価する方法の考案を目指している。

イ 平成25年度の主な研究開発成果

サブテーマ「石油タンクの津波による損傷メカニズム及び発生防止策の研究」では、東日本大震災時の津波による石油タンクの移動被害（流されたり、元の場所からずれてしまったりする被害）を詳細に分析し、石油タンクの配管の被害率と津波最大浸水深の関係を求め、被害率曲線を作成した。この曲線によれば、最大浸水深2mでは被害率は約25%であるが、4mになると約80%に急増するなど、最大浸水深と配管被害率の定量化ができ、今後の被害軽減対策を考える際に有用なツールになるものと考えられる。

サブテーマ「再生資源物質の火災危険性評価方法及び消火技術の開発」では、液体の再生資源物質について、自然発火温度と微小発熱試験装置による発熱検知温度の間に良い相関関係があることがわかった。これによって簡便に自然発火温度の推定をすることが可能となる。また、試作した蓄熱発火試験装置を用いて再生資源物質（ごみ固化燃料（RDF））について測定を行い、酸化発熱よりも分解ガスによる圧力上昇による危険性が高いことがわかった。

サブテーマ「フッ素化合物の使用禁止が泡消火薬剤の消火性能に与える影響評価と対応策に関する研究」では、大流量用の泡性状コントロールノズルを開発し、発泡倍率や保水性を調整した実験を行い、泡消火時の泡の厚みの変化挙動と火災抑制効果に関する知見を得て、泡性状に関するデータベースを作成した。

（3）大規模災害時の消防力強化のための情報技術の研究開発

ア 背景・目的

本研究課題では、消防職員が大地震や大雨による洪水などの未経験かつ未曾有の大規模災害に直面することとなった場合でも、適切な意思決定とそれに基づく迅速・的確な応急対応を可能とすることを目指して、被害推定シミュレーション等を活用した情報技術において、次の三つのサブテーマを設け、5年間の計画で研究開発を行っている。

（ア）サブテーマ「広域版地震被害想定システムの研究開発」

東日本大震災における災害対応の初期段階では、広範囲にわたる被害と通信の途絶などによって、甚大な被害を受けた地域及び全体的な被害規

模の把握ができず、緊急消防援助隊の活動に係る意思決定が容易でなかった。地震発生後に被害の様相がなかなか把握できない状況下では、被害の規模や分布を推定する仕組みが応急対応に係る意思決定を支援するものとなり得る。このような仕組みの一つとして、震源に関する情報に基づいて被害分布や被害量を推定するシステムを開発し、消防庁において実運用してきた。しかし、2011年東北地方太平洋沖地震のような巨大地震では、気象庁から地震直後に発表される震源に関する情報のみからでは、正確な推定ができなかった。そこでこのサブテーマでは、震度情報などを活用することにより、巨大地震に対しても確度の高い地震・津波被害推定結果が得られるようなシステムの開発を目指している。

（イ）サブテーマ「水害時の応急対応支援システムの開発」

大規模水害時においては、地方公共団体の災害対策本部が行う応急対策の項目は非常に多い。さらに、対策実施の判断条件、優先順位、対応力の限界などが複雑に絡み合うこと、災害の様相は時々刻々と変化し得るものであることなどから、どのような対策を、いつ、どのように実施するかを迅速かつ的確に判断することは極めて困難であり、場合によっては避難勧告発出に遅れが生じることも懸念される。加えて、大規模水害は頻繁に発生するものではないため、災害対策本部で応急対応にあたる担当者全員が必ずしも経験豊富ではないということも考えられる。こうしたことから、災害対策本部における水害時の応急対応を支援するための情報を提供するシステムの必要性は極めて高いといえる。

このようなことから、このサブテーマでは、〔1〕水害時に住民が適切に避難行動をとれるよう、河川水位等の防災・気象情報に基づいてわかりやすい防災広報文を作成し、緊迫感のある音声で広報する「避難広報支援システム」を研究開発すること、〔2〕災害時に災害対策本部が行うべき応急対応項目を時系列で管理することが可能な「応急対応支援システム」と「避難広報支援システム」とが連携し、避難勧告の発令等の意思決定を支援可能な「水害時の応急対応支援システム」を開発することを目指している。

(ウ) サブテーマ「同時多発火災への対応を訓練するためのシミュレーターの開発」

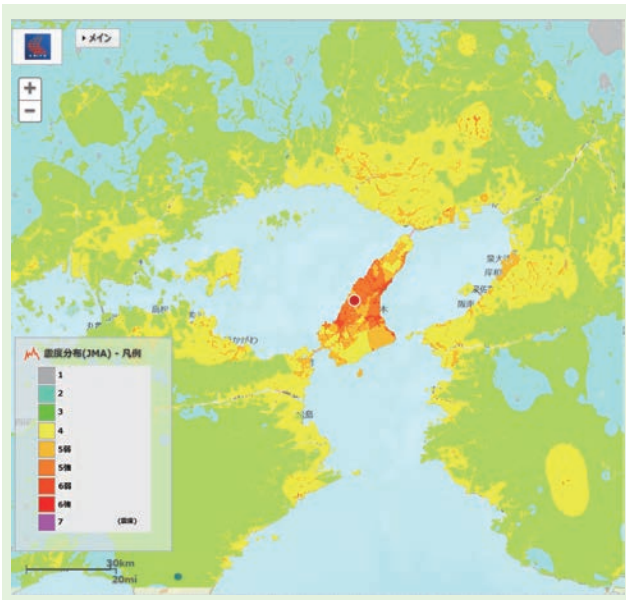
首都直下地震など大都市等で大地震が発生した場合は、多数の火災がほぼ同時に発生することが危惧される。このような場合には、消防本部の指揮指令担当者には、限られた消防隊を被害が最小になるように火災現場へ出動させることが求められる。しかし、消防職員であっても、同時多発火災に対応した経験を有する者は少ないことから、判断・指示を的確に行うことは必ずしも容易ではないと考えられ、地震時の同時多発火災への消防の対応力を強化するためには、そのような火災を想定した図上訓練が重要である。そこで、本サブテーマでは、〔1〕東日本大震災における火災発生事例に基づく地震直後の火災発生件数の予測式の検討、〔2〕複数の出火点の延焼予測を高速で実行可能なシステムの開発、〔3〕同時多発火災対応のための効果的な消防戦術の検討を行い、これらの結果を活用して、同時多発火災対応訓練シミュレーターを開発することを目指している。

イ 平成25年度の主な研究開発成果

サブテーマ「広域版地震被害想定システムの研究開発」では、機能向上を図るための開発を実施するとともに、計測震度計の情報に基づいて被害推計が可能なシステムの試験運用によって（第6-4図）、従来の点震源の方式と比較して、システムの被害予測

第6-4図

広域版地震被害想定システムによる被害推計事例（平成25年4月に発生した淡路島付近を震源とする地震）



精度が向上することが確認された。

サブテーマ「水害時の応急対応支援システムの開発」では、災害対策本部が行うべき応急対応項目を災害発生の前からの時間軸上で明らかにするため、平成25年の台風8号での水害で被害を受けた京都市において、119番通報等の災害情報による災害の発生状況の把握やそれを受けての避難勧告の発令、警戒態勢などの対応状況を調査した。また、災害事象や対応項目を時間軸上で整理可能な応急対応意志決定支援システムのWEB版の試作を行った。

サブテーマ「同時多発火災への対応を訓練するためのシミュレーターの開発」では、火災延焼シミュレーションの機能向上を図るための開発を実施するとともに、地域の防火力向上のために自主防災組織や消防団などで実施されている防災訓練において、開発中のソフトウェアを活用した（第6-5図）。

（4）多様化する火災に対する安全確保に関する研究

ア 背景・目的

本研究課題では、東日本大震災で発生したような地震・津波火災、社会環境の変化などにより多様化している火災、住宅用火災警報器、再燃火災などに関係する様々な防火安全上の技術的課題を解決することを目指して、次の五つのサブテーマを設け、5年間の計画で研究開発を行っている。

(ア) サブテーマ「東日本大震災における火災分析と防火対策」

a 東日本大震災において発生した火災の発生原因や延焼要因の究明

東日本大震災では、市街地広域火災に拡大した火災や避難所に延焼した火災など、地震・津

第6-5図

火災延焼シミュレーションを使った防災講話とその後のスタンドパイプを使った放水訓練の様子、平成25年9月



波火災として重大な問題を含むものが発生しているが、これらの火災の中には、実態がよくわからないものがある。また、津波で浸水した自動車から出火する事例が多数あったことが、目撃談やビデオ映像などからわかっているが、その出火メカニズムは明らかでない。このようなことから、このサブテーマでは、今後の地震・津波火災を防いだり、延焼・拡大を抑えたりするための技術的方策を見いだすため、東日本大震災において発生した火災の発生原因や延焼要因を究明することを目指している。

b 再生可能エネルギー関連設備・装置の火災危険性把握

環境指向の高まりとともに、太陽光など再生可能エネルギーを利用した家庭内発電装置やメガソーラーなどの発電所の数が増加している。このような再生可能エネルギー関連設備・装置は、東日本大震災における原子力発電所の事故の影響による電力不足や被災地復興のための需要などの要因から今後ますます増えていく可能性がある。しかしながら、太陽光発電装置が設置された住宅における火災の消火活動中に消防隊員が感電するという事案が報告されており、このような太陽光発電装置は消火活動中の危険要因となり得る。このサブテーマでは、太陽光発電装置などの再生可能エネルギー関連設備・装置の火災予防上の安全な使用方法と、そのような設備・装置が設置されている火災現場において、安全に消火活動を行えるようにするための方策を見いだすため、〔1〕設備・装置自体が有する火災危険性と、〔2〕設備・装置が火災に巻き込まれた時に発生する危険性を評価することを目指している。

(イ) サブテーマ「火災の実態把握と課題抽出」

近年、個室ビデオ店のような消防法令上想定されていなかった新しい業態や建物の使い方の出現、新しい素材や物質などの普及、高齢化の進展、一人暮らし世帯の増加などにより、火災の原因や現象、被害の生じ方も変化している。

このサブテーマでは、火災予防のための施策と啓発活動への反映や、実施すべき新たな研究課題の提起などを通じて、火災による人的・物的被害の軽減につなげられるよう、年々変化する火災の実態を分析し、その傾向・要因を把握することを

目指している。

(ウ) サブテーマ「火災の促進要因と燃焼性状の実験と数値計算による分析」

a 様々な可燃物の燃焼・消火に伴う生成物及び燃焼に伴う諸現象の把握

低反発素材、金属混合樹脂、建物内外の断熱材などの新しい材料・素材の中には、火災時の燃焼性状や燃焼中・消火中の有毒ガス等の危険性など、正確な火災感知・消火、安全な避難、効果的な消防活動にとって必要不可欠な情報が得られていないものがある。このサブテーマでは、こうした可燃物の燃焼・消火に伴う生成物及び燃焼に伴う諸現象を主として実験的に把握することを目指している。

b 火災に伴って発生する旋風の発生メカニズム・発生条件の解明

大規模市街地火災、林野火災などでは、「火災旋風」と呼ばれる竜巻状の渦が発生して、多くの被害を引き起こされることがあり、首都直下地震においてもその発生が危惧されている。これまでの研究により、火災域の風下に発生する旋風の発生メカニズムや構造が徐々に明らかになってきたが、依然不明な点が多い。そのためこのサブテーマでは、火災域の風下に発生する旋風の発生メカニズム・発生条件の解明に加えて、無風下で発生する火災旋風の発生条件の解明を目指している。

c コンピュータシミュレーションによる火災再現技術の研究開発

火災の調査や消防用設備の設置の効果の検討を行う目的で、火災実験が行われる場合があるが、そのような実験には大規模な設備が必要である。また、実験の準備・実施には多くの時間、費用が必要であることから、実験条件を変えたいくつものケースについて実験を行うことは困難である。このような火災実験の代わりとなり、かつより効率的な手段として、コンピュータシミュレーションによる火災再現技術が期待されており、その有効性も示されつつある。しかし、そのようなシミュレーションを行うには高価で高性能なコンピュータが必要であるため、消防本部等においては導入しにくい状況にある。このようなことから、このサブテーマでは、パソコンでも火災再現のコンピュータシミュレー

シオンを実施可能にするような高速な計算手法の研究開発を目指している。

(エ) サブテーマ「生活に密着した建物等での警報伝達手段に関する研究」

住宅用火災警報器や自動火災報知設備が設置されていない小規模店舗が多いアーケード街や市場では、ひとたび出火すると延焼拡大する事例がある。このような火災における安全で確実な避難を可能にする方法として、火災警報を火災が発生した建物の中にいる人のみではなく、その周辺の建物の中にいる人にも伝達することが考えられる。このようなことから、このサブテーマでは、小規模建物群において、住宅用火災警報器により近隣建物に警報を伝達し、共助体勢を構築する技術の開発を目指している。

(オ) サブテーマ「熱画像を活用した再燃火災の発生防止に関する研究」

火災がいったん鎮火した後に再び燃える再燃火災は、二次的な被害を生じるだけでなく、市民の消防に対する信頼を損なうおそれのある問題であるが、現状では、再燃火災を完全に防止する手法はない。鎮圧後の火災現場において、再燃火災の原因となる壁や天井裏などの構造内の残火を探し出すための手法は、今のところは、目で見て、手で触って温度を確認するなど、消防隊員の感覚や経験に依存している。そこでこのサブテーマでは、再燃火災防止のための技術として赤外線カメラを利用するなどして、消火後の火災現場の温度管理が行えるよう、温度場を定量的に監視・記録できる手法を開発することを目指している。

イ 平成25年度の主な研究開発成果

サブテーマ「東日本大震災における火災分析と防火対策」では、再生可能エネルギーのひとつである太陽光発電装置について、消防隊員の感電と燃焼時の発生ガスに着目し実験を行った。消防隊員が消火活動時に使用する手袋、靴、破壊器具について、感電の観点から抵抗の測定を行った結果、濡れた場合にはすべての手袋で感電の危険があることがわかった。太陽電池モジュールを構成する樹脂が加熱や燃焼で分解すると、フッ化水素、炭化水素、プロパナール、ベンゼン、トルエン、スチレンなど、有毒ガスを含む多様な分解ガスが発生することがわかった。

サブテーマ「火災の実態把握と課題抽出」では、

社会情勢の変化に留意しつつ、課題の抽出を目的とした探索的分析を行った。

サブテーマ「火災の促進要因と燃焼性状の実験と数値計算による分析」では、サンドイッチパネル等の建物内装材に使用される素材及び収容可燃物に関する燃焼性状の把握を行い、高温の煙による天井への伝熱と平成24年度に実施した剥離条件とを組み合わせ、火災時におけるサンドイッチパネルの剥離予測モデルを作成した。また、燃焼条件を考慮した小規模実験による燃焼データの把握・蓄積を行うとともに、火災室以外の場所で亡くなる条件について一酸化炭素燃焼生成ガスの発生状況に基づき、より詳細な検討を行った。実大実験で発生する、多量のスス・水分などを除去するための装置開発及び実大火災実験による実証実験を行った。

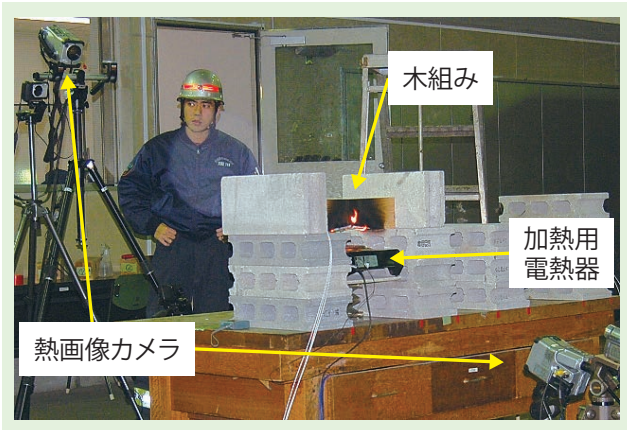
「火災に伴って発生する旋風の発生メカニズム・発生条件の解明」では、火災域のすぐ風下に発生して、風に流されずにその場に定在するタイプの火災旋風の発生メカニズムを解明するために、1～2m規模の火炎を用いた室内実験を行った。その結果、このタイプの火災旋風は、風で傾いた火炎からの上昇気流内に形成される渦対の各渦の中に火炎が巻き込まれることによって発生している可能性が高いことが明らかになった。

「コンピュータシミュレーションによる火災再現技術の研究開発」では、火災調査の技術的支援としてコンピュータシミュレーションを火災建物に適用した。シミュレーション結果から廊下やパイプスペースを經由して拡散する一酸化炭素の建物内濃度分布の時間変化を再現し、実際の火災状況を説明できる情報の一つとしてコンピュータシミュレーションの活用が図れた。

サブテーマ「生活に密着した建物等での警報伝達手段に関する研究」では、北九州市内の木造市場の各店舗に無線連動式住宅用火災警報器を設置し、火災警報を近隣複数世帯間で共有する地域警報ネットワーク構築のモデル実験を行った。モデル実験開始後1年間で通信障害による非火災報が発生したが、中継器を増設することで対処できた。また、無線連動式住宅用火災警報器設置による共助意識の向上の分析に必要な、実験開始時の防災意識アンケートを実施した。

サブテーマ「熱画像を活用した再燃火災の発生防止に関する研究」では、再燃着火の危険性が高い、

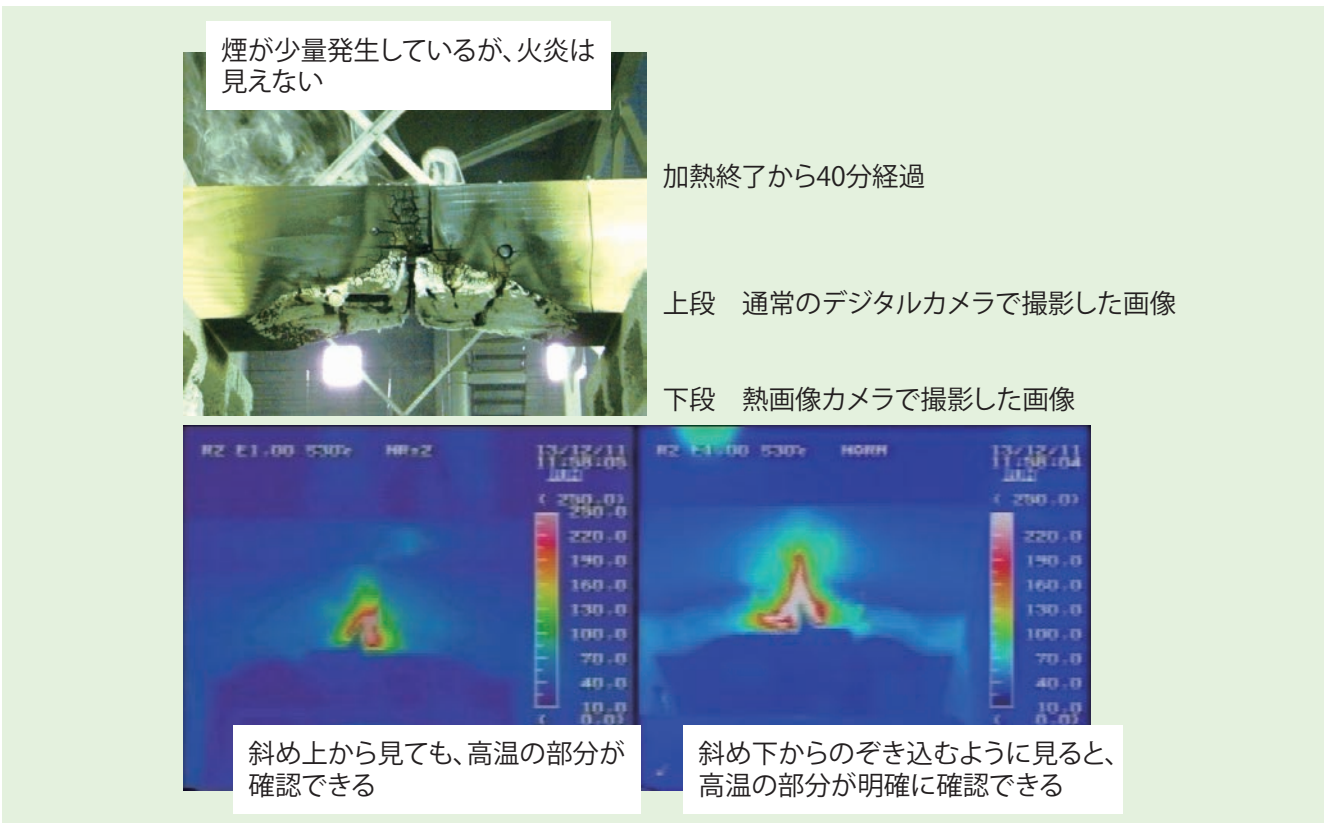
第6-6図 実験の様子



第6-7図 加熱中の様子



第6-8図 40分間加熱し、その後40分間放置した際の様子



天井裏の木製部材の接合部（木組み）が長時間燃焼した想定での実験を行った。木組みを電熱器で下方から40分加熱し、熱画像カメラ、通常のビデオカメラ、通常のデジタルカメラで観察した（第6-6図）。加熱を継続している間は、時々、火炎をあげながら、木の焼けが進んだ（第6-7図）。加熱を終了した後は、火炎は見えなくなったが、熱画像カメラで観察すると、接合部のすきまに200℃を超える高温の部分があることを容易に見つけることができた（第6-8図）。

（5）災害対応のための消防ロボットの研究開発

ア 背景・目的

平成15年に発生した十勝沖地震では、石油タンクの上全体が火に包まれる大規模な火災が発生し、東日本大震災においてガス貯蔵施設の火災・爆発が発生した。現在、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が懸念される中、自然災害によって石油コンビナートや化学プラントといったエネルギー・産業基盤施設において大規模な火災が発生することも考えられる。自然災害ばかりでなく、石油コンビナー

トや化学プラントにおける火災・爆発事故も発生しており、ここ数年間は事故件数も増加傾向にある。

これらエネルギー・産業基盤施設の火災は市民生活の安心安全上大きな影響を与えるのみならず、市民の日常生活のエネルギー、物資の供給面においても支障をきたす。またさらに自然災害や事故後、地域の復興・復旧には、エネルギー・産業基盤が不可欠である。したがって、自然災害や事故に対して強靱な社会を実現するために、これらの火災を早期に抑制することが重要である。しかしながら、特殊な環境下の大規模火災において、消防隊員が大規模な火災に近接して活動することは非常に危険を伴い現実的には不可能である。また遠隔操作機器等での対応にも、通信条件の影響などもあり、有効な活動を行うための限界もある。

そこで、消防隊員による操作の必要がなく、簡単な判断及び操作指示をするだけで、半自律的に火災抑制、消火活動を行うことができる消防ロボットシステムを、平成26年度から5年計画で開発する。開発する消防ロボットシステムのイメージを第6-9図に示す。空中や地上の偵察ロボットが火災の状況を偵察伝送し、センターシステムで気象状況などを考慮した上で最適な消火戦術を導き、放水ロボットの放水位置を確定し、放水ロボット及びホース延長ロボットが放水作業を開始するというように、複数のロボットに機能を分散し、それぞれのロボットが協調連携し活動を成し遂げる。また、各ロボットには自律的な機能を取り入れる。自律機能を実現するには画像認識や空間認識などの高度な先端技術を研

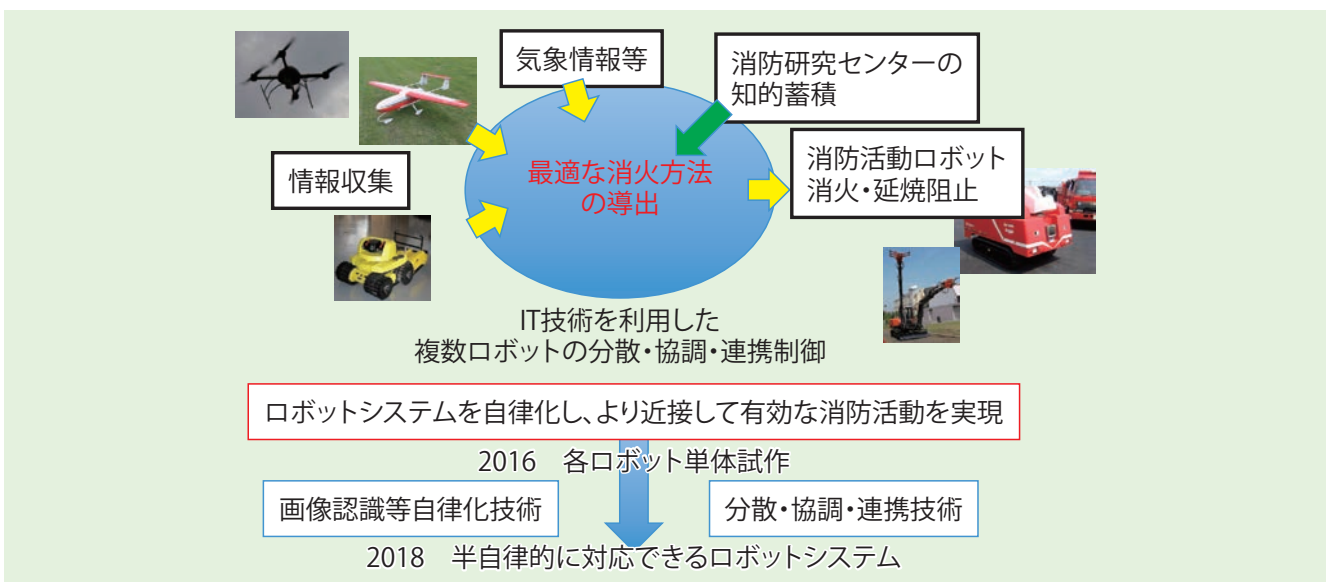
究し消防活動という過酷な状況において機能するように仕上げる必要もある。自律的な機能を取り入れることによって、消防隊員が進出できない、あるいは、遠隔操作機器では進出できない、大規模火災に近接し、高熱な領域での消防活動を可能とし、より効率的な消防活動を実現する。

対応を想定している状況は以下のとおり。

- (ア) 石油タンクの防油堤内火災や可燃性ガスホルダーの防液堤内火災の発生時において隣接する石油タンク等周辺施設への延焼を阻止するため、周辺施設を冷却する活動
- (イ) 大型の浮き屋根石油タンク全面火災が発生した状況下において、火災燃焼中の石油タンク側板を冷却し石油タンクの倒壊を防ぐことができること
- (ウ) 中型の浮き屋根石油タンク全面火災が発生した状況下において、火災を抑制できる（鎮圧まではできなくても、火炎の拡大をコントロールできる）こと
- (エ) 上記（ア）～（ウ）の活動に伴う偵察・情報収集活動

開発する消防ロボットシステム1セットで対応できない場合は、複数セット用いることにより対応する。また、石油コンビナート火災以外の大規模火災にも対応可能とする汎用性、また、消防ロボットシステム全体ではなく一部のロボット、たとえば偵察ロボットだけでも機能することも考慮し開発を進めている。

第6-9図 開発する消防ロボットシステムのイメージ



イ 年次計画

平成26年度には設計を行い、平成28年度には消防ロボットシステムを構成する、偵察ロボットや放水ロボットなどの一次試作を完成させる。試作したロボットに協調連携や自律化といった高度な機能を取り込み、平成30年度には実戦配備可能なロボットシステムを完成させる。

2. 火災原因調査等及び災害・事故への対応

(1) 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等

ア 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等の実施

消防防災の科学技術に関する専門的知見及び試験

研究施設を有する消防研究センターは、消防庁長官の火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査（消防法第35条の3の2及び第16条の3の2）を実施することとされており、大規模あるいは特異な火災・危険物流出等の事故を中心に、全国各地においてその原因調査を実施している。また、消防本部への技術支援として、原因究明のための鑑識*¹、鑑定*²、現地調査を消防本部の依頼を受け共同で実施している。

平成25年4月以降に実施した火災原因調査等は第6-3表のとおりである。また、平成25年度に行った鑑識は66件、鑑定は43件である。

主な原因調査は次のとおりである。

平成25年8月に京都府内の花火大会で発生した火災（死者3名、負傷者56名）においては、消防

第6-3表 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧(平成25年4月以降に調査を実施したもの)

No.	調査区分	出火日 (発災日)	場 所	施設名称等	概 要	現地 出向者数
1	長官調査 (主体調査)	H25. 8. 15	京都府福知山市	花火大会火災	消防庁長官による火災原因調査 露天商店舗が発電機に使用していたガソリンの火災により、死傷者が発生したもの。死者3名、負傷者56名。	16人
2	依頼調査	H25. 9. 5	千葉県松戸市	ポンプ室工事中の爆発	現場見分に係る技術支援（火災） ポンプ室において、グラインダーを用いて弁の改修工事を行っていたところ、配管内の可燃性ガスに着火し爆発したもの。負傷者5名。	4人
3	長官調査 (主体調査)	H25. 10. 11	福岡県福岡市	有床診療所火災	消防庁長官による火災原因調査 鉄筋コンクリート造地上4階・地下1階の診療所の1階から出火し、多数の死者が発生したもの。死者10名、負傷者5名。	10人
4	依頼調査	H25. 11. 7	大阪府堺市	屋外タンク貯蔵所	危険物流出等事故調査 屋外タンク貯蔵所の蒸気ドレン配管から油が漏れ、防油堤内及び油水分離槽に溜まったもの。	3人
5	依頼調査	H25. 11. 15	千葉県野田市	廃油再生工場爆発火災	現場見分に係る技術支援（火災） 廃油を処理する再生プラントで、ガソリンが混入した廃油を処理していたところ、何らかの原因により爆発火災が発生したもの。死者2名、負傷者15名。	18人
6	長官調査 (要請調査)	H26. 1. 9	三重県四日市市	三菱マテリアル(株) 四日市工場	消防庁長官による火災原因調査 トリクロロシランを生成させるプラントから取り外した熱交換器の洗浄作業中に何らかの原因で爆発が発生し、爆風等を受けた作業員が吹き飛ばされるなど、多大な被害が生じたもの。死者5名、負傷者12名。	21人
7	自主調査	H26. 2. 14	神奈川県川崎市	屋外タンク貯蔵所	危険物流出等事故調査 屋外タンク貯蔵所から別のタンクに油を移送していたところ、側板中程に亀裂が発生し、油が防油堤内に噴出したもの。	2人
8	長官調査 (主体調査)	H26. 9. 3	愛知県東海市	新日鐵住金(株)名古屋 製鐵所火災	消防庁長官による火災原因調査 コークス炉上部に設置された石炭塔内に取り付けられているホッパーが何らかの原因により爆発し、多数の負傷者が発生したもの。負傷者15名。	16人

(備考) 長官調査（主体調査）：消防庁長官の主体的判断による調査
長官調査（要請調査）：消防本部等から消防庁長官への要請に基づく調査
依頼調査：消防本部等から消防研究センター所長への依頼に基づく調査
自主調査：消防研究センターの自主的調査

* 1 鑑識：火災の原因判定のため具体的な事実関係を明らかにすること

* 2 鑑定：科学的手法により、必要な試験及び実験を行い、火災の原因判定のための資料を得ること

庁長官の自らの判断による火災原因調査を行った。

平成25年10月に福岡県内の有床診療所で発生し入院患者等が死傷した火災(死者10名、負傷者5名)においては、消防庁長官の自らの判断による火災原因調査を行った。

平成25年11月に千葉県内の廃油処理施設で発生した爆発火災(死者2名、負傷者15名)においては、消防本部からの要請を受けて、現場調査の技術的支援を行った。

平成26年1月に三重県内の化学工場で発生した熱交換器洗浄中の爆発火災(死者5名、負傷者12名)においては、消防本部から消防庁長官への要請に基づいて火災原因調査を行った。

イ 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の高度化に向けた取組

近年の火災・爆発事故は、グループホームや個室ビデオ店のような新しい使用形態の施設での火災やごみをリサイクルして燃料を製造する施設での火災、あるいは、機器の洗浄を行うなどの非定常作業時の火災、燃焼機器、自動車などの製品の火災など、複雑・多様化している。また、石油類等を貯蔵し、取り扱う危険物施設での危険物流出等の事故や火災発生件数は増加傾向にあり、危険物施設の安全対策上問題となっている。

このような火災・事故を詳細に調査し、原因を究明することは、火災・事故の予防対策を考える上で必要不可欠であり、そのためには、調査用資機材の高度化や科学技術の高度利用が必要である。

このため消防研究センターでは、走査型電子顕微鏡、デジタルマイクロスコープ、X線透過装置、ガスクロマトグラフ質量分析計、フーリエ変換型赤外分光光度計、X線回折装置などの調査用の分析機器を保有し、観察する試料や状況に応じて使用する機器を選択し、火災や危険物流出等事故の原因調査を行っている。

さらに、消防研究センターでは、高度な分析機器を積載した機動鑑識車を整備し、火災や危険物流出等事故の現場で迅速に高度な調査活動が行えるような体制をとっている。

また、消防法改正により、平成25年4月から、消防本部は火災の原因調査のため火災の原因であると疑われる製品の製造業者等に対して資料提出等を命ずることができることとなった。消防本部の依頼

を受け消防研究センターで実施する鑑識・鑑定では、電気用品、燃焼機器、自動車などの製品に関するものが増えており、これらの火災原因調査に関する消防本部からの問い合わせにも随時対応しており、消防本部の火災原因調査の支援のため、設備や体制の整備を図っていくこととしている。

(2) 災害・事故への対応

消防研究センターでは、火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査に加え、災害・事故における消防活動において専門的知識が必要となった場合には、職員を現地に派遣し、必要に応じて助言を行うなど消防活動に対する技術的支援も行っている。また、消防防災の施策や研究開発の実施・推進にとって重要な災害・事故が発生した際にも、現地に職員を派遣するなどして、被害調査や情報収集などを行っている。

災害・事故における消防活動に対する技術的支援としては次のようなものを実施している。

平成26年5月に東京都町田市内のマグネシウム合金を扱っている作業場において発生した火災(負傷者8名)では、現場での火災収束を支援するため、職員を現地に派遣し、技術的助言を行った。

研究開発に係る災害・事故の調査としては次のようなものを実施している。

東日本大震災に関して、平成25年度においても継続的に現地調査を行っている。

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会で発生したガソリン携行缶の火災事故に関連して、現地に職員を派遣するとともに、再発防止のため、実験によって現象の解明を行った。

平成25年11月に伊豆大島で発生した土砂災害では、現場での被災状況等についての現地調査を行った。

3. 研究成果をより広く役立てるために

消防研究センターでは、研究開発によって得られた成果を、全国の消防職団員をはじめとする消防関係者はもとより、より広く活用されるよう次の活動を行っている。

(1) 一般公開

毎年4月の「科学技術週間」にあわせて、消防研

究センターの一般公開を実施している。平成26年度は4月18日に実施した。

一般公開では、実験施設等の公開、展示や実演による消防研究センターにおける研究開発等の紹介を行っている。平成26年度は、平成23年3月11日の東日本大震災の課題を踏まえて取り組んでいる研究開発をはじめ合計11（実演6、展示5）の公開項目を設けた。

（2）全国消防技術者会議

全国の消防の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、参加する他の発表者や聴講者と討論を行う場として昭和28年（1953年）から「全国消防技術者会議」を毎年開催している。この会議では、消防機関等における研究成果、消防機器の開発・改良、火災原因調査事例に関する発表に加えて、「消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰」の受賞作品の発表や消防防災科学技術研究推進制度による研究成果の発表が行われている。61回目となる平成25年度の会議は、10月24日及び25日の2日間、都内で開催した。

（3）消防防災研究講演会

消防研究センターの研究成果の発表及び消防関係者や消防防災分野の技術者や研究者との意見交換を行うため、平成9年度（1997年度）から「消防防災研究講演会」を開催している。この講演会では毎年特定のテーマを設けており、17回目となる平成25年度の講演会は「大規模・特殊災害時における現場対応と消防科学技術の役割～今後の首都直下・南海トラフ地震への対応について～」をテーマとして、平成26年1月31日に日本橋公会堂ホール（東京都中央区）で開催した。

（4）調査技術会議

消防研究センターでは、消防本部が行った火災及び危険物流出等事故に関する事故事例や最新の調査技術を互いに発表する「調査技術会議」を開催している。この会議は、調査技術や行政反映策に関する情報を共有して消防本部の火災調査及び危険物流出等事故調査に関する実務能力を全国的に向上させることを目的としており、会議で発表された調査事例は、年度末に取りまとめてすべての消防本部に配

付し、情報共有を図っている。この会議は、年間5回程度開催している。平成25年度は、東京、名古屋、仙台、大阪、福岡の5都市で開催し、火災事例発表が計32件、危険物等事故事例発表が計9件行われた。

（5）消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学論文及び原因調査事例報告に関する表彰

消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、消防職団員や一般の方による消防防災機器等の開発・改良及び消防防災に関する研究成果のうち特に優れたものを消防庁長官が表彰する制度を平成9年度（1997年度）から実施している。応募の資格に制限はないため、多くの人に開かれた発表の機会となっている。平成21年度から、従来の募集に加えて、優秀な原因調査事例についても表彰の対象として募集を行っている。

平成25年度は90作品の応募があり、選考委員会による選考の結果、27の受賞作品（優秀賞24編、奨励賞3編）が決定され、10月24日に表彰式及び全国消防技術者会議の中で表彰者による受賞作品の発表が行われた。

（6）施設見学

消防研究センターでは、消防職団員や市町村の防災担当者に限らず、近隣の小中学校や自治会、防火協議会など、多くの方に実験施設や研究成果を見学してもらっている。平成25年度は合計で43件1,211名の見学があった。

【競争的資金による産学官連携の推進】

消防庁では、消防防災科学技術の振興を図り、安心・安全に暮らせる社会の実現に資する研究を、提案公募の形式により、産学官において研究活動に携わる者等から幅広く募り、優秀な提案に対して研究費を助成し、産学官の連携を推進するため、革新的かつ実用的な技術を育成する「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的研究資金制度）を平成15年度に創設し、制度の充実を着実に図ってきた。特に、平成18年度からは、PD（プログラムディレクター）、PO（プログラムオフィサー）を選任し、類似の研究開発の有無等を含め、研究内容についての審査を行うなど、実施体制を充実強化するように努めた。ま

第6-4表 採択研究テーマ一覧

(平成26年度)

平成26年度採択の新規研究課題（4件）
・水素スタンド併設給油取扱所の安全性評価技術に関する研究
・市街地における大規模人間行動シミュレーションによる災害時に発生し得る極端現象の解明とその対処の検討
・小規模な社会福祉施設等に適した簡易な自動消火設備の研究開発
・A E法による保温材撤去不要の供用中配管CUI検査・評価技術開発
平成25年度採択の継続研究課題（4件）
・福島第一原発での教訓を踏まえた突入撤退判断システムの開発
・津波に対する危険物貯蔵施設の多段階防護システム
・ゲル状消火剤の高精度投下による安全かつ効果的な航空消火システムの開発
・傷病者の体調に優しい救急車用ベッドの振動低減に関する研究開発
平成24年度採択の継続研究課題（6件）
・大規模災害、聴覚・言語機能障がいに対応した緊急通報技術の開発
・聴覚・言語機能障害者のための緊急ユニバーサル・コミュニケーション・システム
・情報伝達・共有型図上訓練を用いた危機管理体制強化マネジメントプログラム
・ハイブリッド通信によるロバストな双方向情報伝達システムの開発
・確実な気道確保と急速脳冷却が可能な声門上気道デバイスと灌流装置の開発
・地域特性を考慮した効果的な放火火災防止対策と支援システムの研究開発

第6-5表 応募件数、採択件数等の推移

(各年度)

年 度	応募件数	採択件数	継続件数	予 算
平成15年度	131件	16件	—	2.0億円
平成16年度	64件	12件	12件	3.0億円
平成17年度	75件	11件	18件	3.7億円
平成18年度	47件	9件	15件	3.5億円
平成19年度	38件	9件	17件	3.1億円
平成20年度	44件	13件	13件	2.9億円
平成21年度	65件	12件	13件	2.8億円
平成22年度	47件	9件	19件	2.5億円
平成23年度	45件	6件	10件	1.6億円
平成24年度	33件	12件	7件	2.1億円
平成25年度	28件	5件	13件	1.8億円
平成26年度	26件	4件	10件	1.5億円

(備考) 消防庁まとめにより作成

た、消防防災科学技術研究開発事例集による成果報告やフォローアップの実施など、当該制度により進められた研究開発がより有効に活用されるよう努めている。また、公募に係る研究課題については、消防防災全般としていたものに、平成18年度には消火・救助等に関しあらかじめ設定した課題（「テーマ設定型研究開発」枠）を、平成19年度には火災等の災害に対する消防防災活動や予防業務等における現場のニーズを反映した課題（「現場ニーズ対応型研究開発」枠）を新たに設定し、また、平成23年度公募時より、消防機関に所属する者の研究グループへの参画を義務付けすることとし、消防機関のニーズをより反映した形で火災等の災害現場に密着した課題解決型の研究開発の促進を図っている。さらに、平成24年度には東日本大震災関連の研究課題に重点を置くなど、鋭意、公募方針を見直し一

層の実用化に向けて本制度の充実を図っている。平成26年度の新規研究課題については、外部の学識経験者等からなる「消防防災科学技術研究推進評価会」の審議結果に基づき、「科学技術イノベーション総合戦略」、「世界最先端IT国家創造宣言」、「日本再興戦略」等の政府方針や、消防防災行政における重要施策等を踏まえ、4件を採択した。また、平成24年度、平成25年度からの継続課題についても上記評価会の評価審議結果に基づき10件採択している（第6-4表、第6-5表）。この制度の下、これまでに104件の研究課題が終了し、数々の研究成果が得られている。特に平成17年度には「水／空気2流体混合噴霧消火システムを用いた放水装置」が、また、平成19年度には「小水量型消火剤の開発と新たな消火戦術の構築」が、そして平成23年度には「高圧水駆動カッターの研究開発」が、それぞれ産学官連携推進会議において産学官連携功労者表彰（総務大臣賞）を受賞した。

消防機関の研究等

消防機関の研究部門等においては、消防防災の科学技術に関する研究開発として主に消防防災資機材等の開発・改良、消防隊員の安全対策に関する研究、救急及び救助の研究、火災性状に関する研究など、災害現場に密着した技術開発や応用研究を行うとともに、火災原因調査に係る原因究明のための研究（調査、分析、試験等）、危険物に関する研究が行われている。消防機関の研究部門等は個々に研究を行う

第6-6表 消防機関の研究部門等の概要

(平成25年度)

消防本部名	定員	主な試験研究(備考1)
札幌市消防局	4	④⑦
東京消防庁	43	①②③④⑤⑦
川崎市消防局	3	(備考2)
横浜市消防局	5	①⑦
名古屋市消防局	6	②⑤⑥
京都市消防局	6	①⑤
大阪市消防局	10	⑤
神戸市消防局	3	①④⑤
北九州市消防局	3	⑦

(備考) 1 ①一般の火災研究
 ②救急及び救助の研究
 ③危険物に関する研究
 ④消防防災資機材等の開発研究
 ⑤火災原因究明及び鑑識等の調査研究
 ⑥普及啓発手法に関する研究開発
 ⑦消防隊員の安全対策に関する研究開発
 2 平成25年度の研究実績なし

だけでなく、東京消防庁をはじめ、札幌市消防局、川崎市消防局、横浜市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局及び北九州市消防局の9消防機関においては、毎年度「大都市消防防災研究機関連絡会議」を開催するなど、消防防災科学技術についての情報交換・意見交換等を行っている(これらの研究部門等の概要は、第6-6表のとおり)。

【 消防防災科学技術の研究の課題 】

南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震等の発生が懸念されており、東日本大震災において顕在化した災害情報の獲得困難、通信の途絶による消防活動阻害などの消防防災分野の科学技術上の課題に対し、迅速な研究成果の達成が求められている。また、近年相次いだ台風や集中豪雨による甚大な被害の発生など、地震以外の災害も多発していることに加え、高齢化・人口減少に代表される社会構造の大きな変化やエネルギー事情の変化等の課題に対し、科学技術の側面からの的確に対応するため、情報通信技術など消防防災への適用が可能な他分野の研究成果を活用し、消防防災分野の研究開発を推進することが重要である。

消防庁では、こうした情勢を踏まえた新しい消防防災科学技術高度化戦略プランを平成24年10月に策定した。新たな課題が大きくかつ多岐にわたり顕

在化してきている中、これらの課題に積極的に対応し、国民生活の安心・安全を確保していくための消防防災科学技術の研究開発を戦略的に、かつ効率的に推進するためには、消防防災分野の研究開発に携わる関係者の共通の認識・目標であるこのプランの趣旨に沿い、研究開発が進められる必要がある。

大規模地震発生時における石油コンビナート事故等のエネルギー・産業基盤災害に的確に対応するため、平成26年度にドラゴンハイパー・コマンドユニット(エネルギー・産業基盤災害即応部隊)が緊急消防援助隊に新設され、部隊の活動に資する高度な資機材等を研究開発・導入することとしている。

これに関連し、平成25年度に策定された「日本再興戦略」(平成26年6月改訂)及び「科学技術イノベーション総合戦略」(平成25年6月7日閣議決定、平成26年6月24日には、「科学技術イノベーション総合戦略2014」が閣議決定された。)においては、2018年度までに実用可能な消防ロボットを完成し、以降、順次導入・高度化を図るとともに、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年度に策定され、平成26年6月に全部変更)においては、災害現場に近付けない大規模災害・特殊災害等に際して、ITを活用してリモートで操作できる災害対応ロボット等を2018年度までに導入し、順次高度化を図ることとされた。また、東日本大震災等を踏まえた災害対応力の強化を図るため、「世界最先端IT国家創造宣言」においては、地理空間情報(G空間情報)を活用した避難誘導や消火活動について、2016年度までに導入を検証し、2020年度までに導入を実現することとされ、「科学技術イノベーション総合戦略」においては、消防車両による水やガレキが滞留している領域の踏破技術・救助技術、無人ヘリ等による偵察技術・監視技術を実用化することとされるとともに、産業施設等の火災・事故予防対策として、石油タンクの地震・津波時の安全性向上及び堆積物火災の消火技術、多様化する火災に対する安全確保に関する研究について実用化することとされた。

これらの消防防災科学技術の研究開発について、着実に成果を達成するとともに、研究開発の成果について、技術基準等の整備や消防車両・資機材の改良等、消防防災の現場へ適時的確に反映していくことが、これまで以上に求められる。

消防防災科学技術の研究開発の推進に当たっては、消防防災科学技術の必要性の増大、対象とする

災害範囲の拡大を踏まえ、消防研究センターは言うまでもなく、消防機関の研究部門の充実強化が必要である。また、関係者の連携については、関係府省、消防機関等行政間の緊密な連携はもとより、大学、研究機関、企業等との連携も更に推進していくことが必要であり、そうした連携の推進を図るためにも、消防防災科学技術研究推進制度の、より一層の充実が必要である。

火災の原因調査や危険物流出等の事故原因調査も、火災や流出事故の予防にとって重要な消防の業務である。近年、製品に関連する火災をはじめ、原因調査に高度な専門知識が必要とされる事例が増加

しており、製品の火災原因調査については、平成24年6月に消防機関の調査権限の強化を図る消防法が改正されたことを踏まえ、今後、科学技術を活用した原因調査技術の高度化を図っていくことが必要である。

研究成果を地震・津波、火災等の災害現場における消防防災活動や防火安全対策等に利活用するためには、研究成果の公表、具体的な活用事例等に関する情報共有のより一層の推進が必要であり、特に消防研究センターの情報発信機能を、より強化することが重要である。

附属資料1 東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等（平成26年9月1日現在）

都道府県の人的被害・建物被害数については、一部の市町村において詳細が確認できていないため、被害数を合計しても一致しないものがある。
死者・行方不明者については、一部を除き被災市区町村において人数を計上している。

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟		
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人									
北海道	函館市	1		1		1			4	94	67	1		3	
	釧路市									96	232	5	328		
	苫小牧市			1		1								1	
	根室市									9	2				
	恵庭市			1		1									
	伊達市										2			5	
	木古内町								1						
	長万部町								1						
	豊浦町									15	10			27	
	日高町										10	7	25		
	浦河町									1				30	
	様似町								3	11	25	2	27		
	えりも町								1	1	23	15		8	
	広尾町									12	9				
	豊頃町												2	2	
	浦幌町										8				
	厚岸町									67	165				
浜中町									1						
小計	1		3		3			4	7	329	545	17	452	4	
青森県	青森市			1		1								1	
	弘前市			17	3	14								2	
	八戸市	1	1	71	19	52	254	624	851				1,146	7	
	五所川原市			1	1										
	十和田市			1	1										
	三沢市	2		1		1	19	22	40				102		
	むつ市			1		1									
	藤崎町			5		5									
	大鰐町													1	
	七戸町								3						
	六戸町													1	
	東北町			1		1									
	六ヶ所村			1		1									
	おいらせ町			3	1	2	23	46	76					146	
	三戸町			1		1									
	五戸町			5		5									
	田子町								2						
南部町			1		1										
階上町						12	9	33					7		
小計	3	1	110	25	85	308	701	1,005					1,402	11	
岩手県	盛岡市	6		10	1	9		9	984				4	1	
	宮古市	473	94	33			33	2,767	1,331	484		70	2		
	大船渡市	417	79	不明			2,789	1,148	1,627			80	3		
	花巻市	1		20	1	1	18	6	58	1,008					
	北上市	1	1	34		15	19	30	460	1,341		19	93	1	
	久慈市	4	2	10			10	65	213	324		17	584	1	
	遠野市	4	1	4	1	1	2	4	626			1	246		

附属資料1 東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等(平成26年9月1日現在)(つづき)

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件
		死者 人	行方不明 人	負傷者			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟		
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人									
岩手県	一関市※	13	2	35		1	34	57	737	3,364				1,292	2
	陸前高田市	1,599	207	不明				3,805	240	3,986			61	不明	1
	釜石市	989	152	不明				2,957	698	1,049			89	不明	5
	二戸市			1	1			2		37					
	奥州市	2	1	21		15	6	51	414	2,962				460	7
	滝沢市	1						1	12	262				108	
	雫石町	1		1			1			2					
	岩手町														1
	紫波町			3		2	1			113					
	矢巾町	1		1			1			151				1	
	金ヶ崎町			4		4				12			23	4	
	平泉町			2		1	1								
	住田町			1		1				42				1	
	大槌町	853	429	不明				3,092	625	161			10		1
	山田町	683	148	不明				2,762	405	202			65	不明	7
	岩泉町	10						177	23	8			15	185	
	田野畑村	17	15	8			8	225	45	11			16	311	
	普代村		1	4			4						16	158	
	野田村	39		19			19	311	168	35				505	1
	洋野町							10	16	36		6	18	141	
一戸町	1							3							
小計	5,115	1,132	211	4	50	157	19,107	6,609	18,827		6	500	4,093	33	
宮城県	仙台市	913	30	2,275	276	1,999		30,034	109,609	116,046		不明	不明		37
	石巻市	3,529	436	不明				20,035	13,044	19,948		3,667	不明		24
	塩竈市	43		10	2	8		672	3,278	6,993		266		1615	7
	気仙沼市	1,198	230	不明				8,483	2,571	4,761		不明	9,605		8
	白石市	1		18		18		40	566	2,171				不明	1
	名取市	952	40	208	14	194		2,801	1,129	10,061		1,179		2,805	12
	角田市			4		4		13	158	1,035				15	
	多賀城市	218		不明				1,746	3,730	6,130		1,075	不明		16
	岩沼市	186	1	293	7	286		736	1,606	3,086		114	15	3,111	1
	登米市	8	4	52	12	40		201	1,798	3,362		3	28	795	6
	栗原市	1		550	6	544		58	372	4,552		3	2	46	
	東松島市	1,129	25	121	62	59		5,515	5,559	3,506		1,079		937	2
	大崎市	7		226	79	147		596	2,434	9,138			71	257	3
	蔵王町							16	156	1,143				113	
	七ヶ宿町									10					
	大河原町	2		1			1	10	148	1,333				117	
	村田町			1		1		9	116	652			1	12	1
	柴田町	5		4	3	1		13	189	1,703			不明		
	川崎町			3			3		14	460					
	丸森町			1		1		1	38	513			22		1
	亘理町	282	6	45	2	43		2,389	1,150	2,048		274	60	2,960	3
	山元町	699	18	90	9	81	不明	2,217	1,085	1,138		31	調査中	339	
	松島町	7		37	3	34		221	1,785	1,561		91	3	122	2
七ヶ浜町	78	2	不明				674	649	2,601			11	614		
利府町	2		4	4			56	901	3,564		14		166		
大和町	1	1	7		7		42	268	2,790			不明			

附属資料1

東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等（平成26年9月1日現在）（つづき）

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟		
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人									
宮城県	大郷町	1		5	1	4	50	274	791			5	205		
	富谷町	1		32	2	30	16	537	5,305					1	
	大衡村			4		4		19	764						
	色麻町			9		9		15	215			1	17		
	加美町			33		33	8	35	749				22		
	涌谷町	1	1	45	1	20	24	144	735	1,034		2	541		
	美里町	1		67	19	48	129	627	3,130			2	1,703	2	
	女川町	611	261	不明				2,924	349	661		不明	106	1,484	5
	南三陸町	620	216	不明				3,143	178	1,204		不明	14	220	5
	小計	10,496	1,271	4,145	502	3,615	28	82,992	155,122	224,158		7,796	9,948	18,216	137
秋田県	秋田市			5	1	4								1	
	能代市			1	1										
	横手市			1		1			1						
	湯沢市			1	1				1						
	大仙市			2		2									
	北秋田市									1					
	美郷町								1						
	羽後町			1	1										
	東成瀬村								1						
	小計			11	4	7			5					1	
山形県	山形市	1		17	2	15		5	812					1	
	米沢市								6			6	18		
	新庄市			9	2	7			9						
	寒河江市								8				2		
	上山市			5	2	3			18				6		
	村山市								45				2	1	
	長井市	1							14				1		
	天童市			2	1	1									
	東根市												5		
	尾花沢市	1		4	1	3		1	171				3		
	南陽市			1	1				1	12					
	山辺町								2	34			11		
	中山町			1		1			4	62			33		
	河北町			2	1	1									
	朝日町													1	
	大石田町			1		1				28			2		
	金山町			2		2									
	最上町									4				1	
	舟形町									3			2		
	大蔵村									1				1	
戸沢村									3						
高畠町									15				27		
川西町			1		1			1	4				11		
小計	3		45	10	35			14	1,249			8	124	2	
福島県	福島市	12		19	2	17	204	3,980	6,549			292	3,256	2	
	会津若松市	4		6		6	4	87	5,720			1	809		
	喜多方市											20	26		
	郡山市	8		5	2	3	2,454	21,710	34,320			69	6,391	4	

附属資料1 東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等(平成26年9月1日現在)(つづき)

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟		
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人									
福島県	いわき市	428	37	4	3	1	7,917	32,537	50,087						13
	白河市	12		2		2	240	1,818	6,988			42	2,059	1	
	須賀川市	10	1	1		1	1,249	3,503	10,557	32	30	93	4,955	1	
	相馬市	463	19	11	4	7	1,002	817	3,370	不明	不明	2	2,514		
	二本松市			3		3	11	475	5,399			93	140		
	田村市	11		5	1	4	19	196	4,137			114	500	2	
	南相馬市	988	111	59	2	57	5,832	2,927	6,546	999	306	不明	不明	1	
	伊達市	1		3		3	25	239	850			162	84	1	
	本宮市						16	220	3,225			13	969		
	桑折町			1		1	55	187	1,175			5	880		
	国見町	1		20		20	191	565	508			1	635		
	川俣町	19					28	30	1,287			4	406		
	大玉村	1					2	10	324						
	鏡石町	2		2		2	172	768	1,654			37	470	1	
	天栄村			3	2	1	72	139	1,561			16			
	南会津町			1	1										
	磐梯町			1		1			8			5	21		
	猪苗代町			1		1	18	63	666			6	610		
	会津坂下町			1		1	2	7	32			2	309		
	湯川村							3	39				123		
	会津美里町			1		1		2	331				6		
	下郷町												16		
	西郷村	3		4		4	43	305	2,009			36	238	2	
	泉崎村						46	252	507			9	4	1	
	中島村						3	29	954			3	3		
	矢吹町			7	1	6	294	1,587	1,827			59	1,133		
	棚倉町						1	24	1,092			19			
	矢祭町							63	251				7		
	塙町								270			1			
	鮫川村							7	112			11	39		
	石川町	1		4		4	1	32	2,602			27	207		
	玉川村			3		3		47	665			18	257		
	平田村						1	15	441			26	90		
	浅川町			3		3		1	586			17	134		
	古殿町							27	785			16	202		
	三春町	1		2		2	32	236	1,403			25	485		
	小野町						4	45	1,397				335		
	広野町	42	1	不明			不明	不明	不明	30	不明	1	不明	2	
	楢葉町	111	2	5	2	3	50	不明	不明	不明	不明	不明	不明	3	
	富岡町	268	6	不明			不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明		
川内村	72		1		1	8	512	160			不明	不明			
大熊町	115	1	不明			48	不明	不明	不明	不明	不明	不明	1		
双葉町	128	4	1	不明	1	97	8	1	不明	不明	不明	不明	1		
浪江町	484	33	不明			644	152	34	不明	2	不明	不明			
葛尾村	26	1					1	41							
新地町	98	10	3		3	439	138	669			24	991	2		
飯館村	43		1		1										
小計		3,352	226	183	20	163	21,224	73,764	161,139	1,061	338	1,269	29,304	38	

附属資料1

東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等（平成26年9月1日現在）（つづき）

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部 破損 棟	床上 浸水 棟	床下 浸水 棟	公共 建物 棟	その他 棟		
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人									
茨城県	水戸市	7		84	10	74	164	1,905	27,987	7	10	237		5	
	日立市	13		170	6	164	435	3,381	13,666	604	166			4	
	土浦市			8		8	6	276	5,982			10	1,140	1	
	古河市	1		3		3	8	17	3,080			51	99		
	石岡市			16	1	15	22	179	4,023			69	437		
	結城市	1		1		1	2	31	3,134			42		1	
	龍ヶ崎市	1		5		5	1	81	7,994			37	307		
	下妻市	1					46	321	2,667			10	128		
	常総市	1		4		4		71	7,894			45		1	
	常陸太田市	3		2		2	106	1,232	4,425						
	高萩市	1		19	1	18	142	1,039	3,899	10	18	10	551		
	北茨城市	10	1	188	1	187	188	1,337	4,760	567	165		2,397	1	
	笠間市	1		49		49	17	141	7,270			7			
	取手市			10		10	27	376	3,670			80			
	牛久市	1		6		6	3	106	2,999			60	78		
	つくば市	3		13	3	10	8	268	3,893			204	1,423		
	ひたちなか市	3		28	2	26	86	801	6,105	182	143		1,518	1	
	鹿嶋市	2					511	3,354	3,288	155	77	62		3	
	潮来市	1		6		6	96	2,742	2,771			41	533		
	守谷市			2	1	1		12	756			23	30		
	常陸大宮市			10		10	11	82	4,548			89	1,015		
	那珂市	3		1		1	64	263	7,126			46	1,804		
	筑西市			8	1	7	5	159	5,360			2	126	2	
	坂東市			1		1	4	25	2,372			18			
	稲敷市			5		5	135	480	3,680			28	448		
	かすみがうら市			4	1	3	7	19	1,462			37	181		
	桜川市	1		8		8	36	611	2,819			63	1,203	1	
	神栖市			6		6	140	1,809	3,440	25	8	16	391	3	
	行方市	2		5	1	4	120	866	2,520			5	46		
	鉾田市	1		15	1	14	98	740	2,287	43	13	136	20	3	
	つくばみらい市			6	3	3	11	55	2,371			44	513		
	小美玉市			3		3	17	115	4,295			38	1,569	1	
	茨城町			7	1	6	27	577	3,254			29	1,226		
	大洗町	1		6		6	14	303	1,386	206	167		211		
	城里町			1		1	13	207	2,045			34	2	2	
	東海村	6		5	1	4	28	158	3,891		12	73	682	2	
大子町			2		2	1	1	763				15			
美浦村			1		1	2	19	885			13	140			
阿見町	1		1		1		26	1,649							
河内町			1		1	5	70	1,043				32			
八千代町							1	4,288			4				
五霞町								398							
境町								1,174							
利根町			2		2	22	99	3,104			35	26			
小計		65	1	712	34	678	2,628	24,355	186,423	1,799	779	1,698	18,291	31	
栃木県	宇都宮市			9		9	9	242	18,880			10	3,827		
	足利市						1	11	3,237						
	栃木市※			2		2		1	1,305			2	5		

附属資料1 東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等(平成26年9月1日現在)(つづき)

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟		
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人									
栃木県	佐野市			3	1	2	1	2	846			50	299		
	鹿沼市			4		4		15	13,51			52	88		
	日光市	1		4		4		7	538			40			
	小山市			4		4		1	2,127						
	真岡市			5		5	12	118	14,423			1	9		
	大田原市			9	4	5	7	119	2,685			98	277		
	矢板市						51	90	2,903			21	563		
	那須塩原市			5		5	12	38	1,272				377		
	さくら市			11		11	2	25	2,553			12	866		
	那須烏山市	2		7	2	5	66	135	3,201				193		
	下野市			20		20		13	1,048			23			
	上三川町								175			2			
	益子町			7		7	14	155	2,100			57	360		
	茂木町							12	2,012				188		
	市貝町			3		3	16	69	1,966			14	628		
	芳賀町	1		28		28	16	133	2,366			44	797		
	壬生町							5	438			2	100		
	野木町								367						
	塩谷町								279						
	高根沢町			8		8	7	717	2,710			1	353		
那須町			3		3	40	143	1,568			65	295			
那珂川町			1		1	7	67	3,162			14	189			
小計		4		133	7	126	261	2,118	73,512			508	9,414		
群馬県	前橋市			1		1			2,211						
	高崎市			6	2	4		2	1,194					2	
	桐生市			1		1		2	3,168						
	伊勢崎市			7	4	3			2,706						
	太田市			11	1	10			2,473						
	沼田市			1		1			56						
	館林市	1		1		1			990						
	渋川市			2	1	1		1	740						
	藤岡市								58						
	富岡市			4	3	1			21						
	安中市			2	2				139						
	みどり市								179						
	榛東村								13						
	吉岡町			1	1				4						
	甘楽町								2						
	中之条町								2						
	東吾妻町								15						
	高山村								5						
	片品村								4						
	川場村								5						
昭和村								93							
玉村町								51							
板倉町			1		1			243							
明和町								481							
千代田町								494							

附属資料1

東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等（平成26年9月1日現在）（つづき）

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件	
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟			
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人										
群馬県	大泉町							2		1,122						
	邑楽町			2		2				1,210						
	小計	1		40	14	26		7		17,679						2
埼玉県	さいたま市	1		15		15		2	43	1,064						1
	川越市			8	2	6				46						
	熊谷市							1	2	962						
	川口市※			6		6		1	3	231						2
	行田市			4	1	3				857						
	秩父市									62						
	所沢市			2		2				31						
	飯能市									1						
	加須市			3		3		7	32	3,425						
	本庄市									68						
	東松山市									386						
	春日部市			13		13			4	343						1
	羽生市			4		4			4	1,052						
	鴻巣市								1	1,645						1
	深谷市			1	1					73						1
	上尾市			4	1	3			2	343						
	草加市			10		10				50						1
	越谷市			8	2	6				92						1
	蕨市									52						
	戸田市			7		7				93						
	入間市									12						
	朝霞市			2		2			3	35						2
	志木市									121						
	和光市			1		1				21						
	新座市									4						
	桶川市									126						
	久喜市			5	2	3		12	102	507						
	北本市									218						
	八潮市									48						
	富士見市									42						
	三郷市			3		3				178						1
	蓮田市									192						
	坂戸市									298						
	幸手市			1		1				428						
鶴ヶ島市			1		1				68							
吉川市								1	222							
ふじみ野市			1		1				12							
伊奈町									63							
三芳町									32							
毛呂山町															1	
越生町									3							
滑川町									56							
嵐山町									283							
小川町									143							
川島町									408							

附属資料1 東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等(平成26年9月1日現在)(つづき)

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件	
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟			
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人										
埼玉県	吉見町									266						
	鳩山町									133						
	ときがわ町									13						
	横瀬町									32						
	皆野町									1						
	長瀬町									1						
	小鹿野町			1	1					4						
	東秩父村									2						
	美里町									107						
	神川町									18						
	上里町									2						
	寄居町									94						
	宮代町								2	419						
	白岡市									536						
	杉戸町			4		4		1		376						
	松伏町									167						
小計	1		104	10	94		24	199	16,567						12	
千葉県	千葉市			17	3	14		30	630	3,613		18				5
	銚子市			20	3	17		25	137	2,644	11	8	10			1
	市川市			4		4		9	42	771						2
	船橋市	1		33	3	30		13	465	4,773			1	31		1
	木更津市			1		1						1				
	松戸市			12		12		8	134	1,792					10	
	野田市	1		5		5		1	7	1,931						1
	茂原市								2	67						
	成田市			17	1	16		4	64	1,307					7	
	佐倉市			3	2	1		33	213	1,555					8	
	東金市			2		2		4	15	164						
	旭市	14	2	12		12		318	847	2,143	64	276				2
	習志野市	1		7	2	5		9	717	4,566						1
	柏市	1		22		22		1	16	4,721						
	勝浦市			2		2				1						
	市原市			5	1	4			1	1,095						1
	流山市			1		1				995						
	八千代市	1		3		3		6	24	1,442						2
	我孫子市			2		2		134	99	2,706					19	
	鎌ヶ谷市			5		5			9	811						
	君津市			2		2				9						
	富津市									8	4	3				
	浦安市			29	8	21		10	3,649	5,109			1	93		
	四街道市								1	493						
	袖ヶ浦市								1	15						
	八街市									281						
	印西市			7		7		11	74	2,212						
白井市			2	1	1				422							
富里市			3		3		11	7	663							
匝瑳市							7	20	1,698	9	24			12		
香取市			4	1	3		96	2,213	1,748					439		

附属資料1

東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等（平成26年9月1日現在）（つづき）

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部 破損 棟	床上 浸水 棟	床下 浸水 棟	公共 建物 棟	その他 棟		
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人									
千葉県	山武市	1		2	2		43	442	291		253		126		
	いすみ市			1		1		1	51	2	1				
	大網白里市			26		26		1	56					1	
	酒々井町						1	1	252					1	
	栄町						10	109	1,103				77		
	神崎町			1		1	5	92	193						
	多古町						2	6	1,036						
	東庄町	1		4	1	3	3	10	1,800						
	九十九里町			1		1		71	35	32	99				
	芝山町							3	104						
	横芝光町			1	1		6	8	282	5	20		5		
	一宮町								17	30	28				
	睦沢町								8						
	白子町	1					1								
	長柄町								5						
小計	22	2	256	29	227		801	10,131	54,988	157	731	12	827	18	
東京都	千代田区	2		28	10	18		4	66				61	3	
	中央区			2		2			66						
	港区						2	21	79			14	8	7	
	新宿区								127				78	1	
	文京区			1		1		3	155						
	台東区			5		5	2	18	201				52		
	墨田区						1	24	375				116	2	
	江東区	2					1	22	370				16	2	
	品川区													1	
	目黒区								17						
	大田区							2	84			92	22		
	世田谷区			1		1		6	94			5	1	1	
	渋谷区								125				2		
	中野区								219					1	
	杉並区			10		10	1	22	970			1	12	1	
	豊島区								12			1	4	2	
	北区			1		1	3	24	487			46	17		
	荒川区			1		1	1	7	155				3	1	
	板橋区						2	10	194			43	80		
	練馬区								576					3	
	足立区			34	7	27	3	17	518				173	3	
	葛飾区			8		8		13	271			33	61		
	江戸川区							10	408			4		1	
	八王子市								87				24	1	
	立川市								10			4	3		
	武蔵野市								23			2			
	三鷹市			8		8			98			48	3	1	
青梅市								18							
府中市			2	2									1		
調布市								13			4				
町田市	2		15	1	14			170			69				
小金井市								17				3			

附属資料1 東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等(平成26年9月1日現在)(つづき)

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件	
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟			
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人										
東京都	小平市									43						
	東村山市									15			5	3	1	
	国分寺市									38			6			
	狛江市									4						
	東久留米市									11				2		
	多摩市	1														1
	稲城市									9				6	1	
	羽村市			1		1										
	西東京市										98					
	日の出町										2					
	小計	7		117	20	97		16	203	6,225			377	750	35	
神奈川県	横浜市	2		76	7	69			29	233					12	3
	川崎市	1		17	5	12				133						2
	相模原市			7		7				20						
	横須賀市			1		1										
	平塚市			2		2				16						
	藤沢市	1		8	1	7										
	小田原市			9		9				23						
	茅ヶ崎市			3		3										
	逗子市									4						
	三浦市									1						
	秦野市			2	2				12	16						
	厚木市			2	1	1										
	大和市			1		1				1						1
	海老名市			1		1				1					1	
	南足柄市			4		4										
	綾瀬市									3						
	葉山町			1	1											
	寒川町									3						
	二宮町									3						
	箱根町			2		2										
湯河原町			1		1											
清川村									2							
小計	4		137	17	120			41	459					13	6	
新潟県	新潟市												1			
	長岡市			1		1							1			
	十日町市			1		1							1			
	見附市									2			1	2		
	燕市									6				1		
	糸魚川市												1			
	南魚沼市			1		1				9				1		
	胎内市														1	
小計			3		3				17			4	5			
山梨県	甲府市			1		1							1	1		
	笛吹市			1		1				2						
	甲州市									1						
	富士川町									1						
	小計			2		2				4			1	1		

附属資料1

東日本大震災における市町村別死者数等及び住家被害等（平成26年9月1日現在）（つづき）

都道府県名	市町村	人的被害						住家被害					非住家被害		火災 件	
		死者 人	行方不明 人	負傷者 人			全壊 棟	半壊 棟	一部破損 棟	床上浸水 棟	床下浸水 棟	公共建物 棟	その他 棟			
				重傷 人	軽傷 人	程度不明 人										
長野県	駒ヶ根市			1		1										
	小計			1		1										
静岡県	下田市											5				
	三島市									13						
	富士市			1		1										
	御殿場市			2	1	1										
	小計			3	1	2				13		5				
三重県	四日市市			1		1										
	紀北町										2					
	小計			1		1					2					
大阪府	大阪市			1		1							3			
	小計			1		1							3			
徳島県	阿南市										2	9				
	小計										2	9				
高知県	須崎市										2	8				
	黒潮町			1		1										
	小計			1		1					2	8				
計		19,074	2,633	6,219	697	5,337	185	127,361	273,268	762,277	3,352	10,217	14,345	82,892	330	

- 被害状況には、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の余震による被害のほか、平成23年3月11日以降に発生した余震域外の地震による被害の区別が不可能なものを含む。
- 平成23年9月26日岩手県一関市と藤沢町が合併し一関市となっており、旧藤沢町の被害は一関市に含んで計上
- 平成23年10月1日栃木県栃木市と西方町が合併し栃木市となっており、被害状況については、旧西方町の被害は栃木市に含んで計上
- 平成23年10月11日埼玉県川口市と鳩ヶ谷市が合併し川口市となっており、旧鳩ヶ谷市の被害は川口市に含んで計上
- 不明箇所については、現時点で調査しているものも含む。
- 福島県の死者・行方不明者数については、他県の計上方法と異なるため、可能な範囲において重複計上や計上漏れを排除し、一部他県との整合を図り計上し直したものである。よって、消防庁と福島県の公表数に違いがある。
- 宮城県の新住家被害について、公共建物とその区分が整理できていない市町村の数値は、公共建物の合計値に計上

附属資料2

消防防災施設災害復旧費補助金
対象施設

	補助対象施設名
1	消防庁舎（訓練施設及び仮設の消防庁舎を含む。）
2	消防団拠点施設等整備事業（仮設の消防団拠点施設を含む。）
3	耐震性貯水槽
4	備蓄倉庫（仮設の備蓄倉庫を含む。）
5	防火水槽
6	林野火災用活動拠点広場
7	画像伝送システム（施設分）
8	消防救急無線施設
9	防災行政無線施設
10	消防指令センター整備事業
11	ヘリコプター離着陸場
12	その他の消防の用に供する施設

附属資料3

消防防災設備災害復旧費補助金
対象設備

	補助対象設備名
1	消防ポンプ自動車
2	水槽付消防ポンプ自動車
3	化学消防ポンプ自動車
4	救助工作車
5	救急自動車
6	はしご付消防ポンプ自動車
7	屈折はしご付消防ポンプ自動車
8	高発泡車
9	屈折放水塔車
10	大型高所放水車
11	泡原液搬送車
12	特殊災害対応自動車
13	支援車
14	海水利用型消防水利システム
15	自然水利活用遠距離送水システム
16	自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム
17	小型動力ポンプ付水槽車
18	小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）
19	林野火災工作車
20	指揮車
21	電源車
22	給水車
23	起震車
24	震災工作車
25	消防艇
26	救助用資機材
27	高度救助用資機材
28	高度探査装置
29	テロ対策用特殊救助資機材
30	救急用資機材
31	震災初動対応資機材
32	林野火災対策用資機材
33	消防団設備総合整備事業
34	自主防災組織資機材等整備事業
35	消防救急無線設備
36	防災行政無線設備
37	全国瞬時警報システム（J-ALERT）
38	震度情報ネットワークシステム
39	ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）
40	その他の消防の用に供する設備

附属資料4 平成25年度及び平成26年度における法令の制定（消防庁関係分）

平成25年度及び平成26年度に制定された法律

(平成26年10月1日現在)

法律名	公布年月日	施行年月日	要旨
気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律 (平成25年法律第23号)	平成25年 5月31日	平成25年 8月30日	東日本大震災や平成23年台風第12号による豪雨災害等における教訓を踏まえ、重大な災害が発生した場合における国民の安全の確保を図るため、重大な災害の起こるおそれが高く大きい場合に気象庁が特別警報を行うこととする等についての改正を行った。
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成25年法律第44号)	平成25年 6月14日	平成25年 6月14日 (一部規定については、平成26年4月1日から施行)	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進するため、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務づけを規定している関係法律の一括改正を行った。 (1)消防組織法 ①消防長及び消防署長の資格に関する基準について、政令で定める基準を参酌して市町村が条例で定めることとした。 ②都道府県知事が、広域化対象市町村に対し、市町村の消防の広域化に関する協議の推進に関し必要な措置を講じなければならない旨を勧告したときは、当該広域化対象市町村は、当該勧告に基づいて講じた措置について、都道府県知事に報告しなければならないとされている規定を廃止した。 (2)消防法 委任都道府県知事が、指定試験機関に対し、危険物取扱者試験事務又は消防設備士試験事務を行わせることとした場合等における総務大臣への報告義務を廃止した。
災害対策基本法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第54号)	平成25年 6月21日	平成25年 6月21日 (一部規定については、平成25年10月1日または平成26年4月1日から施行)	東日本大震災の教訓を今後に生かし、今後の防災対策を充実・強化するため、 (1)大規模広域な災害に対する即応力の強化 (2)住民等の円滑かつ安全な避難の確保 (3)被災者保護対策の改善 (4)平素からの防災への取組の強化 等 についての改正を行った。
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律 (平成25年法律第87号)	平成25年 11月29日	平成25年 12月27日	南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護し、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図るため、各種地域の指定、各種計画の作成、協議会の設置等について定めた。また、法律の題名を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改めた。
首都直下地震対策特別措置法 (平成25年法律第88号)	平成25年 11月29日	平成25年 12月27日	首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図り、首都中枢機能を維持するとともに、国民の生命、身体及び財産を保護するため、各種区域・地区の指定、各種計画の作成等について定めた。
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 (平成25年法律第110号)	平成25年 12月13日	平成25年 12月13日 (一部規定については、平成26年4月1日又は平成26年6月13日から施行)	消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資するため、国及び地方公共団体の責務や住民の協力等について規定するとともに、消防団の強化及び地域における防災体制の強化について規定した。

平成25年度及び平成26年度に制定された政令

(平成26年10月1日現在)

政令名	公布年月日	施行年月日	要旨
災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成25年政令第187号)	平成25年 6月21日	平成25年 6月21日	災害対策基本法等の一部改正に伴い、通信設備の優先利用等、指定行政機関の長等による応急措置の代行、埋葬及び火葬の特例、内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行の手続、歳入欠かん等債の発行対象団体の特例等について所要の規定の整備を行った。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (平成25年政令第248号)	平成25年 8月30日	平成25年 8月30日	石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域のうち、衣浦地区及び宇部・小野田地区について区域を縮小する改正を行った。
市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令 (平成25年政令第263号)	平成25年 9月6日	平成26年 4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の一部改正に伴い、市町村が消防長及び消防署長の資格を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める政令を制定した。
災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (平成25年政令第285号)	平成25年 9月26日	平成25年 10月1日 (一部規定については、平成26年4月1日)	災害対策基本法等の一部改正に伴い、指定緊急避難場所・指定避難所の基準等を定めた。
東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (平成25年政令第360号)	平成25年 12月26日	平成25年 12月27日	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、推進計画に定める地震防災上緊急に整備すべき施設として、消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設等の消防用施設を規定する等の改正を行った。
首都直下地震対策特別措置法施行令 (平成25年政令第362号)	平成25年 12月26日	平成25年 12月27日	首都直下地震対策特別措置法に基づき、首都中枢機能維持基盤整備等計画に定める基盤整備事業を実施する公共の用に供する施設を定める等、所要の規定の整備を行った。
消防法施行令の一部を改正する政令 (平成25年政令第368号)	平成25年 12月27日	平成27年 4月1日 (一部規定については、公布の日)	花火大会会場、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びホテルにおける最近の火災の事例に鑑み、対象火気器具等の取扱いに関する基準を強化したほか、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置を行わなければならない防火対象物の範囲を拡大する等の見直しを行った。
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (平成26年政令第56号)	平成26年 3月7日	平成26年 4月1日	非常勤消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等が市町村に支払う消防団員退職報償金支払額を増額する改正を行った。
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令 (平成26年政令第206号)	平成26年 6月11日	平成26年 6月13日	一般職の国家公務員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の規定により、国家公務員法第104条の許可を得ることなく消防団員との兼職が可能となったことに伴い、この場合等における職務専念義務の免除について規定した。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 (平成26年政令第320号)	平成26年 10月1日	平成26年 10月1日	石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域のうち、京葉臨海北部地区について区域を縮小する等の改正を行った。

附属資料5 平成25年中の主な火災

月 日	出火した市町村等	出火場所	死者	負傷者	建物焼損床面積 (m ²)	林野焼損面積 (a)	損害額 (万円)
1 5	千葉県茂原市	作業所	0	1	8,531	0	9,403
1 7	愛知県西尾市	工場	0	0	2,257	0	63,776
1 18	北海道遠軽町	住宅	3	0	95	0	198
2 8	長崎県長崎市	特定複合用途	4	8	52	0	306
2 21	京都府八幡市	遊戯場	0	0	822	0	73,318
2 24	東京都江東区	その他の火災 (工場)	0	0	0	0	50,000
2 24	福岡県北九州市小倉南区	林野	0	0	0	15,800	272
2 25	茨城県小美玉市	車両	0	0	0	0	84,900
3 11	岩手県大船渡市	住宅	4	0	52	0	102
3 17	岐阜県山県市	工場	0	0	2,104	0	44,927
4 5	宮城県仙台市泉区	非特定複合用途	0	0	2,910	0	60,134
4 6	福岡県粕屋町	社会福祉施設	0	15	34	0	190
4 10	神奈川県平塚市	工場	0	0	6,344	0	295,025
4 28	長野県諏訪市	林野	0	0	0	22,000	230
5 3	富山県黒部市	工場	0	0	3,215	0	4,583
5 16	北海道稚内市	船舶	6	3	0	0	8,300
5 16	埼玉県羽生市	工場	0	0	2,740	0	40,438
5 28	三重県津市	住宅	3	0	87	0	398
6 3	大阪府堺市西区	工場	0	0	271	0	39,199
6 8	東京都練馬区	住宅	3	1	221	0	5,318
7 1	茨城県茨城町	工場	0	0	4,603	0	25,920
7 1	兵庫県姫路市	住宅	3	0	329	0	2,166
8 3	山梨県身延町	旅館	0	0	2,217	10	53,855
8 4	滋賀県東近江市	その他の火災 (グラウンド)	0	10	0	0	1
8 5	北海道小樽市	車両	0	10	0	0	17
8 13	新潟県加茂市	工場	0	0	3,084	0	15,440
8 15	山形県大石田町	併用住宅	0	1	3,333	0	1,132
8 15	京都府福知山市	その他の火災 (河川敷)	3	57	0	0	42
9 5	岡山県倉敷市	住宅	3	5	254	0	350
9 26	茨城県下妻市	工場	0	0	3,651	0	333,733
10 10	群馬県藤岡市	特定複合用途	0	0	650	0	37,352
10 11	福岡県福岡市博多区	病院	10	5	282	0	6,328
11 7	大阪府大東市	工場	0	0	4,688	0	38,971
11 11	埼玉県春日部市	住宅	0	2	2,870	0	34,606
11 12	北海道旭川市	工場	0	2	3,075	0	9,000
11 15	千葉県野田市	工場	2	16	0	0	164,895
11 25	富山県魚津市	住宅	1	0	3,259	0	17,650
11 30	北海道帯広市	工場	0	2	5,840	0	62,984
12 6	愛媛県今治市	住宅	3	0	16	0	14
12 10	千葉県千葉市花見川区	住宅	4	0	123	0	1,701

(注) 死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損床面積3,000m²以上、林野焼損面積15,000 a 以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

附属資料6

都道府県別火災損害状況

(平成25年中)

区分	出火件数							焼損棟数				
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
北海道	1,891	1,209	15	358	8	0	301	1,471	332	117	444	578
青森県	524	317	40	52	1	0	114	485	162	32	142	149
岩手県	481	254	64	56	0	0	107	423	164	26	143	90
宮城県	893	455	58	93	3	0	284	667	198	36	176	257
秋田県	349	204	34	39	1	0	71	332	112	27	94	99
山形県	376	218	22	25	0	0	111	340	103	15	100	122
福島県	823	373	107	75	0	0	268	618	226	38	165	189
茨城県	1,376	656	80	158	0	0	482	1,176	490	56	310	320
栃木県	984	425	81	75	0	0	403	663	243	50	201	169
群馬県	994	454	60	96	0	0	384	682	193	55	206	228
埼玉県	2,407	1,214	33	210	0	0	950	1,980	452	114	582	832
千葉県	2,468	1,140	108	207	4	0	1,009	1,582	384	96	372	730
東京都	5,213	3,277	3	300	3	1	1,629	3,813	155	123	735	2,800
神奈川県	2,448	1,368	10	184	7	0	879	1,751	218	86	461	986
新潟県	616	430	17	71	0	0	98	694	209	49	210	226
富山県	240	181	2	31	2	0	24	258	76	31	72	79
石川県	322	167	15	42	0	0	98	225	39	15	60	111
福井県	226	132	7	29	0	0	58	170	45	11	47	67
山梨県	527	181	36	40	0	0	270	324	131	27	96	70
長野県	1,143	471	66	90	0	0	516	701	254	49	215	183
岐阜県	963	427	49	84	0	0	403	632	170	37	202	223
静岡県	1,247	603	41	150	1	0	452	836	184	64	239	349
愛知県	3,075	1,436	86	337	5	0	1,211	1,814	320	105	533	856
三重県	843	368	46	84	1	0	344	560	129	44	160	227
滋賀県	562	260	19	80	1	0	202	372	83	24	87	178
京都府	624	390	22	55	0	0	157	547	96	49	164	238
大阪府	2,842	1,834	23	234	2	0	749	2,208	161	115	618	1,314
兵庫県	2,192	977	110	230	6	1	868	1,238	210	82	369	577
奈良県	453	206	21	48	0	0	178	298	93	19	67	119
和歌山県	434	207	22	40	3	0	162	341	106	40	79	116
鳥取県	290	145	17	16	3	0	109	241	86	19	74	62
島根県	378	154	47	20	1	0	156	227	84	21	47	75
岡山県	755	373	85	77	3	0	217	580	180	33	193	174
広島県	1,058	504	101	108	2	0	343	744	177	48	201	318
山口県	616	292	32	60	1	0	231	513	191	31	140	151
徳島県	303	180	15	32	2	0	74	263	75	32	83	73
香川県	387	182	22	33	2	0	148	243	68	22	85	68
愛媛県	536	301	22	50	1	0	162	450	126	35	116	173
高知県	401	179	35	27	4	0	156	311	90	23	95	103
福岡県	1,742	965	47	181	3	0	546	1,285	262	70	353	600
佐賀県	387	191	20	46	0	0	130	308	98	18	110	82
長崎県	580	261	31	50	8	0	230	381	111	19	101	150
熊本県	654	348	38	82	3	0	183	540	179	21	151	189
大分県	569	271	64	60	3	0	171	421	152	20	111	138
宮崎県	581	294	57	42	0	0	188	459	169	19	139	132
鹿児島県	787	361	45	52	4	0	325	591	210	31	134	216
沖縄県	535	218	45	77	3	1	191	273	40	19	82	132
都道府県計	48,095	25,053	2,020	4,586	91	3	16,342	35,031	8,036	2,113	9,564	15,318
札幌市	539	338	0	111	1	0	89	378	18	24	120	216
仙台市	308	185	0	33	0	0	90	227	26	10	36	155
さいたま市	349	175	0	34	0	0	140	225	28	12	73	112
千葉市	330	174	4	30	0	0	122	221	36	8	54	123
特別区	3,689	2,462	0	203	3	0	1,021	2,819	73	83	546	2,117
横浜市	968	540	0	59	2	0	367	664	61	30	183	390
川崎市	337	205	0	28	2	0	102	263	24	12	75	152
相模原市	177	94	4	12	0	0	67	108	9	5	32	62
新潟市	119	98	0	11	0	0	10	171	39	8	54	70
静岡市	200	107	2	17	1	0	73	169	43	11	36	79
浜松市	241	117	9	29	0	0	86	157	36	9	51	61
名古屋市	783	451	1	95	0	0	236	527	33	30	152	312
京都市	245	186	6	16	0	0	37	282	39	30	89	124
大阪市	1,091	761	0	66	2	0	262	899	38	39	261	561
堺市	299	201	0	26	0	0	72	228	13	13	52	150
神戸市	573	275	23	53	1	0	221	322	30	23	80	189
岡山市	214	102	10	23	0	0	79	139	24	7	55	53
広島市	384	230	11	29	0	0	114	303	41	12	84	166
北九州市	380	217	7	33	1	0	122	313	55	20	92	146
福岡市	325	214	7	31	2	0	71	261	27	6	65	163
熊本市	175	108	1	22	0	0	44	159	27	5	45	82
21都市計	11,726	7,240	85	961	15	0	3,425	8,835	720	397	2,235	5,483

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

附属資料6 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成25年中）

区分	焼損面積			死傷者数		り災世帯数				り災人員数
	建物床面積 (m ²)	建物表面積 (m ²)	林野(a)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	69,137	5,909	696	71	282	928	173	72	683	1,964
青森県	25,121	1,909	1,938	38	93	294	92	25	177	722
岩手県	24,756	1,365	977	28	73	205	72	25	108	518
宮城県	28,551	1,171	845	33	121	398	102	25	271	1,058
秋田県	21,540	2,042	1,758	22	66	135	47	9	79	399
山形県	21,445	1,207	213	26	75	196	70	9	117	545
福島県	33,869	1,682	3,390	32	136	394	145	26	223	1,005
茨城県	52,608	2,953	5,703	53	142	525	193	30	302	1,270
栃木県	31,108	2,764	2,198	28	112	289	103	22	164	751
群馬県	29,242	3,141	2,751	32	173	350	108	23	219	835
埼玉県	57,057	5,877	1,126	63	339	1,233	260	96	877	2,988
千葉県	54,277	3,719	2,835	90	343	975	249	68	658	2,360
東京都	25,869	11,540	26	87	782	2,597	267	199	2,131	5,145
神奈川県	37,409	4,710	46	94	432	1,283	224	77	982	2,882
新潟県	33,728	2,756	331	46	121	365	105	27	233	958
富山県	19,625	1,296	94	14	44	156	50	26	80	442
石川県	8,489	2,232	284	12	43	120	15	12	93	284
福井県	6,250	688	44	11	32	85	14	5	66	234
山梨県	15,562	863	1,966	15	46	136	40	7	89	343
長野県	34,257	2,863	24,251	42	159	336	89	26	221	871
岐阜県	28,063	1,523	837	30	119	336	90	21	225	978
静岡県	30,098	3,219	5,408	43	185	461	118	31	312	1,120
愛知県	53,983	6,035	1,325	72	355	1,100	213	96	791	2,707
三重県	19,527	2,543	246	31	90	325	81	30	214	747
滋賀県	10,398	772	159	17	85	190	36	14	140	518
京都府	13,432	1,447	510	31	172	365	59	43	263	768
大阪府	37,611	8,651	152	80	489	1,916	289	133	1,494	3,966
兵庫県	35,661	2,745	1,678	60	261	761	138	60	563	1,779
奈良県	11,250	1,121	141	13	60	162	47	8	107	385
和歌山県	12,434	794	2,188	23	46	176	50	13	113	418
鳥取県	10,644	449	188	9	53	116	34	12	70	289
島根県	13,126	341	1,310	9	47	102	33	5	64	257
岡山県	21,533	2,520	3,533	36	114	350	107	21	222	829
広島県	23,865	2,020	1,597	26	120	440	87	15	338	1,014
山口県	22,342	4,431	503	30	72	271	100	18	153	530
徳島県	9,545	995	369	9	41	134	32	19	83	341
香川県	10,782	757	726	22	68	134	36	20	78	309
愛媛県	16,299	1,228	278	30	116	283	94	25	164	595
高知県	9,801	1,120	410	19	58	188	57	11	120	389
福岡県	37,501	5,284	16,338	77	253	853	201	47	605	2,113
佐賀県	16,599	1,000	11	18	30	179	56	19	104	479
長崎県	15,328	993	56	22	71	253	75	18	160	623
熊本県	21,541	1,744	980	19	102	324	87	18	219	808
大分県	22,077	2,162	3,870	14	57	251	89	16	146	576
宮崎県	21,618	2,785	1,910	16	54	250	90	8	152	586
鹿児島県	24,158	1,204	783	20	91	330	109	18	203	703
沖縄県	4,608	2,045	101	12	35	119	37	11	71	275
都道府県計	1,183,724	120,615	97,079	1,625	6,858	21,369	4,863	1,559	14,947	49,676
札幌市	5,720	1,996	0	12	73	317	24	16	277	610
仙台市	7,074	270	0	9	46	160	21	10	129	342
さいたま市	3,508	613	0	9	47	169	37	10	122	430
千葉市	4,059	160	8	13	55	151	27	6	118	357
特別区	16,397	7,876	0	59	555	1,897	186	153	1,558	3,647
横浜市	10,204	2,824	0	36	161	502	72	28	402	1,077
川崎市	3,675	374	0	6	59	199	45	12	142	386
相模原市	1,104	85	23	6	32	90	15	6	69	184
新潟市	5,994	495	0	8	42	113	24	9	80	288
静岡市	4,715	233	5	5	19	96	21	7	68	244
浜松市	4,613	1,228	152	5	46	99	20	4	75	211
名古屋市	8,026	1,822	50	18	119	379	42	36	301	810
京都市	5,247	802	389	18	50	200	24	27	149	366
大阪市	10,028	4,513	0	31	201	839	84	58	697	1,549
堺市	3,054	1,111	0	11	44	175	23	17	135	362
神戸市	4,153	487	167	11	66	236	25	18	193	504
岡山市	4,007	491	74	11	29	110	24	7	79	248
広島市	7,075	836	35	9	48	207	32	6	169	434
北九州市	9,316	1,654	4,459	25	66	228	64	15	149	538
福岡市	3,514	731	40	18	56	209	34	6	169	431
熊本市	3,457	419	3	6	53	134	25	5	104	298
21都市計	124,940	29,020	5,405	326	1,867	6,510	869	456	5,185	13,316

（注） 21都市計については都道府県計の内数。

附属資料6 都道府県別火災損害状況（つづき）

（平成25年中）（単位：千円）

区分	損害額									
	計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
		小計	建物	収容物						
北海道	3,933,382	3,316,241	2,317,427	998,814	596	319,897	146,531	0	119,185	30,932
青森県	970,343	835,845	664,117	171,728	44,824	33,043	65	0	8,113	48,453
岩手県	1,201,528	1,143,244	782,578	360,666	9,056	31,071	0	0	17,849	308
宮城県	2,076,331	1,914,304	1,397,446	516,858	9,181	107,544	12,799	0	32,470	33
秋田県	1,035,501	966,167	612,679	353,488	5,727	24,434	8,534	0	30,638	1
山形県	715,852	704,424	551,029	153,395	136	8,619	0	0	2,477	196
福島県	1,729,785	1,642,778	1,228,856	413,922	16,381	54,342	42	0	8,120	8,122
茨城県	7,554,257	6,393,474	2,207,195	4,186,279	4,392	913,078	372	3,500	234,076	5,365
栃木県	2,188,371	2,052,160	1,600,257	451,903	13,090	43,913	0	0	78,379	829
群馬県	2,079,660	1,923,751	1,545,251	378,500	33,610	84,303	0	0	37,528	468
埼玉県	4,721,090	4,414,619	2,981,068	1,433,551	3,335	133,674	0	0	61,958	107,504
千葉県	6,177,404	4,174,141	2,923,009	1,251,132	13,422	276,068	24,871	0	73,082	1,615,820
東京都	6,047,666	5,348,672	2,978,881	2,369,791	27	124,079	601	955	553,175	20,157
神奈川県	6,024,236	5,878,624	4,963,909	914,715	0	55,082	5,822	0	54,988	29,720
新潟県	1,658,734	1,568,231	1,130,085	438,146	629	68,816	0	0	11,296	9,762
富山県	884,442	842,500	700,188	142,312	57	6,733	10,011	0	4,046	21,095
石川県	422,942	359,766	277,607	82,159	1,223	52,812	0	0	9,006	135
福井県	486,221	424,012	352,099	71,913	130	12,803	0	0	49,275	1
山梨県	1,380,539	1,315,591	1,062,536	253,055	9,466	36,381	0	0	19,101	0
長野県	1,507,596	1,443,241	1,140,998	302,243	5,891	46,131	0	0	10,203	2,130
岐阜県	1,869,768	1,785,498	1,142,184	643,314	6,646	56,921	0	0	20,527	176
静岡県	2,391,230	2,227,332	1,476,114	751,218	1,060	107,389	562	0	54,858	29
愛知県	4,895,895	4,545,213	3,075,174	1,470,039	495	149,925	22,325	0	124,160	53,777
三重県	1,360,591	1,258,763	923,662	335,101	1,118	74,538	1,350	0	16,677	8,145
滋賀県	758,964	697,779	561,209	136,570	214	47,464	165	0	13,342	0
京都府	1,510,693	1,469,032	862,624	606,408	11,135	11,603	0	0	16,316	2,607
大阪府	3,603,722	3,465,022	2,090,483	1,374,539	6	91,692	468	0	33,284	13,250
兵庫県	2,999,466	2,866,245	2,162,599	703,646	3,257	100,556	2,649	1,000	25,607	152
奈良県	827,113	790,323	506,453	283,870	598	18,351	0	0	17,841	0
和歌山県	787,114	719,168	481,304	237,864	6,488	12,295	13,993	0	35,170	0
鳥取県	388,439	365,032	305,259	59,773	446	8,954	71	0	13,936	0
島根県	584,138	548,630	383,759	164,871	737	6,658	16,000	0	12,098	15
岡山県	1,153,645	1,040,531	704,065	336,466	2,646	83,664	4,405	0	22,293	106
広島県	1,651,687	1,525,858	838,468	687,390	446	113,589	20	0	11,752	22
山口県	1,250,999	1,133,707	915,989	217,718	1,231	26,803	100	0	89,158	0
徳島県	742,930	641,142	458,236	182,906	79	23,580	2,001	0	32,458	43,670
香川県	687,508	664,988	290,960	374,028	130	16,083	150	0	5,690	467
愛媛県	1,045,213	1,023,038	710,013	313,025	917	11,549	113	0	9,587	9
高知県	499,757	484,018	325,363	158,655	1,039	12,009	37	0	2,654	0
福岡県	2,202,246	1,988,300	1,400,002	588,298	3,111	60,684	7,854	0	139,009	3,288
佐賀県	945,415	905,091	658,927	246,164	151	13,793	0	0	26,380	0
長崎県	747,427	715,871	575,535	140,336	69	16,948	8,300	0	5,816	423
熊本県	1,223,598	1,125,672	757,611	368,061	9,714	61,956	507	0	22,854	2,895
大分県	1,077,211	994,875	795,803	199,072	2,820	66,753	400	0	12,046	317
宮崎県	1,141,629	1,114,978	676,914	438,064	2,016	17,381	0	0	7,243	11
鹿児島県	1,161,837	1,117,815	686,402	431,413	4,820	13,340	6,703	0	19,159	0
沖縄県	478,279	444,037	203,490	240,547	57	10,535	930	0	4,495	18,225
都道府県計	90,782,394	82,319,743	55,385,817	26,933,926	232,619	3,667,836	298,751	5,455	2,209,375	2,048,615
札幌市	499,168	480,786	379,833	100,953	0	15,862	0	0	2,199	321
仙台市	912,481	856,652	636,986	219,666	0	49,892	0	0	5,904	33
さいたま市	311,864	285,093	217,484	67,609	0	13,857	0	0	12,065	849
千葉市	510,491	488,721	315,857	172,864	0	16,695	0	0	4,630	445
特別区	4,345,556	3,747,575	2,068,424	1,679,151	0	72,562	601	0	524,144	674
横浜市	939,125	873,095	673,641	199,454	0	13,613	432	0	24,991	26,994
川崎市	267,779	253,406	203,477	49,929	0	6,995	108	0	7,270	0
相模原市	126,010	113,438	83,629	29,809	0	8,067	0	0	4,382	123
新潟市	203,088	200,000	159,859	40,141	0	2,056	0	0	994	38
静岡市	251,594	237,172	83,700	153,472	162	8,863	562	0	4,835	0
浜松市	286,174	272,201	231,664	40,537	205	7,685	0	0	6,054	29
名古屋市	576,156	544,406	276,982	267,424	0	16,446	0	0	14,850	454
京都市	243,837	240,850	191,116	49,734	650	1,187	0	0	1,011	139
大阪市	761,916	739,627	449,776	289,851	0	14,974	430	0	6,863	22
堺市	553,755	545,027	87,349	457,678	0	5,487	38	0	2,973	230
神戸市	442,995	420,485	276,528	143,957	0	11,186	1,156	0	10,166	2
岡山市	305,514	264,541	164,253	100,288	60	38,534	0	0	2,379	0
広島市	771,880	764,722	293,185	471,537	78	3,940	0	0	3,118	22
北九州市	477,733	398,686	301,156	97,530	194	8,032	954	0	69,856	11
福岡市	300,169	273,476	201,235	72,241	0	10,636	6,900	0	7,917	1,240
熊本市	172,401	163,550	137,994	25,556	0	5,636	0	0	2,115	1,100
21都市計	13,259,686	12,163,509	7,434,128	4,729,381	1,349	332,205	11,181	0	718,716	32,726

（注） 21都市計については都道府県計の内数。

附属資料7 月別火災損害状況

(平成25年中)

月	区分	出火件数						焼損棟数					
		計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
1月		4,278	2,551	113	367	6	0	1,241	3,562	886	208	1,012	1,456
2月		4,048	2,322	108	308	5	0	1,305	3,359	838	218	933	1,370
3月		6,088	2,586	485	422	9	1	2,585	3,777	974	229	1,110	1,464
4月		4,278	2,132	260	402	7	0	1,477	3,089	793	180	824	1,292
5月		5,090	2,236	410	437	9	1	1,997	3,306	913	190	888	1,315
6月		3,447	1,647	155	339	5	0	1,301	2,208	423	123	631	1,031
7月		3,448	1,820	79	391	6	0	1,152	2,463	470	148	680	1,165
8月		4,029	1,904	142	428	8	1	1,546	2,613	538	167	724	1,184
9月		3,330	1,713	106	407	10	0	1,094	2,291	434	119	630	1,108
10月		3,025	1,725	43	375	6	0	876	2,225	422	134	577	1,092
11月		3,217	2,019	35	368	12	0	783	2,787	623	190	692	1,282
12月		3,817	2,398	84	342	8	0	985	3,351	722	207	863	1,559
計		48,095	25,053	2,020	4,586	91	3	16,342	35,031	8,036	2,113	9,564	15,318

(平成25年中)

月	区分	焼損面積			死傷者数		り災世帯数				り災人員数
		建物床面積(m ²)	建物表面積(m ²)	林野(a)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
1月		129,977	11,534	2,533	244	782	2,576	645	185	1,746	5,909
2月		112,356	11,891	21,704	207	679	2,250	589	180	1,481	4,970
3月		114,493	12,629	20,794	180	765	2,331	579	146	1,606	5,263
4月		110,010	12,526	30,456	134	615	1,781	414	147	1,220	4,225
5月		129,783	14,002	12,924	115	563	1,815	413	133	1,269	4,354
6月		60,027	5,383	2,052	84	398	1,179	228	57	894	2,942
7月		80,988	8,771	2,463	77	429	1,403	299	98	1,006	3,300
8月		90,944	10,057	1,353	72	579	1,415	270	109	1,036	3,359
9月		65,317	7,228	2,053	75	425	1,319	275	90	954	2,963
10月		66,979	6,431	197	95	451	1,307	251	92	964	3,010
11月		110,889	8,324	185	161	534	1,838	385	159	1,294	4,267
12月		111,961	11,839	365	181	638	2,155	515	163	1,477	5,114
計		1,183,724	120,615	97,079	1,625	6,858	21,369	4,863	1,559	14,947	49,676

(平成25年中) (単位：千円)

月	区分	損害額									
		計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
			小計	建物	収容物						
1月		8,582,392	8,198,776	6,205,248	1,993,528	1,518	287,260	3,606	3,500	59,866	27,866
2月		9,482,679	7,852,173	5,318,075	2,534,098	7,203	985,331	30,494	0	604,371	3,107
3月		7,943,859	7,291,036	5,104,142	2,186,894	50,878	321,547	18,968	955	156,214	104,261
4月		9,755,422	9,290,303	7,269,525	2,020,778	31,927	177,445	16,148	0	194,898	44,701
5月		7,790,805	7,155,933	5,040,193	2,115,740	91,113	223,003	95,057	1,000	166,991	57,708
6月		4,785,041	4,385,321	2,851,518	1,533,803	34,224	227,732	21,105	0	95,051	21,608
7月		6,790,492	6,207,736	3,867,816	2,339,920	1,983	266,416	4,333	0	294,889	15,135
8月		5,662,831	5,314,454	3,751,228	1,563,226	3,871	162,166	17,740	0	143,039	21,561
9月		7,916,906	7,599,067	2,879,642	4,719,425	5,846	158,150	5,033	0	147,256	1,554
10月		5,354,624	5,034,247	3,061,118	1,973,129	64	161,084	12,460	0	86,641	60,128
11月		9,317,639	7,220,044	5,223,651	1,996,393	1,724	221,598	64,101	0	163,792	1,646,380
12月		7,399,704	6,770,653	4,813,661	1,956,992	2,268	476,104	9,706	0	96,367	44,606
計		90,782,394	82,319,743	55,385,817	26,933,926	232,619	3,667,836	298,751	5,455	2,209,375	2,048,615

附属資料8

出火原因別火災損害状況

(平成25年中)

出火原因	出火件数							焼損面積			焼損棟数	り災世帯数	損害額(千円)
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	建物床面積(m ²)	建物表面積(m ²)	林野(a)			
放火	5,093	2,245	66	353	0	0	2,429	45,440	6,418	2,102	2,713	1,232	4,181,628
こんろ	3,717	3,656	2	29	0	0	30	45,973	7,173	7	4,190	3,406	3,527,476
たばこ	4,454	2,500	138	171	3	0	1,642	58,858	7,793	3,957	3,074	2,781	4,416,266
放火の疑い	3,693	1,321	161	247	4	0	1,960	52,661	6,047	3,754	1,831	722	3,832,551
たき火	3,739	500	567	45	1	0	2,626	31,019	2,393	9,984	837	193	853,599
火遊び	1,185	366	58	4	1	0	756	9,129	1,168	239	465	294	567,431
火入れ	2,095	197	340	32	0	0	1,526	7,847	1,504	42,970	318	52	223,916
ストーブ	1,455	1,435	1	1	0	0	18	89,714	6,034	33	2,195	1,919	5,110,077
電灯電話等の配線	1,301	940	8	22	5	0	326	55,149	7,215	111	1,387	856	3,866,264
配線器具	1,219	1,066	0	66	5	0	82	35,515	3,301	155	1,356	922	2,571,189
マッチ・ライター	811	351	53	129	2	0	276	11,093	2,079	1,778	481	354	685,476
電気機器	994	766	0	153	5	0	70	11,813	2,498	2	880	440	1,313,862
排気管	740	40	2	666	4	0	28	860	40	150	50	9	445,089
灯火	521	498	0	3	0	0	20	19,081	1,953	0	696	683	1,427,284
電気装置	653	432	0	132	2	0	87	12,466	2,029	0	503	114	852,278
交通機関内配線	492	29	0	451	6	0	6	18	42	0	38	8	171,570
焼却炉	483	187	31	17	1	0	247	12,059	1,103	731	335	78	559,513
溶接機・切断機	448	260	2	23	7	0	156	14,151	1,835	43	304	40	971,260
風呂かまど	273	267	1	0	0	0	5	18,546	1,104	4	425	284	664,283
取灰	276	183	14	8	0	0	71	13,930	1,032	241	312	130	624,307
煙突・煙道	243	228	1	2	1	0	11	19,710	1,085	650	340	172	760,148
衝突の火花	165	2	0	156	0	0	7	45	0	0	3	7	122,012
内燃機関	148	15	0	121	0	2	10	217	106	0	20	4	278,153
炉	126	108	2	3	0	0	13	2,376	371	10	117	5	337,534
ボイラー	82	73	0	0	1	0	8	4,829	524	0	99	74	365,829
こたつ	56	56	0	0	0	0	0	4,764	419	2	110	97	211,017
かまど	81	68	3	1	0	0	9	6,723	315	107	127	28	403,417
その他	7,509	3,844	315	995	19	0	2,336	170,812	22,827	15,647	4,997	1,982	17,536,277
不明・調査中	6,043	3,420	255	756	24	1	1,587	428,926	32,207	14,402	6,828	4,483	33,902,688
合計	48,095	25,053	2,020	4,586	91	3	16,342	1,183,724	120,615	97,079	35,031	21,369	90,782,394

附属資料9 主な出火原因の推移（上位10位）

順位	平成20年			平成21年			平成22年		
	出火原因	出火件数	構成割合 %	出火原因	出火件数	構成割合 %	出火原因	出火件数	構成割合 %
1	放 火	6,396	12.2	放 火	6,615	12.9	放 火	5,612	12.0
2	こ ん ろ	5,534	10.6	こ ん ろ	5,139	10.0	こ ん ろ	4,694	10.1
3	た ば こ	5,063	9.7	た ば こ	4,997	9.8	た ば こ	4,475	9.6
4	放 火 の 疑 い	4,380	8.4	放 火 の 疑 い	4,590	9.0	放 火 の 疑 い	3,939	8.4
5	た き 火	3,023	5.8	た き 火	3,021	5.9	た き 火	2,515	5.4
6	火 遊 び	1,813	3.5	火 遊 び	1,948	3.8	火 遊 び	1,678	3.6
7	ス ト ー プ	1,684	3.2	火 入 れ	1,604	3.1	ス ト ー プ	1,469	3.2
8	火 入 れ	1,509	2.9	ス ト ー プ	1,457	2.8	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,362	2.9
9	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,417	2.7	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,330	2.6	配 線 器 具	1,143	2.5
10	配 線 器 具	1,125	2.1	配 線 器 具	1,059	2.1	火 入 れ	1,033	2.2
	出 火 総 件 数	52,394		出 火 総 件 数	51,139		出 火 総 件 数	46,620	

順位	平成23年			平成24年			平成25年		
	出火原因	出火件数	構成割合 %	出火原因	出火件数	構成割合 %	出火原因	出火件数	構成割合 %
1	放 火	5,632	11.3	放 火	5,370	12.2	放 火	5,093	10.6
2	た ば こ	4,752	9.5	た ば こ	4,212	9.5	た ば こ	4,454	9.3
3	こ ん ろ	4,178	8.4	こ ん ろ	3,959	9.0	た き 火	3,739	7.8
4	放 火 の 疑 い	3,931	7.9	放 火 の 疑 い	3,220	7.3	こ ん ろ	3,717	7.7
5	た き 火	3,443	6.9	た き 火	2,430	5.5	放 火 の 疑 い	3,693	7.7
6	火 遊 び	1,736	3.5	ス ト ー プ	1,544	3.5	火 入 れ	2,095	4.4
7	火 入 れ	1,622	3.2	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,392	3.2	ス ト ー プ	1,455	3.0
8	ス ト ー プ	1,609	3.2	配 線 器 具	1,297	2.9	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,301	2.7
9	電 灯 電 話 等 の 配 線	1,446	2.9	火 遊 び	1,206	2.7	配 線 器 具	1,219	2.5
10	配 線 器 具	1,258	2.5	火 入 れ	1,104	2.5	火 遊 び	1,185	2.5
	出 火 総 件 数	50,006		出 火 総 件 数	44,189		出 火 総 件 数	48,095	

附属資料10 昭和21年以降の火災損害状況

年	区分	出火件数						焼損棟数				焼損面積			死傷者数			
		計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物床面積(m ²)	建物表面積(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
昭和21年(1946)		14,460	14,460	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,533,924	—	—	420	1,695
22		18,806	15,888	2,918	—	—	—	—	—	—	—	—	3,891,485	—	3,909,947	485	2,695	
23		17,022	15,099	1,923	—	—	—	—	—	—	—	—	2,551,689	—	3,065,084	407	2,046	
25(1950)		19,243	16,663	1,161	470	102	847	—	—	—	—	—	2,286,742	—	3,271,516	423	4,269	
28		25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271	—	—	—	—	—	2,167,810	—	5,289,788	499	4,392	
30(1955)		29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092	36,231	20,300	5,798	10,133	—	2,211,096	—	555,849	694	6,764	
31		33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607	41,418	25,368	5,709	10,341	—	2,650,923	—	1,515,085	640	7,511	
32		34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971	37,705	20,909	5,552	11,244	—	2,094,371	—	1,638,211	626	7,313	
33		36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194	39,196	20,860	5,828	12,508	—	1,984,887	—	1,984,887	583	7,584	
34		36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398	41,446	17,073	5,484	18,889	—	1,812,226	—	1,144,534	655	7,937	
35(1960)		43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793	41,014	19,765	6,251	14,998	—	2,056,123	—	1,253,790	780	8,113	
36		47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159	46,265	23,877	6,632	15,756	—	2,472,998	—	18,266,307	806	8,774	
37		49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740	44,867	21,433	7,038	16,396	—	2,409,001	—	1,274,708	861	8,610	
38		50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039	42,930	19,881	6,793	16,256	—	2,334,986	—	1,945,517	853	8,622	
39		49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340	43,688	19,717	6,711	17,260	—	2,530,362	—	821,496	940	9,145	
40(1965)		54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456	45,116	20,882	7,092	17,142	—	2,490,196	—	2,099,485	965	9,308	
41		48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477	41,103	18,041	6,230	16,832	—	2,318,555	—	890,964	1,111	8,210	
42		54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924	45,840	19,383	6,790	19,667	—	2,436,970	—	1,129,115	1,106	9,370	
43		53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528	43,864	17,579	6,450	19,835	—	2,245,673	—	1,270,689	1,160	8,807	
44		56,797	37,653	5,348	4,176	300	7 9,313	51,328	18,680	5,589	27,059	—	2,555,551	—	1,508,517	1,334	9,302	
45(1970)		63,905	39,845	7,033	4,182	317	6 12,522	55,266	19,278	5,627	30,361	—	2,705,789	—	1,462,299	1,595	9,725	
46		64,019	39,549	7,101	4,057	306	5 13,001	53,810	17,604	5,350	30,856	—	2,514,028	—	1,247,049	1,483	9,208	
47		58,291	38,868	4,541	3,774	313	8 10,787	51,900	15,896	5,230	30,774	—	2,434,485	—	471,847	1,672	9,692	
48		73,072	42,551	8,311	3,986	301	7 17,916	57,243	17,736	5,800	33,707	—	2,571,700	—	840,278	1,870	9,789	
49		67,712	39,143	8,351	3,420	303	4 16,491	52,539	15,842	5,150	31,547	—	2,289,580	—	1,093,723	1,646	9,070	
50(1975)		62,212	38,455	5,517	3,078	248	4 14,910	50,275	14,423	4,980	30,872	—	2,082,624	—	698,419	1,674	8,232	
51		62,304	38,796	5,549	3,099	233	5 14,622	52,956	16,441	5,113	31,402	—	2,267,147	—	367,919	1,648	9,365	
52		63,974	39,302	5,227	3,392	215	2 15,836	51,828	14,387	5,090	32,351	—	2,124,268	—	555,642	1,909	8,506	
53		70,423	39,912	7,208	3,590	254	5 19,454	53,552	15,317	5,155	33,080	—	2,209,124	—	773,054	1,854	8,718	
54		63,794	38,291	5,534	3,639	244	4 16,082	51,925	14,291	4,917	32,717	—	2,043,066	—	395,933	2,070	8,157	
55(1980)		59,885	38,014	4,120	3,773	155	2 13,821	51,317	13,890	4,954	32,473	—	2,128,326	—	530,685	1,947	8,049	
56		60,788	38,882	3,709	4,050	157	7 13,983	53,239	14,441	5,166	33,632	—	2,094,854	—	196,866	1,971	8,004	
57		60,568	36,996	4,579	4,417	173	2 14,401	49,331	12,832	4,622	31,807	—	1,932,409	—	313,606	1,849	8,112	
58		59,740	37,395	3,918	4,638	179	4 13,606	50,615	13,563	4,686	32,366	—	1,954,917	—	766,602	1,828	7,407	
59		63,789	38,254	4,786	4,758	147	2 15,842	51,949	13,767	5,025	33,157	—	2,031,409	—	372,739	2,089	7,858	
60(1985)		59,865	36,879	4,155	4,988	160	7 13,676	49,717	12,927	4,582	32,208	—	1,977,347	—	492,389	1,747	7,550	
61		63,272	38,121	4,838	5,179	173	3 14,958	51,026	12,879	4,696	33,451	—	1,944,033	—	489,257	2,061	7,731	
62		58,833	36,515	4,120	5,272	111	5 12,810	49,255	12,552	4,261	32,442	—	1,854,633	—	488,983	1,857	7,681	
63		59,674	37,090	3,589	5,591	134	5 13,265	50,336	12,621	4,428	33,287	—	1,859,535	—	317,623	2,116	7,703	
平成元年		55,763	35,186	2,894	5,744	138	4 11,797	47,437	11,452	4,074	31,911	—	1,734,055	—	211,699	1,747	7,292	
2(1990)		56,505	34,768	2,858	6,173	148	4 12,554	47,536	11,782	4,063	31,691	—	1,674,064	—	133,325	1,828	7,097	
3		54,879	34,263	2,535	6,207	123	3 11,748	46,043	11,053	3,848	31,142	—	1,656,447	—	273,890	1,817	6,948	
4		54,762	33,532	2,262	6,281	139	1 12,547	45,783	11,373	3,770	30,640	—	1,691,124	—	232,316	1,882	6,896	
5		56,700	33,608	3,191	6,498	121	2 13,280	46,124	11,269	3,934	30,921	—	1,668,483	—	326,001	1,841	6,895	
6		63,015	34,315	4,534	6,765	136	3 17,262	47,980	12,185	4,111	31,684	—	1,795,118	—	177,582	1,898	7,007	
7(1995)		62,913	34,539	4,072	6,971	125	2 17,204	57,957	18,820	4,263	16,915 17,959	—	2,574,330	181,210	201,614	2,356	7,279	
8		64,066	34,756	4,339	7,164	143	4 17,660	51,046	11,861	4,027	16,772 18,386	—	1,709,736	177,323	241,990	1,978	8,044	
9		61,889	34,519	3,766	7,434	124	5 16,041	51,476	11,506	4,234	16,621 19,115	—	1,818,807	165,664	312,373	2,095	7,618	
10		54,514	32,519	1,913	7,459	133	3 12,487	43,782	9,711	3,470	14,358 16,243	—	1,553,153	159,613	80,820	2,062	7,309	
11		58,526	33,330	2,661	7,860	143	3 14,529	45,405	10,597	3,780	14,642 16,386	—	1,612,347	172,561	100,875	2,122	7,576	
12(2000)		62,454	34,028	2,805	8,303	128	4 17,186	46,516	10,746	3,564	14,757 17,449	—	1,594,049	172,355	145,451	2,034	8,281	
13		63,591	34,130	3,007	8,454	126	5 17,869	46,186	10,426	3,555	14,587 17,618	—	1,598,642	170,945	177,288	2,195	8,244	
14		63,651	34,171	3,343	7,785	113	4 18,235	47,460	10,809	3,988	14,849 17,814	—	1,649,751	196,454	263,353	2,235	8,786	
15		56,333	32,534	1,810	7,366	136	3 14,484	44,031	9,686	3,230	13,597 17,518	—	1,571,921	168,235	168,235	2,248	8,605	
16		60,387	33,325	2,592	7,077	132	10 17,251	46,018	10,609	3,517	13,754 18,138	—	1,574,582	158,292	156,779	2,004	8,641	
17(2005)		57,460	33,049	2,215	6,630	124	6 15,436	46,188	10,602	3,335	13,762 18,489	—	1,502,781	155,299	111,585	2,195	8,850	
18		53,276	31,506	1,576	6,243	102	1 13,848	42,612	8,867	3,092	12,921 17,732	—	1,386,092	143,185	82,925	2,067	8,541	
19		54,582	31,248	2,157	5,798	123	6 15,250	43,168	9,483	2,867	12,443 18,375	—	1,387,149	152,984	71,714	2,005	8,490	
20		52,394	30,053	1,891	5,358	101	3 14,988	40,588	8,628	2,761	11,548 17,651	—	1,317,231	148,018	83,916	1,969	7,998	
21		51,139	28,372	2,084	5,326	109	4 15,244	38,800	8,433	2,537	11,034 16,796	—	1,224,884	123,176	106,400	1,877	7,654	

附属資料10 昭和21年以降の火災損害状況 (つづき)

り災世帯数				り災 人員数	損害額(千円)									
計	全損	半損	小損		計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
						小計	建物	収容物						
23,954	21,193	2,761	—	—	3,333,057	—	—	—	—	—	—	—	—	—
34,283	30,162	4,121	—	—	10,864,194	—	—	—	202,730	—	—	—	—	—
22,561	18,664	3,897	—	—	13,323,769	—	—	—	280,845	—	—	—	—	—
20,589	16,694	3,895	—	—	21,812,185	21,206,878	—	—	343,607	77,845	123,847	60,008	—	—
17,585	13,853	3,732	—	—	24,255,833	23,394,394	—	—	655,216	83,846	104,084	18,293	—	—
29,234	16,717	12,517	—	139,117	31,859,417	31,301,021	12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803	—	—
31,250	18,417	12,833	—	150,795	37,128,320	35,566,526	16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	454,958	—	—
28,385	15,116	13,269	—	138,397	26,251,287	23,522,522	9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906	—	—
30,942	16,109	14,833	—	144,247	21,749,898	21,198,296	8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776	—	—
35,067	12,868	22,199	—	167,710	20,803,401	20,307,075	8,211,205	12,095,870	127,555	110,263	104,990	153,518	—	—
34,220	14,961	19,259	—	156,564	24,433,611	23,410,593	9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090	—	—
37,804	17,757	20,047	—	171,272	43,020,927	36,092,254	13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463	—	—
37,070	16,580	20,490	—	166,802	40,199,998	38,174,597	15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466	—	—
35,624	15,210	20,414	—	158,978	39,020,771	36,481,762	14,239,854	22,241,908	1,103,613	254,215	169,223	1,011,958	—	—
35,387	15,363	20,024	—	152,363	52,908,641	46,876,331	36,092,254	29,568,529	431,906	299,906	181,801	5,118,697	—	—
35,935	16,290	19,645	—	151,258	51,203,175	44,807,241	17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361	—	—
33,764	15,152	18,612	—	138,364	48,865,228	43,964,947	17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961	—	—
36,440	15,533	20,907	—	143,827	53,294,553	49,792,014	19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520	—	—
34,164	14,113	20,051	—	143,195	54,252,470	50,061,631	19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883	—	—
39,533	15,506	4,502	19,525	145,372	70,171,860	64,988,676	26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662	—
41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149	31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638	—
42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	73,759,751	29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283	—
40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	80,955,770	29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442	—
43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	105,831,401	41,414,311	64,417,090	3,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182	—
40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	104,960,973	40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665	—
39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	106,427,660	44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419	—
40,716	13,034	4,002	23,680	134,604	160,953,944	152,946,191	68,017,902	84,928,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549	—
39,693	11,614	4,023	24,056	129,990	129,393,052	122,063,870	53,465,524	68,598,346	4,858,170	1,053,960	436,940	—	980,112	—
39,789	11,770	3,933	24,086	131,927	130,538,604	123,666,835	56,796,244	66,870,591	3,059,104	1,263,886	494,794	868,025	1,185,960	—
37,801	10,617	3,701	23,483	123,051	136,827,438	131,130,601	58,688,581	72,442,020	1,471,970	1,780,214	610,374	5,106	1,829,173	—
37,948	10,595	3,640	23,713	123,467	150,707,250	144,991,002	67,330,883	77,660,119	2,080,916	1,419,022	761,926	209	1,454,175	—
38,385	10,885	3,523	23,977	124,120	150,302,972	145,473,914	71,314,250	74,159,664	741,897	1,441,273	1,075,687	223,633	1,346,568	—
37,717	9,507	3,376	24,834	120,562	149,072,798	141,786,203	69,176,236	72,609,967	991,007	1,443,246	590,823	2,772,800	1,488,719	—
36,794	10,052	3,378	23,364	117,678	150,579,160	141,093,424	72,574,122	68,519,302	4,752,124	1,564,401	761,853	1,061,362	1,345,996	—
37,764	10,253	3,383	24,086	119,822	146,210,317	141,603,366	72,706,336	68,897,030	1,187,462	1,668,440	394,225	—	1,356,824	—
35,833	9,565	3,288	22,982	112,016	154,927,483	149,982,230	74,683,599	75,298,631	1,229,278	1,973,958	511,965	280,553	949,499	—
36,887	9,741	3,348	23,798	114,839	149,766,240	143,770,906	72,779,256	70,991,650	1,512,371	2,290,169	525,723	386,049	1,281,022	—
35,813	9,548	3,027	23,238	110,700	146,153,576	136,867,233	69,290,933	67,576,300	3,581,546	2,893,178	498,821	46,267	2,266,531	—
36,336	9,830	3,093	23,413	111,292	144,021,140	137,833,941	71,832,142	66,001,799	1,440,295	2,688,676	588,860	25,826	1,483,542	—
33,564	8,427	2,971	22,166	102,147	140,494,183	134,576,632	68,230,344	66,346,288	520,945	2,630,105	638,028	30,160	2,098,313	—
32,853	8,164	2,960	21,729	98,878	148,457,654	142,087,731	74,650,398	67,437,333	466,584	3,290,996	577,727	70,167	1,964,449	—
32,317	8,098	2,703	21,516	96,882	161,419,745	149,928,061	78,617,785	71,310,276	634,535	5,413,856	1,456,104	1,210,000	2,777,189	—
32,171	8,272	2,770	21,129	93,513	156,874,370	149,628,622	82,566,724	67,061,898	321,235	4,052,611	1,044,327	—	1,827,575	—
32,045	8,300	2,825	20,920	91,825	163,493,706	154,334,244	84,385,395	69,948,849	2,863,772	4,004,689	351,113	201,648	1,738,240	—
32,560	8,519	2,881	21,160	92,768	172,691,685	162,848,847	89,071,457	73,777,390	1,594,563	3,679,601	715,375	45,958	3,807,341	—
40,372	16,328	3,082	20,962	105,335	193,758,945	184,763,331	108,578,685	76,184,646	677,278	3,667,842	339,993	—	2,036,544	2,273,957
32,300	8,157	2,960	21,183	91,303	171,299,723	151,543,002	87,443,489	64,099,513	1,514,845	3,784,397	352,436	959,807	3,910,075	9,235,161
31,956	7,885	2,803	21,268	88,815	176,855,391	162,207,160	92,826,821	69,380,339	3,567,800	3,682,944	267,822	51,271	4,673,688	2,404,706
29,558	7,081	2,556	19,921	80,745	146,049,398	136,972,771	83,054,981	53,917,790	492,764	3,830,957	997,146	55,100	2,209,116	1,491,544
31,172	7,741	2,776	20,655	83,563	151,158,888	143,619,796	86,301,734	57,318,062	520,948	3,720,425	293,713	19,517	2,018,821	965,668
30,999	7,371	2,628	21,000	83,209	150,425,935	139,987,641	86,631,100	53,356,541	708,499	4,031,988	449,188	68,350	2,435,404	2,744,865
30,775	7,276	2,541	20,958	81,372	147,355,425	138,087,449	82,899,770	55,187,679	1,120,216	4,258,702	557,863	150,672	2,476,692	703,831
31,268	7,481	2,701	21,086	81,460	167,373,016	136,474,382	83,422,401	53,051,981	1,447,154	3,701,311	22,540,356	23,589	2,736,063	450,161
29,564	6,830	2,515	20,219	76,925	133,098,765	124,542,510	78,579,594	45,962,916	292,108	3,562,659	479,176	515,955	2,606,821	1,099,536
29,793	7,021	2,461	20,311	76,960	135,327,444	126,528,584	79,532,153	46,996,431	809,156	3,376,246	627,149	141,190	2,746,010	1,099,109
29,952	6,834	2,550	20,568	76,633	130,098,605	122,375,455	77,887,364	44,488,091	868,161	3,627,777	364,272	4,404	2,016,299	842,237
29,144	6,533	2,466	20,145	73,898	114,228,906	107,699,323	71,484,295	36,215,028	134,209	2,895,398	342,081	1,855	2,239,489	916,551
28,686	6,256	2,233	20,197	71,704	126,161,916	109,323,318	67,895,837	41,427,481	236,585	2,613,117	301,799	9,976,263	2,654,208	1,056,626
26,805	5,923	2,139	18,743	66,533	108,416,810	99,840,936	65,737,074	34,103,862	606,089	2,818,580	171,207	1,191,750	3,371,029	417,219
25,487	5,554	2,085	17,848	61,517	93,128,879	87,365,201	59,251,918	28,113,283	521,194	2,336,259	720,796	73,601	1,431,992	679,836
23,865	5,245	1,875	16,745	57,623	101,762,173	94,195,036	61,190,303	33,004,733	70,975	3,532,739	197,575	267,024	2,800,361	698,463
24,491	6,026	1,778	16,687	57,776	112,835,173	103,491,287	67,942,355	35,548,932	1,017,060	2,561,797	332,497	226,923	2,359,982	2,845,627
22,422	4,934	1,665	15,823	52,487	89,698,625	82,405,623	53,494,238	28,911,385	190,288	2,432,932	417,451	113	2,086,379	2,165,839
21,369	4,863	1,559	14,947	49,676	90,782,394	82,319,743	55,385,817	26,933,326	232,619	3,667,836	298,751	5,455	2,209,375	2,048,615

附属資料11

昭和21年以降の大火記録

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	リ災世帯数	リ災人員数	焼損棟数	焼損面積(m ²)	損害額(千円)	出火原因	気象状況					
											天気	風向	平均風速(m/s)	最大風速(m/s)	相対湿度(%)	
1	新潟県村松町	昭和21年(1946年) 5月 8日 18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337	135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50	
2	福島県田島町	21年 5月20日 1時30分	—	31	455	2,412	515	44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77	
3	飯田市	21年 7月15日 12時15分	—	4	185	850	198	33,500	20,000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39	
4	青森県五所川原町	21年 11月23日 19時40分	—	9	716	4,654	594	76,303	81,433	たばこの吸がら	雲後曇	NW	10.0	15.0	49	
5	新潟県両津町	22年(1947年) 4月17日 15時40分	—	—	435	1,868	315	57,806	100,000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	—	
6	飯田市	22年 4月20日 11時48分	—	—	4,010	17,771	3,742	481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33	
7	茨城県那珂湊町	22年 4月29日 17時20分	—	6	1,210	6,080	1,508	80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64	
8	北海道三笠町	22年 5月16日 10時20分	2	4	977	5,081	488	40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42	
9	宮崎市	22年 12月 7日 5時10分	—	—	130	684	65	33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59	
10	北海道喜茂別村	23年(1948年) 5月11日 2時 5分	1	2	317	969	180	35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64	
11	能代市	24年(1949年) 2月20日 0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238	210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59	
12	北海道古平町	24年 5月10日 11時30分	2	52	521	—	721	103,274	1,119,050	ストーブの不始末	…	SW	15.0	30.0	30	
13	山梨県谷村町	24年 5月13日 2時30分	—	17	339	1,586	334	60,222	558,420	モーターの過熱	薄雲	WSW	13.0	14.3	54	
14	熱海市	25年(1950年) 4月13日 17時23分	—	3,277	979	5,808	1,461	141,900	5,467,169	たばこ	雲	SE	15.0	30.3	55	
15	長野県上松村	25年 5月13日 23時50分	18	153	619	2,797	615	85,000	801,870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26	
16	秋田県鷹巣町	25年 6月 1日 21時40分	—	242	705	3,400	599	61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74	
17	山形県温海町	26年(1951年) 4月24日 23時頃	—	225	513	1,583	376	45,124	1,517,492	不	明	晴	W	13.0	15.0	66
18	松阪市	26年 12月16日 23時30分	—	195	874	3,565	1,155	52,315	2,180,000	たばこの吸がら	晴	WNW	7.1	12.0	48	
19	鳥取市	27年(1952年) 4月17日 15時頃	3	3,963	5,714	20,451	7,240	449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄雲	SSW	10.8	22.5	28	
20	北海道岩内町	29年(1954年) 9月26日 20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299	321,311	3,914,110	火鉢の残火	雲	SSE	21.7	33.0	82	
21	大館市	30年(1955年) 5月 3日 13時25分	1	20	264	1,226	345	38,211	710,572	不	明	晴	ENE	13.0	13.0	39
22	新潟市	30年 10月 1日 2時50分	1	275	1,193	5,901	892	214,447	6,987,069	漏	電	雲	WSW	20.2	33.6	59
23	名瀬市	30年 12月 3日 4時30分	—	—	1,452	5,845	1,361	65,997	1,512,050	たばこの吸がら	晴	N	5.4	8.0	52	
24	能代市	31年(1956年) 3月20日 22時50分	—	19	1,263	6,087	1,475	178,933	2,016,380	セリんこんろ	雲	NNE	14.5	21.7	61	
25	福井県芦原市	31年 4月23日 6時40分	1	349	348	1,653	737	建物 72,498 林野 32ha	建物 5,088,259 林野 143,000	こたつ	雲	SSE	14.8	25.0	50	
26	大館市	31年 8月18日 23時45分	—	16	770	4,323	1,344	156,984	4,022,041	たばこ	雲	SE	8.7	12.2	87	
27	魚津市	31年 9月10日 19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677	175,966	1,590,140	不	明	晴	SSW	9.3	17.0	53
28	新潟県分水町	32年(1957年) 4月 2日 1時 0分	—	176	304	1,315	378	36,274	360,000	煙突	雲小雪	SW	7.4	—	82	
29	鹿児島県瀬戸内町	33年(1958年) 12月27日 23時30分	—	48	1,357	5,311	1,628	建物 66,314 林野 600ha	建物 1,000,000 林野 980	セリんこんろの不始末	雲	NNW	10.0	15.0	47	
30	岩手県新里町(三陸大火)	36年(1961年) 5月29日 13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062	建物 53,047 林野 40366ha	建物 2,155,350 林野 3,784,596	かまど	晴	WSW	30.0	—	—	
31	八戸市	36年 5月29日 23時40分	—	—	664	3,627	720	51,752	774,317	放火	晴	SW	14.2	—	60	
32	北海道森町	36年 10月23日 23時30分	—	80	506	2,238	554	44,664	2,221,191	たばこ	晴	W	5.5	—	72	
33	福江市	37年(1962年) 9月26日 2時10分	—	28	811	3,936	486	64,698	3,975,200	マッチ	晴	NNE	7.5	15.0	66	
34	新潟市(昭和石油KK)	39年(1964年) 6月16日 18時 0分	—	—	348	1,407	346	57,282	3,174,136	不	明	晴	W	5.2	—	60
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年 10月 1日 1時50分	—	1	—	—	6	34,116	300,000	不	明	晴	NE	1.0	—	96
36	東京都大島町	40年(1965年) 1月11日 23時10分	—	—	408	1,273	585	37,453	2,069,455	たばこ	晴	WSW	22.0	—	40	
37	三沢市	41年(1966年) 1月11日 14時15分	—	26	817	2,132	282	53,537	1,565,605	ガスこんろ	晴	W	22.0	25.0	53	
38	大館市	43年(1968年) 10月12日 11時16分	—	1	248	917	281	37,790	1,203,268	たき火	雲	WSW	5.7	—	52	
39	加賀市	44年(1969年) 5月18日 13時10分	—	16	115	270	68	33,846	2,321,732	不	明	晴	S	8.0	—	44
40	酒田市	51年(1976年) 10月29日 17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774	152,105	40,500,000	不	明	雨	WSW	12.2	26.3	68
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年(1980年) 1月12日 20時50分	—	—	—	—	2	47,871	2,199,457	不	明	雲	E	0.0	—	83
42	神戸市長田区	平成 7年(1995年) 1月17日 5時47分	8	—	474	861	441	75,840	2,308,787	不	明	雲	NW	5	—	54
43	神戸市長田区	7年 1月17日 5時47分	60	—	685	539	750	57,459	872,253	不	明	雲	NNE	1	—	70
44	神戸市長田区	7年 1月17日 5時47分	73	—	765	805	996	89,099	1,279,608	不	明	雲	NE	5	—	54
45	神戸市兵庫区	7年 1月17日 5時50分	40	—	1,021	764	699	94,787	1,494,081	不	明	雲	NE	5	—	54
46	神戸市長田区	7年 1月17日 9時頃	48	—	1,453	3,326	1,130	142,945	2,700,061	不	明	雲	NNE	1	—	70
47	神戸市長田区	7年 1月17日 10時頃	5	—	434	908	404	72,295	2,284,388	不	明	晴	NNE	4	—	58
48	栃木県黒磯市	15年(2003年) 9月 8日 12時頃	—	—	—	—	1	39,581	4,393,703	不	明	雲	S	3	—	81
49	岩手県山田町	23年(2011年) 3月11日 15時30分	—	—	268	686	270	35,910	2,810,487	不	明	雲	SSW	1	—	38
50	岩手県山田町	23年 3月11日 15時30分	—	—	239	717	223	33,082	2,179,687	不	明	雲	SSW	1	—	38

(備考) 1 「火災報告」により作成
2 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000㎡(1万坪)以上の火災をいう。

附属資料12 昭和21年以降の火災損害比較

年	区分	総出火 件数 指数	出火率 (指数)		死者 指数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数構成比(%)					火災損害額構成比(%)							
								建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
昭和21年(1946)		100	1.9	100	100	100	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22		130	2.4	126	115	159	326	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23		118	2.2	116	97	121	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24		128	2.4	126	101	256	810	88.4	7.2	1.4	0.6	2.3		96.9	0.7	0.3	1.4	0.8		—
25 (1950)		133	2.3	121	101	252	654	86.6	6.0	2.4	0.5	4.4	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3		—	—
26		147	2.5	132	161	382	667	85.3	7.4	7.3		98.3	0.7	1.0				—		
27		153	2.6	137	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4	0.7	5.0	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	0.1	—	—
28		178	3.1	163	119	259	728	82.6	6.7	5.1	0.7	4.9	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	—	—	—
29		193	3.3	174	125	385	986	81.2	5.7	6.0	0.6	6.5	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	—	—	—
30 (1955)		207	3.4	179	165	399	956	79.4	6.1	6.9	0.6	7.0	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	—	—	—
31		230	3.7	195	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6	0.8	7.8	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	—	—	—
32		240	3.8	200	149	431	788	75.5	8.2	6.9	0.7	8.6	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	—	—	—
33		250	3.9	205	139	447	653	77.0	6.2	7.3	0.7	8.8	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	—	—	—
34		255	4.0	211	156	468	624	76.4	5.7	7.8	0.9	9.2	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	—	—	—
35 (1960)		302	4.7	247	186	479	733	71.4	9.0	7.8	0.8	11.0	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	—	—	—
36		326	5.0	263	192	518	1,291	69.1	8.9	8.1	0.8	13.1	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	—	—	—
37		343	5.2	274	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0	0.7	13.6	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	—	—	—
38		349	5.2	274	203	509	1,171	66.5	10.8	8.2	0.7	13.9	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	—	—	—
39		339	5.0	263	224	540	1,587	68.6	9.3	8.4	0.7	12.9	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	—	—	—
40 (1965)		375	5.5	289	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2	0.7	13.8	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	—	—	—
41		332	4.8	253	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2	0.7	13.5	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	—	—	—
42		377	5.5	289	263	553	1,599	65.5	12.5	6.8	0.6	14.5	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	—	—	—
43		371	5.3	279	276	520	1,628	64.2	12.4	7.1	0.5	15.9	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	—	—	—
44		393	5.5	289	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4	0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0	—
45 (1970)		442	6.2	326	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5	0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1	—
46		443	6.0	316	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3	0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9	—
47		403	5.5	289	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5	0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1	—
48		505	6.8	358	445	578	3,414	58.2	11.4	5.5	0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4	—
49		468	6.2	326	392	535	3,369	57.8	12.3	5.1	0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3	—
50 (1975)		430	5.6	295	399	486	3,305	61.8	8.9	4.9	0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9	—
51		431	5.6	295	392	553	4,829	62.3	8.9	5.0	0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0	—
52		442	5.7	300	455	502	3,882	61.4	8.2	5.3	0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	—	0.8	—
53		487	6.2	326	441	514	3,916	56.7	10.2	5.1	0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9	—
54		441	5.5	289	493	481	4,105	60.0	8.7	5.7	0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3	—
55 (1980)		414	5.1	268	464	475	4,522	63.5	6.9	6.3	0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0	—
56		420	5.2	274	469	472	4,509	64.0	6.1	6.7	0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9	—
57		419	5.1	268	440	479	4,473	61.1	7.6	7.3	0.3	0.0	23.8	95.1	0.7	1.0	0.4	1.9	1.0	—
58		413	5.0	263	435	437	4,518	62.6	6.6	7.8	0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9	—
59		441	5.3	279	497	464	4,387	60.0	7.5	7.5	0.2	0.0	24.8	96.8	0.8	1.1	0.3	—	0.9	—
60 (1985)		414	5.0	263	416	445	4,648	61.6	6.9	8.3	0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6	—
61		438	5.2	274	491	456	4,493	60.2	7.6	8.2	0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.4	0.3	0.9	—
62		407	4.8	253	442	453	4,385	62.1	7.0	9.0	0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6	—
63		413	4.9	258	504	454	4,321	62.2	6.0	9.4	0.2	0.0	22.2	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0	—
平成元年		386	4.6	242	416	430	4,215	63.1	5.2	10.3	0.2	0.0	21.2	95.8	0.4	1.9	0.5	0.0	1.5	—
2 (1990)		391	4.6	242	435	419	4,454	61.5	5.1	10.9	0.3	0.0	22.2	95.7	0.3	2.2	0.4	0.0	1.3	—
3		380	4.5	237	433	410	4,843	62.4	4.6	11.3	0.2	0.0	21.4	92.9	0.4	3.4	0.9	0.7	1.7	—
4		379	4.4	232	448	407	4,707	61.2	4.1	11.5	0.3	0.0	22.9	95.4	0.2	2.6	0.7	—	1.2	—
5		392	4.6	242	438	407	4,905	59.3	5.6	11.5	0.2	0.0	23.4	94.4	1.8	2.4	0.2	0.1	1.1	—
6		436	5.1	268	452	413	5,181	54.5	7.2	10.7	0.2	0.0	27.4	94.3	0.9	2.1	0.4	0.0	2.2	—
7 (1995)		435	5.0	263	561	429	5,813	54.9	6.5	11.1	0.2	0.0	27.3	95.4	0.3	1.9	0.2	—	1.1	1.2
8		443	5.1	268	471	475	5,139	54.3	6.8	11.2	0.2	0.0	27.6	88.5	0.9	2.2	0.2	0.6	2.3	5.4
9		428	4.9	258	499	449	5,306	55.8	6.1	12.0	0.2	0.0	25.9	91.7	2.0	2.1	0.2	0.0	2.6	1.4
10		377	4.3	226	491	431	4,382	59.7	3.5	13.7	0.2	0.0	22.9	93.8	0.3	2.6	0.7	0.0	1.5	1.0
11		405	4.7	247	505	447	4,535	56.9	4.5	13.4	0.2	0.0	24.8	95.0	0.3	2.5	0.2	0.0	1.3	0.6
12 (2000)		432	5.0	263	484	489	4,513	54.5	4.5	13.3	0.2	0.0	27.5	93.1	0.5	2.7	0.3	0.0	1.6	1.8
13		440	5.0	263	523	486	4,421	53.7	4.7	13.3	0.2	0.0	28.1	93.7	0.8	2.9	0.4	0.1	1.7	0.5
14		440	5.0	263	532	518	5,022	53.7	5.3	12.2	0.2	0.0	28.6	81.5	0.9	2.2	13.5	0.0	1.6	0.3
15		390	4.4	232	535	508	3,993	57.8	3.2	13.1	0.2	0.0	25.7	93.6	0.2	2.7	0.4	0.4	2.0	0.8
16		418	4.8	251	477	510	4,060	55.2	4.3	11.7	0.2	0.0	28.6	93.5	0.6	2.5	0.5	0.1	2.0	0.8
17 (2005)		397	4.5	237	523	522	3,903	57.5	3.9	11.5	0.2	0.0	26.9	94.1	0.7	2.8	0.3	0.0	1.5	0.6
18		368	4.2	220	492	504	3,427	59.1	3.0	11.7	0.2	0.0	26.0	94.3	0.1	2.5	0.3	0.0	2.0	0.8
19		377	4.3	225	477	501	3,785	57.2	4.0	10.6	0.2	0.0	27.9	86.7	0.2	2.1	0.2	7.9	2.1	0.8
20		362	4.1	216	469	472	3,253	57.4	3.6	10.2	0.2	0.0	28.6	92.1	0.6	2.6	0.2	1.1	3.1	0.4
21		354	4.0	211	447	452	2,794	55.5	4.1	10.4	0.2	0.0	29.8	93.8	0.6	2.5	0.8	0.1	1.5	0.7
22 (2010)		322	3.7	192	414	431	3,053	58.2	3.0	10.8	0.2	0.0	27.8	92.6	0.1	3.5	0.2	0.3	2.8	0.7
23		346	3.9	206	420	430	3,385	53.6	4.2	10.3	0.2	0.0	31.8	91.7	0.9	2.3	0.3	0.2	2.1	2.5
24		306	3.5	183	410	403	2,691	57.9	2.7	10.3	0.2	0.0	28.9	91.9	0.2	2.7	0.5	0.0	2.3	2.4
25		333	3.7	196	387	405	2,724	52.1	4.2	9.5	0.2	0.0	34.0	90.7	0.3	4.0	0.3	0.0	2.4	2.3

(注) 1 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。
 2 人口は平成25年3月31日現在の住民基本台帳による。

附属資料13 月別の火災による死傷者発生状況

(平成25年中)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
死者数(人)	244	207	180	134	115	84	77	72	75	95	161	181	1,625
放火自殺者等(人)	30	29	23	29	25	31	29	28	20	18	40	45	347
負傷者数(人)	782	679	765	615	563	398	429	579	425	451	534	638	6,858

(備考) 「火災報告」により作成

附属資料15 死に至った経過と年齢別の死者発生状況

年齢区分等	逃げ遅れ																	
	発見が遅れ、気付いた時は、火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるもの。(全く気付かなかった場合を含む。)				判断力に欠け、あるいは、体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの。					延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難できなかったと思われるもの。			逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。					
	熟睡	泥酔	病気・身体不自由	その他	乳児	泥酔	病気・身体不自由	老衰	その他	ガス爆発のため	危険物燃焼のため	その他	ろばいして	持出品・服装に気をとられ	火災をふれ回っているうち	消火しようとして	人を救助しようとして	その他
0～5	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11～15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
16～20	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
21～25	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0
26～30	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31～35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36～40	3	1	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	2
41～45	4	4	1	3	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	1
46～50	2	0	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	2	2	0
51～55	8	1	0	2	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	4	2	1
56～60	7	0	0	0	0	1	1	0	1	0	2	0	1	0	0	0	1	2
61～65	12	0	3	11	0	0	7	0	0	0	0	0	3	0	0	5	2	1
66～70	11	1	3	8	0	0	4	0	2	0	0	2	0	1	0	4	1	2
71～75	19	1	3	7	0	3	9	0	4	0	0	0	0	0	4	0	2	
76～80	21	2	7	5	0	0	10	2	0	1	0	3	1	1	0	10	1	0
81～	26	0	7	30	0	0	33	6	4	0	2	7	6	1	0	16	0	4
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計(割合%)	121	10	24	70	5	5	67	8	15	5	8	15	11	3	0	47	9	16
	225 (17.6)				100 (7.8)					28 (2.2)			86 (6.7)					
	670 (52.4)																	

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 () 内は構成比を示す。また [] は火災による死者総数に対する放火自殺者等の割合を示す。

附属資料14 時間帯別の出火件数及び死者数

(平成25年中)

	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	合計
出火件数(件)	1,220	1,182	1,073	1,048	969	853	983	1,148	1,488	1,974	2,665	2,972	2,846	3,114	3,239	3,009	2,830	2,599	2,384	2,011	1,906	1,702	1,403	1,294	2,183	48,095
死者数(人)	82	80	87	98	78	71	58	53	54	43	53	57	54	57	51	56	56	71	76	59	59	60	57	58	97	1,625
放火自殺者等	17	10	10	11	18	16	12	10	12	6	13	17	15	10	15	18	12	13	16	11	14	12	10	15	34	347

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 例えば、「0時」は、出火時刻が0時0分～0時59分の間であることを示す。

附属資料15 死に至った経過と年齢別の死者発生状況 (つづき)

(平成25年中) (単位:人)

避難行動を起こしているが逃げきれなかったと思われるもの。 (一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。)					出火後再進入			着衣着火										その他	小計	放火自殺者等			合計			
					救助・物品搬出のため	消火のため	その他の	喫煙中	炊事中	採暖中(たき火を除く)	たき火中	火あそび中	その他火気取扱中	その他の	左記以外の経過等	不明・調査中	放火自殺者(心中の道つれを含む)			放火自殺の巻き添え者	放火殺人の犠牲者					
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	1	8
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3	1	0	0	4
0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0	8	2	0	0	10
0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	0	0	0	18	3	0	0	21
1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	10	0	0	0	15	4	0	0	19
0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	10	0	0	0	15	17	0	0	32
0	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	4	12	0	0	0	31	30	0	0	61
0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	16	0	0	0	40	23	0	0	63	
1	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	24	0	0	0	42	46	0	0	88
0	1	1	1	3	1	3	1	0	0	0	0	1	0	0	2	2	16	0	0	0	55	29	1	1	86	
0	8	1	1	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	29	0	0	0	66	30	0	0	96	
7	5	0	0	5	1	0	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2	57	0	0	0	126	50	0	1	177	
7	8	0	1	8	0	1	0	0	0	1	0	2	0	2	2	4	30	0	0	0	105	32	0	0	137	
9	11	0	0	2	0	1	0	0	1	6	0	0	0	6	2	1	53	0	0	0	144	35	0	0	179	
15	9	0	0	8	1	0	1	2	2	1	6	0	15	3	3	60	0	0	0	190	14	1	1	206		
39	20	2	1	30	8	1	0	3	5	6	19	0	10	9	5	107	0	0	0	407	20	1	1	429		
0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	1	0	0	5		
79	70	8	4	70	14	6	3	9	14	7	30	0	36	25	28	436	0	0	0	1,278	337	5	5	1,625		
231 (18.1)					23 (1.8)			121 (9.5)										464 (36.3)	1,278 (100.0)	347 [21.4]			1,625 (100.0)			

附属資料16 火災による年齢別・性別死者発生状況

(平成25年中) (単位：人)

年齢区分等	男性		女性		性別不明		合計
		うち放火自殺者等		うち放火自殺者等		うち放火自殺者等	
0～5	7	3	1				8
6～10	2		2				4
11～15	4	1					4
16～20	8	2	2				10
21～25	13	3	8				21
26～30	12	2	7	2			19
31～35	25	13	7	4			32
36～40	35	16	26	14			61
41～45	40	15	23	8			63
46～50	64	35	23	11	1		88
51～55	62	18	24	13			86
56～60	74	21	22	9			96
61～65	140	38	37	13			177
66～70	104	18	33	14			137
71～75	117	24	62	11			179
76～80	118	8	88	8			206
81～	219	13	210	9			429
不明	4	1	1				5
65～(参考)	588	71	404	44	0	0	992
合計	1,048	231	576	116	1	0	1,625

(備考) 「火災報告」により作成

附属資料17 用途別の主な火災事例

(百貨店)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和48年 9月25日	大阪府高槻市	西武タカツキショッピングセンター	6	14	7,061,300	放火
2	" 11月29日	熊本県熊本市	大洋デパート	100	124	1,747,396	不明
3	" 12月 7日	千葉県館山市	いとう屋デパート	—	5	192,400	不明
4	昭和49年 2月17日	兵庫県神戸市	神戸デパート	1	40	1,086,574	放火の疑い
5	" 7月16日	神奈川県横浜市	京急サニーマート	—	—	247,000	不明
6	昭和51年 1月 2日	奈良県香芝町	香芝中央デパート	—	—	211,720	不明
7	昭和54年 6月22日	滋賀県大津市	丸栄百貨店	—	1	213,266	まきかまど
8	" 11月 9日	大阪府板橋区	イトーヨーカドー	—	4	356,954	不明
9	昭和55年12月23日	北海道倶知安町	ニセコ商事株式会社	—	—	330,228	不明
10	昭和56年 3月 4日	大阪府摂津市	正雀ニューデパート	—	1	353,929	不明
11	平成元年12月23日	三重県四日市市	岡本総本店	—	—	346,434	放火の疑い
12	平成 2年 3月18日	兵庫県尼崎市	長崎屋尼崎店	15	6	174,047	不明
13	平成15年 4月23日	香川県豊中町	メガマート豊中店	—	—	694,645	火遊び
14	平成16年12月13日	埼玉県さいたま市	ドン・キホーテ浦和花月店	3	8	623,442	放火

(旅館・ホテル)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和44年 2月 5日	福島県郡山市	磐光ホテル	30	41	1,098,261	石油ストーブ
2	" 5月18日	石川県加賀市	白山荘	—	16	2,321,732	不明
3	昭和46年 1月 2日	和歌山県和歌山市	寿司由楼	16	15	216,637	不明
4	昭和48年10月11日	兵庫県神戸市	坂口荘	6	5	14,919	たばこの消し忘れ
5	昭和50年 3月10日	大阪府大阪市	千成ホテル	4	64	99,477	不明
6	昭和53年 6月15日	愛知県半田市	白馬	7	24	60,116	不明
7	昭和55年11月20日	栃木県藤原町	川治プリンスホテル	45	22	533,751	アセチレンガス切断機の火花
8	昭和57年 2月 8日	東京都千代田区	ホテルニュージャパン	33	34	1,726,126	たばこ
9	" 11月18日	富山県庄川町	庄川温泉観光ホテル	2	8	472,780	不明
10	昭和58年 2月21日	山形県山形市	蔵王観光ホテル	11	2	308,563	不明
11	昭和61年 2月11日	静岡県東伊豆町	大東館	24	—	17,120	ガスコンロによる長期低温加熱
12	" 4月21日	静岡県河津町	菊水館	3	56	112,810	不明
13	昭和63年12月30日	大分県別府市	ホテル望海荘	3	1	3,114	たばこの火の不始末
14	平成 6年12月21日	福島県福島市	若喜旅館本店	5	3	1,024,315	不明
15	平成24年 5月13日	広島県福山市	ホテルプリンス	7	3	29,090	不明

(病院)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和35年 1月 6日	神奈川県横浜須賀	日本医療伝導会衣笠病院	16	—	19,122	石油ストーブの消し忘れ
2	" 3月19日	福岡県久留米市	国立療養所	11	—	1,536	不明
3	" 10月29日	愛知県守山市	精神科香流病院	5	5	2,270	放火
4	昭和39年 3月30日	兵庫県伊丹市	常岡病院	9	3	7,015	不明
5	昭和44年11月19日	徳島県阿南市	阿南市精神病院	6	5	10,908	放火
6	昭和45年 6月29日	栃木県佐野市	秋山会両毛病院	17	1	2,365	放火
7	" 8月 6日	北海道札幌市	手稲病院	5	1	2,793	放火
8	昭和46年 2月 2日	宮城県岩沼町	小島病院	6	—	3,782	不明
9	昭和48年 3月 8日	福岡県北九州市	福岡県済生会八幡病院	13	3	57,593	蚊取線香の不始末
10	昭和52年 5月13日	山口県岩国市	岩国病院	7	5	7,178	ローソクの疑い
11	昭和59年 2月19日	広島県尾道市	医療法人社団宏知会青山病院	6	1	1,328	不明
12	平成25年10月11日	福岡県福岡市	安部整形外科	10	5	63,279	その他

(社会福祉施設)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和30年 2月17日	神奈川県横浜市	聖母の園養老院	99	9	15,340	かいろうの火の不始末
2	昭和43年 1月14日	大分県日出町	みのり学園小百合寮	6	—	2,793	アイロンの使用放置
3	昭和45年 3月20日	山梨県上野原町	泉老人ホーム	4	—	不明	電気コンロの使用不適切
4	昭和48年 3月14日	東京都東村山市	老人ホーム東村山分院	2	—	234	不明
5	昭和61年 2月 8日	青森県弘前市	島光会草苑園	2	6	5,352	たばこ
6	" 7月31日	兵庫県神戸市	陽気会陽気寮	8	—	56,702	放火の疑い
7	昭和62年 2月11日	静岡県富士市	佛祥院	3	1	14,807	不明
8	" 6月 6日	東京都東村山市	昭青会松寿園	17	25	71,666	放火の疑い
9	平成18年 1月 8日	長崎県大村市	やすらぎの里さくら館	7	3	34,852	マッチ・ライター
10	平成21年 3月19日	群馬県渋川市	静養ホーム たまゆら	10	1	20,055	不明
11	平成22年 3月13日	北海道札幌市	グループホームみらいとんでん	7	2	16,317	ストーブ
12	平成25年 2月 8日	長崎県長崎市	グループホームベルハウス東山手	4	8	3,058	加湿器の不具合

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和47年 5月13日	大阪府大阪市	千日デパートビル	118	81	1,649,693	たばこの疑い
2	昭和48年12月19日	三重県津市	大門観光	—	1	256,336	不明
3	昭和50年 3月 1日	東京都豊島区	アサヒ会館	5	17	57,789	不明
4	昭和51年12月 4日	東京都墨田区	国松ビル(サロンうたまる)	6	2	7,810	放火
5	" 12月16日	北海道旭川市	今井ビル(二条プラザ)	3	—	10,270	たばこの不始末
6	" 12月26日	静岡県沼津市	三沢ビル(大衆サロンらくらく酒場)	15	8	38,781	放火の疑い
7	昭和53年 3月10日	新潟県新潟市	今町会館(エル・アドロ)	11	2	10,483	不明
8	" 11月19日	東京都葛飾区	天狗ビル(和風喫茶古都)	4	3	17,685	たばこの投げ捨て
9	昭和54年11月20日	福岡県岡垣町	パチンコホール(ラッキーホール)	4	2	48,988	不明
10	昭和55年 8月16日	静岡県静岡市	ゴールデン街第1ビル	14	223	554,226	爆発
11	昭和56年 2月28日	島根県松江市	サンパチンコ	3	2	140,964	不明
12	昭和59年11月15日	愛媛県松山市	三島ビル	8	13	68,954	不明
13	昭和61年 6月14日	千葉県船橋市	船橋東武	3	—	1,786,895	不明
14	平成13年 9月 1日	東京都新宿区	明星5 6ビル	44	3	23,050	放火の疑い
15	平成19年 1月20日	兵庫県宝塚市	カラオケボックス(ビート)	3	5	4,063	ガスコンロによる長期加熱
16	平成19年 6月19日	東京都渋谷区	シエスバB棟	3	8	180,630	天然ガスに引火
17	平成20年10月 1日	大阪府大阪市	桜ビル(個室ビデオ店キャッツなんば)	15	10	3,127	放火の疑い
18	平成21年 7月 5日	大阪府大阪市	パチンコホール(CROSS-ニコニコ)	4	19	44,770	放火
19	平成21年11月22日	東京都杉並区	第8東京ビル(居酒屋石狩亭)	4	12	1,896	炉

(備考)「火災報告」等により作成

附属資料18 火災種別ごとの死者発生状況

(平成25年中)

区 分	建 物 火 災				林野火災	車両火災	船舶火災	航空機火災	その他の火災	合 計
	全 焼	半 焼	部分焼	ぼや・爆発						
死者数 (人)	741	169	249	95	20	109	6	0	236	1,625
	1,254									
割 合 (%)	77.2%				1.2%	6.7%	0.4%	0.0%	14.5%	100.0%
死者の出た火災件数(件)	642	161	236	93	20	103	1	0	234	1,490
	1,132									
割 合 (%)	76.0%				1.3%	6.9%	0.1%	0.0%	15.7%	100.0%

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種類以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

附属資料19 建物構造別・死因別死者発生状況

(平成25年中) (単位：人、%)

構造別	死因別	一酸化炭素中毒・窒息	火 傷	打撲・骨折等	自 殺	その他	不 明	(構成比) 総 計
木 造		328	323	0	69	34	106	860 (68.6)
防 火 造		52	60	0	10	5	7	134 (10.7)
準耐火(木造)		2	7	0	5	2	0	16 (1.3)
準耐火(非木造)		36	17	0	8	5	1	67 (5.3)
耐 火 造		47	49	1	16	8	13	134 (10.7)
そ の 他		14	16	0	7	2	4	43 (3.4)
合 計		479	472	1	115	56	131	1,254 (100.0)

(備考) 「火災報告」により作成

附属資料20 時間帯別の住宅火災による死者発生状況 (放火自殺者等除く)

(平成25年中) (単位：人)

	0~2時	2~4時	4~6時	6~8時	8~10時	10~12時	12~14時	14~16時	16~18時	18~20時	20~22時	22~24時	不明	計
65歳未満	38	54	32	19	12	12	15	17	21	15	25	19	12	291
65歳以上	74	81	69	58	46	33	35	39	55	79	53	57	24	703
不明	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	113	136	101	77	59	45	50	56	76	94	78	76	36	997

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 例えば、「0時」は出火時刻が0時0分~0時59分の間であることを示す。

附属資料21 放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額

(平成25年中)

	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	合計
出火件数(件)	411	440	405	408	307	214	155	126	147	138	197	217	242	273	294	324	398	441	409	360	421	498	399	420	1,142	8,786
損害額(万円)	78,622	41,000	38,422	80,517	73,766	9,127	11,439	5,800	20,884	42,975	10,977	7,869	40,849	26,722	17,662	16,263	16,921	26,245	18,281	30,140	15,193	19,018	37,013	98,544	17,170	801,418

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 例えば、「0時」は出火時刻が0時0分~0時59分の間であることを示す。

附属資料22 建物用途別及び階層別の死者の発生状況

(平成25年中)(単位:人)

防火対象物の区分	(五)		(一)		(二)				(三)		(四)	(五)		(六)				(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)		(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	合計
	一般住宅	共同住宅	併用住宅	劇会場	ロキヤパレール	ロキヤパレール	ハキヤパレール	ハキヤパレール	ニカラオケボックス等	イ料理店	ロ飲食店	イ物品販売店等	イ旅館・ホテル等	イ病院	ロ特別養護老人ホーム等	ハ老人デイサービスセンター等	二幼稚園	学学校	図図書館	イ特殊浴場	ロ公共浴場	イ停車場	ロ神社・寺院	イ工場・作業場	ロスタジ	イ駐車場	ロ航空機格納庫	イ倉庫	ロ事務所	イ特定複合用途	ロ非特定複合用途	(十六の二) 地下街	(十六の三) 地下街	(十七) 文化財	
	専用住宅	住宅	住宅	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	
地下3階																																			0
地下2階																																			0
地下1階																																			0
1階	704	79	15								3	1	1										4	12					1	6	9			44	879
2階	146	61	9								1		7										2							10	10			9	255
3階	8	14	1										2																	5	6				36
4階	2	10																												1	4				18
5階		10										1																				1			12
6階		2																													1	1			4
7階	1	1																													1	1			4
8階		4																																	4
9階以上	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1				4
不明	31											1											1					1	1					3	38
合計	892	183	25								4	4	10	0	0	0	0	0	0	0	0	4	16	0	0	0	1	1	25	33	0	0	0	56	1,254
割合(%)	87.7			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	2.0	2.6	0.0	0.0	0.0	4.5	100.0	
放火自殺者等を除く	814	162	21								4	4	10									4	15				1		23	30				45	1,133
割合(%)	88.0			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	2.0	2.6	0.0	0.0	0.0	4.0	100.0	

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「放火自殺者等」とは、放火自殺者、放火自殺による巻き添えとなった者及び放火殺人による死者をいう。
 3 「防火対象物(一般住宅、併用住宅及びその他を除く。)の区分」は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である。以下附属資料において、ことわりのない限り同じ。
 4 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

附属資料23 建物火災の火元建物用途別の損害状況

(平成25年中)

防火対象物の区分		損害状況	出火件数 (件)	焼損床面積 (㎡)	損害額 (百万円)
	一	般 住 宅	8,892	513,806	24,799
	併	用 住 宅	626	56,979	2,138
(五)	口	共 同 住 宅	4,103	36,157	2,777
		合 計	13,621	606,942	29,714
(一)	イ	劇 場 等	5	0	0
	口	公 会 堂 等	43	1,428	26
(二)	イ	キ ャ バ レ ー 等	10	315	10
	口	遊 技 場 等	55	1,431	371
	ハ	性 風 俗 特 殊 営 業 店 舗 等	0	0	0
(三)	ニ	カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	12	293	14
	イ	料 理 店 等	20	2,985	163
	口	飲 食 店	588	15,232	835
(四)		物 品 販 売 店 舗 等	374	12,054	564
(五)	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	165	12,564	971
(六)	イ	病 院 等	102	453	59
	口	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 等	49	173	66
	ハ	老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等	67	1,862	135
	ニ	幼 稚 園 等	13	23	2
(七)		学 校	224	2,244	119
(八)		図 書 館 等	9	368	94
(九)	イ	特 殊 浴 場	3	7	1
	口	公 衆 浴 場	13	1,005	232
(十)		停 車 場 等	45	4	1
(十一)		神 社 ・ 寺 院 等	120	9,756	561
(十二)	イ	工 場 ・ 作 業 場	1,750	170,936	9,435
	口	ス タ ジ オ	4	12	1
(十三)	イ	駐 車 場	48	2,339	73
	口	航 空 機 格 納 庫	1	0	0
(十四)		倉 庫	558	46,512	1,149
(十五)		事 務 所 等	814	43,251	1,496
(十六)	イ	特 定 複 合 用 途	2,160	24,107	2,074
	口	非 特 定 複 合 用 途	898	23,348	1,480
(十六の二)		地 下 街	5	0	0
(十六の三)		準 地 下 街	0	0	0
(十七)		文 化 財	5	733	42
		そ の 他	3,272	200,712	5,667
		合 計	25,053	1,181,089	55,357

(備考) 「火災報告」により作成

附属資料24 防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況

(平成25年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)		(十二)		(十三)		(十四)		(十五)		(十六)		(十七)		合計
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ			
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	性風俗特殊営業店舗等	カラオケボックス等	料理店等	飲食店等	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	特別養護老人ホーム等	老人デイサービスセンター等	幼稚園等	学校等	図書館等	特殊浴場等	一般浴場等	停車場等	神社・寺院等	工場等	スタジアム等	駐車場等	航空機格納庫等	倉庫等	事務所等	特定複合用途	非特定複合用途	地下街	準地下街	文化財	高層建築物		
防火管理者選任命令(是正件数)											2																						5		
防火管理業務適正実施命令(是正件数)											2																						2		
共同防火管理協議事項作成命令(是正件数)											2																						2		
命令の内容等の計											4																						9		
(是正件数の計)											4																						9		

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「是正件数」の欄は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに発せられた命令に基づき、平成26年3月31日までに是正された件数(平成26年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。
 3 「防火対象物の区分」中、「高層建築物」は消防法施行令別表第一によるものではない。

附属資料25 防火対象物に関する命令等(消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)の状況

(平成25年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)		(十二)		(十三)		(十四)		(十五)		(十六)		(十七)		合計
	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ	イ	ロ			
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	性風俗特殊営業店舗等	カラオケボックス等	料理店等	飲食店等	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	特別養護老人ホーム等	老人デイサービスセンター等	幼稚園等	学校等	図書館等	特殊浴場等	一般浴場等	停車場等	神社・寺院等	工場等	スタジアム等	駐車場等	航空機格納庫等	倉庫等	事務所等	特定複合用途	非特定複合用途	地下街	準地下街	文化財			
第五条	改修命令	命令件数									1		3																				5		
		是正 //									1		3																				5		
	移転命令	命令件数																																	
		是正 //																																	
	除去命令	命令件数																																	
		是正 //																																	
	小計(A)	命令件数										1		3																				5	
	是正 //										1		3																				5		
第五条の二	使用の禁止命令	命令件数																																1	
		是正 //																																1	
	使用の停止命令	命令件数																																1	
		是正 //																																1	
使用の制限命令	命令件数																																		
	是正 //																																		
小計(B)	命令件数																																	4	
	是正 //																																	2	
第五条の三	行為の禁止命令	命令件数																																	
		是正 //																																	
	始末命令	命令件数																																	
		是正 //																																	
	除去命令【可燃物】	命令件数																																	
	是正 //																																		
除去命令【物件】	命令件数																																		
	是正 //																																		
小計(C)	命令件数																																		
	是正 //																																		
(A)+(B)+(C)	命令件数																																		
	是正 //																																		
総計	命令件数																																		
	是正 //																																		

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「是正件数」は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに発せられた命令に基づき、平成26年3月31日までに是正された件数(平成26年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

附属資料27 昭和23年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)			住家被害(棟)			
				死者	行方不明者	負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	523 (1948). 9.11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9.15~17	アイオン台風	関東、甲信、東北、特に岩手	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	24 (1949). 6.18~22	デラ台風	九州から東北南部、特に鹿児島、愛媛	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8.13~18	ジュディス台風	九州、四国	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8.31~9.1	キティ台風	東日本、特に関東	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	25 (1950). 1.10~14	風害	九州、北陸、関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9.3~4	ジェーン台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
8	26 (1951). 7.7~17	水害	中部以西、特に京都	162	144	358	630	727	13,532	89,766
9	10.13~15	ルース台風	東北以西、特に山口	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
10	27 (1952). 6.22~24	ダイナ台風	関東以西、特に静岡	65	70	28	73	89	4,020	35,692
11	7.10~12	水害	中国、四国、近畿、東海	67	73	101	356	238	20,733	21,456
12	28 (1953). 6.23~30	水害	九州、中国、四国、特に北九州	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
13	7.16~25	水害	東北以西、特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
14	8.11~15	水害	東近畿、特に京都	290	140	994	893	765	6,222	18,894
15	9.22~26	台風第13号	全国、特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
16	29 (1954). 5.8~12	風害	北日本、近畿	172	498	59	606	1,471	—	23
17	9.10~14	台風第12号	関東以西、特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
18	9.24~27	台風第15号(洞爺丸台風)	全国、特に北海道、四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
19	30 (1955). 2.19~20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5.11	霧害(紫雲丸事件)	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31 (1956). 4.17~18	風水害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1,087	1,320
22	32 (1957). 7.25~28	水害(諫早水害)	九州、特に諫早周辺	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
23	33 (1958). 1.26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	83	8	—	—	6	—
24	9.26~28	台風第22号(狩野川台風)	近畿以東、特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
25	34 (1959). 8.12~14	台風第7号	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
26	9.26~27	台風第15号(伊勢湾台風)	全国(九州を除く。)、特に愛知	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
27	35 (1960). 5.24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
28	36 (1961). 6.24~7.5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
29	9.15~16	台風第18号(第二室戸台風)	全国、特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
30	10.25~28	水害・台風第26号	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313
31	37 (1962). 7.1~8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
32	38 (1963). 1	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6,338
33	39 (1964). 7.17~20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9,360	48,616
34	40 (1965). 9.10~18	台風第23・24・25号	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
35	41 (1966). 9.23~25	台風第24・26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
36	42 (1967). 7.8~9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
37	42 . 8.26~29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
38	43 (1968). 8.17	水害(飛騨川バス転落)	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2,061	13,460
39	47 (1972). 7.3~15	台風第6・7・9号	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
40	49 (1974). 5.29~8.1	水害・台風第8号	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
41	51 (1976). 9.8~14	台風第17号	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
42	52 (1977). 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1,367
43	54 (1979). 10.17~20	台風第20号	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943
44	55 (1980). 12~56.3	雪害	東北、北陸	133	19	2,158	165	301	732	7,365
45	57 (1982). 7~57.8	集中豪雨・台風第10号	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1,175	1,120	1,919	45,367	166,473
46	58 (1983). 7.20~29	集中豪雨	山陰以東、特に島根	112	5	193	1,098	2,040	7,484	11,264
47	58 . 12~59.3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1,366	61	128	70	852
48	H16 (2004). 6~H16.10	集中豪雨・台風等	全国	220	16	2,925	1,471	16,669	42,537	135,130
49	17 (2005). 12~18.3	雪害	北海道、東北、北陸	152	—	2,145	18	28	12	101
50	H22 (2010). 11~H23.3	雪害	北海道、秋田県、新潟県、山形県	131	—	1,537	9	14	6	62
51	H23 (2011). 7~10	集中豪雨・台風6・9・12・15号	全国	106	20	519	485	5,735	8,894	30,215
52	H23 (2011). 11~H24.3	雪害	北海道、東北、北陸	133	—	1,990	13	12	3	55
53	H24 (2012). 11~H25.3	雪害	北海道、東北、北陸	104	—	1,517	5	7	2	23

(備考) 1 消防庁調べにより作成
2 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げている。

附属資料28 平成25年自然災害による都道府県別被害状況

区分 都道府県	人的被害（人）				建物被害（棟）								その他			
	死者	行方不明者	負傷者		住家被害				非住家被害		田（ha）		畑（ha）			
			重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	流失埋没	冠水	流失埋没	冠水	
北海道	26	0	167	282	0	16	480	140	344	45	304	8.07	58.10	300.26	603.06	
青森	14	0	80	108	3	82	101	241	669	0	55	2.12	557.13	0.00	622.19	
岩手	3	0	30	57	12	231	96	262	1,589	0	50	0.00	0.00	0.00	0.00	
宮城	1	0	3	43	0	2	280	90	252	27	57	0.00	338.00	0.00	88.00	
秋田	31	0	91	114	5	17	102	284	933	2	95	614.97	1,764.68	19.86	753.79	
山形	14	1	99	65	3	8	45	53	383	1	42	99.41	0.00	18.79	0.00	
福島	1	0	0	7	2	0	28	45	136	14	54	0.00	0.00	0.00	0.00	
茨城	0	0	2	26	7	17	97	149	488	0	88	2.30	394.00	0.00	164.20	
栃木	0	0	3	29	0	3	328	56	208	65	256	14.70	2.79	1.04	12.52	
群馬	0	0	6	20	1	1	288	3	54	0	1	1.27	0.00	3.20	0.00	
埼玉	1	0	10	129	41	234	2,507	271	1,542	3	124	0.00	0.00	0.04	0.20	
千葉	1	0	13	81	7	18	650	1,624	3,161	1	18	0.40	1.80	0.00	32.30	
東京	37	3	11	18	52	28	200	557	325	61	474	0.00	0.00	0.00	0.00	
神奈川	3	1	6	61	2	0	182	108	322	7	40	0.00	0.00	0.10	0.00	
新潟	7	0	50	84	3	41	104	109	1,561	63	1,190	39.69	0.00	0.41	0.00	
富山	2	0	2	3	0	0	4	1	99	0	12	14.92	0.00	0.32	0.00	
石川	1	0	1	7	0	0	20	2	151	1	3	3.26	128.06	3.64	31.14	
福井	1	0	2	4	5	5	88	80	356	0	19	33.59	260.00	0.59	0.00	
山梨	0	0	0	1	0	0	11	1	1	0	3	0.00	0.00	0.00	0.00	
長野	5	0	19	32	1	5	39	19	291	0	10	7.00	0.00	2.63	0.00	
岐阜	3	0	9	20	0	1	28	25	659	0	3	10.65	0.00	0.79	0.00	
静岡	1	0	5	13	1	18	18	55	399	23	45	2.36	0.00	0.66	0.00	
愛知	0	0	2	32	2	1	141	422	6,416	0	7	8.00	3.00	6.00	4.00	
三重	3	0	2	8	1	2	182	53	66	0	5	0.00	1.90	0.00	0.00	
滋賀	1	0	2	11	10	281	456	39	505	5	104	0.00	0.00	0.00	0.00	
京都	0	0	3	3	4	441	219	1,512	3,444	16	535	27.58	938.59	36.72	711.62	
大阪	0	0	1	5	2	1	17	129	2,880	9	241	0.00	0.00	0.00	0.03	
兵庫	2	0	12	23	8	99	8,453	98	666	0	42	35.00	206.00	0.00	55.00	
奈良	0	0	1	0	1	2	60	50	197	3	14	1.90	34.00	0.00	0.10	
和歌山	0	0	0	5	1	13	210	63	294	0	10	6.30	11.60	8.50	4.00	
鳥取	0	0	2	1	0	0	6	17	82	6	1	6.54	0.00	4.54	0.00	
島根	1	1	1	1	14	51	38	132	905	22	468	0.00	0.00	0.00	0.00	
岡山	0	0	0	1	4	2	35	63	514	5	44	5.68	12.10	1.29	0.05	
広島	2	0	0	0	1	1	10	0	56	0	2	0.00	0.00	0.00	0.00	
山口	3	1	4	7	32	515	14	154	1,146	0	123	182.07	0.00	3.61	0.00	
徳島	0	0	0	2	0	0	1	10	77	0	27	0.00	35.10	0.00	160.30	
香川	0	0	0	0	0	0	1	0	15	0	1	0.00	0.00	0.00	0.00	
愛媛	0	0	1	1	1	1	2	22	195	0	3	27.86	14.80	5.13	0.00	
高知	0	0	0	1	0	0	45	9	9	1	1	0.00	0.00	0.00	0.00	
福岡	0	0	1	2	0	0	9	33	134	2	22	0.02	0.00	0.03	0.00	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	48	0	1	0.00	0.00	0.00	0.00	
長崎	0	0	1	0	0	0	7	0	0	2	3	61.39	0.00	12.90	0.00	
熊本	0	0	0	0	0	0	7	0	28	0	1	17.00	0.00	3.00	0.00	
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2.55	0.00	0.16	0.00	
宮崎	1	0	0	0	0	0	4	2	42	1	1	1.17	0.00	0.00	0.00	
鹿児島	0	0	1	0	38	189	896	2	37	10	261	41.00	0.00	28.00	0.00	
沖縄	1	0	1	30	0	2	7	15	29	2	1	0.00	0.00	0.00	0.00	
合計	166	7	644	1,337	264	2,328	16,516	7,000	31,711	397	4,861	1,278.77	4,761.65	462.21	3,242.50	

（備考） 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火、その他異常な自然現象により生じた被害である。
 出勤延人数は、災害出動に係るものうち被害報告のあったものに限る。

附属資料28 平成25年自然災害による都道府県別被害状況（つづき）

（平成25年中）

その他						り災世帯数 (世帯)	り災者数 (人)	被害総額 (千円)	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (延べ数)	消防職員 出動 延べ人数 (人)	消防団員 出動 延べ人数 (人)
学校 (箇所)	橋りょう (箇所)	河川 (箇所)	崖くずれ (箇所)	鉄道不通 (箇所)	被害船舶 (隻)				都道府県 (回)	市町村 (団体)			
147	8	273	47	4	0	179	142	12,242,119	0	44	0	2,868	650
12	2	304	0	0	0	344	840	23,026,135	1	9	0	3,900	7,253
144	16	593	1	3	0	543	1,542	41,143,642	1	37	1	7,704	16,512
43	0	19	3	0	48	2	3	2,200,892	0	5	0	390	1,704
6	2	330	275	5	0	307	775	21,475,501	5	15	3	2,914	6,480
6	12	307	28	2	0	46	107	16,201,549	1	24	7	1,350	5,218
0	3	213	0	0	0	31	71	8,184,664	0	28	0	419	3,341
0	0	0	790	11	0	164	438	4,854,022	0	15	0	1,998	2,875
22	3	44	179	2	0	54	111	2,349,119	0	4	0	1,071	1,673
3	1	43	24	0	0	3	5	3,747,978	0	7	0	1,523	508
0	3	0	3	0	0	553	949	481,717	0	10	3	1,096	965
134	2	142	761	2	3	1,108	2,484	10,152,718	0	32	1	993	4,599
1	0	2	15	3	16	195	347	4,624,740	0	11	1	413	3,601
1	0	15	55	1	0	14	25	179,891	0	2	0	342	500
2	2	409	0	106	1	205	274	16,307,720	0	10	6	1,585	5,253
0	1	16	0	0	0	1	1	1,407,739	0	1	0	1,005	1,386
0	1	123	1	0	0	2	8	3,122,185	0	2	0	664	1,022
1	3	150	9	3	19	86	290	3,176,155	0	8	0	436	990
0	0	25	1	0	0	1	3	1,821,958	0	11	0	566	4,722
9	16	262	0	9	0	25	68	19,175,061	0	5	0	637	6,479
0	0	102	0	0	0	24	49	2,459,633	3	24	0	366	833
8	0	49	13	0	26	44	119	4,638,132	0	7	0	423	2,430
128	1	50	1	11	13	294	444	1,217,445	10	149	0	833	2,117
0	0	37	18	41	0	56	61	7,853,716	8	104	0	1,806	2,300
104	2	180	194	47	0	329	842	26,865,765	1	13	0	1,401	5,204
44	15	908	222	1	24	1,885	4,060	18,369,352	1	33	2	2,145	8,808
0	1	34	360	0	0	131	270	1,296,050	0	15	0	442	654
65	11	682	53	2	1	211	200	8,670,467	1	37	0	698	4,807
40	9	186	78	0	0	8	13	4,745,568	0	0	0	558	1,010
1	0	220	5	3	0	93	189	9,088,600	0	5	0	0	174
0	0	45	6	0	0	17	36	2,616,836	2	17	0	135	650
0	7	998	0	11	11	361	514	22,842,982	2	17	2	435	3,146
3	2	304	22	0	0	42	115	5,420,585	0	9	0	225	3,909
2	1	188	48	0	0	2	4	3,137,462	4	0	0	508	878
0	13	438	4	2	0	720	1,589	20,211,429	1	4	3	631	1,654
1	0	21	0	0	0	10	22	719,262	0	9	0	438	2,304
6	0	60	0	0	0	0	0	976,728	0	1	0	153	1,250
18	1	115	0	3	0	24	56	2,229,378	0	53	0	1,434	6,567
0	1	182	0	0	0	5	7	2,727,939	0	13	0	0	0
2	0	93	44	0	0	36	64	2,130,459	0	14	0	688	2,535
0	0	12	0	0	0	0	0	423,664	0	3	0	0	0
0	0	41	19	0	0	0	0	3,255,239	0	0	0	3	0
0	1	91	3	0	0	0	0	1,664,716	0	5	0	20	555
0	0	51	0	16	0	0	0	1,814,894	0	0	0	185	609
0	0	55	0	0	0	1	2	2,087,017	0	0	0	191	626
25	0	60	23	0	14	229	541	11,200,020	0	17	1	796	653
0	0	0	3	0	0	7	11	1,379,233	1	4	0	223	159
978	140	8,472	3,308	288	176	8,392	17,691	365,918,076	42	833	30	46,611	129,563

附属資料29 関東大地震以後の主な地震災害

発生日年月日	地震名等	規模 (マグニチュード)	人的被害(人)		住家被害(棟)			
			死者	行方不明者	全壊	全焼	流出	計
大正 12(1923).9.1	関東地震	7.9	約105,000		128,266	447,128	868	576,262
〃 13(1924).1.15	丹沢地震	7.3	19	—	1,298	—	—	1,298
〃 14(1925).5.23	北但馬地震	6.8	428	—	1,295	2,180	—	3,475
昭和 2(1927).3.7	北丹後地震	7.3	2,925	—	12,584	3,711	—	16,295
〃 5(1930).11.26	北伊豆地震	7.3	272	—	2,165	—	75	2,240
〃 6(1931).9.21	西埼玉地震	6.9	16	—	206	—	—	206
〃 8(1933).3.3	昭和三陸地震	8.1	3,008	—	2,346	216	4,917	7,479
〃 10(1935).7.11	静岡地震	6.4	9	—	814	—	—	814
〃 14(1939).5.1	男鹿地震	6.8	27	—	585	—	—	585
〃 18(1943).9.10	鳥取地震	7.2	1,083	—	7,485	251	—	7,736
〃 19(1944).12.7	東南海地震	7.9	998	—	26,130	—	3,059	29,189
〃 20(1945).1.13	三河地震	6.8	2,306	—	12,142	—	—	12,142
〃 21(1946).12.21	南海地震	8.0	1,330	113	11,591	2,598	1,451	15,640
〃 23(1948).6.28	福井地震	7.1	3,769	—	36,184	3,851	—	40,035
〃 24(1949).12.26	今市地震	6.4	10	—	873	—	—	873
〃 27(1952).3.4	十勝沖地震	8.2	33	—	815	—	91	906
〃 35(1960).5.23	チリ地震津波	9.5	139	—	1,571	—	1,259	2,830
〃 36(1961).2.2	長岡地震	5.2	5	—	220	—	—	220
〃 37(1962).4.30	宮城県北部地震	6.5	3	—	369	—	—	369
〃 39(1964).6.16	新潟地震	7.5	26	—	1,960	290	—	2,250
〃 43(1968).2.21	えびの地震	6.1	3	—	368	—	—	368
〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	52	—	673	18	—	691
〃 49(1974).5.9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	30	—	134	5	—	139
〃 53(1978).1.14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	25	—	94	—	—	94
〃 53. 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	28	—	1,383	—	—	1,383
〃 57(1982).3.21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	—	—	13	—	—	13
〃 58(1983).5.26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	104	—	1,584	—	—	1,584
〃 59(1984).9.14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	29	—	14	—	—	14
〃 62(1987).3.18	日向灘を震源とする地震	6.6	1	—	—	—	—	—
〃 62. 12.17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	2	—	16	—	—	16
平成 5(1993).1.15	平成5年(1993年)釧路沖地震	7.5	2	—	53	—	—	53
〃 5. 7.12	平成5年(1993年)北海道南西沖地震	7.8	202	28	601	—	—	601
〃 5.10.12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	1	—	—	—	—	—
〃 6(1994).10.4	平成6年(1994年)北海道東方沖地震	8.2	—	—	61	—	—	61
〃 6.12.28	平成6年(1994年)三陸はるか沖地震	7.6	3	—	72	—	—	72
〃 7(1995).1.17	平成7年(1995年)兵庫県南部地震	7.3	6,434	3	104,906	7,036	—	111,942
〃 12(2000).7.1	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	1	—	15	—	—	15
〃 12.10.6	平成12年(2000年)鳥取県西部地震	7.3	—	—	435	—	—	435
〃 13(2001).3.24	平成13年(2001年)芸予地震	6.7	2	—	70	—	—	70
〃 15(2003).7.26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	—	—	1,276	—	—	1,276
〃 15. 9.26	平成15年(2003年)十勝沖地震	8.0	—	2	116	—	—	116
〃 16(2004).10.23	平成16年(2004年)新潟県中越地震	6.8	68	—	3,175	—	—	3,175
〃 17(2005).3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	—	144	—	—	144
〃 19(2007).3.25	平成19年(2007年)能登半島地震	6.9	1	—	686	—	—	686
〃 19. 7.16	平成19年(2007年)新潟県中越沖地震	6.8	15	—	1,331	—	—	1,331
〃 20(2008).6.14	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	17	6	30	—	—	30
〃 20. 7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	—	1	—	—	1
〃 21(2009).8.11	駿河湾を震源とする地震	6.5	1	—	—	—	—	—
〃 23(2011).3.11	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	19,074	2,633	127,361	—	—	127,361
〃 24(2012).12.7	三陸沖を震源とする地震	7.3	1	—	—	—	—	—

- (備考) 1 消防庁調べにより作成
2 昭和60年以降の地震については、マグニチュード6.0以上で、死者の生じたもの又は甚大な被害が生じたものを掲げている。
3 大正12年から14年までの地震のマグニチュードについては、理科年表より抜粋
4 関東地震の死者・行方不明者数は、理科年表(2006年版)の改訂に基づき、約142,000人から約105,000人へと変更した。
5 昭和2年から35年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。
6 昭和35年のチリ地震津波及び平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震のマグニチュードは、モーメントマグニチュードである。
7 新島・神津島近海を震源とする地震については、平成13年1月26日現在の数値である。家屋損失戸数の全壊欄には、平成12年台風第3号による被害を含む。
8 平成19年(2007年)能登半島地震及び岩手県沿岸北部を震源とする地震については、平成21年1月13日現在の数値である。
9 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震については、平成22年6月18日現在の数値である。
10 平成21年の駿河湾を震源とする地震については、平成22年3月12日現在の数値である。
11 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震については、平成26年9月1日現在の数値であり、住宅全壊棟数に焼失及び流失を含む。

附属資料30 平成20年以降の主な地震による被害状況

地震/発生日時/マグニチュード/最大震度	都道府県	人的被害(人)			住家被害(棟)			火災(件)
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破壊	
平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震 平成20年6月14日8時43分 M7.2 最大震度6強 (平成22年6月18日現在)	岩手県	2	0	37	2	4	778	2
	宮城県	14	4	365	28	141	1,733	1
	秋田県	0	2	21	0	1	9	1
	山形県	0	0	1	0	0	1	0
	福島県	1	0	2	0	0	0	0
	合計	17	6	426	30	146	2,521	4
岩手県沿岸北部を 震源とする地震 平成20年7月24日0時26分 M6.8 最大震度6弱 (平成21年1月13日現在)	北海道	0	0	1	0	0	0	0
	青森県	0	0	94	1	0	163	1
	岩手県	0	0	90	0	0	200	0
	宮城県	0	0	19	0	0	16	1
	秋田県	0	0	4	0	0	0	0
	山形県	0	0	2	0	0	0	0
	福島県	1	0	0	0	0	0	0
	千葉県	0	0	1	0	0	0	0
合計	1	0	211	1	0	379	2	
駿河湾を震源とする地震 平成21年8月11日5時07分 M6.5 最大震度6弱 (平成22年3月12日現在)	東京都	0	0	1	0	0	0	0
	神奈川県	0	0	4	0	0	1	0
	長野県	0	0	0	0	0	5	0
	静岡県	1	0	311	0	6	8,666	3
	愛知県	0	0	3	0	0	0	0
合計	1	0	319	0	6	8,672	3	
平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震 平成23年3月11日14時46分 モーメントマグニチュード9.0 最大震度7 (平成26年9月1日現在)	北海道	1	0	3	0	4	7	4
	青森県	3	1	110	308	701	1,005	11
	岩手県	5,115	1,132	211	19,107	6,609	18,827	33
	宮城県	10,496	1,271	4,145	82,992	155,122	224,158	137
	秋田県	0	0	11	0	0	5	1
	山形県	3	0	45	0	14	1,249	2
	福島県	3,352	226	183	21,224	73,764	161,139	38
	茨城県	65	1	712	2,628	24,355	186,423	31
	栃木県	4	0	133	261	2,118	73,512	0
	群馬県	1	0	40	0	7	17,679	2
	埼玉県	1	0	104	24	199	16,567	12
	千葉県	22	2	256	801	10,131	54,988	18
	東京都	7	0	117	16	203	6,225	35
	神奈川県	4	0	137	0	41	459	6
	新潟県	0	0	3	0	0	17	0
	山梨県	0	0	2	0	0	4	0
	長野県	0	0	1	0	0	0	0
	静岡県	0	0	3	0	0	13	0
	三重県	0	0	1	0	0	0	0
	大阪府	0	0	1	0	0	0	0
	高知県	0	0	1	0	0	0	0
合計	19,074	2,633	6,219	127,361	273,268	762,277	330	
淡路島付近を震源とする地震 平成25年4月13日5時33分 M6.3 最大震度6弱 (平成25年10月29日現在)	福井県	0	0	1	0	0	0	0
	大阪府	0	0	5	0	0	0	0
	兵庫県	0	0	26	8	101	8,304	0
	岡山県	0	0	1	0	0	0	0
	徳島県	0	0	2	0	0	1	0
合計	0	0	35	8	101	8,305	0	

(備考) 「消防庁被害報」により作成

附属資料31 都道府県別市町村消防組織一覽

(平成26年4月1日現在)

区分 都道府県	消 防 本 部					消防署	出張所	消防職員	消防団	消防分団	消防団員	区分 都道府県
	計	市	町	村	組合							
北海道	63	18	5		40	123	264	9,050	207	1,064	25,842	北海道
青森県	11	2	0		9	38	51	2,618	41	783	19,455	青森県
岩手県	12	4			8	26	51	1,960	33	456	22,415	岩手県
宮城県	12	5			7	31	63	3,052	42	482	20,304	宮城県
秋田県	13	6	1		6	22	56	2,010	32	462	17,491	秋田県
山形県	12	7			5	15	41	1,497	35	328	25,590	山形県
福島県	12	2			10	29	72	2,447	59	575	34,465	福島県
茨城県	25	14	4		7	65	64	4,381	44	1,032	23,830	茨城県
栃木県	13	7			6	24	50	2,414	32	291	14,983	栃木県
群馬県	11	4			7	36	44	2,542	35	420	11,856	群馬県
埼玉県	28	15	1		12	64	130	8,316	64	618	14,276	埼玉県
千葉県	31	22	1		8	89	117	7,853	48	805	26,557	千葉県
東京都	5	2	2	1	0	82	218	19,143	98	717	23,500	東京都
神奈川県	25	18	7		0	58	209	9,655	59	531	17,994	神奈川県
新潟県	19	13	1		5	41	79	3,275	30	583	38,215	新潟県
富山県	8	4	1		3	26	21	1,318	15	320	9,537	富山県
石川県	11	5	2		4	24	34	1,517	23	251	5,317	石川県
福井県	9	3	1		5	19	31	1,220	18	237	5,720	福井県
山梨県	10	5			5	17	34	1,164	27	223	15,127	山梨県
長野県	14	2			12	60	34	2,483	77	625	35,370	長野県
岐阜県	22	14	1		7	46	62	2,715	44	450	20,649	岐阜県
静岡県	25	16	3		6	46	91	4,524	35	579	20,561	静岡県
愛知県	36	26	2		8	66	150	8,077	341	542	23,430	愛知県
三重県	15	10	1		4	29	56	2,478	29	437	13,900	三重県
滋賀県	7	3			4	23	29	1,601	19	222	9,178	滋賀県
京都府	15	9	2		4	31	64	3,382	55	438	17,941	京都府
大阪府	29	20	4		5	77	174	9,897	43	400	10,482	大阪府
兵庫県	24	18	1		5	56	113	5,833	62	1,255	43,647	兵庫県
奈良県	3	2			1	24	28	1,820	39	301	8,534	奈良県
和歌山県	17	7	6		4	30	18	1,468	30	307	11,878	和歌山県
鳥取県	3				3	13	13	782	19	230	5,136	鳥取県
島根県	9	5			4	18	33	1,153	19	323	12,409	島根県
岡山県	14	10			4	24	60	2,387	27	461	28,725	岡山県
広島県	13	9	2		2	37	78	3,637	30	548	22,275	広島県
山口県	12	8			4	29	35	1,940	19	372	13,365	山口県
徳島県	13	5	1		7	20	13	1,046	27	427	10,975	徳島県
香川県	9	4	1		4	16	22	1,167	17	233	7,660	香川県
愛媛県	14	7	3		4	25	34	1,820	20	370	20,543	愛媛県
高知県	15	8			7	19	22	1,136	38	280	8,214	高知県
福岡県	25	11	1		13	45	97	4,835	77	711	25,015	福岡県
佐賀県	5	1	0		4	15	19	1,082	20	213	19,367	佐賀県
長崎県	10	7	1		2	17	68	1,727	21	718	20,201	長崎県
熊本県	12	1			11	26	57	2,254	45	613	34,576	熊本県
大分県	14	12			2	18	36	1,597	27	428	15,672	大分県
宮崎県	9	7			2	12	22	1,161	26	146	15,008	宮崎県
鹿児島県	20	10	1		9	29	66	2,263	43	637	15,488	鹿児島県
沖縄県	18	10	1		7	23	30	1,547	30	116	1,674	沖縄県
合 計	752	398	57	1	296	1,703	3,153	161,244	2,221	22,560	864,347	合 計

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

附属資料32 消防機関数と消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)

区分 年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団常備部	消防団員
昭和31年	383	6	465	713	31,864	5,332	—	101	1,830,222
32	406	6	488	735	32,745	4,484	—	107	1,737,319
33	429	6	507	778	33,729	4,304	—	104	1,677,555
34	438	6	533	831	35,168	4,153	—	93	1,633,792
35	445	3	562	833	36,627	4,016	—	102	1,591,053
36	461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37	484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38	511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39	544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41	640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42	671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43	700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44	734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45	756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46	782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47	805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48	829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49	848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51	869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52	878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53	887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54	895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55	906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56	914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57	923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58	927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59	932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60	933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61	933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62	931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63	930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年	931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2	933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3	935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4	935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5	932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6	931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7	931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	—	975,512
8	925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	—	972,078
9	923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	—	968,081
10	920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	—	962,625
11	911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	—	957,047
12	907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	—	951,069
13	904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	—	944,134
14	900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	—	937,169
15	894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	—	928,432
16	886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	—	919,105
17	848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	—	908,043
18	811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	—	900,007
19	807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,605	—	892,893
20	807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	—	888,900
21	803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	22,997	—	885,394
22	802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	—	883,698
23	798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	—	879,978
24	791	305	1,706	3,184	159,730	2,234	22,753	—	874,193
25	770	304	1,700	3,162	160,392	2,224	22,578	—	868,872
26	752	296	1,703	3,153	161,244	2,221	22,560	—	864,347

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

(平成26年4月1日現在)

	管内市町村数	管内世帯数(A)	自主防災組織を有する市町村数	自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数(B)	自主防災組織活動カバー率(%) (B/A)	平常時の任務とされている活動項目別組織数					災害時の任務とされている活動項目別組織数						
						防災訓練	防災知識の啓発	活動範囲内の防災巡視	バケツ、消火器等の配布又は共同購入	その他	災害危険箇所等の巡視	情報の収集・伝達	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他
北海道	179	2,723,430	128	1,395,905	51.3%	3,472	3,499	3,069	446	2,584	2,863	3,779	3,475	3,417	3,672	3,342	2,491
青森県	40	583,932	39	252,931	43.3%	700	609	375	95	118	306	617	619	587	659	595	10
岩手県	33	515,228	33	425,412	82.6%	1,910	1,894	1,514	929	317	1,310	1,749	1,850	1,793	1,854	1,808	657
宮城県	35	950,849	35	787,545	82.8%	4,376	4,277	3,652	599	804	3,426	3,808	3,900	3,583	3,464	4,030	374
秋田県	25	424,629	25	315,959	74.4%	2,802	2,780	2,449	1,104	396	2,268	2,769	2,849	2,226	2,676	2,290	373
山形県	35	406,660	35	334,033	82.1%	3,002	2,853	2,688	1,590	571	2,819	3,147	3,087	3,060	3,087	2,878	527
福島県	59	746,589	58	656,511	87.9%	2,113	2,034	1,812	826	720	1,882	2,139	2,147	1,901	2,319	1,927	70
茨城県	44	1,174,287	44	849,550	72.3%	2,426	2,241	1,305	594	364	1,656	2,494	2,462	2,426	2,405	2,160	379
栃木県	26	793,183	26	681,430	85.9%	1,588	1,824	1,257	656	0	679	1,657	2,092	1,465	1,612	1,564	472
群馬県	35	809,830	34	663,136	81.9%	1,200	1,189	862	305	452	921	1,391	1,587	1,150	1,290	1,351	438
埼玉県	63	3,097,063	63	2,688,981	86.8%	5,194	5,020	3,145	2,760	1,294	3,164	5,058	5,201	5,097	5,100	4,553	1,082
千葉県	54	2,696,469	54	1,585,690	58.8%	4,834	4,724	4,135	2,969	759	4,130	4,934	4,911	4,797	5,007	4,496	801
東京都	62	6,729,595	54	5,107,640	75.9%	6,704	6,303	4,383	2,252	1,650	5,150	6,535	6,228	6,300	6,311	5,489	2,245
神奈川県	33	3,976,546	33	3,130,161	78.7%	7,393	6,882	5,854	4,561	4,033	6,325	7,292	7,348	7,348	7,313	7,223	2,438
新潟県	30	874,246	29	703,813	80.5%	4,444	4,320	2,802	1,417	521	2,631	4,526	3,941	4,175	4,224	3,306	1,286
富山県	15	406,060	15	304,210	74.9%	1,838	1,838	1,718	688	622	1,868	2,039	1,879	2,009	2,009	1,773	101
石川県	19	466,099	19	370,605	79.5%	1,350	1,297	1,143	493	208	887	1,377	1,495	1,382	1,382	1,276	228
福井県	17	283,748	17	249,615	88.0%	2,627	2,225	2,254	1,623	90	802	2,272	2,713	2,115	2,197	1,869	13
山梨県	27	349,135	27	302,310	86.6%	2,180	1,755	1,527	586	325	1,342	2,160	2,111	1,981	2,141	1,796	467
長野県	77	842,292	76	774,900	92.0%	3,675	3,174	2,101	1,347	208	2,330	3,490	3,683	3,546	3,687	2,749	959
岐阜県	42	792,746	42	730,718	92.2%	5,024	3,767	2,032	1,489	348	3,024	4,880	4,993	4,601	4,875	4,213	1,099
静岡県	35	1,520,594	35	1,437,046	94.5%	5,142	4,830	2,991	2,163	40	4,166	5,142	4,963	4,929	4,731	4,697	1,421
愛知県	54	3,092,176	54	2,947,705	95.3%	9,869	9,598	3,550	7,062	2,092	4,044	9,769	9,788	9,781	9,834	9,642	7,699
三重県	29	767,826	29	688,772	89.7%	3,613	3,178	1,997	979	201	1,441	3,505	2,820	2,772	3,570	1,786	197
滋賀県	19	548,923	19	476,634	86.8%	1,991	1,587	1,895	989	570	1,320	1,749	1,850	1,758	1,823	1,675	313
京都府	26	1,170,052	25	1,057,597	90.4%	1,337	1,414	958	942	881	1,030	1,345	1,455	1,158	1,317	1,056	894
大阪府	43	4,055,270	43	3,511,183	86.6%	1,992	1,956	1,214	325	688	1,262	1,936	2,021	1,935	1,906	1,747	756
兵庫県	41	2,409,462	41	2,299,830	95.4%	5,200	5,027	4,155	1,824	946	3,469	4,285	5,204	5,073	4,882	4,395	950
奈良県	39	573,971	39	481,430	83.9%	1,425	1,248	1,336	889	51	978	1,298	1,537	1,290	1,390	893	100
和歌山県	30	436,456	30	356,526	81.7%	1,471	1,500	927	663	64	776	1,511	1,508	1,398	1,424	1,083	145
鳥取県	19	231,613	19	182,451	78.8%	2,178	1,924	1,722	1,071	1,078	1,890	1,868	1,882	1,522	1,659	1,371	169
島根県	19	284,053	19	182,539	64.3%	1,129	733	261	128	63	201	546	848	720	442	316	459
岡山県	27	814,549	27	524,712	64.4%	2,378	1,989	1,049	765	701	998	1,946	2,036	1,710	1,856	2,006	73
広島県	23	1,273,696	23	1,079,644	84.8%	2,972	2,973	2,768	2,619	2,342	2,628	2,922	2,929	2,880	3,005	2,714	2,527
山口県	19	655,790	19	605,975	92.4%	1,645	2,419	1,588	992	758	1,426	3,379	1,409	1,479	1,691	1,224	636
徳島県	24	329,802	24	305,839	92.7%	2,468	2,405	1,401	113	1,072	2,155	2,374	2,663	2,412	2,474	2,252	1,047
香川県	17	427,634	17	345,499	80.8%	3,159	2,963	2,440	354	1,702	2,398	3,031	3,226	2,845	3,041	2,547	1,702
愛媛県	20	644,829	20	584,500	90.6%	2,811	2,811	2,237	1,334	825	1,913	2,911	2,810	2,810	2,810	2,698	760
高知県	34	352,884	34	317,947	90.1%	2,204	1,896	1,432	750	132	1,627	1,799	1,962	1,771	1,982	1,402	524
福岡県	60	2,295,279	55	2,062,623	89.9%	4,875	4,761	4,383	370	282	4,378	4,977	4,445	4,596	4,941	4,372	3,335
佐賀県	20	321,313	20	257,575	80.2%	1,186	1,153	837	104	113	1,169	1,104	1,050	691	1,131	723	11
長崎県	21	609,408	21	312,303	51.2%	1,969	2,143	1,421	620	380	1,443	1,837	1,883	1,798	2,004	1,360	479
熊本県	45	756,271	45	514,883	68.1%	2,518	2,231	2,152	1,125	242	2,369	2,822	2,623	2,466	2,746	2,087	341
大分県	18	525,102	18	484,716	92.3%	2,844	2,850	2,253	649	279	2,417	2,783	2,850	2,504	3,076	1,774	164
宮崎県	26	506,108	26	418,535	82.7%	1,856	1,684	1,560	741	166	1,482	1,969	1,964	1,753	1,788	1,308	215
鹿児島県	43	798,750	43	667,172	83.5%	3,496	3,244	2,695	654	381	2,834	3,608	3,112	2,704	3,288	2,700	1,124
沖縄県	41	593,725	26	118,762	20.0%	150	115	117	10	3	113	146	157	134	135	107	52
合計	1,742	55,638,152	1,657	44,533,453	80.0%	140,730	133,137	99,416	55,564	32,436	99,710	138,675	137,566	129,848	136,230	118,623	42,603

附属資料34 危険物施設数の推移

(各年3月31日現在)

製造所等の別 年	総計	製造所	貯蔵所								取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
昭和34年	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484	7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702			7,742
昭和42年	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891	4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059			25,270
昭和43年	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243	4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478			34,628
昭和44年	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142	4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907			43,586
昭和45年	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274			51,800
昭和46年	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553			62,244
昭和47年	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91		70,911
昭和48年	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163		79,948
昭和49年	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258		89,974
昭和50年	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642	4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118
昭和51年	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
昭和52年	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
昭和53年	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389
昭和54年	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341
昭和55年	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737
昭和56年	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756
昭和57年	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398	3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068
昭和58年	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724	3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509
昭和59年	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715	3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673
昭和60年	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749	3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129
昭和61年	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254	3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460
昭和62年	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509	3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265
昭和63年	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402	3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276
平成元年	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374	3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151
平成2年	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630	3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913
平成3年	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874	2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387
平成4年	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599	2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865
平成5年	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706	2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764
平成6年	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543	2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729
平成7年	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533	2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382	76,798
平成8年	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	126,552	2,040	76,575	16,238	173,082	92,037	2,256	660	1,378	76,751
平成9年	560,108	5,126	382,409	59,221	84,553	16,315	126,617	1,965	77,881	15,857	172,573	91,583	2,196	652	1,365	76,777
平成10年	556,647	5,159	380,337	58,697	83,902	16,133	126,218	1,906	78,184	15,297	171,151	90,226	2,146	641	1,359	76,779
平成11年	551,371	5,156	377,229	58,073	82,877	15,848	125,481	1,828	78,404	14,718	168,986	88,382	2,075	645	1,350	76,534
平成12年	546,043	5,145	374,034	57,246	81,646	15,497	124,558	1,768	79,027	14,292	166,864	86,616	2,017	638	1,343	76,250
平成13年	542,068	5,160	371,351	56,722	80,260	15,311	123,964	1,703	79,802	13,589	165,557	85,182	1,963	631	1,331	76,450
平成14年	537,825	5,183	368,561	56,010	79,264	15,022	123,096	1,646	80,356	13,167	164,081	83,869	1,876	625	1,322	76,389
平成15年	530,484	5,085	363,829	55,178	77,631	14,709	121,795	1,586	80,194	12,736	161,570	82,371	1,807	618	1,288	75,486
平成16年	523,341	5,076	358,786	54,577	76,147	14,368	119,988	1,514	79,804	12,388	159,479	80,814	1,737	611	1,262	75,055
平成17年	514,990	5,050	352,872	54,337	74,724	14,086	117,491	1,446	78,683	12,105	157,068	79,104	1,681	600	1,250	74,433
平成18年	506,245	5,058	346,532	53,770	73,428	13,803	114,564	1,384	77,630	11,953	154,655	77,642	1,632	591	1,241	73,549
平成19年	496,789	5,107	339,728	53,720	72,213	13,363	111,204	1,307	76,262	11,659	151,954	76,310	1,584	583	1,226	72,251
平成20年	486,812	5,121	332,859	53,473	70,898	12,965	108,292	1,247	74,513	11,471	148,832	74,388	1,523	567	1,215	71,139
平成21年	475,989	5,154	325,590	53,182	69,756	12,574	105,206	1,204	72,387	11,281	145,245	72,121	1,480	554	1,208	69,882
平成22年	465,685	5,164	318,562	52,637	68,606	12,287	102,417	1,170	70,232	11,213	141,959	70,005	1,428	551	1,190	68,785
平成23年	455,829	5,152	311,996	52,219	67,470	11,923	99,383	1,141	68,746	11,114	138,681	67,990	1,381	542	1,179	67,589
平成24年	447,277	5,150	305,975	51,516	66,294	11,679	96,120	1,114	68,299	10,953	136,152	66,470	1,333	537	1,153	66,659
平成25年	436,918	5,160	299,142	51,245	65,330	11,502	91,255	1,101	67,916	10,793	132,616	64,593	1,293	538	1,151	65,041
平成26年	428,541	5,154	293,544	50,888	64,206	11,296	87,831	1,060	67,665	10,598	129,843	63,222	1,245	529	1,142	63,705

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
 2 昭和34年は9月30日現在である。
 3 東日本大震災の影響により、平成23年、平成24年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成22年3月31日現在の件数で集計している。

附属資料35 容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）

（平成26年3月31日現在）

都道府県	容量 合計	1,000kl未満の 屋外タンク 貯蔵所	1,000kl以上の 屋外タンク 貯蔵所	左 の 内 訳				
				1,000kl以上 5,000kl未満	5,000kl以上 1万kl未満	1万kl以上 5万kl未満	5万kl以上 10万kl未満	10万kl以上
北海道	2,706	2,145	561	244	113	98	16	90
青森県	770	612	158	78	19	10	0	51
岩手県	584	567	17	11	3	0	0	3
宮城県	899	767	132	56	21	38	17	0
秋田県	642	578	64	30	8	10	0	16
山形県	639	619	20	14	3	3	0	0
福島県	1,487	1,386	101	54	3	20	24	0
茨城県	2,895	2,659	236	103	44	54	19	16
栃木県	1,104	1,090	14	14	0	0	0	0
群馬県	1,672	1,658	14	14	0	0	0	0
埼玉県	1,160	1,154	6	6	0	0	0	0
千葉県	4,724	3,827	897	397	228	170	98	4
東京都	401	365	36	26	8	2	0	0
神奈川県	3,293	2,441	852	390	238	208	16	0
新潟県	1,666	1,490	176	100	36	23	13	4
富山県	1,134	1,062	72	38	7	23	4	0
石川県	714	661	53	40	13	0	0	0
福井県	769	705	64	29	2	0	3	30
山梨県	321	318	3	3	0	0	0	0
長野県	1,140	1,121	19	19	0	0	0	0
岐阜県	1,377	1,374	3	3	0	0	0	0
静岡県	2,642	2,512	130	115	6	5	4	0
愛知県	3,430	3,044	386	169	86	78	41	12
三重県	2,870	2,525	345	207	30	72	24	12
滋賀県	866	866	0	0	0	0	0	0
京都府	341	325	16	8	4	4	0	0
大阪府	1,919	1,542	377	157	73	117	26	4
兵庫県	2,700	2,541	159	113	38	8	0	0
奈良県	198	198	0	0	0	0	0	0
和歌山県	1,299	1,051	248	99	61	52	24	12
鳥取県	212	187	25	22	3	0	0	0
島根県	466	459	7	7	0	0	0	0
岡山県	2,506	1,990	516	278	106	102	19	11
広島県	1,542	1,441	101	70	6	18	7	0
山口県	2,530	2,010	520	224	117	132	33	14
徳島県	454	430	24	14	0	10	0	0
香川県	593	492	101	23	45	29	0	4
愛媛県	1,327	1,079	248	112	81	44	9	2
高知県	393	384	9	9	0	0	0	0
福岡県	1,831	1,644	187	133	39	7	0	8
佐賀県	493	485	8	6	0	0	2	0
長崎県	769	708	61	31	20	5	0	5
熊本県	886	862	24	21	2	1	0	0
大分県	1,101	933	168	60	53	42	13	0
宮崎県	620	572	48	43	5	0	0	0
鹿児島県	1,289	1,122	167	52	8	5	2	100
沖縄県	588	456	132	21	12	23	24	52
合計	63,962	56,457	7,505	3,663	1,541	1,413	438	450
構成比(%)	100.0%	88.3%	11.7%	5.7%	2.4%	2.2%	0.7%	0.7%

（備考）「危険物規制事務調査」により作成

附属資料36 危険物施設の火災及び流出事故件数の推移（過去20年）

(各年中)

年	危険物施設 事故の別	製造所	貯 蔵 所							取 扱 所				
			屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所	簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	給 油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
平成6年	火災	21	4	3	0	0	0	8	1	34	0	0	0	42
	流出	6	0	17	6	26	0	31	0	43	0	0	3	42
平成7年 (1995年)	火災	17	1	2	1	0	0	3	0	29	1	0	0	80
	流出	7	0	20	8	28	1	50	0	60	0	0	1	35
平成8年	火災	33	0	3	0	1	0	6	0	43	0	0	0	58
	流出	3	1	26	9	40	0	50	0	61	0	0	1	37
平成9年	火災	27	2	3	0	1	0	3	1	45	0	0	0	73
	流出	10	0	37	5	47	0	51	0	55	0	0	3	30
平成10年	火災	27	1	4	0	0	1	7	0	42	0	0	0	75
	流出	10	2	32	9	49	0	62	0	74	0	0	3	40
平成11年	火災	27	1	2	1	0	0	5	0	47	0	0	0	79
	流出	6	0	50	3	40	0	57	0	52	0	0	8	53
平成12年 (2000年)	火災	29	5	0	0	1	0	6	0	42	0	0	0	111
	流出	6	1	41	7	59	1	70	0	65	0	0	6	61
平成13年	火災	24	1	1	0	2	0	6	0	44	0	0	0	91
	流出	13	0	41	3	57	0	74	0	70	0	0	8	68
平成14年	火災	20	1	1	0	0	0	4	0	54	0	0	0	90
	流出	5	0	32	4	61	0	73	0	74	0	0	15	67
平成15年	火災	24	2	2	0	0	0	11	0	38	0	0	0	111
	流出	14	2	54	4	47	0	79	0	71	0	0	2	79
平成16年	火災	33	6	1	0	1	0	10	0	37	0	0	0	107
	流出	11	2	40	10	64	0	65	0	84	0	0	6	77
平成17年 (2005年)	火災	27	2	4	0	0	0	7	0	26	0	0	0	122
	流出	10	1	61	3	76	0	73	1	81	0	0	6	80
平成18年	火災	35	0	3	0	1	0	5	0	40	0	0	0	139
	流出	19	0	52	5	71	1	66	0	78	0	0	8	75
平成19年	火災	27	5	4	0	0	0	1	0	27	0	0	1	104
	流出	20	0	94	12	78	0	56	0	75	0	0	11	88
平成20年	火災	23	4	5	0	0	0	1	0	27	0	0	0	116
	流出	17	1	52	6	65	0	62	0	84	0	0	7	90
平成21年	火災	30	1	4	0	0	0	4	0	30	0	0	0	93
	流出	19	1	49	6	54	0	68	1	67	0	0	9	86
平成22年 (2010年)	火災	40	2	1	0	0	0	4	0	29	0	0	0	103
	流出	16	2	56	3	55	0	42	3	69	0	0	9	102
平成23年	火災	30	6	2	0	0	0	2	0	29	0	0	1	119
	流出	26	1	62	8	55	0	52	2	79	0	0	16	95
平成24年	火災	27	2	5	1	0	0	6	0	29	0	0	0	128
	流出	25	1	81	6	48	0	48	0	59	0	0	11	96
平成25年	火災	32	2	2	0	0	0	6	0	22	0	0	0	124
	流出	25	1	73	5	46	0	60	0	56	0	0	9	101

(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 2 震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した事故件数を除く。

附属資料37 危険物施設における火災発生原因の推移（過去15年）

（各年中）

発生原因	平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年		
	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	件数	比率(%)	
人的要因	維持管理不十分	61	37.7	83	42.8	63	37.3	64	37.7	66	35.1	68	34.9	61	32.4	58	26.0	51	30.2	41	23.3	45	27.8	53	29.6	40	21.2	41	20.7	43	22.9
	誤操作	2	1.2	6	3.1	5	3.0	5	2.9	2	1.1	7	3.6	5	2.7	8	3.6	5	2.9	9	5.1	9	5.6	9	5.0	13	6.9	19	9.6	13	6.9
	操作確認不十分	33	20.4	26	13.4	23	13.6	22	12.9	24	12.8	27	13.8	22	11.7	44	19.7	28	16.6	20	11.4	29	17.9	19	10.6	27	14.3	29	14.6	26	13.8
	操作未実施	12	7.4	17	8.8	12	7.1	16	9.4	13	6.9	20	10.3	18	9.6	34	15.2	17	10.1	25	14.2	8	4.9	13	7.3	19	10.1	8	4.0	12	6.4
	監視不十分									4	2.1	3	1.5	4	2.1	3	1.3	5	2.9	10	5.7	12	7.4	10	5.6	9	4.8	13	6.6	11	5.9
	小計	108	66.7	132	68.1	103	60.9	107	62.9	109	58.0	125	64.1	110	58.5	147	65.9	106	62.7	105	59.7	103	63.6	104	58.1	108	57.1	110	55.6	105	55.9
物的要因	腐食疲労等劣化	9	5.6	13	6.7	11	6.5	11	6.5	13	6.9	13	6.7	13	6.9	16	7.2	15	8.9	14	7.9	6	3.7	13	7.3	13	6.9	18	9.1	22	11.7
	設計不良	1	0.6	6	3.1	3	1.8	2	1.2	2	1.1	2	1.0	9	4.8	6	2.7	4	2.4	9	5.1	12	7.4	12	6.7	12	6.3	17	8.6	12	6.4
	故障	2	1.2	14	7.2	3	1.8	11	6.5	11	5.9	8	4.1	12	6.4	8	3.6	2	1.2	11	6.3	8	4.9	9	5.0	12	6.3	10	5.1	9	4.8
	施工不良	2	1.2	9	4.6	7	4.1	1	0.6	6	3.2	10	5.1	4	2.1	9	4.0	8	4.7	6	3.4	5	3.1	4	2.2	6	3.2	8	4.0	3	1.6
	破損	2	1.2	0	0	3	1.8	4	2.3	11	5.9	3	1.5	6	3.2	7	3.1	3	1.7	5	2.8	6	3.7	7	3.9	2	1.1	7	3.5	6	4.3
	小計	16	9.9	42	21.6	27	16.0	29	17.1	43	23.0	36	18.4	44	23.4	46	20.6	32	18.9	45	25.5	37	22.8	45	25.1	45	23.8	60	30.3	54	28.7
その他の要因	放火等	13	8.0	9	4.6	12	7.1	2	1.2	8	4.3	5	2.6	5	2.7	5	2.2	4	2.4	3	1.7	5	3.1	4	2.2	2	1.1	0	0	1	0.5
	交通事故	7	4.3	2	1.0	5	2.9	5	2.9	4	2.1	4	2.1	1	0.5	4	1.8	0	0	1	0.6	1	0.6	1	0.6	2	1.1	1	0.5	2	1.1
	類焼	5	3.1	1	0.5	3	1.8	3	1.8	7	3.7	2	1.0	2	1.1	1	0.4	5	2.9	2	1.1	2	1.2	2	1.1	0	0	6	3.0	0	0
	地震等災害	0	0	1	0.5	0	0	0	0	0	0	1	0.5	0	0	0	0	0	0	1	0.6	0	0	2	1.1	1	0.5	0	0	0	0
	悪戯	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5	0	0	0	0	5	2.2	1	0.6	10	5.7	0	0	1	0.6	0	0	0	0	0	0
	小計	25	15.4	13	6.6	20	11.8	10	5.9	20	10.6	12	6.2	8	4.3	15	6.7	10	5.9	17	9.7	8	4.9	10	5.6	5	2.6	7	3.5	3	1.6
不明	11	6.8	7	3.7	10	5.9	17	10.0	11	5.8	15	7.7	13	6.9	3	1.3	7	4.2	0	0	9	5.6	12	6.7	15	7.9	10	5.1	20	10.6	
調査中	2	1.2	0	0	9	5.3	7	4.1	5	2.6	7	3.6	13	6.9	12	5.4	14	8.3	9	5.1	5	3.1	8	4.5	16	8.5	11	5.6	6	3.2	
合計	162	100.0	194	100.0	169	100.0	170	100.0	188	100.0	195	100.0	188	100.0	223	100.0	169	100.0	176	100.0	162	100.0	179	100.0	189	100.0	198	100.0	188	100.0	

（備考）1 「危険物に係る事故報告」により作成

- 2 震度6弱以上の地震により発生した事故件数を除く。
- 3 平成15年から、人的要因に監視不十分が追加された。
- 4 その他の要因の「悪戯」は、平成17年までは「その他」であった。
- 5 人的要因の「維持管理不十分」、「操作確認不十分」及び「操作未実施」は、平成19年まではそれぞれ「管理不十分」、「確認不十分」、「不作為」であった。（内容は同じ。）

附属資料38 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況

(1) 自衛防災組織及び共同防災組織

(平成26年4月1日現在)

道府県	特別防災区域	区域面積 (万㎡)	第一種事業所		第二種事業所	石油の貯蔵・取引量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)	大型化学消防車 (台)	大型高所放水車 (台)	泡原液搬送車 (台)	大型化学高所放水車 (台)	その他の消防車 (台)	泡消火薬剤3% (kl)	泡消火薬剤6% (kl)	オイルフェンス (m)	オイルフェンス展張船 (隻)	油回収船 (隻)	油回収装置用補助船 (隻)
			うちレイアウト															
北海道	1釧路	37	3	0	0	26	0	0	0	0	1	0	56	0	3,660	1	0	0
	2苫小牧	1,728	9	3	4	1,336	13,592	5	1	4	3	1	138	16	9,820	2	0	2
	2-2石狩	52	1	0	2	17	193	0	0	1	1	1	12	0	1,620	1	0	0
	3室蘭	761	3	2	4	242	30,800	4	2	2	0	5	101	0	3,720	2	1	1
	4北斗	44	2	0	0	45	0	2	2	2	0	1	54	0	2,200	2	0	0
	4-2知内	33	1	0	0	22	0	1	1	1	0	0	224	0	2,120	1	0	0
青森県	4-3むつ小川原	251	2	0	0	621	0	0	0	2	2	3	156	0	2,380	1	1	0
	5青森	12	1	0	0	12	0	1	1	1	0	0	41	0	1,620	1	0	0
	6八戸	160	6	0	6	42	287	1	1	1	0	3	130	0	6,660	2	0	0
岩手県	6-2久慈	132	1	0	0	185	0	0	0	0	0	1	37	0	2,300	4	1	1
	7塩釜	30	5	1	1	28	84	0	0	0	0	2	68	0	4,680	7	0	0
宮城県	8仙台	460	2	1	4	286	9,348	0	0	2	2	2	60	0	5,020	1	0	0
	9男鹿	161	2	0	0	483	0	1	0	1	1	2	43	0	4,440	2	1	0
秋田県	10秋田	169	5	0	5	52	156	1	1	1	0	0	88	0	5,830	2	0	0
	11酒田	336	2	0	2	16	40	1	1	1	0	0	39	0	2,760	1	0	0
福島県	11-2広野	132	1	0	0	46	0	0	0	1	1	0	69	0	2,200	1	1	0
	12いわき	746	8	2	8	199	817	0	0	3	3	2	208	24	9,040	2	1	0
茨城県	13鹿島臨海	2,410	14	12	18	746	78,123	2	1	4	4	16	185	54	12,840	3	1	1
	14京葉臨海北部	286	5	0	1	25	631	0	0	1	1	0	93	5	3,430	1	0	0
千葉県	15京葉臨海中部	4,519	30	23	32	2,008	240,321	16	7	11	6	27	733	56	33,766	5	1	13
	16京葉臨海南部	1,251	2	1	1	8	2,256	0	0	1	1	2	32	0	2,420	1	0	0
	19京浜臨海	3,500	35	19	40	884	118,153	7	2	9	8	13	612	65	34,540	4	0	1
神奈川県	20根岸臨海	634	3	2	5	451	61,783	1	0	3	3	6	104	0	6,350	1	1	0
	21久里浜	71	1	0	0	38	0	0	0	1	1	0	11	0	1,620	1	0	0
	22新潟東港	452	13	3	1	241	20,511	1	1	2	1	0	151	15	9,560	1	0	0
新潟県	23新潟西港	703	4	1	6	57	5,471	0	0	1	1	1	50	16	2,860	1	0	0
	24直江津	303	3	1	3	13	487	0	0	0	1	6	39	0	2,720	2	0	0
	25富山	75	2	0	2	87	0	0	0	2	2	1	47	5	3,260	2	0	0
富山県	26婦中	57	1	1	0	1	2,674	0	0	0	0	2	14	0	0	0	0	0
	27新湊	45	1	0	0	26	0	0	0	1	1	0	19	0	1,620	1	0	0
	28伏木	17	2	0	0	8	0	0	0	0	0	2	45	0	2,000	2	0	0
	28-2七尾港三室	37	1	0	0	0	2,418	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
石川県	29金沢港北	20	4	0	4	28	264	1	1	1	0	0	97	0	3,600	1	0	0
	30福井臨海	257	4	0	0	399	0	0	0	2	3	3	203	0	10,680	5	4	6
福井県	31清水	114	4	2	9	73	7,796	2	2	2	1	2	105	37	6,360	2	0	0
	32渥美	108	1	0	0	96	0	0	0	1	1	0	49	0	2,460	1	0	0
愛知県	33田原	114	4	2	7	35	1,879	2	2	1	0	4	49	0	4,780	7	0	0
	34衣浦	1,056	24	7	18	806	58,968	5	2	7	8	12	401	175	23,389	12	1	1
	35名古屋港臨海	2,733	16	11	18	707	60,231	1	1	4	4	11	278	160	13,160	4	1	2
三重県	36四日市臨海	1,101	1	0	0	67	0	0	0	1	1	0	12	0	2,140	1	0	0
	37尾鷲	56	2	0	12	26	46	1	1	1	0	4	42	35	3,320	1	0	0
大阪府	38大阪北港	360	17	9	17	658	119,606	6	5	5	1	11	296	105	21,010	2	1	0
	39堺泉北臨海	1,801	1	0	0	20	0	0	0	1	1	0	11	0	2,680	1	0	0
	40関西国際空港	803	1	0	0	22	0	0	0	1	1	0	48	0	1,620	1	0	0
	41岬	56	6	2	3	41	2,682	1	1	2	1	3	83	0	7,700	4	0	0
兵庫県	42神戸	271	4	3	9	20	6,971	1	0	1	1	10	58	0	7,880	6	0	0
	43東播磨	1,137	6	5	10	26	6,794	2	3	0	3	5	69	57	8,960	5	1	0
	44姫路臨海	1,899	1	0	0	26	0	0	0	1	1	0	17	0	1,620	1	0	0
	44-2赤穂	53	3	2	0	11	1,791	1	0	1	2	2	30	34	5,200	3	0	0
和歌山県	45和歌山北部臨海北部	515	2	2	1	68	423	2	1	2	1	1	86	0	5,780	4	0	0
	46和歌山北部臨海中部	147	3	1	0	592	15,528	2	3	4	2	2	233	2	6,380	3	2	0
	47和歌山北部臨海南部	280	1	1	0	38	5	0	0	1	1	0	16	0	2,800	2	0	0
	47-2御坊	34	14	12	12	970	137,447	1	0	7	5	21	173	99	21,450	12	1	1
岡山県	48水島臨海	2,561	2	1	2	17	7,379	0	0	1	0	6	38	15	3,440	2	0	0
岡山県・広島県	49福山・笠岡	1,111	1	0	0	10	0	0	0	1	1	0	13	0	2,020	1	0	0
広島県	50江田島	8	1	0	0	95	0	0	0	1	1	0	19	5	4,420	4	0	0
	51能美	39	2	2	2	15	283	0	0	1	1	6	8	50	2,240	2	0	0
広島県・山口県	52岩国・大竹	627	4	3	3	256	16,714	4	1	2	1	6	134	7	6,978	2	0	1
山口県	53下松	273	1	1	1	21	1	0	0	1	1	1	18	0	1,620	1	0	0
	54周南	893	12	10	7	423	85,296	4	1	1	4	10	307	41	10,260	8	0	1
	55宇部・小野田	926	5	5	7	480	29,101	1	0	2	2	7	139	3	6,580	3	1	0
	57六連島	5	1	0	0	29	0	0	0	0	0	0	43	0	1,620	1	0	0
	徳島県	58阿南	80	1	0	1	22	11	1	1	1	0	0	19	0	2,400	2	0
香川県	59番の州	436	4	2	1	324	13,457	2	2	4	2	4	53	0	9,780	5	1	0
	60新居浜	435	3	3	5	17	10,954	1	0	2	1	3	87	0	4,670	2	0	0
愛媛県	61波方	36	1	1	0	36	6,615	0	0	1	1	0	16	0	2,020	2	0	0
	62菊間	82	2	1	0	305	25,123	1	0	2	1	1	38	0	3,940	3	0	2
	63松山	223	3	3	3	110	3,982	1	0	0	1	4	49	11	4,780	3	0	1
	64豊前	47	1	1	0	18	1	0	0	1	1	0	13	0	1,650	1	0	0
福岡県	65北九州	2,287	10	7	8	43	16,178	3	3	3	1	3	105	27	10,170	5	0	0
	65-2白島	14	1	0	0	26	0	0	0	0	0	1	208	0	2,560	2	1	1
	66福岡	33	5	0	7	28	150	1	0	1	0	2	107	5	5,740	1	0	0
佐賀県	67唐津	35	2	0	2	13	912	0	0	1	1	3	16	0	2,880	3	0	0
長崎県	68福島	37	1	1	0	0	3,160	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	69相浦	23	1	1	0	18	1	0	0	1	1	0	14	0	1,880	1	0	0
	69-2上五島	26	1	0	0	26	0	0	0	0	0	1	164	0	4,260	2	1	1
熊本県	70八代	16	2	0	1	10	69	1	1	1	0	0	44	0	2,140	1	0	0
	71大分	1,170	8	6	4	301	56,000	3	2	4	3	4	287	31	7,220	3	1	0
鹿児島県	71-2川内	51	1	1	2	14	67	0	0	1	1	0	29	0	2,200	1	0	1
	71-3串木野	66	1	0	0	169	0	0	0	0	0	1	43	0	2,300	1	1	4
	71-4鹿児島	23	3	0	0	23	0	0	0	0	0	2	49	0	4,860	1	0	0
	72喜入	192	1	1	0	881	6	1	0	1	1	1	76	0	7,950	4	0	1
	72-2志布志	196	1	0	0	538	0	1	1	1	0	2	81	0	2,900	1	0	1
沖縄県	73平安座	419	3	1	0	733	122	0	0	3	3	3	53	0	4,050	3	0	2
	75小那覇	87	1	1	0	163	1,983	1	1	2	1	0	81	0	3,520	1	0	1
合計		44,976	376	183	321	18,143	1,286,140	98	56	145	112	263	8,362	1,152	483,073	208	26	46

(備考) 1 「石油コンビナート等防災体制の現況(平成26年)」により作成
2 端数処理をしているため、各数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

附属資料38 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況（つづき）

(2) 広域共同防災組織等（大容量泡放射システム関係）

（平成26年4月1日現在）

令別表第3における区分	共同防災組織・広域共同防災組織名	道府県名	特別防災区域名	対象タンク基数	合計	大容量泡放水砲					大容量泡放水砲用 泡消火薬剤（1%） （kl）					
						（基）	毎分1万ℓ以上2万ℓ未満 （基）	毎分2万ℓ以上3万ℓ未満 （基）	毎分3万ℓ以上4万ℓ未満 （基）	毎分4万ℓ以上5万ℓ未満 （基）		毎分5万ℓ以上 （基）				
第一地区	北海道地区広域共同防災組織	北海道	苫小牧	108	118	2			2		60					
			室蘭	7												
			知内	3												
第二地区	第二地区（東北）広域共同防災協議会	青森	むつ小川原	55	101	2			2		108					
			八戸	2												
		宮城	仙台	19												
		秋田	男鹿	16												
		秋田	秋田	9												
第三地区	常磐地区広域共同防災組織	福島	広野	8	92	2			2		115					
			いわき	22												
		茨城	鹿島臨海	62												
第四地区	京葉臨海中部地区共同防災協議会	千葉	京葉臨海中部	145	145	2			2		76					
第五地区	神奈川・静岡地区広域共同防災協議会	神奈川	京浜臨海	71	118	2		2			66					
			根岸臨海	35												
			久里浜	4												
		静岡	清水	8												
第六地区	北陸地区広域共同防災協議会	新潟	新潟東港	20	65	2			2		60					
		富山	富山	7												
			新湊	5												
		福井	福井臨海	33												
第七地区	中京地区広域共同防災協議会	愛知	渥美	13	141	2			2		74					
			衣浦	5												
			名古屋港臨海	56												
		三重	四日市臨海	61												
			尾鷲	6												
第八地区	大阪・和歌山広域共同防災協議会	大阪	堺泉北臨海	58	125	2			2		72					
			岬	6												
		和歌山	和歌山北部臨海中部	7												
			和歌山北部臨海南部	50												
			御坊	4												
第九地区	瀬戸内地区広域共同防災協議会	兵庫	赤穂	4	125	2			2		96					
		岡山	水島臨海	64												
		徳島	阿南	9												
		香川	番の州	16												
		愛媛	波方	3												
			菊間	18												
		松山	11													
第十地区	西中国・北部九州地区広域共同防災協議会	広島	江田島	3	138	2			1	1	72					
			能美	13												
		広島・山口	岩国・大竹	16												
		山口	下松	6												
			周南	34												
			宇部・小野田	32												
		福岡	豊前	2												
		佐賀	唐津	2												
長崎	相浦	5														
大分	大分	25														
第十一地区	南九州広域共同防災協議会	鹿児島	川内	4	104	2				2	96					
			喜入	57												
			志布志	43												
第十二地区	沖縄地区広域共同防災組織	沖縄	平安座	63	76	2			2		72					
			小那覇	13												
合計				1,348	1,348	24		5	16	3	967					

（備考） 1 「石油コンビナート等防災体制の現況（平成26年）」により作成
 2 第四地区のみ「共同防災組織」であり、他の11の地区は「広域共同防災組織」である。

附属資料39 主な石油コンビナート災害

(平成25年12月31日現在)

発生年月日	地区	事業所	災害種別	死者(人)	負傷者(人)	損害額(百万円)	備考
昭48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48. 10. 8	京葉臨海中部	チッソ石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48. 10. 28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49. 12. 18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50. 2. 16	四日市臨海	大協石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製造所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53. 6. 12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53. 11. 8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
55. 4. 1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫装置
56. 1. 6	京浜臨海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57. 3. 31	鹿島臨海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫装置 〔負傷者6人には事故発生後48時間以上経過して死亡した3名を含む。〕
58. 5. 26	秋田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59. 3. 5	岩国・大竹	三井石油化学工業(株)岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60. 12. 17	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第6明和丸
62. 5. 26	品川・大井	東京電力(株)大井火力発電所	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク
63. 8. 1	尼崎	関西電力(株)尼崎第三発電所	発電設備爆発	2	13	245	ボイラー-空気予熱器のホッパー部
平元. 3. 6	水島臨海	日本鉱業(株)水島製油所	プラント爆発火災	—	1	480	重油脱硫装置
元. 7. 10	和歌山北部 臨海北部	大岩石油(株)青岸油槽所	タンク爆発火災	—	2	93	アクリル酸エチルエステルタンク
2. 2. 6	阿南	日本電工(株)徳島工場	電気炉ガス漏えい	1	8	—	一酸化炭素による中毒
3. 6. 26	京葉臨海中部	ライオン(株)千葉工場	プラント爆発火災	2	10	850	メタノール精留塔
4. 10. 16	京葉臨海中部	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	プラント爆発	9	8	2,800	熱交換器
5. 7. 4	新居浜	住友化学工業(株)愛媛工場	プラント爆発火災	1	3	1,500	ジメチルスルフォキシド溶媒回収ドラム
6. 2. 25	京浜臨海	東燃(株)川崎工場	プラント火災	—	—	1,008	流動接触分解装置に附属する動力回収装置
7. 5. 30	京浜臨海	東燃(株)川崎工場	プラント有害ガス漏えい	1	46	—	定期点検整備中の硫化水素ガス漏えい 〔負傷者46人には事故発生後48時間以上経過して死亡した2名を含む。〕
8. 6. 18	京葉臨海中部	東京電力(株)姉崎火力発電所	発電設備爆発	2	1	7,640	ボイラー
8. 7. 17	堺泉北臨海	日本アルキルアルミ(株)大阪工場	プラント爆発	—	12	218	水素化反応器
9. 1. 6	仙台	東北石油(株)仙台製油所	プラント火災	—	—	35	重油脱硫装置
9. 8. 21	番の州	コスモ石油(株)坂出製油所	タンク火災	—	—	18	開放点検中のナフサタンク
10. 5. 21	姫路臨海	山陽特殊製鋼(株)	タンク漏えい	—	—	26	重油漏えい 80kl
12. 7. 12	堺泉北臨海	興亜石油(株)大阪製油所	プラント爆発	—	—	32	ボイラー
13. 6. 10	徳山・新南陽	日本ポリウレタン工業(株)南陽工場	プラント有毒ガス漏えい	—	7	—	ホスゲンがガス化して拡散
14. 4. 15	苫小牧	出光興産(株)北海道製油所	プラント爆発火災	—	—	173	重油脱硫装置
14. 11. 23	京浜臨海	大東通商(株)横浜油槽所	タンク爆発火災	—	—	1	ガソリンタンク
15. 8. 29	名古屋港臨海	エクソンモービル(有)名古屋油槽所	タンク火災	6	1	1	開放洗浄中のガソリンタンク
15. 9. 26	苫小牧	出光興産(株)北海道製油所	タンク火災	—	—	16	原油タンクリング火災
15. 9. 28	苫小牧	出光興産(株)北海道製油所	タンク火災	—	—	538	ナフサタンク全面火災
16. 10. 16	仙台	新日本石油精製(株)仙台製油所	プラント火災	—	1	2	重油脱硫装置
17. 1. 24	水島臨海	JFEスチール(株)西日本倉敷事業所	プラントガス漏えい	2	1	—	均熱炉立ち上げ中の燃焼ガス漏えい
17. 5. 8	東播磨	(株)神戸製鋼所加古川製鉄所	プラント火災	—	1	100	ボイラー
18. 1. 17	菊間	太陽石油(株)四国事業所	タンク火災	5	2	—	開放前作業中の原油タンク
18. 5. 31	鹿島臨海	日本ブチル(株)鹿島工場	プラント有毒ガス漏えい	—	55	—	スタートアップ中の臭素ガス漏えい
19. 3. 20	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	—	17	1,912	メチルセルロース製造工場
19. 12. 21	鹿島臨海	三菱化学(株)鹿島事業所	プラント火災	4	—	1,724	エチレンプラント
20. 7. 29	北九州	新日本製鐵(株)八幡製鐵所	プラント火災	—	—	8,163	コークス炉付属設備
21. 4. 15	新居浜	住友化学(株)愛媛工場菊本地区	プラント有毒ガス漏えい	—	32	1	ソーダ工場除害塔設備塩素ガス漏えい
22. 6. 15	京葉臨海中部	京葉モノマー(株)	プラント劇物漏えい	2	6	—	塩酸回収設備スタートアップ中の塩酸漏えい
23. 3. 11	京葉臨海中部	コスモ石油(株)千葉製油所	液化石油ガスタンク火災	—	6	—	東日本大震災による液化石油ガスタンクの火災
23. 11. 13	周南	東ソー(株)南陽事業所	プラント爆発	1	—	—	緊急停止作業中の塩酸塔還流槽の爆発
24. 4. 22	岩国・大竹	三井化学(株)岩国大竹工場	プラント爆発火災	1	21	1,130	プラントの緊急停止中の爆発火災
24. 6. 28	京葉臨海中部	コスモ石油(株)千葉製油所	タンク漏洩	—	—	—	タンクからのアスファルトの海上流出
24. 9. 29	姫路臨海	(株)日本触媒姫路製造所	プラント爆発	1	36	—	アクリル酸タンクの爆発
24. 11. 7	平安座	沖縄ターミナル(株)	タンク漏洩	—	—	—	原油タンクの浮屋根が沈降

附属資料40

救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数

(平成25年中 単位：件)

区分 都道府県	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材 等搬送	その他	計
北海道	1,107	49	218	13,673	2,295	1,168	31,887	1,012	3,286	145,494	27,646	1,123	13	5,191	234,162
青森	239	9	59	3,344	352	237	5,703	204	627	30,300	5,776	30	14	329	47,223
岩手	146	28	35	3,330	447	369	5,448	161	556	29,868	5,422	18	1	315	46,144
宮城	417	41	53	7,957	863	651	11,642	501	1,206	61,212	12,710	4	76	1,361	98,694
秋田	152	6	57	2,731	380	259	5,282	123	536	26,942	3,009	7	1	540	40,025
山形	168	3	24	3,141	368	294	5,819	95	460	27,870	4,108	6	0	322	42,678
福島	306	10	46	6,868	767	556	9,992	342	962	52,775	6,230	206	69	789	79,918
茨城	544	25	87	13,489	1,425	798	14,886	765	1,362	75,483	9,413	431	5	901	119,614
栃木	301	14	39	8,626	778	446	8,977	414	1,091	46,833	7,796	16	2	854	76,187
群馬	517	4	38	9,139	845	578	11,169	372	952	53,742	8,140	73	26	678	86,273
埼玉	1,630	78	151	32,216	3,619	2,657	42,747	2,655	4,044	198,346	21,189	33	56	4,473	313,894
千葉	1,712	137	213	27,206	2,574	1,673	40,525	2,414	3,243	183,277	23,048	68	4	8,273	294,367
東京	3,495	47	1,047	59,284	4,703	5,278	126,710	7,606	5,907	486,839	42,789	281	579	9,027	753,592
神奈川	1,960	103	301	34,117	3,101	2,781	66,820	3,353	4,336	284,005	24,810	112	55	5,787	431,641
新潟	379	26	117	7,901	1,251	577	13,694	350	1,343	58,514	9,312	1,655	1	1,356	96,476
富山	172	12	62	3,465	383	284	5,838	150	418	23,485	3,797	11	44	301	38,422
石川	119	8	51	3,789	367	284	6,026	141	441	24,888	3,134	2	0	305	39,555
福井	88	1	49	2,852	241	217	3,854	84	278	15,822	2,806	1	16	153	26,462
山梨	143	1	21	4,147	492	427	5,601	184	472	23,427	2,735	8	67	351	38,076
長野	341	10	50	7,160	785	671	14,424	294	897	56,974	9,199	79	4	501	91,389
岐阜	285	6	80	9,651	984	637	11,770	308	834	50,833	6,406	32	40	390	82,256
静岡	564	13	138	14,823	1,459	1,067	20,596	577	1,502	94,719	16,283	121	50	1,758	153,670
愛知	1,354	18	159	30,730	3,018	1,949	40,906	1,713	3,511	210,873	21,607	309	573	2,629	319,349
三重	285	7	76	8,882	921	546	12,832	448	820	57,901	7,588	5	1	248	90,560
滋賀	258	8	51	7,150	819	456	7,768	236	676	37,786	3,479	0	0	456	59,143
京都	497	15	70	14,270	953	796	18,714	785	1,396	84,638	6,498	18	0	2,025	130,675
大阪	2,465	23	234	51,436	4,182	2,791	81,150	5,753	6,106	353,040	28,950	10	2	3,985	540,127
兵庫	886	35	156	24,555	1,986	1,489	40,019	1,767	3,079	162,132	20,494	347	4	5,479	262,428
奈良	228	3	11	6,611	641	446	9,546	273	738	39,537	5,433	153	1	261	63,882
和歌山	79	4	76	5,496	466	271	7,300	244	561	31,599	3,734	13	12	345	50,200
鳥取	145	4	43	1,934	171	217	3,243	62	242	15,435	2,530	56	2	73	24,157
島根	105	6	55	2,435	299	222	4,167	83	330	17,591	2,840	156	12	141	28,442
岡山	142	3	58	9,407	723	476	11,576	334	860	50,615	8,922	30	3	297	83,446
広島	287	3	102	13,207	929	826	18,081	572	1,309	72,619	14,620	193	4	1,655	124,407
山口	302	17	79	5,662	476	482	9,721	275	674	40,353	7,928	121	16	789	66,895
徳島	55	2	47	3,649	291	219	4,493	123	303	19,102	3,901	8	2	315	32,510
香川	260	1	63	5,285	378	248	6,651	219	471	27,596	5,565	19	16	175	46,947
愛媛	214	6	68	7,220	510	376	9,130	291	704	39,667	7,442	3	0	340	65,971
高知	93	0	45	3,422	338	207	5,873	219	390	23,366	4,217	14	0	122	38,306
福岡	582	8	226	19,604	1,631	1,430	33,160	1,170	2,855	148,384	23,032	22	9	3,948	236,061
佐賀	251	0	34	3,662	290	257	4,466	112	341	18,708	5,798	105	0	597	34,621
長崎	65	0	102	4,301	352	426	8,951	206	629	36,132	9,465	47	29	1,191	61,896
熊本	434	0	72	8,039	625	736	11,444	294	1,002	49,062	8,860	35	6	952	81,561
大分	111	1	58	4,526	332	391	7,385	203	527	28,703	7,763	30	5	456	50,491
宮崎	172	1	57	4,011	306	304	5,146	177	599	24,430	6,379	13	4	127	41,726
鹿児島	172	0	88	6,405	572	558	10,087	345	828	44,101	11,986	68	3	952	76,165
沖縄	260	5	152	5,546	389	477	9,454	536	918	43,788	5,761	29	0	1,368	68,683
合計	24,487	801	5,118	536,354	50,077	38,505	850,673	38,545	64,622	3,728,806	490,550	6,121	1,827	72,881	5,909,367

附属資料41 救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員

(平成25年中 単位：人)

区分 都道府県	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
北海道	276	34	88	13,880	2,255	1,146	29,613	803	2,299	133,183	28,057	211,634
青森	79	5	26	3,388	341	233	5,433	160	403	28,042	5,760	43,870
岩手	58	20	13	3,450	436	363	5,161	137	352	27,771	5,517	43,278
宮城	99	35	19	7,873	828	632	10,489	404	816	55,057	12,735	88,987
秋田	59	3	27	2,719	363	257	5,006	104	344	25,261	3,018	37,161
山形	60	1	11	3,378	368	294	5,539	83	289	26,192	4,140	40,355
福島	103	7	18	7,122	748	552	9,456	286	639	49,046	6,259	74,236
茨城	155	23	25	13,969	1,382	800	13,835	615	890	69,115	9,464	110,273
栃木	106	10	10	8,681	755	442	8,228	343	677	41,807	7,820	68,879
群馬	131	4	11	9,295	824	578	10,543	309	689	49,601	8,173	80,158
埼玉	313	58	30	31,004	3,523	2,641	37,954	1,913	2,658	174,503	21,242	275,839
千葉	329	51	76	27,564	2,514	1,672	37,265	1,940	2,172	166,697	23,944	264,224
東京	726	43	629	55,827	4,595	5,223	112,886	6,047	4,229	427,833	42,142	660,180
神奈川	409	95	126	32,868	3,041	2,786	61,220	2,705	3,059	255,994	25,229	387,532
新潟	97	10	52	8,194	1,225	569	12,865	301	884	54,201	9,327	87,725
富山	45	10	26	3,656	373	288	5,601	136	290	22,138	3,824	36,387
石川	38	5	26	3,906	362	284	5,736	130	298	23,307	3,164	37,256
福井	34	1	30	3,297	239	221	3,696	77	177	14,970	2,816	25,558
山梨	55	0	6	4,444	475	421	5,356	170	320	22,015	2,763	36,025
長野	140	10	22	7,756	765	665	13,822	269	642	54,093	9,204	87,388
岐阜	88	6	37	10,282	978	650	11,253	263	547	47,764	6,417	78,285
静岡	136	12	76	14,917	1,425	1,073	19,408	502	1,058	87,785	16,384	142,776
愛知	330	15	64	30,284	2,956	1,939	37,922	1,437	2,388	192,049	21,760	291,144
三重	76	4	37	9,396	912	556	11,974	354	548	53,607	7,595	85,059
滋賀	53	6	28	7,382	798	459	7,374	200	449	35,591	3,505	55,845
京都	177	10	35	14,598	938	809	17,627	676	948	77,286	6,635	119,739
大阪	501	13	71	47,994	4,081	2,763	67,900	4,102	3,934	302,895	29,037	463,291
兵庫	209	22	63	23,243	1,927	1,470	35,394	1,397	1,948	143,726	20,592	229,991
奈良	60	1	8	6,745	634	453	9,015	230	521	36,416	5,438	59,521
和歌山	43	3	39	5,564	459	270	6,881	207	425	29,551	3,762	47,204
鳥取	42	3	22	1,930	167	216	3,097	52	166	14,479	2,524	22,698
島根	32	2	33	2,482	290	224	3,993	74	216	16,662	2,836	26,844
岡山	88	2	33	9,608	717	496	10,966	280	621	47,246	8,980	79,037
広島	99	3	47	12,251	895	814	16,411	443	882	64,828	14,524	111,197
山口	54	19	49	5,416	467	446	8,958	218	452	36,649	7,947	60,675
徳島	39	2	22	3,858	289	221	4,295	108	196	17,875	3,908	30,813
香川	59	1	37	5,235	374	256	6,271	186	326	25,244	5,565	43,554
愛媛	91	3	33	7,305	500	388	8,598	264	459	36,684	7,517	61,842
高知	46	0	14	3,382	328	200	5,468	185	277	21,356	4,223	35,479
福岡	241	5	85	19,124	1,590	1,431	30,829	962	1,993	136,548	23,447	216,255
佐賀	21	0	16	3,700	284	260	4,216	91	248	17,449	5,917	32,202
長崎	53	0	55	4,173	340	422	8,373	163	402	33,120	9,772	56,873
熊本	82	0	29	7,735	601	735	10,682	251	608	44,382	8,874	73,979
大分	44	1	36	4,588	319	403	7,032	178	356	26,783	7,764	47,504
宮崎	40	0	25	3,848	295	302	4,641	128	368	21,667	6,392	37,706
鹿児島	76	0	46	6,353	565	546	9,462	281	557	40,742	12,179	70,807
沖縄	58	6	77	5,377	383	470	8,668	437	657	40,895	5,824	62,852
合計	6,150	564	2,388	529,041	48,924	38,339	776,412	30,601	43,677	3,370,105	493,916	5,340,117

附属資料42 都道府県別救急業務実施状況

(平成26年4月1日現在)

都道府県名	市町村数	人口 H22国勢調査 確定値	救急業務実施市町村 A		実施率		出動件数		対前年 増減率 C-B / B×100 (%)	A内に おける 人口1万人 当たりの 救急出場 件数 (件)
			市町村数	人口	市町村数 (%)	人口 (%)	24年中 C (件)	25年中 C (件)		
北海道	179	5,506,419	179	5,506,419	100.0%	100.0%	234,268	234,162	0.0%	425
青森	40	1,373,339	40	1,373,339	100.0%	100.0%	48,149	47,223	-1.9%	344
岩手	33	1,330,147	33	1,330,147	100.0%	100.0%	48,067	46,144	-4.0%	347
宮城	35	2,348,165	35	2,348,165	100.0%	100.0%	98,228	98,694	0.5%	420
秋田	25	1,085,997	25	1,085,997	100.0%	100.0%	39,805	40,025	0.6%	369
山形	35	1,168,924	35	1,168,924	100.0%	100.0%	42,584	42,678	0.2%	365
福島	59	2,029,064	59	2,029,064	100.0%	100.0%	78,704	79,918	1.5%	394
茨城	44	2,969,770	44	2,969,770	100.0%	100.0%	117,071	119,614	2.2%	403
栃木	26	2,007,683	26	2,007,683	100.0%	100.0%	75,591	76,187	0.8%	379
群馬	35	2,008,068	35	2,008,068	100.0%	100.0%	84,273	86,273	2.4%	430
埼玉	63	7,194,556	63	7,194,556	100.0%	100.0%	306,493	313,894	2.4%	436
千葉	54	6,216,289	54	6,216,289	100.0%	100.0%	284,154	294,367	3.6%	474
東京	40	13,159,388	34	13,150,941	85.0%	99.9%	746,153	753,592	1.0%	573
神奈川	33	9,048,331	33	9,048,331	100.0%	100.0%	421,114	431,641	2.5%	477
新潟	30	2,374,450	30	2,374,450	100.0%	100.0%	96,665	96,476	-0.2%	406
富山	15	1,093,247	15	1,093,247	100.0%	100.0%	37,876	38,422	1.4%	351
石川	19	1,169,788	19	1,169,788	100.0%	100.0%	39,030	39,555	1.3%	338
福井	17	806,314	17	806,314	100.0%	100.0%	26,704	26,462	-0.9%	328
山梨	27	863,075	27	863,075	100.0%	100.0%	36,977	38,076	3.0%	441
長野	77	2,152,449	77	2,152,449	100.0%	100.0%	87,201	91,389	4.8%	425
岐阜	42	2,080,773	42	2,080,773	100.0%	100.0%	80,822	82,256	1.8%	395
静岡	35	3,765,007	35	3,765,007	100.0%	100.0%	151,898	153,670	1.2%	408
愛知	54	7,410,719	54	7,410,719	100.0%	100.0%	312,914	319,349	2.1%	431
三重	29	1,854,724	29	1,854,724	100.0%	100.0%	87,076	90,560	4.0%	488
滋賀	19	1,410,777	19	1,410,777	100.0%	100.0%	57,603	59,143	2.7%	419
京都	26	2,636,092	26	2,636,092	100.0%	100.0%	128,500	130,675	1.7%	496
大阪	43	8,865,245	42	8,853,595	97.7%	99.9%	528,878	540,127	2.1%	610
兵庫	41	5,588,133	41	5,588,133	100.0%	100.0%	255,704	262,428	2.6%	470
奈良	39	1,400,728	39	1,400,728	100.0%	100.0%	62,503	63,882	2.2%	456
和歌山	30	1,002,198	28	998,462	93.3%	99.6%	49,735	50,200	0.9%	503
鳥取	19	588,667	19	588,667	100.0%	100.0%	23,912	24,157	1.0%	410
島根	19	717,397	19	717,397	100.0%	100.0%	27,844	28,442	2.1%	396
岡山	27	1,945,276	27	1,945,276	100.0%	100.0%	81,857	83,446	1.9%	429
広島	23	2,860,750	23	2,860,750	100.0%	100.0%	121,346	124,407	2.5%	435
山口	19	1,451,338	19	1,451,338	100.0%	100.0%	64,644	66,895	3.5%	461
徳島	24	785,491	21	775,355	87.5%	98.7%	31,582	32,510	2.9%	419
香川	17	995,842	16	992,517	94.1%	99.7%	46,342	46,947	1.3%	473
愛媛	20	1,431,493	20	1,431,493	100.0%	100.0%	64,089	65,971	2.9%	461
高知	34	764,456	34	764,456	100.0%	100.0%	38,399	38,306	-0.2%	501
福岡	60	5,071,968	60	5,071,968	100.0%	100.0%	230,058	236,061	2.6%	465
佐賀	20	849,788	20	849,788	100.0%	100.0%	33,623	34,621	3.0%	407
長崎	21	1,426,779	21	1,426,779	100.0%	100.0%	60,273	61,896	2.7%	434
熊本	45	1,817,426	45	1,817,426	100.0%	100.0%	81,218	81,561	0.4%	449
大分	18	1,196,529	18	1,196,529	100.0%	100.0%	48,786	50,491	3.5%	422
宮崎	26	1,135,233	19	1,100,157	73.1%	96.9%	40,863	41,726	2.1%	379
鹿児島	43	1,706,242	41	1,705,167	95.3%	99.9%	75,327	76,165	1.1%	447
沖縄	41	1,392,818	29	1,373,313	70.7%	98.6%	67,552	68,683	1.7%	500
計	1,720	128,057,352	1,686	127,964,402	98.0%	99.9%	5,802,455	5,909,367	1.8%	462

附属資料43 都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表

(平成26年4月1日現在)

都道府県	区分	病院				病院計	診療所	合計
		国立	公立	公的	私的			
北海道		9	74	43	124	250	18	268
青森県		4	23	2	19	48	3	51
岩手県		0	24	4	18	46	0	46
宮城県		4	24	6	29	63	3	66
秋田県		2	9	8	8	27	0	27
山形県		1	20	2	14	37	0	37
福島県		3	9	9	36	57	0	57
茨城県		5	6	12	72	95	3	98
栃木県		3	3	6	44	56	14	70
群馬県		3	12	3	58	76	23	99
埼玉県		3	9	7	149	168	15	183
千葉県		6	24	2	110	142	8	150
東京都		15	18	5	275	313	6	319
神奈川県		7	18	10	129	164	10	174
新潟県		4	21	15	26	66	1	67
富山県		3	11	5	14	33	5	38
石川県		2	16	5	23	46	8	54
福井県		2	6	4	25	37	18	55
山梨県		2	13	2	19	36	7	43
長野県		5	18	19	40	82	6	88
岐阜県		2	19	9	37	67	6	73
静岡県		6	20	11	37	74	41	115
愛知県		6	29	11	103	149	17	166
三重県		2	17	8	29	56	5	61
滋賀県		2	12	5	14	33	0	33
京都府		4	12	6	68	90	0	90
大阪府		5	26	10	239	280	10	290
兵庫県		5	34	5	130	174	7	181
奈良県		1	10	4	24	39	0	39
和歌山県		3	15	3	33	54	5	59
鳥取県		3	7	3	7	20	0	20
島根県		2	11	3	8	24	0	24
岡山県		4	14	5	57	80	6	86
広島県		6	17	8	79	110	26	136
山口県		6	16	8	30	60	3	63
徳島県		2	9	5	16	32	3	35
香川県		4	9	4	34	51	12	63
愛媛県		2	14	5	37	58	2	60
高知県		2	9	2	25	38	2	40
福岡県		6	13	9	115	143	3	146
佐賀県		5	8	2	29	44	4	48
長崎県		4	16	5	35	60	1	61
熊本県		7	16	6	36	65	8	73
大分県		3	5	3	38	49	1	50
宮崎県		4	10	2	39	55	5	60
鹿児島県		3	13	4	66	86	9	95
沖縄県		1	7	1	16	25	1	26
合計		183	746	316	2,613	3,858	325	4,183

附属資料44 都道府県別救助活動件数及び救助人員

(平成25年中)

区分 都道府県名	火災		交通事故		水難事故		風水害等 自然災害事故		機械による 事故		建物等による 事故		ガス及び酸欠 事故		破裂事故		その他		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	125	126	585	831	133	153	27	96	56	83	407	384	32	49	1	1	611	554	1,977	2,277
青森	69	33	186	219	44	41	16	45	7	7	37	38	5	6	0	0	81	88	445	477
岩手	25	4	140	185	31	29	21	98	14	14	12	13	1	1	0	0	47	54	291	398
宮城	78	14	266	293	48	49	4	16	14	14	87	83	7	6	0	0	115	135	619	610
秋田	79	6	151	193	29	30	25	176	10	15	30	27	2	4	0	0	73	75	399	526
山形	52	9	140	166	22	36	5	61	12	12	21	21	1	1	0	0	85	87	338	393
福島	68	32	222	273	38	35	9	18	16	16	38	33	10	7	0	0	343	343	744	757
茨城	197	35	421	580	54	39	13	28	23	43	60	58	3	3	0	0	147	152	918	938
栃木	98	67	229	261	17	16	4	10	10	10	62	68	1	1	0	0	142	219	563	652
群馬	145	41	279	326	28	36	2	3	18	19	32	33	3	3	0	0	145	135	652	596
埼玉	748	120	535	585	121	89	8	13	37	52	690	606	15	10	2	0	422	368	2,578	1,843
千葉	314	72	570	643	96	79	52	104	32	37	692	616	14	14	0	0	433	349	2,203	1,914
東京	119	108	4238	6032	202	191	8	70	136	170	13540	12654	39	34	0	0	828	887	19,110	20,146
神奈川	443	131	422	431	161	144	6	7	45	75	1159	1141	30	28	0	0	636	594	2,902	2,551
新潟	28	15	262	297	88	76	9	5	18	18	24	23	1	1	0	0	173	165	603	600
富山	17	13	150	190	35	34	0	0	6	5	31	32	4	5	0	0	44	44	287	323
石川	30	15	136	170	31	33	1	1	8	10	47	49	1	1	0	0	66	64	320	343
福井	28	6	140	161	28	27	3	90	8	8	12	10	2	2	0	0	39	39	260	343
山梨	20	11	116	150	21	17	0	0	9	11	13	10	4	13	0	0	108	113	291	325
長野	39	16	254	337	32	36	2	16	26	26	23	21	4	3	0	0	147	155	527	610
岐阜	145	35	289	372	51	55	0	0	21	21	27	29	8	11	0	0	156	165	697	688
静岡	198	42	363	416	62	58	9	27	23	22	76	70	5	4	0	0	269	269	1,005	908
愛知	171	88	617	818	118	107	3	7	49	53	633	643	15	12	0	0	387	457	1,993	2,185
三重	37	20	263	324	35	30	4	14	11	11	65	66	3	3	0	0	89	97	507	565
滋賀	13	6	186	222	31	34	24	103	7	18	29	27	4	6	0	0	93	116	387	532
京都	49	83	191	253	51	66	35	125	22	23	502	329	14	7	0	0	266	266	1,130	1,152
大阪	363	107	434	474	165	124	9	8	49	69	1706	1590	18	13	0	0	904	602	3,648	2,987
兵庫	205	76	559	628	122	132	9	17	35	36	1162	1104	37	28	0	0	770	466	2,899	2,487
奈良	27	7	154	202	25	26	4	10	14	26	95	97	3	1	0	0	226	249	548	618
和歌山	39	18	175	201	51	53	4	7	15	22	76	77	2	3	0	0	123	123	485	504
鳥取	26	0	95	114	13	22	0	0	2	2	16	16	1	1	0	0	42	42	195	197
島根	19	3	160	198	20	20	3	8	10	10	13	13	4	4	0	0	72	75	301	331
岡山	29	13	237	301	33	32	1	1	17	17	41	38	6	10	0	0	103	97	467	509
広島	17	15	317	379	74	72	1	1	18	18	167	164	6	6	0	0	182	179	782	834
山口	55	13	182	211	30	29	11	83	6	8	34	40	1	1	0	0	211	212	530	597
徳島	37	7	126	175	32	28	1	1	5	5	13	12	2	1	0	0	67	103	283	332
香川	20	11	133	144	34	34	0	0	13	13	21	24	4	5	0	0	59	64	284	295
愛媛	24	16	134	162	40	38	4	4	9	9	37	37	6	5	0	0	116	116	370	387
高知	7	5	119	162	23	22	0	0	9	9	5	5	0	0	0	0	46	46	209	249
福岡	153	112	432	643	114	107	4	6	37	45	255	245	21	17	0	0	349	343	1,365	1,518
佐賀	40	9	185	227	25	24	0	0	5	4	27	23	2	3	0	0	77	70	361	360
長崎	12	20	132	163	36	34	0	0	15	16	45	38	4	6	0	0	100	101	344	378
熊本	94	30	206	328	32	42	2	1	14	17	40	46	1	1	0	0	121	149	510	614
大分	16	9	181	231	30	29	0	0	11	12	43	41	2	2	0	0	138	144	421	468
宮崎	8	1	142	182	29	34	1	1	9	9	9	9	1	0	0	0	59	58	258	294
鹿児島	9	5	251	335	47	67	2	2	15	26	19	17	5	4	0	0	142	145	490	601
沖縄	12	13	123	145	88	76	3	10	13	17	47	38	5	3	0	0	128	145	419	447
合計	4,547	1,638	15,828	20,333	2,670	2,585	349	1,293	959	1,183	22,220	20,758	359	349	3	1	9,980	9,519	56,915	57,659

附属資料45 国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況

(単位：千円)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		昭和28年度～平成25年度	
	数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額
耐震性貯水槽	186	512,695	292	765,806	975	2,914,151	15,313	61,028,907
備蓄倉庫	2	43,435	2	15,760	53	248,496	233	1,436,232
防火水槽	9	16,551	11	18,954	19	32,132	119,000	115,035,870
林野火災用活動拠点広場	0	0	1	8,250	4	57,299	8	154,119
活動火山対策避難施設	0	0	0	0	3	28,189	4	36,889
画像伝送システム	0	0	0	0	0	0	43	6,249,758
広域訓練拠点施設整備事業	1	65,962	0	0	0	0	2	465,962
救急安心センター等整備事業	0	0	0	0	4	371,962	4	371,962
高機能消防指令センター総合整備事業	7	769,524	0	0	14	1,060,310	137	9,849,040
訓練塔	-	-	-	-	-	-	143	723,991
自然水利利用施設	-	-	-	-	-	-	21	21,777
空中消火等補給基地	-	-	-	-	-	-	9	116,226
救急用ヘリコプター離着陸場	-	-	-	-	-	-	50	2,001,029
体力錬成施設	-	-	-	-	-	-	32	380,367
ヘリコプター離着陸用広場	-	-	-	-	-	-	1	12,000
消防団拠点施設等整備事業	-	-	-	-	-	-	1,385	7,031,865
広域消防・無線中継施設	-	-	-	-	-	-	7	66,101
コミュニティ防災拠点施設整備事業	-	-	-	-	-	-	38	118,061
震度情報ネットワークシステム	-	-	-	-	-	-	46	4,068,500
自然水利等活用施設整備モデル事業	-	-	-	-	-	-	1	40,000
消防広域化推進事業	-	-	-	-	-	-	9	311,191
広域応援対応型消防艇	-	-	-	-	-	-	2	647,847
消防艇	-	-	-	-	-	-	77	2,919,376
消防用ヘリコプター附帯施設	-	-	-	-	-	-	6	357,173
消防用高所監視施設	-	-	-	-	-	-	17	308,207
消防車両動態管理・情報システム	-	-	-	-	-	-	4	456,049
その他	-	-	-	-	-	-	115	1,351,167
合計	/	1,408,167	/	808,770	/	4,712,539	/	215,559,666

- (備考) 1 当該年度には、前年度繰越分を含む。
 2 平成25年度については、翌年度繰越分を含まない。
 3 補助金交付調書の集計結果により作成

附属資料46 国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況

(単位：千円)

	平成23年度		平成24年度		平成25年度		昭和28年度～平成25年度	
	数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額	数量	補助金額
災害対応特殊消防ポンプ自動車	71	670,667	42	424,195	96	912,184	1,231	9,654,930
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	15	244,535	14	220,953	15	242,709	188	2,767,398
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	10	436,357	3	161,998	9	367,322	228	9,313,313
救助工 作 車	39	570,169	22	324,791	24	368,436	392	5,983,494
災害対応特殊救急自動車	91	801,014	67	588,301	120	1,049,960		
高度救命処置用資機材	79	169,447	59	126,473	114	222,158	2,637	17,364,230
災害対応特殊高発泡車	1	7,456	0	0	0	0	3	20,050
災害対応特殊屈折放水塔車	1	19,168	0	0	0	0	5	96,091
災害対応特殊大型高所放水車	-	-	0	0	1	40,809	1	40,809
災害対応特殊泡原液搬送車	-	-	1	10,137	5	50,935	6	61,072
特殊災害対応自動車	0	0	2	62,894	0	0	11	497,072
支援車	9	98,175	9	146,003	12	143,037	106	1,595,437
災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	0	0	1	11,976	1	11,976	11	133,200
消防活動二輪車	-	-	-	-	0	0	0	0
救助消防ヘリコプター	2	480,000	3	720,000	0	0	29	6,960,000
救助消防ヘリコプターテレビ放送システム	5	239,321	6	313,949	2	85,973	46	2,224,983
ヘリコプター高度化資機材	2	77,054	3	129,412	0	0	22	870,424
ヘリコプター消火用タンク	1	13,125	2	30,000	0	0	14	166,114
ヘリコプター用衛星電話	1	2,100	3	16,430	0	0	9	52,780
広域応援対応型消防艇	0	0	0	0	0	0	0	0
救助用資機材	38	483,347	22	283,339	24	307,381	398	4,652,068
高度救助用資機材	25	210,714	11	105,609	15	157,599	286	2,539,366
高度探査装置	7	63,291	1	14,830	2	14,688	30	418,328
援助隊用支援資機材等	5	8,227	2	3,685	4	5,910	91	170,301
テロ対策用特殊救助資機材	15	51,960	9	35,456	8	18,446	126	399,224
検知型遠隔探査装置	0	0	0	0	0	0	0	0
海水利用型消防水利システム	1	73,432	0	0	1	73,432	9	399,106
消防救助急無線	0	0	5	478,365	87	8,755,206	93	9,533,571
消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	39,215	93,252,504
小型動力ポンプ	-	-	-	-	-	-	47,509	10,646,722
消防専用電話装置	-	-	-	-	-	-	23,629	3,859,354
小型動力ポンプ付積載車	-	-	-	-	-	-	17,426	16,256,442
小型動力ポンプ付水槽車	-	-	-	-	-	-	668	4,401,633
消防団活性化総合整備事業	-	-	-	-	-	-	1,091	5,566,552
消防団総合整備事業	-	-	-	-	-	-	433	4,050,058
防災無線	-	-	-	-	-	-	1,729	45,448,338
高機能防災無線	-	-	-	-	-	-	83	4,902,957
受合機	-	-	-	-	-	-	67	15,918
林野火災工 作 車	-	-	-	-	-	-	135	375,349
チェンソー	-	-	-	-	-	-	29	16,612
可搬式消火機材	-	-	-	-	-	-	670	438,635
可搬式小型動力ポンプ	-	-	-	-	-	-	6,232	2,547,459
電源車	-	-	-	-	-	-	121	947,756
起震車	-	-	-	-	-	-	100	302,807
防災指導車	-	-	-	-	-	-	23	163,408
多重情報処 理 車	-	-	-	-	-	-	3	28,908
震災工 作 車	-	-	-	-	-	-	5	62,205
火山噴火災害特殊避難車	-	-	-	-	-	-	2	9,961
耐熱装甲型救助活動車	-	-	-	-	-	-	2	65,200
救護所用資機材	-	-	-	-	-	-	133	192,458
給水車	-	-	-	-	-	-	19	85,443
コミュニティ防災資機材等整備事業	-	-	-	-	-	-	7,194	1,997,052
自主防災組織活性化事業	-	-	-	-	-	-	102	64,156
林野火災対策用資機材	-	-	-	-	-	-	22	42,354
震災初動対応資機材	-	-	-	-	-	-	103	198,490
降雨情報等収集分析装置	-	-	-	-	-	-	1	3,669
化学消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	1,575	8,727,952
はしご付消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	2,119	39,775,475
高 発 泡 車	-	-	-	-	-	-	64	224,979
屈折放水塔車	-	-	-	-	-	-	27	250,691
ヘリコプター	-	-	-	-	-	-	78	7,703,731
ヘリコプターテレビ放送システム	-	-	-	-	-	-	22	1,582,659
消防緊急通信指令施設	-	-	-	-	-	-	842	14,290,859
救助資機材等総合整備事業	-	-	-	-	-	-	1,525	7,874,955
救急高度化推進整備事業	-	-	-	-	-	-	276	1,592,606
大型化学消防ポンプ自動車	-	-	-	-	-	-	103	1,453,056
大型高所放水車	-	-	-	-	-	-	110	2,392,807
泡原液搬送車	-	-	-	-	-	-	102	449,938
救急業務高度化資機材緊急整備事業	-	-	-	-	-	-	2,026	15,216,053
ヘリコプター運行管理システム	-	-	-	-	-	-	10	11,279
画像伝送システム	-	-	-	-	-	-	7	278,499
自然水利活用遠距離送水システム	-	-	-	-	-	-	15	73,203
自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム	-	-	-	-	-	-	1	5,047
放射線防護資機材	-	-	-	-	-	-	30	46,072
救急指令装置その他	-	-	-	-	-	-	2,329	2,478,383
その他	-	-	-	-	-	-	5,200	5,409,181
合 計	/	4,719,559	/	4,208,796		12,828,161	/	381,693,186

- (備考) 1 当該年度には、前年度繰越分を含む。
 2 平成25年度については、翌年度繰越分を含まない。
 3 補助金交付調書の集計結果により作成

附属資料47 世界主要都市の火災状況

都市名 (国名)	管内面積 (Km ²)	人口 (万人)	消防職員数 (人)	出火件数 (件)	出火率 人口1万人 当たりの 出火件数 (件)	死者数 (人)	人口 100万人 当たりの 死者数 (人)	死者1人 当たりの 出火件数 (件)	主な出火原因		
									1位	2位	3位
大邱(韓国)	884	253	1,993	1,757	6.9	7	2.8	251.0	電気	煙草	機械
台北(台湾)	272	267	1,577	137	0.5	14	5.2	9.8	電気器具	煙草	放火
北京(中国)	16,410	2,069	7,230	2,078	1.0	26	1.3	79.9	電気器具	火気取扱不適	燃え残り
香港(中国)	1,064	715	9,936	37,838	52.9	14	2.0	2,702.7	自火報等誤発報	いたずら・誤報	調理過熱 (こんろ等)
ニューサウスウェールズ(オーストラリア)	801	730	3,452	26,137	35.8	21	2.9	1,244.6	放火	放火の疑い	火遊び
ハンブルグ(ドイツ)	755	181	2,395	11,444	63.2	13	7.2	880.3	—	—	—
ロンドン(イギリス)	1,572	833	6,692	21,443	25.7	44	5.3	487.3	調理器具 (オープン等)	裸火	配線・プラグ
ウェストミッドランズ(イギリス)	913	276	2,227	10,285	37.3	14	5.1	734.6	放火・放火の疑い	調理	電気
パリ(フランス)	759	664	8,609	13,870	20.9	38	5.7	365.0	—	—	—
エドモントン(カナダ)	701	82	1,117	3,079	37.5	2	2.4	1,539.5	放火	不明	煙草
モントリオール(カナダ)	500	189	2,840	5,516	29.2	12	6.3	459.7	調理器具	煙草	その他
サンフランシスコ(アメリカ)	121	83	1,497	1,579	19.0	5	6.0	315.8	機械の放熱等	不明	機械の放射熱・熱伝導
ロサンゼルス(アメリカ)	1,217	379	3,578	8,949	23.6	20	5.3	447.5	失火	放火	不明
札幌(日本)	1,121	192	1,741	539	2.8	12	6.3	44.9	放火	こんろ	たばこ
仙台(日本)	786	104	1,075	308	3.0	9	8.7	34.2	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
さいたま(日本)	217	125	1,331	349	2.8	9	7.2	38.8	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
千葉(日本)	272	96	946	330	3.4	13	13.5	25.4	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
東京(日本)	1,765	1,303	18,152	5,190	4.0	87	6.7	59.7	放火(疑い含む)	たばこ	ガステーブル等
横浜(日本)	437	369	3,360	968	2.6	36	9.8	26.9	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
川崎(日本)	144	142	1,387	337	2.4	6	4.2	56.2	放火	たばこ	こんろ
相模原(日本)	329	72	713	177	2.5	6	8.3	29.5	放火(疑い含む)	たばこ	火遊び
新潟(日本)	726	80	920	119	1.5	8	10.0	14.9	放火(疑い含む)	こんろ	たばこ
静岡(日本)	1,412	72	778	200	2.8	5	6.9	40.0	放火・放火の疑い	たばこ	こんろ
浜松(日本)	1,558	81	893	241	3.0	5	6.2	48.2	たき火	たばこ	放火(疑い含む)
名古屋(日本)	326	226	2,419	783	3.5	18	8.0	43.5	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
京都(日本)	828	147	1,846	245	1.7	18	12.2	13.6	放火(疑い含む)	たばこ	たき火
大阪(日本)	223	268	3,560	1,091	4.1	31	11.6	35.2	放火(疑い含む)	たばこ	ガスこんろ
堺(日本)	161	91	933	318	3.5	11	12.1	28.9	放火	こんろ	たばこ
神戸(日本)	553	154	1,424	573	3.7	11	7.1	52.1	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ・焼却火(同件数)
岡山(日本)	1,059	71	714	225	3.2	11	15.5	20.5	たき火	たばこ	火遊び
広島(日本)	1,456	126	1,354	420	3.3	9	7.1	46.7	放火(放火の疑い含む)	たばこ	こんろ
北九州(日本)	490	98	1,000	380	3.9	25	25.5	15.2	放火(疑い含む)	たばこ	こんろ
福岡(日本)	342	149	1,029	325	2.2	18	12.1	18.1	放火(疑い含む)	こんろ	たばこ
熊本(日本)	267	67	690	175	2.6	6	9.0	29.2	放火(疑い含む)	たばこ・こんろ(同数)	—

- (注) 1 日本の各都市の火災状況に関するデータについては平成25年のもの。
 2 日本の各都市の火災状況以外に関するデータについては平成25年4月1日現在のもの。
 3 海外の各都市のデータは2012年のもの(東京消防庁提供)。なお「—」と表示した項目は、回答が得られなかったもの。
 4 各都市における火災の定義は異なる。
 5 人口については、千人単位を四捨五入したもの。
 6 消防職員数については、日本国内は定員数、海外については常勤職員の総数
 7 東京については、受託地域を含む東京消防庁管轄区域による。
 8 広島については、受託地域を含む広島市消防局管轄区域による。
 9 岡山については、受託地域を含む岡山市消防局管轄区域による。
 9 堺については、受託地域を含む堺市消防局管轄区域による。

附属資料48 衛星通信ネットワーク地球局整備状況

(平成26年4月1日現在)

都道府県	県庁	県出先機関	市町村	消防	ライフライン機関等	車載局	可搬局	合計
北海道	1	18	179	0	0	1	1	200
青森県	1	0	0	0	0	0	0	1
岩手県	1	12	33	12	3	0	1	62
宮城県	1	8	46	11	3	0	4	73
秋田県	1	15	64	15	2	1	2	100
山形県	1	3	44	12	0	1	0	61
福島県	1	12	59	12	0	0	2	86
茨城県	1	51	60	26	17	0	0	155
栃木県	1	18	43	13	19	0	1	95
群馬県	1	31	38	11	7	0	7	95
埼玉県	1	44	62	31	26	0	0	164
千葉県	1	60	53	25	44	1	14	198
東京都	1	6	14	0	0	0	0	21
神奈川県	1	51	29	24	8	0	0	113
新潟県	1	28	34	19	4	0	3	89
富山県	1	33	36	8	0	0	1	79
石川県	1	36	35	10	4	1	6	93
福井県	1	16	31	9	15	1	1	74
山梨県	1	19	27	10	6	0	1	64
長野県	1	21	107	13	1	0	0	143
岐阜県	1	22	84	23	0	0	0	130
静岡県	1	16	38	18	7	1	17	98
愛知県	2	21	67	34	4	0	8	136
三重県	1	17	29	15	11	0	24	97
滋賀県	1	19	35	6	6	0	0	67
京都府	1	14	25	5	3	1	3	52
大阪府	1	12	43	0	13	1	4	74
兵庫県	1	1	64	24	10	0	2	102
奈良県	1	21	44	13	2	0	3	84
和歌山県	1	13	30	14	2	0	7	67
鳥取県	1	6	19	3	1	0	1	31
島根県	1	32	50	9	33	1	3	129
岡山県	1	1	0	0	0	0	1	3
広島県	1	2	38	13	0	0	2	56
山口県	1	19	20	12	4	0	0	56
徳島県	1	3	36	0	0	0	3	43
香川県	1	33	41	10	4	0	3	92
愛媛県	1	11	66	13	0	1	2	94
高知県	1	0	0	1	0	0	2	4
福岡県	1	1	60	20	0	0	0	82
佐賀県	1	0	0	1	0	0	2	4
長崎県	1	10	19	10	0	0	1	41
熊本県	1	8	44	12	2	0	0	67
大分県	1	0	0	0	1	0	3	5
宮崎県	1	7	0	1	0	0	2	11
鹿児島県	1	1	43	0	0	0	0	45
沖縄県	1	2	2	0	0	0	0	5
合計	48	774	1,891	518	262	11	137	3,641

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

附属資料49 市町村防災行政無線通信施設整備状況

(平成26年3月31日現在)

都道府県	市町村数	同 報 系		移 動 系	
		整備済市町村数	整備率 (%)	整備済市町村数	整備率 (%)
北海道	179	95	53.1%	140	78.2%
青森県	40	38	95.0%	36	90.0%
岩手県	33	27	81.8%	31	93.9%
宮城県	35	27	77.1%	35	100.0%
秋田県	25	16	64.0%	21	84.0%
山形県	35	12	34.3%	28	80.0%
福島県	59	44	74.6%	42	71.2%
茨城県	44	38	86.4%	37	84.1%
栃木県	26	17	65.4%	22	84.6%
群馬県	35	27	77.1%	27	77.1%
埼玉県	63	62	98.4%	59	93.7%
千葉県	54	54	100.0%	47	87.0%
東京都	62	61	98.4%	59	95.2%
神奈川県	33	33	100.0%	30	90.9%
新潟県	30	21	70.0%	29	96.7%
富山県	15	14	93.3%	14	93.3%
石川県	19	16	84.2%	11	57.9%
福井県	17	15	88.2%	16	94.1%
山梨県	27	26	96.3%	26	96.3%
長野県	77	66	85.7%	69	89.6%
岐阜県	42	41	97.6%	42	100.0%
静岡県	35	35	100.0%	34	97.1%
愛知県	54	41	75.9%	52	96.3%
三重県	29	28	96.6%	29	100.0%
滋賀県	19	13	68.4%	16	84.2%
京都府	26	15	57.7%	20	76.9%
大阪府	43	39	90.7%	41	95.3%
兵庫県	41	23	56.1%	26	63.4%
奈良県	39	25	64.1%	32	82.1%
和歌山県	30	30	100.0%	28	93.3%
鳥取県	19	19	100.0%	19	100.0%
島根県	19	17	89.5%	13	68.4%
岡山県	27	17	63.0%	25	92.6%
広島県	23	20	87.0%	18	78.3%
山口県	19	17	89.5%	18	94.7%
徳島県	24	20	83.3%	17	70.8%
香川県	17	10	58.8%	15	88.2%
愛媛県	20	18	90.0%	20	100.0%
高知県	34	26	76.5%	26	76.5%
福岡県	60	48	80.0%	44	73.3%
佐賀県	20	18	90.0%	16	80.0%
長崎県	21	18	85.7%	20	95.2%
熊本県	45	38	84.4%	36	80.0%
大分県	18	12	66.7%	16	88.9%
宮崎県	26	23	88.5%	25	96.2%
鹿児島県	43	41	95.3%	36	83.7%
沖縄県	41	35	85.4%	18	43.9%
合 計	1,742	1,396	80.1%	1,481	85.0%

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 上記同報系に計上されているもののうち、56の市町村がMCA陸上移動通信システムを活用し、屋外拡声機能を設けることにより同報系の代替又は併用利用している。同様に、23の市町村が市町村デジタル移動通信システムを活用し、屋外拡声機能を設けることにより同報系の代替又は併用利用している。

(平成26年5月1日現在)

	総市町村数	受信機整備市町村		自動起動が可能な市町村	
		市町村数	割合 (%)	市町村数	割合 (%)
北海道	179	179	100.0%	141	78.8%
青森県	40	40	100.0%	39	97.5%
岩手県	33	33	100.0%	32	97.0%
宮城県	35	35	100.0%	33	94.3%
秋田県	25	25	100.0%	21	84.0%
山形県	35	35	100.0%	35	100.0%
福島県	59	59	100.0%	53	89.8%
茨城県	44	44	100.0%	37	84.1%
栃木県	25	25	100.0%	21	84.0%
群馬県	35	35	100.0%	34	97.1%
埼玉県	63	63	100.0%	62	98.4%
千葉県	54	54	100.0%	54	100.0%
東京都	62	62	100.0%	61	98.4%
神奈川県	33	33	100.0%	33	100.0%
新潟県	30	30	100.0%	29	96.7%
富山県	15	15	100.0%	15	100.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%
福井県	17	17	100.0%	16	94.1%
山梨県	27	27	100.0%	27	100.0%
長野県	77	77	100.0%	75	97.4%
岐阜県	42	42	100.0%	42	100.0%
静岡県	35	35	100.0%	35	100.0%
愛知県	54	54	100.0%	50	92.6%
三重県	29	29	100.0%	29	100.0%
滋賀県	19	19	100.0%	19	100.0%
京都府	26	26	100.0%	24	92.3%
大阪府	43	43	100.0%	43	100.0%
兵庫県	41	41	100.0%	41	100.0%
奈良県	39	39	100.0%	38	97.4%
和歌山県	30	30	100.0%	25	83.3%
鳥取県	19	19	100.0%	18	94.7%
島根県	19	19	100.0%	19	100.0%
岡山県	27	27	100.0%	25	92.6%
広島県	23	23	100.0%	21	91.3%
山口県	19	19	100.0%	18	94.7%
徳島県	24	24	100.0%	22	91.7%
香川県	17	17	100.0%	13	76.5%
愛媛県	20	20	100.0%	18	90.0%
高知県	34	34	100.0%	34	100.0%
福岡県	60	60	100.0%	59	98.3%
佐賀県	20	20	100.0%	19	95.0%
長崎県	21	21	100.0%	19	90.5%
熊本県	45	45	100.0%	42	93.3%
大分県	18	18	100.0%	14	77.8%
宮崎県	26	26	100.0%	26	100.0%
鹿児島県	43	43	100.0%	41	95.3%
沖縄県	41	41	100.0%	38	92.7%
合計	1,741	1,741	100.0%	1,629	93.6%

(消防庁調べ)

附属資料51 「規制改革推進のための3か年計画」以前の主な規制緩和・改革事項(消防庁分)

	主な規制緩和事項
<p>1 「規制緩和等の実施について」 (平成5年9月16日緊急経済対策閣僚会議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○タンクローリーの容量制限の緩和 ○メタノール給油取扱所の設置に関する基準の整備 ○天然ガス（CNG）充填所等の設置に関する基準の整備 ○危険物輸送容器等に係る基準の国際基準への整合化 ○完成検査前検査の対象となる危険物取扱タンクの範囲の縮小 ○危険物の地下貯蔵タンクの基準の見直し ○劇場等における誘導灯の基準の見直し
<p>2 「今後における行政改革の推進方策について」 (平成6年2月15日閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物取扱者試験、消防設備士試験受験資格の認定 ○甲種消防設備士試験受験資格の認定
<p>3 「今後における規制緩和の推進等について」 (平成6年7月5日閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○消防用設備の非常電源について、気体燃料を使用する自家発電設備の認容 ○国際的基準に適合している国際輸送用タンクコンテナについて、完成検査前検査の省略
<p>4 規制緩和推進計画 (平成7年3月31日閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○セルフサービス方式の給油取扱所の基準の整備 ○スプリンクラーヘッドの同時開放個数の基準の見直し ○ハロン代替消火設備の設備基準の策定 ○共同住宅等の構造に応じた消防用設備等の設置に係る特例基準の見直し ○土木建設重機等に対する燃料用軽油の給油 ○危険物を取り扱う建築物に用いることができる不燃材料等の範囲の拡大 ○液化石油ガス（LPG）充填所の設置に関する基準の整備 ○危険物施設における危険物以外の物品の同時貯蔵 ○一般取扱所のうち類型化できるものについての基準の特例 ○20号タンクの技術上の基準の緩和 ○危険物施設と高圧ガスの移動式製造設備との保安距離の緩和 ○危険物施設における強化プラスチック（FRP）製配管の使用 ○特定事業所の自衛防災組織における油回収船の配置
<p>5 規制緩和推進3か年計画 (平成10年3月31日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○給油取扱所の荷卸し時の立会い義務の緩和 ○誘導灯の設置に関する基準の見直し ○Na-S（ナトリウム硫黄）電池の変電所等への設置に関する基準の整備 ○移動タンク貯蔵所について国際基準に適合しているものの特例の拡大 ○危険物施設の変更工事に係る完成検査等の緩和 ○屋外タンク貯蔵所の内部点検の周期延長 ○給油取扱所に設置される専用タンクについて容量制限を撤廃 ○機械で荷役する構造を有する容器の積み重ね高さ規制の緩和 ○屋外貯蔵所で貯蔵できる危険物の範囲の拡大 ○消防用機械器具等の検定を行う指定機関制度に係る公益法人要件の撤廃 ○保安四法関係の規制の合理化・整合化 ○特定事業所の防災活動における作業の省力化に資する装置又は機械器具を導入した場合の防災要員の人数の見直し
<p>6 規制改革推進3か年計画 (平成13年3月30日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターの避難時利用の推進 ○引火点の高い液体の危険物からの除外 ○防火管理者の業務の外部委託 ○自動火災警報器に係る消防法と高圧ガス保安法の重複規制の撤廃 ○危険性物質輸送時の運転要員の確保方策 ○給油取扱所における作業場の面積（面積の算定方法） ○消防用機械器具の検定（指定検定機関の公益法人要件の撤廃） ○タンクローリーに関する規制緩和 ○使用停止命令の解除（製造所等の緊急使用停止命令後の使用再開のあり方） ○石油コンビナートの保安規制に係る申請・届出手続きの電子化
<p>7 規制改革・民間開放推進3か年計画 (平成16年3月19日閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○消防法・建築基準法の性能規定化等による合理化 ○燃料電池自動車に対応した駐車場の消火設備の基準の見直し ○水素供給スタンドとガソリンスタンドの併設の制限の見直し ○家庭用燃料電池に関する消防法に基づく設置届出義務の見直し ○家庭用燃料電池の設置に関する建築物との「保有距離」の見直し ○家庭用燃料電池に関する逆火防止装置の設置義務の見直し ○排煙設備に係る技術基準の性能規定化 ○消防法で規定する消火設備に係る技術基準の見直し ○消防法上の非常用電源における対象設備の拡充 ○危険物施設における「単独荷卸し」実施の適用対象の拡大 ○屋外タンク貯蔵所の検査に係る危険物保安技術協会以外の民間検査機関の参入 ○日本消防検定協会以外の民間検査機関の参入を促進 ○防災資機材としてのいわゆるI-S型泡放射砲の採用の容認 ○特定事業所の休止時における防災要員、防災資機材の配備の緩和

附属資料52

「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」個別施策（消防庁分）

2 官業改革関係

イ 検査・登録・資格試験等

事項名	措置内容
⑧危険物保安術協会（総務省）	<p>a 一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討する。 その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。</p> <p>b 危険物施設の変更工事等に係る完成検査等においては、事業者の負担を軽減するため、市町村等における実態を踏まえながら、安全の確保を前提に、認定事業所における完成検査済証交付の迅速化の推進に一層努める。</p> <p>c 認定事業所で発生した事故原因等について徹底した調査・分析を行うべきである。その調査・分析結果も踏まえた上で、安全の確保を前提に、認定事業所が検査結果を届け出た時点をもって設備の使用開始を可能とする制度への変更の是非について検討を行う。</p>

9 教育・研究関係

エ 研究開発等

事項名	措置内容
③競争的研究資金制度の改善（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）	研究者、事務担当者に対して、研究費の適正な経理・管理の徹底を図る。

10 医療関係

ケ その他（医療計画、救急医療、小児医療、医療事故対策等）

事項名	措置内容
③救急医療の再構築（厚生労働省、総務省、国土交通省、警察庁）	d 救急搬送に関する各組織が効果的に連携して業務を行えるよう、諸外国の状況も参考に、その連携の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。
④救急搬送業務の民間委託、民間委譲推進（総務省）	<p>福祉等で扱う分野の搬送、病院を中心としたいくつかの搬送、長距離の患者搬送、救急警護・警備、催時待機、企業活動に伴う一定の搬送等については、民間を活用することが有効かつ有益である場合が多いと考えられるが、救急搬送業務を行う民間への緊急通行権の付与等、様々な課題が想定されるため、救急搬送業務の民間開放を容易にするための環境整備を図る必要がある。</p> <p>したがって、救急搬送業務における民間の活用について、課題の洗い出しやその解決のための関係機関による検討・協議の場を設け、その結論を踏まえ、上記に示したような救急搬送業務について民間委託、民間委譲を推進する。</p>

16 住宅・土地関係

ア 住宅・土地

事項名	措置内容
29 重疊的規制の整理・合理化（総務省、国土交通省）	<p>a 排煙設備は、人命を守り火災により発生した煙を排出するための設備であるが、消防法の規定が消火活動上の支障とならないようにすることを目的としている一方、建築基準法の規定は避難上支障とならないようにすることを目的としている。沿革的には、当初は消防法のみ規定があったものであるが、次第に建築基準法の規定が整備されてきたため、現在の運用では、両法が適用される場合でも、概ね建築基準法の基準で設定すればよいとされている。今後とも、このような例においては、関連する規定を所管する省庁間で十分連携を取り合い、法令改正等により必要が生じた場合には、統一的な運用を行うために必要な手続を所管省庁間で定め、外部に公表する。</p> <p>b 建築基準法においては、スプリンクラー設備が設置されている場合に防火区画や内装不燃化の緩和ができることとされ、消防法においては、逆に防火区画された小区画室についてはスプリンクラー設備の設置が免除されている。このように、代替的な内容の規定相互間においては今後とも、技術水準の向上等を踏まえつつ、必要が生じた場合には、整理・合理化を推進する。</p>
30 加圧防排煙システムに係る手続の見直し（総務省、国土交通省）	b 加圧防排煙システムを採用する際に、避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用できるよう、消防法の性能規定化の中で検討するとともに、その結果を踏まえて、建築基準法においても附室とロビーの兼用を検討する。

ウ その他

事項名	措置内容
⑧固体酸化物型燃料電池（SOFC）の実証実験を円滑に行うための規制緩和（総務省）	固体酸化物型燃料電池（SOFC）について、平成19年度に消防法令上の規制のあり方について検討・検証を行い、その結果を踏まえ、建築物等からの保有距離等について所要の措置を講ずるものとする。

附属資料52 「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」個別施策（消防庁分）（つづき）

19 危険物・保安関係
ウ 消防法関係

事項名	措置内容
①危険物施設の保安検査（総務省）	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。
②余寿命予測に基づく開放検査周期の設定（総務省）	屋外タンクの開放検査周期について、事業者からのデータの提供を受け、更なる開放検査周期の延長を検討する。
③タンク底部内面コーティングの耐久年数に係る指針の見直し（総務省）	事業者からのデータ提供を受け、安全性の確保を前提に、既存コーティングに関する指針の見直しについて検討を行う。
④大容量泡放射システムの性能規定化（総務省）	大容量泡放射システムの導入を促進するため、大容量泡放射システムに対応できる性能規定を策定する。
⑤安全弁の分解検査周期の見直し（総務省）	消防法及び高圧ガス保安法の両方が適用される安全弁の定期点検の方法については、消防庁において、実態を把握した上で、安全性の確保を前提に検討し、検討結果を踏まえて引き続き措置する。 【「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について（平成21年2月消防第34号 消防庁危険物保安室長通知）】
⑥引火性液体を輸送する際の輸送基準の緩和（総務省）	ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が200度以上250度未満の第四石油類をフレキシブルコンテナで輸送可能とする方向で検討し、平成19年度中できるだけ早期に結論・措置する。
⑦コンビニエンスストアにおける誘導灯及び誘導標識に関する特例適用事業（総務省）	コンビニエンスストアにおいて、誘導灯を高輝度蓄光式誘導標識により代替することのできる要件（避難経路の長さや複雑さ、屋外への見通し等）について、平成21年度に検討を行い、結論を得る。

エ その他

事項名	措置内容
①許認可事務手続きの簡素化・検査方法の合理化（経済産業省、総務省）	許認可手続きの簡素化・検査方法の合理化については、「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」において検討されたが、再度、経済産業省、消防庁において、石油精製事業者を交えて検討し、更なる合理化・簡素化について結論を得るとともに、それについて、周知徹底を図る。
②高機能性化学プラントに対するレイアウト規制の合理化（総務省、経済産業省）	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出がなされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。

附属資料53 規制・制度改革に係る方針（平成23年4月8日閣議決定）（消防庁分）

規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要
アーケードに添架する装飾等の運用の緩和	各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助言（ガイドライン）を发出する。 〈平成23年度検討・結論・措置〉
地域のコンビナートにおいて協業を進める上で障害となる規制の見直し	近隣の事業所間を埋設配管以外の配管で接続する場合、万一の事故時に延焼防止を図るとともに安全かつ適切な消防活動ができるように空地を設けて設置する必要があるが、配管経路や配管の構造によっては、省エネ効果の低減等、課題が生じる場合もあると考えられる。事業所間を接続する配管のうち、当該事業所内の部分については、事業所ごとの実態に合わせて、万一の事故時に延焼防止に有効でありかつ消防活動が安全かつ適切に実施できる措置がとられていることについて事業所が検証し市町村長等が適切であると確認した場合には、必要な空地を減ずることができる（空地を不要とすることを含む）旨を通知により明らかにするとともに、その具体的な方策について例示する。 〈平成23年度措置〉

附属資料54 規制・制度改革に係る追加方針（平成23年7月22日閣議決定）（消防庁分）

規制・制度改革事項	規制・制度改革の概要
リチウムイオン電池の取扱規制の見直し	リチウムイオン電池の現在の規制について、電気用品安全法等の関連する規制を踏まえ、事業者及び関係省庁を交えた検討会等を開催の上、安全性の確保を大原則としつつ、封口前後の状態に応じた危険性を再検証し、その結果に応じて取扱いの変更を行う。 〈平成23年度検討開始、平成24年度結論、結論を得次第措置〉

附属資料55

「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針（平成24年4月3日閣議決定）（消防庁分）

「国民の声」に提出された提案のうち、各府省において積極的に取り組むこととされた事項

事項名	措置の概要
災害時の燃料確保、給油場所確保のための安全対策について	平成24年度に、地震等の災害時において所轄消防長等による仮貯蔵・仮取扱いの承認が迅速かつ円滑に行われ、危険物の安全な貯蔵・取扱いが可能となるよう、仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策の在り方について検討を行い結論を得る。 〈平成24年度検討・結論〉
危険物製造所での非危険物製品生産を可能とする運用の明文化	製造所における非危険物の製造を可能とする運用の明文化については、非危険物を取り扱うことに起因する製造所の設備等への影響について検討した上で、平成24年度のできるだけ早期に各都道府県等に対して周知する。 〈平成24年度措置〉

附属資料56

構造改革特区において実施することができる特例措置（消防庁分）

事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
119番通報時における緊急度・重症度識別（トリアージ）による救急隊編成の弾力化	消防法施行令第44条第1項、 消防法施行規則第50条	救急隊は、現行では、原則、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成すべきとされているところ、特区においては、①119番通報時における緊急度・重症度の識別（トリアージ）が適切にでき、②医師による指示・助言を行う運用体制が常時確立していること等を前提として、緊急度・重症度が著しく低い等の条件を満たす場合に、救急自動車1台及び救急隊員2人による救急隊の編成が可能となるよう措置を講ずる。	総務省

附属資料57

構造改革特区において実施し、全国展開することとなった規制の特例措置（消防庁分）

構造改革特区において実施した特例措置	講じられた特例措置に係る根拠条項	全国展開の実施内容	所管省庁
農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応	消防法第17条	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	総務省
工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上のレイアウト規制等の見直し	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令第10条、11条、12条	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	総務省 経済産業省
劇場における誘導灯に関する基準の特例適用	消防法施行規則第28条の2	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。	総務省

附属資料58 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項（消防庁分）

講じられる規制改革事項	規制改革事項に係る根拠法令等	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
燃料電池に係る消防法上の規制の緩和	消防法第9条 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第16条第5号	燃料電池を利用した発電設備の規制について、平成15年度中に安全性等に関する検討・検証を行い、その結果を踏まえ、発電設備の建築物からの必要な保有距離の在り方について検討する等所要の措置を講ずる。	(平成17年3月22日) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等	総務省
工場棟の建て替えやコンビナート地区の再開発等における石油コンビナート等災害防止法上の区分・地区要件等の緩和	石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第3条、第4条	事業者から具体的な事業の提案及び関連するデータ等の提出がなされるならば、工場棟の建て替えや石油コンビナート地区の再開発において、多品種・少量生産プラント等の設置に関する施設地区の区分、地区要件を緩和する。	逐次実施	総務省 経済産業省
燃料電池自動車の水素ステーションに関する、ガソリンスタンドへの併設	危険物の規制に関する政令第17条第1項第16号	平成15年度に検討・検証を行い平成16年度中に所要の安全基準を整備する予定。	(平成17年2月18日) 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等	総務省
固体酸化物形燃料電池（SOFC）の実証実験を円滑に行うための規制緩和	消防法第9条 消防法施行令第5条 火災予防条例（例） 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令第3条、第6条第1項第2号、第16条	固体酸化物型燃料電池について、平成19年度に消防法令上の規制のあり方について検討・検証を行い、その結果を踏まえ、建築物等からの保有距離等について所要の措置を講ずる。	(平成22年3月30日) 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令	総務省
消防法第17条に規定する消防用設備等設置の柔軟な対応	消防法第17条	旅館・ホテル等では、消防法令に基づき誘導灯等の消防用設備等を設置することが必要であるが、火災危険性等を考慮し、現行制度と同様の安全性が確保されるものとして一定の要件を充たすものについて、現地消防本部の判断により、誘導灯及び誘導標識並びに消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しないものとする事ができるよう、所要の措置を講ずる。	(平成19年1月19日) 消防庁予防課長通知	総務省
コンテナ型データセンターの消防法に関する運用の明確化	消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項	コンテナ型データセンターが建築物以外の工作物となる場合の消防法の取扱いについて、運用の指針を明確化し、消防機関等に対し周知徹底を図る。	(平成23年3月31日) 消防庁予防課長通知	総務省
エタノール含有ガソリンを取り扱う給油取扱所に関する運用の緩和	消防法（昭和23年法律第186号）別表第1 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条	揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則によりE10を自動車用の燃料用の揮発油として消費者に販売することが可能とされる際には、給油取扱所において必要な安全対策を講ずることによりE10を給油することができるよう関係省庁と連携して結論を得る。	(平成23年12月21日) 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等	総務省

附属資料59 総合特別区域の第一次指定対象区域に係る協議の状況（消防庁分）

特区名	提案事項	対応
北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区	農業関連施設の建築基準等の緩和	現行法令等で対応可能
	ED95のバイオエタノール高濃度燃料を給油するためのユニット式燃料給油所（欧州規格品）の限定使用、設置認可	現行法令等で対応可能
グリーンアジア国際戦略総合特区	給油取扱所に水素ステーションの併設を可能とする	条件を提示して実施（平成23年7月より「圧縮水素充てん設備設置給油取扱所の安全対策に係る検討会」を開催し、平成24年3月に検討報告書を取りまとめるとともに、平成24年5月に技術基準を改正した。）
ハイパー＆グリーンイノベーション水島コンビナート特区	消防法の移送取扱所に係る事業所敷地内部分の配管基準の緩和	現行法令等で対応可能
	石油コンビナート等災害防止法の連携事業を実施する際のレイアウト規制の緩和	現行法令等で対応可能
	石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制に関する手続きのワンストップ化	指定地方公共団体が再検討中
かがわ医療福祉総合特区	転院搬送については医師の同乗が必要とされていることの緩和	指定地方公共団体が再検討中

附属資料60 総合特別区域の第三次指定対象区域に係る協議の状況（消防庁分）

特区名	提案事項	対応
さがみロボット産業特区	防災ロボット関連の研究開発事業に対する優先枠の創設	優先枠を創設することは困難であるが、テーマ設定型課題のテーマとして検討することは可能

「平成26年版消防白書」索引リスト

あ行

安全管理者	157
安全管理マニュアル	157, 158, 164
安否情報	231, 234, 235, 236
異常現象	86, 87, 88
位置情報通知システム	131
受入医療機関の選定困難事案	177
ウツイン様式	180, 181, 184, 226
応急対応支援システム	263, 264

か行

火災原因（の）調査	47, 68, 69, 70, 152, 166, 259, 269, 270, 271, 272, 274
火災・災害等即報要領	220
火災旋風	265, 266
火災調査	165, 167, 260, 266, 271
火災報知専用電話	38, 39, 131
火災予防運動	17, 70, 90, 242, 243, 244, 247
画像（映像）伝送	5, 6, 182, 196, 221, 222, 223, 224, 286, 328, 329
型式承認	66, 67
帰宅困難者	106
救急安心センターモデル事業	184
救急車利用マニュアル	183
競争的研究資金	271, 335
共同防火管理	59, 306
共同防災組織	34, 85, 86, 87, 88, 320, 321
業務継続計画ガイドライン	187
緊急災害対策本部	215
緊急時メンタルサポートチーム	158
緊急消防援助隊設備整備費補助金	134, 136, 137, 146
緊急対処事態	229, 230, 231, 232
クリティカルユース	257
広域防災応援体制	216, 217
高規格救急自動車	176, 180
高機能消防指令センター	131, 145, 146, 328
公共施設等耐震化事業	134, 135, 249
公務災害	13, 155, 156, 157, 287
国際緊急援助隊	161, 252, 253, 254, 255
国民保護共同訓練	236, 238
国民保護計画	230, 231, 232, 233, 236, 237

さ行

災害対策基本法	23, 24, 28, 95, 98, 117, 120, 215, 216, 217, 218, 219, 248, 287
災害ボランティア	218, 249

惨事ストレス	158, 167
自衛防災組織	34, 84, 85, 86, 87, 320, 334
自衛消防隊	165, 248
市町村デジタル移動通信システム	222, 332
住宅用火災警報器	16, 45, 56, 70, 247, 264, 266
出火率	36, 37, 38, 298, 330
叙位	159, 163
消火栓	32, 39, 62, 65, 69, 108, 132, 307
賞じゅつ金	161, 163
少年消防クラブ	15, 162, 163, 245, 247, 248
消防記念日	160, 244
消防救急（デジタル）無線	132, 134, 136, 137, 221, 222, 226, 227, 286, 329
消防研究センター	25, 70, 163, 225, 258, 259, 260, 268, 269, 270, 271, 274
消防広域化推進アドバイザー	145
消防広域化セミナー	145
消防指令業務の共同運用	150, 151
消防職員委員会	154, 155
消防審議会	9, 14, 15, 147, 184, 214
消防水利	3, 91, 108, 132, 133, 137, 138, 140, 207, 208, 286, 329
消防設備士	60, 65, 79, 157, 287, 334
消防大学校	114, 125, 136, 164, 166, 168, 169, 191, 213, 224, 237, 238
消防団協力事業所	11, 13, 15
消防通信施設	131
消防同意	63, 64
消防ヒヤリハットデータベース	159
消防防災施設整備費補助金	5, 134, 136, 137, 146, 206, 249
消防防災ヘリコプター	1, 7, 89, 90, 120, 130, 132, 135, 170, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 203, 224
消防防災無線	220, 221, 222
消防力の整備指針	84, 114, 138
除細動	14, 173, 174, 179, 181, 185
女性（婦人）防火クラブ	15, 57, 70, 159, 160, 165, 243, 245, 247
心肺蘇生法	181
スプリンクラー	32, 33, 39, 57, 62, 64, 65, 66, 68, 69, 70, 287, 307, 334, 335
製品火災	69, 70, 242, 243
石油コンビナート等特別防災区域	2, 34, 82, 83, 84, 85, 87, 287, 320, 321, 337, 338
石油コンビナート等特別防災区域協議会	85
相互応援協定	26, 30, 90, 109, 196, 198, 217

た行

耐震性貯水槽	108, 110, 134, 286, 328
大深度地下	123
立入検査	60, 61, 63, 70, 80, 139, 165, 244

竜巻	93, 96, 101, 188, 220, 265
地域防災計画	7, 104, 107, 109, 111, 114, 115, 118, 119, 121, 126, 135, 204, 215, 216, 217, 218
ドラコンハイパー・コマンドユニット	2, 3, 34, 136, 137, 202, 207, 212, 214, 273
津波警報	227, 233
適マーク制度	62
デジタル移動通信システム	222, 332
統括防火管理者	59
統括防災管理者	60
特殊消防用設備等	61, 65, 68, 162
特殊標章	237
特定違反対象物	62, 63
特定事業所	33, 34, 82, 83, 85, 86, 87, 88, 334
特定防火対象物	59, 62, 63, 64, 139, 242, 243
トリアージ（緊急度判定）	182, 183, 184, 337

は行

バイスタンダー	181
ハザードマップ	31, 119
ハロン消火剤	256, 257
避難勧告	23, 27, 28, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 119, 121, 219, 222, 263, 264
避難指示	24, 94, 95, 108, 112, 113, 115, 119, 136, 137, 210
武力攻撃事態	9, 138, 229, 230, 231, 232, 235, 237
武力攻撃予測事態	229
文化財防火デー	243
ヘリコプターテレビ電送システム	196, 198, 221, 223, 224, 286, 329
ヘリサット	5, 6, 26, 30, 196, 198, 206, 208, 224
保安検査	79, 80, 81, 336
防災対象物品	65
防災品	65, 66, 70, 71
防災物品	57, 65, 66, 71
防災防火対象物	65, 66
防火管理者	57, 58, 59, 60, 61, 306, 334
防火管理に係る消防計画	57, 58, 59
防火基準点検済証	60
防火水槽	90, 91, 113, 132, 286, 328
防火対象物	32, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 68, 124, 139, 226, 242, 243, 287, 302, 304, 305, 306, 307
防火対象物定期点検報告制度	59
防火対象物点検資格者	60
防火服	130, 261
防火優良認定証	60
防災管理者	60, 61, 85
防災管理に係る消防計画	60, 61
防災基盤整備事業	134, 135, 221, 249, 250
防災行政無線	27, 28, 98, 110, 119, 121, 221, 222, 224, 227, 228, 233, 234, 235, 240, 286, 332
防災対策推進検討会議	104, 106, 108
放射性物質事故対応資機材	114, 115

ま行

メディカルコントロール	179, 180, 184, 260
-------------	--------------------

や行

幼年消防クラブ	245, 248
予防行政のあり方に関する検討会	32

ら行

レイアウト規制	82, 86, 336, 337, 339
---------	-----------------------

英数字

AED（自動体外式除細動器）	14, 181, 182, 185, 260, 261
G空間情報	136, 259, 273
ICT	32, 33, 136, 182, 183, 214, 226, 228, 258, 259
IP電話	131
ISO	109, 130, 256
Jアラート（全国瞬時警報システム）	137, 222, 227, 232, 233, 234, 235, 240, 241, 286, 333
MCA陸上移動通信システム	222, 332
NBC災害	115, 167, 200, 232, 238
NBCテロ	199, 237, 238
PFOS	257, 262